船橋市
新型コロナウイルス感染症
対応の振り返り

令和６年 11 月

船橋市

■はじめに

令和元年（２０１９年）１２月に中国湖北省武漢市ではじめて発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、わが国では令和２年２月に指定感染症に指定され、同年３月には本市におけるはじめての感染者が確認された。市内の新規感染者数が徐々に増加し、令和３年７月には１００名を超え、令和４年１月には５００名を、同年７月には１，０００名を超えた。

新型コロナウイルスは変異を続け、感染症法上における位置づけが５類感染症となった令和５年５月８日までに、国内で８回の感染拡大期を経験し、およそ３年間という近年の感染症の歴史においても比較的長期に渡る感染対策や行動制限等を国民全体が強いられる状況となった。その間、国・県の施策に加え、市では「医療提供体制をひっ迫させない」「死亡者を出さない」を目標に、感染拡大の防止や検査・入院医療の体制作りなど市独自の施策をスピード感を持って実施し、常に関係団体と連携を図りながら取り組んできた。

特に、本市が上記の取り組みを推進することができたのは、これまでも、本市のドクターカー、夜間休日急病診療所等の救急医療や地域医療等を担っていただいている市医師会から、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制及びワクチン接種体制の構築に全面的な協力をいただき、医療関係者の方々がその最前線に立って取り組んでいただいた結果であり、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる。

令和２年１月、市では、国からの要請を受ける前に、新型コロナウイルス感染症の相談窓口を設け、同年２月には「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。全庁的な対応方針、横断的取り組みの検討・決定、感染状況の共有等を行う体制を整え、当初から市医師会等と連携を図りながら、積極的に各施策に取り組んできた。

市内で初の感染者が確認された令和２年３月には、市独自にＰＣＲ検査を開始し、同年４月には検査需要の増加に対応するため、ドライブスルーによるＰＣＲ検査を開始したほか、県内でいち早く自宅療養者等へのパルスオキシメーターの貸出しを開始した。また、医療提供体制のひっ迫を防ぐため、市内のホテル

を借り上げ、軽症患者を対象とする宿泊療養施設とした。さらに、令和３年１月には市内２棟目となる宿泊療養施設を設置し、いずれの宿泊療養施設でも容態が急変した場合の搬送受け入れや治療のために、市独自に協力医療機関と契約を締結した。なお、当時の千葉県下で市内に宿泊療養施設を２棟以上持つ市町村は船橋市だけであり、また、医療機関と連動したのは船橋市が千葉県で初めてであった。

また、市保健所検査部門では、令和３年度に「地方衛生研究所全国協議会」に加入したことで、新型コロナウイルス感染症検査試薬を入手することができ、診断用 PCR 検査、変異株 PCR 検査やゲノム解析を順次実施し、機会を捉えた市民への注意喚起を行ってきた。現在、市保健所検査部門は検査能力やサーベイランス能力の向上を図るための調査研究や試験検査等を実施する機関として、機能強化に取り組んでいる。

さらに、重症化リスクの高い高齢者等の感染予防や、市の福祉部門と保健所等が連携した高齢者施設等への感染拡大防止策を重点的に実施した。全国に先がけてクラスター対策に取り組み、現地での調査、指導、助言等により施設内での感染拡大防止に努めた。今後、これらの取り組みによって得られた教訓を次の感染症危機にも生かせるよう、市全体として関係機関と連携していく。

本書は、次の感染症危機において船橋市民の命と生活を守ることを目的として、保健所を中心とした対応だけでなく、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る全庁的な照会のうえ、船橋市全体で取り組んだ各施策を記録し、それらで得られた知見や経験を今後に活かすために取りまとめたものである。本書の発行を通して、新型コロナウイルス感染症対策で得られた知見や経験を今後の感染症対策に活かすとともに、市民の皆様の意識の啓発などに役立てていきたい。

感染症法の改正に伴い、本市においても次の感染症危機に備え、『船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）』を令和６年４月１日に策定したところである。同計画の「事前対応型行政の構築」等の取り組みの検討を進めるにあたっては、本書に記載された記録等を参考に、市として日頃からの備えに万全を期していくものとする。

目次

第１章　　時系列でみる船橋市の対応と国・県の動き １

第２章　　保健所を中心とした対応について ４９

第１節　感染拡大防止のための体制整備等 ５１

１　　市対策本部会議の設置・会議運営 ５１

２　　保健所・保健所本部体制の整備 ５３

３　　相談体制の整備 ５９

４　　積極的疫学調査・濃厚接触者の把握 ６３

５　　検査体制の整備 ６７

第２節　感染拡大防止対策と医療提供体制の確保等 ７２

１　　医療・診療提供体制の整備 ７２

２　　入院調整及び救急との連携・調整 ７７

＜消防局における対応＞ ８０

３　　自宅療養体制の整備 ８３

４　　宿泊療養体制の整備 ８６

５　　クラスター対策（高齢者施設・事業者等への周知啓発） ８８

６　　ワクチン接種の推進 ９２

７　　船橋市立医療センター ９５

８　　その他 ９７

第３節　報道対応と広報・情報発信 １０３

１　　患者情報等の公表 １０３

２　　市民等に向けた広報、情報発信 １０５

３　　その他 １０９

第３章　　市役所の主な対応について １１１

第１節　市立学校 １１３

１　　学校の臨時休業 １１３

２　　学習生活の支援 １１５

３　学校の感染対策と運営体制等 …… １２０
第２節　保育所・放課後ルーム等 …… １２９
１　幼稚園・保育所 …… １２９
２　放課後ルーム …… １３２
３　障害児通所支援事業所等 …… １３３
４　児童福祉施設等への運営支援 …… １３６
５　その他 …… １３８
第３節　社会福祉施設等 …… １４１
１　感染防止対策の徹底 …… １４１
２　施設等への支援 …… １４７
３　在宅高齢者・障害者の一時預かり事業 …… １５７
第４節　個人向け支援策 …… １５８
１　特別定額給付金・臨時特別給付金 …… １５８
２　住居確保給付金等 …… １６２
３　生活福祉資金 …… １６４
４　生活困窮者自立支援金等 …… １６６
５　子育て世帯への給付金及び支援（妊婦を含む） …… １６９
６　保険料・保育料・手数料・税金減免関係 …… １７８
７　傷病手当金 …… １９１
８　各種相談窓口 …… １９３
９　納税・徴収の猶予 …… １９５
１０　在宅生活に対する取組 …… ２００
１１　その他 …… ２０２
第５節　事業者向け支援策 …… ２０７
１　支援策 …… ２０７
２　その他 …… ２３２
第６節　職員・組織・庁舎 …… ２３５

１　職員体制（勤務体系含む）..... ２３５
２　庁舎における感染防止策・業務の運用 ２４５
３　イベント等 ２５２
４　その他 ２６５
第７節　財政対応（補正予算・補助金・歳入確保等）..... ２６８
１　補正予算・補助金・歳入確保等 ２６８
２　その他 ２７１
第４章　新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し..... ２７３
第５章　緊急事態宣言等による利用制限施設一覧..... ４４５
新型コロナウイルス感染症に関する船橋市の刊行物（一部抜粋）..... ４５７
新型コロナウイルス感染症に関する国・県への要望等..... ４８３

第１章

時系列でみる
船橋市の対応と国・県の動き

第１波期（令和２年１月～６月）における国・県・市の動き

■第１波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数１４４人／１日の最大８人
入院者数　　：１日の最大４９人
宿泊療養施設：１日の最大２０人／最大使用率１７％
自宅療養者数：１日の最大４９人
死亡者数　　：計０人
相談状況　　：計２２，７９８件／１日の最大４３７人
検査状況　　：計２，５０４件／１日の最大１２６人　陽性率（最大２５％）※７日間平均

■船橋市における第１波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸１００人）

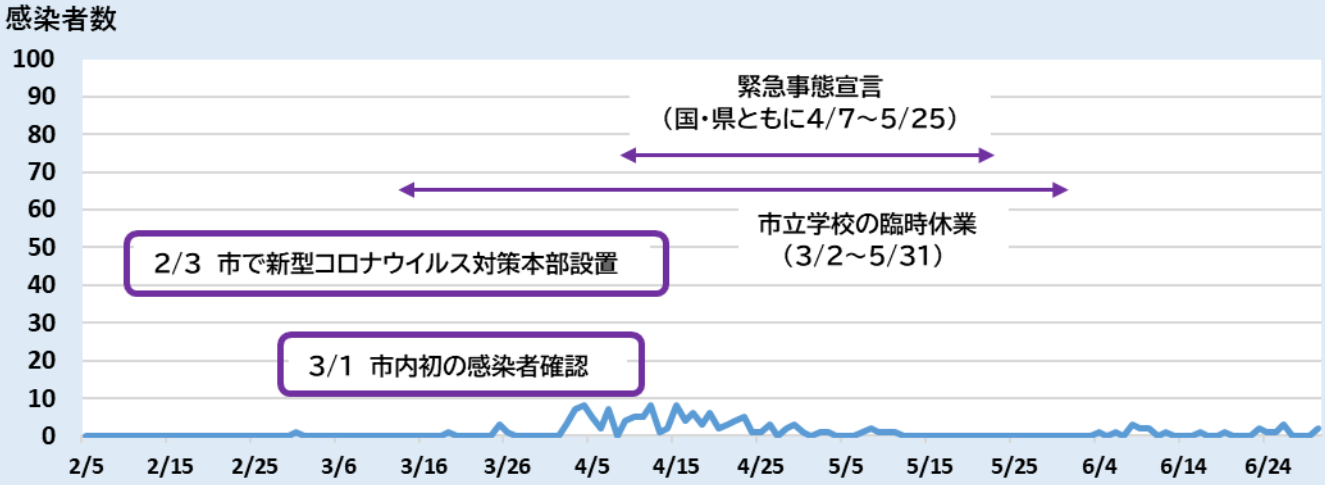

■感染状況の概況、国の取組

□令和２年１月１６日　国内で初の感染者を確認
□令和２年１月３０日　千葉県内で初の感染者を確認
□令和２年３月　１日　船橋市内で初の感染者を確認
□令和２年３月１１日　ＷＨＯがパンデミック宣言を発出
□令和２年３月２６日　新型コロナウイルス感染症政府対策本部の設置
□令和２年４月　７日～　緊急事態宣言（１回目）
　令和２年５月２５日　※千葉県も同期間

■千葉県の取組

□海外からの帰国者対応
□施設等でのクラスター対応

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和２年１月２４日　〇保健所保健総務課で初動対応開始

□令和２年２月　３日　〇**新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、対策本部）の設置**
（第１波期：２９回開催）

５日　〇**新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口の設置**
⇒２月７日新型コロナウイルス感染症相談センター（帰国者・接触者相談センター）に変更

２６日　〇**新型コロナウイルス感染症対策保健所本部（以下、保健所本部）の設置**

□令和２年３月１１日　〇市保健所によるＰＣＲ検査開始

□令和２年４月２１日　〇ＰＣＲ検査外来（ドライブスルー方式）開始

３０日　〇**宿泊療養施設開設（船橋第一ホテル）**
市医師会とのオンコール体制の構築

□令和２年６月１０日　〇市内医療機関との契約によるＰＣＲ検査体制の整備

【主な施策等】

□各媒体による外出自粛の働きかけ（動画や広報紙等）

□職員による公園パトロール
人が多く集まる公園にて、利用者に対して「３密」を避けるように呼びかけ

□市公共施設への手指消毒液の設置・配布

□執務場所の分散勤務
会議室や在宅勤務等を利用した分散勤務により感染リスクの低減を図る

□週休日出勤による勤務日の振替
土・日曜日等に出勤し、接触機会の低減を図る

□市主催（共催）イベント、一部市公共施設の休止等

□市立学校の臨時休業、保育所等の臨時休園、登園自粛

□小学校休業期間の放課後ルームの開所

□事業者向け臨時相談窓口の開設

□テナント賃料助成金
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少及び事業継続が困難となっている事業者を支援

【主な施策等（保健所）】

□緊急事態宣言を受けた措置等の実施（外出自粛等）

□積極的疫学調査（以下、疫学調査）の徹底による早期発見、クラスターへの対応

□自宅、宿泊療養者の電話による健康観察

□パルスオキシメーターの確保・健康観察への活用

□市備蓄物品の医療機関・高齢者施設等への配布

第１波期（令和２年１月～６月）の概要①

船橋市における新型コロナウイルス感染症対応の始まり

令和元年 12 月末、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が発生。年が明けてすぐの令和 2 年 1 月には、WHO により、肺炎は新型コロナウイルスによるものであることが公表された。

同年 1 月 16 日には日本で第 1 例目となる陽性患者の発生報告がなされ、それと前後して国から新型コロナウイルス感染症関連の事務連絡が頻繁に通知されるようになった。本市においては、1 月 24 日に保健所の感染症対策部門内にて相談窓口を開設、土日祝日を含め市民からの相談対応を始めた。これは 1 月 29 日に国から各自治体へなされた相談窓口の設置要請に先んじるものだった。

相談対応開始当初は市民からよりも医療機関からの「中国への渡航歴がある発熱患者が来てしまった」「検査を受けさせたい患者がいる」といった問い合わせが多かった。国の通知にある症例定義に基づいて対応するよう伝え、市医師会への情報発信等も行ったが、通知は日々更新され情報が錯綜し、認識の統一が困難だった。

本部体制の整備と市内感染者発生

令和 2 年 2 月 3 日、船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市長を本部長、各部局長等を部員とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全市的な対応方針、横断的取り組みの検討・決定、感染状況の共有等を行う体制を整えた。

2 月 5 日から上記対策本部による決定を受け、「船橋市新型コロナウイルス感染症専用相談電話窓口」を専用回線により開設し、2 月 7 日から帰国者・接触者相談センターの機能を追加、名称を「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター」とした。当初は 3 回線、毎日 9 時～17 時での対応で開設し、相談需要の高まりに応じて回線数及び開設時間を順次拡大した（2 月 21 日に 5 回線、4 月に 10 回線。2 月 28 日以降 8 時～20 時。以降、感染状況等により適宜見直し）。多数の感染者発生が確認された大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」が連日メディアで取り上げられるなど、日本国内での新型コロナウイルス感染症に対する注目度が急激に高まっていった影響もあり、相談センターの電話は鳴りやまず、開設時間を大きく超えて相談業務に追われることとなった。センター内にはホワイトボードや掲示用パネルが所せましと置かれ、相談件数や受診調整待ちの患者数、最新の国通知の情報などを共有していた。

2 月 26 日、保健所長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症保健所対策本部」を設置した上で、保健所内職員を専従配置し、情報整理・発信・相談・検査・ロジスティクス・患者対応等の実務的役割を一元的に担う体制とした。

３月１日には市内で初めてとなる感染者を確認し、以降感染者数の増加や社会的不安の高まりに伴い、市民からの受診相談や受診調整、検体採取・輸送、積極的疫学調査等様々な業務が増大したことから、対策本部はひっ迫した状況となった。3 月 11 日に全庁職員による応援配置を行い、増員を行ったものの、応援職員の配置のタイミングや適切な人員の割り振りについてはその後の本部体制にとっても継続的な課題となっていった。

社会的にマスクや手指消毒液の需要が急激に高まり、海外からの供給も不安定な状況が続いたことで、感染予防に必要な物資の不足を引き起こし、市内医療機関、高齢者施設等における個人防護具（PPE 等）も不足する状態となった。そこで、保健所で備蓄していたマスク等の医療物品に加え、危機管理部門で災害対策用として備蓄していた物品を市内医療機関、高齢者施設等に対して優先供給した。平成 21 年に発生した新型インフルエンザ流行時の教訓をもとに、マスク等の備蓄を続けてきた本市の対応が役立った瞬間だった。市で備蓄できる数には限界があるため、各医療機関、高齢者施設等においても一定数の備蓄が必要になることがわかる事例でもあった。

○第１波期における保健所内の様子

北総育成園での集団感染発生

令和 2 年 3 月 27 日に、香取郡東庄町にある船橋市障害者支援施設北総育成園の職員に新型コロナウイルス感染症陽性反応が出たことが判明。翌 3 月 28 日には全職員と発熱した利用者にＰＣＲ検査を実施。同日時点で職員 31 名、利用者 26 名の感染を確認。最終的には 100 名の感染が発生、コロナ禍最初期における国内最大規模のクラスター事例であった。

○北総育成園の外観

第１波期（令和２年１月～６月）の概要②

３月 29 日、北総育成園に対して、県内感染症指定医療機関医師・看護師、国のクラスター対策班、千葉県による合同での施設調査が行われ、船橋市保健所も参加した。3 月 30 日には千葉県・船橋市・東庄町合同会議を開催したが、実際には周囲の自治体も参加し説明会に近い形となった。同会議はかなり緊迫した雰囲気で行われ、指定管理者や船橋市への厳しい意見をいただく場面もあった。

これら調査や会議等を経て、3 月 31 日、千葉県健康福祉部次長を対策本部長とする現地対策本部を北総育成園内にて設置した。

＜対策本部の組織図＞

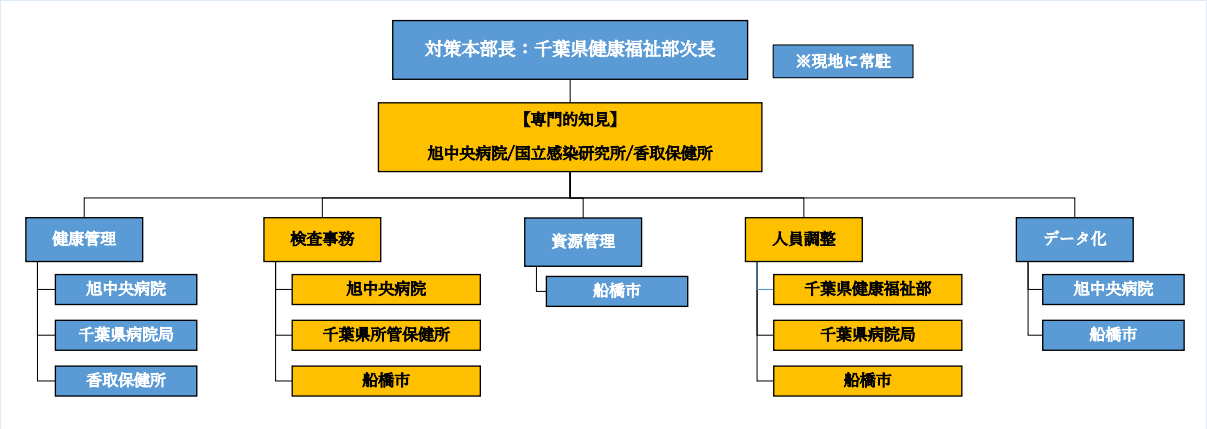

対策本部の支援目的は「利用者への医療提供」「感染拡大の防止」「施設機能の維持」の 3 点が主だったが、とりわけ「利用者への医療提供」として「施設での療養」に踏み切ったのは大きな決断だった。

令和 2 年 3 月時点では「感染者は医療機関に入院」し、「濃厚接触者は自宅で健康観察」というのが原則であった。これを「重症者は入院」「軽症・無症状・濃厚接触者は施設で療養ないしは健康観察」として対応した。「障害を持つ利用者が環境を変える（入院をする）ことで不穏にならないように」「感染者が多数であったため医療機関が受け止めきれない」といったことがこの対応の理由ではあったが、北総育成園の職員からは『入所者の保護者にどう説明するんだ』『障害者は入院もさせてもらえないのか』『施設での療養だと十分な医療を提供できないのではないか』といった意見もあった。入院の判断や経過観察を正しく遅滞なく行うため、医師を日中は常駐、夜間はオンコール体制、看護師は日中・夜間ともに 2 人常駐という施設内の医療体制を当面継続することとした。その後感染が収まっていくのに併せて段階的にオンコールを主体とした体制に切り替えていった。

＜北総育成園における医療提供体制＞

時期	医療体制
発生～4月20日	医 師:日中は常駐、夜間はオンコール体制 看護師:日中･夜間共に２人常駐
4月21日～5月1日	医 師:日中･夜間はオンコール体制 看護師:日中２人･夜間１人常駐
5月2日～8日	医 師:オンコール体制 看護師:日中１人(夜間オンコールでトライアル)
5月9日	医療体制はすべてオンコール

「感染拡大の防止」「施設機能の維持」としては、まず、船橋市の保健師３名を現地に派遣することとなった。具体的に必要とされている支援も派遣期間がどの程度の期間になるのかも不明確であり、まったく時間がないなか派遣調整を行わざるを得なかったが、複数の保健師が派遣を希望してくれたため、調整自体はスムーズに行われた。

３月 31 日、保健師３名が現地対応に入るも、施設職員の多くが発症していて出勤できておらず、陽性で症状のない施設職員が少ないながらも勤務しているという厳しい状況であった。施設長をはじめとする職員は利用者を「死なせないようにすること」で精一杯で、入居者の入浴や掃除やリネン交換などの衛生管理やゾーニングをはじめ感染対策らしきものを何も講じることができていなかった。対策本部の役割分担に従い、業務に対する人員調整や物品の管理から着手したが、現地到着時点の本部には、本部をコントロールする指揮者がおらず、市保健師３名、香取保健所保健師１名、県職員１名の５名のみのため、応援職員側で、何ができていて何ができていないのか等現場で判断し対応せざるを得ない状況であった。

県庁や医療機関、国立感染症研究所の医師が到着後、ゾーニングについて全体ミーティングを実施した。障害特性上、施設内で療養している利用者に口頭での指示やラインでの区分けで認識してもらうことが難しく、クリーンエリアに陽性者が入ってきてしまう状況があったため、物理的に侵入できないような形でゾーニングを実施した。

手書きのままになっていた健康観察のデータ入力、入院患者搬送のための救急車の停車場確保なども担い、保健師としての本来業務がなにかなど考える暇もなく目の前の必要な事務を対応していた。厨房職員が全員陽性となり食事提供が止まっており、やむを得ず購入したコンビニ弁当をきざみ対応するなどして利用者へ提供するなど、通常では考えられない対応もあった。食事提供についてはすぐに知的障害者福祉協会が法人を超えて、交代でお弁当を配達したり、別施設できざみ食にしたりといった協力体制が敷かれ、その迅速なサポート体制は今後の市が検討すべき施策等に向けて非常に参考となった。

圧倒的に人員が足りないため、船橋市からロジスティクス担当（以下「ロジ担当」）として２名、支援員として３名の事務職を派遣することとなった。４月２日から業務に入る派遣第一陣については、調整に希望者を募る時間がとれないことから現場において必要な能力が何かを優先し、ロジ担当を危機管理部門から１名、デジタル行政担当部門から１名、支援員は「船橋市身体障害者福祉作業所太陽」での勤務経験がある職員に直接声がけする形で派遣調整を行った。この時点では新型コロナウイルス感染症は未知のウイルスであり、第二陣の派遣調整も時間はなかったが、ロジ担当については非常に多くの職員から手上げがあり、市職員の当事者意識の高さを垣間見ることができた。

保健師は現地まで通っての勤務であったが、ロジ担当と支援員に関しては業務の負担も鑑みて、宿泊を想定していたものの、新型コロナウイルスへの恐怖から、宿泊施設の利用を断られ、船橋市から派遣する職員の滞在場所の確保は困難であった。船橋市長と東庄町長との間で調整した結果、当時東庄町に５校あった小学校の統合により廃校となった校舎を職員の宿泊場所として貸していただけることとなった。北総育成園での集団感染発生は、東庄町としては寝耳に水の事態であったにもかかわらず、町長をはじめ議長から町議会議員等へ状況のご説明をしていただいただけでなく、応援職員に対しても折々で様々な心遣いをいただいた。

第１波期（令和２年１月～６月）の概要③

北総育成園での検査事務は、検査対象を利用者や施設職員だけではなく、接触者も対象として拡大していったため、毎日数多くの検査を実施していた。利用者には検査への恐怖心から大きな声をあげたり大きく動いたりしてしまう方も多く、検査者側のリスクもかなり高い状況であった。その中で実際に陽性と判明した利用者も複数名いた。接触者検査を受けに来る家族の中には、その場で大きな声で怒りを露わにしたり苦情を言ったりする人もおり、検査の流れが止まってしまうこともあった。個人防護服をつけたまま説明し理解を得なければならなかった。

検査介助に入っている保健師が事務の多くを担わなければならなかったが、船橋市のロジ担当が現地入り後、ロジ担当に事務上での注意事項や感染対策について説明したうえで検査の誘導事務にあたってもらい、保健師の事務負担が軽減した。

支援員として勤務した職員に関しては、施設職員とほぼ同じ立場で、個人防護服を着用のうえ感染者のいる居室棟に入り、トイレ誘導や配膳、衛生管理など利用者への直接介助を行うといったまさに最前線での勤務だったが、保健師を含め、船橋市から派遣された職員で感染が確認された職員はいなかった。従事前の感染リスクに関するレクチャーに加え、個人防護服の正しい着脱の徹底など、しっかりと準備を整えることがどれだけ重要であるかがわかる事例だった。

業務執行にあたり少なからず影響があった点として、北総育成園への風評被害は厳しいものがあった。苦情やいやがらせの電話が殺到し、その対応に疲弊していた。また、施設職員が借りていた駐車場を解約されてしまい使えなくなる、店舗や郵便局、銀行への立ち入りを拒否されるといった差別的対応もあった。宅配便などの施設への配達も門の外に置かれたまま放置されるため定期的に確認せねばならず、それだけでも時間をとられてしまっていた。

指定管理者も応援に入ってくれる施設職員をなかなか見つけられない、一般ごみの回収業者も施設に立ち入りしたくないとして対応を断られてしまいすべて感染性廃棄物として専門業者に回収をお願いするなど、とりわけ「施設機能の維持」の面では様々な課題が次々と出てきた。

適切な感染対策の履行と時間の経過に伴い、感染者数も減っていき、段階的に対策本部の終結に向けて準備を進めた。施設が安全であることを対外的に伝える必要があったため、「施設利用者全員の陰性化」「２週間以上新たな感染がない」といった点を県や市からのマスコミ報道で知らせることはもちろん、周辺自治体や取引業者、利用者の保護者にも手紙で知らせる等の対応も行った。

市が設置・所有している施設とはいえ、物理的な距離なども考慮して市との情報共有のための連絡ルートが明確でなかった点は、物資の補充等にも影響する点も含めて反省しなければならない。市職員の派遣があったこともあり、各所属部署から状況確認の連絡が入ってしまうなど発生初期は市の内部でも情報が整わない状況があった。

集団感染が発生するとどれだけの社会的影響があるのか、施設内部がどれだけ混乱し通常業務が困難になるのかなど、当該事案での経験はその後起こる様々な施設での集団感染事例への対応に活かされることとなった。

緊急事態宣言と検査体制の確保

令和２年４月７日、国から、千葉県を含む７都道府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）施行後初となる緊急事態宣言が発令され、国の基本的対処方針に基づき、医療機関への通院等、生活や健康の維持のために必要な場合を除く県民への外出自粛要請、生活の安定確保に不可欠な業務を行う事業者を除く幅広い施設の使用制限等の要請、イベントの開催自粛要請等の緊急事態措置が適用された。

本市ではすでに３月 11 日から市保健所での PCR 検査を実施していたが、検査需要の増加に対応すべく、緊急事態宣言により事業が停止となった介護予防事業の担当が中心となりドライブスルーによるＰＣＲ検査体制作りを検討した。

検討を開始した時点では国内の先行事例が２自治体のみであり、国からの通知もなかったため、そもそもどんな検査物品が必要で、確保できる業者があるのかなど、まさに手探りでの制度設計であった。とりわけ、検査に関わる医師や看護師、市職員への感染を防ぐため、検査会場となる場所の条件、動線の確保や風向きなどについては市医師会から意見をもらいながら進めた。

国が後追いで４月 15 日付け通知にてドライブスルー方式を認め、検査拡充を都道府県等に要請するなか、本市においては、市医師会協力の下、４月 21 日にドライブスルー方式での検体採取を開始した。

その後５月にかけて、市民の行動変容や対策本部による積極的疫学調査等の取り組みを背景に感染は収束に向かったが、再度の感染流行を見据えて検査体制の拡充を進め、保健所の PCR 検査機器の更新等を行った。

広報ふなばし 4/15 No.1495
新型コロナウイルス
緊急事態宣言が発令されました！
うつらない、うつさない
落ち着いた行動で新型コロナに打ち勝ちましょう
無症状の陽性の人が確認されています！
密閉空間
密集場所
密接場面
熱が続く、熱が低くても
強いだるさや息苦しさを感じたら
☎409-3127へ
心を一つにして、この難局を乗り越えましょう
市民生活に関わる市の対応は２・３面をご覧ください

○広報ふなばし（令和２年４月 15 日号）

○ドライブスルー方式による検体採取の様子

病床確保について

患者等の入院受け入れの環境を緊急的に整備するために、令和２年３月から各病院の代表者を繰り返し訪問し、協力依頼や協議を重ねた。協議の中で施設整備費用がネックとなっていることがわかり、「船橋市新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急環境整備事業補助金」を創設、５病院に交付した。国・県が同種の補助金を後追いで創設したが、市の補助金でより広く対象経費を設定していたことにより、市内５病院の負担軽減はより大きなものとなった。結果として、緊急事態宣言下の４月当初 28 床しかなかった受入病床を５月下旬には 87 床まで拡大させ、病床稼働率を大きく低減させた。

第１波期（令和２年１月～６月）の概要④

宿泊療養施設の整備

令和 2 年 4 月 2 日に国より宿泊療養及び自宅療養の対象等が示され、市の宿泊療養施設（以下「施設」）設置の検討を開始した。

施設の設置にあたり、特に課題となったのは感染対策、医療提供のサポート体制、施設の運営であったが、各課から精鋭の応援職員を集め、各部局が施設整備に向け協力してくれたことで 4 月 30 日に開設することができた。

課題としてあがっていた感染対策については、県が施設の開設にあたり、新型コロナウイルス感染症発生当初帰国者の受け入れ施設等の運営を行っていた自衛隊に「施設運営に係る感染対策の有効性の確認」を依頼していたことから、本市より県に対して自衛隊の派遣依頼を行ったが、「自衛隊派遣は県で１回きり」であるとして、派遣を受けられなかった。そこで本市は、防衛医科大学看護学校の学生の実習を受け入れていたことから、同校に感染対策の相談をしたところ、自衛隊の派遣による「施設運営に係る感染対策の有効性の確認」を受け、助言をもらうことができた。

市内での施設の開設にあたっては、医療提供のサポート体制を板倉病院が引き受けてくれたことや、ホテル側から施設として開設することに賛同を得られたこと等が理由で、船橋第一ホテルが１棟目の施設となった。

医療提供のサポート体制としては、容態が急変した場合の搬送受け入れ及び治療といった流れの確立や陰性化確認のための検査実施、第 2 波期以降においては入所前の問診等を実施することができ、入所者の安心に繋がった。

上記のような課題を様々な形で解決して迅速な施設の開設に繋げたことは、次の感染症危機においても参考となるが、担当班の職員は 20 日間の連続勤務で尽力するなど負担が非常に重かったことも事実であり、施設の開設をスムーズに行うためのスキーム構築や職員の応援派遣体制についての検討が課題として認識された。

○宿泊療養施設に従事する職員への個人防護服着脱研修の様子

市独自の支援策について

第１波においては他市の先行事例にも注視しながら、個人（世帯）や事業者に対する様々な市独自の支援策の検討がなされた。

直接的な個人向け支援のひとつとして、各種申請に係る証明書の発行手数料の免除を行ったが、全庁的に足並みをそろえて開始とはならなかったため、市民に混乱を招きかねない期間があった。今後同様の対応が必要となった際に向けて、対応を全庁で統一するための事前調整が重要だとわかった。

事業者向けの市独自の支援策としては、テナント賃料助成金が最も交付額の大きい事業のひとつだった。事業検討にあたり、中小企業の窓口である商工会議所へ中小企業等からの要望や意見の聴取について依頼、商工会議所へ取りまとめてもらった要望等をヒアリングするなかで、テナント料や家賃といった固定費の支払いが困難になっていることを把握するに至った。国や県が事業者向けに用意した各種補助金等の申請が煩雑だったこともあり、市のテナント賃料助成金は提出書類等を極力簡素化し、迅速な給付を行うことに注力した。原則郵送かオンライン申請とすることで窓口の混雑緩和を図り、感染拡大防止にも繋げ、事業者からの好意的な反響の大きい事業となった。

保健所本部職員の勤務状況

未知のウイルスである新型コロナウイルスに対し、患者への積極的疫学調査や健康観察、入院・受診調整、濃厚接触者の把握、搬送ごとの車両の消毒等作業、患者発生ごとの記者会見による公表、施設での陽性者発生時における出張での検体採取等、一つの対応に膨大な時間を必要としていた時期である。また、帰国者・接触者外来の設置等にかかる医療機関との調整、ホテル立ち上げやドライブスルー方式による検体採取の企画及びそれに伴う予算調整、市長の定例記者会見においても直近の患者数、現在の取組み状況などを公表するなど、保健所本部職員の業務は各方面において繁忙を極めた。

とりわけ、積極的疫学調査に従事する保健師を筆頭に多大な負荷が生じ、時間外勤務が月 100 時間を超える職員も複数発生し、4 月においては、最大で月 200 時間に迫る時間外勤務となった職員もみられた。

業務量の増大や過重労働の解消に対応するために本庁等からの応援職員を順次配置したが、人員が増えることで必要な業務や新たな業務への対応など業務量は増加し続け、職員の業務負荷軽減には必ずしもつながらない状況であった。

第２波期（令和２年７月～１１月）における国・県・市の動き

■第２波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数８３１人／１日の最大１８人
入院者数　　：１日の最大３８人
宿泊療養施設：１日の最大５３人／最大使用率４６％
自宅療養者数：１日の最大２９人
死亡者数　　：計６人（うち、主因コロナ５人（７０代以上８０％））
相談状況　　：計２４，２５７件／１日の最大３１４人
検査状況　　：計１３，０６８件／１日の最大３０１人　陽性率（最大１０％）※７日間平均

■第２波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸１００人）

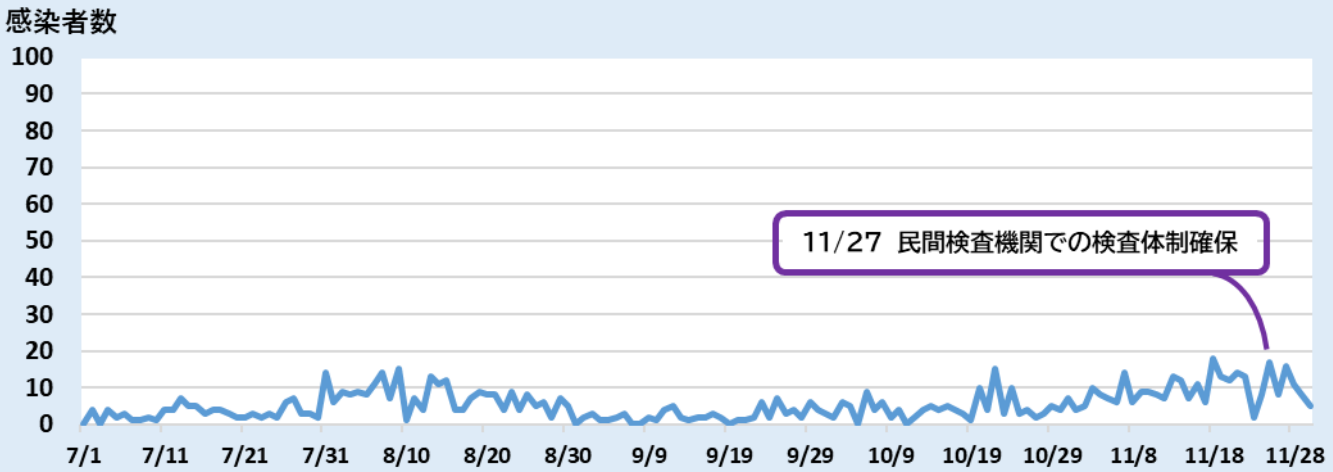

■感染状況の概況、国の取組

□飲食やカラオケ店舗等の場での感染の機会を注視
□療養解除基準が陰性化確認から発症後経過時間・症状軽快後経過時間に変更
□新しい生活様式への移行

■千葉県の取組

□「対策が徹底されていない接待を伴う飲食店の利用を控えること」を要請
□夜間の救急患者対応のためコロナ受入病院における夜間輪番制度を開始
□Ｇｏ　Ｔｏ　Ｅａｔキャンペーン、ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーン開始

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和２年　８月　１日　　〇分娩前ＰＣＲ検査開始
□令和２年　９月　１日　　〇保健所本部の刷新
□令和２年１１月２７日　　〇民間検査機関での検査体制確保

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第２波期：計１０回）
□市主催（共催）イベントの休止等
　「再開する際の新たな基準」の策定
□感染者の発生した学校の消毒作業の実施
　市の施設で感染者が発生した場合の消毒作業を学校でも実施
□介護サービス事業所等に対する衛生用品の配布
□ＳＮＳ相談@船橋の開始
　様々な自殺リスク要因を受ける世代である若年層及び働き世代が支援対象
　対面や電話での相談が苦手な人でも相談・利用がしやすいようにしたＳＮＳ相談窓口
□タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）
　飲食店の利用促進とタクシー事業者の事業継続支援のため、タクシーを利用した宅配時の補助
□事業継続支援助成金
　国の持続化給付金の対象外となる事業者を対象に支援金の交付
□特定建築物における感染拡大防止のための取組
　立入検査を実施し、空気環境、換気設備を確認し、感染防止対策を徹底するように依頼

【主な施策等（保健所）】

□クラスター防止対策等
　・家庭内感染の防止を啓発するための保護者への注意喚起
　・飲食店等への注意喚起（接待を伴う飲食店、カラオケ店舗等）
　・陽性者発生時シミュレーション訓練（高齢者施設、障害者施設）
　・食品工場等の事業者への注意喚起（事業者従業員（外国人含む））
□消毒・除菌に関する市民向けパンフレット作成
□感染拡大に備えたパルスオキシメーターのさらなる確保
□「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金」を創設、交付

第２波期（令和２年７月～１１月）の概要

幅広い年代層への感染拡大

令和 2 年 5 月 25 日、全国で緊急事態宣言が解除されると社会経済活動の再開に向けた動きが始まった。厚生労働省は三密の回避やマスク着用など基本的な感染対策を実践する「新しい生活様式」を掲げ、緊急事態宣言後もその継続を推奨していたが、6 月下旬ごろから全国的に感染者数は再び増加傾向となった。とりわけ都内近郊ではカラオケ店や夜の街を中心として感染者が増えていき、本市においても 7 月中旬頃から、20・30 歳代を中心として、「接待を伴う飲食店」のスタッフや出入り業者を含む関係者及びその利用者や「複数人でのマスクなし飲食」の機会があった人への感染拡大がみられた。また、そのような機会での感染をきっかけに、家庭内にウイルスを持ち帰ることで起きる家庭内感染等も増えたことから、幅広い年代層に急速に感染が拡大した。

感染の再拡大が確認されているなか、国は 7 月 22 日から「Go To トラベル」を開始、7 月 29 日には国内新規感染者数が初めて 1,000 人を超えた。8 月に入ると、本市においても初めて新規感染者数が 2 桁を超え、第 1 波ではほとんど見られなかった幼児・学生年代にも感染が拡大したことにより、保育園の臨時休園や学校の臨時休業を余儀なくされる等の状況も発生した。また、外国人コミュニティによる感染例や物流倉庫等でのクラスターが散発的に発生する等、様々な場面での感染の広がりが見られた。

こういった状況を鑑み、保健所本部内にクラスター対策チームを発足し、飲食店等への感染チェックリストの配布や立入検査時に感染対策を個別に助言するなどの対応を優先して進め、その後、市ホームページ等も活用して啓発活動に努めた。

感染者数が増加したことの影響として、感染症法に基づく疫学調査への協力や公表に理解等を得ることが困難な事例の増加や入院を拒否する感染者への対応など、保健所本部の業務の執行が困難となる状況もみられた。

検査需要の高まりに対応するため保健所の検査数の拡充を図り、8 月 1 日には「分娩前 PCR 検査」を開始し、不安を抱える妊娠中の方に検査機会の提供を行った。

○「Go To トラベル」のポスター例

○保健所内での PCR 検査業務の様子

保健所本部体制の刷新

感染の長期化に対応するため、令和２年９月１日より保健所本部体制を刷新し、本部専従の管理職として統括・副統括の配置や各種業務の統合・移管を行い、より継続的な対応体制の整備を図った。専従職員を配置したことで、迅速な意思決定が可能となり、高齢者施設や障害者福祉施設を対象とした陽性者発生時のシミュレーション訓練など的を絞った感染拡大防止の施策が実施しやすくなった。

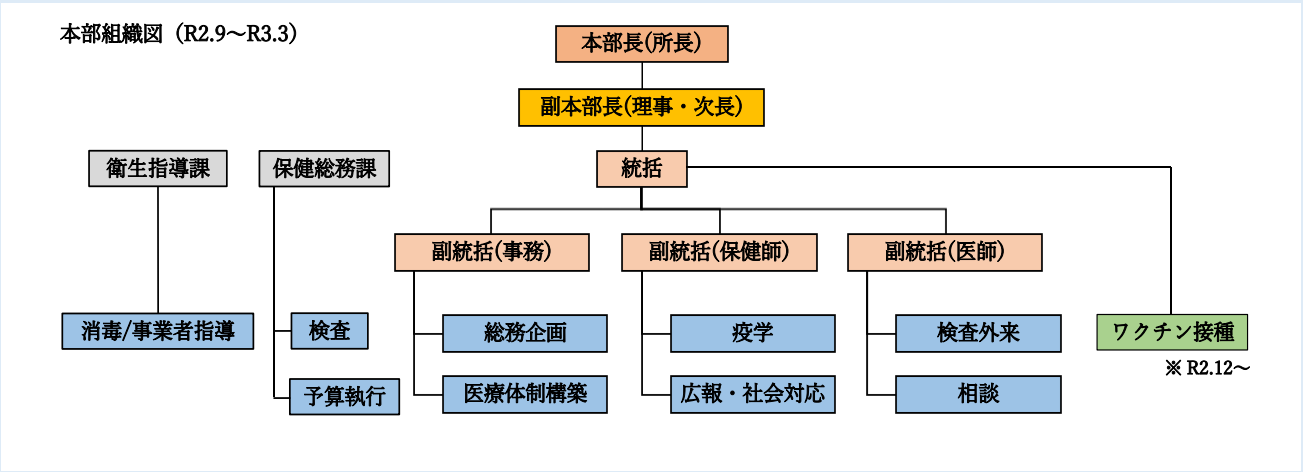

飲食店へのサポートや市民等への周知啓発について

第１波から続いてきた不要不急の外出自粛等により、経営状態が悪化している市内飲食店を支援するため、外出を控えている市民でも利用しやすいテイクアウト・出前に対応している飲食店等を市のホームページで紹介し、その利用を促す「＃食べよう船橋」キャンペーンを実施した。また、７月には同キャンペーンに登録した飲食店を用いて、「タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）」を開始、有償貨物運送の許可を受けたタクシー事業者に配送費用を市が補助することで、その事業継続支援を連動させた事業とすることができた。また、利用する市民にとっても、「外出せずに済む」「手数料・配送料の負担がない」といった利点があった。

感染拡大により、感染者となった人が職場や学校に復帰した際に差別的対応を受けるといった問題が散見されるようになった。船橋市では新型コロナウイルスへの差別や偏見をなくすために愛媛県の有志の方々により始動した「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、職員名札へのロゴ追加や広報ふなばしへの掲載等を通じて市民等への周知啓発を図った。また、市教育委員会と各学校の協力を得て、市内小中学校の児童生徒に対してシトラスリボンを作るための紐と作り方のチラシの配布を行い、児童生徒が親と一緒になって作ってもらうよう働きかけた。子どもと親が差別や偏見について話せる機会づくりとしても機能する取り組みにすることができた。

◯シトラスリボンプロジェクトのチラシ

第３波期（令和２年１２月～令和３年３月）における国・県・市の動き

■第３波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数３，２６４人／１日の最大７８人
入院者数　　：１日の最大９９人
宿泊療養施設：１日の最大７５人／最大使用率４７％
自宅療養者数：１日の最大３５０人
死亡者数　　：計５９人（うち、主因コロナ５２人（７０代以上９６％））
相談状況　　：計３７，２２６件／１日の最大６５８人
検査状況　　：計３７，８１２件／１日の最大５４０人　陽性率（最大１６％）※７日間平均

■第３波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸１００人）

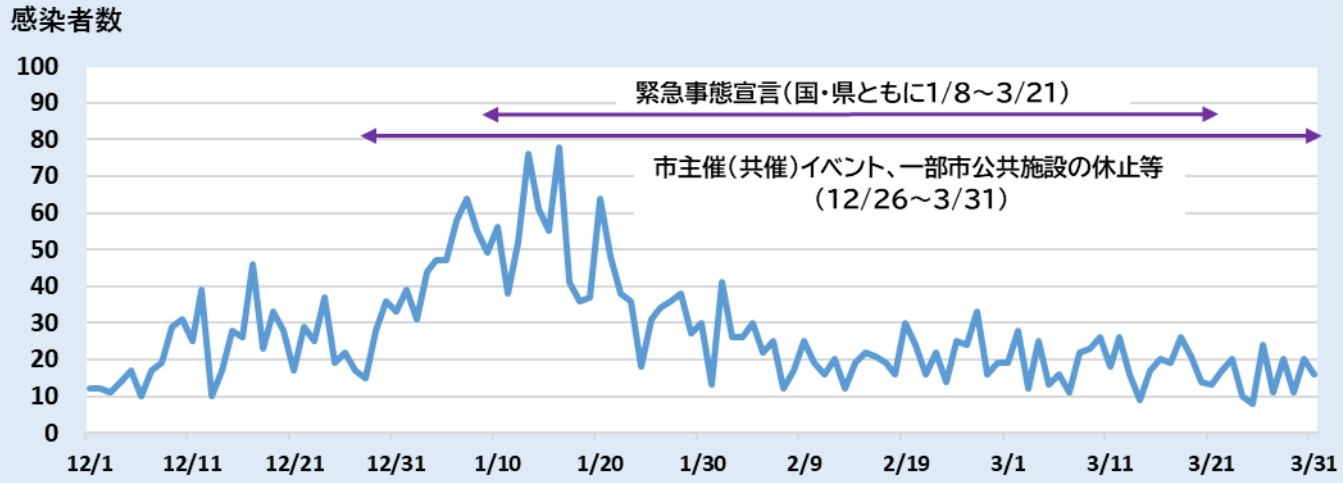

■感染状況の概況、国の取組

□令和３年　１月　８日～　緊急事態宣言（２回目）
　令和３年　３月２１日　　※千葉県も同期間
□令和３年　２月　　新型コロナウイルスワクチン予防接種開始（医療従事者対象）
□令和３年　２月１３日　　「まん延防止等重点措置」の創設
□新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食業・観光業の需要が落ち込む

■千葉県の取組

□年末年始の季節性インフルエンザ流行に備えた発熱外来の整備
□宿泊療養施設の拡充
□自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸出、配食サービスの開始
□不要不急の外出、移動の自粛、飲食店に対する２０時以降の営業自粛要請および協力金の支給
□県における医療従事者への新型コロナウイルスワクチン初回接種の開始

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和２年１２月　１日　〇ワクチン接種班を保健所本部に設置
　　〇高齢者施設の新規入所者へのＰＣＲ検査開始
　　８日　〇ＰＣＲ検査のプール方式の導入を市長が厚生労働大臣に申し入れ
□令和２年１２月２６日　〇市主催（共催）イベント、一部市公共施設の休止等
　～令和３年３月３１日
□令和３年　１月１５日　〇**宿泊療養施設開設（船橋シティホテル）**
　　２２日　〇ＰＣＲ検査外来（ウォークスルー方式）開始
□令和３年　３月　１日　〇高齢者施設等（入所系）の従事者へのＰＣＲ検査開始

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第３波期：計９回）
□職員の時間外勤務の抑制
□緊急事態宣言を受けた措置等の実施（外出自粛、飲食店への時短要請協力等）
□東京オリンピック２０２０の事前合宿に向けた対応
□業種別ポスター掲示等による周知・啓発
□図書館の電子書籍サービス事業の開始
□オンライン成人式
　無観客にて成人式式典を実施し、内容をＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信
□船橋市介護施設等陰圧装置等整備費補助金
　感染拡大防止のため、居室に簡易陰圧装置の設置及び簡易なダクト工事を行う場合の補助金を交付
□テナント賃料助成金（時短営業等協力分）
　緊急事態宣言発令に伴う、時短営業・休業要請に協力した飲食店に対する助成金を交付
□中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

【主な施策等（保健所）】

□病床確保のため「入院医療機関緊急環境整備事業補助金」を創設、交付
□年末年始の「診療体制確保協力金」を創設、交付
□「Ｆａｃｅ　ｔｏ　Ｈｅａｌｔｈ」による市民への情報発信（第３波期：計２回）
□クラスター防止対策
　施設クラスター対応体制の強化
　カラオケ機器設置施設への注意喚起
□配食サービス開始

第３波期（令和２年１２月～令和３年３月）の概要①

さらなる感染拡大による第３波の発生と市立高校での集団感染について

令和 2 年 11 月以降、全国的に感染拡大傾向が強まり、多くの都道府県で新規感染者数が過去最多を更新する日々が続いた。本市においても 12 月以降に複数の高齢者福祉施設や医療機関でのクラスターが確認され、高齢者への感染拡大により、医療提供体制のひっ迫につながった。

12 月 10 日には市立高校で集団感染が発生。感染発生当初は男子バスケットボール部で大半の感染が確認されたものの、学校全体で多数の体調不良者がいたため、部活動ごとに教員・生徒を対象とした検査を連日実施した。市立高校全体での集団発生として取り扱い、最終的には 100 名を超える感染者を確認したが、疫学調査等により複数の運動系の部活動を中心に感染が広がっていることが判明し、マスクを外して活動する際の感染対策が不十分であったこと等が感染拡大の主な原因として考えられた。

この時期の感染者の療養期間は 10 日間、濃厚接触者の健康観察(待期)期間は 14 日間となっており、市立高校自体は多数の体調不良者が確認された時点で臨時休業を検討し、12 月 9 日から全校での臨時休業に入っていたが、男子バスケットボール部と男子サッカー部が冬季の全国大会出場を控えていたため、その出場可否についての協議が難航した。保健所職員を含め、当該事案のすべての関係者が全国大会へ出場できるよう各調整を進めたが、部活ごとの感染者数や全国大会の開催日程、そしてなにより大会に出場する生徒の身体への負担等を鑑みて、男子バスケットボール部については全国大会欠場を決定するに至った。

「教育の機会の提供」と「子供たちの命を最優先に考え、感染拡大防止に取り組む」ことの両立がいかに難しいかを痛感する事例だった。

当該クラスター発生の公表を受け、船橋市内の子ども食堂運営者等で組織される団体「ふなばし子ども食堂ネットワーク」は、市立高校の生徒たちを励まそうと応援ポスターを作成してくださった。同ポスターは市内各駅の掲示板や店舗の協力を得て、市内各所で掲示された。

○船橋市立船橋高等学校の外観

○応援ポスター
（ふなばし子ども食堂ネットワーク提供）

初めての年末年始と２回目の緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されてから初めての年末年始を迎えるにあたり、会食の機会の増加や里帰りといった時期的な行動による感染拡大の可能性はもとより、懸念が大きかったのが医療機関の受入体制が脆弱となってしまうことだった。そこで、従来からあった疑い患者への対応輪番に加え、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間に患者の受け入れを行った医療機関に対して市独自に協力金支給制度を設け、医療機関への財政的支援を行い、医療提供体制の整備を図った。

国は、「Go To トラベル」や国を問わず外国人の入国を一時的に停止するなどの対応を行ったが、さらなる感染拡大が確認されたことを背景に、1 月 8 日には、1 都 3 県に 2 回目の緊急事態宣言を発令し、飲食店に対する営業時間の短縮や酒類提供を日中のみにする等の措置を行った。本市においても、飲食店を訪問し営業時間短縮等への協力依頼を行った。また、新成人を会場に招いての成人式は中止とし、無観客の成人式を実施、内容をオンライン配信した。

2 月に入り、感染者数は減少傾向に移行したものの、高齢者を中心に「カラオケ喫茶」・「スナック」等による感染事例が相次ぎ、クラスターも確認された。

ワクチン接種体制の構築

新型コロナウイルスのワクチンに関しては、第 1 波の時点で国際的にその必要性が議論され、各国の製薬会社がその開発に取り組んでいた。令和 2 年 12 月には、ファイザー社とビオンテック社が共同開発した新型コロナウイルスワクチンに対しイギリスとアメリカがそれぞれ国内での緊急使用を許可したことで、両国においてのワクチン接種がはじまった。

日本においては、ワクチン接種の準備として、接種費用は全額国が負担、医療従事者への先行接種、高齢者や基礎疾患のある人を優先接種にするといった方針を定めていたものの、具体的な事務取扱については、12 月 17 日に発出された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）」にて初めて示され、同月 18 日に行われた自治体説明会によって、医療従事者への先行接種が 2 月下旬開始予定であるといったスケジュールが判明、各自治体に対してそれらに対応できるよう体制整備を求めた。

市では、12 月 1 日、保健所本部に「ワクチン接種班」を 3 名体制で新たに設置し、ワクチンの速やかな接種を可能とするための準備を開始した。ワクチン接種班の業務は当初から激務であった。国が承認するワクチン自体の仕様が定かではないため、報道等を含めてアメリカ等が使用許可を出しているワクチンを参考に、接種に向けて何が必要なのか調べるところからはじめ、検討内容の大小にかかわらず可能な限り迅速な判断を行わなければならなかった。そのさなか、上記の手引きや自治体説明会によって早急な対応が必要と判明したのがコールセンターの設置であった。

第３波期（令和２年１２月～令和３年３月）の概要②

コールセンターの主な業務は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る市民等からの一般的な相談対応及びワクチン接種が可能な医療機関の照会、接種券の再発行受付等が見込まれていた。ワクチン接種班だけで対応できるものではなく、感染拡大により業務が増大していた保健所本部全体としても受けきれる業務量ではなかったため、業務委託に向けた準備を進めた。1 月に入り、ワクチン接種班の職員を 3 名増員、6 名体制となったものの、業務委託に向けた急遽の地方出張など対応しなければならない業務は多岐にわたり、担当職員は連日の時間外業務を強いられた。令和 3 年 1 月 15 日からコールセンター運営業務を外部委託し、2 月 15 日から「ワクチン接種・相談特設コールセンター」を設置、市民からの問い合わせ対応を開始した。

国からワクチン接種体制の在り方として医療機関以外に集団等での接種会場を設けることも可能とする旨の説明があったが、本市では当初、市医師会と協議・連携し、医療機関での個別接種方式を採用し、これを「船橋モデル」として 2 月 10 日に公表した。

個別接種方式を採用した理由としては、季節性インフルエンザの予防接種と同様の環境で接種できる体制を整えることで、居住地域内の医療機関で接種できるという利便性の確保や、かかりつけ医による接種での安心感だけではなく接種者の病歴や持病がすぐに確認でき問診の時間短縮がなされ、ひいては全体として円滑な接種が期待できる等の利点を考えてのものだった。

この個別接種方式については第 4 波期において国の方針転換や実際に配分されたワクチン供給量など外的な要因によって大きく転換せざるを得ないこととなる。

広報ふなばし
3/1
No.1516
船橋モデル
新型コロナウイルスワクチン
身近な医療機関で
個別接種
接種の流れ　接種は無料
050-5526-1142
緊急事態宣言継続中！不要不急の外出や移動の自粛を

○広報ふなばし（令和 3 年 3 月 1 日号）

なお、医療従事者へのワクチン接種は県が主体となって 2 月 22 日から開始した。市は医療機関へワクチン接種予約に関する情報提供など、接種に向けた準備の一端を担った。

宿泊・自宅療養体制の拡充

令和３年１月 15 日、船橋シティホテルを借り上げる形で市内２棟目となる宿泊療養施設による療養を開始し、市内宿泊療養体制を１施設 115 室から２施設 158 室に大きく拡大した。また、船橋第一ホテル同様、提携医療機関による 24 時間体制でのオンコール体制を敷き、船橋総合病院が医療の提供を行った。船橋第一ホテルの開設時に多くのノウハウを得られていたため開設自体はスムーズであり、ダブルベッドやツインベッドの部屋を用意することで子どものいる家族が同部屋で療養できるといった機能を持たせた。この当時の千葉県下において、市内に宿泊療養施設を２棟以上持つ市町村は船橋市だけであり、全国的にも先駆けた取り組みであったため注目度が高かった。一方で運営においては「看護職の一部を派遣職員にする」「警備業務を委託する」等の効率化を図ったが、市直営であるため、不測の事態に対応できるよう、保健所本部の担当事務職員は休日出勤等で対応せざるを得ない状況が続いた。また、保健所以外の部局の市職員が交代で、夜間帯も含め宿泊療養施設の運営に従事した。

感染拡大による病床ひっ迫等を考慮し、軽症者は自宅療養となることが増えた。本市においては、自宅療養者向けに配食サービスによる生活支援を３月 19 日から開始した。感染者や濃厚接触者の増大により、家族や近くの親戚等からの支援を受けることができない方へ食料や日用品を支援した。

船橋保健所情報誌「Face to Health」新型コロナウイルス感染症対策特別号の発行

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家庭内感染の増加に対する効果的な周知を行うため、令和２年 12 月に市保健所が発行している情報誌「Face to Health」にて新型コロナウイルス感染症対策特別号 No.1 を発行した。

特別号 No.1 では感染リスクの高まる５つの場面と家庭内感染対策を見直して感染拡大を防ぐ方法を特集しており、No.2 以降も各号で「感染が疑われてから、療養解除に至るまでの流れや注意点」や「ワクチンの効果や注意点、接種までの流れ等」、「基本的な感染対策が緩みやすい注意したい３つの場面および高齢者が特に気をつけるべき理由など」といった、発行時期に合わせた周知すべき感染症対策や感染症に関する情報等を特集し、令和３年 12 月の No.8 まで発行した。

○Face to Health　特別号 No.1

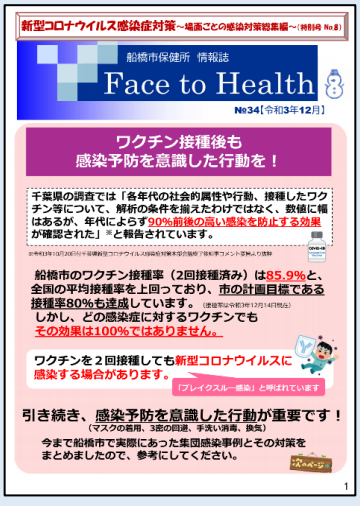

○Face to Health　特別号 No.8

第４波期（令和３年４月～６月）における国・県・市の動き

■第４波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数１，３２８人／１日の最大３５人
入院者数　　：１日の最大７４人
宿泊療養施設：１日の最大８４人／最大使用率５３％
自宅療養者数：１日の最大６４人
死亡者数　　：計１３人（うち、主因コロナ８人（７０代以上８８％））
相談状況　　：計１２，３５６件／１日の最大２６２人
検査状況　　：計２９，１０２件／１日の最大５７３人　陽性率（最大７％）※７日間平均

■第４波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸１００人）

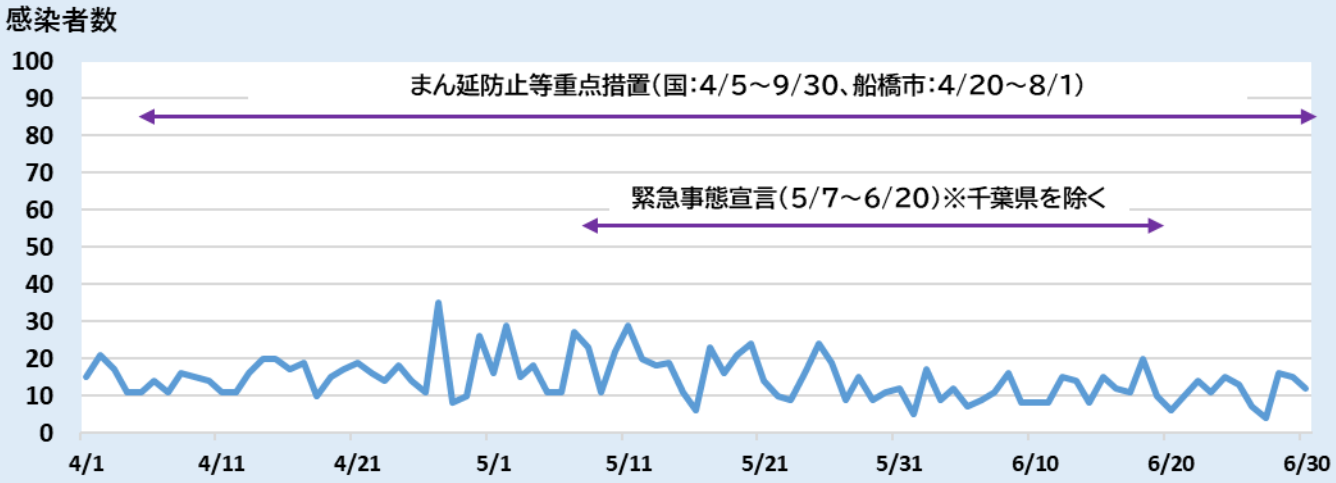

■感染状況の概況、国の取組

□令和３年４月　５日～　まん延防止等重点措置（１回目）
　令和３年９月３０日　　※船橋市を含む千葉県内の対象区域の措置期間は４月２０日～８月１日

□令和３年４月２５日～　**緊急事態宣言**（３回目）
　令和３年６月２０日　　※千葉県は対象外

□変異株アルファ株への置き換わりに伴い、感染者が増加
□新型コロナウイルスワクチン予防接種の対象者を拡大（高齢者、重症化リスクが高い者）

■千葉県の取組

□自宅療養者支援の強化
□治療薬の投与体制の整備
□２０時以降の外出自粛・勤務抑制
□飲食店等の休業又は飲食店の営業時間短縮、大規模集客施設の営業時間短縮等の要請

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和３年４月　１日　　〇高齢者施設等の従事者検査の対象に通所系を追加（入所系・通所系）
　　〇保健所本部の再編（７班体制から１０班体制に増加）
　　１２日　　〇市保健所による変異株ＰＣＲ検査開始（Ｎ５０１Ｙ変異検出検査）
　　５月以降、Ｅ４８４Ｋ、Ｌ４５２Ｒ変異検出検査を開始
　　１９日　　〇**高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンの初回接種開始**
□令和３年４月　１日　　〇市主催（共催）イベント、一部市公共施設の休止等
～令和３年８月２９日
□令和３年５月１２日　　〇検査技術の向上を目指し地方衛生研究所全国協議会に加入
□令和３年６月　１日　　〇保健所本部の再編（コロナワクチン接種業務を健康づくり課に移管）

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第４波期：７回）
□まん延防止等重点措置を受けた措置等の実施
　外出自粛、飲食店への時短要請協力、カラオケ設備制限、市の基本方針作成等
□社会福祉法人大久保学園と「介護者不在障害者支援事業に関する協定」を締結
□各種ポスター掲示等による周知・啓発
□図書館における予約棚システムの導入（西図書館は既に導入済）
　貸出手続き時の接触等による感染リスク低減のため実施
□船橋市文化芸術ホールチケットのオンライン販売管理システムの導入
　窓口での接触等による感染リスク低減のため、オンラインでもチケットの購入を可能とした
□指定管理者に対する補償
　感染症対策の強化及び新しい生活様式に対応したイベント・事業を実施することを使途として、地方創生応援税制の対象事業とし、寄付金を募集
□飲食店（キッチンカー）支援事業
　市役所本庁舎内の敷地を活用してキッチンカー等によるマーケットを開催
□船橋市新型コロナウイルス感染症対策公共交通不便地域解消事業運行維持奨励金
　バス事業者に維持奨励金の交付
□船橋市新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金
　バス及びタクシー事業者に支援金を交付
□固定資産税の特例措置の拡充

【主な施策等（保健所）】

□「Ｆａｃｅ　ｔｏ　Ｈｅａｌｔｈ」による市民への情報発信（第４波期：計３回）
□変異株ＰＣＲ検査結果の公表（アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株）

第４波期（令和３年４月～６月）の概要①

変異株による第４波の発生とまん延防止等重点措置

令和３年３月 21 日、緊急事態措置が解除され、千葉県においては、リバウンド防止のため年度末等の行事や夜間の外出自粛、飲食店の営業時間の短縮等の対策を感染状況に応じて段階的に緩和する方針となった。一方で、海外から複数の変異株の流入が起き、４月に入ると東京都や関西圏を中心としてアルファ株による感染の再拡大が発生した。

アルファ株については令和２年 11 月にイギリスではじめて検出されたのち同国で急速に広まり、翌 12 月中旬には WHO が各国に対してアルファ株へのサーベイランス強化と適切な公衆衛生対策の実施を推奨した。日本においては 12 月 26 日に国内でアルファ株が初検出された。アルファ株は従来株よりも高い感染力、死亡・入院のリスクが高い可能性があるとされていた。実際に国内での株の置き換わりは急速に進み、緊急事態宣言が解除された前後から感染者の多くはアルファ株に罹患していたものとみられた。

４月 16 日、国は、千葉県に対し、令和３年２月に特措法に新たに規定された「まん延防止等重点措置」を適用し、県は、本市を含む東葛南部５市を措置の対象区域に指定した（4 月 20 日適用）。これにより、夜間の飲食店への出入りをはじめとして、特措法に基づく各種協力要請がなされたが、当初、対象区域の指定範囲が市町村単位であったことから、津田沼駅周辺等において、市境に立地する飲食店等に対する要請内容が異なる事態となり、事業者の混乱や不公平感、市民の感染予防効果に対する疑念等がみられた。

本市においては、ウイルスの変化に応じた監視体制を強化するため、4 月 12 日から変異株 PCR 検査を開始するなど検査体制の早期拡充を図った（5 月には地方衛生研究所全国協議会に加入）。また、第３波までの疫学調査結果の蓄積を踏まえ、特に感染拡大の場となりやすい「飲食店」の感染対策を強化するべく、現場確認・感染対策の徹底を呼び掛ける等、次なる感染拡大に備えた体制の強化を進めた。

この間における、本市の感染状況は、大型連休明けに一時増加傾向を示したものの、軽微な増減を繰り返しながら、第３波を超えるような感染拡大は起きなかった。

○市長自ら行った飲食店の現場確認・感染対策の徹底を呼び掛ける様子

ワクチンの初回接種開始

ワクチン接種に向けた準備・調整を粛々と進めていたが、令和３年３月時点では本市に割り当てられたワクチンがわずか 1,950 人分であったため、本市における高齢者人口 15 万人に対してどのように接種を進めていくのかが課題となった。

集団生活による感染リスクや基礎疾患等による重症化リスクを鑑みて、高齢者施設等の入所者を優先して接種することとし、３月に接種の希望調査を実施、４月には接種希望者へ接種券を送付、４月 19 日から高齢者施設入所への接種を開始した。施設内で施設医が接種を行うことを基本としたが、施設医がいない場合があったため、市から市医師会に対し協力を依頼し、市医師会から派遣された医師による接種となる施設もあった。

その後も引き続き国からのワクチン供給量が見込みより少なくなることに対応するため、市医師会の協力医療機関でワクチン接種が受けられる個別接種については、重症化しやすい年齢の高い方から５歳刻みで順に接種券を送付する方法を採用、５月６日から 85 歳以上の高齢者に対し接種券の発送を開始し、接種可能数に合わせて接種券の発送量のコントロールを図りつつ順次接種券の発送を行った。

65 歳以上の高齢者に対しては、接種券が届き次第即予約可能と案内したため、市民にとって実質的に予約開始日となる接種券発送後の 2～3 日は「ワクチン接種・相談特設コールセンター」へ毎回電話が殺到した。当初は接種予約を個別医療機関のみで受け付ける運用としており、包括的な予約システムを導入していなかったため、どこの医療機関で接種予約が可能かなど、市民が確認できない状況だったことがコールセンターへ問い合わせを殺到させてしまう要因となっていた。コールセンターへ電話が繋がらないため、保健所他所属や本庁にも電話が入り、本庁も電話がパンクする状況になった。コールセンターへの電話がつながらないことに対する苦情が多く、対応に大変苦慮した。

５月 24 日から個別医療機関において 75 歳以上の高齢者の接種が開始となったが、同日から自衛隊による大規模接種センターが開設され、接種券を求める市民からの問い合わせも重なり、コールセンター等における対応がより困難なものとなっていった。

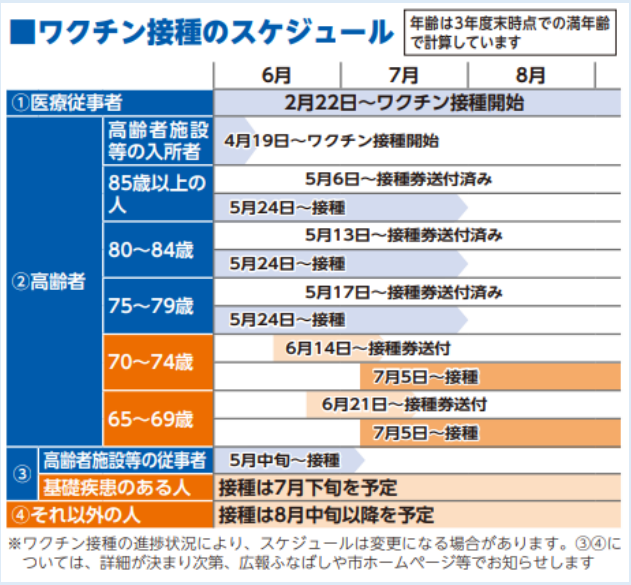

○広報ふなばし（令和３年６月１日号より抜粋）

第４波期（令和３年４月～６月）の概要②

ワクチン集団接種に向けた準備

国からの接種加速や高齢者接種時期の前倒しなどがあり、個別医療機関だけでは予約を受けきることが困難な状況であった。国からのワクチン配分が予定より不足し、配分量の調整にあたり、医療機関から問い合わせが相次いだ。ワクチン不足の説明については、各医療機関への伝達が十分なされていなかったため、再度一つ一つの医療機関に説明することとなり、多くの時間を要した。接種開始当初は市医師会と市の連携がうまく図れず、情報伝達に遅滞が発生していたことから、今後はより綿密な協議と連携、当初から丁寧な通知文や伝達方法の工夫が必要であると再認識する事例だった。

こうした状況への対応や、市の目標接種率への到達等を鑑み、医療機関での個別接種に加えて大規模接種会場での集団接種も実施するという決断に至った。この方針転換に対応するため、6 月 1 日から常勤職員を 6 名から 24 名に増員、ワクチン接種班を保健所本部から健康づくり課へ移管した。

本部組織図（R3.3～R4.3）

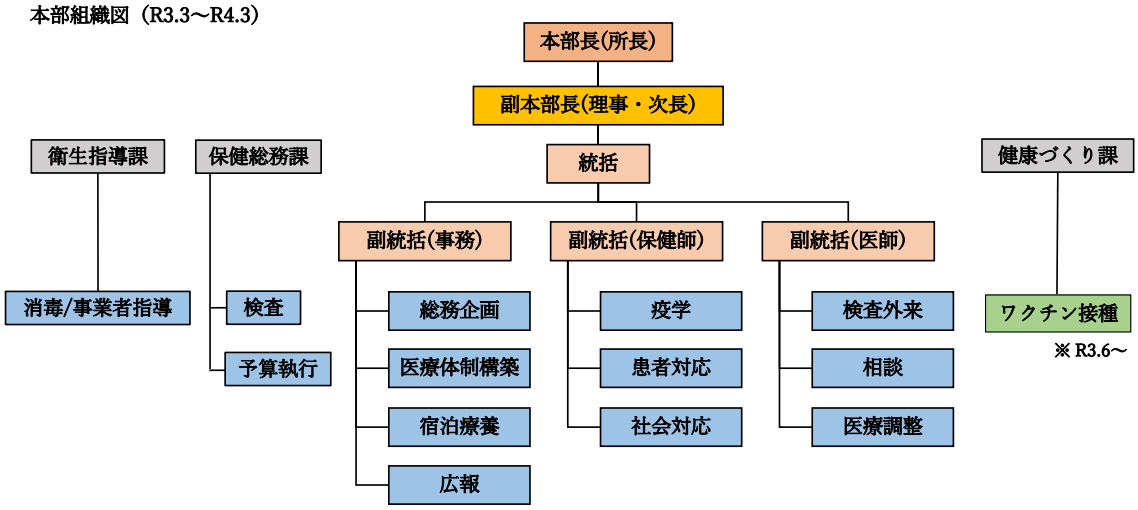

集団接種に向けた具体的な対応としては集団接種会場の設置と予約システムの確立が急務であった。集団接種会場の開設まで 3 週間ほどしか準備期間がなく、過密スケジュールのなか、会場の要件確認、会場となる施設の候補抽出、視察、施設管理者との調整など様々な業務内容を並行して行わなければならなかった。また、先行して集団接種を実施していた自治体に医療従事者の確保先や時給等に情報提供を求めるも、人材の取り合いの状況になっていたため情報提供を受けられず、全国で同時期に接種を実施していたことから、集団接種会場の運営にあたって準備する医薬品や資機材の調達が困難など、課題は山積みで、大幅な増員をかけたものの職員の負担は大きかった。

本庁舎や公民館、経済部の助力による市内ショッピングセンター（イオンモール船橋）、JRA 中山競馬場への協力依頼、営業を終了していた旧船橋グランドホテルを接種会場として提供できる旨の申し出など、さまざまな経緯により集団接種会場の選定がなされていった。船橋薬剤師会へワクチンの希釈・充填作業への協力依頼、集団接種会場で針刺し事故が発生した場合に備え予防薬が備蓄されている船橋市立医療センターへ受け入れ調整依頼などを経て、6 月 27 日より市役所本庁舎 11 階大会議室、北部公民館の 2 会場から集団接種を開始し、6 月 29 日からイオンモール船橋を追加した。

予約システムについては市独自で構築するのではなく、すでに業務委託を結んでいたコールセンターが保有していたものを活用する形で準備を進めた。集団接種会場の予約だけでなく、個別医療機関の予約にも対応させるため、医療機関がシステムの運用開始前に操作になれる時間を設けるといった調整が必要となり、実際の運用開始は７月２日からとなった。

当初 15 回線を用意して開設したコールセンターは、6 月以降になると１日で２万件近い電話件数となる日もあったため、最大 140 回線まで増設したが、数時間かけても電話が繋がらない日も多くあった。また、コールセンターの日々の応答率に差があり、オペレーターの適切な配置人数及び変更の多い業務の応答内容の質の確保が難しかった。応答率や応答内容は市民からの苦情に直結することから、事前の研修において市の窓口であることを強く意識して研修を徹底させる必要があること、市においてもコールセンターと連携を取り、苦情対応への回答、問い合わせ内容の傾向等を共有することが重要であるとわかり、その後の運用に向けた教訓となった。なお、全国的に、各自治体が委託したコールセンター事業において、契約分の人数を配置されていない事案が多発していたことから、定期的な現地確認も必須であると学んだ。

広報ふなばし 6/15 No.1523
新型コロナウイルスワクチン接種　65歳以上の人に
集団接種を開始
集団接種
個別接種

○広報ふなばし（令和３年６月 15 日号）

市役所敷地内でイブニング・マーケットを開催

新型コロナウイルスの影響で営業自粛や時短営業が続き、経営が苦しい飲食店と食材を納入する農業生産者等を支援するため、市役所本庁舎の敷地内で令和３年４月 16 日（金曜日）から５月末まで毎週水・金曜日にイブニング・マーケット（夕市）を開催した。

市職員に多く利用され、市役所での用を済ませた市民が立ち寄る姿も多かった。参加した飲食店等からも好評であったため、６月、12 月には同じく市役所本庁舎の敷地内で、10 月には船橋市保健福祉センター1 階ロビーにて同様のマーケット・販売事業を開催した。

○好評だった市役所敷地内でのマーケットの様子

第５波期（令和３年７月～１２月）における国・県・市の動き

■第５波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数７，５０６人／１日の最大２２７人
入院者数　　：１日の最大１３８人
宿泊療養施設：１日の最大９９人／最大使用率６３％
自宅療養者数：１日の最大１，３６８人
死亡者数　　：計３４人（うち、主因コロナ３０人（７０代以上５０％））
相談状況　　：計２４，４７０件／１日の最大４６０人
検査状況　　：計６４，０１６件／１日の最大８０４人　陽性率（最大２９％）※７日間平均

■第５波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸５００人）

■感染状況の概況、国の取組

□令和３年　７月１２日～　緊急事態宣言（４回目）
　令和３年　９月３０日　　※千葉県は８月２日～９月３０日

□令和３年１２月　　新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）開始

□変異株アルファ株からデルタ株への置き換わりにより重症化者が増加し、入院調整が難航する

■千葉県の取組

□２０時以降の外出自粛・勤務抑制

□飲食店等の休業又は飲食店の営業時間短縮、大規模集客施設の営業時間短縮要請

□新型コロナウイルス陽性妊婦への対応強化

□Ｇｏ　Ｔｏ　Ｅａｔキャンペーンの再開

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和３年　８月２０日　〇２４時間体制での自宅療養者支援体制を整備
　　２６日　〇臨時酸素ステーション設置（船橋第一ホテル）
□令和３年　９月　１日～　〇コロナ患者受け入れ病院との連携強化（定期的な会議の開催）
□令和３年１０月　１日　〇保健所本部の再編
□令和３年１１月　１日　〇高齢者施設等の従事者検査を休止
　　２日　〇宿泊療養施設の休止（船橋シティホテル）
□令和３年１２月　９日　〇変異株ＰＣＲ検査Ｌ４５２Ｒ/Ｌ４５２Ｑ変異同時検出検査開始
　　２２日　〇オミクロン濃厚接触者対応で再開（船橋シティホテル）

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第５波期：計１５回）
□窓の無い会議室に二酸化炭素濃度計の設置
　適切な換気が行われているか確認するため実施
□まん延防止等重点措置を受けた措置等の継続
□緊急事態宣言を受けた措置等の実施
□コロナに負けるな！ふなばしキャッシュレス！最大２０％戻ってくるキャンペーン
　時短営業や外出自粛等の影響で停滞している消費の活性化のため実施
□中小企業等月次支援金
　国の月次支援金の対象外となる事業者が対象
□生産活動拡大支援事業補助金
　新型コロナウイルス感染症により生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対する補助
□住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

【主な施策等（保健所）】

□自宅療養者等オンライン診療協力金（医療・薬局）の創設、交付
□「Ｆａｃｅ　ｔｏ　Ｈｅａｌｔｈ」による市民への情報発信（第５波期：計３回）
□パルスオキシメーターの全自宅療養者への配布開始
□医薬品の処方及び配達を開始

第５波期（令和３年７月～１２月）の概要①

デルタ株による第５波の発生

アルファ株より感染力・重症化リスクが高いとされたデルタ株への置き換わりに伴い、本市においても、令和３年７月中旬から感染が急拡大し、第４波までの感染者数を大きく超える波となった。これまで感染拡大があまり確認されなかった市役所や学習塾といった場所でクラスターが確認されるなど、10代はおろか10歳未満の年代にも感染が大きく拡大した。

また、働く世代（特に40・50歳代）において、原則入院が必要となる中等症患者が急増し、軽症者でも高熱や下痢が続き激しい脱水症状になるケースも多く発生した。さらに、救急搬送困難事例も過去最多となるなど、極めて深刻な状況がみられた。

一方で、6月以降、ワクチン接種の進展や中和抗体薬（抗体カクテル）の承認等による医療提供体制の整備が進んだことや、60歳代以上の感染者数が大きく増加しなかったこと等により、本市における感染傾向は従来と異なり、死亡者数においては第３波期に比べ少なかった。

感染急拡大を受け、国は８月２日から千葉県に対し３度目の緊急事態措置を適用し、従来の対策に加え、デパート・ショッピングモール等に対する入場制限の要請等を行った。

７月から９月上旬頃までにかけて、保健所本部の対応は困難を極めた。感染者数の増大に伴い、疫学調査に多くの時間を要し、保健所機能がひっ迫するとともに、通常翌日までに行うといった従来の対応に遅れが生じる事態となった。

入院患者数の急増により市内確保病床は逼迫し、自宅療養者も増大したことから、健康不安や症状悪化・入院調整等に昼夜を問わず対応するため、保健所本部において夜勤体制を導入した。職員が輪番で24時間対応にあたる体制とした（原則夜間３名体制）ものの、数が増え続ける自宅療養者全員に毎日の健康観察を行うことは困難となった。また、それまで自宅療養者のうち必要な者へパルスオキシメーターを配送していたが、より迅速に健康状態を把握できるようにするため、配送業務を民間事業者へ委託したうえで、原則全自宅療養者へパルスオキシメーターを配付・貸与するよう変更した。

宿泊療養施設においては、病床のひっ迫を受け、実質、病床を補完するような運用や中等症の入院待機者の見守りという機能を担うようになり、症状の急変によるオンコール病院への受診や入院、夜間の救急搬送案件も増加し、開設当初の無症状・軽症患者の療養施設とする運用からの変更を余儀なくされる状況であった。

９月以降、急激に感染者数が減少し、９月30日に緊急事態措置は解除されたものの、次なる波に備え、ワクチン接種の促進や医療提供体制のさらなる推進を図るための検討・取り組みを行った。

また、11月・12月において、すでに海外で広がりを見せつつあったオミクロン株の国内流入を阻止すべく、国は感染者と同じ航空機内の搭乗者全員を濃厚接触者とし、原則、宿泊療養施設への滞在を必要とする等の厳格な措置を講じ、本市においても検疫との連携によりそれらの取り組みを開始した。

ワクチン接種の推進

令和３年７月２日に、市予約システムによるワクチン接種の予約受付を開始したが、各医療機関のシステム参加は強制ではなかったことから、参加しない医療機関も少なからずあり、市全体のワクチンの残量や接種可能数がリアルタイムに把握できていなかった。定期的に各医療機関にワクチンの予約ができるかを調査し、可能な限り市ホームページで周知をしていたが、リアルタイムでないため調査時点と市民からの予約問い合わせ時点でズレが生まれ予約ができないケースがあったため、市民・医療機関から市の対応について厳しい意見をいただく場面が多々あった。

他自治体では、全て同一システムにより予約を受け付けることで空き状況を一元的に管理し、市民にリアルタイムで予約可否を案内できているところもあった。このことから、今後、大規模な感染症が発生した場合は、集団接種だけでなく個別接種の予約にも対応できるよう予め医療機関の意見を伺い、接種を行う医療機関は原則として市が導入する予約システムに参加してもらうことで、市が一元的に予約状況を管理し円滑な運用がなされるよう準備していきたい。

７月３日からは中山競馬場を、５日からは旧船橋グランドホテルを集団接種会場に追加し運営を開始した。集団接種会場の開設はかなりの過密スケジュールのなかで行ったため、十分な検証や確認作業が実施できず、開設後適宜修正を行いながらの運営となった。

接種会場の運営は委託にて実施していたものの、当初は各会場で誘導や市民からの質問等が相次ぎ、その都度市職員が対応していた。想定される市民からの質問等は予め委託先のスタッフにも共有し、簡単なものであればその場で回答できるようにしておくといった対応までも時間がかかってしまった。夏場の晴天時などにおいて、予約時間よりも大幅に早く来場した市民へ接種会場内でお待ちいただくことが難しい旨を案内した際に、その対応が来場者からの苦情となることも多かった。会場を確保した際に予め待機可能なスペースを余分に確保する、予約取得時に早めに来場されても施設内にてお待ちいただけない旨の注意喚起等が十分ではなかったなど、反省すべき点はいくつもあった。

また、接種という特性上、救急搬送や突発的な事態も想定されたことから、必ず市の保健師やその他の職員を配置せざるを得ない状況であったことも市職員の業務負担増加につながっていた。こういった反省点を踏まえ、今後同様の会場運営が必要な事態においては、市職員を配置しなくてもよい体制の構築が必要である。

○中山競馬場でのワクチン接種
待機フロアの様子

○旧船橋グランドホテルでの
ワクチン接種の様子

第５波期（令和３年７月～１２月）の概要②

令和 3 年 7 月 7 日以降、64 歳以下の接種券を順次発送し、予約受付を行った。接種規模の拡大を進め、会場や医師の人員など十分な接種体制が整ったところで、すでに予約が完了した分のワクチンが国から供給されないことが判明した。約 2 万人分が予約どおり接種できない見込みとなり、そのワクチンの確保が非常に困難であった。国の担当大臣室との交渉や他自治体からのワクチン借用により、キャンセル対応をせずに接種を実施できたが、新規予約の受付を周知していたとおりに開放できず 15 日には新規予約受付を一時的に停止せざるを得ない状況となり、市民からの問い合わせがコールセンター等に殺到した。なお、かかりつけ医における基礎疾患のある方に対する予約受付は継続することができた。広報や市ホームページや SNS 等を活用して、新規予約受付の停止について説明を続けたのち、国の供給が回復したため、8 月 10 日から個別接種、9 月 16 日から集団接種の予約受付を再開し、11 月 9 日には 2 回目接種率の 8 割超を達成した。

また、優先接種の機会を提供するため、7 月 3 日からエッセンシャルワーカー等に、8 月 24 日から市独自で妊婦に優先接種を行う体制を整備するとともに、11 月 21 日からは障害児者専用日時を集団接種会場（北部公民館）に設ける等、市民が接種しやすい環境の整備に努めた。

広報ふなばし
9/15 No.1529
新型コロナワクチン
予約は9/16(木)午前8時から
市の集団接種を再開
接種日 9月26日(日)～
12歳以上の一度も接種していない人
●市予約システム
●電話 市ワクチンコールセンター
050-5526-1142
個別接種
緊急事態宣言は9月30日(木)まで延長されています！

○広報ふなばし（令和 3 年 9 月 15 日号）

感染拡大防止及び重症化予防を目的として、18 歳以上を対象とした 3 回目接種（第 1 期追加接種）が 12 月 1 日より開始された。船橋市において 12 月に接種対象となったのは医療従事者や高齢者施設等の入所者であった。

コロナに負けるな！ふなばしキャッシュレス！最大 20%戻ってくるキャンペーン

新型コロナウイルス感染症対策による時短営業や外出自粛等の影響で停滞している消費を活性化するとともに、市内事業者の経営支援および市民生活の応援、非接触型の「新しい生活様式」のひとつであるキャッシュレス決済普及のため、「コロナに負けるな！ふなばしキャッシュレス！最大 20%戻ってくるキャンペーン」を令和 3 年 12 月 1 日～31 日で実施した。決済金額の最大 20%をポイント還元（付与上限：3,000 円/回、15,000 円/期間）とし、キャンペーン期間中においては、前月比で 500%を超える決済があり、対象店舗では一定の経済効果があったと考えているが、スマートフォンを持っていない方や操作が苦手な高齢者などは恩恵にあずかれないという意見もあった。

◯キャンペーンポスター

中小企業等月次支援金

国は、令和 3 年 4 月から 10 月までに発令された「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える月次支援金を実施した。国の月次支援金の要件は「売上高減少率が前年または前々年同月比 50%以上」となっており、また、令和元年以降に開業した者は対象外となっていた。

国の月次支援金の要件に合致しない事業者も困窮している状況は変わらないことから、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援するため、国の月次支援金の対象外となる事業者を対象に市独自の支援金を交付することとした。

感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

当該事業のように、国や県などにより広域に用意された支援金等の対象外となる市内事業者への支援は、感染症流行時だけでなく、様々な有事の際にも重要な施策となるため、今後も積極的に検討していきたい。

第６波期（令和４年１月～６月）における国・県・市の動き

■第６波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数４６，８０８人／１日の最大９０３人
入院者数　　：１日の最大１６１人
宿泊療養施設：１日の最大８１人／最大使用率５１％
自宅療養者数：１日の最大５，２５５人
死亡者数　　：計７７人（うち、主因コロナ４２人（７０代以上９０％））
相談状況　　：計４３，０６２件／１日の最大６５８人
検査状況　　：計１３７，０９７件／１日の最大１，８４２人　陽性率（最大４６％）※７日間平均

■第６波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸２０００人）

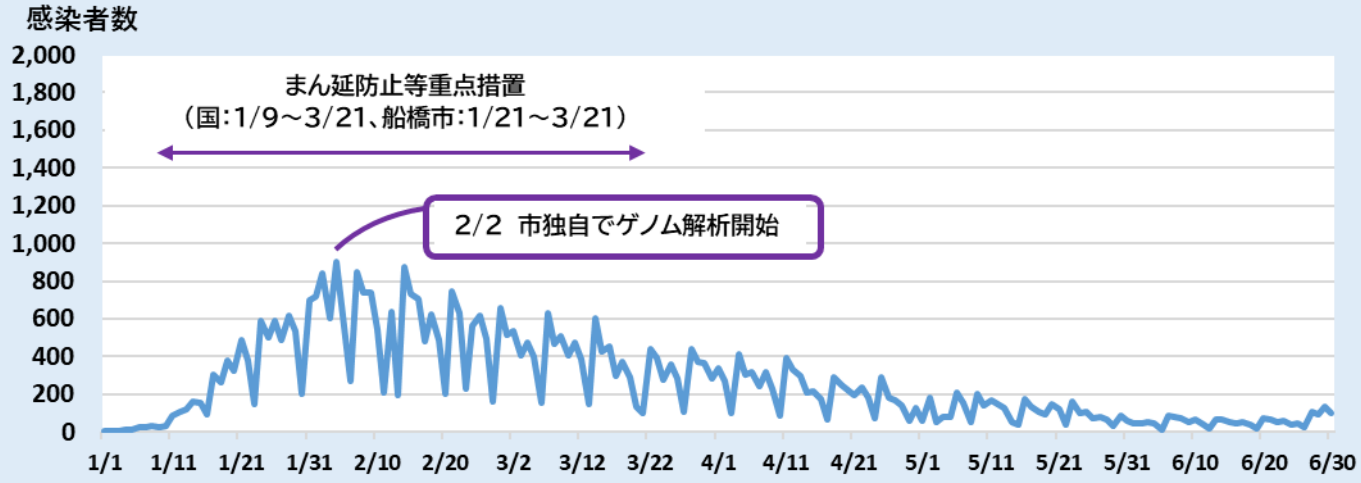

■感染状況の概況、国の取組

□令和４年１月　９日～　まん延防止等重点措置（２回目）
　令和４年３月２１日　　※船橋市を含む千葉県内の対象区域の措置期間は１月２１日～３月２１日
□令和４年５月　　新型コロナウイルスワクチン追加接種（４回目）開始
□変異株オミクロン株への置き換えが進み、さらに感染拡大し、外来診療における負荷が増大する
□新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食業・観光業について需要が引き続き落ち込む

■千葉県の取組

□新たな臨時医療施設の整備、稼働
□宿泊療養施設の拡充
□抗原検査キット配布、陽性者登録センターの設置
□健康観察対象者の見直しと健康観察方法の変更（インターネット利用）
□旅行者の陰性証明等で利用できる無料検査の拠点を整備
□千葉とく旅キャンペーンを開始

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和４年１月１２日　〇宿泊療養施設の再開（船橋シティホテル）
　　１４日　〇保健所本部の応援スキームの策定及び発動による人員強化
　　１７日　〇変異株ＰＣＲ検査Ｇ３３９Ｄ変異検出検査開始
　　２７日　〇高齢者施設等の従事者検査を再開
□令和４年２月　２日　〇市保健所によるゲノム解析開始
　　２１日　〇**県と市の連携による「検査キット配布」事業の開始、「陽性者登録センター」設置**
□令和４年３月２３日　〇変異株ＰＣＲ検査ｉｎｓ２１４ＥＰＥ変異検出検査開始
□令和４年６月１５日　〇宿泊療養施設休止（船橋シティホテル）

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第６波期：計９回）
□まん延防止等重点措置を受けた措置等の実施
□防災行政無線による注意喚起
□オンライン授業・ハイブリット授業の開始（船橋市看護専門学校）
　感染リスク低減のため、オンライン授業の環境を整えた
□母子生活支援施設運営費補助金
　感染拡大防止のため、マスク等の購入費用を補助
□船橋市ゾーニング環境等整備支援事業費補助金
　高齢者施設等において、ゾーニング環境等の整備に係る費用の一部を補助
□住宅ローン減税の適用要件弾力化
□子育て世帯生活支援特別給付金
□イベントの中止等によるチケット払戻請求権を放棄した場合の寄付金税額控除

【主な施策等（保健所）】

□変異株ＰＣＲ検査結果の公表
　（オミクロン株亜系統　ＢＡ.１・ＢＡ.２、ＢＡ.２.１２.１、ＢＡ.４、ＢＡ.５）
□病床確保のため、退院基準を満たす以前における入院患者の転院や宿泊・自宅療養へ移行する「病床アラート」の導入・発動
□重症化リスクが低い者へのＳＭＳを活用した情報提供の開始
□オミクロン株の特徴を踏まえた疫学調査時の重点化とＩＣＴを積極的に活用した対応体制へのシフト

第６波期（令和４年１月～６月）の概要

オミクロン株による第６波の発生

オミクロン株 BA.1 の本格的な流入により、市では、令和 4 年 1 月上旬から過去にない速度で感染が急速に拡大し、第 5 波時の 3 ヶ月間で確認された新規感染者数を 1 月だけで超えるほどの感染拡大であった。さらに 2 月には 1 月の 2 倍を超える約 16,000 人の感染者を確認し、1 日当たりの感染者数については、それまでで最大であった第 5 波期における 227 名をはるかにしのぐ 903 名にのぼった。数多くの学校、高齢者施設、病院等でもクラスターが発生し、高齢者であっても施設内や自宅での療養を余儀なくされる事例が急増するなど、オミクロン株の感染力の脅威にさらされた。大規模な濃厚接触者の増大にもつながり、社会機能の維持にも大きな影響を与えた。

国は、1 月 14 日から段階的に濃厚接触者の待機期間を短縮（14 日間→10 日間→7 日間）し、社会機能への影響の縮小を図るとともに、検査をせずに臨床症状で診断可能とする「みなし陽性」の導入や、抗原定性検査キット等で自身が検査した結果を医師に提示することで診断を可能とする運用を開始する等、深刻であった医療機関の発熱外来等のひっ迫解消に向けた臨時的な対応を図った。

1 月 19 日、国より千葉県を含めた 13 都県に「まん延防止等重点措置」の適用決定が示され、同月 21 日から適用された。千葉県は、県全域を対象地域とし、飲食店の営業時間の短縮や酒類提供の禁止（認証店及び確認店（感染対策が図られていることを県が認めた飲食店）を除く）、同一テーブルの人数制限等の要請を行った。

本市においては、令和 3 年 12 月の市対策本部会議にて、本庁等「応援職員派遣スキーム」や応援職員の事前名簿化を決定し、令和 4 年 1 月 11 日に当スキームを発動の上、14 日以降順次本庁等職員を配置し、保健所本部の体制強化を図り、感染者の対応にあたった。各業務の効率化を図りつつ、疫学調査項目の重点化や現症状のみの聴き取りの導入、ショートメッセージを活用した情報提供、パルスオキシメーターの配付対象者の見直し等、重症化リスクの高い者に重点をおいた対応体制とした。しかしながら、それらの対応を図ってもなお、オミクロン株の驚異的な感染拡大への対応により、保健所本部は極めてひっ迫した状況に陥った。多数の応援職員を一度に迎え入れるタイミングなどにおいて、応援職員へのレクリエーションや効率的な配置等といった受け入れ体制を十分に整えられない等の課題もみられた。

感染拡大に伴い、施設疫学の件数も増加し続けたため、国の通知に基づき、「医療機関」や「高齢者施設」等の疫学調査を重点的に実施できるよう、「学校・保育所」等その他施設の疫学調査とそれに伴うクラスター認定を休止した。その結果、かえって「学校・保育所」等からの相談電話が増え、対応に多くの時間を要するとともに、感染状況を把握することができず、感染拡大を防ぐための施策等の助言を十分に行えなくなっていた。こうした状況を打開するため、各施設の所管課と連携して役割分担を図り、学校・保育所等からの感染者発生報告を所管課が対応し、保健所本部の負担を軽減しながら感染状況を把握できる体制を整えたことにより、4 月以降は学校・保育所等を含む施設への保健所本部による疫学調査とそれに伴う各施設への助言を再開することができた。

確保病床にもひっ迫がみられ、令和４年１月 20 日、市医師会は、９床の入院受入と酸素、経口治療薬の投与が可能な「船橋市医師会診療所」を本格稼働し、患者受け入れの体制整備を進めるとともに、令和３年 12 月に市と入院受入病床を持つ市内医療機関で合意した「船橋市病床アラート（※）」を発動し、病床の回転率を上げ、効率的病床運営を図った。

他方で、医療保険会社や職場への提出を行うための療養証明書の発行業務及びそれに伴う問い合わせも急激に増加したことで、有症状者や感染者への支援・感染対策といった、本来保健所が担うべき業務とは別の業務による負荷が大幅にかかっていた。

※「船橋市病床アラート」：新規感染者数、病床使用率が一定基準を超えた際に、市から入院受入医療機関へ市内の感染状況を情報共有し、各医療機関において全入院患者における療養解除前の退院可否を検討し報告してもらうスキーム

千葉県においては、発熱外来のひっ迫の軽減に向け、２月 21 日から、本市を含む保健所設置３市と連携して「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付、陽性者登録センター」を設置し、検査キット配付体制の整備及び医療機関を経ずに発生届が提出される仕組みを構築した。

当初２月 13 日までだった「まん延防止等重点措置」は延長を繰り返し、３月 21 日に解除されたものの、その後も感染者は発生し続け、発生ペースが第６波期の感染拡大以前と同程度になったのは５月下旬になってからだった。第５波期以前は感染拡大のピークから感染者数が落ち着くまでおよそ１カ月程度であったが、第６波期においては感染者の発生ペースが下がるまでに３カ月以上の時間を要しており、ここにもオミクロン株の感染力の高さを見て取ることができた。その反面、重症化リスクはデルタ株と比較しても高くないとされていたとおり第５波期と比べて第６波期の感染者数に対する死亡者数の割合は約 0.45%から約 0.16%に低下した。

ワクチン接種の追加接種等について

市民への３回目接種を令和４年２月５日より個別医療機関で開始し、２月６日より集団接種会場でも開始した。また、３月より小児（5～11 歳）を対象とした初回接種を個別医療機関及び集団接種会場で開始した。

当初、追加接種（３回目）の接種間隔は初回接種完了から８か月以上とされていたが、オミクロン株による感染拡大が懸念されたことから幾度にもわたり接種間隔が短縮されることとなった。そのため、接種券の発送の前倒しや接種体制の拡充が必要になるなど、その都度対応に追われることとなった。また、小児（５歳～11 歳）への接種が新たに開始されたが、予約枠の不足等、問題は生じなかった。

重症化予防を目的として、①60 歳以上の方　②18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する方等を対象とすることとなり、４回目接種（第２期追加接種）が５月 25 日より開始された。

18歳以上の人が対象
新型コロナワクチン3回目接種
（2月7日現在）
接種スケジュール
接種券が届き次第、予約ができます。
接種日程・ワクチン種別
予約方法
市予約システム（右コード）
市ワクチンコールセンター
☎050-5526-1142
毎日：午前8時～午後5時
12歳以上の人が対象
1・2回目のワクチン接種はまだ受けられます
ファイザー社製
対象年齢の引き下げについて

○広報ふなばし
（令和４年２月 15 日号より抜粋）

第７波期（令和４年７月～１０月）における国・県・市の動き

■第７波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数６２，９６４人／１日の最大１，５２６人
入院者数　　：１日の最大１３１人
宿泊療養施設：１日の最大５３人／最大使用率３４％
自宅療養者数：１日の最大８，８９６人
死亡者数　　：計１０６人（うち、主因コロナ５５人（７０代以上９８％））
相談状況　　：計４０，３３２件／１日の最大９０９人
検査状況　　：計１１３，３６６件／１日の最大２，１６０人　陽性率（最大５１％）※７日間平均

■第７波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸２０００人）

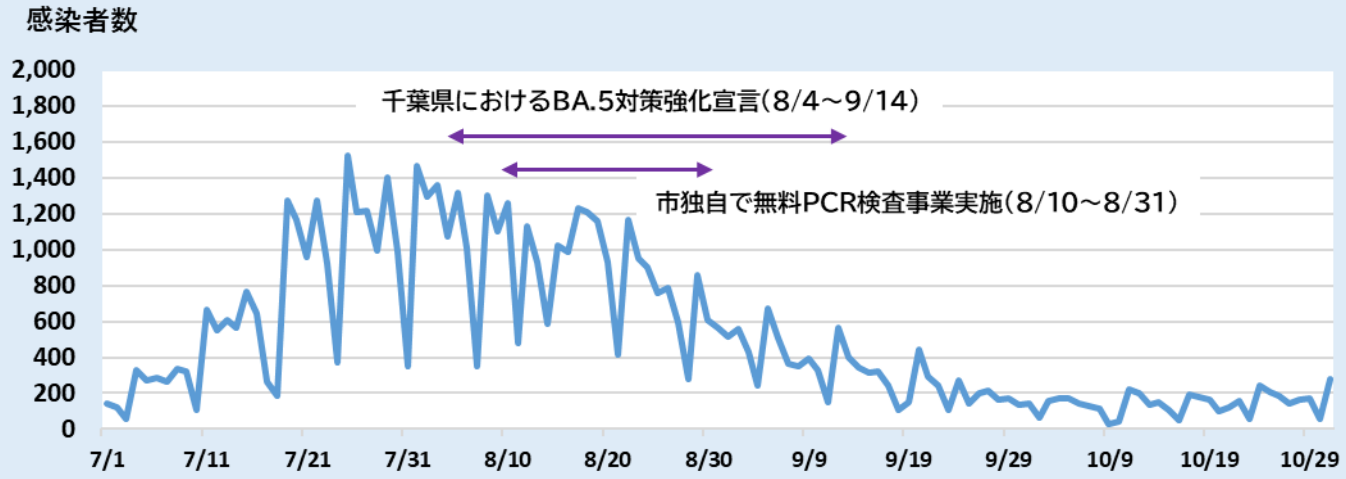

■感染状況の概況、国の取組

□令和４年９月　　オミクロン株対応２価ワクチンの予防接種開始
□令和４年９月８日　　**「Ｗｉｔｈ コロナに向けた政策の考え方」**が政府対策本部で決定
□変異株オミクロン株ＢＡ．４、５への置き換わりにより、新規感染者数が急増
□社会活動の維持と医療のひっ迫回避の両立の取組を推進すべく、**「ＢＡ．５対策強化宣言」**を新設
□全数届出の見直しにより発生届の対象を限定（**６５歳以上、入院の必要がある方、妊婦等**）
□発生届の対象外となる軽症者等の相談窓口としての健康フォローアップセンターの整備・体制強化

■千葉県の取組

□**「ＢＡ．５対策強化宣言」**において、高齢者と同居する家族等は感染リスクを減らす行為を心がける、救急外来等の適切な利用、職場等への陰性証明を求めないことなどについて協力要請を実施

■船橋市の取組

【コロナ対応に係る体制】

□令和４年７月　１日　　〇保健所本部の新たな応援スキームの策定及び発動による人員強化
　　１５日　　〇宿泊療養施設の再開（船橋シティホテル）
□令和４年８月１０日　　〇市無料ＰＣＲ検査事業の実施
□令和４年９月　５日　　〇宿泊療養施設の故障による一時休止（船橋第一ホテル）
　　２６日　　〇新型コロナウイルス感染症フォローアップセンターの設置

【主な施策等】

□市対策本部会議の開催（第７波期：２回）
□ＢＡ．５対策強化宣言を受けた措置等の実施（効果的な換気徹底等）
□臨時救急隊の運用
　急増した救急需要に対応するため、消防局職員のうち救急有資格者による臨時の救急隊を編成
□学校給食用食材料費の補填
　コロナ禍における急激な物価高騰に伴う、保護者等の負担を軽減するため実施
□船橋市物価高騰対策支援金（畜産業費）
　畜産農家に対して、畜産業の維持・継続の支援
□船橋市物価高騰対策助成金（農業）
　販売農家に対して、肥料費、諸材料費を助成
□貨物自動車運送事業者燃料費高騰対策助成金
　燃料費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者を支援するため実施
□船橋市介護サービス事業所等事業費補助金
　原油価格及び食材料費の高騰の影響を受けている市内介護サービス事業所等の補助
□電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
　低所得世帯（住民税非課税世帯等）が対象
□低所得・子育て・若者単身世帯へおこめ券配布

【主な施策等（保健所）】

□変異株ＰＣＲ検査結果の公表（オミクロン株亜系統　ＢＡ．５、ＢＡ．２．７５）
□オミクロン株の特徴を踏まえた、疫学調査等の重点化
□病床アラートの再開

第７波期（令和４年７月～１０月）の概要

オミクロン株(BA.4,BA.5 系統)による第７波の発生
～最多の新規感染者数・相談件数を記録～

第 6 波以降流行していたオミクロン株 BA.2 系統に比べ、さらに感染力が強く免疫逃避性も備えた BA.4 や BA.5 系統への置き換わりに伴い、令和 4 年 7 月中旬から爆発的に感染が広がり、7 月下旬からの約 1 カ月間は新規感染者数が連日 1,000 人を超える大規模感染が続いた。7 月 25 日には 1,526 人の新規感染者数を確認、8 月 8 日には 909 件の相談件数を記録し、これらは第 8 波以降も含め本市における史上最多の 1 日あたりの新規感染者数・相談件数となっている。第 6 波までとは異なり軽症や無症状がかなり多かったものの、感染規模が大きかったため第 7 波の死亡者数は過去最多の 106 人（死亡者の割合：約 0.16%）が確認された。

高齢者施設等をはじめとして、8 月には過去最多となる 64 件（それまでは同年 2 月の 24 件が最多）のクラスターを確認し、関連した感染者は 1,290 人にのぼった。また、この時期、感染拡大による業務量の増加に加え、保健所本部内においてもクラスターが発生し、保健所本部の業務はひっ迫した。

保健所本部の業務負担を軽減するため、派遣職員（看護師・事務）を中心に、段階的に計 60 人程度を増員配置した。なお、新たな派遣職員の増員配置に一定の期間（30 人配置に約 1 カ月間）を要することが見込まれたことから、配置が完了するまでの間は本庁等から応援職員を代替的に配置する方法とした。

感染拡大を受けての市の施策と県・国の動き

新規感染者数の拡大に伴い、発熱外来は極めてひっ迫する状態となり、発熱外来では整理券を配布して対応したが、予約すら取れず受診できない・検査を受けられない発熱患者が多発した。当時、陽性者はその濃厚接触者とともに行動制限があった一方、保健所による健康観察やパルスオキシメーターの貸し出し、配食サービスなどの支援を受けられたため、検査や受診を希望する市民も多く、社会的混乱が起きた。千葉県は、こうした状況への対応として、令和 4 年 7 月 21 日に「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付、陽性者登録センター」を再開した。

本市では、重症化リスクが高い者の受診が困難となる状況がみられたこと等から、重症化リスクが低い有症状者を対象に 8 月 10 日から市独自事業である「無料 PCR 検査事業」を委託により開始した。委託事業者が「検査キット配送、結果判定、発生届提出」等を実施することで、患者が医療機関を受診せずに療養を開始できる体制を整えた。8 月 31 日までで計 5,897 件の申込受付があり、発熱外来等の医療機関に係る受入状況のひっ迫の改善への寄与に加え、市民の検査需要の高さを把握できるといった効果もあった。

一方で、国は、7 月に「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」、9 月に「With コロナに向けた新たな段階」へ移行する方針等を示し、原則として新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等への対策に重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる方針を明確にした。

また、7 月 22 日より、それまで 7 日間だった濃厚接触者の待機期間を 5 日間に短縮（検査キットで陰性が確認された場合は最短 3 日目から解除が可能）し、9 月 7 日からは患者の療養期間についても短縮（原則 7 日間）した上で、必要最低限の外出を可能とする等、社会経済活動との両立を加速した。

ワクチン接種強化月間

令和４年７月初旬、個別医療機関及び集団接種会場での一般市民を対象とした４回目接種を開始し、９月には小児を対象とする３回目接種を開始した。

国は第７波の感染拡大を受け、事務連絡にて若い世代への３回目のワクチン接種促進を打ち出し、続けて７月・８月を「ワクチン推進強化月間」とした。これを受けて、本市でも接種促進ポスターを作成し、出張所や公民館等に掲示して接種を促進するほか、SNS や船橋駅南口ペデストリアンデッキ等のデジタルサイネージを活用し、情報発信を行った。

４回目接種は、従来株対応ワクチンで接種が開始されたが、すでにオミクロン株による感染が拡大しており、従来株対応ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの感染予防効果や発症予防効果も期待されていたことから、初回接種を完了した 12 歳以上の方を対象にオミクロン株対応ワクチン接種（令和４年秋開始接種）が開始された。

オミクロン株対応ワクチンの市民への接種は、９月 26 日より集団接種会場で開始し、10 月３日より個別医療機関でも開始した。また、10 月より小児を対象とした３回目接種を個別医療機関で開始した。

〇市が作成したワクチン接種促進ポスター

全数届出の見直しについて

医療機関及び保健所の大きな負担となっていた発生届についても見直しが図られた。国は、数回の記載項目の簡略化を経て、令和４年９月 26 日から発生届の対象者を全数から 65 歳以上の高齢者等に限定する見直しを全国一律に導入した。発生届出対象外となった場合は、陽性となった者が自ら各都道府県にて用意されている陽性者登録センターへ登録した上で、必要な時に健康相談や支援を受ける体制となった。

国の全数届出見直しを受け、本市では、体制移行に伴う市医師会との各種調整や体制検討を行い、保健所本部内に「船橋市新型コロナウイルス感染症フォローアップセンター」を開設し、引き続き療養者支援の機能を担う等しながら、重症化リスクが高い者への対応重点化を進めた。

第８波期（令和４年１１月～令和５年５月）以降における国・県・市の動き

■第８波期について

〈船橋市感染・療養状況〉

感染状況　　：新規感染者総数５１，７８９人／１日の最大１，０６０人
入院者数　　：１日の最大１５０人
宿泊療養施設：１日の最大５９人／最大使用率３７％
自宅療養者数：１日の最大４，３３８人
死亡者数　　：計１０５人（うち、主因コロナ４８人（７０代以上９２％））
相談状況　　：計２４，１８１件／１日の最大６３６人
検査状況　　：計１４４，６１８件／１日の最大１，７５９人　陽性率（最大４４％）※７日間平均

■第８波期の１日あたりの感染者数の推移（縦軸２０００人）

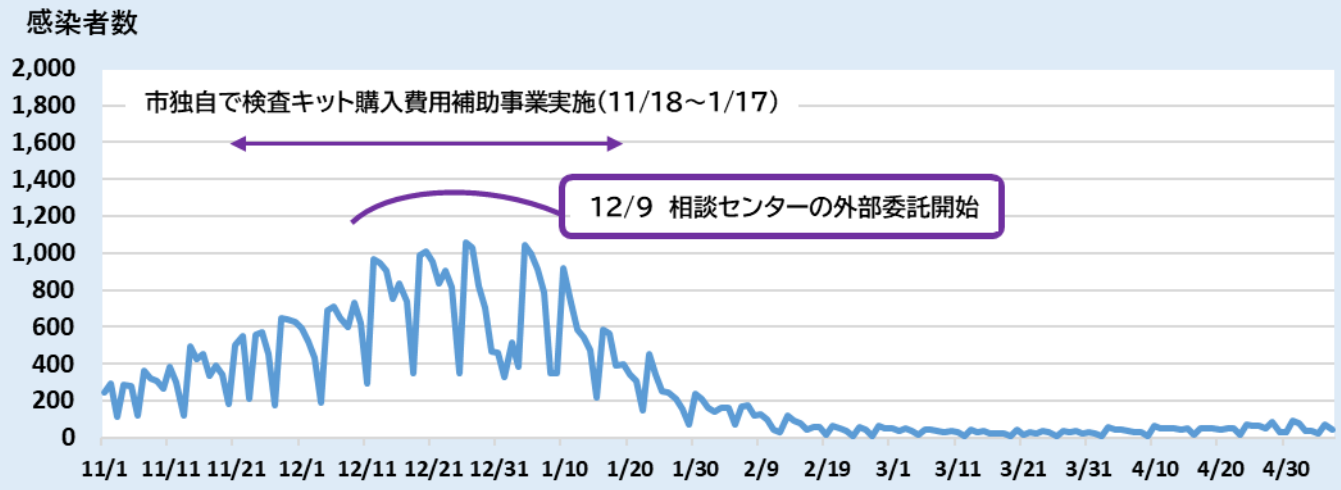

■感染状況の概況、国の取組

□変異株オミクロン株ＢＡ.４、５の影響により、<u>１日あたりの死者数が過去最多</u>となる
□飲食業においては、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、食料品等物価高騰の影響を受ける
□マスクの着用についての考え方が示される
　「令和５年３月１３日から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となる」
□令和５年５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更
□位置づけ変更に伴う医療提供体制の見直し
　新たな診療報酬体系による医療提供体制への段階的な移行等

■千葉県の取組

□令和４年１１月３０日　冬の医療現場のひっ迫回避に向けた呼びかけ
□インフルエンザとの同時流行に備え、「外来医療体制確保計画」を策定
□抗原検査キット配布・陽性者登録センターの強化、オンライン診療センター開設、
　発熱外来拡充支援を実施
□「学校における感染対策ガイドライン」を改訂し、飲食の場における黙食の見直しを実施

■船橋市の取組

【市取組概況】

□令和４年１１月　１日　〇保健所本部の応援スキームの発動による派遣職員数の増員
　　〇宿泊療養施設の弾力的な運用（隔離型・医療提携型）
　　１８日　〇抗原定性検査キット購入費用補助事業の開始
□令和４年１２月　９日　〇相談センターの外部委託

【主な施策等】

□事業再構築・設備投資促進補助金
　事業者が国の補助制度を円滑に利用できるように、専門家から申請支援を受けるための経費を補助

【主な施策等（保健所）】

□高齢者施設等従事者検査の検査方法等変更（訪問系施設を対象に追加）
　ＰＣＲ検査　⇒　抗原検査
□市内高齢者施設向けの感染対策研修会を開催

第８波期（令和４年１１月～令和５年５月）以降の概要①

オミクロン株(BA.5 系統)による第 8 波の発生

令和 4 年 10 月下旬より新規感染者数が増加に転じ、12 月末まで比較的緩やかな速度で感染拡大が継続した。12 月下旬に 1 日の感染者数が 1,000 人を超えるピークを迎え、年末年始を挟んで再度の上昇もみられたが、1 月中旬以降、感染は収束に向かい始めた。

第 7 波に比べ第 8 波の感染者数は低下していたが、高齢者施設や医療機関でのクラスターが多発し、高齢の感染者が増加したこともあり、死亡者は同程度であった。

国は 10 月に、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性が高いと想定し、重症化リスクが高い方への対策を重点化するため、重症化リスクが低い方は抗原検査キットによる自己検査や医薬品等の備蓄を自身で行うことを前提とした体制整備を開始した。さらに、12 月には初めての軽症者向け経口抗ウイルス薬となる「ゾコーバ」の承認や、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの「同時検査キット」の一般向け販売を許可し、社会経済活動を維持しながら、同時流行への備えを図った。実際に季節性インフルエンザが 3 シーズンぶりに全国的な拡大をみせ、初めての同時流行に直面した

○厚生労働省ポスター
「この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛剤の準備を」

国の方針を踏まえ、千葉県は 9 月以降停止していた「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付、陽性者登録センター」を 12 月より再開するとともに、「オンライン診療センター」の開設やオンライン診療を新たに導入する医療機関への財政的支援等を行い、重症化リスクが高い者への医療提供体制の確保策を講じた。また、入院調整業務の負担軽減等を目的として、委託による「新型コロナウイルス感染症医療調整センター」を新たに設置した。本市としても同時流行時等の発熱外来のひっ迫に備えて相談センターの機能を外部委託するなど体制の拡充を図った。

国において度々議論されていた新型コロナウイルス感染症の位置づけに関して、11 月より進展が見られた。政府対策本部は、政府分科会、国アドバイザリーボード、感染症専門家部会等での検討・議論を経て、令和 5 年 1 月 27 日に同年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5 類」に引き下げる方針を決定した。

検査キット費用助成事業

国の方針を踏まえ、市は新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に備え、市民があらかじめ抗原検査キットを購入し備蓄することを促すために、令和４年 11 月 18 日より市民が購入する際に１セットあたり 700 円の助成を実施した。

助成にあたり、購入した市民に助成額を直接支給するのではなく、市内のドラッグストア等の協力薬局等に対して協力金を交付することとしたため、市民が助成を受ける場合は購入時に市民であることを示すことで 700 円の値引きがなされる市独自の制度であった。市民が当該制度を利用しやすくなるよう、船橋薬剤師会の協力を得て、協力薬局等における検査キットの在庫有無を市ホームページに掲載、日々更新した。

当初は 12 月 17 日までの１か月間が実施期間であったが、想定を超える購入数が見込まれたことや、当時の感染状況を鑑みて１か月間延長し１月 17 日までの２か月間を本事業の実施期間とするなど、次の感染流行に備えるという市民の意識醸成に一定の効果を発揮したと考えている。

マスク着用の考え方の見直しについて

令和５年２月 10 日に国より、「マスク着用の考え方の見直し等について」が発出された。マスクの着用の考え方は、感染リスクを防ぐために屋外では原則着用が不要、屋内では原則着用が推奨されていたが、周知期間及び準備期間を考慮した上で本通知において３月 13 日よりマスクの着用が効果的である場面においては着用を推奨するものの、マスクの着用は基本的に個人の判断によるものとされた。

本通知の発出に伴い、国のホームページでもマスクの着用は個人の判断によると記載されるとともに、医療機関の受診時や混雑した公共交通機関を利用する場合、高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方と接する場合など、マスクの着用が効果的である場面においては、着用が推奨されることが記載されていた。

なお、国のホームページにも記載があったが、事業者が感染対策や事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されていたため、生活におけるすべての場所でマスクの着用が個人の判断によるものになったわけではなく、特定の場所においてはマスクの着用の必要性があった。

本市においても、国の通知に基づき、マスク着用が要件となっていた各ガイドライン等の修正を行い、市民に向けてマスク着用は個人の判断が基本となる旨積極的に周知した。

○厚生労働省ポスター
「マスク着用は個人の判断が基本となります」

第８波期（令和４年１１月～令和５年５月）以降の概要②

オミクロン株（BA.4-5）対応ワクチン接種の開始

令和４年11月、集団接種会場でのオミクロン株（BA.4・5）対応ワクチンの接種や市内の協力医療機関での乳幼児（6か月～4歳）への初回接種（1～3回目）を開始した。

接種間隔の短縮や年内の接種を促進する国の方針等によって集団接種の予約枠数に不足が生じたが、派遣医師の調整など市医師会の協力を得たうえで、集団接種会場の開設時間の延長や時間当たりの枠数を増やす等の対応を進め予約枠数を拡充したことにより、接種を希望する方の予約枠が確保できた。

５類感染症になって

新型コロナウイルス感染症は令和５年１月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、同年５月８日より新型インフルエンザ等感染症（いわゆる２類相当）より５類感染症に位置づけを変更する方針が決定された。その後、同年４月27日の厚生科学審議会感染症部会における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更の了承をもって、政府により正式に５類感染症への移行が決定された。

５類感染症に位置づけが変更されたことに伴い、法律に基づき行政が様々な要請や関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応に変更されることとなったが、急激な対応変更に伴う混乱を防ぐため、入院医療費や薬剤費等の公費支援については一定の移行期間を設けた後に他の疾病と同様の自己負担額へと変更された。

本市においても、感染した市民の不安に寄り添うことや外来・救急への影響緩和のため、５類感染症移行後から翌年３月31日まで電話による新型コロナウイルス感染症相談センターを継続して運営し対応していた。

○厚生労働省ポスター
「感染対策は個人・事業者の判断が基本となります」

○広報ふなばし（令和５年５月１日号）

５類感染症移行後のワクチン接種については、５月８日から65歳以上・基礎疾患のある人等を対象とした「令和５年春開始接種」を９月19日まで実施した。また、初回接種（1・2回目）を完了した生後6か月以上のすべての人を対象に、オミクロン株（XBB.1.5）対応１価ワクチンを使用した「令和５年秋開始接種」を９月20日から令和６年３月31日まで実施し、公費負担によるワクチン接種はここまでとなった。

令和６年度以降は65歳以上または60歳以上64歳以下で重症化リスクの高い人を対象に年１回の定期接種を各自治体にて行うこととなり、本市においては10月１日から令和７年３月31日まで個別医療機関にて実施を予定している。なお、定期接種とは別に、全額自費となるが任意接種として医療機関にて接種を受けることができる（※実施の有無や接種費用は医療機関による）。

新型コロナウイルス感染症が５類感染症となって１年以上が経過した現在でも、依然高い感染力を持つ感染症であるため、こまめな手指消毒や体調不良時の不要不急の外出を控えるなど、個人ができる範囲での感染対策が継続して推奨されており、国は５類感染症移行後も夏の感染対策のポイントや家族が感染した場合のポイントなどに関して周知を継続している。本市では、「ふなばし感染症情報」として市ホームページにて、新型コロナウイルス感染症を含む主な感染症の発生状況等を毎週更新し周知している。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（後遺症）についてもかかりつけ医や地域の医療機関に相談するように併せて周知を行っている。

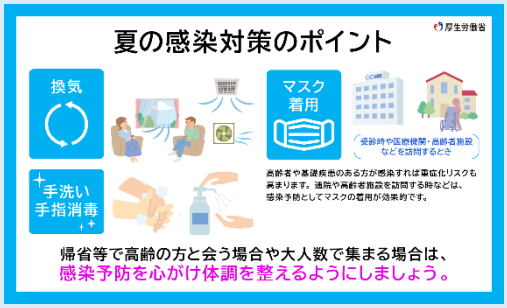

○厚生労働省ポスター
「夏の感染対策のポイント」

○厚生労働省ポスター
「家族が新型コロナウイルスに
感染した時のポイント」

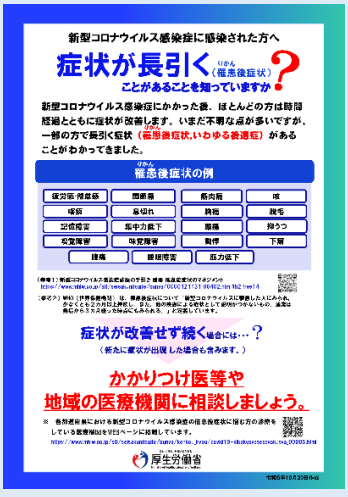

○厚生労働省ポスター
「症状が長引くことがあることを
知っていますか？(罹患後症状)」

第２章

保健所を中心とした対応について

第１節　感染拡大防止のための体制整備等

１．市対策本部の設置・会議運営

第１波期(令和２年１月～6 月)

・船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、２月３日に市長を本部長、各部局長等を部員とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、市対策本部会議を開催。全市的な対応方針、横断的取り組みの検討・決定を行う体制を整備した。

・１月から６月までの間、計 29 回市対策本部会議を開催し、職員のマスク着用や公共施設における手指消毒液の設置方針、市主催（共催）イベントや一部市公共施設の休止、全国一斉臨時休業方針を受けた市立学校の臨時休業における対応方針、保健所備蓄マスクの優先供給（医療機関や高齢者施設)、緊急事態宣言に伴う職員の出勤者数の削減方針や保育園・放課後ルーム等の臨時休園、また、緊急事態宣言の解除に伴う休止措置等の緩和・再開等について、協議・共有・決定等を行った。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・７月から 11 月までの間、計 10 回開催し、市主催（共催）イベントの原則中止や全庁的な再開基準・開催時ルールに関する決定等を行った。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

・12 月から３月までの間、計９回開催し、成人式や市政功労表彰式典の中止、一部市公共施設の休館や利用制限を決定するとともに、国の緊急事態宣言による各部署での対応について、情報の共有を図った。

第４波期(令和３年４月～6 月)

・４月から６月までの間、計７回開催し、緊急事態宣言解除後やまん延防止等重点措置適用後の市公共施設の休館や利用制限、酒類提供の禁止等について決定するとともに、各部署での各種対応について、情報の共有を図った。

第５波期(令和３年７月～12月)

・7月から12月までの間、計15回開催し、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の間における市公共施設の休館や利用制限、酒類提供の禁止等についての継続や、それら措置の解除に伴う段階的な制限解除の決定等を行った。

第６波期(令和４年１月～６月)

・1月から6月までの間、計9回開催し、オミクロン株による感染拡大の脅威の共有、本庁等職員の応援配置の決定（応援スキームの発動)、市公共施設や市主催（共催）イベントにおける感染対策を徹底した上での継続を可能とする等の決定を行った。

第７波期(令和４年７月～10月)

・7月から10月までの間、計2回開催し、保健所への応援職員の配置決定や県の「BA.5対策強化宣言」の発出に伴う協力要請について共有した。

第８波期(令和４年11月～令和５年５月)

・令和4年11月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上で5類感染症となった令和5年5月8日までに計4回開催。

・令和５年１月に政府対策本部が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを５月８日から「5類」に変更する方針を発表した。これを受け、「5類」移行後を見据えた業務執行や組織体制等についての検討、感染症対策の代表格であったマスク着用の考え方の見直し等を市対策本部会議でも取り扱い、方針を決定した。

・政府の正式決定を受け開催した令和５年５月２日の市対策本部会議にて、令和５年５月８日をもって船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を決定した。

２．保健所・保健所本部体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

【取組内容】

・令和２年１月当初、新型コロナウイルス感染症対策については、新興・再興感染症対策として保健所の感染症対策部門が一元的に業務を担っていた。その後、新型コロナウイルス感染症に対する各種対応需要の高まりや国の「基本方針」の策定等を受け、２月 26 日に「船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部」（以下、「保健所本部」という。）を設置し、本市における実務的な新型コロナウイルス感染症対応を一手に担ってきた。

・保健所本部設置当初は保健所内の職員 16 人の専従配置によるものであったが、その後の感染拡大等により保健所及び保健所本部の業務が急増したことから、3 月 11 日に全庁職員による応援配置を行い、70 人規模の体制とした。また、4 月には初めて緊急事態宣言が発令され、相談体制の強化や宿泊療養施設の開設といった業務に対応できる人員が必要となったことから、段階的に応援職員の配置体制を整え、最大 230 人規模の対応体制を構築した。

・当該業務執行に係る予算においては、本市の新型コロナウイルス感染症の対応開始が令和２年１月であったことから、令和元年度は予備費の充当を中心に対応した。また、令和２年度においては、当初、地方自治法第 179 条を根拠とした専決処分により予算措置を行った。専決処分においては、4 月 21 日に、夜間の帰国者・接触者外来の運営費用や PCR 検査外来（ドライブスルー方式）の運営費用、PCR 検査用試薬や防護服購入に係る費用等の予算を、同月 28 日には、軽症・無症状者のためのホテルを市で確保するべく、ホテル運営費用等の予算を措置した。

【成果・課題等】

保健所においては、新型コロナウイルスに関する情報収集、市民からの相談対応、医療機関との調整等の現場対応が主となり、必要な体制の整備に時間を要した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

【取組内容】

・第１波の経験等を活かし、感染の長期化に対応するため、それまで保健所内及び本庁等からの応援（兼務）により整備していた保健所本部体制について、各種業務統合を図ったうえで専従の職員を配置する体制に刷新した（保健所本部は６班体制。予算執行・契約、ロジ、検査、議会対応等は保健総務課、施設消毒・消毒指導は衛生指導課で実施）。

【成果・課題等】

保健所本部の体制に専従職員を配置したことで、迅速な意思決定、柔軟な組織づくりが可能となった。一方、感染状況により業務量が増減するため、感染状況を予測し必要な応援職員を確保するための調整が困難であった。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

【取組内容】

・12 月１日に、保健所本部に「ワクチン接種班」を新たに設置し、７班体制とした。
→班体制：総務企画班、医療体制構築班、広報・社会対応調整班、検査外来班、相談班、疫学班、ワクチン接種班

・急激な感染拡大の中、令和３年１月には、患者の重症化リスク等の評価を行い、リスク評価に応じた対応を行うなど、保健所業務のひっ迫の軽減を図った。また、本庁や休館中の施設から応援職員の配置を受け、疫学調査や健康観察等の電話・事務処理の強化を図るとともに、クラスター対応専門グループを設置し、保健所本部の体制強化を図った。

【成果・課題等】

班ごとに役割を明確にし、より専門的に業務を行うことができた。毎日定時にミーティングを行い、各班の連携が図られるように工夫した。感染急増期に増大する業務量に対応するには応援職員に依存せざるをえず、短期間で交代する応援職員の業務の引継ぎなど業務継続に配慮が必要であった。

第４波期(令和３年４月～6 月)

【取組内容】

・第３波時、感染拡大に伴い業務量が増大した経験を踏まえ、４月１日に保健所本部の班構成を変更（7 班から 10 班体制）し、業務の再編及び班長職を中心とした増員が図られた。特に、疫学班と広報・社会対応調整班にまたがっていた施設対応及びクラスター対策業務については、新設した社会対応班に業務統合の上、一元的に担う体制とし、業務の効率化及び次なる感染拡大時の対応体制の整備を図った。
→班体制：総務企画班、医療体制構築班、宿泊療養班、広報班、社会対応班、検査外来班、相談班、疫学班、患者対応班、ワクチン接種班

・本格化したワクチン接種をさらに加速するため、6 月 1 日に「ワクチン接種班」を保健所本部から定期予防接種業務等を所掌する健康づくり課に移管し、その後のコールセンター機能の拡充や集団接種による接種機会の拡大、接種コントロールを図るための 5 歳刻み年齢区分毎の接種券発送等を図り、迅速かつ安定的なワクチン接種体制の運営や接種率の向上につなげた。

・職員構成の変更に伴い保健師が行っていた感染者搬送調整業務を応援職員が行う必要が生じたことから、どの職員が搬送調整しても安全な搬送が行えるよう距離別の搬送の可否や保健師の同乗基準を明確にした。

【成果・課題等】

感染拡大前の事前の配置が重要という考えのもと、感染急増期の業務量増大に対応するための仕組みづくり（局内応援）を行った。

第 5 波期(令和 3 年 7 月～12 月)

【取組内容】

・急激な感染拡大に伴い、対応する保健所本部職員に大きな負担が生じ、疫学調査や健康観察業務への影響等が見られたことから、8 月より本庁等からの応援職員や派遣看護師の大幅な増員を図った。応援職員（常勤）は段階的に約 70 人を増員し、最大 199 人体制での対応体制であった。

・保健所本部の業務ひっ迫の改善を目的とした取り組みとして、国の通知に基づき感染拡大時においては、疫学調査による濃厚接触者の特定や検査調整は原則行わない運用（保健所本部による濃厚接触者の特定は原則同居家族のみとし、有症状の場合は検査調整）に改めた 。このことにより、行動歴から濃厚接触者に該当する者については、事業所等が判断の上、連絡する体制とした。

・7 月 20 日から、疫学調査は適切な療養先を決定するための症状の聞き取りを行うトリアージ形式にシフトし、検査対象者は症状がある者を優先的に実施する体制とした。また、健康観察においても重症化リスクを考慮した電話頻度に見直した。

・9 月に感染状況が落ち着いた時点で第 5 波の経験を踏まえ、平時においては、1 日あたり 50 人までの新規感染者に対応できる体制の構築を図るべく、改めて業務整理及び効率的な人員配置を検討し、保健所本部の体制を見直した（9 班から 8 班体制） 。
また、12 月には応援職員の縮減を図るべく、派遣職員（事務職）の配置を開始した。

→班体制：総務企画班、医療調整班、宿泊療養班、広報班、社会対応班、相談対応班、疫学班、患者対応班

【成果・課題等】

事前に整備していた局内における応援体制を運用したものの、直前のワクチン接種体制構築のための人事異動の影響や当初想定していなかった夜勤体制が必要となったこともあり、全庁的な応援による増配置を行った。職員の負担軽減を図りつつ、想定を大幅に超える新規感染者の発生による業務量の増加に対応するための体制づくりが課題となった。

第６波期(令和４年１月～6 月)

【取組内容】

・オミクロン株による急激な感染者数の増加に対応するため、1 月中旬から、保健所内の職員が疫学調査等の一部業務支援を開始し、また、1 月 11 日には、「応援職員派遣スキーム」の発動を受け、同月 14 日から段階的に本庁等職員計 118 人を配置し、計 187 人体制による対応を図った。4 月以降は、段階的に応援職員を本庁等に返還し、派遣職員を中心とした体制へ移行した。

・医療機関から提出される発生届の情報（基礎疾患や年齢等）を基に、患者のトリアージを行い、重症化リスクが高いと思われる者には疫学調査を、リスクが低いと思われる者にはファーストタッチ（現症状のみの聴き取り等）と SMS 通知による対応とした。

・自宅療養者への健康観察においては、患者の状態に合わせた電話頻度（毎日か 7 日目のみ）とし、また、HER-SYS の機能を活用した自動架電（音声ガイダンス）による健康観察を部分的に開始した。

※HER-SYS……「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム」のこと。保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るために厚生労働省が開発した。2020 年 5 月末から運用開始。

・国施策である感染者の同居家族で症状がある場合に検査をせずに医療機関が陽性の診断を可能とする「みなし陽性」や自身が行った抗原定性検査キットによる陽性結果を医療機関に提示することで医療機関が診断を可能とする運用が開始されたことを受け、市医師会を通じて医療機関への対応を図り、感染者の早期把握を可能とし、医療機関における検査業務のひっ迫改善に努めた。

・4 月以降、今後の大規模感染拡大に備えるため、オミクロン株の特徴を踏まえた、疫学調査等の重点化と ICT を積極的に活用した対応体制へのシフトを図った。
→医療機関等が作成する発生届から適切に把握した感染者の情報に基づき、重症化リスクを判断するための基準（一次トリアージ基準）を見直し、低リスク者の枠を拡大するとともに、リスクが高い者を重点的に対応する体制を整備した。また、発生届の内容からリスク程度を自動判定できるツールを自主作成した。
→療養者情報全般（発生届情報、健康観察情報、重症度、療養先、解除情報等）を HER-SYS に集約する体制に移行し、従来、各班の所掌業務の範囲で作成していた各種療養者台帳等を縮小・廃止し、業務を効率化した。
→疫学調査時の調査票等は HER-SYS と連動する仕組みを整備し、職員による手入力する項目を縮小した。
→HER-SYS に集約された健康観察情報を自宅療養者台帳等に連動する仕組みを整備し、職員による入力業務を廃止した。

・1 月の応援職員受入時の課題や効率的な配置の検討を踏まえ、4 月以降の職員入替時には、事前レクリエーションによるスキルアップに重点を置いた受け入れに努めた。

【成果・課題等】
主流株がオミクロン株に置き換わったことで感染拡大スピードが想定よりも速かったが、事前かつ段階的な応援スキームにより、早期に応援職員の配置に繋げることができた。

第 7 波期(令和 4 年 7 月～10 月)

【取組内容】
・第 6 波を上回る大規模感染が継続したことにより、保健所本部の業務負担を軽減するため、派遣職員（看護師・事務）を中心に、段階的に計 60 人程度を増員配置した。なお、新たな派遣職員の増員配置に一定の期間を要することが見込まれたことから、配置が完了するまでの間は本庁等職員を代替的に配置する方法とした。

・7 月中旬以降、トリアージ基準を再度見直し、疫学調査対象者の重点化を加速した。また、低リスク者に対し、電話によるファーストタッチを終了し、HER-SYS の SMS 機能を使用する等、業務の効率化を図った。

・感染者数が急増したものの、県の宿泊療養施設の利用増加等もあり、搬送件数は伸びなかった。相談センターの受電回数が過去最高に達していたため、他の業務を担っていた職員も相談センターの対応に加わった。

・国による「発生届の全数届出の見直し」に対応するため、県を交えた各種検討を踏まえた結果、発生届対象外の者を引き続き支援するためのフォローアップ機能を維持（「船橋市新型コロナウイルス感染症フォローアップセンター」開設）することとし、制度変更に伴う混乱が生じないよう、市民及び医療機関への各種情報を発信し、日々の患者発生に伴う報道発表内容の変更等を実施した。

・8 月、市保健所において、流行開始を予測し、コロナ対策業務に生かすことを目的とした流行開始シグナルの検討を開始した。当検討は、新規感染者数の移動平均線（7 日移動平均及び 21 日移動平均）を用いた手法にて行い、本市における、変異株 PCR 検査及びゲノム解析と併せることで、流行開始がある程度予測できる可能性があることが分かった。

【成果・課題等】

派遣会社への増員依頼、総務部への応援要請など、感染拡大の予兆を察知してから迅速に手配できた。ある程度事前の増員配置がなされたこともあり、これまでの感染拡大の波に比べ、職員の時間外勤務が減少傾向となった。

第 8 波期(令和 4 年 11 月～令和 5 年 5 月)

【取組内容・成果】

・10 月下旬以降から新規感染者が増加に転じたことを受け、国試算を基に本市の新規感染者数をシミュレートした上で、派遣職員の増員を図った。令和 2 年の保健所本部発足以降初めてとなる本庁等からの応援職員配置ゼロが達成された。第 7 波の経験を踏まえ、配置完了までの日数を逆算し、先回りした配置要望を委託先に行った。
また、新規感染者数のシミュレートについては、10 月に市衛生試験所が検討を行った、流行開始シグナルの活用も図られた。

・相談センター業務は外部委託により、回線数（最大 30 回線）を確保し、対応した。

・第 7 波時から段階的に取り組んでいた、疫学調査時の情報管理を HER-SYS に完全移行し、令和 4 年 4 月（第 6 波後期）以降取り組んできた患者情報（基礎情報、健康観察情報、疫学調査情報、療養先情報、療養期間等）の一元化が達成された（事実上の電子カルテ化）。これにより、さらなるスムーズな患者対応につながった。

３．相談体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

【取組内容】

・1 月 24 日に保健所内に相談窓口を開設（土日祝日を含む）し、市民からの相談対応を開始した。また、2 月 5 日からは「船橋市新型コロナウイルス感染症専用相談電話窓口」を開設し、2 月 7 日から帰国者・接触者相談センターの機能を追加し、名称を「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（以下、「相談センター」という。)」に変更した。

・開設当初は 3 回線、9 時～17 時での対応であったが、相談需要の高まりに応じて回線数及び開設時間を順次拡大した（2 月 21 日に 5 回線、4 月に 10 回線。2 月 28 日に 8 時～20 時。以降、感染状況等により適宜見直し)。

【成果・課題等】

相談センターに寄せられた問い合わせのうち、検査が必要と思われる全てのケースについて保健所医師と相談のうえ精査を行い、帰国者・接触者外来への受診調整、またはドライブスルー検査を調整した。まだ検査体制が整わない時期だった為、市内各医療機関からの検査の依頼が追い付かず、対応に苦慮した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

【取組内容・成果・課題等】

・人材派遣会社の利用を開始し、相談センターでの相談員として配置した。

・9 月以降、個々のケースにおいて、その都度保健所医師に PCR 検査の可否の判断を仰ぐ方法から、事前の包括的な指示に基づき、PCR 検査案内可能とした。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)・第４波期(令和３年４月～6 月)

【取組内容】

・12 月より発熱外来の案内を開始(市内 29 医療機関)。市や県で医療機関に行ったアンケート結果を基に発熱外来マップを作成し、案内した。なお、風評被害等の懸念から公表は控え、関係機関のみで情報を共有した。

・相談センターに寄せられる問い合わせの内容が医療機関の案内に限らず、健康相談の要素が強かったため、相談対応は看護師等が行う体制へシフトした。

【成果・課題等】

インフルエンザ流行期における発熱患者等の診療体制整備にあたり、県と市が医療機関にアンケートを実施した。その結果を受け、かかりつけ医がいない市民から相談センターに問い合わせが入った場合は、保健所より市内医療機関の発熱外来を案内した。帰国者・接触者外来に患者が集中していた状況から、徐々に地域の医療機関での受診、検査体制が整備され始めた。

第 5 波期(令和 3 年 7 月～12 月)

【取組内容・課題】

・主流株がデルタ株に置き換わり感染者数が増加した。

・10 月、公表に承諾した発熱外来の情報（発熱外来検索システム）が県のホームページに掲載開始された。市民が自分で発熱外来を調べられるようになり、相談センターにおいてもこれを活用して受診先の案内等を行った。

第 6 波期(令和 4 年 1 月～6 月)

【取組内容・成果・課題等】

・年明けよりオミクロン株が流行し始め、感染者とともに相談件数も急増し、かかりつけ医の受診や発熱外来等の医療機関の受診予約が取れず、検査希望者からの相談も急増した。1 月中旬には応援職員の増配置があり、人員体制整備は第 5 波に比べると迅速に行われる改善があったものの、それを上回る相談件数だった。

・高齢者施設でクラスター案件が多発し、施設内で体調不良者や軽症の感染者をみる状況が続き、施設から相談センターへの問い合わせも多かった。

・療養証明に関する問い合わせが毎月一定数ある中で、就業制限通知書・就業制限解除通知書が自動的に送付される仕組みを 2 月以降は市民が自らオンライン申請する運用に変更とした。そのため、相談センターへ市民からの申請方法に関する問い合わせも増えた。5 月末には My HER-SYS が導入されたため、My HER-SYS での療養証明の出し方についての問い合わせに対応した。

※My HER-SYS……厚生労働省が提供している HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）の個人向け健康管理機能。陽性となった本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力でき、それら情報は管轄している保健所

へ反映・共有される。令和５年９月末で機能停止となった。

・２月～6 月にかけて県が「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付」事業を実施した。また、「千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター」が開設され、発熱外来逼迫のため医療機関を受診できない市民に対し、上記県事業を案内した。

第７波期(令和４年７月～10 月)

【取組内容・成果・課題】

・発熱外来も逼迫し、受診の予約が取れない感染者が急増した。そのため自己検査で陽性でも受診せず自宅療養となる場合もあり、自主療養患者の療養証明に関する要望等が多く寄せられた。

・感染者数急拡大に伴い、発熱外来が逼迫し、７月下旬には県の「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付」事業及び「千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター」が再開した。医療機関に電話がつながらないという市民からの問い合わせが多数寄せられ、上記県事業と、８月から開始された市の無料 PCR 検査事業を案内した。

・第６波に続き、第７波はオミクロン株系統の変異株が流行し感染者数が急拡大した。７月下旬より相談件数が増加し、８月には１日あたりで過去最高の 900 件を超える相談件数となった。相談センターとしては最大 13 回線で対応したが、うち５回線は別フロアでの対応となった。

第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

【取組内容】

・第７波時、一時的に相談センターの受電体制を超える問合せにより、本庁等他部署にも問合せが及んだこともあり、秋冬の季節性インフルエンザとの同時流行時等に備え、発熱外来の紹介機能等の強化を図るため、12 月９日、相談センター業務委託（最大 30 回線体制）を開始し、保健所本部では保健師等が陽性者の体調悪化時等の相談を受けることとした。

【成果・課題等】

・相談センターを外部委託したことで回線数を増やすことができたことを踏まえ、より健康相談に対する回答内容を向上させるため、年末年始に向けてオペレーター及び相談役の看護師を含めて医療機関が休診の想定でのロールプレイングを繰り返し実施した。その

結果、年末年始にあたっては大きなトラブルなく対応できた。また、年末年始は医療機関が長期間休診になることから、自己検査を促すために、事前に年末年始に営業している薬局の情報を委託先へ伝達しておいたことも、スムーズな案内につながった。

４．積極的疫学調査・濃厚接触者の把握

第１波期(令和２年１月～6 月)

感染者の療養期間	14 日間（6 月から 10 日間に変更） ※療養解除には 2 回の陰性化確認が必要
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	14 日間

・3 月 1 日に市内 1 例目の感染判明。

・新型コロナウイルス感染症の感染者に対しては、感染症法第 15 条に基づき、感染源の探求と新たな感染者発生防止のため患者自身の行動や関係者の健康状態の確認といった、いわゆる積極的疫学調査を実施することとされており、実際の調査にあたっては国立感染症研究所が示した「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領（暫定版)」に基づき、基本情報、臨床経過、行動調査、濃厚接触者調査及び検査調整などの内容項目を設定し実施した。また、調査後の対応として感染症法に基づく就業制限通知、入院勧告、解除通知、消毒命令等が必要だったため、事務フローに組み込み実施した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

感染者の療養期間	10 日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	14 日間

・若年層の感染者や食品工場等でのクラスターが発生し、外国人労働者の感染者が増加したため、AI 通訳機を使用して疫学調査を行った。また、隔離目的のため宿泊療養施設を活用するケースも増加した。

・11 月下旬、国通知において、感染源推定のため「発症 14 日前」までであった行動歴調査の確認範囲が、「発症 7 日前」の調査を優先するよう示された。これにより、1 件当たりの疫学調査に要する時間が短縮された。なお、都内往来やマスク無会食の有無などリスク行動に着目した聴き取り内容にすることで感染経路の推定強化を図った。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)・第４波期(令和３年４月～6 月)

感染者の療養期間	10 日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	14 日間
流行していた変異株	４月以降（第４波期）はアルファ株

・療養者数が急増し、対応が困難になってきたことから疫学調査時に症状を聴き取りのうえ、優先順位をつけて保健所医師への健康観察結果報告を行った。

・紙カルテ等での疫学調査事務の流れがすでに確立していたことなどにより、患者情報のデジタル化・一元化に時間を要すことになり、情報管理に係る事務負担は大きかった。

第５波期(令和３年７月～12 月)

感染者の療養期間	10 日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	14 日間
流行していた変異株	デルタ株

・7 月に入るとデルタ株の流行がはじまり感染者数が急増した。疫学調査における行動調査項目の重点化（発症日２日前の行動歴と７日前の会食の有無の確認）を行ったが、6 月時点で出ていた国通知に基づき、療養先決定のために必要な症状確認のみとした。

・入院加療の優先順位を踏まえた疫学調査へシフトしたものの、それまでの株に比べ重症化率の高いデルタ株が流行したことにより、症状が悪化する患者が多く発生、入院調整が困難であった。

・12 月には海外で先に流行し始めたオミクロン株について国通知が発出され、下記の水際対策が示された。

　○オミクロン株の陽性患者は原則入院。
　○オミクロン株の陽性患者と同一の航空機に搭乗していた場合やゲノム解析結果が判定不能の陽性者の濃厚接触者は疑似症患者として宿泊療養とする。
　○オミクロン株濃厚接触者は２日に１回の検査を実施する。

第 6 波期(令和 4 年 1 月～6 月)

感染者の療養期間	有症状者は 10 日間 無症状者は 8 日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	7 日間（1/14 より 14 日間から 10 日間に変更、 1/28 より 10 日間から 7 日間に変更） ※エッセンシャルワーカーは陰性確認できれば 5 日目で解除の特例あり
流行していた変異株	オミクロン株（BA.1・2）

・国通知に基づき、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合は検査をせずに臨床症状で診断可能となる「みなし陽性」の運用が開始となった。また、同通知にて医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査した結果を医師に提示することで、医療機関で改めて検査をせずに診断が可能となった。

・発生届上の基礎疾患や年齢を基にトリアージを実施し、重症化リスクの高い患者へ疫学調査を行い、低リスク者に対しては現症状の聴き取り等のみとした。その場合は療養中の注意点は SMS（携帯電話番号を用いたメッセージサービス）で通知した。また、濃厚接触者は同居家族のみとした。

・1 日の発生届が 500 件を超える日が続く中で、一部の感染者へは療養中の案内を SMS に切り替えたことにより、疫学調査の対応を全うすることができた。

第 7 波期(令和 4 年 7 月～10 月)

感染者の療養期間	9 月 7 日より有症状者・無症状者を問わず 7 日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	5 日間 ※濃厚接触者は陰性確認できれば 3 日目解除可
流行していた変異株	オミクロン株（BA.5）

・過去最高の急激な感染拡大を受け、疫学調査等の対応を国の通知等に基づき、簡略化した。

・7 月の中旬以降、1 日の発生届が 1000 件を超える日が続いたが、トリアージ基準の変更、一部の感染者へは電話による聞き取りから、HER-SYS の SMS 機能の利用による情報発信への切り替え等を行い、すべての感染者へ疫学調査の対応を迅速に行うことができた。

なお、トリアージ基準の変更により、優先順位をつけて個人疫学調査を行う体制としたが、パルスオキシメーターの配付対象は継続することで、自宅療養中の患者の健康観察が適切に行われる体制の維持を図った。

第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

感染者の療養期間	有症状者・無症状者を問わず７日間
濃厚接触者の健康観察(待機)期間	５日間 ※濃厚接触者は陰性確認できれば３日目解除可
流行していた変異株	オミクロン株（BA.5 等）

・疫学調査の結果管理をHER-SYSへの入力に切り替えた。これによりすべての情報がHER-SYSで一元化され、管理にかかる事務負担軽減につながった。また、各班との連携や宿泊療養施設との連携が容易となった。

・上記以外は第７波期と同様の対応とした。

５．検査体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

■市保健所での PCR 検査体制の整備

・当初、国内の検査手法が確立されていないとともに、検査は国立感染症研究所または地方衛生研究所（本市は千葉県衛生研究所）で行うこととされていた。また、国は、2 月 17 日に「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染を疑う者は、相談センターに相談し、相談センターが帰国者・接触者外来への受診調整を行うスキームであり、事実上、PCR 検査対象者の範囲を限定するものであった。

当スキームは、主に相談センターの業務量増加、検体採取能力の不足、検査分析能力の不足等を理由に”目詰まり”を起こし、相談・検査・外来受診の需要の高まりに十分対応することが難しい状況であった。

・一方で、市は、2 月 6 日以降、帰国者・接触者外来（市内 7 病院）による検体採取体制を確保するとともに、市での検査体制の確保を目指し、早期に国へ要望し「検査用試薬（プライマー・プローブとポジティブコントロール)」の提供を受け、準備を進めた。

・3 月 11 日から市保健所で PCR 検査を開始した。検体を千葉県衛生研究所に搬送する必要がなくなったため、検査結果判明までの時間の短縮が図られた。また、検査需要の高まりに応えるため、検査数の順次拡大を図った。

■PCR 検査外来（ドライブスルー方式）の整備

・4 月 6 日、帰国者・接触者外来以外に検体採取を行える体制を整備するため、保健所本部に「ドライブスルーグループ」を設置（17 日に「PCR 検査外来グループ」に改称）した。当グループにて、検体採取場所の確保や動線の検討、検体採取スタッフ・必要物品の確保等を行い、4 月 21 日に、市医師会協力の下、ドライブスルー方式による検体採取を開始し、検査対象者との日時調整等を含め、以降一元的な運営を行った。

なお、当時の社会的な検査需要の高まりによる混乱防止の観点等から、場所は非公表とし、検査対象者のみに伝える方式であった。

・この時期の PCR 検査は鼻咽頭検体を採取する必要があり、とりわけドライブスルー方式は窓越しに医師が検体を採取していたことから、検査対象者に負担がかかることが想定され、原則中学生以上を対象とするなど運用には慎重を期した。保健所医師の判断により小学生以下に検査をする際は、家族に身体を抑えてもらうことを必須としたが、現場においては小児が泣き出す等あり、対応が困難となることもあった。

■訪問による検体採取の実施

・市保健所での検査に来所することが厳しい高齢者や障害者に対して、保健所医師の指示に基づき、保健所の保健師が施設や自宅に訪問し検体採取を行った。

■検査対象者・検体の搬送について

・2 月中旬より疑い患者・濃厚接触者等に対する搬送を開始し、3 月から市内医療機関への検体回収及び千葉県衛生研究所への検体搬送（県衛生研究所への搬送は基本的に 3 月 10 日まで)、4 月下旬からドライブスルー検査対象者の自宅・検査会場間の搬送等段階的に搬送対象者を拡大しながら対応した。運転手は主に保健所内各課の職員が担い、搬送調整及び感染者急変時の対応が行えるよう保健師も同乗した。検査需要の高まりに伴い、頻繁な搬送による負担増大や搬送調整に困難な状況が続いた。

・当初は、患者搬送 1 件ごとに車両を養生ビニールで隔壁、搬送スタッフは防護服を着用、都度消毒の実施を行う等、環境が整備されない中での緊急的かつ厳重な感染防止対策を施した上で対応にあたった。陰圧車の導入後（4 月下旬～5 月上旬、計 4 台を無償提供）は、スタッフの防護服着用や消毒の要件を緩和する等段階的な見直しを図った。

第 2 波期(令和 2 年 7 月～11 月)

・市保健所における検査体制の拡充のため、PCR 検査機器等の購入、検査試薬の変更、検査採取スタッフの確保等を段階的に行った。PCR 検査機器の購入にあたっては県の補助金を活用し、新型コロナ以外の感染症にも使用可能な汎用性の高い検査機器を導入した。このような検査体制の整備を進めたことで、当初は 1 日 15～20 人分程度だった PCR 検査数が、10 月には 1 日に最大 180 人分まで対応可能となった。

・8 月 1 日に、「分娩前 PCR 検査」を地域保健課が開始し、有症状者や濃厚接触者等に限られていた検査体制の拡充及び不安を抱える妊娠中の方に検査機会の提供を図った。

・8 月中旬より民間業者と業務委託契約し、外部委託スタッフによる搬送・検体回収が開始された。これに伴い、帰国者接触者・接触者外来への 1 日 2 回の定期検体回収が開始された。

・11 月 27 日には、委託契約により民間検査機関での検査体制を確保し、検査需要がひっ迫した際等に、新たに 1 日最大 800 人程度の検査を行うことができる体制を確保し、検査体制の強化を図った。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

・第３波に入り、より多くの検査数に対応できるよう市保健所における唾液検体での PCR 検査を整備し開始したが、アルファ株等の流行により感染者数が急増した。検査需要は増加し続け、検査対象者への連絡といった事務量も増加した。

・検査需要増のため必要に応じ 12 月から１月にかけて夜間においてもドライブスルー方式での検体採取を実施、加えて１月下旬以降はウォークスルー方式による検体採取（唾液）を開始し、車での来所が困難な者に対しても徒歩での受け入れが可能となった。なお、12 月より唾液ドライブスルー検査を搬送対象に追加したが、検査需要も高まったことから、無症状かつ自家用車がない濃厚接触者の検査は１月末から医療機関調整することとした。

第４波期(令和３年４月～6 月)

・従来、千葉県衛生研究所で実施していた変異株 PCR 検査について、4 月 12 日からは、市保健所において実施できる体制（N501Y 変異検出検査）を整え、”感染しやすく、重症化しやすい可能性がある”と言われていた変異株（アルファ株、ベータ株、ガンマ株）の拡大状況を早期に探知できる体制とした。また、5 月 20 日には、E484K 変異検出検査を開始し、N501Y 変異検出検査と組み合わせることで、東京都等での感染拡大の原因となったアルファ株をより正確に推定できるようになった。6 月 11 日には、第５波の感染拡大原因となったデルタ株の検査（L452R 変異検出検査）を開始した。これらを活用し、社会的に変異株への不安が広がる中、市民への迅速な情報提供による注意喚起を図った。市民への公表は、当時、市町村単位では首都圏初となる取り組みであった。

・5 月 12 日に、船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入し、検査試薬や検査方法等の情報の早期入手が可能となり、検査体制のさらなる拡充を図った。また、地域における科学的・技術的に中核となる機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努める体制を整備することとした。

第５波期(令和３年７月～12 月)

・7 月、デルタ株の流行がはじまり検査数が増加、第５波に入る。無症状の濃厚接触者は検査対象から除いていくという国の方針の影響もあり、相対的に検査の陽性率は上昇した。

・外部検査機関への委託や抗原検査の信頼度が上がったことにより、検体回収需要が低下した。毎日の回収を希望しない医療機関の定期回収を終了し、検体回収回数を１日１回に

変更した。

第 6 波期(令和 4 年 1 月～6 月)

・1 月 17 日からは保健所の検査において G339D 変異検出検査を開始し、オミクロン株の発生状況を監視した。さらに、BA.1 と BA.2 系統を鑑別するため、3 月 23 日からは ins214EPE 変異検出検査を開始し、その後は、L452R/L452Q 変異同時検出検査（令和 3 年 12 月 9 日に開始済み）により、BA.2.12.1、BA.4 又は BA.5 系統の発生に対応する等、様々な系統の発生状況の監視を行える体制とした。また、必要に応じて市民への注意喚起を行った。

・2 月 2 日からは、保健所検査室に「次世代シークエンサー」を配備し、ゲノム解析を開始した。これに伴い、より詳細な変異株の情報が得られるようになり、クラスターの感染経路の推定や市内で流行している変異株のサーベイランスが可能となった。

・2 月 21 日、発熱外来ひっ迫のため、県主導で、保健所設置 3 市との連携により、「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る検査キット配付」事業及び「千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター」を開始し、重症化リスクの低い者などへの検査キット配付体制の整備及び医療機関を経ずに発生届が提出される仕組みを構築した。

第 7 波期(令和 4 年 7 月～10 月)

・保健所の検査において、既存の複数の変異検出を組み合わせた変異株 PCR 検査により、オミクロン株の BA.5 系統や BA2.75 系統等の発生状況を監視した。また、6～7 月にかけ、市内 2 病院の協力のもと陽性検体を収集し、変異株 PCR 検査及び必要に応じてゲノム解析を実施、より広範で正確な変異株モニタリングにつながった。

・重症化リスクが高い者の受診が困難となる恐れがあったこと等から、低リスク有症状者を対象に「無料 PCR 検査事業」を委託により開始した。委託事業者が「検査キット配送、結果判定、発生届提出」等を実施することで、患者が医療機関を受診せずに療養を開始できる体制を整備した。8 月 10 日から 8 月 31 日までで計 5,897 件の申込受付があり、発熱外来等の医療機関に係る受入状況のひっ迫の改善に寄与した。

第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

・重症化リスクの高い者への優先的な医療提供体制を確保するため、抗原検査キットの事前備蓄を促すことを目的に、11 月 18 日から令和５年１月 17 日までの間、「新型コロナ抗原検査キット購入費用助成事業」を行った。当事業は市薬剤師会等と協力し、薬局等での購入時に１キットあたり 700 円の費用助成を行うものであり、延べ販売数は 121,980 キットに達した。

・第６波以降、医療機関での PCR 検査の環境整備が進んだこと、抗原定性検査キット等の流通が進んだことを受け、ドライブスルー方式検体採取を含む市保健所での検査需要は低下し、検査数は減少し続けた。

第２節　感染拡大防止対策と医療提供体制の確保等

１．医療・診療提供体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

■帰国者・接触者外来の設置等

・1 月 29 日に、市医師会及び市内 22 医療機関に対し、「新型コロナウイルス肺炎に係る対応について（依頼)」を発出し、新型コロナウイルス感染症を疑う患者（発熱症状かつ呼吸器症状、2 週間以内の武漢渡航歴・滞在歴、インフルエンザ等検査が陰性）を診察した場合に保健所へ直ちに連絡（電話及び FAX）すること等を依頼し、医療機関に対する初動対応を行った。また、2 月 6 日に、市内 7 病院に対し、「帰国者・接触者外来の設置」について依頼し、病院協力の下、順次設置を進めた。

・市と市医師会は、かつての新型インフルエンザ対応の経験を生かし、新型コロナウイルス感染症発生以前から訓練等を通じ、外来診療・病床確保等・医療提供体制など、速やかな体制整備を順次図った。

（発生以前に行っていた市と市医師会による訓練等）

１．病院実動訓練

新型インフルエンザ患者の外来診療の実施訓練を実施（毎年 1 病院ずつ）

２．空床状況病院連絡訓練

空床情報の共有を図るため、机上訓練を実施

３．帰国者・接触者外来協力医療機関連携会議

迅速な連携を図れるよう連絡体制の整備し、連携会議を実施

４．研修会の実施

新型インフルエンザ等対策研修会を実施

５．医療体制整備、集団予防接種等の検討

各会※において、医療体制整備、ワクチン市民接種体制等、新型インフルエンザ発生に備えた備蓄等について検討

※船橋市医師会新興再興感染症等対策委員会（年 3～4 回)、船橋市地域医療専門部会

・2 月、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対応した医療体制を整備するため、帰国者・接触者外来において平日夜間及び土日祝日の外来診療体制を確保する「帰国者・接触者外来（平日夜間、土日祝日）業務委託契約」を市医師会と締結した（2 月 20 日から 9 月 2 日まで)。

■病床確保に向けた取り組み

・患者等の入院受入れの環境を緊急的に整備するために、各病院の病院代表者を繰り返し訪問し、病床確保及び入院受入体制の整備に向け、協力依頼や協議を重ねた。

・患者を受け入れる各病院は、緊急的に施設設備を整備する必要があったこと等から、当該施設整備費用については、「船橋市新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急環境整備事業補助金」として交付を行い、病院の施設整備費用負担の軽減を図った。

※市が補助する予算を確保した後に、国や県が同種の補助金制度を設けたことにより、市が補助する範囲は当初の想定より縮小したが、国・県の補助制度では対象とならなかった病院負担分のうち、新型コロナウイルス感染症対策として市が必要と考える経費は市が支弁した。

・4 月当初は受入病床が 28 床しかなく、最大病床稼働率は 80%を超えていたが、上記の各取り組みにより、5 月下旬には 87 床まで拡大させ、病床稼働率を 5%以下まで低下させた。

■医療機関による保険診療としての検査体制の確保

・6 月、PCR 検査実施体制の拡大を目的として、市と委託契約を結ぶ医療機関の医師の判断により、その医療機関で保険診療による PCR 検査を実施できる体制を整備した。従来は、帰国者・接触者外来の医師が検査の必要性を判断し、保健所医師と相談のうえ保健所で行政検査を行う体制であったが、当該仕組みにより幅広い医療機関での検査が可能となった。

第 2 波期(令和 2 年 7 月～11 月)

・船橋市議会 6 月議会の補正予算の議決を経て、7 月より病床確保料の交付事業を開始した。(4 月 1 日より遡及して交付)

第 3 波期(令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月)

・12 月、行政検査での実施施設を増やすため、市医師会と連携し、市内医療機関を対象として PCR 検査等実施に係る研修会を開催した。

・感染拡大と医療機関の受入体制が脆弱となる年末年始の医療提供体制の整備・充実を図ることを目的とし、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間に相談センター等からの依頼により患者の受け入れを行う医療機関に対して市独自に協力金支給制度(300,000 円／1 日あた

り)を整備し、医療機関への財政的支援を行い、医療提供体制の整備を図った。

・5 月末までに人工透析患者専用の病床を 2 病院にて計 5 床を確保した。

・消防・救急体制のひっ迫を回避するため民間救急の利用を開始、結果として市外かつ緊急性のない酸素等の医療処置が必要な患者の搬送が外部委託できるようになった。

第 4 波期(令和 3 年 4 月～6 月)

・年末年始同様に医療機関の受入体制が脆弱となる大型連休の医療提供体制の確保を目的とし、4 月 29 日、5 月 2 日から 5 日までの間に、相談センター等からの依頼により患者の受け入れを行う病院に対し、市独自の協力金支給制度(300,000 円／1 日あたり)を整備し、病院への財政的支援を行い、医療提供体制の整備を図った。

第 5 波期(令和 3 年 7 月～12 月)

・デルタ株の流行により感染者数と比例して搬送件数も急増した。医療機関もひっ迫していたため感染者の待合がないことが多く、搬送車内で待機する事例が増え 1 件あたりの搬送時間が増加した。

・医療機関に対して濃厚接触者の受診及び検査を必要に応じて実施するよう通知した。また、宿泊療養施設（船橋第一ホテル）内に臨時の酸素ステーションを設置し、入院調整が直ちに困難な場合において一時的に受け入れを行い、呼吸状態の悪化を防ぐため患者が確実に酸素を吸入できる体制及び、救急隊の長時間対応を回避することができる体制を整備した。

・9 月、濃厚接触者及び疑い患者について、保健所を介さず通常の医療連携として対応するよう医療機関に通知した。

・自宅療養者に対して保健所医師による解熱剤等の医薬品の処方及び配達を開始した。さらに市医師会及び市薬剤師会と協議し、オンライン診療・医薬品の調剤に係る協力金事業の運用を実施し、オンライン診療・遠隔服薬指導等の件数の大幅な増加につながった。

・第 5 波の経験を踏まえた上で、次なる感染拡大を見据え、入院受入病床を持つ病院長と保健所本部とでコロナ治療の課題の共有及び解決策の協議を重ねた（9 月中 2 回、12 月 1 回)。また、病床の回転率を上げるため「船橋市病床アラート」の導入について合意した。

第６波期(令和４年１月～6 月)

・市医師会との協議により、9 床の入院受入と酸素、経口治療薬の投与が可能な「船橋市医師会診療所」を 1 月下旬から本格稼働させ、医療提供体制の拡充を図った。当初、自宅療養者の往診の促進について協議を重ねたが、換気等の対応が管理された施設 1 か所に患者を入院させ、診察等を行った方がよいとの理由による導入であった。

・1 月 22 日に、新たに「船橋市病床アラート」を発動した（条件：新規感染者が 70 人/週以上、かつ前週より 1.5 倍の増加、かつ市内病床使用率が 40%超)。市内の感染状況を入院受入医療機関と保健所本部とで情報共有を図り、各医療機関に入院患者における療養解除前の退院可否を検討するよう働きかけた。その結果、「船橋市病床アラート」発動前後で比較すると、病床の回転率が上がったことで平均入院日数の減少がみられ、より多くの適切な入院加療が行われた。（最大確保病床数 145 床、最大病床稼働率 84.4%）

・オミクロン株患者の入院受け入れを行っていた病院は当初市内 1 病院だけであったため、その他医療機関でも入院を受け入れられるよう調整し、拡大した。また、市医師会及び市薬剤師会と協議のうえ、市内医療機関に対し中和抗体療法または経口治療薬が必要な患者への処方を依頼した。

・高齢者施設等のクラスターが多数発生したことにより、高齢者の入院調整依頼が増加したものの、認知症、食事等の介助の課題から入院が決まらないケースが増加した。そのため、施設の提携医療機関による経口治療薬の処方や、施設への酸素濃縮装置の貸出し等の対応を行った。

第７波期(令和４年７月～10 月)

・7 月下旬、確保病床使用率が高まったことから、医療機関に対し、2 回目の「船橋市病床アラート」を発動した。第 7 波の期間中、確保病床数は最大 162 床まで拡大し、最大病床稼働率は 86.6%であった。「船橋市病床アラート」発動後は、病床の回転率が上がったことで平均入院日数の減少がみられ、より多くの適切な入院加療が行われた。

第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

・9 月下旬に国が医療機関に対する病床確保に関する費用負担の見直しを行ったこと等により、市内の確保病床数の大幅な減少につながった（87 床)。
11 月に当該見直しの除外が示され、病床数は 139 床まで回復したものの、第 7 波の水準までに至らなかった。

・12 月 8 日、3 回目の「船橋市病床アラート」を発動したが、同時期に市内 7 病院（入院受入医療機関）で院内クラスターが発生し、確保病床数に対する入院者数は 103.9％に達し過去最大の数値となった。

・夜間・土日祝日における県の自宅療養者支援事業（民間事業者によるオンライン診療、往診委託事業）が終了することに伴い、12 月上旬より、本市独自で「民間事業者によるオンライン診療、往診委託事業」を開始した。民間事業者による自宅療養者へのオンライン診療や往診の体制が確保されたことにより、多くの市内医療機関が休診となる年末年始においても、自宅療養者への医療提供体制を維持した。

２．入院調整及び救急との連携・調整

＜保健所本部における対応＞

第１波期(令和２年１月～6 月)・第２波期(令和２年７月～11 月)

・1 月末、消防局救急課と新型コロナウイルス感染症を疑う患者（以下、「疑い患者」という。）の救急対応について方針検討し、2 月初旬には消防局長より保健所長宛てに 119 番受付時及び移送業務対応のフローチャートの共有を受け、認識の統一を図った。

・3 月、消防局長宛てに疑い患者の帰国者接触者外来への移送業務の協力を改めて依頼した。

・市内医療機関や市医師会等と感染者受入のための病床確保に関する意思疎通、合意形成を図る協議を行い、当初市内２病院で入院調整していたが、5 月より段階的に感染者受入病床を確保し市内７病院に拡大した。

・当初、感染者は必ず入院対象だったが、国の通知に基づき、当市では４月末より軽症者用ホテルを借上げし、症状に合った療養先をトリアージすることで医療体制の逼迫を防ぐことができた。
また、5 月 29 日まで退院基準が２回の陰性化が条件であったことから、長期入院となる感染者もいた。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)・第４波期(令和３年４月～6 月)

・高齢者施設等のクラスターが増え、高齢者の入院調整が増えた。施設の医療連携体制が十分とはいえず、感染後すぐに入院調整依頼が入ることが多かった。また、介護度の高い患者の入院が増加した。

・12 月下旬、濃厚接触者及び疑い患者の救急要請は、入院調整に保健所を介さず直接救急隊が医療機関に対して入院交渉・受診調整するフローに変更した。（調整困難時は保健所が担う）同時に、市内受入医療機関の空床状況を毎日夕方救急課に情報提供を行うこととしたため、より迅速な救急活動につながった。

・5 月～6 月にかけて妊婦の感染者の入院調整等対応について検討するため、市内産科病院を訪問した（これまでの困難事例等を共有)。6 月には県と３市とで情報共有会議を実施した。

第５波期(令和３年７月～12 月)

・第５波では急激な感染拡大に伴い病床が逼迫し、入院調整に時間を要する事例が増えた。

・８月、県に妊産婦の感染者の対応方針の策定を働きかけ、県が妊産婦の入院調整一斉照会システムを導入した。市内病院に妊産婦専用病床を 1 床確保、同月末より同病院の病床で妊婦の入院受入を開始した（産科病棟で２床まで拡大)。

・10 月下旬、妊婦の感染者の対応について、妊産婦入院調整一斉照会システムの運用が開始となり、保健所を介さずにかかりつけ産科医から周産期医療センターに直接連携して受診入院する仕組みが構築された。

・市内入院患者受入医療機関と保健所間における情報共有会議を９月に２回、12 月に１回開催し、第５波の振り返りと第６波に向けて効率的な病床運営について話し合い、病床アラートの発出や観察記録の様式変更が決定した。

・これまで疫学班の保健師が担っていた入院調整業務を医療体制構築班と統合し、新たに設立された医療調整班内に、救急対応含む入院受診調整を一元的に担う保健師を配置した。

第６波期(令和４年１月～６月)

・１月、入院患者の健康観察報告を修正し、症状軽快かを把握する「ピークアウト」項目を追加したことで、症状軽快した患者に対し、早期の転院や宿泊・自宅療養への移行を促進でき、病床回転率を上げることができた。

・第６波以降、入院適応となる小児の感染者の割合が増加。小児感染者受入医療機関である市内の病院では、設備上の問題等から生後 6 か月児未満の小児感染者の入院受入ができないことから、市外医療機関に県調整せざるを得なかった。

第７波期(令和４年７月～10 月)・第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

・９月、市内病院で妊産婦専用の病床を２床確保し、受け入れが難しい妊産婦の入院体制を整えた。

・これまで夜間休日は救急搬送するしか手段がなかった軽症者に対して、往診を利用することで、緊急性のない患者の搬送を減らすことができた。また入院調整が難航する患者に対して酸素投与や点滴等の対応が可能となった。

・軽症だが、体動困難や食事が摂れないため点滴加療が必要な患者等の療養先について、第７波以降、症状に応じて患者を県の臨時医療施設に入院することができ、家族の介護負担軽減、市内医療機関の病床逼迫を防ぐことができた。

＜消防局における対応＞

「新型コロナウイルス感染症」に関する救急要請時等の対応（フローチャート策定）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

消防局救急課

【経緯】

令和２年２月４日付け消防消第 26 号及び消防救第 32 号にて総務省消防庁より「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」及び同日付け保総第 3875 号にて保健所長より「新型コロナウイルス感染症への対応について」それぞれ通知があった。

このことから、消防局において新型コロナウイルス感染症の疑い患者からの救急要請について保健所と協議し、対応を検討する必要があった。

【実施内容】

保健所と協議した結果、フローチャートを策定し、消防局と保健所にて連携を図ることとなった。

令和２年２月７日８時 45 分からの救急要請又は救急出動時において、新型コロナウイルス感染症に関すると判断した場合はフローチャートに基づき保健所との連携による対応を実施した。また、国の新型コロナウイルス感染症への対応が変更となったときは、その都度、保健所と協議し、フローチャートの見直しを行った。

【成果】

救急要請又は救急出動時は、フローチャートに基づき、新型コロナウイルス感染症に関する対応に該当するか消防局が判断し、約 12,080 件は該当したため、保健所との連携による対応に繋げた。

次の感染症発生時においても、国からの通知を踏まえて、保健所と協議し、救急体制の検討を行う。

【実績等】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年（1月～5月）
救急出動件数	32,788 件	33,578 件	39,343 件	15,693 件
新型コロナウイルス感染症関連件数	約 480 件	約 3,800 件	約 6,100 件	約 1,700 件

救急自動車内にオゾンガス発生装置の配備

（3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

消防局救急課

【経緯】

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの感染症患者の搬送に携わることになった。

その一方で、密閉された救急自動車内で救急活動を行うことで、救急隊員及び同乗者への感染が危惧されていたことから、救急自動車内の感染防止対策が喫緊の課題となった。

このことから、新型コロナウイルスを不活化する効果を持つオゾン発生装置を救急自動車に配備する必要性があった。

【実施内容】

救急隊員等の新型コロナウイルス感染防止対策として、令和 2 年 7 月の補正予算にてオゾンガス発生装置を要求し、令和 3 年 3 月に非常用救急車を含む 17 台の救急自動車にオゾンガス発生装置を配備した。配備後、1 年ごとに機能を維持するため、オゾンガス発生体カートリッジを交換している。

【成果】

オゾンガス発生装置は、一定濃度のオゾンを発生させることで救急自動車内を除菌するため、救急隊員及び同乗者の安全の確保や心理的な不安の軽減に繋がった。

次の感染症発生時においても、救急隊員及び同乗者の感染が危惧されることから、感染防止対策の整備について検討を行う。

【実績等】

オゾンガス発生装置　 BT-03　（株式会社タムラテコ社製 ）

288,200 円×17 器＝4,899,400 円（税込）

オゾンガス発生体カートリッジ・・・配備後毎年交換

12,100 円×17 器＝205,700 円（税込）

臨時救急隊の運用

（7・8 波）

【課名等】

消防局救急課

【経緯】

救急隊はドクターカーを含め 16 隊で運用し、救急搬送のひっ迫に対応するため警備隊の乗せ換えによる非常用救急隊も運用していましたが、令和 4 年 7 月 28 日現在で昨年の同時期より救急出動件数が 3,280 件以上の増加が認められた。

特に令和４年７月中旬頃から連日のように１日の救急出動件数が 150 件を超え、全隊出動する場合もあり、現場到着まで時間を要する状況が続いた。

また、搬送困難事案が増加し、病院が決まるまでに長時間となる事案も増えた。

この急増する救急需要に対応するため、救急隊を増隊する必要性があった。

【実施内容】

消防局の毎日勤務者の職員のうち、救急有資格者による救急隊を編成、非常用救急車を活用し、臨時的に救急搬送の業務を開始した。

（平日の８時 45 分から 17 時 15 分までの覚知時間）

【成果】

新型コロナウイルス感染者拡大に伴う救急体制のひっ迫の対応として、臨時救急隊の運用を開始し、運用日数 43 日間、出動件数 125 回、１日あたり約３件の救急出動を行い、市民サービスの提供に繋げた。

次の感染症発生時においても、救急需要が増加することが考えられることから、救急体制の検討を行う。

【実績等】

臨時救急隊運用月	令和４年８月	令和４年９月	令和４年 12 月	令和５年１月
運用日数	19 日間	15 日間	4 日間	5 日間
出動件数	74 件	24 件	16 件	11 件

３．自宅療養体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

・当初、感染者に限らず中国湖北省からの帰国者や検疫からの指示を受けた濃厚接触者へのフォローアップを行った。また、感染者及び濃厚接触者の安否確認のための家庭訪問や夜間携帯当番の配置等を順次開始した。

・国は、感染者に対し、原則入院または宿泊療養の方針であったが、何らかの理由でやむを得ず自宅療養を行う感染者に対しては、国通知に基づき、療養期間中 1 日 1 回（症状がある場合は 2 回）を目安に電話連絡による健康観察を行った。

・4 月、国通知にて、宿泊療養施設において健康観察の際にパルスオキシメーターを使用するため各自治体でも受入人数に応じた配備をするように示された。これを受け、当時の宿泊療養施設の最大人数が 100 人であることやドライブスルー方式での保健所 PCR 検査等での活用を見込み 150 個のパルスオキシメーターを購入した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・7 月 14 日から、自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与を開始し、疫学調査で息苦しさ等の症状や基礎疾患があることを確認した者等で、重症化リスクが高いと保健所医師が判断した自宅療養者の自宅へ配送する運用とした。自宅療養者が増えていく中で、パルスオキシメーターを健康観察に活用することにより、体調悪化の予兆を酸素飽和度の数値で確認できるようになったことは有益だった。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)・第４波期(令和３年４月～6 月)

・3 月、感染者や濃厚接触者の増大により、家族や近くの親戚等からの支援を受けられない方へ食料を支援するため、自宅療養者向けに配食サービスによる生活支援を開始した。

・自宅で療養する妊婦の感染者の健康観察は、より専門的な経過観察が必要なことから市内産婦人科の病院へ依頼し、行うこととした。

第５波期(令和３年７月～12 月)

・デルタ株の流行により感染者数が急増したため、自宅療養者へ毎日行っていた電話連絡による健康観察は、重症化リスクや感染者の状態に合わせて連絡頻度を分ける等の調整を

行った。

・昼夜を問わずに、自宅療養者の健康不安や症状悪化・入院調整等に対応するため、夜勤体制を導入し、職員が輪番で 24 時間対応にあたる体制とした（原則夜間 3 名体制)。
また、症状に応じて配付していたパルスオキシメーターを原則、全自宅療養者への配付に変更するとともに、配送業務を強化するため民間事業者へ委託した。都市部や集合住宅等は駐車場所を探したり、渋滞等で時間がかかったりと非効率であったことから、民間業者はバイク便を採用し、結果として 1 日の配送可能件数大幅増という改善に至った。さらに、食料品等の配送も委託業者を活用し、自宅療養者支援の強化を図った。

第 6 波期(令和 4 年 1 月～6 月)

・自宅療養者から問い合わせが多い「療養中の過ごし方」や「療養証明書の発行手続き等」について、よりわかりやすい内容となるよう市ホームページ等の記載を充実させた。
また、自宅療養者に対し、保健所の調整に限らず、自身で医療機関へ電話等によるオンライン診療や外来受診を相談可能となるよう案内した。
→自宅療養者向け市ホームページの見直し
→HER-SYS の機能を利用した SMS による市ホームページの閲覧促進
→パルスオキシメーター配付対象者用リーフレットの作成・配付

・電話による健康観察を感染者に合わせて、My HER-SYS や自動架電による報告での対応で開始した。また、感染者の負担なくスムーズに実施できる方法を取り入れ、急激な感染拡大に対応した。

・県が千葉県搬送調整センター業務を委託にて開始した。搬送可能案件は限られているものの、透析等を含む長時間に及ぶ受診などにおいて同センターを積極的に利用し、医療機関への搬送業務に活用した。

・5 月、救急隊が自宅療養者に救急出動した際に不搬送だった場合には、パルスオキシメーターを療養者に貸し出すことで、急変時等に迅速に対応するためのパルスオキシメーターの配備体制を整えた。

・配食サービスの希望者の増加に伴い、委託業者を追加し、1 日最大 300 件の申し込みに対応できる体制を整えた。

第７波期(令和４年７月～10 月)・第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

・重症化リスクの高い自宅療養者については電話による健康観察を継続し、低リスク者については療養上の注意点のお知らせや健康観察を HER-SYS の SMS 機能を活用して行うなど対応の重点化を図った。また、夜間帯の相談、入院調整、受診調整の増加に対応するため、夜勤の派遣看護師を２名体制とした。

・７月４日、「船橋市オンライン申請・届出サービス」を活用し、自宅療養者の配食サービスのオンライン申請受付を開始した。その結果、１日 200 件以上の受付が可能となった。

・７月中旬から、自宅療養者へのパルスオキシメーター貸与対象医療機関を８医療機関から 21 医療機関に増加し、自宅療養者支援の強化につなげた。

・それまで発生届による陽性患者の全数把握を行っていたが、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で発生届の対象が「65 歳以上」「入院を要する者」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者」「妊婦」の４類型に限定された。これに伴い、９月 26 日より自宅療養者への対応を行う船橋市新型コロナウイルス感染症フォローアップセンターを開設した。

４．宿泊療養体制の整備

第１波期(令和２年１月～6 月)

・4 月 2 日に、国から宿泊療養及び自宅療養の対象等が示されたことを踏まえ、市では、4 月 30 日から市内ホテルの借り上げによる宿泊療養を開始した。また、4 月 23 日、国から無症状病原体保有者及び軽症者について、子育て等家庭の事情により本人が自宅療養を選択する場合を除き、宿泊療養を基本とする方針が示され、本市の宿泊療養施設においても、これに基づく療養決定を行った。

・宿泊療養施設の設置にあたっては、4 月 17 日、保健所本部内にチームを配置し、宿泊施設確保のための交渉や施設内のゾーニング、本庁等職員の協力による現地スタッフの確保、搬送手段の調整、市医師会からの推薦を受けた病院が 24 時間体制かつ必要時オンコールで医療を提供する体制の整備等を行いながら、重症化リスクが高い人や重症者への医療提供体制を守ることを目的とした宿泊療養施設の運営を一元的に担った。

・4 月 14 日、保健所医師の指示によりパルスオキシメーターの購入を開始し、宿泊療養施設の療養者の健康観察時に異変をいち早く捉えられるよう施設内に配備した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・宿泊療養施設においては、日本語が不自由な外国人入所者が増加したことを受け、外国人対応の「入所案内」を作成し、外国人の受入に努めた。

・宿泊療養施設の立ち上げ当初は市職員を生活支援員として配置していたが、市職員の入れ替わりや保健所本部の体制刷新等により事務継承が困難となったことから生活支援員の派遣職員化を検討、8 月に導入となった。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)・第４波期(令和３年４月～6 月)

・感染者受入体制強化のため、新たな宿泊療養先及び提携医療機関先と交渉及び先に運営していた医療機関との意見交換会を実施した。1 月 15 日に市内 2 棟目となる宿泊療養施設での療養を開始し、市内宿泊療養体制を、1 施設 115 室から 2 施設 158 室に拡大した。また、2 棟目の宿泊療養施設も 1 棟目同様、ホテル借り上げであり、提携医療機関による 24 時間体制での必要時のオンコール体制を整備したうえで、医療の提供を行った。

・宿泊療養施設入所者で提携医療機関への夜間受診が必要になった場合に備え、搬送車を１台常駐させた。

・宿泊療養施設での火災を想定し、災害図上訓練を実施した。初動における避難行動を保健所本部および施設スタッフ間で確認するとともに、図上訓練により内容を共有し、評価、課題の改善を図った。

第５波期(令和３年７月～12月)

・宿泊療養施設においては、９月、提携医療機関によるカクテル療法等の積極的治療を実施した。また、感染が落ち着いた後、部屋等のメンテナンス（清掃・消毒、エアコン修理、隔壁張替え、エレベーター点検・修繕、防火設備点検等）を行い、次なる波に備え入所環境を整えた。

第６波期(令和４年１月～６月)

・県の要請に基づき、感染者数減により11月から停止していた市内宿泊療養施設の１棟を、濃厚接触者対応用として、１月中旬より再開した。その後、同施設を感染者受け入れ用として運用変更した。

第７波期(令和４年７月～10月)

・糖尿病や腎疾患のある感染者の療養に対応するため、宿泊療養中の減塩食やたんぱく質調整食を本格導入した。

第８波期(令和４年11月～令和５年５月)

・宿泊療養施設の運用については、感染者数や稼働状況等から、提携医療機関と連携しながら、隔離型運用や医療提携型運用に適宜見直しを図った。

５．クラスター対策（高齢者施設・事業者等への周知啓発）

第１波期(令和２年１月～6 月)

・感染者の積極的疫学調査を実施（感染者の感染経路、施設内に感染拡大させた可能性の行動を時系列調査）し、濃厚接触者の特定や検査対象者を調査・判断し、検査を実施する流れを確立した。

・3 月下旬に最初の感染者が確認された千葉県東庄町の障害者支援施設において、職員・利用者が感染する大規模なクラスター（感染者集団。最終的に計 100 人）が確認されたことを受け、3 月 31 日より現地に国・県・船橋市による対策本部を設置し対応にあたった。市においては、継続的な人的支援（保健師、看護師、事務）及び物的支援（ガウン、ゴーグル、マスク、手袋、消毒液、携帯電話等）を約 20 回にわたり実施するとともに、市内医療機関への患者搬送等も担った。

・上記の事例は、新型コロナウイルスの感染力の強さや施設における感染対策の重要性と施設運営に与える影響の大きさを示す事例となった。また、感染症法上で感染者は入院勧告が原則であったが、当該施設は重度の知的障害者施設であるという特性から、重症者のみを入院とし、軽症・無症状・濃厚接触者は施設で療養・健康観察を行ったが、当時としては大きな決断であった。また、広く各事業者への注意喚起を図った。

・保健所本部の体制においては、4 月 17 日に「クラスター対策グループ」を配置し、5 月 13 日には社会対応調整班に移管した上で、事業所、福祉施設等に対する感染予防の取り組みの推進や助言、クラスター発生時の施設等への積極的疫学調査や現地確認、健康観察等を担う体制とした。また、高齢者施設等で感染者発生時に早期対応を可能とするため、保健所と福祉部局で連携し設置する「施設対策班」を導入、あわせて調査に必要な施設からの提出書類等を整理した。施設対策班は疫学調査等の初動対応が当初の主な設置目的となっていたが、保健所で初動対応が完結できるようになってから研修会の開催や施設訪問といった高齢者施設等への対策における円滑な連携にも寄与した。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・7 月から 11 月までにかけて、第１波では見られなかった場所での感染発生例や家庭内感染による児童への感染拡大等を受け、下記の取組みを実施した。

→7 月当初、保護者から家庭内へのウイルス持ち込みによる児童への感染を理由とした市立小学校の臨時休業が発生したことを受け、全保護者向けに家庭内感染防止の啓発を文書により通知した。(7 月 5 日・10 日)

→20・30 歳代を中心に「接待を伴う飲食店」の関係者や「複数人でのマスクなし飲食」の機会がある者に感染が拡大したことを受け、衛生指導課において、「接待を伴う飲食店」・「カラオケ店」400 店舗以上に注意喚起文書とチェックリストを送付した。また、「飲食店」への立ち入り検査時に感染対策を個別に助言した。（7 月 17 日以降随時）

→市内高齢者・障害者福祉サービス施設 27 施設を対象に「陽性者発生時シミュレーション訓練」を実施した。施設職員や利用者が感染した場合を想定し、施設は職員や利用者の健康観察表や接触状況等を取りまとめ、市保健所と現状の感染対策や発生後の対応の流れなどを電話にて確認した。施設と市保健所で連携し、施設の感染予防対策を図った。（10 月 5 日）

→外国人コミュニティや物流倉庫等でのクラスター発生事例の増加を受け、地域工業団体連合会を通じて従業員（外国人を含む）に対して、感染対策の徹底を図るよう文書により通知した。（11 月 5 日以降随時）

第 3 波期(令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月)

・高齢者施設等への新規入所者からのウイルス持ち込みを防ぐ目的から、12 月 1 日から、「新規入所者等へのＰＣＲ検査」を開始し、施設における感染対策の強化を行った。

・第 3 波では、高齢者施設等におけるクラスターが多数発生したことから、国の枠組みを利用し、令和 3 年 3 月、高齢者施設及び障害者施設の入所系施設に対し「従事者を対象としたＰＣＲ検査等」を集中的に実施した。

・高齢者施設等について、協力医療機関が確保できていないことなどから、感染者が多数発生しても、施設において検査を実施することが困難な状況だった。

・2 月に複数確認された「カラオケ喫茶」によるクラスター事例を受け、カラオケ機器設置施設 400 店舗以上に通知による注意喚起を図った。

第 4 波期(令和 3 年 4 月～6 月)

・第 3 波時から実施している、国の枠組みを利用した高齢者施設及び障害者施設の「従事者を対象としたＰＣＲ検査等」について、従来の入所系施設に加えて、4 月以降、通所系施設も対象とし、実施した。

第５波期(令和３年７月～12 月)

・デルタ株の流行により感染者数が急増し、施設疫学調査の案件数も増加し続けた。全件調査が困難となったため、重症化リスク等を考慮したうえで対応する優先順位を設定した。市役所をはじめとした事業所や学習塾、学校等においてのクラスターが多く確認された一方で、医療機関や高齢者福祉施設におけるクラスターはほとんど確認されなかった。

・飲食テナントの多く入る大型商業施設 5 店舗に対し、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況の確認、及び注意喚起を実施した。

・第３波時から実施している、国の枠組みを利用した高齢者施設及び障害者施設の「従事者を対象としたＰＣＲ検査等」について、新規感染者数の大幅な低下といった感染状況を鑑み、11 月から休止とした。

第６波期(令和４年１月～６月)

・１月、国の通知に基づき、重症化リスクが高い高齢者等が入院・入所等している医療機関や高齢者施設等に疫学調査を集中的に実施することとし、学校・保育所等の疫学調査を控えたことから、学校・保育所等での感染状況の要因の把握及びそれに伴う当該施設への助言を行っていなかった。４月以降、施設所管課との連携により、学校・保育所等の感染状況を把握できる体制を整理し、疫学調査とそれに伴う当該施設への助言を再開した。

・令和３年 11 月に休止した「従事者を対象としたＰＣＲ検査等」について、オミクロン株（BA.1）の本格的な流入により大規模な感染拡大となった状況を鑑み、令和４年１月下旬から再開した。

・２月には、高齢者施設等でクラスターが多数発生していることから、市内高齢者施設等向けに研修会を開催し、クラスター発生の事例と対策を周知した。

第７波期(令和４年７月～10月)

・急速な感染の拡大や国通知にて頻回な検査の実施要請がなされたことを受け、令和４年８・９月において高齢者施設等の従事者に対する検査の頻度を週１回に変更した（従来２週に１回程度)。

・感染状況等から高齢者施設等の調査が困難となったため、優先順位（①入所系の入所者感染、②入所系の職員のみ感染、③通所訪問系）を付けて調査を実施した。

・４月以降、施設所管課との連携により再開した学校・保育所等への疫学調査とそれに伴う当該施設への助言について、第７波においても引き続き実施した。

第８波期(令和４年11月～令和５年５月)

・第７波時、多くの高齢者施設等でクラスターが発生したことを受け、11月に、高齢者施設を対象とした「感染防止対策に関する研修会」を開催した。施設所管部署と連携の上、基本的な感染防止対策等の向上を図った。計８回開催し、計140施設の申し込みがあった。

「感染防止対策に関する研修会」
テーマ：「持ち込まない」、「拡げない」
内容：健康観察記録の徹底や感染対策マニュアル等の策定・訓練を始めとした平時からの備えや、感染流行期等におけるリスク低減策等といった感染状況に応じた段階的な取り組み

・高齢者施設等の従事者に対する検査については、12月より検査方法を従来のPCR検査から抗原定性検査に変更し、検査対象を入所系、通所系に加えて、新たに訪問系を追加した。

６．ワクチン接種の推進

第１波期(令和２年１月～6 月)・第２波期(令和２年７月～11 月)

取組内容等、特になし。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

・新型インフルエンザ発生時の経験を踏まえた接種実施体制の検討、相談受付体制の確保、市民向け通知、システム整備等の必要な業務及び必要予算に関する検討を開始した。

・12 月中に行われた自治体説明会及び国通知において、接種に対するスケジュールが示されたことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る市民等からの一般的な相談対応及びワクチン接種が可能な医療機関の回答、接種券の再発行受付等にかかる業務が発生することがわかったため、1 月 15 日にはコールセンター運営業務を外部委託し、2 月 15 日から「ワクチン接種・相談特設コールセンター」を設置、市民からの問い合わせの対応を本格的に開始した。
当初は、市民の利便性を確保するため、かかりつけ医をはじめとして、普段と同じ環境で接種できる体制を整備し、市内 125 か所の医療機関で個別接種可能な体制を整えた（その後順次拡大)。また、県が主体となって行われた医療従事者への接種は、2 月 22 日より開始された。

第４波期(令和３年４月～6 月)

・当初、国からのワクチン供給量が見込みより少なくなることに対応するため、重症化しやすい高齢者から 5 歳刻みで順に接種券を送付する方法により、安定的な接種体制の確保を図った。4 月 19 日から、高齢者施設入所者への接種、5 月 24 日から 75 歳以上の者への接種を開始した。

・開始当初、予約が取りづらい、コールセンターの電話がつながりづらいといった状況がみられたため、6 月中旬からはコールセンターの回線数を 2 倍にして対応した。また、予約受付については、市予約システムやコールセンターで予約ができる体制を整える等の対応を図った。
6 月 27 日には、従来の個別医療機関での接種に加え、市医師会や市薬剤師会からの協力により、市役所、北部公民館での集団接種を開始し、以降順次、民間施設（イオンモール船橋、中山競馬場、旧船橋グランドホテル）でも接種できる体制を整え、接種しやすい環境整備を図った。

第５波期(令和３年７月～12 月)

・7 月 2 日に、市予約システムを利用しての予約受付を開始し、7 日以降、64 歳以下の接種券の順次発送、予約受付を行った。しかしながら、国のワクチンの供給量の不足から、15 日には新規予約受付を一時的に停止せざるを得ない状況となった。なお、かかりつけ医における基礎疾患のある方に対する予約受付は継続することができた。その後、国の供給が回復したため、8 月 10 日から個別接種、9 月 16 日から集団接種の予約受付を再開し、11 月 9 日には 2 回目接種率 8 割超を達成した。
また、優先接種の機会を提供するため、7 月 3 日からエッセンシャルワーカー等に、8 月 24 日から市独自で妊婦に優先接種を行う体制を整備するとともに、11 月 21 日からは障害児者専用日時を集団接種会場（北部公民館）に設ける等、市民が接種しやすい環境の整備に努めた。

・感染拡大防止及び重症化予防を目的として、18 歳以上を対象とした 3 回目接種（第 1 期追加接種）が令和 3 年 12 月 1 日より開始された。

・高齢者への接種時期の前倒し等、国の方針変更により市の接種計画を見直す事態が生じた。また、国の方針変更などを報道で知ることが多く、計画的な準備ができないことで対応が後手に回るケースが生じた。
十分な接種体制が整ったところで、予約済者分のワクチンが国から供給されないことが判明し、そのワクチンの確保が非常に困難であったが、他自治体からワクチンを借用することにより、キャンセル対応をせずに接種を実施した。ワクチン不足により、予約ができない市民からの問い合わせが殺到したことから、広報や市ホームページや SNS 等を活用して、市民に状況等について説明を行った。

第６波期(令和４年１月～６月)

・市民への 3 回目接種を 2 月 5 日より個別医療機関で開始し、2 月 6 日より集団接種会場でも開始した。また、3 月より小児（5～11 歳）を対象とした初回接種を個別医療機関及び集団接種会場で開始した。

・当初、追加接種（3 回目）の接種間隔は初回接種完了から 8 か月以上とされていたが、オミクロン株による感染拡大が懸念されたことから幾度にもわたり接種間隔が短縮されることとなった。そのため、接種券の発送の前倒しや接種体制の拡充が必要になるなど、その都度対応に追われることとなった。また、小児への接種が新たに開始されたが、予約枠の不足等、問題は生じなかった。

・重症化予防を目的として、①60 歳以上の方　②18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する方等を対象とすることとなり、4 回目接種（第 2 期追加接種）が 5 月 25 日より開始された。

第 7 波期(令和 4 年 7 月～10 月)

・7 月初旬、個別医療機関及び集団接種会場での一般市民を対象とした 4 回目接種を開始し、9 月には小児を対象とする 3 回目接種を開始した。また、ワクチン接種の間隔が、前回接種から 5 か月から 3 か月に短縮されたが、前倒して接種券を送付する等柔軟な対応ができた。

・国は第 7 波の感染拡大を受けて 7 月・8 月を「ワクチン推進強化月間」と定め、若い世代のワクチン接種促進を打ち出した。これを受けて、市でも接種促進ポスターを作成し、出張所や公民館等に掲示して接種を促進するほか、SNS や船橋駅南口ペデストリアンデッキ等のデジタルサイネージを活用し、情報発信を行った。

・4 回目接種は、従来株対応ワクチンで接種が開始されたが、すでにオミクロン株による感染が拡大しており、従来株対応ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの感染予防効果や発症予防効果も期待されていたことから、初回接種を完了した 12 歳以上の方を対象にオミクロン株対応ワクチン接種（令和 4 年秋開始接種）が開始された。

・オミクロン株対応ワクチンの市民への接種は、9 月 26 日より集団接種会場で開始し、10 月 3 日より個別医療機関でも開始した。また、10 月より小児を対象とした 3 回目接種を個別医療機関で接種を開始した。

第 8 波期(令和 4 年 11 月～令和 5 年 5 月)

・11 月、集団接種会場でのオミクロン株（BA.4・5）対応ワクチンの接種や個別医療機関での乳幼児（6 か月～4 歳）への初回接種（1～3 回目）を開始した。

・接種間隔の短縮や年内の接種を促進する国の方針等により、予約枠数に不足が生じたが、集団接種会場の開設時間の延長や時間当たりの枠数を増やす等予約枠数を拡充したことにより、接種を希望する方の予約枠が確保できた。

７．船橋市立医療センター

新型コロナウイルス感染症患者受入体制の整備

（2・5・8 波）

【課名等】

医療センター総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の院内への持込みや感染拡大を防止するため、施設整備を行った。

【実施内容】

感染症外来診察室を改修し、発熱患者の外来診察を行うための体制を整えた。

また、感染拡大を防止しつつ新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、一部の病室に簡易陰圧装置を設置するほか外部との換気を行うための設備を整備した。

【成果】

新病院建設にあたっては、大規模感染症を想定し、感染患者動線の設定、陰圧室の設置、感染患者受入れ可能な病棟計画など COVID-19 の知見を活かした計画としている。

【実績等】

感染症外来診察室の改修：インターホン、カメラの設置等

簡易陰圧装置の設置：5 病室、救急処置室ほか

換気設備の設置：42 病室

新型コロナウイルス感染症患者用の病床確保

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

医療センター総務課

【経緯】

令和２年３月

船橋市保健所からの依頼で新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ（１例目）

令和２年７月

県から新型コロナウイルス感染症陽性患者用病床として 32 床の確保依頼

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症患者の専用病床を確保するため、1 つの病棟を専用病棟化した。

感染拡大時には上記のほか、重症者用の病床を追加して確保した。

【成果】

病床を確保することにより、新型コロナウイルス感染症患者への入院対応が可能となり、

多くの患者の対応をすることができた。

【実績等】

最大病床確保数	38 床（第 5 波期）

クラスター発生施設等への医療従事者の派遣

（1・2・3・4・6・7・8 波）

【課名等】

医療センター総務課

【経緯】

厚生労働省 DMAT 事務局、船橋市、県から各施設への派遣依頼があった。

【実施内容】

・中国（武漢）からの帰国者に対する健康管理のため、厚生労働省からの要請に基づき帰国者が宿泊する施設へ災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣した。

・介護職員への個人防護具着脱方法の指導、入所者の検温や健康状態の確認等を行うため、船橋市からの要請に基づき北総育成園へ看護師を派遣した。

・感染対策指導、個人防護具着脱指導等を行うため、県からの要請に基づきクラスターが発生した医療機関や高齢者福祉施設へ看護師を派遣した

【成果】

感染症に対する専門知識を有した医療従事者を派遣することにより、各施設における感染症に対する理解が深まったものと考えている。

【実績等】

ＤＭＡＴ派遣（医師、看護師、業務調整員）　令和 2 年 2 月 6 日～8 日

北総育成園派遣（看護師）　令和 2 年 4 月 1 日～4 月 29 日　（うち 16 日間）

医療機関、高齢者福祉施設派遣（看護師）

随時（派遣施設数のべ 23 施設、派遣日数 30 日間）（令和 6 年 3 月末日時点）

８．その他

感染対策物品の調達及び提供について

（1・2 波）

【課名等】

健康危機対策課（旧 新型コロナウイルス感染症対策保健所本部）

【経緯】

令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染対策物品（消毒薬、個人防護具等）の流通が枯渇し、市内の医療機関においても入手が困難となったため、感染対策物品について保健所による調達及び提供の必要性が生じた。

【実施内容】

企業および個人から感染対策物品の寄付受入れを行った。厚生労働省より分配のあった感染対策物品については保管し、医療機関より配布依頼があった際に対応した。なお、搬出入履歴については定期的に県への報告を行った。

【成果・課題等】

令和 2 年 6 月下旬に厚生労働省による G-MIS を活用した資材配布が軌道に乗るまで、資材不足が継続したため、それまでの対応が主だったものとなった。

感染対策物品が不足していた時期には、専門物品にこだわることなく、代用可能な資材を含めて調達を行い、期限切れの保健所備蓄品についても、科学的合理性に基づいて用途を整理し、活用を検討した。

令和 2 年 11 月に使用頻度の低い感染対策物品を保健福祉センター外に移動し、保管もするようになったことで、使用頻度の高い物品の医療機関への配布を迅速に行うことが可能となった。

次の感染症発生時には、迅速な感染対策物品の調達、提供のため、専門物品の調達と併せて代用可能な資材の調達をすること、調達後の保管場所や保管方法についても事前に検討する必要があることを留意する。

※G-MIS……「医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System）」のこと。全国の医療機関（約 38,000）から、病床の稼働状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステムとして、厚生労働省が運営している。

企業からの感染者搬送車両の無償貸与

（1・2・3・4・5 波）

【課名等】

財産管理課

【経緯】

本市において新型コロナウイルス感染患者が発生する中、本田技研工業株式会社が支援活動として、他自治体に「感染者を搬送するための車両」（以下、「搬送車両」という。）を提供したというプレスリリースがあったことから、本市より本田技研工業株式会社に搬送車両の貸与を依頼し、令和２年４月 20 日から無償貸与を受けた。

また、トヨタ自動車株式会社においても同様のプレスリリースがあったことから、本市より千葉県オールトヨタに搬送車両の貸与を依頼し、令和２年５月８日から搬送車両の無償貸与を受けた。

【実施内容】

搬送車両は、既存の車両をベースに運転席と後部座席の間に隔壁を設置した上で市に貸与された。

車両前方はエアコン機能の外気導入により陽圧とし、車両後方は排気により陰圧とし、圧力差を発生させることで後方の空気が前方に流れ込みにくく、患者搬送時の飛沫感染を抑制する構造となっていた。

無償貸与された搬送車両は、新型コロナウイルス感染症対策保健所本部において、自家用車のない方の自宅から病院への搬送や、ホテルから病院への搬送に活用された。

【成果・課題等】

企業から搬送車両の貸与を受ける前は、市が所有している車両の運転席と後部座席の間にビニールと養生テープで隔壁を作り、ビニールで覆った患者を後部座席に乗せ、運転者は防護服を着て、搬送していた。

企業から貸与を受けた搬送車両に乗る際は、運転者は防護服を着用せずに搬送することができた。

企業が改造した搬送車両の貸与を受けることで、患者搬送車両の不足が補え、感染対策の軽減ができ、搬送時の感染抑制ができたと考える。

しかしながら、今回、搬送車両の貸与を受けることができたのは、緊急的に財産管理課から企業に依頼し、企業の御厚意によって実現したものであり、次に感染症が発生した際に、必ず搬送車両の貸与を受けられるとは限らない。また、企業へ依頼すること自体、本来であれば保健所自らで行わなければいけなかったものである。

感染症発生時に搬送車両の提供を受ける協定を締結しておく、又は、搬送車両を早急にリース契約できる体制を整えておくといった対策を、平時から保健所で行っておく必要があるのではないか。

【実績等】

貸与期間	貸与元	貸与車両	貸与台数
R2.4.20～R3.3.10	本田技研工業株式会社	ステップワゴン	２台
R2.5.8～R3.9.30	千葉県オールトヨタ	ヴォクシー	２台
R2.9.16～R3.9.30	千葉県オールトヨタ	エスクァイア	２台

病床確保支援事業（千葉県事業の活用）及び疑い患者入院受入協力金について

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

健康政策課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、医療提供体制の整備・充実を図ることを目的とした。

県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策事業」を活用して、患者の受け入れを行っている医療機関に対し、「病床確保に対する支援」を行い、また、夜間または休日に緊急で新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の入院受け入れを行った医療機関に対し、市独自で「疑い患者入院受入協力金」の支給を行った。

令和２年第１回市議会臨時会で本事業に係る補正予算が可決され、令和２年４月分より補助が開始された。

【実施内容】

（1）病床確保支援事業

新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために確保した病床のうち空床となっている病床及び新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために休床とした病床に係る費用の支援を、病床の指定の内容に応じて行った。

（2）疑い患者入院受入協力金

夜間・休日に緊急で疑い患者の入院受け入れを行う医療機関に対し、協力金を支給した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症患者に適切な医療を提供するため、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行う医療機関への支援を行うことで、医療提供体制の整備・充実に貢献した。

病床確保支援事業は県が実施する事業であったが、医療機関に対して速やかな支援を実現するため、当初より市が県と医療機関の間に入り補助を行った。次の感染症発生時においても、県の動向等を注視し、医療機関のニーズに沿った支援策を適宜検討する必要がある。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
病床確保支援事業	4,415,609,000 円	8,106,836,000 円	7,714,110,000 円
疑い患者入院受入協力金支給事業	64,400,000 円	74,400,000 円	21,200,000 円 （令和４年９月まで実施）

避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～の作成

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

危機管理課

【経緯】

令和２年４月１日付国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、令和２年４月７日付国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」等の通知による。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ができるように、避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～を新規に作成した。

【成果・課題等】

避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～を市ホームページにて公開し、市民へ啓発をした。また同マニュアルを基に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練を令和２年８月に中央公民館で職員を対象に実施したのち、令和３年 11 月、令和４年 11 月に総合防災訓練でも実施し、職員だけでなく市民にも感染症に対応した避難所運営について訓練を通して周知できた。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金

（2・3 波）

【課名等】

健康政策課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行う医療機関に勤務する医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかか

る中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付した。
　令和２年第３回市議会定例会で本事業に係る補正予算が可決され、令和２年11月より申請を受け付けた。
【実施内容】
　市の依頼により、帰国者・接触者外来を開設した医療機関及び県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に一定期間以上勤務した医療従事者等に、１人あたり100,000円を支給。
【成果・課題等】
職員の安定的な確保と医療機関の安定的な運営の一助となり、医療提供体制の維持に貢献できたと考える。
【次の感染症発生時の課題】
事業の目的に鑑み、申請者の負担とならないよう、手続きの簡素化を常に検討する必要がある。
【実績等】

	令和２年度
慰労金（3,889人分）	388,900,000円
振込手数料	982,825円

飲食店における感染拡大防止のための取組み

（2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】
　衛生指導課
【経緯】
　飛沫感染により感染が拡大していることが判明してきたため、感染拡大防止のチェックポイントや、会話時のマスクの着用について周知を図る必要があった。
【実施内容】
　接待を伴う飲食店向けにチェックリストを作成し注意喚起文書とともに発送し、また、カラオケボックス向けにも注意喚起文書を発送した。飲食店向けのチェックリストを作成しホームページに掲載した。飲食店利用者への啓発としてポスター「会話のスイッチ ON とOFF」を作成し、利用者に対しマスク着用を注意喚起するよう依頼するツールとして活用した。カラオケによるクラスター発生事例を踏まえ、カラオケ機器を設置する飲食店への注意喚起を実施した。食品営業施設への立入りや講習会の際に、コロナ対策について周知した。
【成果・課題等】
　食品等事業者向けの注意喚起文書の発送や、食品衛生法に基づく立入検査、講習会等のあらゆる機会をとらえ、感染拡大防止のための周知啓発を実施できた。

次の感染症が流行した場合においても、今回の取組みを生かし、感染症の特性を踏まえ、同様の取組みを実施していくものと考える。

【実績等】

接待を伴う飲食店への文書送付	386 施設
カラオケボックス向けへの文書送付	21 施設
カラオケ機器を設置する飲食店への注意喚起	436 施設

特定建築物における感染拡大防止のための取組み

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

衛生指導課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策として換気の重要性が指摘されていることを踏まえ、特定建築物の感染症対策としての空気環境、換気設備等を重点的に確認する必要があった。

【実施内容】

特定建築物に立入検査を実施し、感染症対策として空気環境、換気設備を重点的に確認。特定建築物のうち、飲食テナントが入居する施設に啓発用ポスターの掲示を依頼。

【成果】

維持管理権原者や所有者、建築物環境衛生管理技術者に対し、コロナ禍における空気調和設備等の再点検について周知することができた。感染対策の徹底を依頼するにあたり、感染対策設備の基準を求められたが、基準として示すものがなく、説明に苦慮した。

【実績等】

特定建築物（店舗、事務所、百貨店）への立入	44 施設
啓発用ポスター掲示依頼	10 施設

第３節　報道対応と広報・情報発信

１．患者情報等の公表

第１波期(令和２年１月～6 月)

・2 月末、国は「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」において、新型コロナウイルス感染症等に関わる情報公表についても、当該基本方針に従って行うよう周知した。

・市は、当該通知を受けた上で、市民の不安の解消と一人ひとりの適切な行動につなげるため、年代、性別、職業、居住地、症状経過、行動歴、濃厚接触者の有無等、プライバシーと感染拡大防止の双方の観点に配慮しながら、県と調整のうえ感染者やクラスター情報の公表を開始した。

・3 月 1 日に市内 1 例目の感染者を確認し、同日中に市長、保健所長、保健所理事等により、感染者の状況や対応について記者会見で公表を行い、以降、4 月 4 日（市内 17 例目）まで記者会見による公表を継続した。また、4 月 5 日以降においては、記者への投げ込み方式を基本とし、クラスター発生例や市職員の感染例については、令和 3 年 1 月 4 日まで記者会見による公表を継続した。

・当初、未知のウイルスに対する社会的な不安の高まり等から、感染者の詳細（生活地域や行動歴）の公表を希望する声が相談センターをはじめとして、保健所本部や本庁等にも多く届くとともに、感染者や医療機関等への誹謗中傷、いじめや差別的な対応が社会的な問題となった。市においては、差別や偏見が起きないよう市民への周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への正しい知識の啓発に努めた。

・プッシュ型配信として、ふなばし情報メール、LINE アプリによる患者発生情報等の配信を毎日実施した（以降、公表終了まで継続)。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・市内施設で集団感染事例が確認されたことについて報道発表を行ったが、集団発生事例の公表内容が詳細であったため、施設との調整・確認に時間を要した。なお、集団感染事例がごく少数だったことから、この時期の集団感染事例については、臨時記者会見による発表を行うことが多かった。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

・２月以降、新規感染者の増加に伴い、報道発表資料から新規感染者の個別の公表項目を削減し、統計情報を追加した。

第４波期(令和３年４月～6 月)

・市で行う変異株 PCR 検査の結果を日々の報道資料と合わせて公表することとした。なお、変異株 PCR 検査結果の公表について、県は当初公表予定ではなかったため、市長が県知事へ直接依頼をし、４月下旬から、市単独で検査結果等をホームページ等で公表することとなった。

第５波期(令和３年７月～12 月)・第６波期(令和４年１月～6 月)

・デルタ株の流行による急激な感染拡大を受け、県・他の保健所政令市の報道発表内容を踏まえ、７月以降の新規感染者の個別の公表項目を削減した。

第７波期(令和４年７月～10 月)

・全国一律で全数届出の見直しが行われることから、新規感染者数の発表を総数のみとし、個別情報の別表を廃止した。(９月 27 日発表分～)

第８波期(令和４年 11 月～令和５年５月)

・全数届出の見直し及び県・他の保健所政令市の報道発表内容を踏まえて、感染者の集団発生について施設名を原則非公表とした。(11 月 28 日発表分～)

２．市民等に向けた広報、情報発信

第１波期(令和２年１月～6 月)

・最新情報・支援情報を掲載する「新型コロナウイルス感染症特設ページ」を市ホームページに設置し、日々の感染者発生情報、療養状況、最新の感染動向等をグラフや表により分かりやすく掲載した。広報課との連携によりトップページにバナーを設け、アクセスしやすい環境を整備した。

・市長からのメッセージを YouTube 等で配信し、市の対応状況のお知らせや緊急事態宣言に伴う市民への外出自粛への協力のお願い等を行った（計 10 回)。

第２波期(令和２年７月～11 月)

・7 月、飲食店等における感染拡大防止チェックリストを作成し、事業者に周知を行った。

・10 月以降に「コロナ差別をなくす「シトラスリボンプロジェクト」へ賛同し、職員名札へのロゴ追加や広報ふなばしへの掲載、市立学校等へのリボン配付等を通じて、市民等への周知啓発を図った。

・11 月、外国人従業員が多い食品工場での集団感染事例が相次いでいたため、商工振興課・国際交流課と調整し、地域工業団体連合会・市内日本語学校に対し、在留外国人の従業員・生徒へ感染予防策の周知を依頼した。

・市長からのメッセージを YouTube 等で配信し、市の対応状況のお知らせや若年層への感染拡大や家庭内感染の増加に関する注意喚起等を行った（計 6 回)。

第３波期(令和２年 12 月～令和３年３月)

・12 月より、「船橋市保健所が贈る情報誌 Face to Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」の発行を開始した（令和３年 12 月までの間に計 8 回)。初回においては、保護者が持ち込む家庭内感染の増加に対する効果的な予防策の周知を行うため、飲食の機会による感染から家庭内感染につながるケースの紹介や家庭内での基本的な感染対策に加えて、リスク行動後に追加するべき感染対策のポイントを具体的に紹介した。また、感染時に保健所が行う疫学調査について、調査項目等を紹介することで、調査時の協力をスムーズに行えるようにするための取り組みを行った。3 月には、№2 を発行し、自身に症状が現れた際の対応をパターン別に紹介し、感染時等に冷静な対応が行えるよう情報提供

を図った。

・12 月、市内鉄道会社に依頼し、感染予防啓発ポスターを市内各駅へ掲示した。

・2 月、カラオケ等の利用による集団感染事例が確認されていることについて、注意喚起の報道発表を行った。

・3 月、緊急事態宣言解除に伴い公共施設を再開するにあたり、施設利用の基本的な基準を掲載したポスターを作成し、公共施設に掲示した。また、病気等でマスクをつけられない方への理解をお願いするためのチラシ・ポスターを作成し、公共施設に配付した。

・市長からのメッセージを YouTube 等で配信し、市の対応状況のお知らせや緊急事態宣言を受けた基本的感染対策について、あらためて協力をお願いした（計 6 回）。

第 4 波期(令和 3 年 4 月～6 月)

・まん延防止等重点措置の対象となったことを踏まえ、感染対策の徹底を図るため、「まん延防止等重点措置を踏まえた船橋市の基本方針」を定め、市民に注意喚起を図った。

・保健所情報誌「Face To Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」を発行し、感染対策等の情報発信を行った。（No.3・No.4：4 月、No.5：5 月）

・重症化リスクが高い高齢者向けの感染予防啓発チラシを作成し、老人福祉センター、ふなばしシルバーリハビリ体操教室で配付を行った。（4 月）

・飲食時や飲食店利用時にも感染対策をしっかり行えるよう、「食事の ON・OFF」、「飲食店店員に声をかけるときはマスクを」等の啓発ポスターを作成、食品衛生協会やホームページを通じて提供して注意喚起を行った。また、飲食店の現場確認時に飲食店から得られた声を代弁する内容となる構成とした。（4 月）

・大型連休中の感染拡大への注意喚起のためポスターを作成し、公共施設への掲示を行った。（4 月）

・感染予防の呼びかけや感染状況等の情報発信のため、Twitter の投稿を開始した。（4 月～）

・クラスター発生防止のため、事業所における感染対策のチラシを作成し、商工会議所を通じて事業所へ配付を依頼した。（5 月）

・クラスター発生防止のため、飲食店を対象にした感染対策のチラシを作成し、食品衛生関係講習会にて配付を行った。（6 月）

・商工会議所会報誌に、事業所における感染予防策を掲載した。（6 月）

・感染した妊婦の入院受け入れ先が限られることから、妊婦やその家族に対して家庭内感染の注意喚起のチラシを作成し、ホームページに掲載した。（6 月）

・「やさしい日本語」での感染予防啓発チラシを作成し、外国人コミュニティと日本語学校へ配付を依頼した。（6 月）

・市長からのメッセージを YouTube 等で配信し、まん延防止等重点措置の適用による協力要請やワクチン接種の状況を中心にお知らせした。（計 6 回）

第 5 波期(令和 3 年 7 月～12 月)

・デルタ株による急激な感染拡大や医療逼迫に関する情報発信を随時行った。

・宿泊療養施設の療養者に行ったアンケート結果を市ホームページ「ホテル療養された方の声～コロナを甘く見ないで～」で掲載し、年齢に関係なく辛い症状が出た者や自身の体験を通して伝えたい事柄等の紹介を通じて、感染防止意識の啓発を行った。

・保健所情報誌「Face To Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」を発行し、感染対策等の情報発信を行った。（No.6：7 月、No.7：10 月、No.8：12 月）

・ワクチン接種後も引き続き感染対策の徹底を呼びかけるポスターを作成し、公共施設に掲示した。（7 月）

・市役所本庁舎で集団感染が発生したことから、職員向け感染予防啓発チラシを作成した。（8 月）

・特設サイト「新型コロナウイルス感染症について」で発信している情報の整理を行い、デザインや構成の更新を行った。（11 月）

・市医師会を通して PCR 検査等を実施する各医療機関に対して、日本語による理解が難しい外国人の方へ検査実施後の案内文書の掲示・配付を依頼した。また、市ホームページで新型コロナウイルス感染症に関する日本語による理解が難しい外国人向け案内を公開した。（12 月）

・市長からのメッセージを YouTube 等で配信し、まん延防止等重点措置の適用による協力要請やワクチン接種の状況を中心にお知らせした。（計 5 回）

第 6 波期(令和 4 年 1 月～6 月)

・新成人向けの感染予防啓発チラシを作成し、成人式で配付を行った（1 月）。

・子どもが感染したときの対応等、保護者の方向けのチラシを作成し、乳幼児健康診査で配付を行った。（6 月）

・オミクロン株による急激な感染拡大に対し、市長より感染対策の徹底を呼びかけるメッセージ配信を行った。

第 7 波期(令和 4 年 7 月～10 月)

・オミクロン株の系統置き換わりにより急激な感染拡大をしている旨の情報発信を行った。

第 8 波期(令和 4 年 11 月～令和 5 年 5 月)

・オミクロン株対応ワクチンの接種を推進するためのメッセージ発信を行った。

・令和 5 年 5 月 8 日以降感染症法上の区分が 5 類感染症へ変更されることについて、ホームページで変更点等の周知を行った。

３．その他

防災行政無線

（1・2・3・4・5・6 波）

【課名等】

危機管理課

【経緯】

県経由で国から、市民に対する情報伝達手段を活用した情報提供について検討する旨の通知を受けたため。

【実施内容】

感染防止対策にかかわる防災行政無線の放送

【成果・課題等】

防災行政無線の放送期間中は様々なご意見をいただき、「うるさい」「やめろ」等が多いなかで、「もっと回数を増やしてほしい」「手洗いうがいの徹底を周知してほしい」等のご意見もいただいた。放送に関してマイナス意見が多く、放送を行うと電話対応に追われてしまうため、放送回数については次回の課題と考える。

【実績等】

防災行政無線　放送回数

第 1 波期 (R2.1-6)	第 2 波期 (R2.7-11)	第 3 波期 (R2.12-R3.2)	第 4 波期 (R3.3-6)	第 5 波期 (R3.7-12)	第 6 波期 (R4.1-6)
123 回	4 回	137 回	135 回	92 回	111 回

やさしい日本語での情報発信、および船橋市外国人総合相談窓口との連携による多言語対応

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

国際交流課

【経緯】

各関係機関・省庁から発出される新型コロナウイルス感染症への対応等の情報発信、および外国人住民からの問い合わせ（新型コロナウイルス罹患に対する保健所対応や特別定額給付金等）に対応するため、外国人住民向けの情報発信および船橋市外国人総合相談窓口を活用した多言語対応を行った。

【実施内容】

船橋市外国人総合相談窓口の専用ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症関連の情報を取り扱うページを立ち上げ、関係省庁等からの情報提供に基づきホームページ

を更新し、多言語での情報提供を行った。

また、新型コロナウイルス感染症への対応においては市独自の事業も幅広く行われたため、細かな情報更新に対応するホームページの更新作業や一定の期間で事業が終了した場合の記事取り下げといった事務に迅速に対応できるよう、外国人総合相談窓口専用ホームページではなく市ホームページにてやさしい日本語による情報発信を国際交流課で行った。

【成果・課題等】

専用ホームページや国際交流課の作成するページにて新型コロナウイルス感染症に関する情報をある程度まとめて発信することができたため、外国人住民にとって情報を得やすい体制を整えることができた。しかしながら、関係省庁等からの情報提供は PDF で行われることがほとんどであったため、翻訳等の可変に向いていないという問題点もあった。

また、時間の経過に伴い、関係省庁等からの情報提供時には、多言語版のデータが付随することとなったが、外国人総合相談窓口の言語数（11 言語：日本語除く）と乖離があった場合に、一方の言語は掲載されているものの、ある言語では掲載がないといった情報量の差が生じてしまうケースが課題であった。

市の独自事業の情報については更新（新規事業の立ち上げを含む）の頻度が高く、外国人総合相談窓口で日々のチェックを行い、常に最新の情報を多言語で発信することが困難であったことから、市ホームページによるやさしい日本語での情報発信に一本化をするなどとし、国際交流課の職員による記事作成を行うこととした。

市の職員が記事を作成する場合、行政手続きについて一定の理解があるため、やさしい日本語での変換作業はスムーズに行うことができたが、記事作成後に制度が変わった場合に限られた人員で内容のチェックをし、記事更新をしなければならないことが課題であると考える。

第３章

市役所の主な対応について

第１節　市立学校

１．学校の臨時休業

臨時休業及び分散登校の実施

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

保健体育課・指導課

【経緯】

令和２年２月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」に基づき、同日各学校へ令和２年３月２日～3月25日までの臨時休業の実施について保健体育課より通知。臨時休業後の教育活動及び、臨時休業及び分散登校、学年閉鎖、学級閉鎖等の実施に当たっては、文部科学省からの通知及びQ&A、厚生労働省、千葉県の通知等を教育委員会各課より各学校へ通知するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、船橋市保健所、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会等の関係機関等の相談・助言を受けながら、地域の感染状況に応じた臨時休業等を実施していく必要が生じてきた。

【実施内容】

令和２年２月28日、全国一斉の臨時休業に合わせ各学校に臨時休業することを通知。指導課より卒業式、臨時休業中の児童生徒の指導について通知。その後も、千葉県内、船橋市内の感染状況から始業式実施後の臨時休業が決定。臨時休業期間は、週１回登校日を設け、分散登校を行い児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに課題を提供し学習の機会とした。

令和２年５月７日～5月31日まで市内感染状況を鑑み臨時休業等が延長することを指導課から通知。令和２年６月１日以降は、令和２年５月作成「学校生活における感染症対策について」を基準とした感染症対策を講じた上で段階的に教育活動を再開。

学校再開後の臨時休業等の判断は、船橋市保健所、船橋市医師会等と協議した上で、各学校へ通知。感染の拡がりが懸念される範囲によって、学級・学年・学校閉鎖等の措置を講じるよう各学校に通知するとともに、放課後ルーム、船っ子教室等の関係各課に対して情報提供を行った。

【成果・課題等】

教育委員会内で連携し通知を速やかに行い、学校現場の混乱が最小限となるように務めた。感染状況に応じて、船橋市保健所や、船橋市医師会等の専門家の意見を交え、関係課と調整したことで、感染対策はもとより、効果的な時期に、効率的な対応ができた。また、小学校の臨時休業期間中の、児童の預け先については、放課後ルーム、船っ子教室等の関係課と情報共有することで、児童及び保護者が安心できるものとした。

令和２年６月学校再開以降は、「学校生活における感染症対策について」を基準に、学校

全体で感染対策に取り組んだ。家庭における健康観察、検温の実施、登校後の健康観察を丁寧に実施し、各学校単位での感染状況の把握を行った。その後、学校で実施する疫学調査がスムーズにでき、学級閉鎖等の判断が適切な時期に行えることにつながった。

学校が安全な教育活動の場となるように、感染症発生時の報告や感染拡大防止の学級閉鎖等の措置が適切に実施できるように整備していく。

臨時休業

（1 波）

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

緊急事態宣言の発出を受け、通常授業を継続した場合、本校学生が新型コロナウイルス感染症に罹患するリスクが高くなるものと考え休業措置をとった。

【実施内容】

令和 2 年 4 月 6 日から 5 月 25 日まで学校を臨時休業とし、全学年の学生を自宅学習（課題学習）とした。5 月 26 日より分散登校を開始した。

【成果・課題等】

第 1 波の期間はオンラインの環境が整っていなかったため、課題の提示はすべて郵送で行った。学生との連絡は情報系 PC を用いてメールか、電話で行ったが、情報系 PC が各教員にないこと、電話回線が 1 つしかないことで、速やかな指導ができない時もあった。特に、入学したばかりの 1 年生はカリキュラムに関するオリエンテーションもないまま臨時休業となったので、課題への取り組みが大変だったという意見があった。5 月から開始する 3 年生の臨地実習も臨時休業のために実施できず、事例学習などの自宅学習となったため、実際の看護が行えなかった。

２．学習生活の支援

学校 ICT 化の推進

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

船橋市総合教育センター

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末の整備が前倒しされた。

【実施内容】

令和 2 年度中に市立の小・中・特別支援学校の全児童生徒に 1 人 1 台端末を整備した。なお、一部リース契約となるため、令和 3 年度以降も費用が発生している。

【成果・課題等】

成果としては、新型コロナウイルス感染症拡大時による臨時休業などの際にオンライン配信した授業を、１人１台端末を使って学習することで学びの保障につながった。

課題としては、次の感染症流行時にもスムーズに ICT を活用した学びが推進できるように毎日の１人１台端末の持ち帰りを全小・中・特別支援学校へ推進していく。

【実績等】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
導入台数	49,921 台	0 台	0 台	0 台
金額	1,339,395,000 円	513,684,000 円	513,684,000 円	513,684,000 円

船橋市修学旅行等キャンセル補助

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

指導課

【経緯】

コロナ禍における修学旅行の実施については、児童生徒の健康、安全を最優先に考慮し、修学旅行を市として中止の決定をした。決定を受け、修学旅行の延期や中止、行先の変更など係る経費について、補助金の交付を決定した。

【実施内容】

令和 2 年 10 月に船橋市修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

令和 3 年 10 月に船橋市修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要

綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

令和 4 年 7 月に船橋市修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

【成果・課題等】

コロナ禍における修学旅行及び校外学習の実施については、多額キャンセル料が発生したため、児童や生徒の保護者負担額を市として補助することができた。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助額	25,591,714 円	23,102,657 円	553,837 円	なし

船橋市立高等学校修学旅行等キャンセル補助（市立船橋高等学校）

（4・5・6 波）

【課名等】

市立船橋高等学校

【経緯】

コロナ禍における修学旅行の実施については、生徒の健康、安全を最優先に考慮し、修学旅行を市として中止の決定をした。決定を受け、修学旅行の延期や中止、行先の変更などに係る経費について、補助金の交付を決定した。

【実施内容】

令和 4 年 1 月に船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

【成果・課題等】

コロナ禍における修学旅行及び校外学習の実施については、多額のキャンセル料が発生したが、保護者負担額を市の補助金により補填することができた。

【実績等】

令和 3 年度：3,609,375 円

日本語指導が必要な児童・生徒に翻訳機貸与

(2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

指導課

【経緯】

船橋市に在籍する日本語指導を要する児童生徒が急増し、日本語を十分に理解できない児童生徒、保護者への対応に学校は苦慮していることが課題となっていた。特に、日本語指導員等が派遣されない時間の対応が課題とされた。日本語指導を要する児童生徒の増加に伴い、家庭学習でも活用が図れる翻訳機の導入に至る。

【実施内容】

市立小・中・特別支援学校に在籍する日本語指導を要する児童生徒に翻訳機を貸与し、コロナ禍において在宅での学習支援を行う。また、教師や児童生徒同士の学習支援やコミュニケーションを円滑に図る。

【成果・課題等】

翻訳機を導入し、日本語指導を要する児童生徒に貸与し、家庭学習を含めた学習支援体制を整えたことにより、教師や児童生徒同士のコミュニケーションを円滑に図れたことが成果である。このように日本語指導員や日本語指導協力員の指導と翻訳機の活用を組み合わせたことにより、支援体制の充実が図れている。課題については、翻訳機の取り扱い方に課題が見られ、修理する機器も年々増加している。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸与数	237 台	205 台	226 台	224 台

家庭学習支援のための環境整備

(2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

船橋市総合教育センター

【経緯】

令和 2 年度は、緊急事態宣言に伴う臨時休業の際にも子どもたちの学びを止めないため、自宅に端末やインターネット環境がない児童生徒に対し、学校の PC 及びタブレットと、SIM 付きモバイル Wi-Fi ルータの貸出を行った。令和 3 年度からは 1 人 1 台端末が整備されたため、国の補助金を活用してモバイル Wi-Fi ルータを購入し、インターネット環境のない児童生徒へ貸与した。

【実施内容】

令和 2 年度は、自宅に端末やインターネット環境のない小学校 6 年生や中学校 3 年生の

児童生徒を中心に、端末の貸し出し及び通信環境の整備を行った。1 人 1 台端末がまだ整備されていなかったため、パソコン室の PC や学校のタブレットを活用し、通信面で SIM 付きモバイル Wi-Fi ルータを整備した。令和 3 年度からは、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対してモバイル Wi-Fi ルータの貸与を行っている。

【成果・課題等】

令和 2 年度は、学習の積み残しができない小学校 6 年生と中学校 3 年生に対し学びを止めずに教育課程を修了させることができた。現在は、この取組が不登校対応や日本語指導等の活用にも広がっている。今後は、さらにオンラインを活用した教育を広めていく必要がある。

【実績等】

モバイル Wi-Fi ルータ（リース）及び移動通信サービス契約

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
台数	1,780 台	1,780 台	－	－
金額	88,110,000 円	17,622,000 円	－	－

モバイル Wi-Fi ルータ購入

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
台数	－	4,410 台	－	－
金額	－	27,166,000 円	－	－

オンライン授業・ハイブリッド授業

（6・7 波）

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

専修学校は本来対面授業が原則であるが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、学生が集合して授業を実施することは感染拡大のリスクを高めることから、オンライン授業を開始した。

【実施内容】

校内の ICT 環境を整え、第 6 波の頃よりオンライン授業を取り入れた。濃厚接触者で体調に異常がないものは自宅でオンライン授業が受けられるように整え（登校している者は対面、自宅はオンラインのハイブリッド方式）、学習権利を担保した。

【成果・課題等】

オンライン・ハイブリッド授業では、自宅の Wi-Fi 環境が整っていないと途中で中断することもあった。その都度教員が電話で対応し、オンライン授業を継続した。また、毎回録画をして学校のサーバーに保存したため、通信環境の影響でオンライン授業に出席できな

かった学生は、登校時に学校で録画した授業を見られるようにした。教員が出席状況を確認し、授業に参加していない者は欠席とした。校内にオンライン授業専用の部屋を設け、講師にもオンライン授業を実施して頂いたが、対面と違って反応が見えないことから、オンライン授業を否定的にとらえる講師もいた。学生からはオンライン授業には慣れたものの、学習意欲のモチベーションが保てないという声も聞かれた。

３．学校の感染対策と運営体制等

「学校給食における感染対策について」の作成

（1 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和２年４月に保健所作成後、国・県の通知を受け、改訂を行う。

【実施内容】

市内小中特別支援学校の実状から、再開にあたっての問題点を挙げ、文部科学省からの通知に合わせた方法の検討を行ったうえで、課題をまとめ、保健体育課が保健所に相談し、回答助言を得た。

保健所が「学校給食における感染症対策について」を作成。以後、国・県の通知を受け、保健所の指導のもと保健体育課が改訂を行い、各校へ周知。各校で通知に沿った児童生徒、教職員の衛生管理、給食指導の衛生管理、給食指導について検討した。

また、給食業務従事者の衛生管理、給食管理の方法を検討し、給食を実施した。

【成果・課題等】

国・県の通知を、保健所の指導を受けながら、市内小中特別支援学校の実状に合うように作成したこと。

給食の再開準備

（1 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和２年２月 28 日付け文部科学省の一斉臨時休業の通知を受け、３月２日から３月 25 日まで市内小中特別支援学校が一斉臨時休業となり、その後、緊急事態宣言が発出（４月７日から５月６日、５月７日から５月 25 日まで）され、５月 31 日まで、臨時休業が続いた。

４月の学校再開の計画に合わせ、給食の再開の方法の検討、準備作業を進めるが、学校再開中止のため、給食も中止。５月も同様に中止。６月１日からの学校再開に合わせ、給食再開の準備を進めた。

【実施内容】

市内小中特別支援学校の実状から、再開にあたっての問題点を挙げ、文部科学省からの通知に合わせた方法の検討を行ったうえで、課題をまとめ、保健体育課が保健所に相談し、回答助言を得た。保健所が「学校給食における感染症対策について」を作成、保健体育課が各

校へ周知した。各校では、指導助言および通知に沿った児童生徒、教職員の衛生管理、給食指導について検討した。また、給食業務従事者の衛生管理、給食管理の方法を検討し、準備を進めた。

再開に向け、最大の課題とされたのは、中学校のランチルームでの給食の受け取り、喫食の際の「密集」「密閉」をいかに回避するか、ということであった。そのほか、調理委託事業者の清掃作業、食物アレルギー対応について保護者と学校の確認、中学校の事前申し込み等が課題とされた。

【成果・課題等】

小中ともに、調理工程、配膳方法等に配慮した献立を作成し、中学校は A・B の 2 献立の給食の提供を 1 献立の提供に変更、蓋つきの使い捨て弁当箱を使用し、教室での喫食に切り替えたため、6 月から給食を再開することができた。

保健所の指導助言を受けながら、国県の通知に沿うように検討することが肝要。

感染症対策としての網戸設置

（1・2 波）

【課名等】

施設課

【経緯】

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業にて、網戸の設置も認められたことから、修繕にて網戸設置が可能であることの旨を各学校宛に通知し、要望のあった学校に網戸を設置することとした。

【実施内容】

要望のあった学校に網戸を設置した。

【成果・課題等】

網戸の設置により、虫を侵入させずに窓をあけて換気をすることができるようになった。

【実績等】

実施校数	実施教室数	総事業費
68 校	927 教室	17,127,110 円

学校生活における新型コロナウイルス感染症対応について

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

当初は厚生労働省、文部科学省、千葉県から発出される新型コロナウイルス感染症対策に関連する通知を各学校へ送付していたが、学校での児童生徒及び教職員の新規感染者数の増加に伴い、各学校での感染症対策、児童生徒、家庭での健康観察等の対応方法を整えていく必要性が生じてきた。

また、学校での感染拡大の防止と合わせて、安心して教育活動が行えるように、船橋市保健所等の関係機関の意見も踏まえながら、市でマニュアルを作成し、学校での感染症対策の方法を整理していく必要性が生じた。

【実施内容】

千葉県「新型コロナ感染症　学校における感染対策ガイドライン」を基に、船橋市保健所等の関係機関からの助言を受けながら、船橋市版の学校における感染症対策マニュアルの作成を進めた。

令和２年５月には、「学校生活における感染症対策マニュアル」を教育委員会で作成。市内各小・中・特別支援学校・市立高校へ配布し、船橋市ホームページへの掲載を行った。以降、文部科学省、千葉県から発出される感染対策ガイドラインを参考にしながら、船橋市の感染状況を鑑みた上で、船橋市保健所、船橋市医師会等と協議しながらその都度改訂を行った。市作成のマニュアルを参考として、各学校で感染症対策を講じながら教育活動を実施していくよう周知徹底を図った。

市作成マニュアルについて、学校現場及び保護者等からの問い合わせがあった際には、丁寧に対応し、理解を図るよう努めた。

また、マスク着用は熱中症対策が優先であり、体育の授業時の取り扱いについて明記した。

給食は小中学校で黙食の実施をしていたが、中学校のランチルーム給食再開時は、パーテーションを活用しながら対面での喫食を可とするなど段階的な緩和を実施した。

令和５年２月15日付け千葉県を通じて、同３月13日以降のマスク着用の考え方の見直し等が示されたことから、速やかに各学校に通知するともに、令和５年４月１日からのマスクの取り扱いを加え、マニュアルの改訂を行った。

令和５年５月８日、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが５類に移行されたことを受け、市作成マニュアル「学校生活における感染症対策マニュアル」は廃止とした。

【成果・課題等】

船橋市ホームページに掲載したことで、関係機関、学校、保護者との共通理解を図ることができ、学校における感染症対策が継続的に取り組めた。また、千葉県「新型コロナ感染症学校における感染対策ガイドライン」の改訂に合わせ、「学校生活における感染症対策マニ

ュアル」も随時改訂を行うことで感染状況に合わせたマニュアルとすることができた。

感染者情報の把握と相談体制の整備

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、児童生徒及び教職員に感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも影響を及ぼすことから、学校保健安全法施行規則第 18 条による第一種の感染症が確認できた場合は、各学校から市教育委員会への報告をすることとなっている。

これに伴い、感染者、濃厚接触者、感染疑いのための PCR 検査実施者を船橋市保健所、県教育委員会へ報告していたが、感染者数の増加により、教育委員会内で学校関係の感染者の把握を行うとともに相談体制を整備する必要性が生じてきた。

【実施内容】

船橋市保健所との協議の中で、すべての児童生徒及び教職員の健康観察の記録を各学校でまとめ、症状がある児童生徒等、PCR 検査受検者を教育委員会へ報告をすることとなったことから、学校が教育委員会に報告する基準及び PCR 検査を受けた後の流れについて、各学校に周知を行った。

令和 2 年 6 月以降の学校再開後より、感染者、感染の疑いがある者、学級閉鎖の情報について船橋市保健所、県教育委員会、市関係機関へ報告を開始する。併せて文部科学省への報告も行った。学校からの感染者把握については、令和 2 年 7 月 6 日より専用携帯での対応とし、相談体制を整え、保健体育課で聞き取りを行うとともに、把握した情報については、教育委員会及び学校関係課と共有を行った。（地域子育て支援課・教育総務課、生涯スポーツ課等）。

令和 4 年 1 月 27 日より、感染拡大に伴い、各学校での積極的疫学調査を実施することとなり、船橋市保健所、船橋市医師会等と相談のうえ、各学校に感染者の情報等の聞き取りを行うこととなった。各学校で感染者や体調不良者の状況による疫学調査を行い、学校医、保健体育課への相談を行った後、早期の学級閉鎖などの感染拡大防止策を講じた。

【成果・課題等】

各学校からの報告を教育委員会で実施したことにより、各学校、地域の実情が把握でき、学校での感染対策を取り組む体制づくりが行えた。また、船橋市保健所、学校医など専門機関と随時相談できたことで、学校での感染拡大防止が適切なタイミングで開始することができた。感染拡大に対する児童生徒及び保護者の不安解消にもつながった。

学校保健特別対策事業費補助金を活用した感染症対策用消耗品の購入

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和 2 年 2 月 28 日付け文部科学省の一斉臨時休業の通知を受け、3 月 2 日から 3 月 25 日まで市内小中特別支援学校が一斉臨時休業となり、その後、緊急事態宣言が発出（4 月 7 日から 5 月 6 日、5 月 7 日から 5 月 25 日まで）され、5 月 31 日まで、臨時休業が続いた。

学校再開にあたり集団感染のリスクを低減するため、保健衛生用品（マスク、消毒液、体温計等）を整備する必要があり、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、当該用品の購入及び整備を進めていくこととなった。

【実施内容】

学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染症対策用消耗品の整備を進めた。

【成果・課題等】

計画的に感染症対策用消耗品の整備を進めることができた。

【実績等】

・主な購入品

手指用アルコール消毒液、マスク、サーキュレーター、パーテーション、CO2 モニター、非接触温度計、フェイスシールド、ニトリルグローブ等

学生および教職員の健康観察・行動記録、外来者の健康観察

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

学生および教職員の健康観察・行動記録、外来者の健康観察を実施することで、体調不良者が学内に留まらないようにする必要があった。

【実施内容】

全期間において、各自で 1 日 2 回の検温、症状の観察、行動記録を毎日記録した。

【成果・課題等】

実習施設からの要望もあり、全期間において健康ファイルへの記録を継続した。行動記録については特に「会食は 4 人まで」の規定や、人混みへの外出について臨床から厳しく問われるため、記載内容の詳細を確認する必要があった。実習に行かない学年は週に 1 回教員が記載内容を点検したが、記載漏れの学生への指導が煩雑であった。

健康観察と合わせて、校内ではマスク着用、手指消毒、換気を徹底した。食事は校内で分

散して黙食で摂るようにした。

外部講師は来校時に手指消毒を促し、検温して記録した。対面で着席する机にはアクリル板を設置した。

感染者の発生した学校施設の消毒作業の業務委託による実施

（2 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

市の施設において感染者が発生した場合、全市的に専門の業者に委託して消毒作業を行うこととしていた。このため、感染者の発生した学校施設について、すでに市の管理する他の施設の消毒業務を行っていた業者に委託し消毒作業を実施することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した学校について、当該感染者の活動範囲にかかる消毒作業を業務委託により実施した。

作業は噴霧器を用いる方法及び消毒液を使用しての拭き取りによる方法とした。

【成果・課題等】

学校再開直後の対応として、専門の業者による作業を行ったことは児童、保護者及び教職員の安心につながったものと考える。

一方、当時においても感染者が出た場合の対応として必ずしも専門の業者を入れる必要はないとの文部科学省通知があり、全市的な対応としても、上記 2 校の実施後、原則施設の職員等が消毒作業を実施することとなった。

次の感染症発生時に同様の対応が必要かどうかについては、国等からの情報提供や全市的な対応を踏まえて慎重に検討する必要がある。

【実績等】

実施校数	歳出額
2 校	1,078,000 円

学校臨時休業対策費補助金

（2・3 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和２年３月～5 月の市立小・中・特別支援学校一斉臨時休業に伴う学校給食の提供停止により発注済み食材の大部分がキャンセルとなった。発注済み食材にかかる違約金等は学校臨時休業対策費補助金の対象ではあったが、船橋市では納入事業者と食材キャンセルにかかる違約金等の取り決めはしておらず、また、業者ごとに影響額も異なるため違約金額の算定が困難であることから、当初は当該キャンセルに係る違約金等対応は難しいと考え、キャンセル不可のもの（取り寄せ品など）・長期保存可のもの（キャンセル対象外）に関してのみ賄材料費支払いを行っていた。

その後、給食関係業者への聞き取りおよび補助金の積極的活用に係る国からの協力依頼などを受け、6 月に学校給食が再開されるまでの間に学校給食用の食材保管等の設備にかかる維持管理費や配送員の人件費等を負担していた業者に対し、その負担額を補助することとなった。

【実施内容】

市立小・中・特別支援学校の臨時休業に伴う学校給食の中止により、既に発注されていた食材のキャンセルによって発生した負担額（設備維持管理費や配送員人件費等）を事業者に補助した。

【成果・課題等】

令和２年３月分発注のあった 79 業者のうち半数以上から補助金申請があり、学校の再開時には給食用物資納入の登録業者が減ることなく給食提供が再開できた。

このことから、令和２年３月分の食材キャンセルによって事業者に生じた経費（人件費、設備の減価償却費等）負担軽減という観点において成果が得られたものと考える。

【実績等】

対象事業者数	補助実績額（合計）
45 業者	31,407,107 円

学校トイレの清掃・消毒業務委託

（2・3 波）

【課名等】

保健体育課

【経緯】

県の新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（令和２年５月 18 日

版）において、学校トイレの清掃・消毒については、便からウイルスが検出されることがあることから、手袋着用等の感染症対策を講じた上で教職員が実施することが望ましいとされた。このため、同ガイドラインに沿って教職員がトイレ清掃を行うこととなり、教職員の負担が非常に大きいものとなっていた。ガイドラインは徐々に児童生徒が清掃を行うことができるように改訂されたが、当時の感染者発生状況を鑑み、令和 2 年度内においては引き続き教職員が実施する対応をとった。これに対し、トイレの箇所数が多く、教職員の負担が相対的に高い学校のトイレ清掃・消毒業務の一部を専門の業者に委託することで、教職員の負担軽減及び感染リスクの低減を図ったものである。

【実施内容】

トイレの箇所数の多い学校を対象とし、一定数を超えた箇所数分トイレについて、①床掃き掃除、モップ拭き、②便器・洗面器の洗剤による洗浄（周りの壁を含む)、③便器（流水レバー含む)、洗面器（蛇口など)、ドアノブ・個室の鍵の消毒、④ごみ箱・汚物入れのごみの回収、学校指定保管場所への運搬等について、専門の清掃業者に委託した。

【成果・課題等】

実施対象校へのアンケートの結果、教職員の負担軽減につながったとの回答が 9 割を超えたことから、期待したとおりの成果が得られたものと考える。

【実績等】

実施校数（延べ）	実施箇所数（延べ）	支出額計
57 校	19,530 か所	64,234,170 円

感染者が発生した際の学校施設消毒作業業務委託の実施

（3 波）

【課名等】

市立船橋高等学校

【経緯】

市の施設において感染者が発生した場合、全市的に専門の業者に委託して消毒作業を行うこととしていた。このため、学校内において感染者の発生した際に、すでに市の管理する他の施設の消毒業務を行っていた業者に委託し消毒作業を実施することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した学校について、当該感染者の活動範囲にかかる消毒作業を業務委託により実施した。

作業は噴霧器を用いる方法及び消毒液を使用しての拭き取りによる方法とした。

【成果・課題等】

学校再開直後の対応として、専門の業者による作業を行ったことは生徒、保護者及び教職員の安心につながったものと考える。

一方、当時においても感染者が出た場合の対応として必ずしも専門の業者を入れる必要はないとの文部科学省通知があり、全市的な対応としても、その後は原則施設の職員等が消毒作業を実施することとなった。
次の感染症発生時に同様の対応が必要かどうかについては、国等からの情報提供や全市的な対応を踏まえて慎重に検討する必要がある。
【実績等】
令和 2 年度：985,600 円

学校給食用食材料費の補てん

（7・8 波）

【課名等】
保健体育課
【経緯】
コロナ禍における急激な物価高騰に伴い、栄養バランスや量を保った学校給食を提供していくために必要な給食用食材料費の予算不足が懸念される中、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な取組みとして「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設された。これを受け、本交付金を活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者等の負担を増やすことなく従前どおりの給食を提供するため、学校給食の食材料費に係る物価高騰分の予算を補てんすることとした。
【実施内容】
小・中・特別支援学校の学校給食用食材料費について、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するとともに保護者負担額の増とならないよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して物価高騰分の食材料費予算を補てんした。
【成果・課題等】
小・中・特別支援学校合わせた令和 4 年度分給食用賄材料費予算（補填後）の執行率は約 99%と非常に高くなっていることから、物価高騰に対応した給食食材料費として必要な予算を措置することができた。また、コロナ禍における急激な物価高騰に直面する保護者等の負担を増やすことなく従前どおりの給食の提供をすることができた点において成果が得られたものと考える。
【実績等】
補填対象期間：令和 4 年 7 月～令和 5 年 3 月分

	小学校	中学校	特別支援学校
補填額実績	30,033,018 円	18,338,310 円	614,623 円

第２節　保育所・放課後ルーム等

１．幼稚園・保育所

新型コロナウイルス感染症に係る私立幼稚園への周知等の実施

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

学務課

【経緯】

関係部署（千葉県、保健所）等からの周知をうけて、市内私立幼稚園へ周知等を行った。

【実施内容】

市内私立幼稚園へメール、至急の場合には電話で周知等を行った。

【成果・課題等】

市内私立幼稚園への周知等を行うことで新型コロナウイルス感染症の感染対策、拡大防止に効果があった。

感染症対策に係る物品購入及び修繕

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

保育運営課（旧 公立保育園管理課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、公立保育園における感染症対策物品の需要増大に対応するため、また、感染症対策をより徹底できる環境を整えるため、国又は千葉県の補助制度である地方創生臨時交付金、保育対策総合支援事業費補助金、子ども子育て支援事業費交付金及び子ども子育て支援事業費補助金を活用し、感染症対策に係る物品購入及び修繕を行った。

【実施内容】

物品購入においてはマスクの購入やコットベットの導入等、修繕においては手洗い場の新規設置やトイレのドライ化等感染症対策として有効となる内容を実施した。

【成果・課題等】

マスク等の購入や手洗い場等の整備により、感染症対策を徹底するための環境を整えることができ、職場で働く保育士や利用する園児の保護者に安心感を与えることができた。

次の感染症発生時においても、感染症対策物品の需要増大等に対応するため、迅速に物品購入等の検討を行う。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
金額	70,408,794 円	31,849,125 円	57,320,209 円

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の臨時休園

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

保育運営課（旧 保育認定課）

【経緯】

保育所等に登園することは家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、保育所等を臨時休園（令和２年４月 21 日（火）から令和２年５月 31 日（日）まで)。※保育施設の利用が不可欠な状況にある保護者は手続きにより利用可。

以降も、施設の感染状況にあわせた園（クラス）の休園を随時実施。

【実施内容】

・保育所等の一斉休園
・感染拡大の程度にあわせた登園自粛期間の設定
・施設の感染状況にあわせた園（クラス）の休園決定

【成果・課題等】

●事務処理にかかる時間

コロナ禍当初からしばらくの間は、市保健所として全件把握・報告の方針であり、1件発生ごとに漏れなく感染連絡を受けていたので、担当係はもとより課全体が電話対応に相当の時間を奪われた。

また、感染連絡を受けた後は、すべて保健所に報告し、その疫学調査を待ってから相手方へ対応方針や休園の必要有無を伝達するという運用だったため、感染拡大期には１件の処理が長く時間がかかり、時間外勤務が急増した。

紆余曲折を経て、最終的な事務の運用は、「一定数以上の感染者が発生し、それらが同一集団等の関わりがある場合に限り報告を求める」としたことで、報告が相当減り、ようやく事務負担を落ち着かせることができた。

今後同様の事態となる場合には、都度保健所に働きかけずとも事務が処理できるスキームを感染早期に設けることに努めるべき。

●民間事業者等への対応

民間事業者（保育所等）に指示・方針を出す担当課としては、感染症が生命の危険を含む重大な健康被害を起こす可能性のあるものでありながら、その対策を示す国通知

にたびたび「市町村により適切に判断」という記載があることで、その具体化に心労が絶えなかった。事業者及び保育所利用者からの問い合わせも絶えなかった。

●国への要望

保育施設が、他の施設と違い「原則開所」という運用であるため、危険な感染症の拡大期においても開け続ける前提にあることが対策を難しくしていると思われる。閉所するときに仕事を休む保護者への減収保障・企業への理解啓蒙や、開所のときの感染責任を施設や市町村に求めない指針等を、国レベルであらかじめ明確にされることが望まれる。

【実績等】

基本的に、「休園の決定」と記す決裁 1 つにつき 1 園の休園を決定していた（例外あり）ことから、決裁数により事務実績とする。

なお、休園に至らない感染連絡への対応も膨大であった。

・令和 3 年度　144 件

うち、135 件は第四四半期のもの。同四半期より事務量が急増し、担当係は混乱に陥った。

・令和 4 年度　217 件

うち、184 件は上半期のもの。

２．放課後ルーム

小学校休業期間の放課後ルーム運営（放課後児童健全育成事業）

（1 波）

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症により、小学校が休業となった。（令和 2 年 3 月～5 月）医療従事者などの保護者が多くおり、児童を安全・安心に預かる場所の確保が急務となったため、平日と土曜日の 8 時から 19 時まで、放課後ルームを開所することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症により、小学校が休業となった（令和 2 年 3 月 2 日～5 月 31 日）期間は、平日と土曜日の 8 時から 19 時まで、放課後ルームを開所することとした。児童ホームや放課後子供教室（教育総務課）は臨時休業となったため、該当する職員はルームの応援体制として従事。また、既存ルームで密が懸念される場合は、小学校の協力を得て空き教室を借りたり、教職員にも見守りを依頼したりして、運営を行った。

【成果・課題等】

・令和 2 年 3 月 2 日（月）から小学校が臨時休業となることが決定したため、急遽 2 月 29 日（土）に「臨時放課後ルーム」の受付を行うことを決定し、子育て支援部内の職員に手伝いを依頼し、市内 21 箇所の児童ホームにおいて、医療従事者など、保護者の就労による児童の居場所確保をはかるために、申請受付を行った。3 月中に 550 人の登録があったが、3 月 1 日までに 409 人の登録が確認できたため、臨時受付は一定の効果があった。今後については、申請受付をオンライン申請にすることで、保護者の利便性や課での書類の煩雑さが緩和されると思われる。

・臨時放課後ルームでは、既存の放課後ルームと同様に、保護者の就労要件が必要なことと、料金が発生することを伝えて募集を行った。本来は、既存の基幹系システムにおいて登録をすることで料金の設定が可能となるが、放課後ルーム以外の「臨時放課後ルーム」という新たな料金設定が出来ないため、料金の金額や登録後の識別方法に課題があった。結果的には、国からの 100%の補助金があったため、基幹系システムに登録をすることなく、書類上の処理だけで利用が可能となったが、次回対応する時は、料金徴収システムの検討が課題である。

【実績等】

令和 2 年登録人数	3 月	4 月	5 月
臨時放課後ルーム	550 人	567 人	573 人
放課後ルーム	4,788 人	5,617 人	5,595 人

※臨時放課後ルームは当初 6,000 円の利用料を想定して募集したが、国から補助金があり、0 円となった。放課後ルームはおやつ代実費 2,000 円とした。（5 月は発注無しのため 0 円）

３．障害児通所支援事業所等

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金

（1・2・3 波）

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和２年２月 27 日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（臨時休業）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で１人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬の増加による地方負担及び利用者負担の増加について国庫補助を行うことが厚生労働省から示された。

【実施内容】

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請等に伴い、追加的に生じた放課後等デイサービスの提供に係る利用者負担を補助すること及び新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を補助する。

【成果・課題等】

本補助金は、代替的支援（オンラインによる支援等）を利用した分や休業日単価によるかかりまし分等に係る利用者負担額について補助を行うものだったが、利用者負担額が既に上限月額に達している対象者が多く、休業日単価によるかかりまし分の補助の対象者は多くなかった。代替的支援の利用分に係る補助については、利用者の負担が軽減されたことにより、利用者が切れ目なく必要な支援を受けることができ、有効であったと考えられる。

本補助金のようにかかりまし分の利用者負担額を補助するという補助金が初めてだったため、補助額の算出方法や支払い方法について不明瞭な部分が多く、どのように補助金を交付するかについて検討するための時間がかかった。

一方で、国や県に対し交付申請を行う期間は緊急を要するため期限が短いことが多く、担当が在宅勤務で書類を揃えることができない場合など、別の職員が担当することもあったため、職員間での情報共有が非常に重要であった。

次の感染症発生時においては、今回の例があるため補助の方法について検討に要する時間は短くなると考えるが、複数の職員で対応することが予想されるため、事前に国や県への交付申請の方法、補助金交付までの流れを把握しておくことが有効と考える。

【実績等】

提供年月	令和２年３月	令和２年４月～令和３年２月
金額	350,834 円	2,643,670 円

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金

(1・2・3 波)

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和 2 年 3 月に国が、障害福祉サービス等施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染経路の遮断や感染者が確認された場合の的確な対応を講じる必要があるとし、障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等を目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等が、新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品の購入費の補助を行う。

【成果・課題等】

衛生用品の購入費用等について、本事業による補助を行うことにより、障害福祉サービス等施設・事業所が新型コロナウイルス感染症対策を行うことができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和元年度	令和 2 年度
事務所数	16 事業所	26 事業所
金額	276,804 円	2,654,186 円

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和 2 年 5 月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業所は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う障害福祉サービス等事業所を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の

要綱（令和２年４月１日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行う。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な障害福祉サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
事務所数	－	７事業所	12 事業所
金額	－	1,087,000 円	1,598,000 円

※令和２年度は実施したが、対象事業者がなし

４．児童福祉施設等への運営支援

母子生活支援施設運営費補助金

（4・6・7・8 波）

【課名等】

こども家庭支援課

【経緯】

厚生労働省から「令和 2 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和 2 年度補正予算分）分）の国庫補助について）」の通知があり、「令和 2 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和 2 年度補正予算分）分）交付要綱」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱」により、母子生活支援施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、オンラインの整備や職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する必要があったため、実施に至った。

また、令和 3 年度においては、厚生労働省から「令和 3 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和 3 年度補正予算分）分）の国庫補助について」の通知があり、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」及び「社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱」により、母子生活支援施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、従事者の処遇改善の実施が必要であったため、実施に至った。

【実施内容】

母子生活支援施設が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援を行い、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、オンライン整備費やマスクの購入費等を補助した。

また、社会的養護を担う母子生活支援施設に従事する者の処遇改善を行うための費用を補助した。（令和 4 年 2 月～9 月分賃金より実施、令和 4 年 10 月以降の処遇改善は児童養護施設措置費等国庫負担金で実施。）

【成果・課題等】

マスク、アルコール消毒、ポリ手袋等を事前に準備することで、母子生活支援施設の入所者が感染した際、施設内のアルコール消毒を行い、マスク等で予防を行うことで、施設内での感染拡大を防止することに繋げられた。また、オンライン学習環境を整備することでも感染拡大防止に繋げられた。

また、社会的養護を担う母子生活支援施設に従事する職員の賃上げが実施され、令和 4 年 2 月より月額 9,000 円の引き上げに繋げられた。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	1 施設	1 施設	1 施設
金額	3,565,000 円	781,000 円	1,099,000 円

５．その他

子育て関連施設等に対する衛生・防護用品の備蓄

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

こども政策課

【経緯】

令和２年４月７日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

また、令和２年５月 29 日、感染が発生した社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

国から配布された衛生・防護用品について、本市の子育て関連施設へ緊急時に配布できるよう備蓄を行った。

配布は定期的に行われ、最終的にマスク 1,895 箱（50 枚入り）、ビニール手袋 940 箱（100 枚入り）を備蓄した。

スペースと保管状況の観点から、高根小学校の空き教室に保管した。

【成果・課題等】

国内需要が逼迫したことにより行ったものであるが、ある程度状況が改善されると、不要な物品となってしまう実態があった。

緊急時に即時の配布を行うには、対象の施設数が非常に多いため、国からの配布だけでは難しい。

【実績等】

令和５年末まで、配布が必要になる場面が無く、当初想定した配布は行わなかった。

なお、使用期限が迫っていることから、令和５年 12 月に各施設へ配布希望を伺い、回答のあった施設へ配布を行っている。

親子で遊ぼう！「ふなばし親子@ホームチャンネル」

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、市施設が長期休館となったことを契機に、休館中にできる子育て支援の方策の一つとして、令和２年３月から事業を開始した。

【実施内容】

主に親子が家庭で楽しめる親子遊び等の動画配信（YouTube（船橋市））の実施。
途中から児童ホームも加わり、工作等の動画配信の実施（2 週間に 1 回程度で配信）。

【成果・課題等】

動画配信は、コロナ禍の外出制限をきっかけに始めたものであるため、配信当初は一定の需要や反響があったが、社会活動等の再開に伴い、再生回数に見られるように、著しく需要が落ち込んだ。

動画需要は減っているものの、各施設の日頃の努力により消毒等の感染対策を講じていることもあり、直接の施設利用者は増加（回復）しているため、定期的な動画配信は停止している。

次の感染症発生時は、一方的な配信だけではなくオンラインでのやりとり等さらなる工夫をしなければ今回と同程度の提供しかできないと考えている。

【実績等】

	令和元・２年度	令和３年度	令和４年度
子育て支援センター 配信回数	19 回	14 回	9 回
児童ホーム 配信回数	13 回	14 回	10 回
総再生回数	36,566 回 （令和４年９月６日時点）	18,431 回 （令和４年９月６日時点）	－

子育て支援センターオンライン事業(オンライン子育てカフェ@(アット)ホームふなばし)

(4・5・6・7・8 波)

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の状況を踏まえ、子育て中の親子の孤立化を防ぐため、また、新しい生活様式への対応が求められていることから、南本町及び高根台子育て支援センターにてオンラインを活用し、事業を実施した。

【実施内容】

子育て支援センターオンライン事業（オンライン子育てカフェ@（アット）ホームふなばし）として以下の事業を行った。

1. オンライン交流会　月 2 回（各センター月 1 回）　30 分程度
2. オンライン遊びの会　月 1 回程度　20 分程度
3. オンラインのつどい・講座　月 1 回程度（講座は年に 1、2 回）　30 分程度
4. オンライン子育て相談　月～土　最大 50 分程度

【成果・課題等】

子育て中の親子が外出を控える中で、他の親子との交流や子育て情報の交換、子育て相談の場として、オンライン事業（オンライン子育てカフェ@（アット）ホームふなばし）を開始した。

行動制限の緩和に伴い、来所での事業参加が増え、オンライン事業への参加者数は減少した。直接ふれあう事業の重要さを改めて感じる一方、次の感染症発生時にオンライン事業を行う場合は、内容や質を落とさない工夫を行いたい。

なお、来所につながるきっかけのひとつになるものと考えられるため、オンライン子育て相談は今後も継続して行う。

【実績等】

南本町・高根台子育て支援センターオンライン事業参加者数

令和 3 年度（5 月～3 月）	令和 4 年度（4 月～3 月）
324 人	252 人

第３節　社会福祉施設等

１．感染防止対策の徹底

介護サービス事業所等に対する衛生用品の配布

（2・3・4・5 波）

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

＜不織布マスクについて＞

令和２年５月 29 日、感染が発生していない社会福祉施設等において安心してサービス提供ができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して不織布マスクを配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ不織布マスクを供給できるよう厚生労働省より通知があった。

＜使い捨て手袋について＞

令和２年９月 29 日、感染症対策に限らず、社会福祉施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋が入手困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等の状況から、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市を含む）に対して使い捨て手袋を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ使い捨て手袋を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

介護サービス事業所等に対して不織布マスクを配布した。また、日常的に排泄ケア等を必須とする介護サービス事業所等に対して使い捨て手袋を配布した。

【成果・課題等】

介護サービス事業所等に対して入手困難となっている衛生用品を配布したことから、各介護サービス事業所等におけるサービス提供の継続を支援することができた。

厚生労働省から配布される衛生用品が大量であることから、介護サービス事業所等へ配布するまでの間、一時的な保管場所を確保することが困難であったため、庁内等でのスペース確保に関して全庁的に広く協力を求める必要がある。

【実績等】

配布実績（令和２年 10 月～令和３年 12 月）

不織布マスク	使い捨て手袋
737,150 枚	3,001,600 枚

障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布

（2・3・4・5・6 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

＜不織布マスクについて＞

令和２年５月 29 日、感染が発生していない社会福祉施設等において安心してサービス提供ができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して不織布マスクを配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ不織布マスクを供給できるよう厚生労働省より通知があった。

＜使い捨て手袋について＞

令和２年９月 29 日、感染症対策に限らず、社会福祉施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋が入手困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等の状況から、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市を含む）に対して使い捨て手袋を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ使い捨て手袋を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所等に対し、安心してサービス提供ができるよう不織布マスクを配布した。また、日常的に排泄ケア等を必須とする障害福祉サービス事業所等に対し、サービス提供に支障を及ぼさないよう使い捨て手袋を配布した。

【成果・課題等】

入手が困難となっている衛生用品について、障害福祉サービス事業所等に対し配布したことから、各事業所等におけるサービス提供の継続を支援することができた。

課題としては、事業所等によって使い捨て手袋のサイズの需要に偏りがあることが確認できたため、国から配布される際には市としてもＳではなくＭ、Ｌを中心に要望する必要がある。

【実績等】

衛生用品配布実績

	第２波期 (R2.7~11)	第３波期 (R2.12 ~ R3.3)	第４波期 (R3.4~6)	第５波期 (R3.7~12)	第６波期 (R4.1~6)
マスク	150,000 枚	206,800 枚	66,800 枚	199,000 枚	69,000 枚
手袋	56,000 枚	198,500 枚	75,000 枚	235,000 枚	364,000 枚

感染が発生した障害福祉サービス事業所等に対する衛生・防護用品の配布

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和 2 年 4 月 7 日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

加えて、令和 2 年 5 月 29 日、感染が発生した際の社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

感染が発生した際の障害福祉サービス事業所等に対して衛生・防護用品を運搬し、迅速に供給を行った。

【成果・課題等】

感染が発生した障害福祉サービス事業所等へ衛生・防護用品を直接持ち込むことで、迅速に感染防止対策を行うことができた。事業所等からも助かる、安心するとのお声を多数いただいた。

課題としては、感染拡大時になると衛生・防護用品を頻繁に放出することとなり、衛生・防護用品の備蓄場所と事業所等を往復する運搬部隊を設けると通常業務に支障を来すこととなった。備蓄場所を市内に複数箇所設置することや運搬部隊の人員体制を整備する必要がある。

【実績等】

衛生・防護用品配布実績

不織布 マスク	ガウン （不織布）	ガウン （プラ）	フェイス シールド	手袋 S	手袋 M	手袋 L
1,400 枚	4,655 枚	440 枚	1,325 枚	1,000 枚	1,200 枚	1,000 枚

キャップ （不織布）	キャップ （プラ）
900 枚	400 枚

感染が発生した介護サービス事業所等に対する衛生・防護用品の配布

（3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

令和２年４月７日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

また、令和２年５月 29 日、感染が発生した社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

感染が発生した介護サービス事業所等に対して衛生・防護用品を運搬し、迅速に供給を行った。

【成果・課題等】

感染が発生した介護サービス事業所等へ衛生・防護用品を直接持ち込むことで、迅速に感染防止対策を行うことができる。介護サービス事業所等からも助かる、安心するとのお声を多数いただいた。

感染症拡大時には、連日にわたり複数の介護サービス事業所等を回ることとなり、衛生・防護用品の備蓄場所と介護サービス事業所等を何度も往復しなければならなかった。また、１日で回りきれるように調整するには人員の確保が困難だった。備蓄場所の確保にも苦慮した。

【実績等】

配布実績

不織布 マスク	ガウン （不織布）	ガウン （プラ）	フェイス シールド	手袋Ｓ	手袋Ｍ	手袋Ｌ
55,500 枚	74,390 枚	7,950 枚	12,534 枚	26,700 枚	84,500 枚	24,400 枚

ゴーグル	キャップ （不織布・プラ）
877 個	26,100 枚

船橋市緊急ショートステイ中間保護事業業務委託

（3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域包括ケア推進課

【経緯】

身元不明の徘徊高齢者や虐待を受けた高齢者を一時的に保護する緊急ショートステイ事業において、保護先である高齢者施設に対し、新型コロナウイルス感染症の陰性証明が必要となり、保健所で PCR 検査等を実施し、結果が判明するまでの間、一時的に保護することに同意が得られた高齢者施設と 1 泊 10 万円の委託契約を締結した。

【実施内容】

保健所のＰＣＲ検査の検査結果待ちの間、一時的に保護を行う。

【成果・課題等】

緊急ショートステイ事業を利用するためには、受け入れる高齢者施設が、保健所からの陰性証明を必要とし、結果判明までの約 1 日の間、保護した高齢者を一時的に保護する施設が必要となった。

令和 4 年度から、結果が迅速に判明する PCR 検査が開始され、市内医療機関で検査ができるようになったことにより、令和 5 年度をもって当事業は終了となる。

しかし、新型コロナウイルス感染症が 5 類となった現在も、緊急ショートステイ事業を利用する際に、陰性証明を必要とする高齢者施設もあることから、今後とも高齢者施設に対し、対応策を協議していく。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績額	200,000 円	1,000,000 円	利用なし	利用なし

利用者向け新型コロナウイルスワクチンの職域接種

（5 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

障害者本人のワクチン接種に関しては、入所施設は施設内接種、それ以外の方は個別接種や集団接種で対応していたが、障害特性により接種が受けられない方がいた。社会福祉法人大久保学園から職域接種の余剰分を障害者分に回せるとの申し出があったため、とよとみみらい館で障害者用の集団接種を行った。

【実施内容】

対象者　　：市から接種券を送付している障害者
　　（市内の障害福祉サービス等の利用者）
接種ワクチン：モデルナ製
実施時期　　：1 回目（令和 3 年 7 月 28 日、30 日、8 月 1 日）
　　2 回目（令和 3 年 9 月 5 日、12 日、10 月 12 日）

【成果・課題等】

本事業で合計 286 人の方に 2 回分のワクチンを接種する場を設けることができた。
障害特性により個別接種や集団接種が難しい方が一定数いるため、今後感染症が発生した場合もニーズがあれば同様に障害者用の集団接種を行うことを検討したいが、接種場所等調整できるかが課題である。

緊急ショートステイ事業に伴うＰＣＲ検査

（5・6・7・8 波）

【課名等】

地域包括ケア推進課

【経緯】

身元不明の徘徊高齢者や虐待を受けた高齢者を一時的に保護する緊急ショートステイ事業において、保護先である高齢者施設から新型コロナウイルス感染症の PCR 検査の陰性証明が必要となることから、市内の医療機関（2 箇所）で PCR 検査を実施する。

【実施内容】

現在、緊急ショートステイ事業を高齢者施設に依頼する際に、PCR 検査による陰性証明が必要となる場合、検査を実施する。

【成果・課題等】

緊急ショートステイ事業に協力してくれる高齢者施設の不安を軽減するための効果的な事業である。

【実績等】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	7 件	16 件	3 件
金額	196,600 円	450,400 円	85,800 円

２．施設等への支援

市内の事業所等に向けたマスクの優先販売・配布

（1 波）

【課名等】

介護保険課（代表でマスク販売業者とのやり取り）

【経緯】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、全国規模でマスク等の衛生用品が不足する状況が続いている中で、令和 2 年 3 月頃に、市内でマスクの製造販売を行う事業者から、優先的なマスクの販売が可能であると船橋市あてに協力申し出があった。

介護事業所などの事業所等においてもマスク不足の状況は続いていたため、市としてもこの協力を受けることにした。

マスク販売業者の希望が、一括購入及び納品場所を一か所に限定するという内容であったため、市（各課）が関係する事業所等に事前にマスクの必要数を調査して、とりまとめの上、販売業者に一括発注する次第となった。

【実施内容】

各課がそれぞれ市内の事業所等にマスクの必要数を調査し、集計。販売要望個数の合計数が一番多かった介護保険課が、マスク販売業者と連絡をとり、すべての課の必要分を一括で注文発注。

要望総数が予定よりも多かった為、納品時期を 4 月と 5 月の 2 回に分けて販売・配布。

【成果・課題等】

当初の想定よりも事業所等からのマスクの要望数が多くなり、納品時期を 2 回に分けることにはなってしまったが、事業所等からの要望のあったマスクの数はすべて販売・配布することができた。

しかしながら、納品時期を 2 回に分けたことで、原材料費の高騰により 1 回目よりも 2 回目の値段が高くなってしまい、販売に際しては当初の案内と違いが生じたことは反省しなければならない。（税込 1 箱 2,090 円が 1 箱 2,200 円に増加）

次の感染症発生時においても、マスク不足に陥る事態は考えられるので、市としては備蓄数も踏まえて、迅速にマスクを配布できる体制の整備は必要となる。また、今回はマスク販売業者の方から協力の申し出があった為、販売・配布を行うことができたが、次回に備えて、購入ルートの確保も必要になるのではないかと考える。

【実績等】

課名	購入箱数	購入額
介護保険課・高齢者福祉課	5,383 箱	11,566,500 円
包括支援課	60 箱	132,000 円
障害福祉課	1,146 箱	2,464,000 円
地域福祉課	20 箱	44,000 円
保育認定課	2,134 箱	4,590,300 円
公立保育園管理課	500 箱	1,076,350 円
地域子育て支援課	465 箱	1,001,000 円
療育支援課	228 箱	490,050 円
合計	9,936 箱	21,364,200 円

庁内備蓄マスクの配布

（1 波）

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和 2 年 3 月、介護事業所あてにマスクの不足数について調査を行った結果、「訪問介護」「通所介護」「認知症対応型共同生活介護」の 3 種別において、特に不足が見られていることが判明した。

また、国通知において、訪問系サービスはマスク等の感染防止対策を徹底した上でサービスを提供することを求められており、サービス提供を断る選択肢が想定されていないことから、「訪問介護」「訪問看護」「小規模多機能型居宅介護（看護小規模含む）」の事業所に市の備蓄しているマスクを配布することにした。

【実施内容】

配布対象事業所に個別に事前連絡した上で、職員が事業所へ持参。受け渡しの際に、受領証に印または署名をもらい確認を行った。

【成果・課題等】

介護保険部門に割り当てられた分はすべて配布することができた。

しかしながら、すべての事業所に配布することができたわけではない為、一部の事業所から追加の要望や苦情は発生していた。今後については、市としての備蓄数の調整は必要になってくる。

また、万が一に備えて、各事業所においても一定数の備蓄をしておくことの必要性を周知する必要性はあると思われる。

【実績等】

サービス名	事業所数	配布枚数
訪問介護	36 事業所	4,960 枚
訪問看護	6 事業所	420 枚
小規模多機能型居宅介護（看護含む）	2 事業所	240 枚

船橋市障害者支援施設北総育成園
新型コロナウイルス感染症対応のための対策本部の設置

（1 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和 2 年 3 月 27 日に、船橋市障害者支援施設北総育成園（以下「北総育成園」という。）の職員に新型コロナウイルス感染症陽性反応が出たことが判明し、全職員と発熱のあった利用者に PCR 検査を実施したところ、多数の陽性者が出た。そのため施設内の感染拡大の防止、利用者の健康管理、利用者への生活介護等支援の維持を目的に令和 2 年 3 月 31 日に北総育成園に対策本部を設置した。

その後、利用者全員の陰性が確認されたため、令和 2 年 5 月 14 日に施設内に設置していた対策本部の活動は終了した。

また、当初陰性だった職員の PCR 検査を行い、新たな陽性者が発生していないこと、北総育成園の通所者や家族等が全て陰性であることを確認し、令和 2 年 6 月 4 日に北総育成園における新型コロナウイルス感染症にかかる対策を全て終了した。

【実施内容】

感染拡大防止対策

⑴施設内ゾーニング　⑵防護具着用等の感染症対策　⑶衛生用品等の物資の供給

施設運営支援

⑴食事の調達・運搬　⑵清拭・入浴　⑶廃棄物処理　⑷消毒　⑸洗濯

【成果・課題等】

① 医療の確保

新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症専門の医師や感染管理認定看護師による支援が必要だった。施設内のゾーニングや施設内で療養する利用者への医療の提供に対する専門的知見を船橋市内で具体的にどのように提供していくかが課題である。

② 介護人材の確保

感染リスクを考えて、他法人からの人材確保が困難であり、介助経験のある市職員派遣のための調整が困難だった。

当初陽性と判定された職員が 3 週間以上は復帰できないばかりか、新たに陽性化する職員や体調を崩す職員がいて、集団発生から 3 週間程度は介助スタッフの数が足りない状況での支援を行わなければならなかった。

応援職員を派遣するにあたっては、派遣職員の宿泊先も感染リスクを理由に断られる状況で、人数の確保だけでなく職員の生活環境や労務管理についても検討が必要である。派遣終了後については、家庭や職場に安心して戻れるように、健康観察と PCR 検査の実施、またそのための待機場所の確保についても必要となる。

③物資調達の中継地の確保

職員が感染することで、物資の発注や在庫管理のための人材も不足するが、問題はそれだけでなく、業者に直接施設へ物資を搬入することを断られることがあるということも想定しておく必要がある。

発注した物資を別の中継地である施設で受け取り、そこから施設内に搬入することになるが、そのために搬入チームを編成する必要がある。

④防護具等の備蓄

集団感染が発生した場合に備えた防護具や衛生用品等の備蓄を各施設で行っておくべきである。少なくとも、市など他からの支援が入るまでに必要な最低 3 日程度の備蓄をしておくとよい。

⑤情報共有

物理的に場所が分散していること、①対策本部内　②船橋市　③千葉県（障害福祉事業課・疾病対策課・広報課）　④香取保健所　⑤北総育成園　⑥さざんか会と様々な機関から集まっていることなどから、情報共有の難しさがあった。集団感染発生現場の情報環境を整え、現地情報を正確につかむことが大切である。

集団感染発生当初の混乱期においては、現場からの情報取得の部署をできるだけ絞り、現場の負担を軽減する配慮も必要である。

⑥引継ぎ

介助スタッフ 3 名、事務スタッフ 2 名の 5 名ひとチームで毎週月曜日に交代するサイクルで派遣をしたが、班ごとの引継ぎの時間が少なく、前チーム・後ろチームが連絡を取りながら、現地活動をする状況となった。現地への派遣職員を定期的に入れ替えていくのであれば、引継ぎの時間を十分にとる必要がある。千葉県職員や社会福祉法人さざんか会の職員は、丸一日業務を一緒に行い、引継ぎを行っていたため、同様の引継ぎ体制が望ましい。

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金

（1・2・3 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和 2 年 3 月に国が、障害福祉サービス等施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染経路の遮断や感染者が確認された場合の的確な対応を講じる必要があるとし、障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等を目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等が、新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品の購入費の補助を行った。

【成果・課題等】

衛生用品の購入費用等について、本事業による補助を行うことにより、障害福祉サービス等施設・事業所が新型コロナウイルス感染症対策を行うことができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和元年度	令和 2 年度
事業所数	55 事業所	123 事業所
金額	2,687,102 円	38,023,879 円

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

（1・2・3・4 波）

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和 2 年 5 月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、介護サービス事業所等は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う介護サービス事業所等を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、必要性があると判断し、国の要綱（令和 2 年 4 月 30 日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の介護サービス事業所等で必要な介護サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な介護サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。なお、令和 3 年度より当補助金事業の実施主体は千葉県となった。

【実績等】

	令和 2 年度
事業所数	54 事業所
金額	48,851,000 円

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金

（1・2・3・4 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルスの影響を受け、生産活動が停滞し、減収している就労継続支援事業所への救済策として、令和 2 年 5 月に令和 2 年第 2 次補正予算の中で国の補助メニューとしてとして計上された。

それを受け市内事業所に利用希望に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

救済策であることから、補助は減収要件などの最低限の要件を満たした事業所に対し、令和 2 年 11 月から概算払方式で先立って行われ、令和 3 年 5 月までに精算する形で完了した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を助成した。

【成果・課題等】

補助を行った 10 事業所において、事業継続のために必要な材料仕入や備品の購入等に本補助金を充当し、資金繰りの円滑化に寄与することができた。

次の感染症発生時においても、国の補助要件に基づいて実施する事業となるが、減収中の事業所に対する補助となり、資金繰りが悪化しているケースがほとんどであるため、補助要件の簡略化や補助金交付までによりスピード感を持った対応が求められると考える。

【実績等】

	令和２年度
事業所数	10 事業所
金額	4,613,591 円

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和２年５月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業所は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う障害福祉サービス等事業所を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱（令和２年４月１日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な障害福祉サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
事業所数	12 事業所	28 事業所	68 事業所
金額	5,606,240 円	15,172,000 円	16,042,000 円

船橋市介護施設等陰圧装置等整備費補助金

（3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

高齢者福祉課

【経緯】

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に簡易陰圧装置を据えるとともに簡易なダクト工事等に必要な経費を補助する千葉県の基金のメニューが創設された。

【実施内容】

本市から各法人へ制度の周知と希望する法人への補助をおこなった。

【成果・課題等】

簡易陰圧装置を設置することで感染拡大のリスクを低減することに寄与した。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
補助実施施設数	21 施設	5 施設	3 施設

生産活動拡大支援事業補助金

（5・6 波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルスの影響を受け、生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への救済策として、令和 2 年度に国の補助メニューとして実施された機能強化事業補助金の後継補助金という位置づけで令和３年 12 月に国の補正予算として計上された。

それを受け市内事業所に利用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

補助は令和 4 年 5 月に完了し、翌年度は国の補助メニューからも除外されたため、令和 3 年度限りで本市の事業も終了となった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化に係る費用の一部を助成した。

【成果・課題等】

補助を行った 2 事業所においては、新たな生産活動への転換のために必要な機材の導入

を行った。

その結果、新規の取引先や顧客の拡大へつなげることができた。

次の感染症発生時においても、国の補助要件に基づいて実施する事業となるが、活用を希望する事業所が限られる点や、新規事業への転換という、業態によっては限定的にもなる要件となるため、より多くの事業所が活用できる補助金の制度設計が課題と考える。

【実績等】

	令和３年度
事業所数	２事業所
金額	256,419 円

船橋市ゾーニング環境等整備支援事業費補助金

（6・7・8 波）

【課名等】

高齢者福祉課

【経緯】

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、ゾーニング環境等の整備に係る費用の一部について補助する千葉県の基金のメニューが創設された。

【実施内容】

本市から各法人へ制度の周知と希望する法人への補助をおこなった。

【成果・課題等】

２方向から出入りできる家族面会室が設置されることで、コロナ禍においても家族との面会ができる環境を整えることに寄与した。

【実績等】

	令和３年度	令和４年度
補助実施施設数	３施設	なし

船橋市介護サービス事業所等事業費補助金

（7・8 波）

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金についての通知があり、その推奨事業メニューの中の事業者支援の一環として開始した。

【実施内容】

令和 4 年度は原油価格及び食材料費の高騰により影響を受けている市内介護サービス事業所等に対し、燃料費と食材料費について補助金を交付、令和 5 年度は食材料費についてのみ補助金を交付した。

【成果・課題等】

令和 4 年度は申請に必要な添付書類として、決算額等がわかるものを求めていたが、事業者によっては用意するのが負担だったことから、令和 5 年度は補助方法を見直し、添付書類も簡素化した。

【実績等】

	令和 4 年度
補助件数	170 件
金額	39,920,000 円

３．在宅高齢者・障害者の一時預かり事業

介護者不在障害者支援事業費

（4・5・6・7・8波）

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった人は、陰性が確認されてもその後の発症は否定できず、感染の心配などから、各事業所が単体で受け入れるには困難な状況となっていた。

また、集団感染が発生した北総育成園において、他の事業所から応援職員を派遣してもらうことが困難だった経験を踏まえ、感染リスクの高い障害者を支援するためには、あらかじめ人材面の協力体制を構築することが不可欠であると判断した。

そのため、新型コロナウイルス感染症対策事業として、家族等の介護者が新型コロナウイルス感染症により入院し不在となり、陰性の濃厚接触者となった障害者が在宅での生活が困難となった場合に備え、社会福祉法人大久保学園の申し出を受け、同法人が運営する「とよとみみらい」にて受け入れる体制を構築した。なお、受け入れにあたっては、同法人の体制を基本に、市内他法人からも応援職員を派遣する体制も併せて構築した。

【実施内容】

＜支援体制＞

社会福祉法人大久保学園の職員を主軸に、協定を締結した市内事業所から応援職員を募集、事前登録制をとる。

＜保健所との連携＞

健康観察はとよとみみらいで行い、保健所に報告することを想定。症状が悪化した場合の受診・入院調整を保健所と連携して対応する。

費用は、国のサービス継続支援事業を活用する。市は応援職員の旅費や危険手当を支給する。

【成果・課題等】

令和3～4年度に予算計上をしたが、船橋市で対象者が発生しなかったため実績はなかった。令和5年度以降については実績が無かったことから予算計上をしていない。

第４節　個人向け支援策

１．特別定額給付金・臨時特別給付金

特別定額給付金

（1・2・3 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和２年４月 20 日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、緊急事態宣言の下で、人々が一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服すべく、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国民一人あたり 10 万円を支給することとなった。

【実施内容】

家計支援を目的に、基準日（令和２年４月 27 日）時点で市の住民基本台帳に登録されている者を対象に、一律で 10 万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象者に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、住民一人あたり 10 万円の給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

給付人数	給付世帯数	給付額
642,606 人	306,302 世帯	64,260,600,000 円

令和 3 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

（5・6 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和 3 年 11 月 19 日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和 3 年 11 月 26 日付内閣府からの通知「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」により、国の交付金である「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別給付金」の内容が示された。

上記閣議決定及び内閣府の通知を受けて、本市も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和 3 年 1 月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、10 万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数
①	住民税非課税世帯	令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯	59,552 世帯
②	家計急変世帯	予期せず令和 3 年 1 月から 12 月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	593 世帯

令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

（6・7・8 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和 3 年 11 月 19 日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和 3 年 11 月 26 日付内閣府からの通知「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」により、国の交付金である「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別給付金」の内容が示された。

上記閣議決定及び内閣府の通知を受けて、本市も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

世帯全員の令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和 4 年 1 月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、10 万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数
①	住民税非課税世帯	令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯	6,955 世帯
②	家計急変世帯	予期せず令和 4 年 1 月から 12 月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	193 世帯

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

（7・8 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

内閣に設置された「物価・賃金・生活総合対策本部」により、物価高騰などに対応するための対応が検討された結果、対応の一つとして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた対策として本給付金の実施を決定し、その後、これらの対応のために予備費を支出することが閣議決定された。

上記対策本部や閣議決定を受けて、本市も電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増で、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1 世帯当たり 5 万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、5 万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数	支給額計
①	住民税 非課税世帯	令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯	59,916 世帯	2,995,800,000 円
②	家計急変 世帯	予期せず令和 4 年 1 月から 12 月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	650 世帯	32,500,000 円

２．住居確保給付金等

住居確保給付事業

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法の規定に基づく制度で、新型コロナウイルス感染症流行前から実施していたが、従前は離職又は廃業により住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある者が対象であったところ、感染症の影響により営業自粛・休業する企業が増加したことを受け、令和２年４月 20 日付けで制度が改正され、本人の責めに帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮した者が新たに対象となり、申請者が急増した。

【実施内容】

住居確保給付金は、従前「保健と福祉の総合相談窓口　さーくる」で申請を受け付けていたが、申請数が急増したことから、令和２年４月 27 日に市直営の臨時窓口を開設し、対応することとした。その後予算を確保し、令和２年６月 30 日に臨時窓口の運営を委託に切り替えた。

申請数は徐々に減っていったことから、臨時窓口は令和４年度末をもって廃止した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により急増した給付金の申請に対応するため、まずは速やかに直営で臨時窓口を設置し、その後予算を確保して、委託に移行することで、支給が大きく遅れることなく、事務処理することができた。

一方、多くの申請に対応するため、国の通知に基づき、本来作成すべき支援プランを省いたことから、支給中・支給後の相談支援は行き届かない部分があった。

今回のような事態が発生した場合は、速やかに給付金を支給するために、今回と同様、臨時窓口の開設等早急に体制を強化する必要がある。また給付金の支給だけでなく、寄り添った相談支援も行えるように、相談員の増員を行えるようにすることが望ましい。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
当初支給決定件数	734 件	165 件	52 件
給付額	171,790,100 円	65,298,900 円	13,433,100 円

住宅ローン減税の適用要件弾力化

(6・7・8 波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るため地方税法の一部が改正されたことに伴い、住宅借入金等特別控除(以下:住宅ローン減税)の適用要件の弾力化を含む条例改正を行った。(令和 3 年 1 月 1 日施行)

具体的には、令和 2 年 12 月 31 日までに入居した場合に控除期間を 13 年とする住宅ローン減税の特例措置について、一定の要件を満す場合は、控除の適用期間を 1 年間延長し、令和 3 年 12 月 31 日までの入居をその対象とするものである。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年 12 月 31 日までに入居できない場合でも、一定の要件を満たしたうえで令和 3 年 12 月 31 日までに入居した場合は、特例措置の対象とした。

【成果・課題等】

上記措置について、市ホームページ及び広報紙等で市民等に周知したことで制度の適用に繋がった。

次の感染症発生時においても、国・県等からの通知、法改正等を基に、多くの方が制度を利用できるようその時代のニーズに合った方法で市民等に周知する。

【実績等】

	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	31 名	298 名

３．生活福祉資金

生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

（1・2・3・4・5・6・7 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

船橋市社会福祉協議会では、以前より千葉県社会福祉協議会の委託事業として、生活福祉資金貸付事務を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置が設けられ、令和 2 年 3 月より特例貸付を実施することとなった。

【実施内容】

生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

緊急小口資金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯へ上限 20 万円の貸付を行った。

総合支援資金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、単身世帯は上限月 15 万円、2 人以上世帯は上限月 20 万円の貸付を行った（貸付期間原則 3 か月以内）。また、令和 2 年 7 月に総合支援資金延長として 3 か月の追加、令和 3 年 2 月には総合支援資金再貸付として 3 か月の追加を行った。

【成果・課題等】

特例貸付開始当初より船橋市社会福祉協議会では、委託元の千葉県社会福祉協議会と連絡を密に取り合いながら対応を行った。また、窓口相談や電話相談、直接面談での申請書類の作成等を職員総出で相談室の増設をしながら対応をしたが、相談者多数のため迅速に対応しきれず、委託元から郵送での対応も可との通知がなされた後は、郵送での対応も行い、迅速に貸付が行われるように申請書類の確認等を行った。

同様の事案が発生した際は、相談者との直接面談を継続する状況であるならば、相談室や人員の確保等の相談対応の環境整備や貸付が行われなかった方々へのフォローが手薄となっていたことが課題となる。

【実績等】

コロナ特例貸付決定数及び決定金額（令和 2 年 3 月から令和 4 年 9 月まで）

相談件数　45,518 件

	緊急小口資金	総合支援賃金		
		初回	延長	再貸付
決定件数	5,112 件	3,083 件	1,018 件	1,577 件
決定金額	995,328,000 円	1,575,680,000 円	537,870,000 円	825,210,000 円

４．生活困窮者自立支援金等

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

（4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

国の通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとなり、本市も同事業を行うに至った。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行っていたが、新型コロナの影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在している。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給するもの

支給額（月額）　単身世帯 60,000 円、2 人世帯 80,000 円、3 人以上世帯 100,000 円

支給期間　3 か月間

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、数度の申請期限の延長や制度拡大、延長再支給があったため、未申請者への勧奨なども行った。臨時的に支給された「臨時福祉給付金」や「特別定額給付金」等については、支給管理システムを構築し、コールセンターや審査事務、窓口業務などを委託することが多かったが、自立支援金については、封筒印刷以外、すべて自前で行うこととした。

申請期限の延長などにより、兼務職員の配置が変則的になるなど職員配置に苦慮した。

【実績等】

支給実績

	令和 3 年度	令和 4 年度
支給件数	1,245 件	1,411 件
支給額計		199,540,000 円

低所得・子育て・若者単身世帯へおこめ券配布

（7・8 波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、物価高騰の影響による家計への負担軽減と生活の基盤となる食に対する支援として、市独自に「おこめ券」を配布した。

配布対象については、物価高騰で特に影響が大きいと思われる低所得者や、食べ盛りの子どもがいる子育て世帯、親元を離れ単身で頑張っている若い世代など幅広い世帯とした。

【実施内容】

令和 4 年 9 月 1 日時点で船橋市に住民登録があり、かつ、次のいずれかに該当する世帯へ、1 世帯当たり、おこめ券 10 枚セット（お米 10 kg相当）を送付した。

①住民税非課税等の世帯（令和 3 年度または 4 年度「非課税世帯等への臨時特別給付金」の支給対象世帯）

②令和 4 年度の住民税均等割のみ課税されている世帯

③18 歳以下の子どもがいる世帯：令和 4 年度の学齢が高校 3 年生相当以下の子どもがいる世帯が対象

（子どもの誕生日は、平成 16（2004）年 4 月 2 日～令和 4（2022）年 9 月 1 日）

④29 歳以下の単身世帯：令和 5 年 3 月 31 日時点で 29 歳以下の方が対象

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、物価高騰の影響が広く、急激に日常生活に及んでいることから、幅広い世帯を対象とし、迅速に支援できることを念頭に置き、幅広い世帯を対象として事業を実施した。

迅速に配布できるよう、対象者から申請等の手続きを必要としないものを検討し、事前案内を郵送の上、対象世帯へおこめ券を特定記録郵便にて郵送した。

本事業は、市の単独事業でありながら、市の約半数の世帯を対象に、実務開始から約 3 カ月で市販の商品券を配布するといった前例のない事業であり、税情報の取扱いやおこめ券の調達など対応に苦慮した点が多数あった。

今後同様の事業を実施する場合には、税情報や、契約事務に精通した人材確保が望まれる。

【実績等】

配布実績

対象世帯			配布世帯数
①	住民税非課税世帯等	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯（令和 3 年度及び令和 4 年度）	60,411 世帯 （③④を除く）
②	令和 4 年度均等割のみ課税世帯		4,655 世帯 （①③④を除く）
③	子育て世帯	令和 4 年度の学齢が高校 3 年生相当以下の子どもがいる世帯が対象	60,856 世帯
④	29 歳以下の単身世帯	令和 5 年 3 月 31 日時点で 29 歳以下の方が対象	27,269 世帯 （③を除く）
合計			153,191 世帯

５．子育て世帯への給付金及び支援（妊婦を含む）

妊娠している人へマスク配付

（1・2 波）

【課名等】

地域保健課

【経緯】

令和 2 年 4 月 8 日付厚労省通知【「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」における妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願いについて】の通知を受け実施した。

【実施内容】

令和 2 年 4 月 22 日以降に妊娠届出を行った妊婦に対しては母子手帳交付時にて、4 月 22 日以前に妊娠届出を行った妊婦に対しては郵送にてマスクを配布した。

【成果・課題等】

マスクの供給が足りず、購入することができない時期であったため、マスクを配布することで、手持ちがあまりない方にとっては安心につながったと考えられるが、来庁者や訪問等で妊婦(もしくは産後の母)が配布したマスクをしている姿は見かけることはなかったため、効果があったとは言い切れない。

【実績等】

延べ 5090 人の妊婦にマスクを配布した。

令和 2 年度子育て世帯臨時特別給付金

（1・2・3 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされ、国が令和 2 年度補正予算成立させた。「子育て世帯の方々に迅速に給付金をお届できるよう」児童手当（本則給付）の受給者に積極支給を行った。また、公務員については申請による支給を行った。

【実施内容】

令和 2 年 6 月 5 日付けで通知を発送、6 月 18 日までに拒否がない場合に、6 月 30 日に振り込んだ（積極支給)。その後、公務員対象で申請の受付開始、順次振込んだ。児童 1 人あたり 1 万円、対象児童は令和 2 年 4 月分の児童手当本則給付（特例給付でない）対象の児童で、受給者は児童手当受給者。なお、令和 2 年 3 月 31 日で対象児童でなくなった高校 1

年生相当年代も対象となった。

【成果・課題等】

○この給付金以降、児童手当の支給口座を、各種給付金の支給口座として使用するようになった。

○この給付金以降、積極支給またはプッシュ型という呼称で、申請不要で各種給付金を支給するようになった。

○この給付金以降、早い時期に支給することが求められるようになったが、この給付金については専決での予算成立であったため、他市とほぼ同時期での支給となった。5 月 1 日専決、6 月末第 1 回目支給。

○急ぎ実施すべき業務であったが、早い時期の応援があったので、おおむね順調に事業を実施できた。

○全国の市町村がほぼ同時期に通知を発送したため、印刷業者の確保に時間を要したが、国の示す期限に間に合った。

【実績等】

	対象児童数	延受給者数
一般受給者（一般＋施設）	69,357 人	43,290 人
公務員受給者	5,897 人	3,465 人
合計	75,254 人	46,755 人

合計支給額：752,540,000 円

令和 2 年度ひとり親世帯臨時特別給付金

（1・2・3 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

なお、基本給付については再支給を実施した。

【実施内容】

下記支給要件を満たし、0 歳から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで（一定の障害を持つ場合は 20 歳未満まで）の児童を養育するものに対し、1 世帯 5 万円、2 子目以降 1 人増えるごとに 3 万円を支給した。

＜対象者＞

①基本給付

(1)　令和２年６月分の児童扶養手当を受給される方

(2)　公的年金等を受給しており、令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

(3)　新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

②追加給付

(4)　(1)、(2)の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

【成果・課題等】

ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。

【実績等】

基本給付

支給要件	世帯数	支給額	再支給額	合計
① 児童扶養手当受給者	2,790 世帯	178,290,000 円	178,210,000 円	356,500,000 円
② 公的年金給付等受給者	211 世帯	13,580,000 円	13,580,000 円	27,160,000 円
③ 家計急変者	169 世帯	10,640,000 円	10,640,000 円	21,280,000 円
計	3,170 世帯	202,510,000 円	202,430,000 円	404,940,000 円

追加給付

支給要件	世帯数	支給額
④ ①,②の家計急変者	1,263 世帯	63,150,000 円

令和２年度準要保護世帯等臨時特別給付金

（1・2・3 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響による、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、準要保護世帯等（経済的に厳しい子育て世帯）に対し給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①～④）に対し、1 世帯 5 万円、第 2 子以降 1 人につき 3 万円を支給した。

＜対象者＞

①船橋市の就学援助制度の準要保護対象世帯（6 月に認定資格がある方）

②就学援助制度の対象者と同等の収入水準で 0 歳～高校生等のいる世帯（6 月中に住民基本台帳に記録されている方）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、就学援助制度の対象者と同水準になっている 0 歳～高校生等のいる世帯（申請時点で住民基本台帳に記録されている方）

④0 歳～高校生等のいる生活保護受給世帯（6 月分を受給している方）

【成果・課題等】

○ひとり親世帯臨時特別給付金の再給付発表に伴い、準要保護世帯等臨時特別給付金でも再給付を行った。

○ひとり親世帯臨時特別給付金と対象者が重複するケースが多く、誤支給を防ぐ確認作業に時間を要した。

【実績等】

支給要件	世帯数	支給額	再支給額	合計
①　準要保護対象世帯	896 世帯	80,860,000 円	80,730,000 円	161,590,000 円
②　①と同等の収入水準	774 世帯	57,360,000 円	56,800,000 円	114,160,000 円
③　家計急変世帯	609 世帯	45,900,000 円	45,850,000 円	91,750,000 円
④　生活保護受給世帯	102 世帯	9,090,000 円	9,090,000 円	18,180,000 円
計	2,381 世帯	193,210,000 円	192,470,000 円	385,680,000 円

出産前 PCR 検査・感染した妊婦へのケア支援

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域保健課

【経緯】

国より、新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業について通知があり、ウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査に対する実施体制を整えた。

【実施内容】

・ウイルスに感染した妊産婦で育児への不安感が強く、継続的な支援が必要な場合に助産師による訪問・電話での寄り添った支援を実施する。

・ウイルス感染に対し不安を抱える妊婦に、分娩前に PCR 検査を実施し、不安解消を図る（保健センターでの検査実施、償還払い）

【成果・課題等】

分娩前 PCR 検査については、症状が無くても検査を受けることができ、分娩前の感染に対する妊婦の不安が減少し、安心感に繋がった。また、償還払いにも対応したため、里帰り中など、市外の病院に通院する妊婦等に対しても費用の負担を減少させることができた。

寄り添い型支援については、サービスの利用まで繋がるケースはなかったが、常日頃より保健師等が育児に不安を抱える妊産婦に対してフォローを実施している。感染の有無に関わらず、妊産婦に対して寄り添いながら支援を行うことが重要である。

・寄り添い型支援・・・実績なし

・分娩前 PCR 検査（保健センター実施分）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
検査実施数	172 回	11 回	0 回	1 回

・分娩前 PCR 検査（償還払い）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
償還払い件数	9 回	8 回	14 回	3 回

令和 3 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

（4・5・6 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①②）に対し、対象児童 1 人あたり 5 万円を支給した。①は申請不要の積極支給、②は申請による支給。

①令和 3 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方

②①のほか、対象児童（令和 3 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の子（障害児については 20 歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方※令和 3 年 4 月以降令和 4 年 2 月末までに生まれる新生児も対象

・令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方　　・家計急変者

【成果・課題等】

○申請不要の積極支給を行ったことは受給者にとって良かった。

○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。
○申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。
○積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
6,238 人	311,900,000 円

令和３年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

（4・5・6 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①～③）に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

＜対象者＞

①令和３年４月分児童扶養手当受給者の方
②公的年金等を受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
③令和３年４月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【成果・課題等】

○給付金のご案内を全戸配布したことについて、対象とならない方からご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
4,518 人	225,900,000 円

令和 3 年度子育て世帯臨時特別給付金

（5・6 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」令和 3 年 11 月 19 日閣議決定 ）において、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者(中略）に 1 人当たり 10 万円相当の給付を行う。具体的には、子供 1 人当たり 5 万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、（中略）児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。」とされた。10 万円相当の給付のうち、上記の 5 万円（先行給付）の残りの 5 万円相当（追加給付）については、当初はクーポンでの給付とされていたが、後に急遽現金でかつ先行給付と同時に支給してもよいとされた。

基準日より後に離婚等で現に児童を養育しているにも関わらず給付金を受け取っていない児童手当受給者に対して、支援給付金として、支給することとされた。

なお、令和 4 年 3 月 31 日までに出生した児童も対象であったことから、令和 4 年度に一部繰越を行った。

【実施内容】

下記対象者に児童 1 人あたり 10 万円を支給した。

＜対象者＞

① 令和 3 年 9 月分の児童手当を受給された方（特例給付の受給者は除く）

② 令和 3 年 9 月分の児童手当の受給対象ではない、令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月に出生した新生児の児童手当受給者、または、基準日時点で高校生相当年齢の児童を養育している方も対象（いずれも特例給付相当の所得者は除く）

③ 基準日時点では婚姻していたが、その後、離婚等により受給要件が備わった、かつ配偶者から給付金を受領等していない方。その他これらに準ずる方。

【成果・課題等】

○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくことになった。

○国の方針が変わる、または決まらないなど、市区町村の方針の決定に時間を要した。

○DV 被害者や、基準日以降の離婚等の児童手当受給者への支給の対処が後から決まった。

○対象とならない方から、支給要件に対して多くご意見を頂戴した。

○児童手当と同様の所得制限があり所得超過の場合、給付金は受給できなかった。このことについてご意見を多く頂戴した。

【実績等】

	支給対象児童数	金額
中学生以下	72,558 人	1 人当たり 100,000 円
高校生等	12,335 人	
支援給付金	74 人	
合計	84,967 人	8,496,557,074 円

（繰越分）

支給対象児童数	支給額合計（1 人当たり 100,000 円）
247 人	2,470,000 円

令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

（6・7・8 波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給世帯等以外の住民税非課税相当の子育て世帯に対し、対象児童 1 人につき 5 万円の特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①②）に対し、対象児童 1 人あたり 5 万円を支給した。①は積極支給、②は申請による支給。

①令和 4 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である方

②①のほか、令和 4 年 4 月分から令和 5 年 3 月分までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当受給者又は、令和 4 年 3 月 31 日時点で平成 16 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に出生した子の養育者であって、以下のいずれかに該当する方

※ 令和 4 年 4 月以降令和 5 年 2 月末までに生まれる新生児も対象

・令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

【成果・課題等】

○申請不要の積極支給を行ったことは受給者にとって良かった。

○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明

ができるまでお待ちいただくこととなった。
○申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。
○積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給総額
6,217 人	310,850,000 円

令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

（6・7・8 波）

【課名等】
子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】
下記対象者（①～③）に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。
＜対象者＞
① 令和４年４月分児童扶養手当受給者の方
② 公的年金等を受給していることにより、令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方　※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
③ 令和４年４月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【成果・課題等】
○申請不要の積極支給を行った受給者にとって良かった。
○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。
○申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。
○積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
4,114 人	205,700,000 円

６．保険料・保育料・手数料・税金減免関係

船橋市認可外保育施設利用料減免補助金

（1・5・6 波）

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国の緊急事態宣言を受け認可外保育施設利用者に登園自粛を要請し、登園自粛に係る認可外保育施設の利用料の補助を行うこととなった。

【実施内容】

認可外保育施設の利用者を対象に、新型コロナウイルス感染症に伴って登園自粛した分の利用料を日割りで補助する。

【成果・課題等】

①令和２年４月～6 月、②令和３年８月～9 月、③令和４年１月～3 月の３回にわたって、児童・家族の感染、濃厚接触、登園自粛、休園など様々なパターンに対して、登園しなかった期間の確認を行い、日数に応じた利用料の補助を行った。

国の緊急事態宣言は令和２年４月７日だったが、認可外保育施設にまで登園自粛を要請するのか、補助制度を創設するとしたらどのような仕組みとするのか等の検討に時間を要し、実際に認可外保育施設及び利用者への通知は令和２年５月７日となった。

【実績等】

＜減免額＞

	令和２年度	令和３年度
減免金額	15,055,880 円	4,960,865 円

保育料の減免

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国の通知及び子ども・子育て支援法施行規則第 58 条が改正されたことを受け、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合に係る保育料の減免に関する要綱の制定を行い、保育料の減免を行うこととなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため児童が感染、濃厚接触となり登園できなかった日及び市からの要請により保育所が休園となった日等の保育料を減免する。

【成果・課題等】

令和２年３月から令和５年３月まで、児童・家族の感染、濃厚接触、登園自粛、休園など様々なパターンに対して、登園しなかった期間の確認を行い、日数に応じた減免手続きを行った。

迅速に減免を行い、還付を行うよう努めたが、休園日数の確認や還付先の確認などに時間を要したため、次の感染症発生時に同じような対応をすべきことになった際には事務フローを明確にし、減免から還付までの手続きをスムーズに行える仕組みとなるよう留意する。

＜減免＞

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
減免金額	9,931,280 円	300,277,200 円	225,446,160 円	37,778,130 円

証明書発行手数料の免除（戸籍住民課）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

戸籍住民課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を検討した際に、他市において市民や市内事業者が融資や貸付を受ける際に必要となる住民票等の証明書発行手数料を無料にする取組事例があったことから、緊急対策パッケージの一環として開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市民や市内事業者が融資や貸付等を受ける際に必要となる住民票等の証明書の発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

各融資・貸付事業を利用するために多くの方に証明書の取得をいただいたところである。新型コロナウイルス感染症が令和５年度に第５類に引き下げられた後でも、手数料免除としている対象事業が継続しているものがあることから、免除の終期については各事業の動向を踏まえ対応していきたい。

課題としては、接触の機会の低減を図るのであれば、各種証明書をコンビニ交付で取得することが適当であるが、コンビニ交付の場合有料となるため、無料交付のために窓口への来庁が必要となることが挙げられる。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
免除件数	8,518 件	3,123 件	3,064 件	548 件
免除金額	2,573,400 円	947,700 円	929,400 円	166,800 円

各種申請に係る証明手数料の免除（税務課）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

税務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を検討した際に、市民や市内事業者が融資や貸付を受ける際に必要となる住民票等の証明書発行手数料を無料にする取組事例が他市においてあったことから、緊急対策パッケージの一環として開始した。

【実施内容】

市民や事業者が新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等の申請をする場合に必要となる各種証明書を窓口及び郵送で申請した際に、発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

成果：新型コロナウイルス感染症の影響で日常生活の維持が困難となった市民及び事業者への一助となった。

課題：新たな制度や貸付制度等の申請が開始されるたびに、対象の手続きとして認めるべきかの判断が生じた。

手数料が免除となる対象の手続きを限定的または全般的など、あらかじめ範囲を決めておくことで各窓口での混乱は避けられると考える。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
免除件数	3,517 件	1,482 件	3,598 件	793 件
免除金額	1,055,100 円	444,600 円	1,079,400 円	237,900 円

納付証明書の証明手数料の免除

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和 2 年 4 月 24 日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

船橋市手数料条例

＜手数料の免除＞第 10 条第 2 項

市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を免除することができる。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に伴う各種緊急対策の申請に係る証明書の発行手数料を免除した。

【成果・課題等】

必要な方に必要な免除ができた。

今後は、市に申請するものは、証明書不要にした方が窓口申請のための来庁もなくなり、感染対策にもなると考えるが、市としての統一見解が必要であるため、まとめて置いた方がよい。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
免除件数	35 件	9 件	12 件	0 件
金額(1 件あたり 300 円)	10,500 円	2,700 円	3,600 円	0 円

後期高齢者医療保険料納付証明書手数料の免除

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和２年４月 24 日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、後期高齢者医療保険料納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に伴う各種緊急対策の申請に係る証明書の発行手数料を免除した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、証明書の発行手数料の免除を実施することができた。

次回同様の事態発生時にあたっては、関係課と協議し、可能な限り迅速な対応を行えるよう努める。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
免除件数	3 件	3 件	2 件	0 件
金額(1 件あたり 300 円)	900 円	900 円	600 円	0 円

介護保険料納付証明書の手数料の免除

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和 2 年 4 月 24 日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、介護保険料納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納付者が融資や貸付等を受ける際に必要となる納付証明書の発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

無料化の終期については他制度の動向を踏まえ対応していきたい。

【実績等】

該当なし。

65 歳以上の介護保険料の減免

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

介護保険課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者を対象に保険料の免除等を行うこととなり、同月 9 日付で厚生労働省老健局介護保険計画課から減免の基準等が示され、同年 6 月に要綱（船橋市介護保険料徴収猶予及び減免取扱基準）を改正し実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合か、事業収入等の減少が見込まれた場合（詳細条件あり）に介護保険料を減免した。

【成果・課題等】

国が設計および財政支援した減免制度であり、基本的には国内各保険者で同様の制度が運用された。また、国民健康保険等でも同様の措置が取られ、当市でも横の連携を取りながら申請者対応を行った。特に令和 2 年度当時の経済活動の減速は著しいものがあり、小売・飲食・タクシー・製造・不動産等、幅広い業種の従事者から申請があり、時宜にかなった制度であったと言える。実施最終年度の 4 年度までに実績が著しく減少したのも、その役目を終えたものとして理解できる。

【実績等】

実施年度	対象年度	決定件数 （件）	減免額 （円）
令和２年度	令和元年	292	2,854,720
	令和２年	322	17,941,510
令和３年度	令和３年度	217	10,197,640
令和４年度	令和４年度	56	3,048,740

国民健康保険料減免・徴収猶予

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

国保年金課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響の対応に伴い、国から各保険者に対して保険料の徴収猶予制度の周知も含め適切に運営するよう通知があり、これを受けて、「取扱要領」を制定し、ホームページ等で公開して徴収猶予制度の概要の広報を図った。（令和 2 年 6 月 1 日）

また、保険料の減免について、国から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免の申請受付を開始した。保険料減免の財政措置は令和 2 年度分までとされていたが、その後、令和 3 年度相当分及び令和 4 年度相当分の保険料についても財政措置の基準が示されたことから（令和 3 年 3 月 12 日付、令和 4 年 3 月 14 日付）継続実施した。本減免制度は財政措置の終了と共に令和 4 年度相当分の保険料を以って終了した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯には保険料の全部を免除し、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯には保険料の一部を減免した。また、徴収猶予については、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により主たる生計維持者の収入が前年と比較し減収すると見込まれた場合について、納期限から最長 6 か月後の末日までを猶予した。

【成果・課題等】

国の通知に沿って、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減ってしまった方たちに減免や徴収猶予をする事ができたが、窓口申請は、国保年金課のみとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請とした。そのことにより、申請に伴う必要書類の有無の確認や内容審査に時間が必要となり減免決定通知書の送付に時間がかかった。

今後の実施にあたっては、人員や優先順位、申請方法について検討が必要。

【実績等】

＜減免＞各年度 3 月 31 日時点

令和 2 年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	549 件	19,324,030 円
令和 2 年度	685 件	114,795,650 円
合計	1,234 件	134,119,680 円

令和 3 年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和 2 年度	118 件	3,942,810 円
令和 3 年度	459 件	62,480,230 円
合計	577 件	66,423,040 円

令和 4 年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和 3 年度	0 件	0 円
令和 4 年度	135 件	18,946,280 円
合計	135 件	18,946,280 円

＜徴収猶予＞

相当年度	決定件数	猶予額
令和 2 年度	35 件	7,115,320 円
令和 3 年度	6 件	720,940 円
令和 4 年度	6 件	2,133,290 円
合計	47 件	9,969,550 円

後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に伴い、国から後期高齢者医療制度の保険者

である各都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）あてに、保険料の徴収猶予及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に関する通知があった。

これを受けた千葉県広域連合が取扱要綱を制定し、千葉県内各市町村の後期高齢者医療担当課が申請窓口となり実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯は、同一世帯に属する被保険者の保険料の全部を免除した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は、同一世帯に属する被保険者の保険料の一部または全部を免除した。

保険料減免の財政措置は、令和元年度相当分及び令和２年度相当分までとされていたが、その後、令和３年度相当分及び令和４年度相当分についても財政措置の基準が示されたことから継続実施した。

本減免制度は令和４年度相当分を最後に、令和５年12月８日を以て受付終了とした。

徴収猶予については、収入が減少するなどの事情により、保険料の納付が一時的に困難と認められる場合、６か月以内の期間に限り徴収を猶予することとした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険料の減免を実施することができた。

要綱、取扱基準等の制定ならびに減免決定の判断は広域連合が行うものだが、申請受付にあたり、収入の減少または減少が見込まれることがわかる書類等の提出が必要であり、必要書類の有無の確認等に時間を要した。

次回同様の事態発生時にあたっては、担当内での早急な意識共有化により、決められた人員で可能な限り迅速な対応を行えるよう努める。

【実績等】

＜減免＞

令和２年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	51件	565,700円
令和２年度	60件	4,756,200円
合計	111件	5,321,900円

令和３年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	24 件	299,000 円
令和２年度	25 件	2,168,900 円
令和３年度	44 件	2,801,800 円
合計	93 件	5,269,700 円

令和４年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	2 件	10,300 円
令和２年度	2 件	132,900 円
令和３年度	15 件	1,479,100 円
令和４年度	36 件	2,792,100 円
合計	55 件	4,414,400 円

令和５年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和４年度	2 件	22,700 円
合計	2 件	22,700 円

＜徴収猶予＞

実績なし

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除・納付猶予及び学生納付特例

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和２年４月 23 日付、厚生労働省年金局事業管理課長より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続きについて」通知があり、これをうけて令和２年５月１日から令和２年２月以降の免除申請受付を開始した。

周知方法としては日本年金機構及び市のホームページ、広報に掲載し、免除申請の受付期限は随時延長され、令和４年度分までの申請が可能となっている。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減収したこと及び令和２年２月以降の所得等の状況から見て当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方を対象に実施。（対象期間は令和２年２月から令和４年度分だが、申請日から２年１か月遡りができる為、現在（令和６年３月時点）も継続中）

【成果・課題等】

国民年金事務は国からの法定受託事務であり、受付したものすべてを船橋年金事務所へ進達し、日本年金機構にて審査している。通常の免除申請の所得基準は前年所得だが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例では、前年の最も少なかった月の所得を基準とした計算方法の為、通常であれば却下の対象者が全額免除の承認結果を得ることが可能となった。

国民年金保険料の免除申請は２年１か月遡ることが出来るため、現在（令和６年３月時点）も令和４年度分までは受け付けているが、通常の免除申請書に加えて「簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）の記入も必要な為、受付に時間がかかってしまう。

令和４年５月からは通常の免除の電子申請が開始されており、次回以降は「簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）」についても、電子申請が可能になると申請側は便利になり、受付側も事務負担軽減にもつながる為、船橋年金事務所を通じて日本年金機構へ申し入れていきたい。

【実績等】

船橋市の窓口で受付した件数【令和５年３月31日時点】

	令和元年度分	令和２年度分	令和３年度分	令和４年度分
免除猶予	391件	666件	439件	203件
学生納付特例	15件	39件	48件	17件

※審査及び承認事務は日本年金機構が行っており、正確な件数及び免除額は市では把握していない。

副食費実費徴収金の減免

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

保育運営課（旧 公立保育園管理課）

【経緯】

国の通知を受け、緊急事態宣言発令期間や濃厚接触者等に該当し保育所等を欠席した場合、保育料が日割り計算されることに合わせて、公立保育園で徴収している副食費実費徴収金についても日割り計算にて対応することとした。

【実施内容】

公立保育園の副食費実費徴収金（月額 4,500 円）について、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者、臨時休園やクラス閉鎖、緊急事態宣言の発令による登園自粛等における欠席期間について、日割り計算にて徴収を行った。

【成果・課題等】

陽性者や濃厚接触者等、登園出来ない日数に応じて徴収を行わない対応については、保護者にとって有益であったと感じている。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、登園自粛を促す上で、有効かつ必要であったと感じている。

次の感染症発生時においても、同様の対応が求められることが考えられるため、マニュアルを作成する等し、円滑に業務を行いたい。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	6,247 件	7,343 件	2,857 件
減免金額	18,094,250 円	8,820,630 円	3,401,100 円

※件数は、月ごとに 1 件として計上（毎月徴収を行っているため、園児 1 名に対し年間最大 12 件）

軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減措置の延長

（2・3・4・5 波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

令和元年 10 月 1 日以降、自動車取得税が廃止され環境性能割が導入された際、消費税率引き上げに伴う臨時的特例措置として、令和元年 10 月から令和 2 年 9 月末までに購入された軽自動車につき、税率 1%分を軽減する制度が設けられた。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、自動車需要を支える観点（令和 2 年度）や自動車産業の厳しい状況下を踏まえた、自動車取得時等にかかるユーザー負担の大幅な軽減（令和 3 年度）等の理由から税制改正により二度の延長が行われ、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものが対象とされた。

【実施内容】

期間中に取得した軽自動車に対して適用する環境性能割の税率を 1%軽減する。

【成果・課題等】

本来 1 年間の臨時的特例措置であった制度が、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長された期間内での取得であれば適用することができた。

次の感染症発生時においても、国等からの通知、法改正等を基に適切に対応していく。

【実績等】

	令和２年度 （令和２年10月～令和３年１月分）	令和３年度 （令和３年２月～12月分）	計
軽減金額 （延長分）	7,208,900円	15,917,400円	23,126,300円

固定資産税等における令和３年度の土地に係る特別な据置き措置及び固定資産税等における令和４年度の商業地に係る上昇幅を半分に抑制する特別な措置

（4・5・6・7・8波）

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、令和 3 年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度（令和２年度）の税額に据え置く特別な措置を講じることとした。

また、令和４年度税制改正においても、景気回復に万全を期すため、令和４年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を 2.5%（通常の半分）に抑制する措置を講じることとした。

それらのことにより、地方税法が改正されたため、船橋市市税条例及び船橋市都市計画税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例等の改正後、令和 3 年度は、固定資産税の税額が上昇する全ての土地について、前年度（令和２年度）の額に据え置く措置を実施し、令和４年度は、商業地に係る固定資産税等の税額の上昇幅を 2.5%に抑制した。（通常は 5.0%）

【実施内容】

・令和 3 年度　固定資産税等の税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を実施した。
・令和 4 年度　商業地に係る固定資産税等の上昇幅を通常の半分である 2.5%に抑制した。（通常は 5.0%）

【成果・課題等】

上記の土地の特別な措置について、令和３年度及び令和４年度の各年度に、４月にホームページを制作し、納税通知書に同封している『固定資産税・都市計画税のお知らせ』に制度の内容を掲載して 4 月上旬に納税通知書とともに納税義務者に対して通知する等して、制度の周知を行った。

なお、令和３年度、令和４年度の各年度とも、固定資産税等の納税通知書を通知する４月

前に十分な課税計算テストを実施。地方税法の改正内容に対応することができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正及び納税義務者に対する制度の周知を行えるように留意したい。

【実績等】

地価上昇等より据置き対象額

	令和 3 年度
固定資産税	約 3.9 億円
都市計画税	約 1.0 億円

商業地に係る抑制対象額

	令和 4 年度
固定資産税	約 1.6 億円
都市計画税	約 0.4 億円

イベントの中止等によるチケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除

（6・7・8 波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

地方税法の一部改正に伴い市税条例の改正を行った。令和 2 年 4 月 8 日千葉県より「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）について（通知）」の送付があり、適切に対応するよう通知があった。これを受け、条例改正（新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、その払戻請求権を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに放棄した場合、「寄附金税額控除」の対象とする特例を創設）を行った。（令和 3 年 1 月 1 日施行）

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、その払戻請求権を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに放棄した場合、「寄附金税額控除」の対象とした。

【成果・課題等】

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇（寄附金控除）を受けられる制度について、市ホームページ及び広報等で市民等に周知した。

次の感染症発生時においても、国・県等からの通知、法改正等を基に、多くの方が制度を利用できるようその時代のニーズに合った方法で市民等に周知する。

７．傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（国民健康保険）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

国保年金課

【経緯】

国内の感染拡大を防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとして、国民健康保険に加入している被用者について、国より傷病手当金の支給を検討するよう通知があった。同時に傷病手当金を支給した場合の財政措置の基準が示されたことから支給を行うこととなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給。

①対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、令和２年１月１日から令和５年５月７日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

②支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長 1 年 6 か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

③支給額

（直近の継続した３月間の給与収入の額の合計額÷就労日数）×2／3×支給対象日数

【成果・課題等】

窓口申請は国保年金課のみとし、郵送での申請可としたが、申請に伴う書類に勤務先事業所の詳細な証明が必要であり、書類の確認や内容審査に多くの時間が必要となった。また、支給額計算から通知作成まですべて手作業なこともあり、申請から支給決定まで約 2 か月と時間がかかった。

今後の実施にあたっては、人員や優先順位、申請方法について検討が必要。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	11 件	55 件	280 件	35 件
支給額	760,425 円	2,593,381 円	9,911,001 円	1,077,416 円

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（後期高齢者医療制度）

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

国保年金課

【経緯】

国内の感染拡大を防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとして、後期高齢者医療制度に加入している被用者について、国より傷病手当金の支給を検討するよう通知があった。それを受け、千葉県後期高齢者医療広域連合が支給を行うこととした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、後期高齢者医療制度に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給。

① 対象者

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、令和２年１月１日から令和５年５月７日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

②支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長１年６か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

③支給額

（直近の継続した３月間の給与収入の額の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症に感染した等により労務に服することができず給与収入が減少してしまった被保険者に対し、生活の補助となる手当金を支給することができた。

申請に伴う書類に勤務先事業所の詳細な証明が必要であり、書類の確認等に多くの時間が必要となったことから、今後の実施にあたっては、人員や業務手順、案内について検討が必要。

なお、実際の実施判断は千葉県後期高齢者医療広域連合において行う。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	1件	6件	15件	2件
支給額	92,040円	522,896円	570,633円	31,894円

８．各種相談窓口

SNS 相談@船橋

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

地域保健課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業、休業、住居喪失等の自殺リスク要因を受ける世代（10 代学生、20～50 歳代の働き世代）若年層及び働き世代を支援対象として開始した。

そのような世代の日常的なコミュニケーションツールは SNS であり、対面や電話での相談が苦手な人でも SNS であると相談のハードルが下がり、相談しやすくなることが期待される。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で各種相談窓口が縮小している状況下で、3 密を避け実施可能な SNS 相談の役割は大きく、また、電話が止められてしまった人が公共の WIFI 環境等を活用して無料相談ができるなどのメリットもある。

【実施内容】

相談者の抱える様々な不安や悩み、希死念慮に合わせた相談を実施し、適切な相談窓口の紹介や具体的な対応方法の提供を行う。

【成果・課題等】

令和 2 年 7 月から開始し、現在まで友だち登録者は増えており、相談件数についても概ね 2,000 件前後で推移し、新型コロナウイルス感染症の流行に関わらず、現在も SNS 相談を利用している方はいる。

令和 5 年 11 月末時点の年齢別の利用者人数を確認すると、最も多いのは 50 歳代となっており、次いで 40 歳代、30 歳代、20 歳未満、20 歳代となっている。このことから、当初の目的である新型コロナウイルス感染症により自殺リスク要因を受ける世代のフォローアップができていると考える。

アンケート結果からは、「とにかく誰かに相談したかった」「ＳＮＳなら相談できると思った」といったような SNS を活用した相談窓口ならではの利用しやすさがよいといった意見が多かった。

課題としては、まだ SNS を活用した相談事業は歴史が浅く、相談体制やルール等も委託業者によっては様々であり、事業の形が確立されていないことがあげられる。何か問題が発生した際は委託会社と協議しながら対応していく必要があると考える。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談成立件数	1,776 件	2,255 件	1,934 件
決算額	14,674,000 円	16,538,000 円	12,647,000 円

※決算額は千円未満切り上げ

９．納税・徴収の猶予

軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて

（1・4・6・8波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

軽自動車の保有関係手続は軽自動車検査協会が窓口となっているが、軽自動車税の賦課期日が４月１日のため、廃車等の手続きが年度末に集中している。感染症拡大防止の観点から、窓口での申請手続が集中する傾向を回避するため、令和２年３月に総務省から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて」により、課税上の取扱いに係る留意事項が示された。これにより、手続きが４月以降であっても３月中に事由が発生したものとみなし課税処理を行った。

【実施内容】

３月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15 日以内に所定の手続きがなされたものについて、提出された書類等に基づき課税処理を行った。

【成果・課題等】

県や軽自動車検査協会から提供される書類等が当市に届く時期が当初課税処理後のため、課税取消処理や、納税通知書発送委託業者へ該当の納税通知書引抜処理を依頼する。課税取消処理が漏れてしまうと、誤って納税通知書を送付してしまうことに繋がってしまうため、書類等の確認漏れや取消処理後に入力のダブルチェックなどが必須である。

感染症発生時には、今後も窓口混雑緩和のため、本件のような通知が示されることが有り得るため、国の動向に注視する。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初課税処理後に課税取り消しを行った件数	25 件	31 件	40 件	45 件

新型コロナウイルスの影響による場合の猶予制度の適用

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

債権管理課

【経緯】

「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて」（令和２年４月30日付総税企第64号総務省自治税務局企画課長通知）にて、令和２年４月30日に地方税

法等を改正し、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について創設された旨の通知があり、感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を始めた。

※対象期別：令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日までの間に納期限が到来する地方税（令和 2 年 9 月 4 日に対象期別の期日が令和 3 年 1 月 31 日から令和 3 年 2 月 1 日に改正されている。）

また、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和 3 年 1 月 15 日付総税企第 11 号自治税務局長通知）にて、上記の特例が終了後も感染症の影響により引き続き納税が困難な方に対して、従来の猶予制度である徴収の猶予（地方税法第 15 条）及び換価の猶予（地方税法第 15 条の 5 及び同法第 15 条の 6）の対象となることについて積極的に説明するなど柔軟かつ適切な対応が求められることについて通知された。

【実施内容】

徴収猶予の特例の猶予期間内は、リーフレットや市ホームページ、広報、デジタルサイネージ等で周知徹底し、申請者の置かれた事情を配慮し特例の猶予を適用するなど柔軟な対応を行った。

また、創設された対象期別の特例が終了後も、感染法上の位置づけが「2 類相当」から「5 類相当」に移行する日（令和 5 年 5 月 8 日）まで、本市ではコロナの影響による場合の徴収猶予に係る適用要件を定め、柔軟かつ適切な対応を行った。

【成果・課題等】

令和 2 年 4 月 7 日に千葉県 1 回目の緊急事態宣言を受け、課内会議を行い給与・預金差押え中止の方針を決めるなど、情勢に応じて課としての取組方針について適宜打ち合わせを行い、速やかに職員に周知・共有していたため、令和 2 年 4 月 30 日付総務省通知についても、徴収猶予の特例等について迅速に案内を行うことができた。

また、次の感染症発生時に備えて、課内の OJT 研修などを通して猶予制度等について職員の理解をもっと深めていきたい。

【実績等】

猶予許可実績比較

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
猶予許可件数	2,048 件	292 件	67 件
猶予許可金額（延滞金除く）	554,095,942 円	46,200,864 円	24,713,389 円

※集計基準等の差異によって、必ずしも他の媒体の集計値と一致しない可能性がある。

下水道使用料の納付が困難な方々に対する支払いの猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、下水道使用料の支払い猶予及び延滞金の減免について検討を行った。

【実施内容】

当初は、申請をする事で令和 2 年 3 月～11 月賦課分の下水道使用料について令和 2 年 12 月 31 日まで支払いを猶予し、猶予したことにより発生する延滞金の減免を行った。
その後、感染症について収束がみられない事から、当分の間、支払いの猶予及び延滞金減免を継続する事とし、対象月は令和 2 年 3 月賦課分以降、支払い猶予期間は申請より 6 か月の間とした。

【成果・課題等】

当初は制度の適用期間を見通すことが困難であったため、令和 2 年 12 月 31 日までの期間を考えていたが、感染症の収束が見込めないことから、実施期間を延長したことで、申請者数が増えたため一定の成果があったと考える。

次の感染症発生時においても下水道使用料の支払いが困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であると考えるが、現在、下水道使用料は千葉県企業局が徴収しており、千葉県水給水区域の下水道使用者については上水道料金と合わせて徴収している事から、千葉県企業局の上水道料金の対応も踏まえて制度を運用することが必要である。

また、猶予期間終了後も引き続き支払いが困難な方々がいるため、猶予期間については状況を見ながらの検討が必要であると考える。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	21 件	31 件	5 件	1 件

下水道事業受益者負担金の納付が困難な方々に対する徴収の猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、下

水道事業受益者負担金の徴収猶予について検討を行った。

【実施内容】

施行規則の負担金徴収猶予基準に基づき、申請をする事で令和 2 年度支払分より徴収を 1 年間猶予した。

【成果・課題等】

下水道事業受益者負担金については、新たに下水道が供用開始になった地域の方に一度だけ賦課されるものであるため、対象件数は少ないが、次の感染症発生時においても支払いが困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であると考える。

次の感染症発生時においては発生時期によって、制度の適用時期等を検討する必要がある。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	2 件	1 件	0 件	0 件

水洗便所化改造工事資金貸付金の償還が困難な方々に対する徴収の猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、船橋市水洗便所化改造工事資金貸付金の徴収猶予について検討を行った。

【実施内容】

船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第 13 条第 1 項の災害その他やむを得ない事由の 1 つとして認め、償還方法を変更（=徴収猶予）できるものとした。

船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第 13 条第 2 項に規定される水洗便所化改造工事資金貸付金償還方法変更申請書で申請受付を行った。

【成果・課題等】

水洗便所化改造工事資金貸付金は、下水道法・船橋市下水道条例で定められた 3 年以内の公共下水道接続義務において、下水道工事資金を一度に全額支払うことが難しい方を対象に、費用の一部について、貸付を行うもの。

対象件数は少ないが、次の感染症発生時においても償還が困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であると考える。

次の感染症発生時においては、発生時期によって制度の適用時期等を検討する必要がある。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	1 件	0 件	0 件	0 件

１０．在宅生活に対する取組

電子書籍サービス事業

（3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

西図書館

【経緯】

指定管理者の自主事業として開始を予定していた電子書籍サービスであったが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、利用者が図書館に来館せずに提供を受けられる電子書籍サービスに対するニーズが一層高まった。

このことから、当初提供を予定していたビジネス系新聞・雑誌記事等に加え、語学や料理などの実用書、児童書などのコンテンツを加え、電子書籍の充実を図る必要性が生じた。

【実施内容】

令和２年 11 月、当初提供予定だったコンテンツに加えて 2,130 点のコンテンツ使用契約を締結、令和３年１月 15 日から、指定管理者の自主事業として電子書籍サービスを開始した(以降、現在まで継続)。

【成果・課題等】

利用者が図書館に来館せずとも、インターネットを通じて“いつでも”“どこでも”検索・貸出・返却・閲覧が可能な電子書籍を利用できるようなったことで、利用者の利便性が向上し、接触機会を減らし感染リスクの低減に繋げることができた。

また、令和３年６月から電子書籍サービスの利用登録の Web 申込みを開始することで、図書館資料利用券を発行済の方であれば来館せずに登録・利用が可能になり、更に利便性が向上した。電子書籍サービスは新型コロナウイルス感染症収束後も継続実施しており、次の感染症発生時にも感染リスクを低減しつつ、市民の生涯学習に寄与することが期待できる。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
新規登録者数	5,572 人	4,075 人	2,081 人
総登録者数	5,572 人	9,599 人	11,611 人
貸出点数	12,931 点	17,000 点	12,172 点
予約点数	4,866 点	4,124 点	2,095 点
コンテンツ数	9,916 点	11,269 点	11,737 点

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（特例法）の施行に伴う郵便投票の実施

（5・7・8 波）

【課名等】

選挙管理委員会事務局

【経緯】

投票は原則投票所に行かないと投票することができないが、身体に重度の障害がある者で一定の要件を満たすものについては、例外的に、郵便等により自宅で投票を行うことができるという規定が公職選挙法第 49 条で定められている。

しかし、新型コロナウイルスの感染により、宿泊施設や自宅で外出自粛要請を受けた者については、法第 49 条の対象外であるため、選挙期間中に自粛要請を受けている者は投票をすることが実質困難であった。その状況に鑑み、国が、自粛要請を受けている選挙人（特定患者等選挙人）に郵便等による投票方法を認める法律（特例法）を施行した。

この施行に伴い、全国の自治体で特例法による郵便投票を実施するに至った。

【実施内容】

特定患者等選挙人であることが確認され、その自粛期間が選挙期間にかかると見込まれる者から投票用紙の請求があった場合、特例法に基づき、郵便等による投票を実施した。

【成果・課題等】

特定患者等選挙人であることの確認に時間を要することが懸念されていたが、事前に保健所本部及び宿泊療養施設等と調整し、選挙事務の円滑化に努めた。取組期間内に 4 つの選挙が執行されたが、請求のあった全ての選挙人に対し、投票用紙を交付することが出来た。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行により、今後執行される選挙において当該特例法が適用されることは無いが、新たな感染症の拡大等により、特例法が施行された場合は保健所等関係機関と密な連携を図り、滞りなく選挙事務を遂行する。

【実績等】

特例郵便等投票者数

令和 3 年衆議	令和 4 年参議	令和 5 年県議	令和 5 年市議
5 件	16 件	2 件	1 件

１１．その他

医療的ケア児等に対する衛生用品の配布

（1 波）

【課名等】

保健総務課・障害福祉課・療育支援課

【経緯】

令和２年３月 13 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から「医療的ケアを必要とする児童のご家庭への手指消毒用エタノールジェル及び容器の送付について」という通知があり、医療的ケア児においては、基礎疾患や様々な合併症により感染しやすいこと、また重症化する傾向にあることから適切に感染予防に取り組む必要があるため、各種衛生用品が入手しにくい状況を踏まえ、政府において保有している在庫を活用し、各都道府県から医療的ケア児がいる家庭に配布するように指示があった。

【実施内容】

国や県から配布のあったエタノールジェルやマスク、市の備蓄の消毒用エタノールについて、医療的ケア児等のいる家庭に配布した。

※医療的ケア児等…在宅で生活している医療的なケアが必要な障害児者や重症心身障害児者

【成果・課題等】

配布する当時は各課が把握している医療的ケア児等の情報を集約しておらず、対象者の抽出に時間がかかってしまった。今後このような医療的ケア児等への優先的な供給があった際にスムーズに対応できるようにするため、事前に医療的ケア児等の情報を集約しておくことが必要と考えられる。

また、医療的ケア児等の中でも消毒用エタノールやマスクの配布を優先すべき医療的ケア内容の順番を事前に検討しておくことで、限られた物資を有効的に活用できると考えられる。

【実績等】

	人数	マスク （県提供）	手指消毒用エタノール （市備蓄）
保健総務課 （旧 地域保健課）	52 人 （難病 22・小慢 30）	1 人当たり 25 枚	1 人当たり 1 本 （カネパス 500ｍｌ）
障害福祉課	9 人	1 人当たり 25 枚	1 人当たり 1 本 （カネパス 500ｍｌ）
療育支援課	3 人	1 人当たり 25 枚	1 人当たり 1 本 （カネパス 500ｍｌ）

※医療的ケア児等のうち人工呼吸器 40 名に対し消毒用エタノールジェルも同時配布

新型コロナウイルス感染症発生に伴う定期予防接種の期間延長の取り扱いについて

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

健康づくり課

【経緯】

厚生労働省健康局健康課からの通知（「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」）を受けて開始

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期に定期接種を受けることができなかったものについて、本来の接種期限を超過していても定期接種を受けることが出来ることとした。

【成果・課題等】

予防接種法の規定による定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及び蔓延を防止する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種時期を定めて実施している。

特に乳児の予防接種を延期すると感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、基本的には定期予防接種のスケジュールに沿って接種を受ける必要がある。

しかし、今後新たな感染症が発生した時に、予防接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等は、規定の期限までに予防接種を受けられなかった方に対する配慮が必要になってくると考える。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
接種件数	260 件	445 件	233 件	238 件	1,176 件

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の市営住宅の一時使用

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

住宅政策課

【経緯】

令和２年４月７日付け、国住備第10号により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対する公営住宅の目的外使用について対応するよう国から通知があり、検討を行った。

【実施内容】

解雇・雇止めにより、住居の退去を余儀なくされる者に対し、一定期間における一時的な居住の場を確保するため、市営住宅の一時使用を許可する。

【成果・課題等】

国からの通知の後、ただちに要綱を整備し市営住宅の一時的な供給についての準備をすることができた。

一時使用期間中（6 か月）に仕事が見つけられず、期間の更新（追加で 6 か月）となる入居者がいたため、次の感染症発生時には、福祉部局とも連携し、対象者の今後の生活についても留意していく必要がある。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
使用許可件数	０件	２件	１件	０件

新型コロナウイルス感染症拡大の中で頑張る方々に対する応援メッセージの募集

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

政策企画課

【経緯】

感染拡大の防止に向けた取り組みが長期間にわたりつつある状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症拡大の中で頑張る方々に感謝や応援の気持ちを伝え、力づけるため、応援メッセージの募集を開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症対策に最前線で尽力している医療・福祉に従事する方々や公衆衛生の維持に携わる方々、外出や営業の自粛を余儀なくされている方々、小・中学校などの臨時休業により不安を抱えた子どもたちなど、新型コロナウイルスの様々な影響を受けている方々に対する応援メッセージを募集し、いただいたメッセージは随時市ホームページや広報ふなばし等により広く公表した。また、市ホームページにおけるメッセージの公表開始について、医療・福祉施設や市内事業者等に対して周知を行った。

【成果・課題等】

開始年度は多くのメッセージをいただいたものの、感染症対応が長引くにつれ件数が減少した。また、新たにいただいたメッセージは、随時ホームページに追加していたものの、対象の方が閲覧しなければメッセージを届けることが出来ていない状況であった。感謝や応援をしている方が多くいるということを伝えることが重要であると考えるため、次の感染症発生時に実施する場合には、継続的に募集することよりも、対象の方々へ応援や感謝の気持ちをより伝わりやすくするということに重点を置き、例えば期間を区切った上で募集し、より効果的な方法で届けることを検討すべきと考える。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
応援メッセージ受付件数	367 件	34 件	5 件

コロナに負けるな！ふなばしキャッシュレス！最大 20%戻ってくるキャンペーン

（5 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策による時短営業や外出自粛等の影響で、停滞している消費を活性化するとともに、生産性向上及び感染対策のため、地方創生臨時交付金を活用して事業を実施することとした。

【実施内容】

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元することにより、消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市内事業者を支援するとともに、キャッシュレス決済を普及させ、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図った。公募型プロポーザルにより PayPay 株式会社を選定、令和 3 年 12 月 1 日～31 日で、決済金額の最大 20%をポイント還元（付与上限：3,000 円/回、15,000 円/期間）した。

【成果・課題等】

キャンペーン期間中においては、前月比で 500%を超える決済がされており、対象店舗では一定の経済効果があったと考えている。しかしながら、スマートフォンを持っていない方や操作が苦手な高齢者などは恩恵にあずかれないという意見もあった。

キャッシュレス決済などの非接触方式の決済手段は、感染症対策としても一定の効果があるとは思われるが、全世代への普及が進むには時間を要すると思われる。

【実績等】

期間中の決済額	ポイント還元総額	期間中の決済回数
8,671,675,551 円	1,545,272,377 円	3,324,084 回

女性のためのより添い支援サロン

（5・6・7・8波）

【課名等】

市民協働課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性や、より添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性がいる。

そうした女性に対し、ＮＰＯ等の知見や能力を活用して、居場所づくりを行い、別途行っている生き方相談業務などより添った支援につなげることを目的として事業を開始した。

【実施内容】

令和３年12月から、女性を対象に交流会「ゆるっとサロン」を定期的に開催した。
令和４年４月から、「ゆるっとサロン」のほか、女性を対象に交流会「交流サロン」を定期的に開催した。

「ゆるっとサロン」は、職場や人間関係など、毎回テーマを決めて、子育て・家庭・仕事についてお互い話をする。

「交流サロン」は、ぬり絵や折り紙をして楽しく時間を過ごす。

会場は男女共同参画センターを使用した。

【成果・課題等】

参加者アンケートでは「非常に良かった」「良かった」と答えた方が多く好評であり、参加者の居場所づくりとして効果があった。また、交流会の中で相談事業の周知を行っており、より添った支援につなげられたと考える。

次の感染症発生時においても、不安を抱える女性や支援が必要な女性の居場所づくりが必要と考えられることから同様の事業の実施を検討する。実施にあたっては、実施団体と協議するとともに感染症流行の状況に留意する。

【実績等】

ゆるっとサロン開催実績

	令和３年度	令和４年度
参加者数	11名	20名
開催数	4回	6回

交流サロン開催実績

	令和４年度
参加者数	14名
開催数	6回

第５節　事業者向け支援策

１．支援策

事業者向け臨時相談窓口（中小企業診断士、社会保険労務士、家賃支援給付金）

（1・2 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症関連の補助金として、国や県、市の各種助成制度が用意されたが、制度が難解かつ申請書類の作成が煩雑であり、市内事業者が制度を活用できるよう相談業務を行った。

【実施内容】

中小企業診断士による相談では、各種助成金に係る制度の説明や申請書類作成時のポイント等対面相談を行い、アドバイスをするとともに、資金繰り等の相談についても対応した。

社会保険労務士による相談では、雇用調整助成金等に係る申請の援助及び、感染症の拡大防止に係る雇用の諸問題に対し、相談に応じた。

家賃支援給付金等新たな助成制度が始まった際には、中小企業診断士による相談事業を再び行った。

【成果・課題等】

相談時業を行うことで市内事業者の不安解消や各種助成金の申請の後押しができた。

次の感染症発生時においても、相談事業は必要と思われるが、期間や頻度、開催場所については精査が必要と思われる。

【実績等】

	相談件数
中小企業診断士による相談	53 件
社会保険労務士による相談	13 件
家賃支援給付金等臨時相談	18 件

テレワーク導入支援補助金

（1・2・3 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態が宣言された中で、新型コロナウイルス感染症拡大対策として在宅勤務等を可

能とするテレワークの導入に取り組む市内中小企業者への費用負担を支援するためテレワーク導入支援補助金を実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症拡大対策として、テレワーク環境を整備・強化し、テレワークを行った中小企業者に対し、導入費用の一部を補助。

《補助率》

対象経費の 3 分の 2 以内

《上限額》

40 万円

《補助対象経費》

パソコン、タブレット端末等のハードウェア（プリンター・スキャナー等の周辺機器を含む）、通信制御機器装置（ルーター、無線 LAN 機器等）、ソフトウェア、設置・設定費用、専門家委託経費、ソフトウェア・クラウドのサービス料、パソコン及びネットワーク保守費用

【成果・課題等】

緊急事態宣言下でテレワークの推進が呼びかけられる中で、コロナ禍における事業者の事業継続や感染症の拡大防止の一定の効果があったものと考える。また、当該補助金を利用した事業者からはテレワークを実施することで対面による感染リスクを回避することができたとの声を頂いた

【課題】

緊急事態宣言下のため 4 月までの遡りを認め運用を行った。また、国等の補助金申請が複雑なことから、本市においては申請の簡略化を図り、計画申請を省略し、実績に基づいた交付申請とした。そのため補助対象とならない物品等の申請も多くあり、書類の訂正等に多くの時間を費やした。

【実績等】

	令和 2 年度
交付件数	382 件
執行額	95,240,000 円

テナント賃料助成金(令和 2 年 4～6 月分)

(1・2・3 波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少し、事業の継続が困難になっている事業者が多数いる中で、事業継続を支援することを目的として、固定費である賃料を助

成することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少により、事業継続が困難となっている事業者を支援するため、一事業者につき最大 30 万円（月額家賃の 2/3、一月あたり 10 万円を上限とする）の賃料を助成した。対象月は令和 2 年 4 月から 6 月。受付期間は令和 2 年 4 月 27 日から令和 3 年 3 月 15 日。

【成果・課題等】

事業継続が困難となり、収入が減少した事業者に対して固定費である賃料を支援したことは、一定の助成効果があったものと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大 12 人工（当課 4 人工、他課兼務職員 2 人工、緊急雇用会計年度任用職員 6 人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	3,888 事業者
総交付額	886,692,000 円

産後ケア事業を委託している医療機関への資材品の配布

（1・2・5 波）

【課名等】

地域保健課

【経緯】

令和 2 年 4 月 10 日付厚労省通知【「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 3 弾－」に係る産後ケアを実施する施設に対する財政措置について】及び、令和 2 年 5 月 13 日付【「令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和 2 年度補正予算分）の発出について】の通知を受けて実施した。

【実施内容】

産後ケアを委託している事業者に対し、希望を確認の上、感染拡大防止対策を行うための資材を配布した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症流行下において、里帰り出産予定であった方が里帰りできな

くなり、協力を得られる予定だった妊婦も孤立してしまう状況になった。不安を抱えた妊婦（特に初産婦）にとって、産後ケア事業を利用できることは安心感につながり、帰宅してからの育児に自信をもつきっかけになった。退院直後でなければ産後ケアの利用ができない時期はあったが、新型コロナウイルスが病棟で流行しているため産後ケアの受け入れを中止した施設はなかったため、医療資材の配布は効果的だったと考えられる。

令和２年４月、令和２年10月、令和３年11月に産後ケアを委託している事業者に対し、産後ケア事業を行う上で必要な感染拡大防止対策に係る資材の希望状況について確認し、医療資材（マスク・手袋・消毒用アルコール・フェイスシールド等）を配布した。

生活困窮者支援活動団体補助金

（1・2・3・4・5・6波）

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

国は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和４年４月26日に閣議決定を行い、令和４年度予備費を利用して、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金のうち、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」のメニューに、新たに「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備」を追加し、各自治体が行う支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援に活用できるようになった。

同メニューは、令和５年度も継続することとなった。

【実施内容】

本市では、国の制度拡充を受け、令和４年第３回定例会において補正予算を計上し、「船橋市新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する生活困窮者支援活動団体補助金」を創設して、コロナ禍における物価高騰の影響による支援ニーズの高まりにより、事業量の増加が認められる民間団体へ補助金を交付した。

同補助金は、令和４年度限りの実施予定だったが、国の補助メニューが令和５年度も継続することとなったことから、令和５年第２回定例会で再度補正予算計上して、令和５年度も実施することとなった。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する生活困窮者支援活動団体補助金は、子ども食堂やフードバンクなど食料支援活動を行っている団体等、コロナ禍における物価高騰の影響により利用者が増加した生活困窮者支援団体を支援することに寄与した。

また補助金の交付に併せ、生活困窮者支援等官民連携プラットフォーム（船橋市、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」、船橋市社会福祉協議会、ハローワーク船橋、民生児童委

員協議会、食料支援団体、（令和 5 年度から）船橋商工会議所で構成される会議体）を設置し、生活困窮者の状況について情報共有や支援体制の協議を行うことができた。

次の感染症発生時においても、生活困窮者が急増することは想定され、民間団体と適切に連携して支援を行っていく必要があることから、平時より連携体制を整えておくことが必要であり、プラットフォームは、継続して実施していく予定である。

【実績等】

	令和 4 年度
交付団体数	8 団体
金額	1,767,000 円

新型コロナウイルス感染症による事業所税の申告等に係る期限の延長について

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁より「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な納税義務者の為に、個別の申告期限延長の手続等についての取りまとめがあり、令和 2 年 4 月 21 日付で総務省自治税務局企画課から、千葉県を通じて通知を受けた。その中で「国税における取扱いを踏まえ、申告期限等の延長について事前の申請書等の提出を不要とするなど、柔軟に対応されるようご配慮願います。」という記載があった。

通知の内容を受け、国税に準じた対応で 4 月 22 日より当取組みを開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、やむを得ない理由により事業所税の申告・納付等が期限内に行えない場合には、次のいずれかの手続きにより期限の延長を行うこととする。その際、申告期限及び納付期限は原則申告書の提出日とした。

(1)申告書等の提出時、所管の税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付する。

(2)申告書等の余白等に「新型コロナウイルス申告・納付期限延長申請」と入力。

【成果・課題等】

国からの通知が起点となっており、基本的には全国共通の対応であったため、法人とのやり取りで苦慮することはあまりなかった。

延滞金等の関係で他課にも影響を与えるため、申請状況はエクセル等で他課にも共有し、各課システムへの登録を適切に行うことが必要となる。

申請者側にとって恩恵の大きい制度に感じるため、今後も同様の取組を行う際には、各法人へのしっかりとした周知が大切になると考える。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
申請件数	32 件	16 件	3 件	0 件

新型コロナウイルス感染症による法人市民税の申告等に係る期限の延長について

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁より「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な納税義務者の為に、個別の申告期限延長の手続等についての取りまとめがあり、令和２年４月 21 日付で総務省自治税務局企画課から、千葉県を通じて通知を受けた。その中で「国税における取扱いを踏まえ、申告期限等の延長について事前の申請書等の提出を不要とするなど、柔軟に対応されるようご配慮願います。」という記載があった。

通知の内容を受け、国税に準じた対応で４月 22 日より当取組みを開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、やむを得ない理由により法人市民税の申告・納付等が期限内に行えない場合には、次のいずれかの手続きにより期限の延長を行うこととする。その際、申告期限及び納付期限は原則申告書の提出日とした。

(1)申告書等の提出時、所管の税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付する。

(2)申告書等の余白等に「新型コロナウイルス申告・納付期限延長申請」と入力。

【成果・課題等】

国からの通知が起点となっており、基本的には全国共通の対応であったため、法人とのやり取りで苦慮することはあまりなかった。

延滞金等の関係で他課にも影響を与えるため、申請状況はエクセル等で他課にも共有し、各課システムへの登録を適切に行うことが必要となる。

申請者側にとって恩恵の大きい制度に感じるため、今後も同様の取組を行う際には、各法人へのしっかりとした周知が大切になると考える。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	918 件	337 件	270 件	33 件

セーフティネット（4 号・5 号・危機関連）保証認定

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号～同項 6 号までの規定に基づき、「特定中小企業者」の認定書の発行が可能となったことから申請者に対して認定書を発行した。

【実施内容】

市内事業者より申請及び疎明資料を受領し要件を満たした事業者に対し、認定書を交付した。

危機関連保証は令和 3 年 12 月 31 日で受付終了。

【成果・課題等】

「特定中小企業者」の認定により、通常の保証限度額とは別枠で保証されるセーフティネット保証制度を利用できることになるため、中小事業者への資金供給の円滑化を図ることができた。

また、市の独自施策として利子及び保証料補給の拡充も行い、市内中小事業者の資金繰りを支援した。

次の感染症発生時においても、迅速に認定書の発行が行えるよう留意する。

【実績等】

認定件数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
セーフティネット保証 4 号	2,860 件	414 件	353 件
セーフティネット保証 5 号	207 件	59 件	46 件
危機関連保証	810 件	60 件	0 件

マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）に係る利子補給

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

上記融資において、国の特別利子補給制度が適用されない事業者に対し、市で利子補給してほしいと商工会議所より要望があり、利子補給の拡充を行った。

【実施内容】

日本政策金融公庫にてマル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）を受けた事業者のうち、国の特別利子補給制度の対象とならない事業者に対し、利子の全額補給を行った。

【成果・課題等】

国の特別利子補給制度の対象とならない事業者へ支援することにより、資金繰りの円滑化を図れた。

今回のマル経融資に関しては、3 年後に金利が変更される融資であり、令和 5 年度時に煩雑な制度になってしまったため、次の感染症発生時には、将来の事務を見据えた制度設計の必要がある。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象件数	0 件	1 件	12 件

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号による特定中小企業者対策資金を受けた場合、3 年以内の借り入れに限り、利子及び信用保証料の全額補給

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症により市内中小事業者は事業経営に大きな影響を受けており、資金繰り支援の必要性が生じた。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号による特定中小企業者対策資金を受けた場合、3 年以内の借り入れに限り、利子及び信用保証料の全額補給を行った。

なお、利子補給においては令和 3 年度より融資利率を引き下げたことによって特定中小企業者対策資金の 5 年以内の借り入れに対し全額が補給対象となった。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症により事業経営に大きな影響を受けている市内中小事業者を

支援するため上記の取り組みを行った。

市が利子と信用保証料の両方を全額支援する例は、県内初となり、国が発表した同様の支援策が日本政策金融公庫に限られるのに対し、日頃から取引のある金融機関より最大 2,000 万円まで実質的な負担ゼロで借り入れることが可能となった。

なお、この経営支援策は、国が行った新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弾－の中にある「中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援」と併用することもでき、市内中小事業者の資金繰りを支援した。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象件数	418 件	482 件	595 件

船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金

（2 波）

【課名等】

地方卸売市場総務課

【経緯】

卸売市場の機能を維持し、食品流通を持続させるため、マスク・消毒液等の感染症対策に要する費用の支援が必要と判断し、「船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金」の給付を実施した。

【実施内容】

船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金を給付した。

給付対象事業者：卸売業者、仲卸業者、関連事業者

給付額：従事者数一人当たり 15,000 円（上限：一事業者当たり 120 万円）

【成果・課題等】

給付金の創設と伴に、場内業者へマスクの着用及び消毒の徹底を呼び掛け、場内の衛生管理の向上に繋げた。給付金の申請に不慣れな事業者が多いため、特設窓口を設置し、総務課職員による申請のサポートを行った。また、未申請者へ申請を促すアナウンスを行い、対象事業者の内、9 割以上が当給付金を活用した。次の感染症発生時においても、場内事業者のニーズに応じ、必要な支援を迅速に行えるよう、今回の給付の流れを活用して行きたい。

【実績等】

申請期間	令和 2 年 8 月 25 日～10 月 31 日
申請事業者	120 事業者
対象従業員	1,032 人
給付金額	15,480,000 円

「＃食べよう船橋」キャンペーン

（2 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営状態が悪化している市内飲食店を支援するため、市内飲食店の利用を促すキャンペーンを実施する。

【実施内容】

外出を控えている方でも利用しやすいテイクアウト・出前に対応している飲食店等を募り、市ホームページ等で紹介した。

また、ＳＮＳで店舗には一押しメニューを、市民には食べた感想等を、それぞれハッシュタグ「＃食べよう船橋」を付けて投稿してもらい、周知を図った。

【成果・課題等】

SNS などを活用した取り組みは、新聞にも取り上げてもらうなど反響もあり、消費者が外出を控えていたコロナ禍において、飲食店等への支援として一定の効果を上げたと考えている。

また、登録した飲食店を用いて、「タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）」を実施するなど、他の事業を実施する際にも活用することができた。

本事業は予算を要しなかった事業であり、感染症の流行など予算化段階では予想し難い状況であっても、素早く実施することができた。

【実績等】

登録店舗数	233 店舗

タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）

（2 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策のため外出を控えることで、飲食店の利用が少なくなっており、この傾向が持続することが見込まれたため、飲食店の利用促進を図るとともに、配送には有償貨物運送の許可を受けたタクシーを活用し、飲食店、タクシー事業者が「新しい生活様式」に伴う人々の行動変化に対応するための支援とも位置付ける事業として実施することとした。

【実施内容】

飲食店の利用促進とタクシー事業者の事業継続支援のため、「＃食べよう船橋」に登録し

た飲食店がタクシーを利用した宅配を実施する場合に、市がタクシー事業者に対し配達に必要な備品購入費と、1 回の配送につき 3 キロメートル以内は 1,000 円、3 キロメートルを超えた場合は 1,000 円を加算（9 月から実施）し、2,000 円の補助を行った。

【成果・課題等】

3 か月間で約 800 件の利用があり、1 日平均 9 件の計算になる。

感染拡大の影響を大きく受ける飲食店とタクシー事業者、また外出せずに済む利用者と 3 者にメリットのある事業であるが、Uber Eats や出前館などデリバリーサービスがコロナ前に比べ浸透しているため、別の感染症発生時に同事業を行う必要性についてはあらためて検討が必要となる。

【実績等】

参加飲食店舗数	90 店舗
助成したタクシー事業者数	8 事業者
配送利用件数	794 件

千葉県よろず支援拠点による市町村出張相談

（2 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

千葉県にて設置しているよろず支援拠点の各専門家による市町村への出張相談

【実施内容】

各種助成金の申請に関する助言や、事業に関する広報の仕方等、幅広いニーズに対して相談の場を設けた。

【成果・課題等】

事業に関する幅広いニーズに対し、相談の機会を設けられたことで、事業の継続を支援できた。

次の感染症発生時にも相談窓口の整備の必要は考えられるが、期間や場所等精査が必要と思われる。

【実績等】

相談件数	7 件

キャッシュレス決済導入促進補助金

（2・3 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

キャッシュレスの導入は、インバウンド対策や、店舗の生産性向上につながるだけでなく、消費者との接触機会を減らすことから、新型コロナウイルス感染症対策としても有効である。一方で、決済手数料が発生することから、キャッシュレスを導入しないといった声も聞かれることから、キャッシュレス新規導入店舗に対し補助金を交付することにより、キャッシュレスの普及を図ることとした。

【実施内容】

市内店舗等へのキャッシュレス決済導入を促進させるため、公募により選定したキャッシュレス決済サービス「タイムズペイ」を、市内店舗が新たに導入した場合、初期導入費の無料化や一部決済ブランドの決済手数料率を優遇する支援を行った。

【成果・課題等】

キャッシュレス決済は、導入後も決済手数料がかかることから、導入を躊躇う事業もあり、想定よりは導入店舗数が伸びなかった。

しかしながら、昨今の自治体主導によるキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンなどにより、徐々にではあるが、キャッシュレス決済の普及が進んできていると考えている。

キャッシュレス決済などの非接触方式の決済手段は、感染症対策としても一定の効果があるとは思われるが、全世代への普及が進むには時間を要すると思われる。

【実績等】

キャッシュレス導入店舗数	56 店舗
補助総額	1,120,000 円

事業継続支援助成金

（2・3 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

国の持続化給付金の要件は「令和 2 年 1 月～12 月の間の各月の売上高減少率が前年同月比 50%以上」となっており、同年 1 月以降に開業した者は対象外となっていた。また、売上高減少率の要件をわずかに下回る事業者も困窮している状況は変わらないことから、制度改善を要望する声が多く上がっており、また、テナント事業者以外への支援を求める声も多かった。

このことから、市が制度の狭間にある事業者の事業継続を支援するため、持続化給付金の対象外となる事業者を対象に支援金を交付することとした。

なお、事業者の固定費の大きな割合を占めるのが賃料と人件費となっている中、すでに本市では、事業継続支援を目的に賃料を対象とした助成を行っていたため、今回は従業員数に応じた助成とした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の持続化給付金の給付対象とならない事業者（前年同月比の売上高減少率が、令和２年１月～12 月の間の各月とも 50%未満で、かつ令和２年１月～令和３年２月の間のいずれか一月が 20%以上）に対し助成金（最大 50 万円）を交付し、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援した。

【成果・課題等】

国の補助制度の狭間にある事業者を支援することにより、市独自の事業者支援として一定の効果があったと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大９人工（当課３人工、他課兼務職員２人工、緊急雇用会計年度任用職員４人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	839 事業者
総交付額	232,100,000 円

テナント賃料助成金（時短営業等協力分）

（3 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言の発令に伴い千葉県が要請した、時短営業や休業に協力した飲食店の事業継続を支援するため、県が支出する協力金に先んじて、市が独自に賃料を助成することとした。

【実施内容】

緊急事態宣言発令に伴う千葉県の時短営業・休業要請に協力した飲食店の事業継続を支

援するため、県協力金とは別に賃料（一店舗・一月につき最大 10 万円（月額家賃の 2/3、一事業者あたり 3 店舗分まで)）を助成した。対象月は令和 3 年 1 月から 2 月。受付期間は令和 3 年 1 月 20 日から 3 月 15 日まで。

【成果・課題等】

事業継続が困難となり、収入が減少した事業者に対して固定費である賃料を支援したことは、一定の助成効果があったものと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大 7 人工（常勤職員 3 人工、緊急雇用会計年度任用職員 4 人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	1,038 事業者
交付店舗数	1,172 店舗
総交付額	196,857,000 円

感染症 BCP 策定支援事業費補助金

（3 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス等の感染症発生時における市内中小企業者の経営の安定を図るため、感染症 BCP を策定又は改訂する際に要する経費補助を実施した。

【実施内容】

感染症が発生した際に事業者が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を迅速に図るため、感染症 BCP の策定・改定に要した費用を助成する。

《補助率》

対象経費の 3 分の 2

《補助上限額》

20 万円

《対象経費》

専門家の助言を受けるためのコンサルタント・アドバイザー等に支払った費用、

内部研修の実施に係る講師派遣等の費用、外部研修への参加費用

【成果・課題等】

中小企業者の BCP 策定が進んでいない中で、当該補助金の活用があり BCP の策定に繋がった。活用した事業者からは、感染症 BCP 策定により、緊急事態の際に速やかに対応ができ、最小限のダメージで抑えることができる。また、顧客や取引先からの信用の維持・向上に繋がるとの声を頂いた。

2 件以上の相談はなかった。補助金以前に BCP の必要性を訴えかける啓発をおこなっていくことが必要と考える。

【実績等】

	令和 2 年度
交付件数	2 件
執行額	400,000 円

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

（3・4・5・6 波）

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとした。

そのことにより、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に施行されたため、船橋市市税条例及び船橋市都市計画税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例等の改正後は、前年と比較して売上高が一定以上減少している中小事業者等について、令和 3 年 1 月から軽減に関する申告書の受理及び申告内容の審査を行い、軽減対象となる者に対して令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税の軽減を実施した。

【実施内容】

厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税を、売上高の減少幅に応じて 0 または 1／2 の軽減を実施した。

【成果・課題等】

上記の軽減制度について、納税者に対して周知を図る必要があったため、令和 2 年 9 月 1 日号の『広報ふなばし』に制度に関する記事を掲載。また、ホームページは 11 月上旬に制作、12 月上旬には償却資産の申告の手引きに制度の内容を掲載して納税義務者に送付する

等して、軽減制度に関する十分な周知を行った。

また、中小企業庁と連絡を密に行って制度の理解を深めるとともに、軽減の申告書受理に向けた課内の協力体制を整えたことにより、令和 3 年度の固定資産税・都市計画税の課税前に申告書の受理及び申告内容の審査を終えることができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正、納税義務者に対する制度の周知及び制度運用に向けた体制作りを行えるように留意したい。

【実績等】

固定資産税

	令和 3 年度
適用件数	1,277 件
軽減税額	402,571,000 円

都市計画税

	令和 3 年度
適用件数	546 件
軽減税額	48,347,000 円

飲食店（キッチンカー）支援事業

（4・5 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛による休業や営業時間の短縮のほか、外出を控える方が増えたことに伴う来客数の減少など、苦しい状況にあった飲食業を営む事業者や飲食店に食材を納入する農業生産者等を支援する取り組みが必要となった。

【実施内容】

市内で飲食業を営む事業者飲食店と食材を納入する農業生産者等を支援することを目的として、販売機会を創出するため、市役所本庁舎内の敷地を活用してキッチンカー等によるマーケットを開催した。運営は、「 ふなばし朝市 」「 FUNAterrace フナテラス」 等のイベントでキッチンカーを活用した実績のある船橋市観光協会が担い、市有地使用料を同協会が負担することで出店者へは無償で場所を提供した。

【成果・課題等】

この事業は、アフターコロナの観光事業への展開や飲食業における業態変更の動きも視野に入れた実証実験を兼ねて実施し、飲食店などを支援することに加え、話題性や、新たなにぎわいの創出などを目的に実施し、好評をいただいた。

感染拡大を防ぐ観点からは、人だかりができてしまう状態は望ましくないが、事業者支援につなげるためにはそれなりの売上が必要であるため、多くの職員が働く本庁舎での開催とした。

【実績等】

実施期間：令和 3 年 3 月 8 日～3 月 26 日のうち、土日祝日を除く 15 日間

参加事業者数	9 事業者
売上合計	3,020,670 円

※1 日 3 事業者（店舗）が日替わりで出店

マーケット開催事業

（4・5 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛による休業や営業時間の短縮のほか、外出を控える方が増えたことに伴う来客数の減少など、苦しい状況にあった飲食業を営む事業者や飲食店に食材を納入する農業生産者等を支援する取り組みが必要となった。

【実施内容】

市内で飲食業を営む事業者飲食店と食材を納入する農業生産者等を支援することを目的として、販売機会を創出するため、市役所本庁舎内の敷地を活用してキッチンカー等によるマーケットを開催した。運営は、「 ふなばし朝市 」「 FUNAterrace フナテラス」 等のイベントでキッチンカーを活用した実績のある船橋市観光協会が担い、市有地使用料を同協会が負担することで出店者へは無償で場所を提供した。

【成果・課題等】

コロナ禍において飲食店などを支援することをはじめ、話題性や、新たなにぎわいの創出などを目的に実施し、好評をいただいた。

感染拡大を防ぐ観点からは、人だかりができてしまう状態は望ましくないが、事業者支援につなげるためにはそれなりの売上が必要であるため、多くの職員が働く本庁舎や保健福祉センターでの開催となった。

【実績等】

	イブニング マーケット	サンセット マーケット	イブニング マーケット in ウインター	飲食店等事業者 支援事業運営業務
開催 場所	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市保健福祉 センター1 階 ロビー
開催 日	R3.4.16～5.28 （開催日数:10 日）	R3.6.16～7.20 （開催日数:10 日）	R3.12.1～15 （開催日数：5 日）	R3.10.22～11.12 （開催日数 6 日）

船橋市新型コロナウイルス感染症対策公共交通不便地域解消事業運行維持奨励金

（4・5・6・7 波）

【課名等】

道路計画課

【経緯】

令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通不便地域解消事業の継続が困難となっているバス事業者より支援の要望を受けていた。

そのような中、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の情報があり、バスの事業者の支援等に活用できることがわかったことから、令和 2 年度から令和 4 年度まで(令和 2 年度 3 月（令和 3 年度へ繰越明許)・令和 3 年度 12 月・令和 4 年度 6 月の各補正予算)、公共交通不便地域解消事業として運行している各路線について、バス事業者に維持奨励金を交付した。

【実施内容】

＜支援目的＞

令和 2 年度：　コロナ禍における公共交通不便地域解消事業の維持
令和 3 年度：　コロナ禍における公共交通不便地域解消事業の維持
令和 4 年度：　コロナ禍及びエネルギー価格高騰にともなう公共交通不便地域解消事業の維持

＜申請受付期間＞

令和 2 年度：　令和 3 年 4 月～8 月
令和 3 年度：　令和 4 年 1 月～3 月
令和 4 年度：　令和 4 年 7 月～10 月

【成果・課題等】

公共交通不便地域解消事業を実施している路線バス事業者に補助金を交付することで、運行維持を図ることに寄与した。

次の感染症発生時においても、公共交通事業者への支援を行う際には国の補助金活用の検討が必要となるため、補助金や近隣自治体の状況等の情報収集を行うとともに、事業者の経営状況等の現状把握に努める。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
維持奨励金額	3,000,000 円	6,000,000 円	7,800,000 円

船橋市新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金（令和２年度は船橋市地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業支援金）

（4・5・6・7 波）

【課名等】

道路計画課

【経緯】

令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が困難となっているバス及びタクシー事業者より支援の要望を受けていた。

そのような中、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の情報があり、バス及びタクシーの事業者の支援等に活用できることがわかったことから、令和 2 年度から令和４年度まで(令和２年度３月（令和３年度へ繰越明許)・令和３年度 12 月・令和４年度６月の各補正予算)、公共交通の継続を図るためバス及びタクシー事業者に支援金を交付した。

【実施内容】

＜支援目的＞

令和２年度：　新型コロナウイルス感染症拡大防止
令和３年度：　新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援
令和４年度：　新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援及びエネルギー価格高騰対策

＜申請受付期間＞

令和２年度：　令和３年４月～8 月
令和３年度：　令和４年１月～3 月
令和４年度：　令和４年７月～10 月

【成果・課題等】

公共交通の担い手である路線バス及びタクシー事業者に補助金を交付することで、公共交通の継続に寄与した。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための設備投資や物資の購入等に要

した費用の補助だったが、領収書の写し等の提出が事業者に負担であった。令和 3 年度からは運行継続のための費用として、領収書の写しに代えて事業者が通常作成している運行実績書類の提出に改善した。これにより、事業者の事務負担を軽減することができた。

次の感染症発生時においても、公共交通事業者への支援を行う際には国の補助金活用の検討が必要となるため、補助金や近隣自治体の状況等の情報収集を行うとともに、事業者の経営状況等の現状把握に努める。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
バス路線数	45 路線	44 路線	44 路線
支援金額	9,000,000 円	13,200,000 円	17,160,000 円
タクシー台数	612 台	635 台	610 台
支援金額	18,355,256 円	31,750,000 円	39,650,000 円

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

（4・5・6・7・8 波）

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとした。

そのことにより、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に施行されたため、船橋市市税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例の改正後は、一定の新規設備投資を行った中小事業者等について、軽減に関する申告書の受理及び申告内容の審査を行い、軽減対象となる者に対して令和 4 年度以降の固定資産税の軽減を実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、軽減適用対象に一定の事業用家屋や構築物を追加して、既存の制度が拡充された。

【成果・課題等】

上記の軽減制度について、納税者に対して周知を図る必要があったため、令和 2 年 9 月 1 日号の『広報ふなばし』に制度に関する記事を掲載。また、ホームページは 11 月上旬に制作、12 月上旬には償却資産の申告の手引きに制度の内容を掲載して納税義務者に送付する等して、軽減制度に関する十分な周知を行った。

なお、この制度の令和4年度における適用件数は6件であったため、この制度に関する特別な体制作りをしなかったが、十分に申告書の受理及び申告内容の審査業務を終えることができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正、納税義務者に対する制度の周知及び制度運用に向けた体制作りを行えるように留意したい。

【実績等】

	令和3年度	令和4年度
適用件数	0件	6件
軽減税額	0円	1,562,000円

中小企業等月次支援金

（5・6波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

国の月次支援金の要件は「売上高減少率が前年または前々年同月比 50%以上」となっており、また、2019年以降に開業した者は対象外となっていた。要件に合致しない事業者も困窮している状況は変わらないことから、市が制度の狭間にある事業者の事業継続を支援するため、国の月次支援金の対象外となる事業者を対象に支援金を交付することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の月次支援金の給付対象とならない事業者（前年及び前々年同月比の売上高減少率が20%以上50%未満で、売上高減少額が5万円以上）に対し助成金を交付し、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援した。

給付対象月は、令和3年4～10月（当初は、4～6月分を対象として開始したが、国の月次支援金の対象期間の延長に合わせ、10月に7～9月分、11月に10月分を追加交付することとした）。助成額は一月あたり5万円（最大35万円）。受付期間は7月13日から2月28日まで。

【成果・課題等】

国の補助制度の狭間にある事業者を支援することにより、市独自の事業者支援として一定の効果があったと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	1,446 事業者
総交付額	227,650,000 円

貨物自動車運送事業者燃料費高騰対策助成金

（7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けた原油価格の高騰から千葉県トラック協会より「燃料費負担の軽減に資する補助金創設の要望」を受け、コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援した。

【実施内容】

コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付した。

《助成額》

対象車両の保有台数に応じて交付　※大型 13 万円　中型 7 万円　小型 4 万円　軽 1 万円

《上限額》

200 万円

【成果・課題等】

「燃料費負担の軽減に資する補助金」については令和 4 年 7 月の要望を皮切りに令和 5 年 4 月、令和 5 年 12 月と継続して要望を受けており、運送業における事業継続において効果があるものと考える。

【実績等】

	令和 4 年度
交付件数	281 件
執行額	237,600,000 円

船橋市物価高騰対策助成金（畜産業）

（7・8 波）

【課名等】

農水産課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大以降、各種統計調査による景況動向だけではなく市内畜

産農家を対象とした緊急聞き取り調査や関係機関などでの意見交換を通じて、市内畜産農家が置かれている課題を把握して、支援策として国や県の施策や動向を見極めながら新型コロナウイルス感染症拡大防止と畜産経営活動を両立させるため粗飼料の高騰分について支援を開始することとした。

新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を活用し事業を行った。

【実施内容】

穀物等の輸入原料価格高騰による飼料価格高騰の影響を緩和するため、令和 4 年度は畜産農家に対し乳牛 1 頭につき 5,000 円、採卵鶏 1 羽につき 62 円の支援金を交付したが、飼料価格が高騰し続けていることから、令和 5 年度更なる支援を実施した。乳牛 1 頭につき 30,000 円、採卵鶏 1 羽につき 1,130 円支援金を給付し、継続的な農業経営を支援した。

【成果・課題等】

コロナ禍における物価高騰対策として、飼料費高騰の影響を受けている畜産農家に対し畜産業の維持・継続の支援となった。

次の感染症発生時においても、各種統計データを参考にしながら、市内畜産農家の聞き取り調査・関係機関による意見交換などを迅速に行い、畜産業の衰退を避けるべく支援の取り組みを構築する。

【実績等】

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	頭羽数	支援金額	頭羽数	支援金額
乳牛	477 頭	2,385,000 円	421 頭	12,630,000 円
採卵鶏	6,002 羽	372,000 円	5,680 羽	6,418,000 円
合計額		2,757,000 円		19,048,000 円

事業再構築・設備投資促進補助金

（7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

コロナ禍での燃料費・物価高騰など、事業者を取り巻く環境が大きく変わる中、時代に即した事業再構築・設備投資を促進するため、事業者が国の補助制度を円滑に利用できるよう、専門家から申請支援を受けるための経費を補助することとした。

【実施内容】

事業者が国の 3 補助金（事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金）のいずれかを申請する際、専門家からの申請支援に係る経費の 1/2(上限 25 万円)を補助した。

【成果・課題等】

事業者が国の補助金を申請する際、複雑な資料の作成等があるため、専門家等から申請の支援を受けることがほとんどである。その際に係る経費を補助することで、事業者の負担を軽減することができた。

【実績等】

交付事業者数	4 事業者
総支給額	825,000 円
申請受付期間	R4.10.13～R5.3.24

船橋市物価高騰対策助成金（農業）

（7・8 波）

【課名等】

農水産課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大における肥料や資材などの価格高騰を受け、農業者の農業経営が圧迫されたことから、JA いちかわ及び JA ちば東葛並びに市内農業者から物価高騰対策に係る要望があった。

農業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を活用し事業を行った。

【実施内容】

市内の販売農家に対し、物価高騰分として令和 3 年分の肥料費の 35%、諸材料費の 30%を助成（各上限 200 万円）

【成果・課題等】

令和 4 年 10 月の事業開始から令和 4 年 12 月までの 3 か月間で概ねの助成金を交付することができ、迅速に農業者を支援することができた。なお、令和 5 年 7 月からも同様の支援を行っている。

次の感染症発生時においても、生産者が求める支援を迅速に実施できるような仕組みとなるよう留意する。

【実績等】

	令和 4 年度
申請件数	487 件
助成合計額	168,301,000 円

エネルギー料金高騰対策助成金

（8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

コロナ禍において、世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金等の上昇が日本経済社会に広範な影響を与えており、その影響を受けた市内事業者（一般枠）及び市として特に支援が必要な福祉事業者・市場事業者（特定枠）の負担を軽減し、事業継続を支援することを目的として助成を行うこととした。

【実施内容】

令和 4 年 4 月～9 月分の電気料・ガス料の利用総額に応じて助成金を交付した（最大 60 万円）。

【成果・課題等】

ロシアのウクライナ侵略等の世界情勢を背景にエネルギー価格の高騰が続いているコロナ禍以後においても、市ではエネルギー料金高騰対策として助成を継続している。電気料やガス料は事業を営む上で必ずかかる費用であるから、事業継続の一助となっているものと考えている。

交付対象事業者数・事務処理量が多いことから、申請受付から一次審査までの業務を委託（入札により東武トップツアーズを選定）し、最終審査及び支払い業務は直営で実施した。簡易事務の委託により事務負担が軽減し、本来の業務（現地調査、制度設計等）に時間を費やすことができると考える。

【実績等】

	交付事業者数	総支給額	申請受付期間
一般枠	1,594 事業者	474,000,000 円	R4.11.15～R5.3.24
特定枠	815 事業所	183,790,000 円	R4.11.15～R5.3.24

２．その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための、かかりまし経費や備品・消耗品等の購入費用の補助金（安全対策推進事業補助金、新型コロナウイルス感染防止事業費補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業　（緊急包括支援交付金分）補助金）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国が補正予算にて、新たな補助項目として保育所等に対する新型コロナウイルスの感染防止のために要したかかり増し経費や備品等購入費用に対する補助金を新設したことから、本市においても当該補助金を活用し、新たに要綱を制定のうえ補助金を支出することとした。

【実施内容】

国庫（県）補助金を活用し、保育所等（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を実施する施設を含む）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために発生したかかり増し経費（職員が時間外に消毒作業等を行ったことによる時間外手当等）や、マスクや消毒液などの購入費用を対象とした補助金を支出した。

＜国庫等補助金＞

・安全対策推進事業補助金

→保育対策総合支援事業費補助金（国 1／2）

・新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金

→子ども・子育て支援交付金（国 1／3）、子ども・子育て支援補助金（県 1／3）

・新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業　（緊急包括支援交付金分）補助金

→新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（国 10／10）

【成果・課題等】

各年度において、単年度で国が予算措置（いずれも補正予算）を行ったことから、本市においても前年度末に補正予算を措置し、全額翌年度への繰越し明許費とした。国の交付決定後に事業者へ案内していたことから、案内の送付が 12 月頃になることもあった。また、申請のほとんどが 3 月末に集中し、書類の不備も多かったことから、出納閉鎖期間中の事務量が増大した。令和 3 年度以降は他係も応援し課全体で対応したが、次回感染症発生時において同様の補助金交付を行う場合は、応援等の体制を含め、あらかじめ体制を整えておくことが必要と考える。

【実績等】

安全対策推進事業補助金

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
補助金額	14,806,000 円	32,369,000 円	61,251,000 円	65,064,000 円

新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
補助金額	7,777,000 円	5,786,000 円	38,629,000 円	39,391,000 円

緊急包括支援交付金　※令和２年度のみの実施

	令和２年度
交付金額	109,693,000 円

新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度・現場調査

（2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

感染を防ぐため、外出や飲食店等の利用を控える方が増えていた状況において、事業所等の感染対策を「見える化」することにより、市民等が安心して市内の店舗・事業所を利用できる環境を作ることを目的として登録制度を開始した。

当登録制度は、5 類移行に伴い廃止とした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいることを届け出た事業所を登録し、ステッカーやポスターを提供するとともに、市ホームページで周知した。これにより、市民の方々が安心して利用できるように、また従業員の方々が安心して働けるように支援した。

令和３年４月５日から５月 21 日にかけて一部の対象店舗を訪問し現場調査を行ったが、令和３年４月 21 日から県が県内全域の飲食店を対象とした見回り調査を実施したことから、市の現場調査は終了とした。

【成果・課題等】

ステッカーやポスターを掲示することにより、感染対策が施された店舗・事業所であることの周知につながり、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図った。

また、令和３年４月５日から５月 21 日にかけて、商工振興課と保健所の職員で一部の対象店舗（船橋駅・津田沼駅・西船橋駅周辺の登録飲食店（391 店））を訪問し、所定の感染防止対策が実施されていることを確認し、実施できていない場合は改善を依頼するなど、実効性のある感染拡大防止対策になるよう努めた。

本制度の実施後、千葉県が営業時間の短縮・酒類提供の制限を緩和する「確認店」「認証店」制度を実施し、類似制度が市・県にて重複する状況となった。県内全域で行われるような事業に関しては、市から県への要望や状況共有をしっかり行い、制度設計を行うべきと考える。

【実績等】

令和２年８月５日開始

登録事業者総数（令和３年３月31日時点）	1,977事業者
登録事業者総数（令和３年７月13日時点）	2,076事業者

（ステッカー）

（ポスター）

第６節　職員・組織・庁舎

１．職員体制（勤務体系含む）

新型コロナウイルス感染症対策保健所本部への応援職員の派遣

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 2 月より保健所の業務の縮小を図りながら、保健所内で対応していた。

しかし、感染の拡大に伴い、市民からの問い合わせへの対応、PCR 検査、陽性となった患者対応などの関連業務が増加し、保健所職員のみでは対応が困難となったため、他所属からの応援職員が必要な状況となった。

その後も、感染の波に合わせて業務量の増減が生じたことから、感染状況に応じた柔軟な対応が必要となった。

【実施内容】

職員体制については、感染状況に応じ、保健所本部職員の増員に加え、他所属からの応援職員の派遣についても継続して行った。

応援職員については、部ごとに応援職員数の割振りを行った上で、各部に人選を依頼し、職員を派遣した。

各部にて人選された応援職員については、保健所等の関係所属と情報共有を行い、システム権限の付与など支障が無く業務が行えるよう準備を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和 2 年 3 月から応援職員を保健所へ派遣することができた。また、感染者数の増減に合わせて応援職員を柔軟に派遣することができた。

一方で、感染者数が急増する中では、業務の効率化（業務委託や申請のデジタル化、労働者派遣の導入など）に取り組むのが遅れ、効率的な業務執行体制を確立するのに時間を要し、職員が疲弊するとともに、応援職員を派遣している所属にも負担が生じた。

このたびの応援職員の派遣の取組を踏まえ、今後はより効率的かつ迅速に応援職員を派遣することが可能となる。

【実績等】

最大応援人数：120 人工　　※宿泊療養施設への応援職員は含まない。

新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等療養施設への職員派遣

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

人事課

【経緯】

感染者数が増加し、医療機関等への入院調整が困難となってきたことから、軽症者等については、市で独自に借り上げた宿泊療養施設での療養を行うこととなり、施設の管理運営業務を実施するため、職員を派遣した。

【実施内容】

部ごとに応援職員数及び応援日の割振りを行った上で、各部に人選を依頼し、職員を派遣した。

各部にて人選された応援職員については、事前説明の実施や、保健所等の関係所属と情報共有を行い、システム権限の付与など支障が無く業務が行えるよう準備を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和２年４月から応援職員を宿泊療養施設へ派遣することができた。また、感染者数の増減に合わせて応援職員を柔軟に派遣することができた。（宿泊療養施設における主な業務は、現金管理等の事務、入所者の出退管理、緊急時対応など。）

新型コロナウイルス感染症に関する健康観察の徹底

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

人事課

【経緯】

感染の拡大により感染経路不明者が増大し、職員が感染するリスクが高まるなか、職員が感染した場合には、市民生活に必要不可欠な行政サービスの提供が困難になるなどのリスクがあった。

そのようなことから、職員に対する健康観察を実施し、体調不良者が職務に当たらないようにすることで、職員間での感染のリスクを低減し、職場における感染を未然に防ぐ必要があった。

【実施内容】

各所属において、毎日始業時等に、「健康観察簿」により職員が自身の健康状態を所属長に報告することとした。

なお、職員の感染が確認された場合には、感染例について、市ホームページ等により公表を行った。

地域子育て支援課で発生したクラスターに伴う他課職員の応援による体制確保

（5 波）

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

令和 3 年 7 月 31 日（土）～8 月 3 日（火）にかけて地域子育て支援課職員 12 名が新型コロナウイルス感染症に感染し、本課所属の全職員が出勤停止となった。これを受けて、地域子育て支援課で勤務経験がある他課職員へ応援を依頼し、8 月 4 日(水)～8 月 16 日(月)まで地域子育て支援課の執務室にて電話対応や窓口対応等を行った。

【実施内容】

応援職員による窓口対応・電話対応等の実施。

該当期間に無症状で体調に問題のなかった本課所属の 7 名について出勤停止期間は在宅勤務を行った。

（うち、2 名は土日も対応ができるような体制を整えた（放課後ルーム関係））

【成果・課題等】

課題

在宅勤務職員と応援職員の連絡が速やかに行えなかった状況は生じたが、連携して業務継続することができた。

生活支援課内で発生したクラスターに伴う他課職員の応援による体制確保

（6 波）

【課名等】

生活支援課

【経緯】

生活支援課（分庁舎）において、新型コロナウイルス感染者が多数発生し、令和 4 年 1 月 23 日に船橋市保健所より新型コロナウイルス感染者のクラスター発生と認定された。

これに伴い、船橋市保健所の指導に従い、同年 1 月 24 日より分庁舎の窓口を閉鎖したが、生活保護という性質上、業務を継続させる必要性があることから、保護の申請・相談や保護費の支給等を行うため、通常より規模を縮小した臨時窓口を市役所本庁舎等に開設した（1 月 24 日～1 月 28 日）。

生活支援課職員は、全員が濃厚接触者として認定されており、市民と接することや、本庁舎への立ち入りが出来ないことから、応援職員（生活支援課で勤務経験がある他課職員）による対応を行った。

【実施内容】

応援職員（生活支援課で勤務経験がある他課職員）による保護費の支給、保護の申請・相談等の窓口対応や郵便物の運搬等を行った。

【成果・課題等】

市民の生命にかかわる生活保護という業務の性質を鑑み、クラスター発生下においても本課で勤務経験がある他課職員の協力を得て、保護費の支給や保護の申請・相談等の窓口対応を継続することができた。

次の感染症発生時の懸念事項としては、今回と同様に窓口が閉鎖となった場合の臨時窓口開設場所の確保や、課内全職員が出勤停止となった場合に臨時窓口にて対応する応援職員等の迅速な確保が挙げられる。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の緊急雇用

（1・2・3 波）

【課名等】

人事課・職員課

【経緯】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された者、離職を余儀なくされた者等の雇用の確保のため、市の会計年度任用職員として採用した。

【実施内容】

令和２年５月１日号の広報ふなばし等で募集を行い、新型コロナウイルス感染症対応に関する事務や、給付金支給事務などの業務に従事した。なお、任期は令和３年３月 31 日まで。

【成果・課題等】

33 名を採用し、新型コロナウイルス感染症対応等により、業務量が増加している所属等に配置することで、業務執行体制を確保することができた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた者、内定を取り消された者等の雇用を確保することができた。

採用した職員のうち、事業終了後も継続して任用を希望する職員の適正な配置について課題がある。

【実績等】

採用者数：33 人

新型コロナウイルス感染症にかかる業務に従事した職員への特殊勤務手当の支給

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

職員課

【経緯】

国において令和 2 年 3 月に人事院規則を改正し、感染者が発生したクルーズ船に係る対応等の作業を行った職員に対し、特例的に日額 4,000 円以内の防疫等作業手当が支給できることとなった。

令和 2 年 6 月に条例改正を行い、新型コロナウイルス感染症が国において指定感染症とされた令和 2 年 2 月から、日額 6,000 円以内の感染症防疫作業手当（特殊勤務手当）を支給することとした。

【実施内容】

職員が新型コロナウイルス感染症にかかる作業に従事した場合、管理職も含め感染症防疫作業手当（特殊勤務手当）を支給する。また、保健所のほか感染者が発生した北総育成園、軽症者等の患者を宿泊させる施設等において、市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる作業に従事した職員に対し、日額 6,000 円以内の感染症防疫作業手当を支給した。

【成果・課題等】

患者等の対応にあたる職員は、感染のリスクに加えて、極めて緊迫した勤務環境の中で、平常時には想定されない作業を行うため、特殊勤務手当を支給することで、給与上適切な措置を講じた。

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症となったが、今後、新型インフルエンザ等感染症に該当する状況が生じた場合、同様に手当を支給できるよう条例改正を行った。（令和 6 年 4 月施行）。

【実績等】

作業場所等	作業内容	支給額
保健所、軽症者等の受け入れ宿泊施設等	患者の搬送、食事提供等	3,000 円／日
	患者に直接接触する作業等	4,000 円／日
北総育成園	施設内での長時間の作業等	4,500 円／日
	患者に直接接触する作業等	6,000 円／日

執務場所の分散による勤務

（1 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による市民サービスへの影響を最小限にするために、職場内での「3 密」を防ぎ、職員間での感染リスクの低減を図る必要があることから、職員（会計年度任用職員を含む。）の執務場所について、会議室等を利用した分散勤務を実施した。

【実施内容】

本来の執務場所とは別に、本庁舎及び職員研修所内の各会議室等を利用し、職員を分散させて勤務を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和 2 年 4 月から、同一の執務場所で勤務する職員数を抑制するために、本来の執務場所以外の会議室等に職員を分散させて勤務することで、職場内の感染リスクの低減を図った。

特に職員数の多い所属においては、この分散勤務を実施することで、本来の執務場所における職員の距離の確保に努めた。

週休日出勤による勤務日の振替

（1 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

令和 2 年 5 月に国の緊急事態宣言が解除された後も、引き続き人との接触機会の低減を図る必要があることから、週休日出勤による勤務日の振替を実施した。

【実施内容】

土・日曜日等の週休日に出勤し、平日に週休日を振り替えることで、人との接触機会の低減を図った。

【成果・課題等】

週休日に出勤し平日に振り替えることで、出勤職員数が減少するため、業務継続の観点からその影響を抑制できるよう調整が必要となる。

職員の変則勤務実施

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

公共交通機関を利用して通勤する職員の感染リスクの低減を図るため、職員の変則勤務を実施した。

【実施内容】

変則勤務のパターンとして、従来からあった 7 時 45 分～16 時 15 分勤務の区分を早番とし、10 時 30 分～19 時 00 分勤務の遅番を新たに設け、励行した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和 2 年 4 月から、職員が混雑した公共交通機関を利用することによる感染リスクを低減させるため、変則勤務パターンの一部を早番とし、遅番を新たに設定のうえ励行した。

その結果、当日職場に出勤すべき職員のうち、全部局平均で約 10%程度の職員が早番、遅番を利用して出勤した。（令和 5 年 5 月以降は早番、遅番の励行は終了）

感染症発生時において速やかに変則勤務の一部パターンの励行やパターンの新設等を行うことで、職員の感染リスクの低減を図るとともに、業務の継続性の確保に寄与するものと考える。

会計年度任用職員の休憩時間の変更

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

職員課

【経緯】

職員の感染リスクの低減を図る必要があることから、会計年度任用職員の休憩時間の変更を実施した。

【実施内容】

休憩時間の変更は、休憩パターンを原則、11 時 00 分～12 時 00 分、11 時 30 分～12 時 30 分、12 時 00 分～13 時 00 分、12 時 30 分～13 時 30 分、13 時 00 分～14 時 00 分の 5 パターンの範囲内で分散して取得するようにした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和 2 年 4 月から、職員の感染リスクを低減させるため、休憩時間の変更を励行した。

令和 2 年 6 月時点の会計年度任用職員における、休憩時間の変更率の平均は、約 6%程度であった。

会計年度任用職員の勤務時間のシフト変更

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

職員課

【経緯】

職員の感染リスクの低減を図る必要があることから、会計年度任用職員の勤務時間のシフト変更（同一日内の勤務時間の振替）を実施した。

【実施内容】

勤務時間のシフト変更は原則、9 時から勤務を開始する会計年度任用職員を対象に 9 時 30 分、10 時 00 分、10 時 30 分の範囲内で勤務開始時間を変更できるようにした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和 2 年 4 月から、職員の感染リスクを低減させるため、勤務時間のシフト変更を励行した。

令和 2 年 6 月時点の 9 時から勤務開始の会計年度任用職員における、勤務時間のシフト変更率の平均を確認したところ、約 6%程度であった。

なお、勤務時間帯を変更することで、市民サービスへ影響することがないよう、留意した上で実施する必要がある。

地下 1 階職員食堂における座席数の削減及びパーテーションの設置

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

職員課

【経緯】

本庁舎地下 1 階の食堂において、利用する人と人の距離を確保するための感染防止対策を実施した。

【実施内容】

令和 2 年 4 月よりテーブルあたりの座席数を半分程度に削減するため、4 人席をなくし、距離が保てるよう 2 人席とした。また、令和 3 年 4 月から各席にパーテーションを設置し、飛沫防止の対策を行った。このほかにもマスクを外した状態での会話を控えるよう掲示し注意喚起を行った。

【成果・課題等】

基本的な感染症対策として実施した。感染症収束後において、座席数を元に戻し、パーテーションを撤去することについては、状況を踏まえて判断していく必要がある。

在宅勤務の活用

（1・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

職場内での「3 密」を防ぎ、職員間での感染リスクを低減させるため、職員（会計年度任用職員を含む。）の在宅勤務を活用して、業務継続を図った。

【実施内容】

令和 2 年度においては、個人パソコン等を使用し、業務に関する企画書・報告書等の資料作成や、情報収集、担当業務に関する根拠法令等の再確認など事務を行った。

令和 3 年度からは、テレワークパソコンを貸与することで、庁内で保有している情報へのアクセスや、各種システム等が利用可能となった。情報系パソコンを使用して行う業務と同様のことを自宅で実施可能となったため、在宅勤務の活用を推奨した。

【成果・課題等】

令和 2 年 4 月から、出勤職員数の抑制を図り、最も多い時で当日職場に出勤する職員のうち、約 25%（全部局平均）の職員が在宅勤務を行った。

在宅勤務の開始当初は、情報管理の観点から紙の資料の職場外への持ち出しの制限等の課題があったが、テレワークパソコンが貸与されて以降は、自宅においても、職場に近い環境で業務を実施することが可能となった。職員の感染リスクの低減を図り、業務の継続性の確保に寄与したものと考える。

なお、市民対応窓口のある所属に関しては、所管業務の内容等から在宅勤務の実施が困難な状況もあった。

時間外勤務の抑制

（3・4・5 波）

【課名等】

人事課

【経緯】

令和 3 年 1 月に国から緊急事態宣言が発出され、これに伴い政府及び千葉県が事業者に対して「20 時以降の不要不急の外出自粛の徹底」の働きかけが行われたことから、その趣旨を踏まえ実施した。

【実施内容】

令和３年１月の緊急事態宣言期間、４月のまん延防止等重点措置期間、７月の緊急事態宣言から９月末までの期間において、原則として19時以降の時間外勤務を行わないよう通知等により全庁的に依頼し、時間外勤務の抑制を実施した。

【成果・課題等】

時間外勤務の抑制に一定の効果があった。

２．庁舎における感染防止策・業務の運用

手指消毒剤（アルコール）の配布

（1 波）

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として接触感染による感染リスクを低減するため、手洗い等の手指衛生が求められていたが、本庁舎や市内各施設に来庁する不特定多数の人が即座に手洗いをすることが難しいことから手指消毒剤（アルコール）による手指消毒を行うこととした。当時は消毒用のアルコールが不足し、各施設での調達が難しかったため、本庁舎及び市内各施設で必要となる手指消毒剤を一括購入して配付した。

【実施内容】

令和２年３月から本庁舎出入口３箇所（正面玄関・北通用口・A コア１階 EV ホール）に手指消毒剤噴霧器を設置し感染対策を実施していたが、市内の感染の拡大をうけて、市の公共施設を対象に手指消毒剤配置の希望調査を実施し、必要な数量を一括購入し配付した。新型コロナウイルスが５類に移行した以降も数量を減らし定期的に購入している。

【成果・課題等】

手指消毒用アルコールは本庁舎では使用量が多く、定期的な発注が必要となった。アルコールについては施設内でも分散して保管するなど消防法（法第９条の 4、火災予防条例第 30 条）上での保管について注意も必要となり、一括購入した場合に即時に配付する必要があるなどの工夫が必要であった。

【実績等】

配布実施月	令和２年４月	令和２年６月
配布数	4,000L	7,500L

市職員による本庁舎内の環境消毒
（エレベーターボタン・非常口扉のドアノブ・非常階段手すり）

（1・2・3・4・5・6・7 波）

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルス感染者が本市においても確認され、国の緊急事態宣言が発令されている中、接触感染による感染リスクを低減するため市職員による環境消毒を実施した。接触感染は患者が触れた箇所を他の人が触り、その手で目、鼻、口に触れることで感染するもの

で、本庁舎は不特定多数の人が来庁することから、環境消毒を実施し感染予防対策を強化した。

【実施内容】

令和 2 年 4 月 13 日から本庁舎内に設置するエレベーター7 基の呼び出しボタン及び非常口階段防火扉のドアノブ、非常階段の手すりを職員が消毒した。市役所には不特定多数の人が来庁することから、各階の職員が 1 日 3 回（9 時、12 時、15 時）に当該箇所をアルコールにより消毒した。（令和 4 年 10 月中旬から本庁舎の清掃委託業者が消毒を継続中）

【成果・課題等】

職場内で感染症発症者が出た際に職場等の消毒を実施したが、消毒には次亜塩素酸を薄めて使用したが、施設消毒用のアルコールの方が管理等行いやすく、消毒も扱いやすい。施設消毒用アルコールが手に入るのであれば、次亜塩素酸は不要と考えて良い。

アルコールは施設内でも分散して保管するなど消防法（法第 9 条の 4、火災予防条例第 30 条）上の注意も必要となる。

【実績等】

実施期間	令和 2 年 4 月～令和 4 年 10 月
環境消毒箇所	エレベーターボタン（各フロア） 中央エレベーター　2 か所 A コアエレベーター　2 か所 C コアエレベーター　2 か所
	非常階段ドアノブ（各フロア） A～D コア　4 か所
	非常階段手すり（各フロア） A～D フロア　4 か所

本庁舎出入口への手指消毒剤噴霧器の設置

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として接触感染による感染リスクを低減するため、手洗い等の手指衛生が求められていたが、本庁舎に来庁する不特定多数の人は即座に手洗することが難しいため、アルコールによる手指消毒が実施できるよう手指消毒剤噴霧器を設置した。

【実施内容】

令和 2 年 3 月から本庁舎出入口 3 箇所（正面玄関・北通用口・A コア 1 階 EV ﾎｰﾙ）に手

指消毒剤噴霧器を設置し感染対策を実施していたが、感染の拡大をうけて、令和2年12月には本庁舎出入口他6箇所（正面玄関・北通用口・南通用口・Aコア1階EVﾎｰﾙ・地下1階時間外通用口・秘書課）に設置、令和3年8月には本庁舎出入口の他に各フロアのBコア・Dコア付近にも設置し手指消毒剤噴霧器の総設置台数として28台設置した。新型コロナウイルスが5類に移行した後は台数を減らし設置を継続している。

【成果・課題等】

特に手指消毒用アルコールの使用量が多く、定期的な発注が必要となる。アルコールは施設内でも分散して保管するなど消防法（法第9条の4、火災予防条例第30条）上の注意も必要となる。

【実績等】

実施期間	令和2年3月～11月	令和2年12月～ 令和3年7月	令和3年8月～ 令和5年3月
手指消毒剤 噴霧器の 設置個所	正面玄関 北通用口 Aコア1階EVホール	正面玄関 北通用口 南通用口 Aコア1階EVホール 地下1階時間外通用口 秘書課	正面玄関 北通用口 南通用口 Aコア1階EVホール 地下1階時間外通用口 秘書課 Bコア Dコア

執務室の換気を促す庁内放送の実施

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

財産管理課

【経緯】

本市において新型コロナウイルス感染者が確認された令和2年3月から、基本的な感染対策の一つである換気を効果的に実施するため、庁内放送による換気の実施を呼びかけた。本庁舎でのエアロゾル感染の対策として、機械換気による常時換気のほかに窓開け換気による換気を実施し感染予防対策を強化した。

【実施内容】

令和2年3月26日から本庁舎内では庁内放送による窓開け換気を呼び掛けており、令和2年3月から午前1回、午後1回、令和3年8月からは午前2回、午後3回、庁内放送を実施した。新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、庁内放送による窓開け換気の呼びかけを終了した。

【成果・課題等】

窓の一部を開放することにより、空調効率は低下するが、年間の光熱水費をコロナ前後で比較すると使用量の大幅な変化は見受けられなかったため、呼びかけは感染予防の意識づけとして有効であると思われる。

【実績等】

実施期間	令和２年３月～令和３年７月	令和３年８月～令和５年３月
庁内放送回数	開庁時・午前１回・午後１回	開庁時・午前２回・午後３回

附属機関等の会議の臨時的取扱いについて

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

総務法制課

【経緯】

本市では附属機関等の会議を集合形式で行うことを前提としているため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、多くの附属機関等の会議が延期・中止となっていた。

法令により附属機関の議を経る必要があるなどの理由により、延期・中止が困難な会議について、対応を検討する必要性が生じた。

【実施内容】

法令により附属機関の議を経る必要があるなどの理由により、延期・中止が困難な附属機関等の会議については、書面会議などの方法で会議を開催し、通常の会議に準じて会議ごとに日額報酬（報償費）を支給して差し支えないこととした。

【成果・課題等】

書面会議等の方法で延期・中止が困難な附属機関等の会議を開催することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、会議を開催できないことによる業務の支障を軽減することができた。

会議の開催方法の一つとして、オンライン会議等が標準的になりつつある社会の中で、書面会議、オンライン会議等で開催することの利点、集合形式で行うことの利点等を考慮し、今後の会議の開催方法について検討していく必要がある。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
書面会議等により会議を開催した件数	540 件	632 件	615 件

Web 会議環境の整備

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

デジタル行政推進課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会的に非対面方式が求められるようになったことから、Web 会議に関するニーズが急増した。「密」の解消を図るため、重要かつ緊急的な会議等を、職員・外部有識者等が集合することなく実施できる環境を整備することを目的とした。また、各種講座等をオンラインで再開するためのツールとしても活用した。

【実施内容】

Web 会議システムを利用するためにソフトウェアライセンス、専用の PC および周辺機器を導入した。また、Web 会議の質の向上を図るため、庁舎の会議室に大型モニターやマイクを設置し環境を整備した。

【成果・課題等】

非対面で会議を実施することができるようになり、感染拡大防止および事業の再開のためのツールとすることができた。ニーズの増加により PC の貸出率が 90%を超え職員が利用したい時に利用ができないという時期があったが、機器を増設したことにより解消された。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが 5 類となった現在も、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド会議の実施等、その利便性を活かし活用されている。また、テレワークなどの多様な働き方の実現に資するものとなっている。

今後新たな感染症が流行した際に、接触機会を減らすことが感染拡大防止に有効な状況であれば、新型コロナウイルス感染症の際と同様に有効活用できるものである。

【実績等】

	令和 3 年度	令和 4 年度
端末貸出件数	2,029 件	1,725 件

窓の無い会議室へ二酸化炭素濃度計の設置

(5・6・7・8 波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスに対する基本的な感染対策の一つである換気を効果的に実施するため、機械換気による常時換気のほかに窓開け換気を実施していた。室内の換気状況を確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、二酸化炭素濃度が 1000ｐｐｍをこえていないかを確認することも有効であることが示されたことから、機械換気による常時換気はおこなわれているものの、窓の無い 701 会議室・706 会議室に二酸化炭素濃度計を設置し、その数値から室内の換気が適切に行われているか確認した。

【実施内容】

機械換気による常時換気はおこなわれているものの、窓の無い 701 会議室・706 会議室の換気状況を確認するため、二酸化炭素濃度計を設置し、その数値から室内の換気が適切に行われているか確認した。

新型コロナウイルスが 5 類に移行した後においても二酸化炭素濃度計を継続して設置している。

【成果・課題等】

窓の無い部屋であり任意の換気が困難であるため、室の利用における目安として見える化できることは感染対策として一定の効果が見込める。任意の数値以上となった際に警告音などが鳴るとより良いと思われる。

【実績等】

実施期間	令和 3 年 10 月～令和 5 年 3 月
設置場所	本庁舎（701 会議室、706 会議室）

本庁舎出入口への体温測定器の設置

(5・6・7・8 波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として、厚生労働省が令和 2 年 2 月 25 日付で発出した『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』によると「発熱等の風邪症状がみられる場合の休暇取得」が示されており、本市においても風邪症状がみられる際には自宅療養する指示が出されていた。令和 3 年 9 月に緊急事態宣言が発令されたなかで、本庁舎での業務を継続するにあたり来庁者や市職員の健康管理が重要となるため、自身の健康管理を目的とした体温測定器を本庁舎出入口に設置した。

【実施内容】

令和 3 年 10 月から来庁者や市職員の健康管理を目的とした体温測定器を本庁舎出入口 4 箇所（正面玄関 2 台・北通用口・南通用口・時間外通用口）に設置した。新型コロナウイルスが 5 類に移行した後においても設置を継続している。

【成果・課題等】

測定等は任意であるため、拘束力は無いが一定数は測定を自主的に行うなど、意識改善にはつながったと思われる。

【実績等】

実施期間	令和 3 年 10 月～令和 5 年 3 月
本庁舎における 体温測定器の設置箇所	正面玄関（2 台）・北通用口・南通用口・ 地下 1 階時間外通用口（全 5 台）

３．イベント等

市公共施設・市主催（共催）イベントの取り扱いについて

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

健康危機対策課

【経緯】

令和 2 年 2 月、大規模な感染リスクがあることを勘案し、保健所内で他市動向等を踏まえて提案資料を作成し、市公共施設の休館やイベントの制限について市対策本部会議で制限内容の決定を行った。その後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、繰り返し訪れた感染拡大期など外的要因に対応する形で基準の策定やその見直し、運用方針の変更を行う必要があった。

【実施内容】

令和 2 年 2 月、大規模な感染リスクがあることを勘案し、市公共施設の休館やイベントの制限について市対策本部会議で制限内容の決定を行った。同年 6 月にはいわゆる第 1 波の感染拡大が落ち着いたため、「船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準」を策定、同年 10 月まで当該基準を参考に、市対策本部会議等でイベント毎の必要性を判断するなどして開催の可否を決定していた。

施設、イベントの制限という取り組みの評価と今後の感染拡大防止の強化により、11 月以降はイベントの必要性を所管課で判断し、イベントごとに感染対策を定めたガイドラインを作成したうえで実施することを市対策本部会議で決定した。

令和 3 年 12 月、「船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準」を「船橋市における公共施設利用の基本的な基準」に名称変更し、一部利用制限の解除（定員制限等）を市対策本部会議で決定した。また、活動内容毎に基準を定めた「公民館等の利用基準」を廃止し、各中央競技団体等のガイドラインに従って活動を実施することも決定した。

令和 4 年度以降は、基本的に緩和の方向で「船橋市における公共施設利用の基本的な基準」を段階的に改定した。

【成果・課題等】

市公共施設の休館やイベントの中止に対する評価は難しいが、休館施設等からの応援があり、市民の命を守るための保健所体制の強化に繋がった。

また、保健所は感染症を所管している立場上、強い制限内容を提案せざるを得なく、施設所管課との調整が困難であった。

みんなで校歌を歌ってみようプロジェクト

（1 波）

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策で小学校の臨時休業が続き、まだ学校に通えていない新 1 年生のために、市にゆかりのある音楽家と市が力を合わせて「みんなで校歌を歌ってみよう」プロジェクトを立ち上げた。

【実施内容】

市内小学校の校歌の演奏動画を市ホームページ等で公開し、新 1 年生に動画を見ながら一緒に歌って校歌を覚えてもらうことで、登校することの楽しみやワクワク感を感じてもらうことを目的としていた。また、現在イベントの中止や施設の休館により、活動場所が減っている音楽家への演奏機会の提供にもつながった。

【成果・課題等】

ライブ・コンサート等の活動場所を失っている音楽家に、演奏機会を提供すると共に、登校できていない子供たち（新 1 年生）が、校歌の練習を通じて学校へ登校することへ楽しみ・期待等を感じてもらうことができた。また、各校の校歌を音源として市ホームページに掲載することで、市民が各校の校歌を知ることができるようになるとともに、文化資源の蓄積に繋がった。

【実績等】

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金	825,880 円

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信）　青少年課

（1 波）

【課名等】

青少年課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となった大神保青少年キャンプ場イベントに係る動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

【実施内容】

大神保青少年キャンプ場イベントに係る動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

＜動画タイトル＞

簡単！おいしい！キャンプ料理をお家で作ろう！（サバ味噌トマトカレーおよび焼きバナナの作り方）

【成果・課題等】

配信本数の増加や、動画作成後の有効な活用方法について検討が必要。

【実績等】

	令和２年度
配信件数	１本

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信）　西部公民館

（1・2 波）

【課名等】

西部公民館

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国及び県からの通知・要請を受け、本市における新型コロナウイルス感染症対策会議において協議され、全公民館を休館し、団体利用の中止及び主催事業を中止した。市民の学びの場が多く制限されているなかで、「生涯学習部として何ができるのか」を考えた際に YouTube を活用した情報発信を行うこととなった。

【実施内容】

西部公民館の位置する本中山周辺にかつて存在していた、東葛人車鉄道の歴史を 15 分程度で振り返る動画を「地域学習室」第１回「～木下街道を走った～東葛人車鉄道」というタイトルで「ふなばし生涯学習チャンネル」に投稿した。

【成果・課題等】

公民館が休館しているなかで、動画配信を通して市民に対し学びの場を提供することが出来た。

【実績等】

令和２年８月３日投稿

視聴回数	1,616 回
高評価数	24

※令和６年８月時点

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信）　飛ノ台史跡公園博物館

（1・2・3 波）

【課名等】

飛ノ台史跡公園博物館

【経緯】

令和２年４月１日～５月３１日、１２月２６日～令和３年３月３１日臨時休館を実施したが、１２月２６日からの休館に際して来館できない市民等に向け、縄文時代について解説する動画をシリーズで配信することで縄文時代に親しみを持ち、将来の来館の動機となるような工夫を実施することを企図して１２本の動画を作成し、生涯学習チャンネルで配信することとした。

【実施内容】

飛ノ台史跡公園博物館のオリジナルキャラクターが縄文時代の不思議などについて解説するシリーズ動画。

【成果・課題等】

博物館活動は来館者に向けた企画展示やワークショップの実施、展示解説を主たる活動としているが、今回の動画配信で狙っていた来館できなかった方々へ博物館への興味関心を持ってもらい、行動制限解除後の来館者導入に繋げるという本来意図した動画の使い方以外に、本コンテンツを学校教育の教材として継続使用するという副効果を生んだ。休館中の職員の出勤状況にもよるが、このような取り組みをきっかけに、これまでの活動を見直すなど、マイナスの効果だけとは限らない側面もあったことにも着目する必要があると考える。

【実績等】

令和 2 年度制作動画：12 本

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信）　郷土資料館

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

郷土資料館

【経緯】

コロナ禍により施設へ来られない方へ YouTube 動画の配信により各時代の環境や暮らしについて学ぶ機会を提供する

【実施内容】

市の生涯学習支援として、自宅でも学べるようにオリジナル動画を配信する

【成果・課題等】

さまざまな分野と時代に関する動画を発信した。今後も市内学校や市民の関心・要望を踏まえ、対面・非対面の両方で、効果的な情報発信を行えるよう効果的な情報発信について検討を重ねていく。

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
配信件数	18 件	3 件	4 件

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信）　社会教育課

（2 波）

【課名等】

社会教育課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休校となったふなばし市民大学校の授業内容などの動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

【実施内容】

ふなばし市民大学校の授業内容などの動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

＜動画例＞

・庚申塔の謎を紐解くクイズ形式の動画
・簡単にできるフレイル（老化）チェックの紹介
・簡単にできる運動プログラムの紹介
・3Q 体操の紹介
・お家にいながらアンデルセン公園花緑ウオッチング
・家庭菜園や野菜づくりの楽しさと野菜づくりのワンポイントアドバイス　など

【成果・課題等】

作成した動画を活用するため、令和 5 年度以降パンフレット及び入学案内・願書等に 2 次元コードを掲載し、周知に努めている。

【実績等】

	令和 2 年度
配信件数	23 本

バーチャル市展の開催

（2 波）

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地での船橋市美術展覧会「市展」の開催が中止となったため、市ホームページで公募作品を紹介する「バーチャル市展」を開催した。

【実施内容】

市ホームページで公募作品を紹介する「バーチャル市展」を開催した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地での船橋市美術展覧会「市展」の開催が中止となった中、仮想の展覧会「バーチャル市展」を開催することで、市民に作品発表の場や、自宅にいながら鑑賞できる機会を提供することができた。

【実績等】

	日本画	工芸	書道	洋画
作品数 計 101 点	4 点	20 点	17 点	60 点

市民文化ホール「ホールの舞台で演奏 etc.しませんか♪～空館芸術～」
市民文化創造館（きらら）「きららのピアノを弾いてみよう！」

（2 波）

【課名等】

市民文化ホール・市民文化創造館

【経緯】

市民文化ホール・市民文化創造館（きらら）の両館では、市民の文化・芸術活動を支援するため、新型コロナウイルスの影響で主催事業等が開催中止となって空いたホールを無料で提供し、特別な空間であるステージに立つ喜びを体験していただく事業を企画した。

【実施内容】

市民文化ホールでは全 11 日、市民文化創造館では全 5 日の日程で、1 日 3 枠(1 枠 90 分)に分けて無料貸し出しを行った。新型コロナウイルスの影響で活動の機会がなくなっているアーティスト（プロ・アマ問わず）に、市民文化ホールでは楽器の演奏や練習、ダンスや演劇などのパフォーマンスを、市民文化創造館ではフルコンサートピアノを楽しんでいただいた。ホールの広い空間を利用して、接触や密接を避け、基本的な感染対策を十分に講じたうえでの実施となった。

【成果・課題等】

子どもから70歳以上の方まで様々な年齢層の方に参加いただいた。また、家族で参加されたグループも見受けられた。

グランドピアノを弾く体験やホールでの演奏体験等大変好評であり、今後もこうした事業を行ってほしいという意見も寄せられた。

本番に近い特別な空間での試奏に多くの利用者に喜んでいただけたと同時に、市民文化ホール及び市民文化創造館の舞台やピアノを知る良い機会になったと考える。

【実績等】

	利用可能枠数	申込件数	利用枠数	利用人数	利用内容
市民文化ホール	33枠	82件	30枠	142人	ピアノ演奏22枠、 ピアノとヴァイオリンの演奏4枠、 ピアノとギターの演奏2枠、 ジャズダンス1枠、 演劇1枠
市民文化創造館	15枠	70件	14枠	86人	ピアノ演奏14枠

イベントのインターネット配信サービス

(2・3・4・5・6波)

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地でのイベント開催が中止となったため、インターネット配信によるオンラインイベントを開催した。

【実施内容】

＜ふなばしミュージックストリート＞

○令和2年度

インターネット配信によるオンラインフェス形式で、YouTubeチャンネルを4番組編成し、リアルタイム・アーカイブ配信を行った。

○令和3年度

YouTubeによる録画演奏動画とMCトークチャンネルの生配信をイベント当日に実施した。動画チャンネルは同月末まで配信を行った。

＜音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭＞

○令和２年度

「千人の音楽祭」の事業の開催経緯や歴史を振り返るケーブルテレビの特別番組として放映した。

○令和３年度

ケーブルテレビの特別番組として、作曲家・ピアニスト新垣隆氏に委嘱したメッセージソングや、中学校吹奏楽部の楽曲演奏などコロナ禍での音楽活動状況を伝える映像を放映した。

＜地域ふれあいコンサート＞

○令和２年度

公民館４館合同のオンラインコンサートを実施した。

【成果・課題等】

＜ふなばしミュージックストリート＞

コロナ禍においては、市民の文化活動の場の確保や、従来の集客型のイベントの開催は難しく、オンラインイベントとして開催したが、ライブ感を出演者・鑑賞者に感じてもらうことは困難であった。しかし、自宅に居ながら参加できるオンラインフェスの特性を活かし、音楽でまち・人をつなぐ、これまでにない実施形態の音楽イベントとして実現できた。

＜音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭＞

コロナ禍で２年連続となるケーブルテレビ特別番組放映、YouTube 配信企画となったが、「千人の音楽祭」のあゆみを記録として後世に残すことができた。これにより、本市の音楽振興事業の継続性が確保でき、一定の成果が得られた。

＜地域ふれあいコンサート＞

配信に取り組んだ 4 館での収録当日は、各地域ふれあいコンサートの実行委員も運営に参加し、出演者と共に当時できる形でのコンサートを実施することができた。

【実績等】

ふなばしミュージックストリート

	令和２年度	令和３年度
視聴回数	10,611 回	8,893 回

※令和２年度、令和３年度ともにアーカイブ視聴数を含む。

※令和３年度はＭＣトークチャンネル視聴回数 1,729 回を除く

音楽のまち・ふなばし　千人の音楽祭

	令和２年度	令和３年度
視聴回数	－	22,080 回

※令和２年度は J:COM の特別番組として放映したのみのため、視聴回数不明
※令和３年度は J:COM の特別番組として放映したほか、令和４年３月１４日（月）～３月３０日(水)の期間で J:COM 公式 YouTube チャンネルにてアーカイブ配信を実施した。

地域ふれあいコンサート

	令和２年度	令和３年度
視聴回数	1,759 回	－

※令和２年度は配信を実施した公民館４館の合計、令和３年度は配信対応なし。

ザイタク（在宅)船橋調べ隊

(2・3・4・5・7・8 波)

【課名等】
郷土資料館
【経緯】
新型コロナウイルス感染症の拡大による市民の学習環境面の制約を踏まえ、「船橋のことを学びたい」市民のニーズに応えるために、郷土資料館だからこそできる教育普及事業を検討した。
【実施内容】
参加希望者は、郷土資料館が用意するテーマの中で興味があるものを選び、郷土資料館が提供する参考文献や課題にチャレンジする。その後は、メール等で課題の提出を受け、郷土資料館職員が適宜助言する。希望者は、展示物の作成や展示解説にもチャレンジする。
【成果・課題等】
各年度とも申込みは募集定員に満たなかったが、いずれの利用者からもメールあるいは口頭で、事業参加によって学びを深めたという実感を得た旨の謝意が示された。また、利用者の関心の所在や調査成果を、企画展に反映させることができ、企画展の内容が市民に親しみやすいものになった。
定員未満の利用者だったことで、利用者に対する学習支援を手厚くすることができた。今回のような質を担保しつつ、より多くの市民が参加したくなるような学習支援プログラムを考えていく必要がある。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用者数	５人	３人	３人
利用者内訳	中学生以上の部４人・小学生の部１人	中学生以上の部１人・小学生の部２人	小学生２人・大人１人

東京2020オリンピック時の対応

（3・4波）

【課名等】

健康危機対策課

【経緯】

東京2020オリンピックの事前合宿の際に陽性者が発生した場合の対応等の確認や周知が必要であったため。

【実施内容】

生涯スポーツ課からの依頼に基づき、同課の作成したマニュアルの確認・周知及び、とりまとめや打ち合わせの実施など。

【成果・課題等】

内閣官房主催の説明会や千葉県主催の説明会に参加し、ホストタウン等における選手等の受入れや陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応について確認を行い、実際の事前合宿の際の対応について検討を行った。

上記検討を踏まえ、生涯スポーツ課が作成したマニュアルの最終確認を行い、アメリカ体操選手団の事前合宿を受け入れた。

実際に陽性者等が発生しなかったため対応等はなかったが、確認作業を行ったことで発生時の対応の想定をすることができた。

オンライン成人式（YouTubeによる動画配信）

（3・6・8波）

【課名等】

社会教育課

【経緯】

令和３年については、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、救急医療や一般の診療にも影響が出るなど、市民の安全を確保する体制が危機的な状況であったため、会場開催を中止し、無観客にて成人式を開催し内容をオンライン配信した。

令和４年・５年については、三密を回避するため、会場を市民文化ホールから船橋アリー

ナへ変更した。また、来場することができない方のため、オンライン配信も併せて実施した。

【実施内容】

送付した案内状の 2 次元コードを読み取ることにより、特設サイトから新成人が閲覧できるよう配信。（当日は市ホームページからも閲覧可能。）

国歌斉唱、主催・来賓祝辞、20 歳のアピールなど式典の内容を配信。

【成果・課題等】

令和 3 年は会場開催を中止とし、オンライン開催としたことにより、コロナ禍において安全に成人式を開催することができた。

一方で、振袖等のキャンセル料に関する問い合わせや、一生に一度の成人式を会場開催にしてほしい旨のご意見が多数寄せられたため、1 年後の令和 4 年 1 月に代替イベントを実施した。

次の感染症発生時においては、安全な成人式の開催を目指しつつ、広く市民の声を聞いて対応を検討していきたい。

【実績等】

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
式典対象者	6,505 人	6,093 人	6,226 人
参加者	無観客	3,789 人	4,060 人
視聴回数	9,460 回	11,385 回	6,615 回

※令和 3 年は 1 月 13 日時点の視聴回数

令和 4、5 年は 1 月 31 日時点での視聴回数

予約棚システムの導入

（4・5・6・7・8 波）

【課名等】

西図書館

【経緯】

西図書館以外の中央・東・北図書館では、利用者自らがカウンターで予約本の貸出手続きを行っており、取り置かれている本棚から予約した資料を借りることが可能な予約棚システムは未導入であった。

令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、図書貸し出しの際の職員と利用者との接触や、会話の際に生じる飛沫などの感染リスクを低減しなければならなかった。

そのため、中央・東・北図書館でも予約棚システムを導入し、市内全ての図書館で、利用者がより安全に資料を借りることができる環境を整備する必要が生じた。

【実施内容】

令和２年 11 月に物品供給契約を締結し、令和３年３月から中央・東・北図書館に予約棚システムを導入・稼働開始した(以降、現在まで継続)。

【成果・課題等】

予約棚システムを導入・稼働開始したことで、令和３年度以降、自動貸出機による貸出率の割合が大幅に増加。職員と利用者との接触機会を減らし、感染リスクの低減に繋げることができた。

また、カウンター業務の負担が軽減されたほか、利用者の利便性も向上し、プライバシーに配慮した図書館サービスが提供できるようになった。

自動貸出機を利用した貸出率は令和３年度・令和４年度ともに８割を超えており、自動貸出機による貸し出し方法が利用者に受け入れられ、定着したと考えられる。次に感染症が発生した際も、現状のサービスを提供できるよう、システムの不具合を防ぐため機器の保守・管理を適切に行っていく必要がある。

【実績等】

	令和元年度			令和２年度		
館名	総貸出冊数	自動貸出機貸出冊数	自動貸出機貸出率	総貸出冊数	自動貸出機貸出冊数	自動貸出機貸出率
西	423,249 冊	376,220 冊	88.8%	353,594 冊	312,101 冊	88.2%
中央	553,121 冊	329,744 冊	59.6%	435,853 冊	252,987 冊	58.0%
東	451,768 冊	270,557 冊	59.8%	381,696 冊	228,190 冊	59.7%
北	328,181 冊	229,094 冊	69.8%	104,641 冊	47,695 冊	45.5%
計	1,756,319 冊	1,205,615 冊	68.6%	1,275,784 冊	840,973 冊	65.9%

	令和３年度			令和４年度		
館名	総貸出冊数	自動貸出機貸出冊数	自動貸出機貸出率	総貸出冊数	自動貸出機貸出冊数	自動貸出機貸出率
西	461,491 冊	411,528 冊	89.1%	454,080 冊	400,160 冊	88.1%
中央	591,999 冊	521,004 冊	88.0%	581,762 冊	515,220 冊	88.5%
東	492,429 冊	395,913 冊	80.4%	484,566 冊	385,624 冊	79.5%
北	325,722 冊	280,873 冊	86.2%	330,861 冊	297,052 冊	89.7%
計	1,871,641 冊	1,609,318 冊	85.9%	1,851,269 冊	1,598,056 冊	86.3%

船橋市文化芸術ホールチケットオンライン販売管理システムの導入

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

市民文化ホール

【経緯】

市民文化ホール・市民文化創造館で行う自主事業の公演チケットを窓口にて対面で販売(一部プレイガイドでの販売)していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、チケット購入者との接触感染のリスク低減を図ることを目的としてオンラインチケット販売管理システムの導入を検討した。

併せて、システムを導入することにより、現金取り扱い機会の削減、販売機会の拡大及びチケットの販売管理の一元化を図ることも目的とした。

【実施内容】

令和 2 年度に船橋市文化芸術ホールチケット販売管理システムの構築・導入を検討し、令和３年６月より運用を開始。オンラインでのチケットの予約･購入ができるようにした。

【成果・課題等】

令和３年６月より運用を開始したが､チケット購入者は高齢者が主な客層であったため、「インターネットの使用方法が分からない」という声が多かった。しかし、周知やご案内等を丁寧に進めていくにつれ、インターネット予約も増え、チケット購入者との接触感染のリスクを大幅に回避することができた。併せて、今まで窓口及びプレイガイド販売では来館できなかった市外･県外からのお客様も多くご来場されるようになり、販売機会の拡大を図ることができた。

また、チケットの発券、販売、在庫管理について、現金取り扱い機会の削減や管理の一元化を図ることができた。

【実績等】

支払方法	予約方法	令和３年度	令和４年度	令和５年度
現金（窓口）	電話	1,703 枚	3,150 枚	3,629 枚
	ネット	357 枚	755 枚	868 枚
セブンイレブン	電話	281 枚	646 枚	649 枚
	ネット	311 枚	520 枚	632 枚
クレジットカード	電話	－	－	－
	ネット	1,370 枚	2,722 枚	3,193 枚

４．その他

職員による公園パトロール

（1 波）

【課名等】

公園緑地課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症等緊急事態宣言下における都市公園の安全な利用方法について、利用者に対して周知を図ることを目的に準備を進め、国および県より基本的対処方針が示されたことから、屋外活動の需要の高まりにあわせて、ポスター掲出や職員によるパトロール等を実施して利用相互の安全利用を促したもの。

【実施内容】

大型複合遊具がある公園や近隣公園などの人が多く集まる公園について、職員によりパトロールを行い、公園利用者へ「3 つの密」を避けるよう呼びかけや注意ポスター等掲出して周知した。

【成果・課題等】

災害時においても都市公園の役割や重要性を認識していたが、新型コロナウイルス感染症のように目に見えない緊急事態時においても、身近な都市公園は市民の活動場所として重要な機能を有しており、その安全な利用にあたっての対策等を通常時から備えること、予防策を整理することの必要性を感じた。

【実績等】

職員によるパトロール

期間	令和 2 年 4 月 16 日(木)～5 月 31 日(日)
実施日数	21 日間 (土日を含め比較的天候の良い日を選定)
公園数	99 公園
パトロール回数	486 回

公園への掲出物

掲出期間	令和 2 年 4 月～令和 5 年 5 月
注意事項ポスター	134 枚
ソーシャルディスタンス掲出物	30 枚(遊具メーカーからの提供物)
スポーツ庁ポスター	6 公園

避難所における備蓄品（感染症対策物品）の配備

（1・2・3 波）

【課名等】

危機管理課

【経緯】

令和 2 年 5 月 21 日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」により、新型コロナウイルス感染症時下の災害時における避難所の衛生環境対策を講じるよう示され、新型コロナウイルス感染症対策として、間仕切りやその他消耗品等の購入検討を開始した。

【実施内容】

令和 2 年度中に避難所での飛沫感染の防止等を目的として感染症対策物品を購入し、全ての避難所へ配備を行った。

（主な購入物品：間仕切り、蓄電池、手指消毒液など）

【成果・課題等】

消耗品等についてガウンなどの製品が同様の需要により全国的に品物薄となったが、代替品の検討により速やかな配備を進めることが出来た。間仕切りはサイズが大きいため、コンテナ倉庫等に備蓄品を配備している施設では備蓄倉庫での備蓄が行えず、体育館裏などのスペースで備蓄を行った施設が多い。また、間仕切りについては別途、災害時の供給協定を締結し、災害発生時には速やかな調達を図っている。

なお、間仕切りは総合防災訓練等において市民とともに組立訓練を行うなど、防災啓発活動における資機材としても活用している。

【実績等】

令和 2 年度	決算内容
間仕切り(3,870 区画分)	31,540,700 円
蓄電池（91 個）	52,952,900 円
消耗品等	4,076,578 円

保健所で実施する健康相談（超過勤務による健康障害防止対策、カウンセラー相談）

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

職員課

【経緯】

超過勤務者に対する産業医の面接指導については、保健室で実施しているが、新型コロナウイルス感染症が流行し、保健所職員の業務負担が大きくなったことにより、産業医の面接指導を保健所でも実施した。また、カウンセラーによる相談については、希望する職員が業務時間内に手上げをして相談を受けることが困難であることや、職場外で気軽に相談できる場を希望する声が多く上がったことなどから、新たに外部相談窓口を開設した。

【実施内容】

超過勤務者に対しては、令和 2 年 3 月から保健所での産業医の面接指導を実施。またカウンセリングも実施したが、職場内ではなかなか相談しにくい状況から職場外で気軽に相談できる場として、「こころの相談室」を開設した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症流行直後より、保健所での産業医の面接指導を導入したため、超過勤務が多い職員の健康状態を把握することができた。面接対象者が増加し、産業医１人での対応が難しくなったため、他の産業医の協力を仰ぎつつ、令和３年８月から保健所産業医を２人体制に増員した。

また、カウンセリングについては、現在は、外部相談窓口を設置しているため、周囲の目を気にせず相談できる環境が広がっていると思われる。

【実績等】

保健所で実施した相談回数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
産業医相談	1 回	14 回	22 回	5 回

第７節　財政対応（補正予算・補助金・歳入確保等）

１．補正予算・補助金・歳入確保等

新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

政策企画課・商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北総育成園においても集団感染が発生したほか、市内の飲食店をはじめとする多くの事業者が営業を自粛するなど、市民生活や事業活動等に大きな影響が発生している中、新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、寄附金の募集を開始した。

【実施内容】

市ホームページや広報ふなばし、ふるさと納税総合サイト等で新型コロナウイルス感染症対策に活用するための寄附金を募った。

【成果・課題等】

複数の所属で寄附金や物品を受け入れており、寄附者としては、寄附先が分かりづらいという問題があったため、本部等において寄附金・物品ともに一元的に受け入れる体制の整備が必要である。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	390 件	49 件	7 件	0 件
金額	91,219,443 円	71,023,572 円	61,360,796 円	0 円

当初予算・補正予算等の対応

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

財政課

【経緯】

感染拡大に伴い、企業・個人への支援、軽症者等の療養のためのホテル運営やワクチン接種に関すること等、様々な事業を迅速に開始するため、当初予算に加え、補正予算（定例会、臨時会、専決処分）を速やかに編成した。

【実施内容】

当初予算・補正予算（定例会、臨時会、専決処分）の編成

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

財政課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されたことから、コロナ対応のための各種事業を選定し、地方創生臨時交付金充当事業のとりまとめを行った。

【実施内容】

地方創生臨時交付金のとりまとめを行った。また、地方創生臨時交付金の対象メニューが増設されていったため、それに伴うとりまとめも随時実施した。

【実績等】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
交付金額	5,332,451,000 円	3,160,888,000 円	3,721,364,000 円	4,274,534,000 円

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業として位置づけられた新型コロナウイルス感染症対策事業に対する寄附金の募集

（4・5・6 波）

【課名等】

政策企画課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設における感染症対策を強化し、新しい生活様式に対応してイベント・事業（ふなばし音楽フェスティバル、成人式等）を実施することを使途として、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の一つとして「新型コロナウイルス感染症対策事業」を設定し、市外に本社がある企業から寄附金を募集した。

【実施内容】

市ホームページ等で寄附を募った。

【成果・課題等】

法人関係税において軽減効果が得られ、社会貢献に取組む企業として PR できる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を活用し、「新型コロナウイルス感染症対策事業」を使

途として寄附金を募集できた。令和 3 年度の寄附件数全体の 12 件のうち、5 件の寄附が本事業に対する寄附であったことから、企業に対し使途としての訴求力があったものと考えられる。次の感染症発生時には、今回の事例を参考に速やかに対応する。

【実績等】

令和 3 年度決算

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附件数 12 件、寄附金 9,700,000 円

※このうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業」への寄附件数は 5 件。

※寄附額非公表の企業が含まれるため件数のみ

２．その他

指定管理者に対する補償

（1・2・3・4・5・6・7・8 波）

【課名等】

行政経営課

【経緯】

一部の指定管理者制度導入施設において、下記の理由により、市民への必要なサービス維持のために指定管理者に対し補償を行った。

・市の要請による施設の休館等の影響により、指定管理者の収入が減少したこと
・市の要請による感染拡大防止策を指定管理者が実施した結果、指定管理者の費用が増加したこと

【実施内容】

市が指定管理料を支払っている施設を対象に市と指定管理者で協議を行い、補償対象年度の収支を精査したうえで、支出が収入を上回る金額を上限とし、指定管理料の不足として補償金を支払った。

【成果・課題等】

指定管理者に対する補償を行ったことで公の施設における市民サービスの安定性及び継続性を確保できた。

次に新たな感染症が発生した際にも、各施設における影響と状況に応じ、必要な対応の検討を行う。

【実績等】

	令和元・2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対応施設数	21 施設	5 施設	6 施設
補償総額	248,421,932 円	121,524,301 円	737,340 円

第４章

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　市長公室　　担当課：　危機管理課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	排水栓、消火栓を使用したスタンドパイプ等消火資機材貸与		中止	R3.4～R5.3	資機材の貸与（更新）条件として、年1回以上の消防職員による訓練指導を受けることが必要。	新型コロナウイルス感染症の影響により、資機材の貸与（更新）条件である消防職員による訓練指導が困難となったため。	「排水栓を使用した初期消火訓練の動画」DVD視聴で、貸与（更新）条件とみなす。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	船橋市総合防災訓練		中止	R3.11 R4.11	訓練参加者は制限せず実施。	令和2年2月21日付け保健所保健総務課にて、「市主催（共催）のイベントを中止・延期する基本的な考え方について」の方針が示されたため。	訓練参加者の制限（縮小）しての実施。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	防災フェアふなばし	○	中止	R3.1 R4.1 R5.1	船橋市自治会連合協議会との主催事業として、防災講演会及び防災関係団体によるブースの出展を実施。	令和2年2月21日付け保健所保健総務課にて、「市主催（共催）のイベントを中止・延期する基本的な考え方について」の方針が示されたため。	・令和2年度中止 ・令和3年度、4年度はブースの出展を行わず防災講演会のみを実施。（参加者数を制限し、席を間引いて実施）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	防災スタンプラリー	○	中止	R2.3 R3.3 R4.3 R5.3	三井不動産株式会社と連携し、らぽーとTOKYO－BAYを会場にした防災体験等を実施。	令和2年2月21日付け保健所保健総務課にて、「市主催（共催）のイベントを中止・延期する基本的な考え方について」の方針が示されたため。	中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	地域防災リーダー養成講座	○	中止	R2.4～R3.3	自主防災組織の結成促進や活動の活性化につなげ、地域防災力向上を目的に市役所本庁舎を会場として地域防災リーダー養成講座を実施。	令和2年2月21日付け保健所保健総務課にて、「市主催（共催）のイベントを中止・延期する基本的な考え方について」の方針が示されたため。	・令和2年度中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	防災指導	○	中止	R2.4～R5.3	町会・自治会、マンション管理組合等に対し、市職員が出向き、地震体験車や煙の中の避難体験ができる煙中ハウスを使用した防災指導を実施。	令和2年2月21日付け保健所保健総務課にて、「市主催（共催）のイベントを中止・延期する基本的な考え方について」の方針が示されたため。	・令和2年4月～10月まで中止 ・令和2年11月～令和5年3月までは当課で作成したガイドラインに基づき、地震体験車のみ一度に体験できる乗車人数を4名から2名に縮小したうえで実施。※煙中体験は中止
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	自主防災組織補助金		中止	R3.4～R5.3	防災資機材を購入し、訓練等を実施して申請をした、自主防災組織に対して、補助金の交付を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、補助金の交付要件である訓練実施が困難となったため。	・補助金の交付要件を訓練実施から防災活動の実施に広げ、自主防災組織カルテや、独自の防災マニュアルの作成等を訓練の代替とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	帰宅困難者等対策推進協議会		中止	R2.4～R4.3	船橋駅、西船橋駅周辺の事業者、関係機関・団体及び船橋市などで構成する協議会を設立し、帰宅困難者等の混乱防止策や徒歩帰宅者への支援等について、官民が協働・連携して検討を行っている。	例年、対面で協議会を開催し、意見交換等を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での会議を取りやめた。	令和2～3年度は書面での開催となった。令和4年度より対面での会議を再開した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	防災会議		中止	R2.10 R3.10	災害対策基本法の規定に基づき、地域内の防災関係機関により会議体を構成し、地域防災計画の作成や市の防災行政に係る審議等を行う。	例年、対面で会議を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での会議を取りやめた。	令和2年10月及び令和3年10月開催回は書面での開催となった。令和4年3月開催回より対面での会議を再開した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　市長公室　　担当課：　広報課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	CATV番組制作業務	○	中止	R2.5～R2.7	市の政策やイベント等、地域に密着した情報を、ジェイコムで番組を月2回制作し、毎日放映している。	緊急事態宣言発令されている中で、委託業者の外部での撮影・取材ができなくなってしまい、番組制作が困難となったため、令和2年5月1日から7月14日までの番組放映を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	市民便利帳発行業務		中止	R2.9～R3.3	市の手続きや施設案内などの行政情報に加え、市の魅力を集めた地域情報や防災情報など、暮らしに役立つ冊子の制作を行っている。	新型コロナウイルスの影響により、共同発行事業者の株式会社サイネックスの営業活動ができなかったため、当初発行を予定していた令和2年9月から、令和3年4月に発行時期を遅らせた。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	市ホームページの運用		中止	R2.5～R5.1	市ホームページのトップページに、各課の情報を「お知らせ」「募集」「イベント・講座」のカテゴリーに分けて情報を掲載していた。	市民にとって重要な情報である新型コロナウイルス関連情報を見やすくするため、既存の3つのカテゴリーを「新型コロナウイルス関連情報」「募集」「その他のお知らせ」に変更し、運用した。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	市ホームページバナー広告		中止	R2.4～	市ホームページに平成18年6月からバナー広告を掲載し、歳入を確保している。バナー広告の掲載運営は業者委託しており、広告主から徴収していた。	新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の入札が不調となってしまったため、令和2年度以降、市でバナー広告の掲載運営を行っている。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	プレスイベント	○	中止	R2.4～R3.3	船橋の魅力を市内外に広くPRするため、毎年プレスイベントを実施し、メディアへ取材の機会を設けている。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度のプレスイベントを中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	ホームページ作成システム操作研修	○	中止	R2.4～R3.3	庁内の職員および学校教員向けに、ホームページ作成システム操作研修を毎年行っている。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に予定していたホームページ作成システム操作研修を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	若手職員向け広報研修	○	中止	R2.4～R3.3	「職員一人ひとりが広報マン」となるよう、庁内全体に情報発信に関する知識やスキルを浸透させるため、「若手職員向け広報研修」を定期的に実施している。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に予定していた若手職員向け広報研修を中止した。なお、令和3年度と令和4年度第2回目の研修は対面式ではなく、事前に撮影した動画を使用し、研修を実施した。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	広報主任研修	○	中止	R2.4～	各所属におけるメディア対応を含めた広報事務の適正な執行および市内外への情報発信の強化のため、広報主任を対象に毎年「広報主任研修」を実施している。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に予定していた広報主任研修を中止した。令和3年度からは、規模を縮小し実施。また、新たに広報主任になった職員を対象にし、文書主任、個人情報管理主任の研修と合同で行っている。	
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　市長公室　　担当課：　市民の声を聞く課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市民法律相談 市民生活相談		中止	R2.4.11～6. 30 R3.1.12～3. 31	市民の日常生活の中で起きている様々な問題について市民相談員による相談と弁護士による法律相談を対面で行っている。	緊急事態宣言により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面相談を中止した。	対面相談を中止し、電話相談とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	こども未来会議室	○	中止	R2.7.30～31、 R2.8. 5～6	船橋市の現状を子供たちに伝え、まちづくりを意識してもらうとともに、将来を見据えた意見交換を行い、子供たちの視点を活かした市政運営につなげていくため、市内28中学校の2年生を対象として、夏休み期間に4日間開催している。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市長とも相談の上、中止決定した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	こども未来会議室		中止	R3.8.2～3、 8.5～6	船橋市の現状を子供たちに伝え、まちづくりを意識してもらうとともに、将来を見据えた意見交換を行い、子供たちの視点を活かした市政運営につなげていくため、市内28中学校の2年生を対象として、夏休み期間に4日間開催している。	新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、人数制限及び開催会場の変更をする。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名:　　市長公室　　担当課:　秘書課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市政功労等表彰式典	○	中止	R2.12.22	長年にわたって市政の発展や教育・文化・スポーツ、社会福祉、地域経済などの振興に功績のあった人・団体を毎年表彰している。	新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、令和2年12月11日に開催された「新型コロナウイルス感染対策本部」において中止が決定された。	式典当日に被表彰者に対して贈呈する記念品等について、全数を宅配便等で届けた。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	後援・協賛・共催承認業務	○	中止	R2.4.13 ～R2.5.31	船橋市以外の団体、法人が行う行事の後援、協賛及び共催を承認することにより、市民活動や地域活動の活性化に寄与する。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】に基づき、緊急事態宣言期間中において業務の執行体制を見直した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	感謝状贈呈業務	○	中止	R2.4.13 ～R2.5.31	市政の振興、公共の福祉増進等に功労のあった者又は市民の模範となる者に対し、感謝状を贈呈する。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】に基づき、緊急事態宣言期間中において業務の執行体制を見直した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	市長賞交付業務	○	中止	R2.4.13 ～R2.5.31	市の教育、文化、芸術、スポーツ、地域経済等の振興又は地域コミュニティーの活性化を図るため、法人その他の団体が主催する大会、催し、事業等に対し、市長賞を交付する。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】に基づき、緊急事態宣言期間中において業務の執行体制を見直した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　市長公室　　担当課：　国際交流課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	外国人住民施策庁内連絡会議		中止	R2.7～R5.5	外国人住民の状況や課題の共有を行うため、年2回定期的に会議を行っている。	緊急事態宣言の発令状況やまん延防止等重点措置の発令状況と市内の新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら実施の判断をするよう課での方針が決められたため。	・令和2年度は開催回数を1回へ縮小 ・令和3年度は書面開催にて2回実施 ・令和4年度は開催回数を1回へ縮小
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：企画財政部　　担当課：政策企画課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市政に係る重要な計画の策定（12計画）		中止	R2.4～R3.3	令和2年度中の計画策定。	・計画策定にあたって、新型コロナウイルスの影響を踏まえる必要があるため。 ・計画策定に係る庁内外の会議体の開催や基礎調査等の進捗に支障が生じているため。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　企画財政部　　担当課：　財産管理課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	公用自動車安全運転研修	○	中止	R2.6～R3.6	主に新規採用職員を対象として、公用自動車の使用方法や特性、事故発生時の現場対応等の理解を深めるための研修を年1回行っている。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。 ・新型コロナウイルス感染症への対応で人手不足の所属があるため。	・研修資料の配付 ・ポータル掲示板への研修資料の掲載
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	事故処理担当者研修	○	中止	R2.10～R3.10	職場で事故処理を行う管理・監督者を対象として、事故発生時の初動対応、事故処理の流れ、交通事故防止、市民賠償事故について理解を深めるための研修を年1回行っている。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。 ・新型コロナウイルス感染症への対応で人手不足の所属があるため。	・ポータル掲示板への研修資料の掲載
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	教習所派遣研修	○	中止	R2.11～ R3.11	事故の再発防止と運転技能向上を目的として、公用自動車で事故を起こした職員及び運転に不慣れな職員が、教習所講師による路上実習等を受講する研修を年1回行っている。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。 ・新型コロナウイルス感染症への対応で人手不足の所属があるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	自転車事故防止研修	○	中止	R3.2～R4.2	自転車の事故防止を目的として、警察官講師によるDVD上映や講話を受講する研修を年1回行っている。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。 ・新型コロナウイルス感染症への対応で人手不足の所属があるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	公用自動車事故防止対策委員会の会議	○	中止	R3.2～R4.2	毎年2月に公用自動車事故防止対策委員会の会議を開催していた。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	・交通安全年間標語の書面選考 ・会議資料の配付 ・会議開催時期の変更（R4年度の会議はR4.4月に実施した）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	市役所敷地内における喫煙所の閉鎖	○	中止	R3.8～ R3.11	市役所敷地内に特定屋外喫煙場所を設けており、喫煙できる場所を提供している。	第5波期にて3回目の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、喫煙所を閉鎖した。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：総務部　　担当課：総務法制課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	平和式典派遣事業	○	中止	R2、R3	広島市、長崎市で原爆投下日に合わせて開催される平和式典に、公募で決定する市内の学生を派遣している。	新型コロナウイルス感染症対策の「密の回避」等により、開催市が式典への一般参加を不可としたため。R2年度、R3年度とも事業中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	平和の集い	○	中止	R2、R3	毎年10月に市民文化ホールにて平和に関する講演や上記派遣事業の報告を行うイベントを開催している。	新型コロナウイルス感染症対策により、R2年度は市の方針でイベントが原則中止となったため、本事業を中止。R3年度は開催したが例年の実施方法では密の回避が困難なため縮小開催。	R3の開催方法：客席を間引いて会場収容数を半数に縮小し、参加方法についても事前申込制に変更した。（例年は当日自由参加の形式で実施）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	市税滞納者に対する行政サービスの制限	○	中止	R2.4～	市税納付に係る公平性を保ち、受益と負担の適正化を図るため、補助、助成、利子補給及び融資などの事業について、全庁的に行政サービスの制限を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済的に困窮し、市税の納付が困難になる方が見込まれていることから、従来どおり市税滞納者に対し行政サービスを制限することは、より一層市民生活を厳しいものとすることが想定されるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	行政資料室運営業務		中止	R2.4.13～R2.6.29	行政資料等の閲覧、有償頒布刊行物の販売、開示請求等に伴う手続等を行っている。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛を要請、図書館も閉鎖している中で、新聞・行政資料等の閲覧を許可すること、有償頒布刊行物を販売することが妥当ではないと判断し、当該業務は休止し、開示請求等に伴う手続のみ対応を行った。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　総務部　　担当課：　職員課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	集団健康診断等		中止	R2.5～R3.1	5月に特定業務従事者健康診断と石綿健康診断、B型肝炎抗原抗体検査等を実施している。	令和2年3月5日付事務連絡及び同年3月13 日付総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室事務連絡にて、令和2年6月末までの間実施時期を延期してよいと示されたため。	・特定業務従事者健康診断対象者には、1回目の健診を人間ドックや職員健康診断を設定し、2回目の実施として1月に実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	個別健康診断		中止	R2.5～R3.2	5月中旬より健康診断を実施している。	令和2年3月5日付事務連絡及び同年3月13 日付総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室事務連絡にて、令和2年6月末までの間実施時期を延期してよいと示されたため。	・健康診断実施時期を変更して対応
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	腰痛予防巡回指導	○	中止	中止：R2.7～R4.3 変更：R4.7～	保育園等腰痛が起こりやすい職場を巡回している。学校等が少人数の職場職員については、近くの実施する施設に参加していた。	全庁的な事業縮小の指示を受け、保育園に外部業者や他所属職員が立ち入ることを避けたため。	・資料配布 ・R5年度より、学校等の職員については、本庁大会議室で実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	健康管理セミナー	○	中止	中止：R2年度 変更：R3年度～R4年度	各所属1名の参加	全庁的な事業中止・縮小の指示を受け対応。	・中止した際、情報機器作業健康セミナー、2年目職員健康管理セミナーについては、資料を配布 ・希望制とした ・Funa　Tubeによる動画研修
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	健康相談		中止	R2.3～R4.3	希望制。枠が空いているときは、カウンセリングは採用2～3年目の職員や新任係長、栄養相談は健康診断結果より勧奨している。	全庁的な事業中止・縮小の指示を受け対応。	・R3.6～外部相談窓口「こころの相談室」開設。対面、オンライン、電話（2回目以降）で利用可能とする。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	安全衛生委員会の活動	○	中止	R2.4～R2.9	労働安全衛生法第17 条に基づく安全委員会等の開催、職場巡視等の産業医活動等	国から、安全衛生委員会等の活動等について「令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。」との通知があり、当時の感染者が増加している状況を考慮し、活動を見合わせることとした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　総務部　　担当課：　人事課人材育成室

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	職員研修（基本研修）	○	中止	R2.4～R5.3	職員研修計画に基づき、新規採用職員、採用3年目職員、新任課長等、階層別に、指名制の研修を行っている。	研修生の集団感染を防ぐため。 感染症対応により業務体制の維持が困難となっている所属に、さらなる負担を生じさせないため。 研修会場を感染症対応業務に提供するため。	・一部の研修は中止したが、他の研修は日数を縮小したり、時期を変更（感染拡大期を避ける）にして実施 ・一部の科目について、実施方法を集合型から動画配信型に変更
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	職員研修（特別研修）	○	中止	R2.4～R5.3	職員研修計画に基づき、特定の能力を養うための研修を公募制又は指名制で行っている。	研修生の集団感染を防ぐため。 感染症対応により業務体制の維持が困難となっている所属に、さらなる負担を生じさせないため。 研修会場を感染症対応業務に提供するため。	・一部の研修は中止したが、他の研修は時期を変更（感染拡大期を避ける）にして実施 ・一部の科目について、実施方法を集合型から研修事業者が提供するeラーニングに変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	職員研修（派遣研修）	○	中止	R2.4～R4.3	専門的で高度な知識と技術を習得させるため、各研修機関へ派遣し通所型又は宿泊型の研修を行っている。	研修生の集団感染を防ぐため。 研修実施機関（派遣受入先）が研修生の受入を中止したり、研修方法を変更したりしたため。	・研修実施期間がオンライン型に切り替えた研修については制限なく研修を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	職員採用試験の筆記試験		中止	R2.6～R3.9	受験者数が多い6月実施試験（上級行政等）、7月実施試験（上級行政の適性検査）、9月実施試験（初級行政等）の会場として、日本大学船橋キャンパスを借用し実施。	日本大学が休校及び感染防止を理由に、令和2年度4月から外部への施設貸出を停止したため。	・代替会場として、収容可能人数の多い市立船橋高校、船橋中学校、葛飾中学校の校舎を借用 ・7月に日本大学でマークシート方式で実施していた上級行政の適性検査を、テストセンター方式に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	職員採用試験の筆記試験（6月実施試験）		中止	R2.6、R3.6	上級一般行政Aと上級一般行政Bを同日同時刻に実施（午前8時30分入場開始）。	試験会場として日本大学を借用できず船橋中学校で実施することになったが、ソーシャルディスタンスを考慮した座席配置も必要であり、受験者数の多い職種を同日同時刻で開催することが収容人数の都合上困難であったため。	・上級一般行政Bの実施時間を、上級一般行政Aの試験終了後に変更（午後3時30分入場開始）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	職員採用試験の筆記試験		中止	R2.6～R4.12	会場の収容可能人数とカンニング防止を考慮して、座席配置を検討。	受験者の集団感染を防ぐため。	・ソーシャルディスタンスも考慮して、座席配置を検討 ・座席数を収容可能人数の半分以下に限定
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	職員採用試験の面接試験		中止	R2.7～R4.12	パーテーション等を間に置かずに面接を実施。	受験者と面接官や、受験者同士での感染拡大を防ぐため。	・面接官の前方と面接官間に、クリアパーテーションを設置 ・集団討論では、上記に加え受験者間にもクリアパーテーションを設置 ・受験者及び面接官のマスク着用の義務化
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	職員採用試験全般		中止	R2.7～R4.12	筆記試験や面接試験の受付において、受験者に受験票や一次試験合格通知を提示させて入場させる。	受験者の集団感染を防ぐため。	・感染の疑いや体調不良が無いこと等を申告する「新型コロナウイルス感染症に関する申出書」を提出させる ・受付時に体温測定を実施 ・受付での密を防ぐため、受験番号ごとに入場時間を指定（筆記試験のみ）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
9	採用予定者懇親会（9月開催）	○	中止	R2.9、R3.9	8月末に合格発表のある試験職種（上級一般行政、社会福祉士、保健師等）で、9月下旬頃に採用予定者懇親会を実施。	令和2年及び3年の夏季に感染者数が急増しており、感染拡大を防ぐために開催中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	保育士採用予定者懇親会（12月開催）		中止	R2.12～R3.12	保育士の採用予定者を対象として、12月上旬頃に採用予定者懇親会を実施。	採用予定者の集団感染を防ぐため。	・プログラムの1つであった「市立保育園の見学」を中止し、代替として「先輩保育士の講演」（令和2年）、「先輩職員との座談会」（令和3年）を実施 ・グループワークを中止（令和2年のみ）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
11	採用予定者説明会（1月開催）		中止	R3.1	全職種（消防吏員は除く）の採用予定者を対象として、1月中旬頃に採用予定者説明会を実施。	採用予定者の集団感染を防ぐため。	・採用予定者を2グループに分け、2日に分けて実施（例年は全員を1日で実施） ・グループワークを中止し、先輩職員の講話を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　税務部　　担当課：　税務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	税の無料相談の中止	○	中止	R2.4～R2.8	千葉県税理士会船橋支部協力のもと、税に関する無料相談を毎週水曜日に実施している。	緊急事態宣言の発令、千葉県税理士会からの要請、及び「イベント等の開催は原則8月末日まで中止する」という市の方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	市税滞納者に対する行政サービスの制限	○	中止	R2.4～	各課において各種行政サービスの申請を受けた際に、申請者が市税を滞納している場合、サービスの提供を制限するもの。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済的に困窮し市税の納付が困難になる方が見込まれ、従来どおり市税滞納者に対し行政サービスを制限することは、より一層市民生活を厳しいものにすると考えられたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　税務部　　担当課：　市民税課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	公益社団法人船橋法人会の年末調整説明会への人員派遣の中止		中止	R3.11～	公益社団法人船橋法人会からの依頼により、商工会議所での研修会、市民文化ホールでの年末調整説明会に出席し、給与支払報告書の提出についての変更点や注意点を周知していた。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不特定多数の人との接触を避ける必要があると判断したため。	・市ホームページにてYouTube動画「給与支払報告書の提出について」を配信 ・R3年以降は年末調整説明会には上記YouTube動画のDVDを貸し出して放送してもらうこととした。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	市民税県民税申告会の中止（郵送申告の簡略化）		中止	R3.2～	2月～3月にかけて公民館及び市役所11階にて申告会場を設け、申告相談や申告書の提出の受付を行っていた	新型コロナウイルスが感染拡大している中、船橋市広報（令和2年12/1号）にて感染リスクが高い場所や行動の回避が広報された。例年、申告会場には短期間に大勢の人が集まり「密」になることから、感染拡大を避ける目的で、公民館及び市役所11階での申告会を中止することとし、併せて、郵送での申告を簡略化することにより、郵送での申告を促すこととした。 上記を、令和3年1/15号及び2/1号で順次広報した。	・郵送での申告を簡略化した ・申告の手引きの内容を、相談しなくても申告書が完成できるように修正した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	軽自動車税種別割減免申請の受付方法		中止	R3.1～	初めて減免申請をする場合や、現年度から継続して翌年度分も減免申請するが申請内容に変更がある場合は、申請書類に不備等がないか確認するため、書類の原本をお持ちいただき市民税課窓口で受付する。	感染症拡大防止のため受付方法について係内で検討を行った。	・郵送による申請（書類は原本コピーして郵送）の受付を開始
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　税務部　　担当課：　資産税課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	東日本大震災による被災家屋の現況調査	○	中止	R2.5～R3.1	東日本大震災による被災家屋の現況調査を3年毎に行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、被災家屋所有者と接することになる現況調査を中止した。	現況調査を行わなかったため、被災状況が継続しているものとして、家屋評価額の減額を継続適用した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	東日本大震災以外による被災家屋等の現況調査	○	中止	R3.7～R3.11	東日本大震災以外（火災・水害等）による被災家屋等の現況調査を3年毎に行っている。No.1の現況調査は棟数も多く、時間がかかるため、No.2の調査はNo.1の調査の翌年度に行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、被災家屋等所有者と接することになる現況調査を中止した。	現況調査を行わなかったため、被災状況が継続しているものとして、家屋評価額の減額を継続適用した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　税務部　　担当課：　債権管理課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	臨場による差押・調査		中止	R2.4～R4.3	差押や調査の際に、金融機関へ臨場して実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・やむを得ない場合を除き、郵送や電話での対応を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	来庁による納税相談	○	中止	R2.4～R4.3	必要に応じて、来庁による納税相談を実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・従来は来庁を指示していたケースも、電話での納付相談を了承した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	給与差押	○	中止	R2.4～R2.5	滞納者に対して、勤務先等へ給与差押を実施。	「新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例の取扱いについて」（令和2年4月30日付総税企第64号総務省自治税務局企画課長通知）等により、経済的負担軽減を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	預金差押	○	中止	R2.4～R2.8	滞納者に対して、金融機関等へ預金差押を実施。	「新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例の取扱いについて」（令和2年4月30日付総税企第64号総務省自治税務局企画課長通知）等により、経済的負担軽減を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　市民生活部　担当課：　戸籍住民課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	フェイス窓口業務		中止	R2.4～R2.5	開館時間 平日：9時～20時 土日祝日：9時～17時	緊急事態宣言の発令に伴い、接触の機会の低減を図り、感染症蔓延を防止するため。	以下のとおり開庁時間の短縮を図った。 平日：9時～17時 土日祝日：閉館
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　市民生活部　担当課：　自治振興課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	補助金受付業務		中止	R2～	平成29年までは受付会場を設けて対面での受付を原則としていた。郵送での申請希望があり、令和元年度から郵送でも申請出来ることとした。	新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、対面での対応を最小限にするため。	原則郵送での申請とし、対面を希望の場合は予約制とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	補助金受付業務		中止	R2～	受付期間を4～6月末に設定。	多くの町会・自治会が総会（申請に必要な資料作成に必要）を開催することが困難となっていたため。	受付期間を延長（R2：4～7月末、R3～：4～9月末）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	市ホームページへの町会・自治会情報の掲載		中止	R2～	「町会・自治会活動」として、市ホームページに各種情報を掲載	多くの町会・自治会から、総会開催が出来ない等の相談が寄せられたため。	会議の開催方法（書面開催等）について掲載
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	市ホームページへの認可地縁団体に関する情報の掲載		中止	R5～	「町会・自治会等の法人化（認可地縁団体）」として、市ホームページに各種情報を掲載	地方自治法の一部改正による。また、認可地縁団体として登録している町会・自治会からも総会開催方法について相談が寄せられたため。	条件を満たせば、認可地縁団体が総会を開催せずに書面または電磁的方法により決議することが出来る様になったことを掲載
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	市民センター運営		中止	R3～	市民センターの部屋等の貸し出しについては、単位使用時間毎に使用料が定められており、一部の時間使用しなくとも単位使用時間の料金と同額としていた。	感染症の蔓延や館内の設備機器点検等、使用者の責任ではない理由により、あらかじめ単位使用時間の一部について使用できないことが判明している場合、使用料を減額する必要があるとの考えから、船橋市市民センター条例施行規則を改正した。	市民センターの部屋等の貸し出しについて、使用者の責任ではない理由により単位使用時間の一部が使用できない場合の使用料を一部減額出来ることとした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	市民センター（展示ギャラリー）		中止	R2.6～R5.5	展示ギャラリー部分について談話スペースとして開放していた（椅子20脚）。	感染症予防の観点から、談話スペースの運用を変更した。	会話を伴わない自主学習スペースとして運用を変更し、席を減らしたり消毒液を置くなどの対応をした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	船橋市自治会連合協議会事務局	○	中止	R2～R4	定期総会を毎年6月に開催	コロナウィルス感染症感染拡大防止	定期総会の中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
8	船橋市自治会連合協議会事務局	○	中止	R2～R4	執行部会を各月、常任理事会を偶数月に開催	コロナウィルス感染症感染拡大防止	状況に合わせ、執行部会、常任理事会の会議を開催中止または書面開催とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	船橋市自治会連合協議会事務局		中止	R2～R4	部会、委員会活動	コロナウィルス感染症感染拡大防止	必要最小限の活動とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　市民生活部　　担当課：　市民協働課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	夏のボランティア体験事業	○	中止	R2.6～8	ボランティア体験を希望する学生と団体が一堂に会するマッチング会を開催し、その後各団体が夏休み期間中に学生を受け入れる。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	ふなばし市民活動フェア	○	中止	R3.2	市民活動団体がパネル・ブース・パフォーマンス実演などにより日頃の活動を紹介する。	上記(No.1)と同じ	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	夏のボランティア体験事業		中止	R3. 6～10	ボランティア体験を希望する学生と団体が一堂に会するマッチング会を開催し、その後各団体が夏休み期間中に学生を受け入れる。	上記(No.1)と同じ	・マッチング会の省略 ・受入団体には可能な範囲でリモート対応可能なメニューを依頼 ・実施時に感染症対策徹底の依頼。 ・分散の目的で期間を10月まで延長
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	ふなばし市民活動フェア		中止	R4.2	市民活動団体がパネル・ブース・パフォーマンス実演などにより日頃の活動を紹介する。	上記(No.1)と同じ	・会場開催は行わず、オンライン交流会やWEB上での活動紹介などを実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	船橋市市民公益活動公募型支援事業		中止	R2.8～R4.8	市民から提案のあった事業で、審査にて公益性や必要性の認められたものに支援金を交付する	上記(No.1)と同じ	・公開報告会の中止 ・募集期間の1ヶ月後ろ倒し ・審査会の書面開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	船橋市市民活動サポートセンター運営協議会	○	中止	R2.4～R4.6	市民活動サポートセンターにおける市民公益活動の促進のための方策や運営に関する協議および事業を実施する	上記(No.1)と同じ	・各部会月次打合わせ中止 ・書面またはオンライン開催への変更 ・新任委員の委嘱を2か月後ろ倒し ・学び合い交流会の中止 ・何でも相談事業の中止
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	各種講座開催	○	中止	R2.3～R3.9	男女共同参画に関する講座の開催	上記(No.1)と同じ	・一部講座は中止（代替なし） ・一部講座は縮小（定員数を引き下げ） ・一部講座は変更（オンライン講座へ変更）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
8	男女共同参画フェスティバル		中止	R2.11～R2.12	広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を図ることを目的とし、フェスティバルを1日間開催	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	・1日間開催（講座・展示）から2週間開催（展示のみ）に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	性的少数者交流会	○	中止	R3.1	若年層の性的少数者当事者の孤独感を払しょくすることを目的とし、交流会を開催	上記(No.8)と同じ	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	男女共同参画講演会		中止	R2.12	広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を図ることを目的とし、講演会を開催	上記(No.8)と同じ	・定員数を250名から80名に引き下げ
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	男女共同参画センター図書貸し出し		中止	R2.12～R3.9	男女共同参画に関する図書の貸し出し	上記(No.8)と同じ	・貸し出し可能時間を短縮
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	女性のための法律相談		中止	R2.4～R3.9	毎月、第1木、第3月、第4水曜日に面談で実施。	上記(No.8)と同じ	・面談方式から電話相談方式に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　市民生活部　　担当課：　市民安全推進課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	交通安全教室（幼児）	○	中止	R2.6～R4.3	実施希望のあった市内保育園・幼稚園・認定こども園に交通安全指導員が出向き、交通安全教室を実施している。 また、希望する園については着ぐるみを派遣した。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・教室を中止するのではなく、延期で対応できる園については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いたタイミングで教室を実施した。 ・年長のみの参加など、人数を減らすことにより密を回避し、教室を実施した。 ・着ぐるみの派遣は中止し、感染状況が落ち着いたタイミングで教室を実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	交通安全教室（小学校） ※法典小学校以外	○	中止	R2.4～R3.3	市内小学校に交通安全指導員が出向き、交通安全教室を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	スケアードストレイト自転車交通安全教室（中学校）	○	中止	R2.4～R3.3	スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を年間9校で実施し、3年間で市内の全中学校27校で実施する。 ※現在は金杉台中学校が廃校になり、26校	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	・令和2年度中に実施できなかった学校については令和3年度に実施した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	船橋市交通安全基本条例第6条に基づく船橋市交通安全対策会議		中止	R2.3～R5.3	年に1度、交通安全計画に関する事項について調査・審議を行い、交通安全計画を作成し、その計画実施を推進する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・書面により開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	船橋市老人クラブ交通安全指導員の委嘱状交付式・研修会		中止	R2.8～R4.8	2年に1度、市内の老人クラブ交通安全指導員の委嘱状交付式と交通安全に関する研修会を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・研修に代わり、交通安全に関するリーフレットを送付した。 ・委嘱状は郵送にて交付した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	全国交通安全運動にともなう交通安全啓発イベント、その他街頭啓発活動	○	中止	R2.4～R4.8	・交通安全運動期間中に市内管轄警察署とともに交通安全啓発イベントを実施している。 ・市内管轄警察署とともに街頭で自転車等の交通安全啓発活動を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	第11次船橋市交通安全計画策定		中止	R2.4～R3.9	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項に基づき、陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱を定めたもので、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした「第11次船橋市交通安全計画」を策定した。	新型コロナウイルス感染症の影響等により、国の計画の中間案の公表時期が遅れたこと、また、県の計画のたたき台が昨年12月になって示されたため。	・当初の計画策定予定時期から約3か月遅らせ、令和3年9月に策定した
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	安全で安心なまちづくり旬間	○	中止	R2.10～R4.10	県条例で定められた期間に、自連協と共催で防犯キャンペーンを実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　福祉サービス部　担当課：　福祉政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市社会福祉審議会（総会）		中止	R3.2～R4.2	社会福祉に関する事項を調査審議するため、年1回（委員の一斉改選年は2回）船橋市社会福祉審議会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した結果、書面開催とした。	書面会議を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	船橋市福祉サービス第三者委員連絡協議会		中止	R3.2～R4.12	船橋市福祉サービス第三者委員連絡協議会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した結果、書面開催とした。	書面会議を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	船橋市地域福祉計画策定委員会		中止	R2.8～R4.2	「第4次船橋市地域福祉計画」策定について、協議を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した結果、書面開催・ハイブリッド開催とした。	書面会議・ハイブリッド会議を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	福祉ガイドコーナー研修	○	中止	R2.4	出張所・連絡所に設けている福祉ガイドコーナーにて取り扱う業務について、年1回各事業所管課から説明する研修を行っている。	研修を受ける出張所に意見聴取したうえで、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した結果中止とした。	研修資料の配布
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	人権啓発活動地方委託事業		中止	R4	船橋市と八千代市が毎年交代で、県より人権啓発活動地方委託事業を受託し、集客型の人権イベントを実施している。	共催している法務局船橋支局及び船橋人権擁護委員会と協議のうえ、人を集めない人権啓発を行うこととした。なお令和2、3年度は八千代市が委託を受けたが中止している。	京成本線及び東葉高速鉄道の市内各駅、船橋市及び八千代市の庁舎で人権ポスターを掲示。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　福祉サービス部　担当課：　地域福祉課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	地区社会福祉協議会によるミニデイサービス等各種事業	○	中止	R2.2～R5.3	市内24地区社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、公民館等において地域住民を対象にミニデイサービスやサロンといった各種事業を開催している。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市社会福祉協議会は地区社会福祉協議会に対し、令和2年2月20日付けで各種事業の中止及び延期を要請したため。さらに緊急事態宣言による公民館閉館に伴う事務所閉鎖期間を経て、令和2年6月1日以降は段階的に事業を再開することとしたが、感染拡大時は事業を中止する取り扱いを継続した。	・集合型の事業を実施できない時期は参加者に向けて、工作キットや塗り絵、室内体操のチラシ等を送付する取り組みを行い、つながりが途切れないように、孤独防止や見守りに努めた。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	戦没者追悼式	○	中止	R2.10 R3.10 R4.10	戦没者の冥福を祈るとともに、遺族の労苦をねぎらうことを目的として、戦没者追悼式を毎年1回（10月）開催している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	追悼式の実施に代えて、船橋大神宮内の戦没者慰霊塔に生花を供え、黙とう、献花を実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	民生委員・児童委員大会	○	中止	R2.5 R3.5 R4.5	船橋市の民生委員・児童委員が1年に1度、一堂に会して式典及び講演会等を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名:　　福祉サービス部　　担当課:　障害福祉課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由(経緯)	代替で行ったこと
1	船橋市自立支援協議会	○	中止	R2.6～R4.3	地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について、年2～3回協議を行う。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・一部会議を書面会議にて開催 ・令和3年度第3回の会議を中止
			縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				
2	第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会		中止	R3.2～R3.8	障害者のための施策に関する基本的な計画である「第4次船橋市障害者施策に関する計画」策定について、協議を行う。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・一部会議を書面会議にて開催
			縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				
3	障害者週間記念事業		中止	①R2.11 ②R3.11	障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的にイベントを開催している。	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が示されたため。	①障害者就労施設等による合同販売会や体験型の企画を中止 ②障害者就労施設等による合同販売会を中止
		○	縮小				
			変更				
			その他(　　)				
4	船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定業務		中止	R2.4～R3.3	5年に1度、指定管理を行っている福祉ホーム若葉について指定管理者の選定を行う。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みながら、書面会議または従来通りの対面会議にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				
5	船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定業務		中止	R3.4～R4.3	5年に1度、指定管理を行っている北総育成園について指定管理者の選定を行う。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みながら、書面会議または従来通りの対面会議にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定の期間の変更		中止	R3.4～R4.3	平成28年4月1日から平成33年（令和3年）3月31日までの5年間を指定期間としていた。	新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、終息の判断がされるまで、長期間の園内療養生活となった。 日常に戻るには一定の期間を要するものと考えられ、この段階で、来期の選定を行うことは、運営事業者の新規参入が期待できないため。	令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間について指定期間を延長した
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	精神障害者保健福祉手帳の申請受付および交付業務		中止	（申請受付） R2.4～ （交付業務） R2.4～R2.5	精神障害者保健福祉手帳の申請受付および交付業務を主に窓口にて行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、対面での対応を減らすよう検討を行ったため。	（申請受付） 一部で行っていた、郵送による申請受付を促進することとした。 （交付業務） 一部で行っていた、郵送による交付業務を原則全件で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	自立支援医療（精神通院）の申請受付業務		中止	R2.4～	自立支援医療（精神通院）の申請受付業務を主に窓口にて行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、対面での対応を減らすよう検討を行ったため。	一部で行っていた、郵送による申請受付を促進することとした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	身体障害者手帳交付事務		中止	R2.6～ R2.11	身体障害者手帳の再認定期限がついている対象者に対し、期限が到来する3か月前を目安に再認定通知を送付している。	令和2年4月24日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課発事務連絡及び、令和2年5月1日付千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長発障推第288号にて身体障害者手帳の再認定等の取扱いについて新型コロナウイルス感染状況等を考慮し、再認定期限を1年間延長するよう方針が示されたため。	・再認定期限が令和2年3月から令和3年2月までの対象者に期限延長の通知を送付
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	身体障害者手帳交付事務		中止	R2.3～	身体障害者手帳新規交付者に対し、市会議室にて福祉サービス等の説明会を行っている。	保健所からの緊急事態宣言に伴う市公共施設の一部休館・利用制限及び市主催（共催）のイベント・事業の中止等における通知に基づき、中止とした。	・身体障害者手帳は簡易書留で郵送もしくは窓口にて個別交付
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	船橋市身体障害者福祉専門分科会審査部会		中止	R2.5～R5.3	年4回、市会議室にて委員出席のもと身体障害者手帳に係る事項を審議している。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みながら、書面会議または従来通りの対面会議にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	船橋市身体障害者福祉専門分科会		中止	R2.5～R5.3	年1回、市会議室にて委員出席のもと身体障害者の福祉に関する事項を審議している（審議事項がない場合は開催なし）。	令和2年4月10日付船職員第172号にて、附属機関等の会議の臨時的取扱いについて方針が示されたため。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みながら、書面会議または従来通りの対面会議にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	船橋市身体障害者手帳認定嘱託医		中止	R3.2～	市より委嘱した嘱託医のもとに来院し、身体障害者手帳の交付に係る専門的審査及び指導をしてもらう。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため変更した。	・郵送にて審査及び指導を依頼
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	中途失聴者・難聴者手話講習事業	○	中止	R2.4～R4.3	身体障害者手帳を持たない中途失聴者・難聴者に対し手話講習会を開催し、手話の習得を促し、社会参加を促進する。例年、初級・中級共に各15回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため変更した。	・令和2年度は開催なし。 ・令和3年度は、初級・中級共に各7回と、規模を縮小し実施。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	更生医療給付費		中止	R2.3.1～R3.2.28	更生医療受給者証の有効期間が到来する2か月前を目安に再認定申請案内を送付している。	令和2年4月30日付児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令にて、更生医療支給認定の有効期間の取扱いについて新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、支給認定の有効期間を1年間延長するよう省令改正が行われたため。	有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの対象者に有効期間延長の通知及び有効期間を延長した受給者証を送付
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
16	市民後見人養成講座	○	中止	①R3.3.12 ②R3.3.17	成年後見人等の担い手を補う為、一般市民が成年後見人等となる「市民後見人」の養成講座を委託により年1回（例年全2回）開催する。	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	障害者理解啓発ポスター	○	中止	R2.4～R3.2	市内小学生を対象に、「障害と障害のある人への理解」をテーマとしたポスター作品を公募し、入選作品を使用した障害者週間の啓発ポスターを作成・公共施設等への掲示、応募作品を掲載した作品集の作成・配布を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
18	障害者虐待防止対応連絡会議	○	中止	R2.5.27	障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を適切に実施するため、対応ケースについて諮り、助言等を支援へ反映させる。	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が示されたため。	中止となった令和2年度第1回で諮る予定だった案件については、その次に予定していた会議に諮った。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	障害者差別解消支援地域協議会	○	中止	R2.3～R4.3	参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取組が推進されるよう、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため。	令和元年度第3回は中止としたが、令和2，3年度については対面から書面に変更して開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
20	療育手帳（18歳以上）の新規・再判定		中止	R2.3～R5.7	18歳以上の者からの療育手帳の新規交付申請、再判定申請書の受理をし、面談を実施後、所定の書類を添えて千葉県中央障害者相談センターに判定を依頼する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため、千葉県中央障害者相談センター所長発依頼通知により対応が示されたため。	窓口における面談を電話聞き取りに変更して実施。 ※千葉県中央障害者相談センターにおいて以下の変更を行ったため、変更後の内容で案内を実施。 ・「次の判定年月」の延長 ・同センターにおける判定方法を（時期によって一部）面談から書類＋電話聞き取りに変更。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
21	障害者就労支援事業所等合同説明会	○	中止	R2.12 ～R4.12	市内の特別支援学校・特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対し合同説明会を開催し、施設が設けたブースを来場者が自由に回り、作業成果物の閲覧、パンフレットの配布や活動内容の説明を受けることで各施設での活動内容等を紹介し卒業後の進路の参考としてもらうとともに、障害福祉施設等が利用希望者のニーズを把握する機会を提供する。	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で会場の確保が困難であること、事業の実施目的の達成が困難であることに加え、説明会会場で集団クラスターが発生した場合に、生徒への感染は重症化や死亡に繋がる可能性があるため。	代替案として卒業後の進路の参考に事業所のパンフレットを事務局で取りまとめ、各学校への配布を行った。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
22	身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談		中止	R2.5 ～R2.10	障害があるご本人及びその家族から、障害者の日常生活全般における相談に、市から委嘱を受けた身体障害者相談員もしくは知的障害者相談員が電話・対面で相談に応じる。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染防止対策のため。	対面による相談窓口のみ中止し、電話相談は実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
23	障害者介護給付認定審査会 全体会		中止	R5年度以降	認定審査会委員全員が集まる全体会を年1回開催し、介護給付費等障害福祉サービスに関する会議を行っている。	新型コロナウイルス感染症の流行により令和2年度は書面開催とした。その後近隣市の全体会開催状況を調べたところ、本市のように全員が一堂に会する会議を行っている市がなかった事から、委員全員の全体会への意向を確認し、令和5年度からは全体会を開催しない事とした。	年1回の研修を書面開催に変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　　福祉サービス部　　担当課：　生活支援課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	生活保護受給者宅への訪問自粛		中止	R2.3～R4.6	生活保護受給者宅へ定期的な訪問を行っている。	令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡、令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡等により、訪問時間が長時間にならないよう対応方針が示されたため、本市の感染状況等も考慮し、訪問の自粛を断続的に行った。	・電話等により生活状況の把握を行った。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	生活保護の申請相談時の面接時間の短縮		中止	R2.4～R4.6	生活保護の申請相談時に面接を行い、保護の要否判定に必要な情報の聴取や必要書類の記入等を行っている。	令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡にて、申請相談時の面接時間が長時間にならないよう、対応方針が示されたため。	・一部書類については、申請相談時に記載するのではなく、申請者へ配付し、後日回収することとした。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　　福祉サービス部　　担当課：　指導監査課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	老人福祉法第18条に基づく社会福祉法人等指導監査（特別養護老人ホーム）		中止	R2.3～R3.10	市内特別養護老人ホームに対し年1回定期的に、書面もしくは実地にて指導監査を行っている。 ※R2.4～7は元から実施予定がなかった	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	・実地による指導監査を中止（延期） ・書面による指導監査は予定通り実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	老人福祉法第29条第13項に基づく立入検査（有料老人ホーム）	○	中止	R2.10～R4.3	市内有料老人ホームに対し4年に1回定期的に実地にて立入検査を行っている。 ※R2.4～9は元から実施予定がなかった	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	介護保険法第23条に基づく運営指導（介護事業所・施設系）	○	中止	R2.3～R3.10	市内介護事業所（施設系）に対し4年に1回定期的に実地にて運営指導を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	高齢者住まい法第24条に基づく立入検査（サービス付き高齢者向け住宅）	○	中止	R2.10～R3.10	所管課である住宅政策課と共同で、市内サービス付き高齢者向け住宅に対し概ね5年に1回定期的に実地にて立入検査を行っている。 ※R2.4～9は元から実施予定がなかった	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	船橋市地域密着型サービス運営委員会（附属機関に準ずるもの）		中止	R2.5～R4.8	船橋市が行う地域密着型サービス事業所の指定等について、年3回対面形式により、外部委員にて構成される委員会を開催している。	令和2年4月10日付け、船職員第172号「附属機関等の会議の臨時的取扱いについて（通知）」にて、感染状況を考慮して書面会議が可能と示されたため。	感染状況に応じ書面会議を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	介護保険法第23条に基づく運営指導（介護事業所・居宅系）	○	中止	R2.3～R3.5	市内介護事業所（居宅系）に対し4年に1回定期的に実地にて運営指導を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
7	船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱5条に基づく集団指導		中止	R2年度開催 R3年度開催	介護給付等対象サービスの取扱い等について、サービス事業者等に講習等の方法により指導を行っている。	市内の感染状況及び市内での船橋市主催のイベントの制限があったため見直しを行った。	オンラインでの資料並びに動画を公開し実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づく実地指導	○	中止	R2.3～R3.5	市内障害福祉サービス事業所に対し3年に1回定期的に実地にて指導を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	船橋市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱第5条に基づく集団指導		中止	R2年度開催 R3年度開催	介護給付等対象サービスの取扱い等について、サービス事業者等に講習等の方法により指導を行っている。	市内の感染状況及び市内での船橋市主催のイベントの制限があったため見直しを行った。	オンラインでの資料並びに動画を公開し実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	児童福祉法第57条の3の2に基づく実地指導	○	中止	R2.3～R3.5	市内障害児通所支援事業所に対し3年に1回定期的に実地にて指導を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	船橋市指定障害児通所支援事業者等指導監査要綱第5条に基づく集団指導		中止	R2年度開催 R3年度開催	介護給付等対象サービスの取扱い等について、サービス事業者等に講習等の方法により指導を行っている。	市内の感染状況及び市内での船橋市主催のイベントの制限があったため見直しを行った。	オンラインでの資料並びに動画を公開し実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
12	社会福祉法第56条に基づく社会福祉法人指導監査	○	中止	R2.4～R4.3	市所管の社会福祉法人に対し原則3年に1回実地監査を行っている。	令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課発事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制を図る観点から、法人の状況等を踏まえ、延期等の対応を検討することが示されたため。	中止（延期）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
13	児童福祉法第46条に基づく市内認可保育所指導監査（会計のみ）		中止	R3.8～R3.9	市内認可保育所へ年1回実地にて指導監査を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	・一部実地による指導監査から書面による指導監査に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	社会福祉法第70条に基づく市内軽費老人ホーム指導監査		中止	R2.4～R4.3	市内軽費老人ホームへ年1回定期的に、書面もしくは実地にて指導監査を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	・実地による指導監査を中止（延期） ・書面による指導監査は予定通り実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	社会福祉法第70条に基づく市内障害者支援施設指導監査	○	中止	R2.4～R4.3	市内障害者支援施設に対し年1回定期的に、書面もしくは実地にて指導監査を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	・実地による指導監査を中止（延期） ・書面による指導監査は予定通り実施 ・一部実地による指導監査から書面による指導監査に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	老人福祉法第18条に基づく市内養護老人ホーム指導監査	○	中止	R4.1	市内養護老人ホーム（1施設）に対し年1回定期的に、書面もしくは実地にて指導監査を行っている。 ※令和3年度は実地予定の周期となっていた。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
17	社会福祉法第70条に基づく市内無料低額宿泊所立入調査	○	中止	R2.4～R4.3	市内無料低額宿泊所へ年1回定期的に立入調査を行っている。	市内の感染状況や近隣自治体の実施状況を参考に見直しを行った。	中止（延期）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　高齢者福祉部　担当課：　高齢者福祉課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	百歳高齢者表彰 市長訪問		中止	R1.9～	百歳高齢者のうち1～2名対話が可能である者を選出し、市長が訪問して対話を行う。 またその内容を広報ふなばしの9月15日号に掲載する。	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、対面の機会を減らすため	表彰対象者のうち、希望のあった者の顔写真を広報ふなばしの9月15日号に掲載する。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	敬老行事交付金	○	中止	R2～R4	敬老会を開催する町会・自治会に対し、開催費用の補助として交付金を交付する	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、対面の機会を減らすため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	高齢者いきいき健康教室	○	中止	（中止）R2.2～R2.11, R2.12.26～R3.3 （縮小） R2.12.1～R2.12.25 R3.4～R6.3	楽しく体を動かすことにより、高齢者の閉じこもり解消、健康維持と体力増進を図る。 14会場15教室にて開催する。	市の主催（共催）イベントの方針に合わせるため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	高齢者健やか活動支援事業	○	中止	R2.4～R2.10 R2.12～R3.3 R3.8～R3.9	老人クラブ等の団体が高齢者を対象とした健康増進等に関するテーマの講演会を市の共催として開催する。	市の主催（共催）イベントの方針に合わせるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業　地域交流会	○	中止	R2～R4	ひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に訪問又は電話にて安否確認を行っている地域の団体が、対象のひとり暮らし高齢者等に対して交流会を継続的に行った場合に、活動に要した費用に対して補助金を交付する。	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、集団での飲食の機会を減らすため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　高齢者福祉部　担当課：　地域包括ケア推進課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	ひまわりネットワーク各委員会・役員会	○	中止	R2.2～R5.3	ひまわりネットワークの委員会・役員会活動を対面で行っていた。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮し、開催を中止したほか、開催方法をオンラインに変更した。	・オンラインで開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	ひまわりネットワーク市民公開講座	○	中止	R3.11	在宅医療の普及啓発に係る市民公開講座を年1回行っていた。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮し、令和3年度の開催方法をオンラインに変更した。	・オンラインで開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	家族のための介護教室	○	中止	①R2.5～R3.10 ②R3.10～R5.2	市民を対象に介護知識・技術の伝達講習会を対面にて開催している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	①一部開催を中止した ②参加人数を制限し開催した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	自立支援ケアマネジメント検討会議	○	中止	①R2.3～R2.9 ②R3.8～R3.10	介護予防ケアプランに対し、多職種によりケアマネジャーに助言を行う会議を行っている。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	標記期間開催を中止した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	ひまわりネットワーク ひまわりスタートアップ研修他	○	中止	R2.2～R4.3	地域の医療・介護関係者のスキルアップや在宅医療・介護に関わる仲間のすそのを広げるため、基礎的な知識の習得を目的とする研修を行っている。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・開催中止あるいはオンラインにより開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	認知症高齢者徘徊模擬訓練	○	中止	R2.4～R5.3	認知症等の徘徊高齢者を隣近所や地域で声かけ、見守り、保護していく仕組みを考え整備することを目的とした訓練を、実行委員会を組織して行っている。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・開催中止あるいは規模を縮小、屋内へ変更して訓練を開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	認知症初期集中支援チーム		中止	R2.4～R5.3	認知症の早期発見・早期対応のために、医療と介護の専門職が認知症の疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問して初期の支援を包括的・集中的に行う。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・利用者の希望等を考慮しながら、家庭訪問をオンラインに変更して面接を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
8	訪問看護事業推進業務	○	中止	R2.12～R5.3	地域包括ケアシステムの構築に欠かせない在宅療養する高齢者等への訪問看護について、研修にて普及・啓発を行う。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・開催中止あるいはオンラインにより研修を開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	市民向け認知症サポーター養成講座・成年後見制度講演会	○	中止	R2.11～R4.3	市民に向けた普及啓発のため公民館にて毎年2回、認知症サポーター養成講座並びに成年後見制度講演会を開催。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和2年度は開催を中止。令和3年度はガイドラインに基づき1回開催。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定のパブリックコメントに係る住民説明会	○	中止	R3. 12～R4.1	パブリックコメント実施に係る住民説明会を実施	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	住民への説明は動画配信にて行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
11	地域ケア会議		中止	R3.4～R5.3	地域の高齢者を支援するために地域課題及びその解決のために、地域関係者や介護や医療の専門職が取り組む会議。なお、当会議は各地区コミュニティ単位で開催している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	一部書面会議で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	地域包括支援センター出張相談窓口	○	中止	R2.4～R2.7	働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立不安や悩みに対する相談支援の充実強化を図るため、月2回、土曜・日曜にフェイスビル5階の相談室にて出張相談窓口を開設している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和2年4月～令和2年7月の開設を中止とした。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
13	地域包括支援センター運営協議会		中止	R2.4～R4.8	地域包括支援センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図るために協議を実施している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和2年度は3回とも全て書面会議とした。 令和3年度は4回中3回書面会議とした。 令和4年度は3回中1回書面会議とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	相談協力員研修会	○	中止	R3.2～R4.2	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談協力員としての役割を果たしている民生委員等を対象に、在宅介護に関する知識の普及を目的に実施している研修会。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和2年度及び3年度の開催を中止とした。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	地域ケア会議推進会議及び地域ケア会議推進会議研修会	○	中止	R2.4～R4.8	地域ケア会議の事務局機能平準化などを図る会議	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	①地域ケア会議推進会議 令和2年度は1回中止。 令和3年度は2回中止。 令和4年度は1回中止。 ②地域ケア会議推進会議研修会 令和2年度は開催を中止。 令和3年度はオンラインと対面のハイブリット形式で実施。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	認知症家族交流会・若年性認知症家族交流会	○	中止	R2.4～R3.11	在宅で認知症の方を介護している家族を対象とし、介護者の不安とストレスの軽減や地域における認知症にたいする理解の促進を図る。 認知症家族交流会　年5回開催 若年性認知症家族交流会　年1回開催。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	一部回数を中止とした。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	認知症カフェ	○	中止	R2.2～R5.3	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い交流できる場を市内各地で自主的に開催している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・開催回数を減らして実施。 ・休止、廃止。 ・人数を制限して実施。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
18	高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会、担当者会議、高齢者虐待防止研修会	○	中止	R2.4～R5.3	高齢者虐待の予防、早期発見・早期対応、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会と担当者会議および研修会を開催する。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	一部回数を中止とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	職員向け認知症サポーター養成講座	○	中止	R2.4～R5.3	認知症を正しく理解し、適切な接遇や職務を遂行するため、毎年未受講者の市職員向けに認知症サポーター養成講座を実施。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・R2年度は中止とした。 ・R3.4年度は会場人数を制限して実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
20	小・中学校向け認知症サポーター養成講座	○	中止	R2.4～R5.3	認知症の正しい理解と啓発のため、市内市立全小学校と任意で市内市立中学校向けに毎年認知症サポーター養成講座を実施。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・令和2年度、3年度は一部中止 ・R2～4年度で一部オンライン講座を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
21	認知症シンポジウム	○	中止	R2.4～R5.3	ひまわりネットワークの認知症の人にやさしいまちづくり委員会主催にて、毎年12月に市民等へ認知症の正しい知識の普及と認知症の方を地域で支え合う体制づくりを目指して「認知症シンポジウム」を開催。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・令和2年度は中止 ・令和3年度は録画配信にて実施 ・令和4年度は人数を制限して実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
22	船橋・習志野心不全連携協議会	○	中止	R2.4～R5.3	心不全の地域連携と心不全手帳の普及啓発のため、年3回、船橋・習志野心不全連携協議会を対面にて実施。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・令和2年度は1回書面開催、2回は中止 ・令和3.4年度はそれぞれ1回書面開催、2回はオンライン開催
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
23	自立支援ケアマネジメント研修会	○	中止	R2.5～R4.10	自立支援型介護予防ケアマネジメント事業にかかる研修会の開催。市内サービス提供事業者、介護支援専門員等を対象に行う研修	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	研修会を中止した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
24	介護支援専門員・主任介護支援専門員研修会	○	中止	R2.5～R4.12	船橋市介護支援専門員協議会との共催で行っている介護支援専門員向けの研修。主任介護支援専門員の更新の要件である法定外研修に位置づけられている。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	・令和2年度2回　参加人数を制限 ・令和3年度2回　参加人数を制限 ・令和4年度2回 ハイブリット（参集・オンライン）開催 完全オンラインで開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
25	在宅医療支援拠点ふなぽーと市民公開講座	○	中止	R2.2～R5.3	在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて在宅医療について市民に普及啓発を行うため、年1回市民公開講座を開催している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和元年度～令和3年度まで開催を中止。令和4年度に開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
26	在宅医慮支援拠点ふなぽーと運営連絡調整会議		中止	R2.6～R5.6	在宅医療支援拠点ふなぽーとにおける取組や実績報告、事業計画等を報告する会議を年2回行っている。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	R2年度は書面で1回のみ開催 R3年度～R4年度はオンライン開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
27	在宅医療・介護の講演会・相談会	○	中止	R2.6～R4.2	在宅医療・介護連携推進を目的として、医療・介護関係者が在宅医療・介護連携に関する講演会を年上限7回、患者やその家族が、無料で医師等専門職へ在宅医療・介護の相談を行う相談会を年上限8回実施している。	緊急事態宣言の発令や感染状況等を考慮したため。	令和2年度は講演会・相談会を3回のみ開催し、他は中止 令和3年度は講演会5回、相談会6回開催し、他は中止
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　高齢者福祉部　担当課：　介護保険課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	介護保険事業運営協議会		中止	R2.7 R3.2～R3.3 R3.8～R3.9 R4.8～R4.9	船橋市介護保険条例第12条及び船橋市介護保険施行規則第24条に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定や市の介護保険に関する施策の実施状況等について、調査審議を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・書面による介護保険事業運営協議会を開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会		中止	R2.8 R2.9～ R2.10 R3.1～R3.2	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」案の作成やその他の必要事項について調査審議を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・書面による船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会を開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する住民説明会	○	中止	R3.1	3か年を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、市民にその概要について説明するもの。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・市Youtubeチャンネルによる説明動画を配信
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	介護に関する入門的研修	○	中止	R3.2	介護未経験者が介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な知識や技術を学べる研修の実施。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	介護人材確保対策懇談会		中止	R2.9	本市の介護人材確保対策を進めていくうえで、介護事業者との連携・協働が欠かせないことから、関係団体からの意見聴取及び情報交換の場として設置し、効果的な事業の推進を図る。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・書面による介護人材確保対策懇談会を開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	介護・福祉の合同就職説明会「PORT」	○	中止	R2.2 R3.2 R4.2	介護・福祉の仕事に興味のある方を対象に、船橋市主催で、市内の介護保険・障害福祉サービスの事業所と合同で開催する就職説明会。例年対面形式で行われていた。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・開催中止（R2.2、R3.2） ・就職者と出展法人をWEB会議ツールで繋ぎ、実施（R4.2）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	臨戸徴収（個別訪問による納付依頼）		中止	R2.4.1～	介護保険料滞納者の自宅を訪問し、納付に係る折衝を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	書面による納付依頼
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	住宅改修受領委任登録更新研修会		中止	R2.12～ R3.3 R3.12～ R4.3	毎年1月に住宅改修の受領委任払い登録をしている施工事業者を対象に、大会議室にて「受領委任払い登録更新研修会」を開催していた。 ※現在は2年に1回の開催に変更	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	Zoomを活用したオンライン研修会を実施。 外部の委託講師は例年と変更なかったため、講義内容も概ね変更なし。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	住宅改修・福祉用具の現地調査（介護給付適正化業務）		中止	R2.4～	住宅改修や福祉用具のサービスを利用された被保険者の自宅を訪問し、工事内容等に問題がなかったか現地調査を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	書面によるアンケート方式に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	ケアプラン点検		中止	R2.4～	介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、市職員が点検及び支援を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	・事業所訪問は中止 ・市役所内での対面形式または書面確認による実施方法に変更（どちらの形式にするかは事業所希望による）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	介護保険制度改正　事業所向け説明会		中止	R3.3	3年に1度行われる介護保険制度改正・報酬改定について、各サービス事業所に対し、説明会を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため。	市ホームページに、厚生労働省が作成した資料・動画を整理して掲載し、問い合わせ等は別途受け付けることで対応。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	介護認定審査会		中止	R2.5～	介護保険被保険者の認定調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要性や程度について審査・判定を行う。	令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課発事務連絡にて、介護認定審査会の開催に当たっては、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はないと示されたため。	・書面による審査会を開催（R2.5～R5.3） ・オンラインによる審査会を開催（R3.7～）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	介護認定調査		中止	R2.4～	要介護認定の有効期間を迎える、要介護認定者からの継続申請に対して、認定調査員が自宅等を訪問して、心身の状況などの概況調査、基本調査、特記事項について、認定調査を行う。	令和2年4月7日付、厚生労働省老健局老人保健課発事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で、市町村が定める期間を合算できると示されたため。	・認定調査員による訪問調査を実施せず、従来の有効期間に、新たに12ヶ月を合算する、延長申請で対応した（R2.4～）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　健康部　　担当課：　健康政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	保健福祉センター通勤用自転車駐輪場の運用について		中止	R2.4～	保健福祉センター1階裏口横にある駐輪場を、保健福祉センター通勤用自転車駐輪場として利用。	令和2年2月に船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設立したことにより、保健福祉センターに勤務する職員が増加し、通勤用自転車駐輪場の需要が増加したため。	・拡充のため、保健福祉センター1階正面にある来庁者用駐輪場の一部を、保健福祉センター通勤用自転車駐輪場として利用
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	保健福祉センター来庁者用の自動車用駐車場の運用について		中止	R2.4～R5.5	保健福祉センター地下1階にある駐車場を、来庁者用駐車場として利用。	令和2年4月から、保健福祉センター地下1階にて、PCR検査外来（ドライブスルー方式）を開始したことにより、来庁者用駐車場の場所を変更する必要が生じたため。	・保健福祉センター1階の共用車両駐車場を、来庁者用駐車場として利用
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	保健福祉センター内における、会議室等の運用について		中止	R2.2～		令和2年2月に船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設立したことにより、保健福祉センターに勤務する職員が増加し、執務室を拡充する必要が生じたため。	・保健福祉センター2階大会議室等を執務室として利用
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	船橋市献血推進協議会の開催		中止	R2.8～R4. 2	年2回（8月・2月）、集合形式の会議を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・書面会議にて開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	献血キャンペーン（本庁舎献血）の実施		中止	R2.8～R5.3	年2回（8月・3月）、市役所本庁舎1階ロビーにて献血を実施し、船橋市献血推進協議会にて献血協力の呼びかけやティッシュ配布を実施。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・呼びかけは実施せず、献血のみの実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	献血キャンペーン（市民まつり街頭啓発活動）の実施	○	中止	R2.4～R5.3	年1回（市民まつり開催日）、FACE・船橋駅周辺にて献血協力の呼びかけやティッシュ配布を実施。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により市民まつりが中止になったため。	・令和2～4年度は中止。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	ふなばし健やかプラン21推進評価委員会		中止	R3.3～R4.3	年2回（8月・1月）、集合形式の会議を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・開催方法を書面開催に変更 ・令和3年度は会議回数を1回に縮小
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	船橋市自殺対策連絡協議会		中止	R3.3～R4.3	年1回（2～3月）、集合形式の会議を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・開催方法を書面開催に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	ふなばし健やかプラン21推進講演会	○	中止	R2.4～R5.3	ふなばし健やかプラン21及び健康づくりの啓発のため、市民向け健康づくりをテーマとした講演会を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・令和2年度は中止 ・令和3年度から実施方法を動画作成・市ホームページにてYouTube公開に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	こころの市民講演会	○	中止	R2.9～R4.3	自殺予防を目的とした市民向け講演会を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・令和2年度は中止 ・令和3年度は実施方法を実施方法を動画作成・市ホームページにてYouTube公開に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	健康フォーラム		中止	R3. 3	年1回（3月）、市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」及び当計画を市民の立場から推進する「ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議」の普及目的に講演会を開催。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。	・実施方法を動画作成・市ホームページにてYouTube公開に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	船橋市看護職復職支援研修会		中止	R2.4～R3.3	未就業看護師の掘り起こし策として、ブランクがあることにより復職に際して生じる不安を解消するため、市内医療機関等で看護技術の実習を行う研修会を年3回行う。	実施予定の医療機関より、医療機関で実施することは感染リスクが通常よりも高く、患者が発生した場合医療機関・市双方にとって不利益が大きいため、実施は困難であるとの回答があった。	・市役所本庁舎にて1回開催のみに縮小
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
13	船橋市立リハビリテーション病院運営委員会		中止	R2.9～R4.12	・船橋市立リハビリテーション病院の管理の実績の評価等を行う。 ・船橋市立リハビリテーション病院の管理に関する重要事項を審議する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による委員会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	船橋市地域リハビリテーション協議会		中止	R3.3～R4.3	地域リハビリテーション体制を構築し、推進するために必要な事項を協議する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による協議会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
15	船橋市リハビリセンター運営委員会		中止	R3.11～R4.3	・船橋市リハビリセンターの管理の実績の評価等を行う。 ・船橋市リハビリセンターの管理に関する重要事項を審議する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による委員会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
16	船橋市歯科診療所運営委員会		中止	R2.9～R3.9	・船橋市歯科診療所の管理の実績の評価等を行う。 ・船橋市歯科診療所の管理に関する重要事項を審議する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による委員会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
17	船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会		中止	R2.7	・診療所の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること。 ・指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による委員会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
18	船橋市夜間休日急病診療所事業		中止	R2.6～R4.9	深夜帯及び外科診療	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により患者数が減少しているため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	船橋市夜間休日急病診療所事業		中止	R2.3～ R5.12	インフルエンザ・溶連菌検査	令和2年3月11日付け日本医師会通知において、インフルエンザなどの場合には検査をせずに臨床診断にて治療薬を処方することを検討することという所見が出されたため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
20	船橋市夜間休日急病診療所指定管理者選定委員会		中止	R3.8～ R3.10	・診療所の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること ・指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し集合開催は適当ではないと判断したため。	・書面による委員会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
21	船橋市立リハビリテーション病院事業		中止	R3.4～R6.3	病床数200床での入院診療	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により患者数が減少したこと、また、医師看護師の配置を維持することが困難な状況が生じたため。	・20床を休床し、180床で入院診療を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
22	船橋市救急医療シンポジウム	○	中止	R2.9 R3.9 R4.9	市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及・啓発を図ることを目的に船橋市救急医療シンポジウムを開催する。	市民が集まるイベントであり感染拡大のリスクがあることや出演者や実行委員に医療従事者（医師・看護師）が含まれており、その負担感を考慮し開催は適当ではないと判断したため。	（令和4年度） ・救急医療の周知（広報ふなばし、デジタルサイネージの活用）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
23	船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	○	中止	R2.3～R5.3	市の保健・医療・福祉に関する諸問題について自由な意見交換を行い、地域住民の健康と福祉の増進に資することを目的に、年2～3回の懇談会、2年に1回程度の先進都市視察などを実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等、また委員に医療従事者が含まれており、その負担感を考慮し開催は適当ではないと判断したため。	・書面による懇談会の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　健康部　　担当課：　地域保健課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	パパ・ママ教室	○	中止	R2.2～R3.2	出産を控えた夫婦を対象に、沐浴実習や講話などを実施	令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局事務連絡にて「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A」に、電話やオンラインの活用についての見解が示されたため。	・沐浴方法等の動画を作成し、市ホームページで公開
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	産後ケア事業		中止	R2.3～R5.3	生後1年以内の母子に対して、委託医療機関に宿泊・通所、又は自宅に訪問することにより、助産師等による心身のケアや育児のサポートを行う。	新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環として、産科医療機関で宿泊型を利用する際、一部の医療機関でオプションのサービスとして実施されていた長子の同伴は制限され、ケアの対象となる母子のみの利用となった。	・一時保育の紹介
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	4か月児健康相談		中止	R2.3～R5.9	4か月児の時期に全数相談を実施し、身体計測や育児の相談等を行う。	令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局事務連絡にて「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A」に、電話やオンラインの活用についての見解が示されたため。	・問診票は窓口や訪問で回収し、必要に応じて個別支援を実施 ・むし歯予防に関する資料および離乳食についての動画を作成し、市ホームページで公開
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査		中止	R2.3～R5.9	1歳6か月および3歳の時期に、総合的な健康診査を行う。内科健診は受診票を発行し、医療機関にて実施している。	令和2年4月10日付け厚生労働省子ども家庭局発事務連絡にて、乳幼児に対する健康診査において、原則として集団での実施を延長する方針が示されたため。	・問診票は郵送で回収し、必要に応じて個別支援を実施 ・集団健診後に手渡ししていた内科個別健康診査受診票を問診票送付時に同封 ・内科個別健康診査受診票の有効期限を延長 1歳6か月児健康診査：2歳6か月まで 3歳児健康診査：4歳3か月まで
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	地域保健推進協議会母子保健部会		中止	R3.4～R4.3	母子保健および母子保健事業に関する事項について協議を行う。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。	・オンライン開催（R3年度） ・書面開催（R4年度）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	妊婦歯科健康診査	○	中止	R2.4.13～ R2.6.14	市民である妊婦が協力歯科医療機関にて、妊娠中に1回歯科健康診査を受診する。	令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課発にて緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施することと示されたため。	（緊急事態宣言解除後に再開）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	成人歯科健康診査	○	中止	R2.5～ R2.6	20、30、40、50、60、65、70歳の市民が協力歯科医療機関にて、年度内に1回歯科健康診査を受診する。	令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課発にて緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施することと示されたため。	（緊急事態宣言解除後に再開）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	2歳6か月児歯科健康診査	○	中止	R2.3～ R3.3	2歳6か月～11か月児が地区の保健センターにて、1回歯科健康診査を受診する。	令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び子ども家庭局発にて母子保健法に基づく健康診査について別に機会を設けることと通知があったことからフッ化物塗布実施の際の飛沫感染対策を構築して再開にいたった。（幼児の健診事業については、法定健診の再開を優先したため、本事業は一旦中止としていた）	・中止期間の健診対象者に向けて、R3年5～10月の間、開催日を増やして追加健診として実施 ・R3年4月～密を避けて時間短縮で実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	歯科健診・歯科指導・啓発等歯科保健事業	○	中止	R2.3～ R4.3	施設・団体等からの依頼及び国・県からの通知を受け実施する歯科健診・歯科指導及び啓発等イベントも含む歯科保健事業全般。	令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課発にて緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施することと示されたため。	・大人向け、子ども向けにわけて歯・口腔の情報ページを作成、市ホームページにて公開 ・感染対策を施して、状況に合わせて実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
10	フッ化物洗口事業	○	中止	R2.3～ R3.9	市立小学校において希望する児童に週1回フッ化物洗口を実施する。	緊急事態宣言及びまん延防止重点措置、船橋市内の感染状況などを踏まえて判断したため。	・小学校の在校生全員に「正しく使おう歯みがき剤！」としてフッ化物の応用方法の周知啓発のリーフレットを配布 ・小学校6年生向けに「中学生になるみなさんへ」としてフッ化物配合歯磨剤の効果的な使用方法を掲載したリーフレットを配布
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	船橋市歯・口腔の健康推進協議会		中止	R2.11～ R3.11	歯・口腔に関する保健事業を総合的かつ効果的に推進することを目的として協議する。	緊急事態宣言及びまん延防止重点措置、船橋市内の感染状況などを踏まえて判断したため。	・委員へ実施報告として書面で通知（令和2年度） ・Web会議形式（令和3年度）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	特定不妊治療費助成事業		中止	R2. 4.1～ R5.3.31	治療開始時点で夫婦の妻の年齢が『43歳未満であること』が助成要件とされている。	厚労省から『新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて』が発出され、年齢制限についての見解が示されたため。	コロナウイルスの感染拡大により治療の開始を延期したものは、『44歳未満であること』と読みかえて差し支えないものとされた。
			縮小				
			変更				
		○	その他（時限的措置）				
13	自立支援医療（育成医療）		中止	R2.3～R3.2	治療期間の延長（再認定）の申請をするときは、申請者が医療機関へ医師の意見書を取得しに行く必要がある。	令和2年4月30日付け厚生労働省健康局・社会援護局障害福祉部より、健発0430第3号・障発0430第5号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」のなかで、自立支援医療の有効期間について延長措置を講ずる旨の通知があったため。	・該当者に手紙を送付し、電話連絡のみで有効期間の延長を行うものとし、受給者証は有効期間を読み替えて引き続き利用できるものとした。 ・自己負担上限額管理票については延長分を該当者に送付した。
			縮小				
			変更				
		○	その他（時限的措置）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
14	産婦健康診査事業		中止	R3. 1.8～ R3.3.31	産後の産婦への心身の状況の把握のため、対面で健診やエジンバラ産後うつ病質問票を実施している。	市内の産婦人科医からの要望と、厚労省からの「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ＆A」に、オンライン診療についての見解が示されたため。	・市内医療機関について、電話・オンラインで実施した産婦健康診査であっても対象とした。
			縮小				
			変更				
		○	その他（時限的措置）				
15	公園を活用した健康づくり事業	○	中止	R2.3～R3.9	市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により健康づくりメニューを実施している。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。 ※R2年3月1日～11月14日、R2年12月26日～R3年3月31日、R3年8月30日～9月30日まで事業を中止した。	・R2年度に職員が協力団体の代表者へ訪問及び電話をし、各協力団体の状況把握を行い、モチベーションが維持できるよう努めた。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
16	地域・職域連携推進協議会		中止	R2.4～R4.9	地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、協議会及び作業部会を開催し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築するための取り組みを行っている。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。	・R2年度の協議会は書面報告、R3の協議会及び作業部会は書面にて実施、R4年度は協議会を書面にて実施。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
17	自殺対策事業	○	中止	R2.3～R5.3	市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め自殺対策を推進するため、ゲートキーパー研修等を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。	・R2年3月～R5年3月は定員を少人数に設定したり、グループワークの実施を控える等、感染予防対策を講じた上で実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
18	健康教育事業	○	中止	R2.3～R5.5	各保健センターや公民館・町会・自治会・児童ホーム等で、母子・成人・高齢者を対象に健康教育事業を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたこと、及び令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A」に電話やオンラインの活用についての見解が示されたため。	・チラシを作成し、周知啓発を実施 ・実施回数や参加者の定員を縮小し実施 ・動画等を作成し市ホームページに掲載 ・オンラインの活用
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
19	健康相談事業		中止	R2.3～R5.5	各保健センターや船橋駅前総合窓口センターや公民館・町会・自治会・児童ホーム等で、母子・成人・高齢者を対象に健康相談事業を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたこと、及び令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A」に電話やオンラインの活用についての見解が示されたため。	・実施回数や参加者の定員を縮小し実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
20	訪問指導		中止	R2.3～R5.5	各種福祉制度や社会資源の活用を促し、状況に合わせて保健指導や育児支援等を行う。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため、感染状況を鑑みながらの訪問活動となった。	・訪問時は感染対策をとり、その他電話や窓口面接にて対応
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
21	ふなばし健康ポイント		中止	R2.4～R6.3	運動を習慣づけるきっかけとなるよう、健康づくりを応援する。 健康に関する行動に対してポイントを獲得でき、貯まったポイントに応じて景品が当たる。 体組成計を公民館等に設置し、参加者が自分で体重や体脂肪等を計測できるようにしている。	体の接触がある体組成計については、感染症拡大防止の観点から利用を停止した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
22	ふなばし健康まつり	○	中止	R2.4～R5.3	船橋市運動公園にて毎年11月にふなばし健康まつりを開催している。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。	令和2年度、3年度は中止、4年度は規模を縮小しイオンモール船橋で開催。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
23	口腔保健支援事業		中止	R2.4～R5.3	障害児向け、高齢者向け、医療や介護に従事する専門職向けにそれぞれ講演会を行う。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため。	令和2年度、令和3年度はオンラインでの配信。令和4年度は人数を縮小して実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
24	食育推進事業	○	中止	R2.3～R5.3	乳幼児期から食べることに関心をもち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、家族のふれあいの中から、こころの健全育成を図ることを目的に、関係機関と連携の上、啓発事業を実施する。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため、乳幼児保護者向け食育ミニ講座、食育講座、市民向け健康づくり公開講座、食育展、シェフズクッキング等のイベントについても中止、縮小、内容の変更等見直しを行った。	食育講座はR2は中止、代替えとして離乳食の動画を公開した。R3～4は縮小して実施した。健康づくり公開講座はR2は中止、R3～4年度はオンライン形式で実施した。食育展はR2は中止、R3はパネル展示のみの実施、R4はイベント等も含めて実施した。シェフズクッキングはR2～3年度は中止、R4年度は動画を公開した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
25	食生活改善推進事業	○	中止	R2.4～R6.3	栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを育成し、食生活改善の啓発活動を行政と協働で行い、健康づくりの推進を図る。	緊急事態宣言の発令状況や船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議に基づき、市主催（共催）のイベントや事業等の中止や延期が示されたため、食生活サポーター新規養成講座、研修、活動内容等を中止、縮小、内容の変更を行った。	新規養成講座はR2～3は中止、R4は再開した。調理実習の代替としてデモ・試食のみ行った。研修会はR2～4は縮小して実施、活動は中止、縮小したほか、代替えとして各家庭への訪問資料配布を実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　健康部　　担当課：　健康づくり課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	一般介護予防事業 ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業（市主催）	○	中止	【中止】 R2.2～R2.8 R2.12～R3.3 R3.8～R3.9 R4.1～R4.3 R4.8～R4.9	市主催の体操教室を、全公民館等で毎月1回実施。	市主催イベントの一律中止やまん延防止重点措置期間等を考慮したため。	・中止期間以外は、隔月1回の開催に縮小し、かつ過密とならないよう2部制に分けて実施 ・自宅で効果的な体操を実践できるよう動画を作成し、専用URLを案内
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	一般介護予防事業 ふなばしシルバーリハビリ体操指導士養成講習会	○	中止	R2.2～R5.7	ふなばしシルバーリハビリ体操を普及する指導士を新たに育成するため、介護予防の知識や体操実技を学ぶための養成講習会を実施。	市主催イベントの一律中止やまん延防止重点措置期間等を考慮したため。 緊急事態宣言の合間を縫って令和3年度に1回開催したが、令和4年度で再び中止した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	一般介護予防事業 足腰の衰えチェック事業	○	中止	R2.3 R3.9 R4.1～R4.3	足腰の衰えをチェックする2つのテスト及びロコモ25という質問票により、リハビリテーション専門職等が足腰の衰え具合を把握し、一人一人に合わせて運動や日常生活について助言を行う。	市主催イベントの一律中止やまん延防止等重点措置期間等を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	一般介護予防事業 介護予防教室	○	中止	R2.2～R3.9	介護予防に資する基本的な知識（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防）を普及啓発し、要介護状態等になることを予防するための事業（業務委託）	市主催イベントの一律中止やまん延防止等重点措置期間等を考慮したため。	実施した場合も過密を避けるため定員を減らして実施
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	特定保健指導及びその他の保健事業における面接・訪問業務	○	中止	①R2.4～R5.5 ②R2.4～5 R3.8～9 R4.1～3 ③R2.6～7	特定健康診査を受診した結果、生活習慣病の発症や重症化が疑われる対象者に対して、面接や予約なしでの訪問等を行い、保健指導を実施。	令和2年4月8日付国通知にて緊急事態宣言中の実施中止、令和2年5月26日付にて感染状況等を考慮した実施の判断が示されたことや、市主催イベントの一律中止、まん延防止等重点措置期間等を考慮したため。	・①予約なしでの訪問を中止 ・②面接・訪問を中止 ・③訪問のみ中止 ・電話による保健指導を実施 ・R3.9～オンラインでの面接を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	特定保健指導等における集団教室業務	○	中止	【中止】 R1.3～R2.9 R2.12～ R3.3 R3.8～9、 R4.1～3 【縮小・変更】 R2.10～ R5.3	特定健康診査を受診した結果、生活習慣病の発症や重症化が疑われる対象者に対して、集団での運動教室を行い、保健指導を実施。	令和2年4月8日付国通知にて緊急事態宣言中の実施中止、令和2年5月26日付にて感染状況等を考慮した実施の判断が示されたことや、市主催イベントの一律中止、まん延防止等重点措置期間等を考慮したため。	・実施回数や定員を縮小して実施 ・自宅で効果的な運動実技を実践できるよう動画を作成し、専用URLを案内
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	特定健診協力医療機関との連携	○	中止	R2.4～R5.5	特定健康診査協力医療機関との連携体制構築のため、各医療機関へ訪問して各保健事業の周知や協力依頼を行うとともに、かかりつけ医療機関へ連絡し、保健事業対象者についての療養上の指示を得て保健指導を実施。	令和2年4月8日付国通知にて緊急事態宣言中の実施中止をはじめとした通知や、まん延防止等重点措置期間等を考慮したため。	・各医療機関への訪問を中止 ・事業案内や各医療機関における事業対象者数等を送付 ・重症化リスクの高い者など優先順位の高い保健事業対象者に限って、医療機関への連絡を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	特定健診・後期高齢者健診・一般健診・がん検診・肝炎ウイルス検診	○	中止	R2.4～5	対象者へ受診案内を送付し、市内協力医療機関で健（検）診を実施。	令和2年4月8日付国通知にて、緊急事態宣言中の特定健康診査等の実施中止が示されたため。	・受診機会確保のため、受診券の有効期間が過ぎた場合でも手続き不要で年度末まで受診可能とする措置を実施
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　健康部　　担当課：　国保年金課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	国民健康保険料の納付相談		中止	R2.3～	国民健康保険料の納付相談を国保年金課窓口で行っている。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国保年金課窓口に加え電話による納付相談も行うようにした。 現在も5類感染症ではあり、対面では感染のリスクがあること、電話による納付相談のニーズが一定数あることから継続中。	従来から実施している窓口での対面による相談に加えて、電話による相談も実施。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	国民健康保険料の臨戸徴収		中止	R2.4～R3.9	国民健康保険料の滞納者宅を訪問し、納付勧奨を行う。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため、臨戸徴収の実施を見合わせた時期がある。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	後期高齢者医療保険料の臨戸徴収		中止	R2.1～	後期高齢者医療保険料の滞納者に対し、休日臨戸徴収を年1回行っていた。	対面での接触機会を減らすことで、感染拡大リスクを低減させるため	臨戸徴収の代わりに、電話での催告を行っている。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	外国人収納対策（学校説明）		中止	R2～	日本語学校で国民健康保険について説明会を実施。	新型コロナウイルス感染症の拡大による、日本語学校の入学減少及び対面による感染リスクを考慮し方法を見直した。	日本語学校へ、各言語に翻訳した国民健康保険パンフレットを配布。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	船橋市国民健康保険運営協議会		中止	R3.1～R4.12	国民健康保険事業の運営に関する事項について、年に2～3回対面で審議している。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対面による感染リスクを考慮し、開催方法を見直した。	対面から書面へ開催方法を変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについて		中止	R2.3～	国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者が医療機関等を受診したときは、全額自己負担となり、後日、本人の申請に基づき、特別療養費を支給する。	令和2年2月28日付け保国発0228第1号及び保医発0228第3号等で厚生労働省保険局国民健康保険課長及び同局医療課長から、新型コロナウイルス感染症に係る被保険者資格証明書の取扱いについて通知があったため。	国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者が医療機関等を受診した結果、新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合（左記の通知に基づき、未罹患でも対象としていた時期もあり）は、負担金の割合を3割とする。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　健康部　　担当課：　看護専門学校

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	臨地実習指導	○	中止	R2.5～R4.10	臨地実習指導において、学生に対して看護師として必要な知識・技術・態度が身につくように指導している。	実習受入施設からの要請で臨地実習が中止もしくは縮小となったため。	臨地実習ができない期間は、校内で事例学習、シミュレーション学習、ロールプレイ、動画視聴などを行って臨場感を持たせた学習で補完した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	講義		中止	R2.5～R4.9	対面による講義の実施	臨時休業、分散登校により対面授業ができなくなったため。	課題を提示して自宅学習、もしくはオンライン授業を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	入学試験		中止	R2.11～R5.1	推薦入試・一般入試の実施	受験生および教職員の感染対策を講じる必要があったため。	入校時の検温、アルコール消毒の励行、健康観察票の提出を求めた。濃厚接触者は体調不良者とは別の試験会場を設けた。一会場毎の受験生は20名以下とした（従来の教室は40名定員のため）。受験生の電話番号とメールアドレスを取得し、感染の追跡ができるようにした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	入学式・卒業式		中止	R2.5～R5.4	4月初旬の入学式、3月初旬の卒業式の実施。出席者は該当学生、来賓、教職員、在校生、保護者。	感染予防の観点から出席者の人数を減らし、密を防ぐ必要があったため。	来賓、在校生の参加は中止とした。保護者は徐々に出席を認め、令和5年度の入学式は1世帯2名までを許可した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	オープンキャンパス		中止	R2.7～R4.8	開催時間内は自由に来校し、オープンキャンパスに参加できる	一度に大人数が来校することで校内が密になり、校内での感染拡大が懸念されたため。	事前申込制、人数制限ありとした。参加者の電話番号とメールアドレスを取得し、感染の追跡ができるようにした。学生の手伝いは中止し、外来者との接触を避けた（一部の学生のみオンラインで手伝ってもらった）。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	海外研修	○	中止	R2.8～R4.8	2年生が授業の一環としてデンマークのオーデンセ市に5泊7日滞在し、現地の医療・福祉・社会保障等を学ぶ。	世界的な感染拡大を受けて中止とした。感染状況が好転した現在も、社会情勢の悪化、円安の継続、物価の高騰などで再開の見通しは立っていない。	代替授業を行った。令和4年度からはカリキュラム上の位置づけも変更した。令和6年度からはオンラインでオーデンセ市の現状を講義してもらう予定。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	教育キャンプ	○	中止	R2.5～R4.5	1年生が授業の一環として、東京YMCA山中湖センターに3泊4日宿泊し、研修する。	貸し切りバスでの移動や宿泊により接触時間が長くなり、感染者が発生した時の対応が難しいため。	令和2年度は中止とした。令和3・4年度は講師が来校し、現地で行うメニューを校内で実施した。令和4年度は校外学習としてアンデルセン公園に行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
8	保護者会	○	中止	R2.4～R3.4	入学式の後、保護者を対象に本校の教育の概要、学校生活について説明。	令和2年は緊急事態宣言、令和3年は感染状況により中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	学校祭	○	中止	R2.11～R4.11	学生自治会の主催により、2日間の学校祭を行う。一般公開をして模擬店では食品の販売を行っていた。	一般公開することで感染拡大が懸念されたため。食品を販売することでマスクを外した会話の機会が増えるため。	令和2・3年は中止、令和4年は半日だけ学生のみで学校祭を開催した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	千葉県看護学生研究発表会	○	中止	R2.11	例年であれば、2・3年生と大部分の教員が、千葉県文化会館に赴き、各学校の代表者の研究発表を聴講する。	主催者の判断で中止となった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	卒業記念講演	○	中止	R2.2～R4.2	卒業する3年生へのはなむけとして、外部から講師を招き、テーマに沿った講演会を実施する。	視聴覚室に全学生が着席すると密になるため。	令和元年度（令和2年2月）は中止、令和2・3年度は3年生と教職員のみ、令和4年度は3年生が対面、1・2年生はハイブリッド（教室からWeb視聴）で行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	学校関係者評価会議		中止	R2.5～R3.5	前年度の授業評価、学校生活に関する評価、学校運営評価について、学校関係者および管理職で会議を行う。	感染拡大による対面会議の見直しが必要となったため。	令和2・3年は紙面配布のみで実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
13	学生の課外活動（部活動、新入生歓迎会、予餞会）の指導	○	中止	R2.4～R5.4	学生の部活動の指導。新入生歓迎会、予餞会への参加。	他学年の交流による感染拡大を防止するため。新入生歓迎会、予餞会は茶話会時にマスクを外しての会話となるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
14	出席停止に伴う本試験の実施		中止	R2.5～R5.4	受験資格（授業時間数2／3以上の出席をすること）のある学生に対する試験の実施	新型コロナウィルス感染により療養を行ったことで出席時間が足りない学生や、試験日に欠席しなくてはならない学生が発生したため。	出席時間が足りない学生には課題を与えて提出により出席とみなし、受験資格を与えた。 試験当日に欠席した学生には後日試験を実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
15	感染者（学生）の情報共有		中止	R2.4～R5.4	欠席者は氏名をホワイトボードに記載する。	新型コロナウィルス関連の欠席（出席停止扱い）か、通常の欠席かの区別をつける必要があったため。	新型コロナウィルス感染者と濃厚接触者は氏名を赤枠で囲み、他の欠席者と区別した。欠席期間を記載し、療養機関の把握を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	校内の消毒		中止	R2.4～R5.4	校内の清掃は業者が行っている。	清掃業務以外に、授業や校内実習で学生が触れた箇所を消毒し、接触感染を防ぐ必要があったため。	各部屋に「消毒セット」を設置し、授業終了後に触れた箇所を消毒した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　保健所　　担当課：　保健総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市地域保健推進協議会		中止	R2.4～R5.3	母子・成人保健及び感染症対策等に係る施策及び保健所の運営等に関することを協議するために協議会を開催している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスク等を考慮し、書面開催、一部書面報告等とした対面開催で協議会を開催した。	・書面開催 ・一部書面報告
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	学生実習	○	中止	R2.4～R5.3	主として公衆衛生を学習する学生を対象とし、公衆衛生及び地域保健の実務を学ぶとともに、保健所事業等への理解を深めることにより、幅広い見識を持った保健医療等関係職を育成するため、実習を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスクを鑑み、保健所内で協議を行った結果、中止及び一部縮小の対応とし、大学等には文部科学省及び厚生労働省発「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年6月1日付け事務連絡）に基づき、実習に代えて学内実習等を実施することでの対応を依頼した。	・講義DVDの送付
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	医療法第25条第1項に基づく市内病院立入検査		中止	R2.5～R5.3	市内病院へ保健所各課の協力のもと年1回定期的に立入検査を行っている。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	・全病院に対して書面検査を実施 ・一部病院に対して規模を縮小して立入検査を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	その他施設（診療所、薬局、毒物劇物販売業登録事業所等）立入検査		中止	R2.4～R5.3	市内診療所、薬局等に所管法令の遵守状況を確認するため、定期的に立入検査を実施している。	新型コロナウイルス感染症対策業務を優先したこと及び医療機関等における感染防止のため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	啓発事業（薬物乱用防止、骨髄バンクの推進）	○	中止	R2.4～R5.3	薬物乱用防止及び骨髄バンクの推進を啓発するため、街頭等で啓発物品を配布している。	不特定多数の人との接触を防ぐため。	・ショッピングモールにおけるパネル展による啓発
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	給食施設指導		中止	R2.4～R5.3	給食施設における栄養管理の水準の向上を図るため、個別巡回指導を実施するとともに、集団指導では、給食施設管理者及び従事者を対象に研修会を開催している。	新型コロナウイルス感染症対策業務を優先したこと及び給食施設内の感染防止のため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会	○	中止	R3. 1～R4. 3	慢性疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性疾病児童等とその家族が，安心して暮らせる地域社会の実現を図るための課題について協議するために協議会を開催している。	R2年度 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、開催方法について検討した結果、書面開催とした。 R3年度 事務局が新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ、開催が困難であったため中止とした。	R2年度　書面会議にて開催 R3年度　中止
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	船橋市難病対策地域協議会	○	中止	R3. 1～R4. 3	難病患者及びその家族が、地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、医療・保健・福祉等関係機関が連携して支援体制を整備するための課題について協議するために協議会を開催している。	R2年度 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、開催方法について検討した結果、書面開催とした。 R3年度 事務局が新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ、開催が困難であったため中止とした。	R2年度　書面会議にて開催 R3年度　中止
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
9	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（講演会・交流会）	○	中止	R2.4～R5.3	小児慢性特定疾病児童および家族に対し、講演会及び交流会を実施している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染症対応業務により人員が割かれ、開催が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	難病相談事業（講演会・医療相談事業）	○	中止	R2.4～R5.3	難病患者及びその家族に対し、講演会医療相談事業を実施している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染症対応業務により人員が割かれ、開催が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	被爆者健康診断	○	中止	R2.4～R4.3	年に2回、被爆者に対して、保健所にて健康診断を実施している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。	委託契約を結んだ医療機関における被爆者健診の受診を案内した
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	デイケアクラブ事業		中止	R2.3～R5.4	回復途上の精神障害者を対象に創作活動や料理、スポーツ等を通じ、対人関係の改善や社会参加の場を提供している。	新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、利用者や運営に携わるボランティアの意見、また緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、実施回数を縮小したり3密回避のため参加者数を制限した。	・利用人数を5人に制限し実施。 ・料理等飲食を伴うプログラムから創作活動を中心に実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	普及啓発講演会	○	中止	R2～R3	精神障害者や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発のため講演会を実施している。	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたため。	・令和2年度は中止。 ・令和3年度はオンラインで開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
14	家族学習会	○	中止	R2～R3	精神障害者を抱える家族が正しい知識を得るために家族学習会を実施する。	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	家族のための交流会	○	中止	R2～R3	精神障害者を抱える家族が、他の家族と想いや悩みを共有することで家族自身の回復や社会復帰を促進する。	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
16	市職員専門職向けスキルアップ研修	○	中止	R2～R3	自殺念慮者と接する機会が多い市関係部署の相談窓口に従事する専門職向けに相談対応方法等を学研修会を実施している。	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたこと、また対象となる市専門職がコロナ対応に優先的に従事しており、研修実施が難しかったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	船橋市精神保健福祉推進協議会事業	○	中止	R1～R4	精神障害者の社会復帰に関する事業のほか、市民の精神健康増進のための事業を推進しており、以下の事業を実施している。 中止年度は以下のとおり。 ①ボランティア養成講座【R2～R4】 ②スポーツ交流大会【R2～R4】 ③こころの広場交流会【R2～R4】 ④心の健康セミナー【R1～R3】 ⑤小冊子刊行【中止なし】	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
18	船橋市地域活動支援センター管理運営事業		中止	R1.4～R5.4	精神障害者の日中活動の場として、料理や絵画、パソコン等のプログラムを行ったり、社会交流等を行う場（フリースペース）の提供を行っている。市では指定管理者制度を利用しNPO法人が管理運営を行っている。	緊急事態宣言やまん延防止措置を踏まえ、感染状況等を考慮した実施の判断をするよう国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示されたため。	・利用者同士のフリースペース、パソコンや絵画等のプログラムは時間短縮、人数限定、予約制で実施。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	医療安全推進協議会	○	中止	R2.3～R5.3	船橋市医療安全支援センターの運営方針、医療安全の推進のための方策等を検討するため年2回実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスク等を考慮したこと及び新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため。	・オンライン開催 ・書面開催 ・対面形式とオンライン形式によるハイブリッド開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
20	医療安全推進協議会事例検討部会		中止	R4. 2	医療安全相談窓口に寄せられた相談事例について専門的な立場より意見をもらうため年1回実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスク等を考慮したこと及び新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため。	・オンライン開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
21	医療安全研修会	○	中止	R2.3～R4. 3	医療提供施設等に対し、医療安全に関する制度や医療機関における安全確保、患者サービスの向上等を目的に年1回開催している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスク等を考慮したこと及び新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
22	病院患者相談窓口担当者連絡会議	○	中止	R3.4～R5.3	市内病院の患者相談窓口担当者間及び医療安全支援センター職員間で情報交換を行うため年1回開催している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染リスク等を考慮したこと及び新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため。	・書面開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　保健所　　担当課：　健康危機対策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市地域災害医療対策会議	○	中止	R2.4～R4.3	災害時の医療対策会議について年2、3回協議する。	新型コロナウイルス感染症対応を行う医療関係者の委員が多かったため。	・令和2年度は中止 ・令和3年度は書面開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	船橋市地域災害医療対策会議作業部会	○	中止	R2.4～R4.8	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会に参加いただく船橋市地域災害医療対策会議作業部会を定期的に開催している。	新型コロナウイルス感染症対応を行う医療関係者の委員が多かったため。	・令和2年度は中止 ・令和3年度は、病院前救護所設置・運営訓練時に聞き取りで短時間での実施 ・令和4年度8月に、初めてオンライン開催 ・有用性が確認できたため、以後オンラインで実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	病院前救護所設置・運営訓練	○	中止	R2.6～R5.11	令和2・3年度の各年度3病院ずつ、災害医療協力病院で病院前救護所設置・運営訓練を実施する。	新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関での訓練であり、病院に負担をかけないため。	・令和2、3年度は中止 ・令和4年度は2病院で実施 ・令和5年度は4病院で実施 ・以後、新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認しながら、訓練計画を見直し、R5.11に当初予定の訓練を終了
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	災害医療対策本部運営訓練	○	中止	R2～R3	災害医療医療対策本部の運営訓練を年1回行う。	災害医療対策本部を運営する保健所では新型コロナウイルス感染症の対応を行っていたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	各種検査	○	中止	R2.3～R5.3	・蚊媒介感染症検査 ・原子爆弾被爆者健康診断 ・HIV検査、梅毒抗体検査 ・食品収去検査 ・環境衛生検査	新型コロナウイルス感染症対応を優先したため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	HIV検査、梅毒抗体検査・クラミジア抗体検査	○	中止	R2.2～R5.3	月2回HIV検査を実施し、併せて希望者に対し、梅毒抗体検査・クラミジア抗体検査を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び新型コロナ対応等を優先するため。	・R元年度は縮小して実施。 ・R2年度は中止。 ・R3、4年度は予約人数を縮小して実施。一部中止期間あり。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	肝炎ウイルス検査	○	中止	R2.2～R5.3	月1回肝炎ウイルス検査を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び新型コロナ対応等を優先するため。	・R元年度は縮小して実施。 ・R2年度は中止。 ・R3、4年度は一部中止期間あり。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	エイズ啓発活動	○	中止	R2.4～R5.3	エイズの正しい知識の普及啓発のため、船橋駅前等で啓発活動を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び新型コロナ対応等を優先するため。	・R2年度は中止。 ・R3、4年度は対面での啓発ができないため、市ホームページ上で市内高校吹奏楽部の音楽演奏の映像を掲載。パンフレット等啓発物品を市内学校や医療機関に配布し啓発活動を実施。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	蚊媒介感染症調査	○	中止	R2.4～R5.3	感染症を媒介する蚊であるヒトスジシマカの生息状況を調査し、捕獲した蚊のデングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス保有調査を実施し、市ホームページ上に公表している。	R2年度は県が中止したため。R3年度から県は再開したが、入国制限が継続している状況や県内の発生状況から、新型コロナ対応を優先するため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	結核検診	○	中止	R2.4～R4.3	年6回65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び新型コロナ対応を優先するため。	・R2年度は中止。 ・R3年度は年6回から年2回に縮小して実施。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	コホート検討会（結核）		中止	R3.4～R4.3	結核患者の治療終了後、治療成績を評価し、治療の脱落・中断患者の検討を行い支援の強化を図る目的で年2回実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	・書面開催
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	研修会（結核・感染症）	○	中止	R2.4～R5.3	結核や感染症に関する研修会を医療機関や高齢者施設職員向けに実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び新型コロナ対応を優先するため。また、講師及び受講者の負担軽減のため。	・R2、3年度は中止。 ・R4年度結核研修会を集合形式の研修会ではなく、YouTubeでの限定公開で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	発生動向調査事業（病原体定点）		中止	R2.4～R5.3	病原体分離等の検査情報を収集し、流行状況を把握するための検体採取を病原体定点医療機関に依頼し、採取した検体を千葉県衛生研究所へ送付し検査を実施している。	新型コロナ対応による病原体定点医療機関、千葉県衛生研究所、保健所の負担軽減のため、千葉県より縮小の通知あり。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名:　　保健所　　担当課:　衛生指導課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由(経緯)	代替で行ったこと
1	食品営業施設への立入検査及び収去(委託検査を含む)	○	中止	R2.3～R5.1	船橋市食品衛生監視指導計画に基づき定期的に食品営業施設に立入検査及び収去を行っている。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他(　　)				
2	食品衛生講習会	○	中止	R2.3～ R4.10	実務講習会、新規講習会、模擬店講習会等を実施している。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	・オンラインによる講習を開始
		○	縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				
3	家庭用品安全対策事業	○	中止	R2.4～R5.3	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、一年度内を夏季、冬季の2回に分けて家庭用品を試買、検査を行っている。	新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他(　　)				
4	浴槽水のレジオネラ属菌検査等の行政検査	○	中止	R2.4～R5.3	浴槽を有する公衆浴場施設、医療機関等を対象として、浴槽水等のレジオネラ属菌検査を行っている。	新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。 保健総務課検査係負担軽減のため。	
			縮小				
			変更				
			その他(　　)				
5	理容業衛生講習会 美容業衛生講習会	○	中止	R2.4～R5.3	理容業・美容業衛生講習会を隔年で交互に開催。 令和2年度・4年度:理容業 令和3年度:美容業	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	令和4年度の理容業衛生講習会は規模の縮小及び方法を変更して、希望者に講習会の資料を配布した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他(　　)				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	レジオネラ症防止対策衛生講習会	○	中止	R2.4～R5.3	入浴施設のレジオネラ症対策について、公衆浴場営業許可施設等の管理者を対象とした衛生講習会を行っている。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 対策本部業務及び保健総務課検査係への従事により、通常業務に人員不足が生じたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	生活衛生関係営業施設等への立入検査	○	中止	R2.3～R5.3	船橋市環境衛生監視指導計画に基づき、定期的に生活衛生関係営業施設等に立入検査を行っている。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	なかよし動物愛護フェスティバル　in　ふなばし	○	中止	R2.3～R5.3	動物の愛護及び管理に関する法律第4条に規定される動物愛護週間行事を例年9月の後半に行っている。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	狂犬病予防注射（集合）	○	中止	R2.3～R5.3	狂犬病予防接種の集合注射について、例年1月より案内ハガキの送付や会場や獣医師会との調整等の準備を行い、年度明け4月以降に実施している。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	動物愛護啓発事業	○	中止	R2.3～R4.3	犬のしつけ方教室や猫の飼い方教室・お悩み相談、親子向けイベント等の動物愛護啓発事業を実施している。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため。 新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ事業の実施が困難であったため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　こども家庭部　　担当課：　こども政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	児童福祉法第46条第1項に基づく認可保育所指導監査		中止	R2.8～R4.3	市内認可保育所に1年に1回以上実地により指導監査を行っている。	社会福祉法人の指導監査について柔軟に対応することとされた令和2年4月14日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課発務連絡に準じて保育所の指導監査についても運用するよう、厚生労働省子育て支援課から見解が示されたため。	・令和2年度から監査方法を変更（時間の短縮） ・令和3年度の一部感染拡大時期において書面監査を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設立入調査		中止	R2.8～R4.2	市内認可外保育施設に1年に1回立入調査を行っている。	認可保育所等の指導監査の実施状況に合わせて見直しを行った。	・一部施設に対して書面調査を実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	子ども・子育て支援法第14条第1項に基づく特定教育・保育施設等への実地指導		中止	R2.8～R4.2	特定教育保育施設及び特定地域型保育事業に3年に1回実地指導を行っている。	認可保育所等の指導監査の実施状況に合わせて見直しを行った。	・一部を除いた全事業所に対し書面での実地指導
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	子ども・子育て支援法第14条第1項及び第30条の3に基づく特定子ども・子育て支援施設等への実地指導		中止	R2.8～R4.2	特定子ども・子育て支援施設等に3年に1回実地指導を行っている。	認可保育所等の指導監査の実施状況に合わせて見直しを行った。	・令和3年度の一部感染拡大時期において書面監査を実施（書面＋電話聞取り）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	船橋市社会福祉協議会児童福祉専門分科会及び子ども・子育て会議の開催		中止	R2.8～R4.8	例年2～3回程度、外部の委員を含んだ附属機関の会議を開催している。	感染拡大防止の観点から集合形式で開催することが困難なため、開催方法を検討した。	令和2年4月10日付け、船職員第172号に基づき、令和2年8月～令和4年8月の期間に開催した会議については書面開催とした。
			縮小				
			変更				
		○	その他（開催方法の変更）				

部名：　こども家庭部　　担当課：　こども家庭支援課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	ひとり親家庭のための就職準備・離転職セミナー	○	中止	R2.10.17	ひとり親家庭等を対象に、就労に役立つセミナーを無料で開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止の判断をした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	ひとり親家庭等のためのパソコン技能習得講習		中止	R2.4～R2.6	ひとり親家庭等を対象に、就労に役立つパソコンスキルの習得を目的とした講習会を3期に分けて実施する。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当初3期の実施を予定していた契約内容を2期に変更して契約を行った。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	高等職業訓練促進給付金		中止	R3.4～	児童扶養手当水準で、修業と就業・育児の両立ができない者が、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業する場合に、給付金を支給する。	新型コロナウイルス感染症の影響の拡大で、大きな影響を受けた非正規労働者などに対する支援として、本給付金の対象講座を6か月以上の短期訓練まで広げるという国の通知を受けて、対象を拡大した。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	養育費に関するセミナー	○	中止	R3.4～R4.3	ひとり親家庭や別居親、離婚を考えている方を対象に、養育費と親子交流に関するセミナーを開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止の判断をした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	ひとり親家庭等デイキャンプ	○	中止	R2.4～R4.3	ひとり親家庭を対象に、子どもと親が一緒に楽しめるキャンプ事業を開催する。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、飲食を伴う行事であるキャンプ事業は実施が困難と考え、中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	学習支援事業	○	中止	①R2.3.2～R2.3.18（R元年度） ②～R2.9（R2年度） ③～R3.9（R3年度）	生活困窮世帯の中学生を対象に週2回学習支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各期間において下記対応を行った。 ①中止 ②事業開始を半月遅らせた。週1回分散開催。 ③開催時間を30分短縮。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　こども家庭部　　担当課：　子育て給付課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	児童手当		中止	R2.2～	児童手当の認定請求する際、その請求事由が生じてから15日以内に請求すると、手当の支給を、認定請求した日の属する月の翌月から始める。	令和2年3月10日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室発事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、認定請求書等の提出が遅延した場合の事務手続が示されたため。	新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない理由により、認定請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給を、認定請求することができなくなった日の属する月の翌月から始める。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	児童扶養手当		中止	R2.2～	児童扶養手当の認定請求する際、その請求事由が生じてから15日以内に請求すると、手当の支給を、認定請求した日の属する月の翌月から始める。	令和2年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、認定請求書等の提出が遅延した場合の事務手続が示されたため。	新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない理由により、認定請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給を、認定請求することができなくなった日の属する月の翌月から始める。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	児童扶養手当		中止	R2.4～	児童扶養手当の認定請求等に関しては、ひとり親の抱える課題をまとめて相談する機会になるとともに、児童扶養手当の適正な受給を確保する観点から、申請窓口において対面での手続きを行う。	令和2年4月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、児童扶養手当業務の対応について必ずしも窓口での手続きを前提とするのでなく、郵送での受付もするよう示されたため。	必要最低限の情報については対面での聴取も行うが、認定請求書等の提出に関しては窓口のみでなく、郵送での受付も行う。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	ひとり親家庭等医療費助成制度		中止	R2.4～	ひとり親家庭等医療費助成制度の認定請求等に関しては、ひとり親の抱える課題をまとめて相談する機会になるとともに、ひとり親家庭等医療費助成制度の適正な受給を確保する観点から、申請窓口において対面での手続きを行う。	児童扶養手当に準拠し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ずしも窓口での手続きを前提とするのでなく、郵送での受付もすべきと判断したため。	必要最低限の情報については対面での聴取も行うが、認定請求書等の提出に関しては窓口のみでなく、郵送での受付も行う。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	遺児手当		中止	R2.4～	遺児手当の認定請求等に関しては、ひとり親の抱える課題をまとめて相談する機会になるとともに、遺児手当の適正な受給を確保する観点から、申請窓口において対面での手続きを行う。	児童扶養手当に準拠し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ずしも窓口での手続きを前提とするのでなく、郵送での受付もすべきと判断したため。	必要最低限の情報については対面での聴取も行うが、認定請求書等の提出に関しては窓口のみでなく、郵送での受付も行う。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　こども家庭部　　担当課：　児童相談所開設準備課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議開催		中止	R2.4～R3.3	「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」における代表者会議について、対面方式での開催を行っている。	市のイベント開催や公共施設の利用制限等の通知を基に、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮したため。	・書面会議の開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	子育てのヒントを学ぼうの実施	○	中止	R2～R5	親支援グループ指導事業。子どもへの適切な言葉かけや行動を学び、より良い親子関係を築くプログラムを実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、プログラム実施の中止、縮小（参加人数・日数の変更）を行った。また、保育は上記理由により中止とした。	・中止となった際は、参加希望者に次回実施について案内。 ・1歳未満のお子さんは同伴可能とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	養育支援訪問事業の個別支援会議		中止	R3.1～R5.3	養育支援訪問事業で家庭に派遣される前と継続で支援をする場合はクール終了時に、助産師と対面で個別支援会議を実施する。	新型コロナウイルス感染症の状況、ガイドライン等を考慮し、対面での個別支援会議の実施を見直した。	事業導入前は対面での個別支援会議の実施を継続した。クール終了時に次クールも事業を継続する際、支援対象者の状態像に変化がなく、支援内容に変更が生じない場合は電話協議とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	個別支援会議の開催		中止	R2.4～R5.3	関係機関（平均3～4機関）と随時で対面により会議を開催していた。	関係機関より、3密を回避するために会議をオンライン開催にしてほしいとの要望があり実施した。	・対面会議からオンライン会議に変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　こども家庭部　　担当課：　保育運営課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	地域交流事業	○	中止	R2.3～R5.3	公立保育園全園において、地域の未就学児の子育て世帯を対象として、週1回程度の園庭開放と月1回程度の育児講座を実施する。	感染拡大防止の観点から、第三者の保育園の利用については可能な範囲で制限することが適切であると判断したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	各公立保育園における行事	○	中止	R2.3～R5.3	各公立保育園にて遠足、プール、運動会、卒園式、保護者参観、保護者会等の行事を実施。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小することが適切であると判断したため。	一部行事について、保護者の参加人数の制限や、プログラムの内容変更、時間短縮等、可能な範囲での感染拡大防止策を行った上で実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	研修・会議	○	中止	R2.3～R5.3	保育の質向上のための研修の計画・実施や、保育園を運営する上で必要な各専門職種の会議等を行う。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	一部研修、会議について、密を避けるため参加人数を絞っての実施やオンラインにて実施を行った。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	発達支援児の判定に係る保育観察の実施		中止	R2.3～R4.3	発達面が気になる児童等が保育園の入園を希望する場合や保育園に在園中の場合に、支援が必要かどうか等について、保育園での児童の様子を観察し（入園希望：5日間、在園中：1日間）、発達支援児かどうか判定を行う。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	入園希望の児童の観察日数を5日間から3日間へ変更した。流行期・拡大期は、可能な範囲で日程をずらし、感染状況が落ち着いてから実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	保育実習生の受け入れ	○	中止	R2.3～R5.3	保育士を目指す船橋市在住の学生の保育実習の受け入れを行う。	感染拡大防止の観点から、第三者の保育園の利用については、可能な範囲で制限することが適切であると判断したため。	流行期・拡大期は、受入れ中止または観察実習のみの受入れを行った他、可能な範囲で日程をずらし、感染状況が落ち着いてから実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	家庭的保育事業	○	中止	R2.4～R4.3	家庭的保育事業の利用者の月1回程度の連携保育園での預かり業務（定期代替）、家庭的保育事業者への支援者の月1回程度の巡回業務、現任研修	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	現任研修は書面にて実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	入園説明会		中止	R2.4～R5.3	各公立保育園の新規入園児の保護者に対し、入園前に入園にあたっての注意事項の説明や面談等を実施する。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	複数名の新規入園児がいる場合、一同に会して説明会を行っていたが、個別にて実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	園児の健康診断		中止	R2.4～R3.3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条に規定されている健康診断について、年4回実施する。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	根拠法令にて義務付けられている年2回の実施とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
9	歯磨き		中止	R2.4～R5.3	幼児クラスについては、食後に歯磨きを行っている。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	保護者へ夜寝る前の歯磨きの大切さ、かかりつけ歯科医を持ち定期的な健診を受けることの大切さを今まで以上に伝えるとともに、保育園給食後にお水を飲むことで口腔内の清潔を保つようにした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	食育活動	○	中止	R2.4～R5.3	食育活動の一環として、親子クッキングや栄養士による食事の講義、調理体験等を行っている。	感染拡大防止の観点から、可能な範囲で中止・縮小・変更することが適切であると判断したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	施設調査		中止	R2.4～R4.3	年1回公立保育園27園を回り、施設の状況を確認する。	新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、人の接触を必要最小限とするため。	各園より文書で施設の状況確認を行い、必要に応じて電話連絡により詳細を確認する。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　　こども家庭部　　担当課：　保育入園課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	病児保育事業		中止	R2.4～R5.5	病気療養中で症状が軽度と判断され入院を必要としない状態にある場合（病児保育）や病気の回復期にある場合（病後児保育）に、保育園などの集団保育や家庭での保育ができない間、医療機関や保育所等に併設する専用スペースにて一時的に児童を預かる事業	全国病児保育協議会においてコロナ禍における児童の受け入れ基準の案が複数示されたことで、実施事業者と協議の上、安全な保育を行うための基準を当該案の中から選定し、運用を行った。	（R2.3.4～R2.4.5）接触感染、飛沫感染対策を行い、病児保育施設を運営し、COVID 19確定者以外は 受け入れる。 （R2.4.6～R5.5.7）上気道炎症状を示す病児でインフルエンザ、溶連菌、RSウイルス、hMpウイルス、ADVウイルス等確定診断がついた患者は利用可能。 確定診断できていない病児は受け入れない。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　　こども家庭部　　担当課：　地域子育て支援課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	子育て支援センターにおける事業開催	○	中止	R2.2～ R5.5	調理や試食を伴う講座（離乳食講座等）、親子ふれあいあそび、リフレッシュ講座（ヨガやバランスボールエクササイズ等）、まつり事業等を実施する。	マスク着用ができない、他者と接触を伴う、人数制限ができない等の理由で十分な感染対策を講じることができなかったため。	・十分な感染対策を講じることができる事業の実施 ・オンライン事業の実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	子育て支援センターにおける保育サポーターの受け入れ	○	中止	R2.2～ R4.2	講座等を実施する際の託児及び講座後の片づけのため、ボランティアとして保育サポーターを受け入れる。	講座の中止、縮小及び変更並びに感染対策のため。	事業実施時の託児等は職員のみで行った。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	児童ホーム・子育て支援センターの開館時間		中止	R2.6～R5.5	規則で定めている開館時間 （ホーム） 午前9時～午後5時 （センター） 午前9時～午後4時	・室内や備品の消毒時間を確保するため ・飛沫感染を防ぐため（ランチタイムの中止）	開館時間の変更（ホーム） R2.6～R3.11 → 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 R3.12～R5.5.8 → 午前9時～正午、午後1時～午後5時 （センター） R2.6～R5.5.8 → 午前9時～正午、午後1時～午後4時
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	ランチタイム （児童ホーム、子育て支援センター）	○	中止	R2.6～R5.5	正午～午後1時（センターは午前11時30分～午後1時30分）はランチタイムとして食事ができるスペース等の提供	飛沫感染を防ぐため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	児童ホームにおける事業開催	○	中止	R2.6～R5.5	子どもたちが健全な遊びをとおして、健康を増進し、豊かな心を育めるよう様々な事業を実施する.	マスク着用ができない、他者と接触を伴う、人数制限ができない等の理由で十分な感染対策を講じることができなかったため。	十分な感染対策を講じることができる事業の実施 （換気、人数制限、事前申込制、消毒ができない遊具・玩具などを使用しない等）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　こども家庭部　　担当課：　療育支援課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会	○	中止	R3.1～R4.3	対面にて会議を実施している。	R2年度 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、開催方法について検討したため。 R3年度 事務局が新型コロナウイルス感染症対応業務により人員が割かれ開催が困難であったため。	R2年度　書面会議にて開催 R3年度　中止
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	市民のための講演会	○	中止	R2.4～	発達障害等の啓発のため、市民向けに講演会を行っている。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、開催方法等について検討したため。	・R2年度　中止 ・R3年度～　オンラインにて開催（動画配信）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	施設巡回	○	中止	R2.2～R5.3	市内障害児通所支援事業所を訪問し、療育内容について見学、聞き取り、確認を行っている。	事業所での新型コロナウイルス感染状況を考慮し、訪問による感染拡大を防ぐため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	通所受給者証の更新申請		中止	R2.4～	障害児通所支援のサービスを利用するための通所受給者証の発行を行っている。	令和2年4月30日付け厚生労働省社会・援護障害保健福祉部障害福祉課発事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、郵送等で柔軟に対応するよう方針が示されたため。	申請書類の提出を郵送及び回送サービスで対応
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	来所相談（こども発達相談センター）		中止	R2.5～R5.3	就学前のお子さんの発達や行動についての来所による相談。 相談時間は1枠60分。	令和2年に国より発出された「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」において事業所への通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、重要であることや、令和3年に発出された 「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」において、各種サービスについては利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から利用者に各種サービスが継続的に提供されることが重要となっているとう方針が示されたため。	・来所が難しい保護者には電話相談で対応。 ・相談時間は1枠45分。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	巡回相談（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R5.3	市内保育園、幼稚園の在園児で発達や行動などの気になるお子さんについて、各園5名で9:30頃～16:00頃までの間で、こども発達相談センター相談員が保育園幼稚園に出向いて先生方に支援方法などを一緒に考えていく。	令和2年に国より発出された「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」において事業所への通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、重要であることや、令和3年に発出された 「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」において、各種サービスについては利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から利用者に各種サービスが継続的に提供されることが重要となっているとう方針が示されたため。	・R2.5～R2.8までの前期は中止。 ・R2.9～R5.3まで。 　市内保育園、幼稚園の在園児で発達や行動などの気になるお子さんについて、各園3名で9:30頃～14:00頃までと縮小した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
7	外来グループ療育すくすくあそび（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R5.3	ふれあい遊び、運動遊びを通じて遊びの幅を広げ心身の発達を促す。 ・9:30～10:30 ・11:00～12:00 ・14：30～15:30 上記各クラス10組（親子）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R2.5～R2.8まで中止 ・R2.9～R5.3 ・9:30～10:20 ・11:00～11:50 ・14：30～15:20 上記各クラス10組（親子）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	外来グループ療育すてっぷクラス（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R5.3	グループの中で、集団参加が可能になるような取り組みを経験する。 14:30～15:30 上記クラス5組（親子）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R2.5～R2.8までは中止。 ・R2.9～R5.3 14：40～15:20 各クラス3組（親子）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	外来グループ療育なかよしクラス（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R4.3	小グループの中で、集団参加がスムーズになるような取り組みを経験する。 14:30～15:30 上記クラス6組（親子）～12組（親子）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R2.5～R2.8までは中止。 ・R2.9～R4.3 14：40～15:20 各クラス3組（親子） ・R4.4～ わいわいクラブ（SST）となかよしクラスを統合しにこにこクラスとなった。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	外来グループ療育わいわいクラブ（SST）（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R4.3	SSTの要素を取り入れた活動を通じて友達と協力する。 13:30～15:00 上記クラス6組（親子）～8組（親子）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R2.5～R2.8までは中止。 ・R2.9～R4.3 13：30～14:45 各クラス3組（親子） ・R4.4～ わいわいクラブ（SST）となかよしクラスを統合しにこにこクラスとなった。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	外来グループ療育にこにこクラス（こども発達相談センター）	○	中止	R4.4～R5.3	SSTの要素を取り入れた活動を通じて友達と協力する。 15:00～16:15 上記クラス計6組（親子）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R4.4～R5.3 わいわいクラブ（SST）となかよしクラスを統合しにこにこクラスとなった。 コロナ感染拡大防止対策中に開始した事業のため、代替で行っていない。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
12	外来グループ療育わんぱくクラブ（感覚統合）（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R5.3	身体を使った遊びや感触遊びを体験し感覚統合療法について知り日常の遊びや生活の中で取り組めるヒントを学ぶ 10:30～12:00（6組） 14：00～15:30 （6組） 上記クラス計12組（親子） （一般公募）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小及び事業時間短縮したため。	・R2.5～R2.8までは中止。 ・R2.9～R5.3 10:30～11:45（6組） 14：00～15:20 （6組） 上記クラス計12組（親子）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
13	ペアレント・トレーニング（こども発達相談センター）	○	中止	R2.5～R5.3	親が子どもとの正しい接し方を学ぶ 5月～6月（前期） 11月～12月（後期） 10:00～12:00（8名）	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小をしたため。	・R2.5～R2.8までは中止。 ・R2.9～R5.3 10:00～12:00（4名）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
14	発達支援のための講演会（こども発達相談センター）	○	中止	R2～R4	市内保育園、幼稚園、関係機関の職員が対象で外部講師による発達支援についての講演会 定員130名 10:00～12:00	市の公共施設における感染症対策方針に沿って参加定員の縮小をしたため。	・R2、R3は中止。 ・R4は定員を100名に縮小して実施 参加者　62名
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	児童発達支援（東簡易マザーズホーム）		中止	R2.3～R5.3	親子通園で療育を実施している。1枠40分で集団療育、個別リハビリ、個別療育、昼食時に摂食指導をしている。	市の公共施設における感染症対策に基づき、当課より感染防止対策の方針が示されたため。	・在宅でも療育を取り入れられるよう身体遊びの動画を市ホームページにアップし紹介した。 ・人数や時間を縮小して療育を実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	児童発達支援（西簡易マザーズホーム）		中止	R2.5～R2.9	発達の遅れや身体障害の児に対し療育を提供	集団により感染が広がるため、感染対策をした上での実施方法の変更。	部屋を分けて、主として個別対応。職員と親子。昼食は取らず。集団になる行事は中止。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
17	児童発達支援（西簡易マザーズホーム）		中止	R2.10～R4.3	発達の遅れや身体障害の児に対し療育を提供	集団により感染が広がるため、感染対策をした上での実施方法の変更。	部屋の広さを見ながら、密集しない人数を考慮し人数を制限し受け入れる。集団療育を実施。感染対策を実施しながら療育を提供する。希望者は昼食も再開。 行事は参加人数を制限しながら実施。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
18	春の遠足（たんぽぽ親子教室）	○	中止	R2.5	近隣の公園まで歩き、お弁当を食べる。	緊急事態宣言が発令されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	秋の遠足（たんぽぽ親子教室）		中止	R2. 9～R5	目的地まで電車を利用しての遠足	電車は密になるため、またマスク着用が難しい児が多いため。	長距離の移動は避け、場所を徒歩で行ける近隣の公園に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
20	保護者向け講演会（たんぽぽ親子教室）	○	中止	R2.4～R3.3	講師を依頼し、保護者向けに講演会を実施	密になるため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
21	運動会（たんぽぽ親子教室）		中止	R2～R4	人数制限はなく、家族や兄弟・祖父母が参加可	ソーシャルディスタンスを保つのが難しいため。	保護者は1家族2名までの参加
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
22	親子教室合同行事（たんぽぽ親子教室）	○	中止	R2～R4	ひまわり親子教室と合同で在籍の親子参加の歌あそびコンサートを実施	ソーシャルディスタンスを保つのが難しいため	・R2は中止 ・R3.4は参加人数を制限して実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
23	歯科健診（たんぽぽ親子教室）		中止	R2～R4	歯科医師、歯科衛生士が来室し、健診、歯磨き指導、フッ素塗布を実施	保健センターからの依頼	・健診のみ実施 歯磨き指導、フッ素塗布は中止
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
24	お楽しみ会（年3回）（たんぽぽ親子教室）		中止	R2～R4	他クラスと合同で集会、会食を実施	3密になるため	集会のみ実施 会食の人数を減らして実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
25	食事指導（ひまわり親子教室）		中止	R2.6～	職員が、母子と一緒にテーブルを囲んで一緒に食事をしながら、食事の状態の把握をし、必要時に適宜指導・介助をする。	緊急事態宣言後、令和2年5月までは昼食前までの午前中の療育としていたが、同年6月から1日の療育を再開するのに伴い、食事指導の仕方を変更した。	・利用者母子1組で1台のテーブルを使用し、テーブルごとに前後左右の間隔をあけて設定し、同じ方向を向いて食べるように変更した。 ・職員は一緒に食事をせず、マスクとフェイスシールドを付けてそれぞれのテーブルをまわり、指導・介助等するように変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　環境部　　担当課：　環境政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	ふなばし環境フェア	○	中止	R2～3	船橋市環境フェア実行委員会の事務局として企画・運営。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は中止した。 また、令和3年度は3部制に分け、完全入れ替え制の事前申込制とし、定員を定めて実施した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	ふなばし三番瀬クリーンアップ	○	中止	R2	ふなばし三番瀬クリーンアップ実行委員会の事務局として企画・運営。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	環境パネル展	○	中止	R2	環境問題の動向や環境フェアに参加する環境団体等の活動をパネルにて紹介する。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	緑のカーテン事業		中止	R2～	身近にできる地球温暖化対策である緑のカーテンの普及啓発を行う。ゴーヤの苗・種を公共施設や市民向けに配布する。	市民対象の配布について、ゴーヤの苗の配布は不特定多数の市民が集まる事業であることから中止とした。種の配布は郵送で行うことから継続した。 なお、令和3年度以降、苗の配布を場所・時間を分散して行っている。	
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	地球温暖化に関する学習	○	中止	R2、R3	学校等にて地球温暖化の講座を行う。	小学校については休校等の影響から令和2年度は4校予定したところ、1校の実施となった。また、令和2、3年度はオンラインでの実施となった。 その他、施設の開館状況に応じて、中止、縮小等の対応をした。	
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	ファミリー環境講演会		中止	R2、R3	船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会の事務局として実施。 環境問題について広く知ってもらい、また、考える機会をつくることを目的に、小学生を対象とした環境に関する講演会を行う。	令和2年度は8月予定のところ12月に変更し、実施にあたり新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し、座席間隔の確保など対策を行ったうえで実施。 令和3年度もガイドラインを作成し実施。	
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	夏休みセミのぬけがら調査	○	中止	R2～4	講師・リーダー（市民）よりセミのぬけがらの採取方法を学び、実際に採取場所である公園内でセミの種類や生態を学びながらぬけがら採取を行う。集めたぬけがらは種類ごとに分類・集計し標本づくりを行う。 環境政策課は、企画、講師・リーダーとの調整、参加者の募集等を行う。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は中止した。 また、令和3年度は定員を減らし、密を避けるとともに午前中開催として昼食をなしとすることによって感染対策を行った。なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成した。	・開催場所を増やすこと（3回→4回）で、各回の定員を減らした分の参加可能人数を補うこととした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　環境部　　担当課：　資源循環課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	南部清掃工場の竣工式典	○	中止	R2.3	新南部清掃工場の竣工式典	令和2年2月21日付厚生労働省健康局結核感染症課から「新型コロナウイルス感染の発生を踏まえたイベント開催の取り扱い等について」事務連絡があり、イベントの開催の必要性について、検討するよう要請があったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	夏休み親子見学会	○	中止	R2.8～R4.8	小学4年生の親子を対象とした、ごみ処理施設見学と、リサイクル工作。	令和2年2月21日付厚生労働省健康局結核感染症課から「新型コロナウイルス感染の発生を踏まえたイベント開催の取り扱い等について」事務連絡があり、イベントの開催の必要性について、検討するよう要請があったため、令和2年度は中止、令和3、4年度は定員を減らし実施した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	ごみ処理施設見学の受付中止・受入れ人数の制限	○	中止	R2.4～R3.11	南部清掃工場、北部清掃工場、西浦資源リサイクル施設のSPCによる見学受付。	緊急事態宣言の発令により不要不急の外出を避けていただくことや、ごみ処理施設職員の感染を避けるため（安定運営のため）。	・ごみ処理施設紹介DVDの貸し出し
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	ごみ処理施設への自己搬入自粛要請		中止	R2.4～6	南部清掃工場、北部清掃工場、西浦資源リサイクル施設への家庭系一般廃棄物自己搬入。	緊急事態宣言の発令により不要不急の外出を避けていただくことや、ごみ処理施設職員の感染を避けるため（安定運営のため）。	・北部清掃工場ではごみ搬入受付をドライブスルー方式に変更
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	事業活動に伴うごみ処理手数料及び洗車料の納期の延長		中止	R2.4～9	事業活動に伴うごみ処理手数料及び洗車料の毎月の許可業者等への請求。	新型コロナウイルス感染症により、一般廃棄物処理事業者が減収となったため。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　環境部　　担当課：　廃棄物指導課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	新型コロナウイルス感染症にかかる環境省からの通知を市民や関係機関へお知らせする		中止	R2.2～R5.5	環境省からの通知を内容に応じた関係先へお知らせする。	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、関連する通知が環境省から発信されたため。	
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	廃棄物処理法第19条に基づく病院への立入	○	中止	R2.4～R5.3	主に感染性廃棄物の処理状況を確認するため、市内病院へ立入検査を行う。1年で全病院の半分を周り、2年で全病院を回る。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は立入検査を中止した。	令和3年度以降は実施したが、規模を縮小して行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	廃棄物処理法第19条に基づく廃棄物処理業者への立入	○	中止	R2.4～R5.3	廃棄物処理施設の維持管理状況等を確認するため、市内許可業者へ立入検査を行う。上半期と下半期で1回ずつ実施し、年2回回る。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は上半期の立入検査を中止した。	令和2年度下半期以降は実施したが、規模を縮小して行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	自動車リサイクル法第131条に基づく事業者への立入	○	中止	R2.4～R5.3	主に使用済自動車の取扱状況等を確認するため、引取業者・フロン類回収業者へ立入検査を行う。1年で20件程度を周り、5年程度で全対象事業地を回る。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は立入検査を中止した。	令和3年度以降は実施したが、規模を縮小して行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール	○	中止	R2.10	建設リサイクル法に基づき、建築指導課、環境保全課、労働基準監督署とともに、解体工事等を行っている現場に立入検査を行う。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年10月は中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	産廃車両検問調査	○	中止	R3.10	産廃スクラム37の不法投棄撲滅強化月間の取り組みとして、産廃運搬車両の一斉路上調査を県、千葉市、柏市と共同実施する。	新型コロナウイルスの緊急事態宣言が出されたため、令和3年10月は中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	県内産業廃棄物処理業者育成事業	○	中止	R2.8～R5.11	産業廃棄物処理業者の育成のための講習会を千葉県、千葉市、柏市との共催により実施する。会場で、集合形式により年2回開催する。	新型コロナウイルスの感染が拡大したため、令和2年度は中止した。	令和3年度は会場開催ではなく、動画配信を行った。 令和4年度、令和5年度は会場で1回開催した後、その様子を動画配信した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　環境部　　担当課：　クリーン推進課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	クリーン船橋530の日	○	中止	①R2.5 ②R3.5 ③R4.5	市内全域において、市民等が道端に落ちているごみを拾い、市立小学校内の臨時集積所まで持って行く事業を行っている。	新型コロナウイルス感染症対策のため。	①中止 ②中央会場でのセレモニーを中止して事業を実施 ③中央会場でのセレモニーを縮小して事業を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	船橋をきれいにする日	○	中止	①R2.11 ②R3.11 ③R4.11	市内全域において、市民等が道端に落ちているごみを拾い、市立小学校内の臨時集積所まで持って行く事業を行っている。	新型コロナウイルス感染症対策のため。	①中止 ②･③中央会場でのセレモニーを縮小して事業を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	ごみ減量啓発バス	○	中止	①R2.2～R4.3 ②R4.4～R5.3	市職員がごみ減量啓発バスを運行し、市民団体等を対象に清掃工場等ごみ処理施設の見学を行っている。	新型コロナウイルス感染症対策のため。	①中止 ②各団体の参加納人数を縮小して事業を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	交通安全運転研修会	○	中止	R3.1 R4.1	交通安全運転のマナー向上の一環として、市内の廃棄物収集運搬委託業者等を対象として、交通安全運転研修会を行っている。	新型コロナウイルス感染症対策のため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第43条に基づく事業用大規模建築物立入調査		中止	R2.9～R4.3	年1回定期的に立入調査を行っている。	新型コロナウイルス感染症対策のため。	・事業系一般廃棄物減量等計画書未提出の専用大規模建築物所有者等に対して、再度提出を促す文書を発送
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　環境部　　担当課：　清掃センター

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	家庭系可燃ごみ収集業務		中止	R2.4～R5.6	家庭系可燃ごみの収集業務（業務自体に変更はない）	約110名在籍する収集作業員が密集する機会を避けるため	令和2年4月から早番・遅番の体制に分けて作業を行いロッカーでの着替え時や昼食時に密にならないようにした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　経済部　　担当課：　商工振興課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	ふなばし地域若者サポートステーション事業		中止	R2.2～R5.3	①サポステブース内での個別相談 ②合同就職説明会	感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保	①公民館の会議室を使用して、ソーシャルディスタンスを確保した形での個別相談 ②定員を減らして実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	ダイバーシティ推進事業（千葉県社会保険労務士会船橋支部委託事業）		中止	R2～R3	多様な人材活用推進を目的とした事業者向け3回連続セミナー開催	R2:感染拡大防止のため、集客を図る市主催イベントを中止にしたため。 R3:感染拡大防止のため、人を集めない形での実施に変更	R2:千葉県社会保険労務士会の主催事業（市共催）としてオンラインセミナー1回講座で実施 R3:オンラインで実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	セブンイレブン共催のシニアのお仕事説明会		中止	R2～R4	市とセブンイレブンで共催で、シニアを対象としたセブンイレブンの業務に関する説明会を実施	感染症のリスクが高い高齢者の参加があるイベントであるため	定員を半分程度に縮小して実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	障害者雇用推進・啓発イベント「はたらくということ」		中止	R2～4	特別支援学校の在校生・卒業生による実習・就労体験発表、障害者雇用に取り組む事業者の事例発表、障害者雇用優良事業所表彰の表彰式、三者懇談会	感染症のリスクが高い障害者の参加があるイベントであるため	R2:オンラインで実施 R3:オンラインで実施 R4:オンラインとリアル会場併用で実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	県ジョブサポートセンターと近隣市との共催による再就職支援セミナー		中止	R2	県サポートセンターから講師を派遣いただき、共催希望のある近隣市と共催で女性向け再就職支援セミナーを実施	感染拡大防止のため、人を集めるイベントの実施を見直した	オンラインで実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	経営相談		中止	R2～R5	中小企業診断士による経営相談	感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保	アクリルパーテーションを設置し、また手指消毒用アルコールを用意
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	地域工業団体連合会・臨海工業地区連絡協議会（任意団体）	○	中止	R2～R3	総会・役員会、視察研修会の開催	感染拡大防止のため、人を集めるイベントの実施を見直した	・総会、役員会を書面会議に変更 ・令和2年度は視察研修会中止、令和3年度は近場の施設で現地集合・現地解散とした
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	創業支援推進事業	○	中止	R2.7～	創業に関する啓発講座、知識取得講座、交流会を対面にて実施	感染拡大防止のため、人を集めるイベントの実施を見直した	令和2年の啓発講座（上期）は中止、それ以外はオンラインで実施。※交流会はR4年度より対面に戻している
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	ふなばしセレクションPR事業		中止	R2.4～R4.3	市場・消費者のニーズを把握するため、人が多く集まるイベント（ふなばし朝市等）に出店し「ふなばしセレクション」認証品を販売。	緊急事態宣言等の発出により、催事の開催が見送られるなど、イベント自体の開催回数が減り、出店の引き合いがほとんどなかった。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	ふなばし9路線鉄道スタンプラリー事業	○	中止	R2.4～R4.3	ふなばし9路線35駅を活用したスタンプラリーをとおして、新たな観光客の集客、回遊性や賑わいの創出する。	感染対策を施したイベント開催が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	ふなばし銭湯スタンプラリー	○	中止	R2.4～R4.3	市内にある一般公衆浴場を活用したスタンプラリーをとおして、一般公衆浴場のPR及び新たな観光客の集客、回遊性や賑わいの創出する。	感染対策を施したイベント開催が困難であったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	ふなばし市民まつり（船橋港親水公園花火大会含む）	○	中止	R2.4～R5.3	市民参加型のイベントとして開催しているジョイ＆ショッピングフェア、ふれあいまつり及び花火大会の開催。	感染拡大防止対策を施したうえでのイベント開催が困難と判断したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　経済部　　担当課：　農水産課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	親子アグリツアー	○	中止	R2.2～R4.11	参加者が市内の農家において収穫体験を行い、その農産物を使った調理体験を通じて市民が農業に親しむ機会を創出する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、イベント等の実施の判断をしたため。	令和2年度：中止 令和3年度：中止 令和4年度：調理体験を含まない形で、サツマイモの収穫体験を実施する親子アグリツアーを代替で実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	農水産祭	○	中止	R2.2～R4.11	船橋市地方卸売市場にて農水産物のPRを行うため、出店やステージイベント即売等のイベントを開催。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、事業の見直しや中止の判断にいたった。	令和2年度：（変更）アンケートに答えて農産物プレゼントキャンペーン 令和3年度：（縮小）市役所北側通路にて即売会 令和4年度：（中止）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	農地を活用した地域防災訓練	○	中止	R2.2～R5.3	都市農地の様々な機能のうち、防災機能を市民へ周知する目的で農地における防災訓練（避難訓練・防災講座・炊出し）を実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、事業の中止の判断にいたった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　経済部　　担当課：　消費生活センター

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	生き活き展	○	中止	R2.10～R4.10	消費者団体・企業・行政など各団体が日頃研究した成果を一同に発表する。 R元年10月まではららぽーとにて開催。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での実施が困難となった。 R2年度：中止 R3年度以降開催方法の変更	・R3年度は市ホームページ上でデジタル開催 ・R4年度以降はデジタル開催に加えて、パネル展を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	出張相談	○	中止	R2.4～R5.3	地域の高齢者が集まる市内老人福祉センター5ヶ所を月に1回訪問し出張相談及び啓発活動を実施。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での実施が困難となった。	・R3年度はチラシ配布を中心に実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	民生委員・児童委員等消費生	○	中止	R3.2～R5.3	民生委員・児童委員、介護支援事業所等職員を対象に、最近の消費者トラブルの事例やその対処法を学んでいただき、地域全体で消費生活における被害の未然防止を目指す。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での実施が困難となった。	・R2年度は介護支援事業所等職員研修のみ実施 ・R3年度は動画配信形式で実施 ・R4年度は対面研修・動画配信の選択制で実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
4	消費者月間記念講演	○	中止	R2.5	消費者教育の推進を図るため記念講演を開催。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での実施が困難となった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	消費生活モニター事業	○	中止	R2.4～R3.3	消費者としての意識を高めると共に、消費者啓発のリーダーの育成を目指し、市内在住者を対象として公募により委嘱。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施が困難となった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	消費者講座	○	中止	R2.3～R4.3	賢い消費者の育成を目指し、消費生活に関する様々な問題を取り上げ、専門講師による講座を開催。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での実施が困難となった。	・一部動画配信形式に変更して開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	商品量目立入検査	○	中止	R2～R3	消費者が安心してお買い物できるよう、市内のスーパー等対象に商品の内容量や表示について立入検査を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施が困難となった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：地方卸売市場　　担当課：総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市場見学ツアー～わくわく市場探検隊～の運営	○	中止	中止 R2.3～R4.4 変更 R4.5～現在	市民などに市場の役割や魅力を知ってもらうための市場見学ツアーを月に1度開催。	感染症の感染状況等を考慮し、市場内でのイベント実施は適さないと判断し中止とした。再開にあたっては市保健所が提示した「公共施設再開に向けての基本的な基準」及び「イベントガイドライン」を基にイベント内容を見直した。	【中止】代替なし 【変更】・定員を40名から15名に変更（その後段階的に定員を増やし、現在は30名で実施） ・試食を廃止し、お土産配布を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	ふなばし楽市～旬を探そう！スタンプラリー～の運営	○	中止	R2.4～R4.5	2ヵ月に一度、市場協力会の主催で実施される市場一般開放日に合わせ、抽選で景品をプレゼントするスタンプラリーを開催。	感染症の感染状況等を考慮し、市場内でのイベント実施は適さないと判断し中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	活き活き料理教室	○	中止	中止 R2.3～R4.5 変更 R4.6～現在	講師を招き、市場の食材を利用した料理教室を開催。	感染症の感染状況等を考慮し、市場内でのイベント実施は適さないと判断し中止とした。再開にあたっては市保健所が提示した「公共施設再開に向けての基本的な基準」及び「イベントガイドライン」を基にイベント内容を見直した。	【中止】代替なし 【変更】・定員を24名から8名に変更 ・試食を廃止。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	さばき方教室	○	中止	中止 R2.3～R4.9 変更 R4.10～現在	仲卸業者を講師として招き、魚のさばき方を習得する教室を開催。	感染症の感染状況等を考慮し、市場内でのイベント実施は適さないと判断し中止とした。再開にあたっては市保健所が提示した「公共施設再開に向けての基本的な基準」及び「イベントガイドライン」を基にイベント内容を見直した。	【中止】代替なし 【変更】・定員を16名から8名に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　都市計画部　　担当課：　都市政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市都市計画審議会の開催	○	中止	R2.5～R4.3	毎年度5月・8月・11月・2月に船橋市都市計画審議会を集合形式で開催	審議会内クラスター発生防止のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出期間中は、集合形式での開催について慎重に検討したため。	・開催の延期（6回） ・書面による開催（1回）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における船橋市都市計画審議会の実施に向けた感染拡大防止ガイドラインの作成		中止	R2.11～R5.5	感染対策の規定なく、都市計画審議会を対面開催	令和2年9月15日開催の第38回船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、令和2年11月1日以降の市主催（共催）イベント・事業の実施については、所管課による「感染対策を定めたガイドライン」の作成が必須となったため。	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における都市計画課事業の実施に向けた感染拡大防止ガイドライン」を作成し、これに沿って開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　都市計画部　　担当課：　技術管理課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	各種会議		中止	R2.3～R5.3	各種会議は出席者を集って開催している。	令和2年3月25日付け船職員第5273号にて新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みが周知されたため。	・会議出席者の縮小 ・書面開催 ・Web開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　都市計画部　　担当課：　都市計画課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	違反広告物に係る指導・啓発合同パトロール	○	中止	R2.5～R5.3	指導・啓発を目的に船橋警察署、船橋東警察署、千葉県葛南土木事務所、道路管理課と月に2回程度違反広告物に係る合同パトロールを実施している。	緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、複数の役所の職員が集まること、指導対象に飲食店が多いことから、感染を拡大する危険性があると判断したため。	・苦情が入った違反広告物に対しては、都市計画課にて個別に指導 ・市ホームページでの啓発や、関係機関の協力を得て、パンフレットや関係機関ホームページでの啓発を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	地区計画届出受付		中止	R2.4～	窓口のみで受付	不要不急の外出自粛	郵送での届出を可とした
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	都市計画法第53条許可申請受付		中止	R2.4～	窓口のみで受付	不要不急の外出自粛	郵送での届出を可とした
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	市民説明会・講習会・審議会等の開催		中止	R2.11～R5.5	市民説明会・講習会・審議会等を対面により開催していた。	令和2年11月1日以降の市主催（共催）イベント・事業の実施については、所管課による「感染対策を定めたガイドライン」の作成が必須となったため。	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における都市計画課事業の実施に向けた感染拡大防止ガイドライン」を作成し、これに沿って開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　都市整備部　　担当課：　都市整備課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	自転車等駐車場定期利用申請受付		中止	R2.12～	自転車等駐車場の定期利用申請を窓口、郵送及びインターネットにて受付している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	・郵送及びインターネットによる申請の推奨 ・窓口にビニルカーテン及びアルコールを設置 ・使用後のボールペン消毒を実施（新型コロナウイルスが5類に移行した時点で終了）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	駐輪場・駐車場整理業務		中止	R2.1～R5.5	駐輪場・駐車場整理。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	・整理員のマスク着用や手指消毒など感染症対策徹底を委託先に指示 ・自転車への接触や利用者への声掛けを必要最低限に行うよう委託先に指示
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	船橋市自転車等駐車対策協議会	○	中止	R2.4～R4.3	船橋市自転車等駐車対策協議会を集合開催している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	・船橋市自転車等駐車対策協議会を開催中止した ・船橋市自転車等駐車対策協議会を書面開催した
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	放置自転車等の街頭指導業務		中止	R2.1～R5.5		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、指導員のマスク着用など感染症対策徹底を委託先に指示。	
			縮小				
			変更				
		○	その他（感染症対策）				
5	放置自転車等の移送業務		中止	R2.4～R2.7	放置自転車等の移送。	新型コロナウイルス感染症（緊急事態宣言）の影響により放置自転車の数が大幅に減少したため。	・放置自転車等の移送を縮小
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　都市整備部　　担当課：　公園緑地課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	アンデルセン公園	○	中止（閉園）	R2.4～R2.5 R3.1～R3.1 R3.9～R3.9	通常開園	利用者及び従業員の安全対策のため一時的に閉園した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	アンデルセン公園 （アンデルセンスタジオ） （童話館） （食のアトリエ）	○	中止（閉館）	スタジオ R2.2～R2.3 R3.9～R3.9 童話館 R2.2～R2.5 アトリエ R2.2～R2.7	通常開館	利用者及び従業員の密集が回避できないことから、安全対策のため一時的に閉館した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	アンデルセン公園		中止	R3.4～ R3.11	入場制限なし	安全に利用できる人数を5，000人と限定したり、土日祝日は前売券の購入を必要とするなど、混雑が予想される日の来園者数を抑えた。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	三番瀬海浜公園	○	中止（閉園）	R2.4～R2.5	通常開園	利用者及び従業員の安全対策のため一時的に閉園した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	薬円台公園 （徒渉池）	○	中止	R2.7～R2.9 R3.7～R3.9 R4.7～R4.9	毎年度、夏季の一部期間において、薬円台公園内の便益施設である徒渉池を一般利用できる形態とし、水遊びの場を提供している。	利用者及び従業員の安全対策のため開催を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	天沼弁天池公園 薬円台公園 西船近隣公園 （噴水及び水景施設）	○	中止	天沼 R2.4～R5.5 薬円台・西船 R2.4～ 再開準備中	通常噴水等稼働	塩素消毒設備の無い噴水等からの飛沫感染等の予防のため、稼働を停止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	公園等団体利用	○	中止	R2.4～R2.5	団体利用について、届出を提出の上、利用いただいていた。	利用者の安全対策のため一時的に団体利用を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	花苗サポーター事業		中止	R2.3～R2.5	市役所本庁舎の会議室にて、苗の育成や植え付け方法等について、講習会を実施している。	対策本部会議により屋内イベントや事業を原則中止が決定されたため。	・事業の概要や講習会の内容を収めた動画を作成しYouTubeで公開
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	発注工事		中止	R2.5～R5.5		三つの密を回避する対策の実施。 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインにより身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、換気、体温測定、消毒等の実施。	
			縮小				
			変更				
		○	その他（感染症対策）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
10	緑と花のジャンボ市	○	中止	R2.4～R3.3	緑化の普及を目的に年2回（春と秋）イベントを開催している。	来園者及び参加者の安全対策のため開催を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	ふれあい花壇事業	○	中止	R2.4	公園の清掃業務委託を受託している町会等に公園の花壇を管理していただける場合、春と秋に花苗を配布している。	参加者の安全対策のため開催を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	施設来訪者、事務従事者に対するアルコール消毒		中止	R2.12～		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口カウンターにアルコールを設置し手指消毒を行っている。	
			縮小				
			変更				
		○	その他（感染症対策）				

部名：都市整備部　　担当課：飯山満土地区画整理事務所

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	地権者協議		中止	R2.5～R5.5	地権者宅を訪問し協議を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	地権者宅の訪問を控え、電話にて協議を実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	土地区画整理審議会		中止	R3.8.19	飯山満土地区画整理事務所別室会議室にて開催。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。	会長、副会長、事務局以外の委員はWEB開催とした。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	飯山満土地区画整理事業整備工事		中止	R2.5～R5.5		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。 マスクの着用、詰所内の換気、消毒液、体温計の設置、トイレ、重機などの消毒、少数での食事等を実施した。	
			縮小				
			変更				
		○	その他（感染症対策）				
4	施設来訪者、事務従事者に対するアルコール消毒		中止	R2.12～		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口カウンターにアルコールを設置し手指消毒を行っている。	
			縮小				
			変更				
		○	その他（感染症対策）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　道路部　　担当課：　道路計画課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市公共交通不便地域解消事業		中止	R4.1～	試験運行、本格運行とも指定の6月間で運行経費の50%を運賃収入等により確保することが事業継続の条件となっていた。	新型コロナウイルス感染症の影響によりバス乗車人数が大幅に減少したため、事業継続の条件を満たせない可能性が出てきた。	・要綱を改正し、「ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。」との文言を追加
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	船橋市地域公共交通活性化協議会の開催		中止	R2.6～R5.1	対面で開催。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため。	・書面で開催、対面とWeb参加併用で開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　道路部　　担当課：　道路管理課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	道路台帳等経年変化修正業務		中止	R2.5～R3.1	市が管理する道路台帳は年4回のサイクルで委託により更新している。	令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴う外出自粛の要請にともない委託業者の出勤者数が制限され、委託業者から現地調査やデータ更新等の作業が進められないと申し出を受けたため。	・令和2年6月期・9月期（新規認定路線の認定網図への反映を除く）での道路台帳システム更新を令和3年1月に一括実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	不法占用物の撤去指導業務		中止	R2.5～R5.3	許可なく設置された屋台、看板等に対して、苦情対応及びひと月に4回船橋駅等の周辺で都市計画課と共にパトロールを行って撤去指導している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染拡大防止を考慮し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になるまでパトロールを中止した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	道路占用工事の連絡・調整に関する事務		中止	R2.4～R4.3	道路法第34条により、ガス・水道などの地下埋設工事等を計画的に執行させるため、施工時期及び施工方法について調整する道路工事等連絡調整会議を、8月と1月を除く毎月開催している。	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令期間中は感染拡大を防止するため、集合形式による会議をとりやめた。	・書面で開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	船橋駅北口広場管理運営委員会業務		中止	R2.6 R3.6	船橋駅北口広場管理運営委員会の会計報告等のため、年1回総会を開催している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、集合形式による会議をとりやめた。	・書面で開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　下水道部　　担当課：　下水総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	「下水道の日」事業 （イベント事業）		中止	R2.4～R5.3	・下水道展（パネル展示や実寸大のマンホールパズル、微生物が汚水をきれいにする実演など） ・下水処理場へのバス見学会 ・市内小学生を対象とした、絵画・書道コンクール	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人が大勢集まるイベントは極力避けるよう検討した。	・下水道展の規模を縮小し、パネル展示のみを実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　下水道部　　担当課：　下水道建設課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	下水道事業説明会	○	中止	R2.4～R5.3	下水道工事の施工前に対象地域の住民を集めて下水道事業の概要、工事の流れ、費用に関することを説明する。	令和2年3月25日付け船職員第5273号にて新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みが周知されたため。	・戸別説明を実施
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　下水道部　担当課：　下水道施設課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
a	下水道施設見学	○	中止	R2.2～R4.4	下水処理について理解を深めていただくため、高瀬下水処理場の見学を実施している。	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で市主催のイベントを中止する基本的な考え方について示されたため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　下水道部　担当課：　河川整備課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	準用河川駒込川改修事業に伴う用地買収交渉		中止	R3.7～R5.3	浸水被害を防ぐため準用河川駒込川延長1，450mの川幅を広げ時間50mmの雨に対応するよう整備するための用地買収	土地地権者は高齢者の方も多くおり、用地買収交渉のための訪問を拒否する地権者が多数見受けられたことや地権者自身が新型コロナウイルスに感染したため用地交渉ができなかった。また、新型コロナウイルス感染対策に職員が保健所応援に行ったため訪問する職員が不足したため。	電話等で頻繁に連絡を取り今まで築いてきた人間関係を保ちながら長期的な交渉を行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　建築部　　担当課：　住宅政策課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項に基づく立入検査		中止	R2.3～R3.10	サービス付き高齢者向け住宅に出向き立入検査を実施する	令和2年3月10日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡にて、介護保険施設等に対する指導監督の延期等の対応について通知があったため。	予定を延期して立入検査を実施した
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	建築住宅相談及びマンション管理無料相談	○	中止	R2.4～R4.3	●建築住宅相談 船橋駅前総合窓口センター相談室にて月に5回実施 ●マンション管理無料相談 船橋駅前総合窓口センター相談室にて月に1回実施（1月を除く）	令和2年4月10日付駅前セ第11号にて船橋駅前総合窓口センター所長より相談室使用自粛の依頼の通知があったことや、各相談団体の意向を踏まえたため。	一定期間相談を中止及び相談回数を減らした
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	マンション管理セミナー	○	中止	R2.3～R4.3	毎年3、9月に中央公民館にて実施	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公民館の利用休止や主催である千葉県マンション管理士会の意向を踏まえたため。	○以下の日程のセミナーを中止した ・R2.3　・R3.3　・R3.9　・R4.3 ○R2.9のセミナーについては、例年のセミナーよりも募集人数を減らしたうえ実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　消防局　　担当課：　消防局総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	船橋市消防出初式	○	中止	R3.1～R5.1	新春恒例の防火・防災行事として1月初旬に実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止・縮小とした。	・令和3年は中止 ・令和4年及び令和5年は縮小開催
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	分散勤務		中止	R2.4～R3.10	各所属（消防局各課及び各消防署）の係単位で事務室の席を配置していた。	令和2年4月7日に緊急事態宣言が発せられたことに伴い、「人と人との接触を8割程度抑えることで感染拡大の防止が図れる」という見込みが示されたため。	・各所属の毎日勤務者の事務室を分散した。 ・事務室内の机の間に、飛散防止フィルムを設置した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	在宅勤務		中止	R2.4～R2.5	勤務場所に出勤して勤務を行っていた。	令和2年4月15日から市役所で交代勤務制が開始されたため。	・各所属の毎日勤務者の勤務人員を通常の50%にするため、在宅勤務を行い、2班編成とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　消防局　　担当課：　消防局予防課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市民相談及び受付業務		中止	R2.5～R5.5	市民や関係事業所の業者からの各種消防法令関係手続に伴う相談及び申請書等の対応は対面にて行うことが主流である。	総務省消防庁発の令和2年5月15日付け消防予第124号にて押印の省略、令和2年5月29日付け消防予第142号にて各種受付業務にあたり、対面による対応を減らすよう通知があったため。	・消防法令関係手続における押印の省略等 ・申請書等は、可能な限り電子メールや郵送等を活用し、対面による手続きを極力減らした。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	船橋市消防局音楽隊定期演奏会	○	中止	R1～R3	例年2月頃、船橋市民文化ホールにて、音楽を通じて市民に防火・防災を呼びかけるとともに、市民の防火意識の向上を図るために、市職員及び市民音楽隊による演奏会を行う。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	令和元年度、2年度及び3年度は中止とする。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	船橋市消防局音楽隊創立60周年記念演奏会	○	中止	R4	令和4年度に船橋市消防局音楽隊創立60周年を迎えるにあたり、市長、副市長及び市議会議員並びに県内及び近隣都県市で音楽隊を有する消防本部等の関係者を招待し、各所属協力のもと、船橋市消防局音楽隊の演奏を披露する。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	令和4年度は延期とする。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	消防フェア	○	中止	R3～R4	市民と消防の「ふれあいの場」を設けることにより、消防行政に対する理解と協力を呼び掛け、市民の火災及び災害に対する防火・防災意識の啓発を図る。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	令和3、4年度に消防フェア実行委員会が開催されるもいずれも中止となる。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	船橋市幼年少年婦人防火委員会		中止	R2～R3	幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人クラブ員と、年1回定期的に対面会議を行っている。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	書面にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	船橋市自衛消防協会の総会・理事会及び各行事	○	中止	R2～R3	・他自治体の協会や船橋市自衛消防協会の理事が集まり対面にて年に数回定期的に会議を行う。 ・各行事については防火思想の普及啓発及び防火管理体制の強化を促進するものや、協会加入の市内事業所の協力のもと、発展と社会公共の安全及び福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の融和親睦を図ることを目的として行うものなどがある。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	総会・理事会については書面にて実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	新入社員防火教室（4月） 消防用設備等取扱研修会（10～11月頃）	○	中止	R2～R3	市内事業所の新入社員や代表者を当市消防局に招待し、通報や消火・警報・避難設備の取扱要領を実践を交えて習得してもらう。	令和2年2月19日付けで船橋市保健所から報道関係へ「新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止・延期について」が発出されたため。	令和2、3年度は中止とする。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　消防局　　担当課：　消防局警防指令課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	教育研修計画及び事業計画に基づく警防・救助訓練	○	中止	R2.5～ R4.12	警防・救助体制の充実強化を目的とし、教育研修計画及び事業計画に基づき、集合形式にて各種警防・救助訓練を実施している。	各訓練の実施時期において、緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施を判断する。	・訓練実施時期の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、一部を中止、または規模を縮小して実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	消防車両による歳末警戒巡回時の広報活動		中止	R2.12	船橋市消防警防規程第84条（特別警戒）に基づき、毎年度、消防職員及び消防団員が、年末期の火災等の発生を未然に防ぐことを目的に実施している。	令和2年12月24日付け消第1463号千葉県防災危機管理部消防課長からの通知を受け、警察や消防による歳末警戒といった取組と連携して実施することが効果的と考えられたため。	警戒巡視の際、例年実施している広報文に感染拡大防止についての内容を加えて広報した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	船橋市消防団ポンプ操法大会	○	中止	R2～R4	平素の消防団員の訓練成果を発表し、消防機械器具の操作の基本及び実践的技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とし実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大防止を図り災害活動に支障をきたさない様にするため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	船橋市消防団の各種活動	○	中止	R2.4～R5.3	各種災害対応訓練、町会や自治会等における消防訓練及び防火パトロール並びに応急手当の普及活動等	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大防止を図り災害活動に支障をきたさない様にするため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	救急体制の強化 （非常用救急体制の変更）		中止	R3.8～ R5.3	平常時は消防隊として災害に対応し、救急輻輳時には非常用救急隊として救急出動に対応している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救急件数が増加傾向にあり、救急輻輳事態が恒常的に発生していることから、救急体制の強化が必要となった。	・救急件数の状況を考慮し、必要とした期間に、非常用救急隊を常に災害出動及び救急出動の両方に対応できる体制となるよう、出動基準を見直した。 ・令和4年10月に、非常用救急車1台を増車することで非常用救急隊を2隊体制とした。また、県内の病床確保フェーズに応じ、非常用救急隊を専任運用とする体制を整備した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　消防局　　担当課：　消防局救急課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	令和2年度 救急隊員生涯教育		中止	R2.6	指導救命士による救急隊員に必要な知識・技術の教育訓練	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針により、密を避けて実施するため。	・研修参加人数の分散化を図るため、研修場所を変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	令和2年度 救急活動想定訓練競技会		中止	R2.10	救急現場に即した隊活動訓練	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針により、密を避けて実施するため。	・入室人数を制限し、研修時間を午前及び午後に分散して実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	令和2年度 救急救命士再教育 （病院実習）		中止	R2.12～ R3.3	救急救命士の再教育に係る病院実習の手引きに基づいた救急処置	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、病院実習受入れ期間が短縮されたため。	・対象者を制限して実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	令和2年度 救急実務研修	○	中止	R3.2	救急業務に必要なシナリオトレーニング実習、救急関係法令、プロトコール、接遇等	新型コロナウイルス感染症の拡大及び市内の救急体制のひっ迫状況に鑑み中止	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	令和3年度 救急活動想定訓練競技会	○	中止	R3.10	救急現場に即した隊活動訓練	新型コロナウイルス感染症の拡大及び市内の救急体制のひっ迫状況に鑑み中止	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	令和3年度 救急救命士再教育 （病院実習）		中止	R3. 11～ R4. 2	救急救命士の再教育に係る病院実習の手引きに基づいた救急処置	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、病院実習受入れ期間が短縮されたため。	・対象者を制限して実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	令和3年度 救急実務研修	○	中止	R3. 2	救急業務に必要なシナリオトレーニング実習、救急関係法令、プロトコール、接遇等	新型コロナウイルス感染症の拡大及び市内の救急体制のひっ迫状況に鑑み中止	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	救命講習	○	中止	①R2.2.20 ～R2.10.31 ②R2.12.26 ～R3.3.31 ③R3.5.30 ～R3.6.30 ④R3.8.30 ～R3.9.30	定期的に市民に対して救命講習を行っている。 ①実施予定数　20回 ②実施予定数　 6回 ③実施予定数　 5回 ④実施予定数　 6回	令和2年2月19日に開催した船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、イベントの実施に関する基本的な考え方について方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
			中止	①R2.11.5 ～R2.12.21 ②R3.4.23 ～R3.5.25 ③R3.7.5 ～R3.8.24 ④R3.10.1 ～R4.11.15 ⑤R4.11.20 ～R5.3.31 ⑥R5.4.1～ （現在継続中）	定員30人で実施 （訓練人形は受講者で共有し、人工呼吸も実施している） ①実施予定数　　5回 ②実施予定数　　7回 ③実施予定数　　8回 ④実施予定数　 61回 ⑤実施予定数　 19回 ⑥実施予定数　 42回 （令和5年12月31日現在）		①～④定員　9人で実施 訓練人形は1人1体、人工呼吸は中止 ⑤定員　15人で実施 訓練人形は共有、人工呼吸は中止 ⑥定員　20人で実施 訓練人形は共有、人工呼吸は中止
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
9	救急フェア	○	中止	R2.9 ～R4.9	毎年9月の救急医療週間に伴い、救急フェアを実施している。	令和2年2月19日に開催した船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、イベントの実施に関する基本的な考え方について方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	船橋市ドクターカー連絡協議会研修会及び会議	○	中止	R2.3～R5.3	8月を除く第3火曜日に研修会及び必要に応じて会議を行っている。	令和2年2月25日付け事務連絡にて、総務省消防庁より新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の趣旨を踏まえて業務を遂行するよう示されたため。	・中止の場合は、委員（医師）に対して研修会資料を電子メールにて送付 ・変更の場合は、研修会の参加人数を3分の1とし実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
11	救急活動に使用する救急資器材		中止	R2.5～	傷病者が心肺停止等による自発呼吸ができない場合は人工呼吸を行うため、バックバルブマスクを活用している。	令和2年4月27日付け消防救第109号にて、総務省消防庁より心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者等に係る消防機関における救急資器材について示されたため。	・バックバルブマスクのバックとマスクの間に回路用人工鼻フィルタを接続し、人工呼吸を実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	救急活動における個人防護具		中止	R2.5～	救急機器整備費で確保している個人防護具を使用し、救急活動を行っている。	新型コロナウイルス感染症の拡大と物品の供給が滞っていたため。	・新型インフルエンザ対策として備蓄していた個人防護具を使用した。
			縮小				
			変更				
		○	その他（　不足　）				

部名：　消防局　　担当課：　中央消防署

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	立入検査	○	中止	R2.4～R5.3	消防法第4条第1項及び年間計画に基づき実施している。	令和2年4月9日付け、消防局予防課通知「立入検査の対応について」にて方針が示されたため。	・感染者が増加した期間は、中止した。 ・感染者が減少した期間は、原則として実施し、相手側から拒否された場合は、延期もしくは中止した。
			縮小				
			変更				
		○	その他（延期）				
2	庁舎見学	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、見学内容、人数に制限を掛けずに実施している。	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて、感染防止のため、庁舎見学の実施を見合わせた。	・感染者が増加した期間は、中止した。 ・感染者が減少した期間は、参加人数に制限を掛け、庁舎内見学は中止、車両見学、記念撮影は実施可能とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	消防訓練	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、訓練内容、人数に制限を掛けずに実施している。	令和2年2月21日付け船消予第1551号にて消防局長から「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における消防訓練等に伴う職員の指導要請について」が発出され、感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	・感染者が増加した期間は、中止した。 ・感染者が減少した期間は、資機材の共有は原則中止し、応急救護訓練は展示のみ実施可能とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　消防局　　担当課：　東消防署

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	立入検査		中止	R2.4～R5.3	消防法第4条第1項及び年間計画に基づき実施している。	令和2年4月9日付け、消防局予防課通知「立入検査の対応について」にて方針が示されたため。	感染者が増加した間は実施を見合わせ、延期した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	庁舎見学	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、見学内容、人数に制限を掛けずに実施している。	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて、感染防止のため、庁舎見学の実施を見合わせた。	・庁舎内の見学は行わず、各車両の説明を実施する。 ・参加人員の縮小
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	消防訓練	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、訓練内容、人数に制限を掛けずに実施している。	令和2年2月21日付け船消予第1551号にて消防局長から「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における消防訓練等に伴う職員の指導要請について」が発出され、感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	感染者が増加した間は中止し、事業所等に対しては、自主的な消防訓練を実施してもらうよう促した。 消防訓練の使用資機材を貸し出した。 応急救護訓練実施時は、展示のみとした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　消防局　　担当課：　北消防署

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	立入検査		中止	R2.4～R5.3	消防法第4条第1項及び年間計画に基づき実施している。	令和2年4月9日付け、消防局予防課通知「立入検査の対応について」にて方針が示されたため。	感染者が増加した間は実施を見合わせ、延期した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	庁舎見学	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、見学内容、人数に制限を掛けずに実施している。	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて、感染防止のため、庁舎見学の実施を見合わせた。	・参加人員の縮小 ・庁舎内の見学は行わず、車庫内で車両見学のみ実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	消防訓練	○	中止	R2.2～R5.3	事業所等の要請に応じて、訓練内容、人数に制限を掛けずに実施している。	令和2年2月21日付け船消予第1551号にて消防局長から「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における消防訓練等に伴う職員の指導要請について」が発出され、感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	・感染者が増加した期間は、自衛消防訓練で実施するよう促した。 ・資機材の共有は原則中止し、応急救護訓練は展示のみ実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

担当課：会計課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく金融機関検査		中止	R3.2～R5.3	市内指定金融機関（毎年）及び収納代理金融機関（2年に1度）について、公金の収納等の実地検査を行っている。	緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため	・実地検査を書面検査に変更して実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	公金検査		中止	R2.9～R5.3	窓口収納業務を行っている所属について、収納状況の実地検査を行っている。	緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したため	・実地検査を書面検査に変更して実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：医療センター　　担当課：総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	（コロナ病床確保に伴う） 入院制限、手術制限		中止	R2.3～	全449床での入院患者の受け入れ	新型コロナウイルス感染症患者専用病床を確保するため、その他の患者が入院できる病床数が減少した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	（コロナ感染拡大に伴う） 入院制限、手術制限		中止	感染拡大期	予定手術は平日毎日実施	感染拡大期、病棟への入院制限の実施や医療従事者のマンパワー不足により、急を要さない手術の延期を行った。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	面会制限	○	中止	R2.3～R5.5	平日 15時00分～20時00分 土・日・祝及び年末年始 13時00分～20時00分	新型コロナウイルスの外部からの持込みを予防するため、感染状況に応じて面会の制限、面会の禁止を実施した。	国庫補助金を活用し、病棟ラウンジ等にwi-fiを整備し、データ量を気にすることなくオンライン面会を実施できるようにした。 （利用可能時間：毎日8：30～21：00）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	病院出入口の制限		中止	R2.3～R5.5	A館救急外来、B館正面、B館立体駐車場側、E館出入口の全てを開放していた。 （夜間はB館立体駐車場側閉鎖）	新型コロナウイルスの外部からの持込みを予防するため、患者用出入口をA館救急外来及びB館正面に限定し検温を実施した。 また、B館立体駐車場側出入口を閉鎖した。	
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	公開医療講座	○	中止	R2.3～R5.3	市民文化創造館にて1月、3月、7月、10月に市民向けの公開医療講座を開催している。	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議「市主催（共催）のイベントや施設事業を中止・延期する基本的な考え方について」に基づき開催を中止、又はコロナ禍前と比較し定員を制限して開催した。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：管理部　　担当課：教育総務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	令和元年度第4回校長会議		中止	R2.3.26	教育委員会各部署及び小・中学校、特別支援学校、市立船橋高校の校長先生が総合教育センター視聴覚ホールに集まり、連絡・調整を行う。	新型コロナウイルス対策会議において、臨時休館等の期間が3/31まで延長されたことを受け、教育委員会で対応を協議した結果。	・資料配布及び説明が必要であった学務課のみの説明会として開催（通常1回1時間程度の開催を2回（小学校／中学校ほか）に分け各20分程度で開催）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	令和2年度第1回校長会議		中止	R2.4.15	教育委員会各部署及び小・中学校、特別支援学校、市立船橋高校の校長先生が総合教育センター視聴覚ホールに集まり、連絡・調整を行う。	臨時休館等の期間が4/12まで延長されたこと、緊急事態宣言が発令されたことを受け、教育委員会で対応を協議した結果。	・学校教育部からの資料配布及び説明のみの校長連絡会として開催（通常1回1時間程度の開催を2回（小学校／中学校ほか）に分け各30分程度で開催）
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	第3回船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会		中止	R3.2～3	金杉台中学校と御滝中学校との統合を円滑に進めるため、必要事項を検討、調整する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点（緊急事態宣言下）から教育委員会で対応を協議した結果。	・書面会議にて開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	第6回船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会		中止	R4.2～3	金杉台中学校と御滝中学校との統合を円滑に進めるため、必要事項を検討、調整する。	検討事項の進捗報告が中心となること及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点（まん延防止等重点措置下）から教育委員会で対応を協議した結果。	・書面会議にて開催
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	第5回金杉台中学校に関する地域説明会	○	中止	R2.3.28	統合に向けて課題等を整理し、統合時期も踏まえた統合方針を説明する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期を検討していたが、その後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなどにより開催できなかった。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	教育行政運営会議	○	中止	R2.4	教育行政の運営に関する基本方針及び重要施策を審議するとともに、部間相互の総合調整を行うこと並びに各部及び課の事務事業の報告等を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点（緊急事態宣言下）から教育委員会で対応を協議した結果。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	仕事納め・仕事始めの式	○	中止	R2～R4	業務に支障のない係長以上を対象として、教育委員会において仕事納め・仕事始めの式を開催。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令等）から教育委員会で対応を協議した結果。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	市費負担職員研修会	○	中止	R2～R3	学校の市費負担職員を対象として、職種ごとに年に1回研修会を開催。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令等）から教育委員会で対応を協議した結果。	・一部の職種は対面から自校でのオンライン研修に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	後援・協賛・共催承認業務	○	中止	R2. 4. 13 ～R2.5.6	船橋市教育委員会以外の団体、法人が行う行事の共催、後援及び協賛を承認する。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】に基づき、緊急事態宣言期間中において業務の執行体制を見直した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	教育長賞申請受付	○	中止	R2. 4. 13 ～R2.5.6	市の教育、文化、芸術、スポーツ、地域経済等の振興又は地域コミュニティの活性化を図るため、法人その他の団体が主催する大会、催し、事業等に対し、教育長賞を交付する。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】に基づき、緊急事態宣言期間中において業務の執行体制を見直した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　学校教育部　　担当課：　学務課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	所長学校訪問	○	中止	R2.4～R4.3	県教育委員会に随行し、市内外小中学校への訪問を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、訪問の中止、規模の縮小等の見直しが行われた。	・訪問の中止（令和2年度） ・他市への訪問の中止（令和2、3年度） ・随行人数などの規模を縮小して訪問（令和3年度）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	永年勤続者への感謝状贈呈式	○	中止	R2.4～R5.3	勤続年数が30年以上となる県費負担教職員に対し、感謝状の贈呈を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、開催の中止、規模の縮小等の見直しが行われた。	・開催の中止（令和2、3年度） ・規模を縮小して開催（令和4年度）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	辞令の受け渡し		中止	R2.5～	新たに県から発令された辞令を当該教職員が所属する校長に対面にて受け渡しを行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、受け渡し方法の見直しを行った。	・対面での受け渡しを取りやめ、集配を利用した受け渡しを行うこととした。（令和2年度より）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	身分証明書への押印		中止	R2.5～	県費負担教職員が携帯する身分証明書へのシールプレスでの押印を、各学校の事務職員を本庁舎に迎え、対面にて行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、押印方法の見直しを行った。	・対面での押印を取りやめ、市教育委員会にて押印したものを集配にて受け渡すこととした。（令和2年度より）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	講師辞令交付式	○	中止	R2.5～R5.3	毎年4月、10月の年2回、臨時的任用講師に対面での辞令の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、課内での協議を行い、開催中止の判断を行った。	・開催の中止（令和2～4年度）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	各種資料の提出方法		中止	R2.5～	学校から市教委への各種資料の提出について、校長を本庁舎に迎え入れて行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、提出方法の見直しを行った。	・集配やC4thを利用することで、一部対面での提出方法を見直した。 ・また、これまでは提出の時間指定を行っていなかったが、数校ごとに時間で区切る方法を採用した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	不祥事根絶研修		中止	R2.5～	各学校へ学務課職員が訪問し、不祥事根絶に関する研修を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、課内で協議を行い、研修方法の見直しを行った。	・研修を2回に分ける、オンライン機能を用いるなど、人が密集する空間が生まれない研修方法を採用した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	管理職選考・市教育委員会事前面接		中止	R2.5～R3.3	管理職（校長・教頭・主幹教諭）選考の受験を志願する教職員に対し、市教育委員会において事前の面接を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発生した休校期間を補うための授業が同時期に行われていたため、従来の会場から変更を行った。	・会場を湊町小学校から総合教育センターへと変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
9	諸表簿点検		中止	R2.5～	各学校にて処理されている法定諸表簿などについて、適切に処理が行われているか確認を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、規模の縮小等の見直しが行われた。	・点検に参加する課、係の数を縮小した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	学区審議会		中止	令和3年8月	市内の小中学校の通学区域の設定に関して必要な事項を調査・審議するため、委嘱を受けた委員による会議を行っている。	令和3年8月6日に開催を予定していたが、船橋市役所庁舎内でのクラスター発生を受け、課内で協議の上、会議形式の変更を行った。	通常は対面で会議を開催しているが書面での会議に変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　学校教育部　　担当課：　指導課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	教科書・指導書等の取扱事務打合せ会	○	中止	R2.3～	教科書無償給与事務及び教師用教科書・指導書等の貸与ついての説明会を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し中止した。	・電話での問い合わせ及び回答
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	泊を要する校外学習	○	中止	R2.7～R3.3	市立小・中・特別支援学校にて泊を要する校外学習を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し中止した。	・泊を伴わない校外学習を行った。 ・キャンセル料等について補助を行った。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	泊を要する校外学習	○	中止	R3.4～R5.3	市立小・中・特別支援学校にて泊を要する校外学習を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し中止・変更した。	・児童生徒の健康観察等の事前確認を行い、場合によっては中止や延期を推奨した。 キャンセル料等について補助を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	研究学校公開研究会		中止	R2. 11	市内学校の教職員等が参加し、研究課題に沿った公開授業や講演会を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し縮小した。	・感染症拡大防止に鑑み、公開授業は中止し、講演会のみ実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	船橋市小・中学校 技術家庭科作品展		中止	（縮小） R2.10 （変更） R3.10 R4.10	市内小中学校の技術・家庭科作品を各校4点集約し、(1)船橋市総合教育センターで3日間(2)次週に船橋市庁舎で4日間の展示を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し縮小した。	R2)各校代表1点のみを市庁舎展示 R3)作品搬入時間を時間差設定 R4)作品搬入時間を時間差設定
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	船橋市中学校英語発表会	○	中止	R2～R4．3	船橋市内中学校の生徒が英語による暗唱、スピーチ全4部門を行い、1位は県大会に出場する。	感染症拡大防止のため、中止、規模を縮小した。	R2）中止 R3）スピーチの部のみ実施 R4）暗唱の部1部門、スピーチの部1部門実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	外国人助手（ALT）派遣	○	中止	R2～R4．3	船橋市内全小学校、中学校、市立船橋高等学校にALTを派遣している。	学校休校期間で英語の授業が行われなかったため。	船橋市のホームページにALT作成の動画を掲載し、学校に周知した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	日本語指導協力員の派遣	○	中止	R2～R4．3	船橋市内全小学校、中学校、特別支援学校からの要請を受け、派遣している。	学校休校期間で授業が行われなかったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	千葉県教育研究会船橋支会		中止	R2～R4．3	市内学校の教職員等が参加し、各教科等の研究を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し縮小した。	R2）自校研修及びオンライン研修 　　人数を制限しての研修 R3）自校研修及びオンライン研修 　　人数を制限しての研修
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	船橋市小・中・特別支援学校児童生徒書写展覧会		中止	（縮小） R2.2～ （変更） R3、R4	市内小・中・特別支援学校の代表作品、約420点の審査会を行い、市民ギャラリーで一週間展示する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し縮小・変更した。	R2）審査会のみ実施し、上位三賞のみ市庁舎で展示 R3）感染症対策を施しながら実施 R4）感染症対策を施しながら実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	船橋市中学生弁論大会	○	中止	（中止） R2.11 （変更） R3.11 R4.11	市内中学校を北部地区と南部地区に分け、隔年で開催する。各校から選ばれた代表弁士が会場校に集まり弁論を行う。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し中止・変更した。	R2）中止 R3）参加者を限定し、会場校生徒はオンライン配信による視聴 R4）参加者を限定し、会場校生徒はオンライン配信による視聴
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	船橋市中学校演劇部の発表会	○	中止	（中止・変更） R2.4 ～R3.4 （縮小） R3. 8 ～R4. 12	中学校演劇部による発表会を春・夏・冬の年3回行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し中止・縮小・変更した。	R2）春・夏の発表会は中止。冬はビデオ審査で実施。 R3）春の発表会は交流会として実施。夏・冬は観客制限など感染症対策を施しながら実施。 R4）観客制限など、感染症対策を施しながら実施。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	各種教育委員会主催（指導課所管）音楽行事 ※サマーコンサート、合唱発表会、演奏研究会、夢を育む虹のコンサート	○	中止	R2.3～R5.3	市内小・中学校の児童生徒が演奏を発表する。出演校の児童・生徒の保護者や一般市民が来場し、音楽を鑑賞する。	国からの合唱、管楽器演奏の制限、国や県のガイドライン、船橋市民文化ホールの制限	R2.3～R3.3）行事を全て中止 R3.7～R5.3）行事の一部を中止。実施したものは、保護者の来場制限等を行う。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	学校音楽鑑賞教室		中止	R2.6～R4.11	県との共催。千葉交響楽団を学校に派遣し、全校児童生徒が演奏を鑑賞したり体験活動を行ったりする。	国や県のガイドラインによるイベントの制限（密を避ける）	国や県のガイドラインを受け、鑑賞する児童生徒の人数を制限して実施を行った。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	合唱演奏委託事業	○	中止	R2.11～ R4.11	船橋市小・中学校合唱発表会での招待演奏の委託。	合唱発表会の中止または縮小して実施を行ったため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
16	学校訪問		中止	R2.5～R4.1	葛南教育事務所と合同で年間約20校の学校訪問を実施している。	感染症の状況を考慮し、R2年度は中止、R3年度は規模を縮小して実施するよう葛南教育事務所から指示があったため。	・電話やメールによる指導案検討
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
17	船橋市学校・警察連絡委員会	○	中止	R2～R4	市内小学校長、中・特別支援学校長及び生徒指導主事、高等学校長が参加し、生徒指導に関する事項について、学校と警察が緊密な連絡をとり、児童生徒の健全育成を図ることを目的に年1回開催している。	感染症の状況を考慮し、R2年度及びR3年度は中止、R4年度は規模を縮小して実施した。	・R2年度、R3年度は資料のみ配付 ・R4年度は市内校長のみ参加（会の後半の講演は中止）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
18	生徒指導に関する小学校訪問	○	中止	R2.6～R2.7	各学校における長期欠席児童及び問題行動状況等の把握や生徒指導の一層の推進の支援のため、前後期の年2回実施している。	R2年度の前期の訪問期間は学校再開後すぐとなったため、中止した。後期は状況を確認しながら実施した。	R2）前期訪問のみ中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	小・中・特別支援学校生徒指導研修会	○	中止	R3.1～R4.1	生徒指導上の諸問題についての研究協議や情報交換を通じて、生徒指導に関する取組の充実と小・中学校間の連携の強化を図ることを目的とする。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、R2年度及びR3年度は中止した。	R2年度）中止、課題提出及び資料配布 R3年度）中止、資料配布
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
20	船橋市長欠対策研究協議会		中止	R2.10～R3.10	小・中学校の長期欠席者及び不登校児童生徒の状況を把握し、その減少と対策のために教職員の資質向上を図る研修及び協議を年1回開催している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面からオンラインでの開催に変更した。	・R2年度～　オンラインによる講演会の実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　学校教育部　　担当課：　保健体育課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	調理業務委託		中止	R2.4～R3.3	調理業務委託	令和2年3月～5月、市立小・中・特別支援学校一斉臨時休業に伴い、予定していた給食の実施がなかったことと、令和2年8月に予定していなかった給食の提供があったため。	委託料について協議を行い、令和3年3月分の支払いにおいて調整をすることとした
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	学校給食費の徴収		中止	R2.3～R2.5、R2.8	小学校・特別支援学校は年5回に分けて、中学校は原則給食実施の2か月前の末日に徴収している。	令和2年3月2日から5月31まで、新型コロナウイルス感染症対策のため、児童生徒の健康・安全と感染の拡大防止を第一に考え、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校を臨時休業し、給食を提供しなかった。休業期間の徴収済みの給食費を還付した。	夏休み期間であった令和2年8月18日から8月31日まで給食を提供したため、その分の給食費を徴収した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	滞納者に対する臨戸訪問	○	中止	R2.5～R5.3	一部の滞納者については、臨戸訪問を実施している。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、臨戸訪問を中止した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	栄養教諭・学校栄養職員研修会		中止	R2.5～R5.3	栄養教諭・学校栄養職員の研修会を年3回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は書面で実施。令和3年は書面とオンラインにて実施。令和4年から例年通り実施した。 ・例年4月初めに行っていた第一回研修会を打合せ会とし、令和5年までオンラインで実施した。第一回は5月に実施。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	給食従事者研修会	○	中止	R2.5～R5.3	直営校栄養士及び調理員対象に夏休み中に1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、令和3年はオンラインで実施した。 ・令和4年から対面で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	委託校栄養教諭・ 学校栄養職員研修会	○	中止	R2.5～R5.3	委託校栄養士を対象に 夏休み中に1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、令和3年は書面で実施した。 ・令和4年から対面で実施したが、集まる人数を考慮し、3部制で行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	夏の調理実習	○	中止	R2.5～R5.3	夏休み中に2日間にわたって実施。 6人グループで調理実習を行う。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、令和3年はオンラインで実施した。 ・令和4年から一部調理する工程を取り入れたが、1食分調理するまでは行っていない。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	衛生管理を配慮した 献立の工夫研修会	○	中止	R2.5～R4.3	6～8人の栄養士が会場となった学校の給食室に入り、衛生的に作業しているかを見る。 年に5会場で実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、令和3年から例年通り実施した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	食に関する指導研修会		中止	R2.5～R5.3	10人前後の栄養士が会場となった学校の食に関する授業を参観する。 年に5～8会場で実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年はオンラインで開催、令和3年は5会場で実施し、令和4年からは8会場で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	保健所監視指導		中止	R2.5～R5.3	全校年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は夏休み後半に1/3の学校で実施。 ・令和3年、4年は残り1/3ずつの学校で実施。 ・令和5年からも3年計画で進めていく。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
11	学校給食展		中止	R2.5～R5.3	年1回実施。 管理職、給食主任、保護者等の代表の他、市民が参加する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年から会場を借りての給食展は中止。 ・代わりに給食の様子がわかるパネル展示やレシピ集の配付を行い、今後も継続させていく。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	食物アレルギー研修会	○	中止	R2.5～R5.3	年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、令和3年はオンラインで実施した。 ・令和4年は対面で実施したが、集まる人数を考慮し、2部制で行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
13	給食主任研修会	○	中止	R2.5～R4.3	年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年、3年は中止。 ・令和4年からは例年通りに実施した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
14	学校給食会	○	中止	R2.5～R4.3	年3回実施。 管理職、給食主任、保護者等の代表が参加する。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止、3年は年2回実施、4年は休会。 ・令和5年からは例年通りに実施した。
		○	縮小				
			変更				
		○	その他（　休会　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
15	児童生徒定期健康診断		中止	R2.5～R5.3	例年、6月末までに健康診断を実施。	令和2年は緊急事態宣言の発令により、4月～5月の間、小中高特別支援学校が休業、分散登校だった。千葉県教育庁から、令和2年度及び令和3，4年度も感染状況を考慮し、年度内の実施という通知が示され、医師会、歯科医師会とも協議し決定した。	・R2年度は、休業明けの6月から健康診断（尿検査、心電図検査、脊柱側弯二次検査、胸部エックス線撮影）を再開。学校医学、校歯科医が行う定期健康診断は、夏休み後の9月に時期を変更。 ・眼科検診、耳鼻科検診は各学校医と相談し実施学年と方法を変更。 ・歯科健診は、学校歯科医と相談し歯式は省略可と変更。 ・検診時の感染対策物品を配付し、検査方法を変更して実施。 ・医師会が実施する二次検診の方法を変更。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	秋の歯科健康相談	○	中止	R2.5～R4.3	例年、秋に歯科健康相談を実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮して歯科医師会と協議し決定した。	令和2、3年は、歯科健康相談は中止した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	環境衛生検査		中止	R2.5～R3.3	学校薬剤師によって学校内の各種環境衛生検査を通年で行う。	令和2年は、プールの実技授業自体中止となった。	令和2年は、数ある環境衛生検査のうち、学校プール環境衛生検査のみ実施しなかった。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
18	結核対策委員会		中止	R2.5～R5.3	年1回結核対策委員会を開催。結核健康診断の結果について報告を行い、児童生徒の結核に関する保健管理を行う。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況,医療機関の逼迫状況等を考慮した。	書面開催。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
19	口腔衛生優良校および作品優秀者表彰式	○	中止	R2.5～R5.3	例年、歯科保健活動優良校の表彰式と、図画ポスター作品コンクール入賞者の表彰式を行っている。	千葉県の図画ポスター作品コンクールが、令和2年度中止だった。 緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、歯科医師会と協議した。	・口腔衛生優良校の表彰については、令和2年は、学校へ賞状等を送付して式は実施せず。令和3年～令和4年は、優良校の選出を中止。 ・図画ポスター作品コンクール表彰式については、令和2年度は中止。令和3年～令和4年は例年通り実施。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
20	学校安全対策委員会	○	中止	R2.5～R5.3	児童生徒の事故防止、救急体制の確立のため、例年1－2回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2年度は1回開催、令和3年度は中止、令和4年度は1回開催した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
21	船橋市学校保健会		中止	R2.5～R5.3	年2回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は書面で実施。令和3年～令和4年は、オンラインにて実施。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
22	保健主事養護教諭研修会	○	中止	R2.5～R5.3	年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	・令和2年は中止。令和3年は保健主事のみオンライン研修会を実施。令和4年から参加者はもとに戻し、実施方法はオンライン研修を継続。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
23	児童・生徒防犯対策連絡協議会		中止	R2.3～R5.3	警察・地域・学校・PTAなどと行政が連携して、児童・生徒が安心して学び遊べる街づくりを推進するため、「児童・生徒防犯対策連絡協議会」を開催する。	「船橋市附属機関等運営ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、臨時的に書面での開催が認められたため。	書面開催を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
24	スクールガード事業	○	中止	R2.3～R2.5	登下校の時間帯に合わせて、通学路や近くの公園等をパトロールしながら、子供たちを見守る。	小学校の臨時休校に併せて、スクールガードの活動を中止したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
25	運動部活動指導者研修会	○	中止	R2.5～R5.3	小・中学校の運動部活動指導者を対象に、各学校における運動部活動の充実を図るため年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	体育主任研修会において、安全に配慮して部活動指導を実施していけるよう話をしている。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
26	心肺蘇生法講習会	○	中止	R2.5～R5.3	校内の救急時に備えるとともに、心肺蘇生法実技指導に携わる指導者の指導力向上をねらいとし年1回実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2年度は中止とし、令和3・4年度は、2部制とし密にならない環境を考慮し実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
27	水泳授業	○	中止	R2.5～R5.3	減免期間を設け、その期間内での実施などしてもらえるよう呼び掛けている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2年度は中止とし、令和3・4年度は各校にガイドラインを通知し、3密を避けながら実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
28	要請訪問		中止	R2.5～R5.3	各校での体育・保健体育授業改善のための訪問を実施。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2・3・4年度は各校にガイドラインを通知し、3密を避けながら実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
29	運動部活動	○	中止	R2.5～R5.3	部活動の指針（部活動ガイドライン）に則り活動していけるよう呼び掛けている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2・3・4年度は各校にガイドラインを通知し、3密を避けながら実施した。令和2年度は一定期間、活動中止。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
30	船橋市総合体育大会	○	中止	R2.5～R5.3	大会を主催。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した。	令和2年度は中止。令和3・4年度は制限を設けて実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　学校教育部　　担当課：　総合教育センター

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	就学に関する説明会	○	中止	R2	障害のあるまたは、発達に課題のある（あるかもしれない）就学前（年長児）の保護者を対象にした、就学に向けての説明会。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	対象の保護者に行う個別の就学相談の中で説明会の内容について伝えた。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	船橋市特別支援連携協議会		中止	R2	障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るための会議。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	書面開催を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	船橋市特別支援教育振興大会 ・合同作品展 ・ふなっこバザール ・合同発表会 ・教育講演会		中止	R2	船橋市の特別支援教育振興のために行われる行事。 ・作品展（市庁舎にて開催） ・ふなっこバザール（市内中学校特別支援学級作業作品頒布会） ・発表会（市内の地域ごとに開催） ・教育講演会（文化ホールで開催）	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	・合同作品展（各学校のホームページ）に掲載するオンライン形式で開催） ・ふなっこバザール（カタログ販売） ・合同発表会（各学校ごと動画開催） ・教育講演会（オンラインで開催）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	小・中特別支援学級宿泊学習	○	中止	R2～R3	知的障害特別支援学級が小・中に分かれ合同で行う宿泊学習	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	リフレッシュ講座	○	中止	R2～R3	不登校についての講演や保護者同士の情報交換等を行っている。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	新しい居場所づくり推進委員会	○	中止	R2～R3 5月は開催 2月は中止	新しい居場所づくり支援事業の運営に関する事項を協議する。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	中止にした2月に関しては、書面送付
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	適応指導教室推進委員会	○	中止	R2.5中止 R3.2開催 R3.5開催 R4.2 zoomで開催	適応指導教室の運営に関する事項を協議する。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	中止に関しては、書面送付
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
8	事例研究会	○	中止	R2.9･11月開催、2月中止 R3.6月開催、9･2月中止	医療機関の見解が必要と思われる児童生徒の事例を研修する。	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	教育関係職員研修の企画運営	○	中止	R2.4～R3.2	教職員の資質･能力の向上を目的として、役職や経験年数に応じた対面研修等を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため。	･悉皆研修は、中止または研修時間を縮小、対面研修をオンラインへ変更、対面研修を資料等配付に変更、及び日程を変更した。 ･希望研修は、4月に申込をしていた研修はすべて中止。新たに8研修をオンラインで実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
10	教育関係職員研修の企画運営	○	中止	R3.8～R4.2	教職員の資質･能力の向上を目的として、役職や経験年数に応じた対面研修等を実施している。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため。	･悉皆研修は、対面研修をオンラインへ変更、また、対面研修を資料等配付にして課題提出に変更、及び日程を変更した。 ･希望研修は、中止または対面研修をオンラインへ変更、対面研修を資料等配付に変更、及び日程を変更した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　学校教育部　　担当課：　市立船橋高等学校

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	姉妹校等交流事業	○	中止	R2.5～R4.3	国際理解を深めること、語学教育発展のため、姉妹校であるヘイワード市モロー高校との交換留学事業を実施。	姉妹校同士、生徒の安全を考慮し、新型コロナウイルスが収束するまで姉妹校等交流事業を行うことを中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	オーストラリア海外語学留学生派遣事業	○	中止	R2.5～R4.3	海外語学研修として普通科留学教育コースの生徒をオーストラリアに派遣する。	生徒の安全を考慮し、新型コロナウイルスが収束するまで海外語学留学生派遣事業を行うことを中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：　生涯学習部　担当課：　社会教育課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	公民館条例施行規則の一部改正		中止	R3.4～R3.8	3時間を単位使用時間とし、使用料を定めていた。	令和3年4月20から8月29日までまん延防止等重点措置により、公民館の利用は18時までとしていたが、施設に関しては20時までの営業短縮を求められており、他市調査を行った際も20時まで使用を行っているとの回答が多かった。	船橋市の公民館も20時まで利用できるよう使用料を一部減額できるよう改正を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	令和3年船橋市成人式		中止	R3.1.9	市民文化ホールにて、3部制で成人式を実施。	感染症の急激な拡大により、市内の医療機関の病床及び軽症者受入れ施設の部屋数は残りわずかとなり、救急医療や一般の診療にも影響が出るなど、市民の安全を確保する体制が危機的な状況であったため。	・会場開催を中止し、オンライン開催としたため、R4. 1. 9に「21歳の集い～1年越しの旧友との再会～」を船橋市総合体育館　サブアリーナにて実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	令和4年船橋市成人式 令和5年船橋市成人式		中止	R4.1.10 R5.1.9	市民文化ホールにて、3部制で成人式を実施。	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における成人式の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」を策定し、遵守するため。	・入場の際に検温、手指消毒を実施し、体調チェックシートの提出を求めた。 ・会場の三密を避けるため、座席の間隔が広くとれる船橋アリーナを会場とした。 ・会場開催と同時にオンライン配信を行った。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	社会教育委員会議	○	中止	R2.4～	年5回対面での会議を実施。	コロナウイルス感染拡大防止のため。また、まん延防止等重点措置を実施する区域に指定されたため。	・対面での会議を中止し、書面による会議を実施。（R2.4月 中止　R2. 6月、R3.4月、10月、2月 書面会議） ・会議の要綱を変更し、オンライン参加を可能にした（R4.11月～）。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	初心者のためのパソコン講習会	○	中止	R2.4～R4.3	年間複数回、R2視聴覚センター、R3以降市民大学校にて開催。	コロナウイルス感染拡大防止のため。また、まん延防止等重点措置を実施する区域に指定されたため。「初心者のためのパソコン講習会の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」を策定し、遵守するため。	・中止したコースもあるが、回数を減らして開催。（R2、R3） ・感染拡大予防ガイドラインを策定。（R2.11月） ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う施設利用者カードを作成。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
6	令和2年度ふなばし市民大学校	○	中止	R2.4～R3.3	生涯をとおして自分らしく学び続けるための場、地域活動の担い手、支え手づくりの場、知識を共有した縁でつながる仲間づくりの場として開校している。	緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令され、船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市主催のイベントや事業について、8月末まで中止とする決定がなされた。ふなばし市民大学校は年間を通して学ぶ場であり、授業数が半減することでカリキュラムの目的が達成できないことから、休校とした。	・ふなばし生涯学習チャンネルでの授業内容等の配信
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	令和3年度ふなばし市民大学校		中止	R3.4～R4.3	生涯をとおして自分らしく学び続けるための場、地域活動の担い手、支え手づくりの場、知識を共有した縁でつながる仲間づくりの場として開校している。	コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の内容を変更している。 ・入学式…中止 ・授業…市内での感染が拡大していることから、9月のみ中止 ・修了式…中止	・感染拡大予防ガイドラインを策定（R3.4月） ・代替可能な授業を10月以降に実施 ・授業料の返金 ・修了証書等を郵送で送付
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
8	生涯学習サポート事業	○	中止	R2.5～R2.9 R3.1～R3.3	何かを学びたい人（利用者）と教えたい人（登録者）を結びつける事業。申込書が利用者から出されたら、登録者へ連絡をし、日程調整等を行う。	申込書が提出されたものの、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった事例が3件ある。	・感染拡大予防ガイドラインを策定（R2.11月）
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	社会教育バス	○	中止	R2.4～R4.3	市内の社会教育関係団体等が、社会教育に関する事業を行うときに社会教育バスを使用するもの。	①長時間にわたり、②3密になり得る状況下で、親睦や交流を目的として運行することから、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
10	まちづくり出前講座（中止）	○	中止	R2.4～R2.8	市民が主催する集会に市職員等を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行う。	令和2年4月21日に開催された船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、8月までのイベント中止が決定したことに伴い、8月末までに開催予定の講座を中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	まちづくり出前講座（変更）		中止	R2.9～R2.10	市民が主催する集会に市職員等を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行う。	必要性・安全性をクリアできている団体の申請のみを受付。	・感染拡大予防ガイドラインを策定（R2.11月）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
12	まちづくり出前講座（中止）	○	中止	R3.1～R3.3	市民が主催する集会に市職員等を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行う。	令和3年1月8日に開催された船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、3月までのイベント中止が決定したことに伴い、3月末までに開催予定の講座を中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
13	まちづくり出前講座（中止）	○	中止	R3.9	市民が主催する集会に市職員等を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行う。	令和3年8月25日に開催された船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、9月までのイベント中止が決定したことに伴い、9月末までに開催予定の講座を中止。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
14	家庭教育相談		中止	R2.4～R3.3	子どもや家庭に関する相談を、電話若しくは面談で行う。 電話相談は随時受け付けているが、面談については予約制であり、予約が入っていない場合でも、面談会場で相談員が待機し、当日の面談対応を行う。	新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、開催について状況を整理した。	面談予約がなかった場合、相談員は常駐せず、電話で対応することとした。それでも面談を希望される場合については、面談を実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
15	家庭教育セミナー		中止	R2.4～R5.4	「回数は3回以上かつ6時間以上」、また、「人数は20人以上」を原則とした家庭教育セミナーを開設した団体に対し、講師料等を支払う。	新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、開催について状況を整理した。	・「回数は3回以上かつ6時間以上」、また、「人数は20人以上」という基準を努力義務とした。 ・R3.4以降はオンライン開催を可能とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
16	子供の自習スペース提供事業	○	中止	R2.4.9～緊急事態宣言等による公民館休館期間中	市立学校が休校となっている中、子供たちに学習場所を提供するため、自習スペースとして臨時休館中の公民館の集会室等を開放する。	緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	16ミリ映写機操作講習会	○	中止	R2.6～R2.10	視聴覚センターで実施した市・教職員対象の16ミリ映写機操作講習会	イベントや施設事業の中止決定をうけたため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
18	映画会	○	中止	R2.6～R2.10、R3.8	視聴覚センターで実施した映画鑑賞会	イベントや施設事業の中止決定をうけたため	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
19	ふなばし市民大学校運営協議会	○	中止	R2.3～	年3回対面での会議を実施	コロナウイルス感染拡大防止のため。また、まん延防止等重点措置を実施する区域に指定されたため	協議会は、令和元年度1回、2年度2回、3年度3回開催し、うち2回を書面による報告に変更（R2.12月、R3.8月）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
20	生涯学習推進本部部会議	○	中止	R2 R3	対面での会議を実施	コロナウイルス感染拡大防止のため。	・R2は中止とし、資料についての承認を、文書で依頼し、対応した。 ・R3は書面会議で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
21	船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会		中止	R2 R3	対面での会議を実施	コロナウイルス感染拡大防止のため。	・R2は延期し、計画の開始予定に合わせて次年度より再開した。 ・R3はオンラインでの出席を可能とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
22	第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画		中止	R3	計画期間（H24～R2）	R2.7.7の政策会議で決定。	・計画期間延長（～R3）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
23	第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画		中止	R4	計画開始（R3～）	R2.7.7の政策会議で決定。	・計画開始延長（R4～）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　担当課：　文化課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	ふなばしミュージックストリート		中止	R2.10.18（変更）R3.10.17（変更）R4.10.15・16（縮小）	市内複数箇所でストリートライブを実施	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	（R2・R3）事前収録動画とライブ映像を組み合わせてYouTubeでインターネット配信を実施 （R4）観覧座席数を制限して現地開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	音楽のまち・ふなばし　千人の音楽祭		中止	R3.3.7（変更）R4.3.13（変更）R5.2.5（縮小）	船橋アリーナで市内小中学生・一般団体・ゲストによる音楽祭を開催	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	（R2年度）過去の音楽祭のダイジェスト映像等をJ:COMチャンネル（地デジ11チャンネル）の特別番組として放映 （R3年度）船橋ゆかりのアーティストの対談・演奏映像等をJ:COMチャンネル（地デジ11チャンネル）の特別番組として放映したほか、令和4年3月14日（月）～3月30日（水）の期間でJ:COM公式YouTubeチャンネルにてアーカイブ配信を実施した。 （R4年度）出演団体を制限して現地開催
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	船橋市文学賞授賞式	○	中止	R2.3 R3.3	船橋市文学賞の受賞者に対し、賞状の授与等を行う式典を開催	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	（R2年度）授賞式の中止で選者からの講評が聞けない代わりとして、受賞者から選者への質問を募集し、選者が書面で回答する機会を設けた。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	文化活動普及事業	○	中止	R2 （10校実施予定のうち3校中止）	船橋市アーティストバンクに登録のあるアーティストを学校へ派遣し、授業を実施する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	ロビーコンサート	○	中止	R2 （年11回開催予定のうち9回中止） R3 （年11回開催予定のうち1回中止）	船橋市役所1階ロビーでコンサートを開催する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	遺跡見学会（発掘体験を含む）	○	中止	R2.2～R5.3	発掘調査現場に来場してもらい、見学資料を配布したうえで、調査現場見学と説明をおこなっている。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	（R3年度）市による見学会は中止した。発掘現場の様子を現場フェンスなどに掲示する方法等に変更した。受託業者による見学会1件をガイドラインに従って実施した。 （R4年度）見学会6件はガイドラインに従って実施した。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
7	取掛西貝塚講演会	○	中止	R2.3.14、R3.3.13、R3.814、R5.3.11・18	取掛西貝塚を広く市民に知っていただくため、専門家を招いて講演会を開催する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和元・2年度は中止、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じて実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	講師派遣・出前講座（文化財関連）		中止	R2.2～R5.3	要請があれば主催者が用意した場所で講座などを行う。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	（R3年度以降）中止・縮小・変更を主催者の判断に従って実施した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
9	吉澤野球博物館資料展示室企画展・常設展入れ替え	○	中止	R2. 3.4～22 R3.3	船橋総合体育館内にある展示室で年に1回、企画展示を行う。	令和元年度は、船橋総合体育館が休館となり、実施できず。令和2年度は令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため、企画展示を中止。	企画展示を翌年度以降に延期して行った。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
10	吉澤野球博物館資料展示室講演会	○	中止	R2.3.22 R3.3	船橋総合体育館内で野球に係る企画展示に合わせて講演会を実施する。	令和元年度は、船橋総合体育館が休館となり、実施できず。令和2年度は令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため、講演会は中止を決定。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
11	いけばな展	○	中止	R2 R3	船橋市華道連盟との両主催でいけばなの展覧会を実施する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
12	船橋市美術展覧会「市展」		中止	R2	船橋市美術連盟との両主催で美術展覧会を実施する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	市ホームページで公募作品を紹介する「バーチャル市展」（10月28日（水）～11月30日（月））を開催した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
13	船橋市写真展		中止	R3.2～R4.3	船橋市写真連盟との両主催で写真展覧会を実施する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	(R2・3)Web展覧会、プリントコンテスト形式で開催した。入賞作品展を市役所で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
14	船橋市日舞祭	○	中止	R2	船橋市日本舞踊連盟との両主催で日舞祭を開催する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
15	船橋市三曲祭	○	中止	R2 R3	船橋市三曲協会との両主催で三曲祭を開催する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
16	船橋市合唱祭	○	中止	R2	船橋市合唱連盟との両主催で合唱祭を開催する。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
17	船橋市合唱講習会	○	中止	R2 R3	船橋市合唱連盟が主催、船橋市教育委員会が共催で、参加者が専門講師による合唱指導を受ける。	令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課発事務連絡にて緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、実施の判断をするよう方針が示されたため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　担当課：　青少年課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	主催事業（青少年課）	○	中止	R2.7～R3.8	青少年を対象とした、青少年キャンプ場におけるイベントの開催	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	主催事業（青少年会館）	○	中止	R2.5～R5.3	青少年を対象とした講座・イベントの開催	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	事業中の三密を避けるため、一部事業では定員の縮小を行ったうえで実施した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	主催事業（一宮少年自然の家）	○	中止	R2.10～R4.3	青少年等を対象とした講座・イベントの開催	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	宿泊利用を停止していた期間については、宿泊としていた事業を日帰りの事業に変更して実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	少年少女交歓大会	○	中止	R2,3,4	少年少女交歓大会の実施に係る事務局業務	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	令和2・3年度は中止としたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和4年度は来場者の把握等を目的に時期および会場を変更し実施 ・時期：5月→11月 ・会場：運動公園→青少年会館および若松公園
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
5	津別町青少年交流事業	○	中止	R2,3,4	津別町青少年交流事業の実施に係る事務局業務	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	青少年キャンプ事業	○	中止	R2,3	青少年キャンプ事業の実施に係る事務局業務	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染拡大の防止を図るため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　担当課：　生涯スポーツ課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市民体育大会	○	中止	(1)R2.2～ (2)R2.8～ (3)R3.8.30 ～9.30	船橋市民を対象に各競技スポーツの大会を年2回開催している。	(1)令和2年4月3日付けで公共施設の臨時休館及び屋外イベント中止等が決定されたため (2)緊急事態宣言の解除に伴い、制限を段階的に解除したため。 (3)令和3年8月26日付けで9月30日までの市主催イベント等の中止	(1)大会中止 (2)大会中止または縮小を検討するよう指示。実施の際にはマニュアル作成等の感染拡大防止策の徹底を指示。 (3)大会中止
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	市民スポーツ教室	○	中止	(1)R2 (2)R3※	船橋市民を対象に様々なスポーツ教室を開催している。	(1)緊急事態宣言のため。 (2)緊急事態宣言の解除に伴い、制限を段階的に解除したため。	(1)教室中止 (2)実施の際には定員を減らす、マニュアル作成等の感染拡大防止策の徹底を指示。 ※ちびっこスイミング教室は感染拡大防止策を徹底することが困難であることから中止
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	市民マラソン大会	○	中止	R2.4～R4.3	広く市民にマラソン競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図るため、年1回市民マラソン大会を開催している。	日本陸上競技連盟から示された「陸上競技活動再開についてのガイダンス（競技会開催について）」等の感染拡大防止策を徹底することが困難であったため。	・大会の中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	成人の日記念船橋市駅伝競走大会	○	中止	R2.4～R5.3	広く市民にマラソン競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図るため、年1回成人の日記念船橋市駅伝競走大会を開催している。	日本陸上競技連盟から示された「陸上競技活動再開についてのガイダンス（競技会開催について）」等の感染拡大防止策を徹底することが困難であったため。	・大会の中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	小学生・女子駅伝競走大会	○	中止	R2.4～R4.3	広く市民にマラソン競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図るため、年1回小学生・女子駅伝競走大会を開催している。	日本陸上競技連盟から示された「陸上競技活動再開についてのガイダンス（競技会開催について）」等の感染拡大防止策を徹底することが困難であったため。	・大会の中止
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	船橋市スポーツ推進委員協議会	○	中止	R3.1～R5.5	スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。	緊急事態宣言又は宣言の解除に伴う段階的措置が解除されたため。	スポーツ関連事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドラインを送付し、ガイドラインに基づいた事業実施を促した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
7	地域スポーツ推進事業補助金事業	○	中止	(1)R2 (2)R3	地域スポーツの推進を図るとともに、地域の健全な発展と住民の福祉の増進を目的とした事業へ補助金を交付する。	(1)船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で事業実施は困難であると判断し、中止を要請したため。 (2)緊急事態宣言の解除に伴い、制限を段階的に解除したため。	(1)中止を要請 (2)市主催イベント実施時に使用する新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（生涯スポーツ課作成）を参考に実施を依頼
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	東京2020オリンピックホストタウン事業（事前合宿）	○	中止	(1)R2 (2)R3	東京2020オリンピックに参加するアメリカ男子体操チームの事前合宿を受入れ、練習の一般公開や体験会等により市民との交流を図る。	令和2年3月24日に大会の1年延期が決定されたことに伴い、事前合宿受入も延期となった。 令和3年度、選手の受入れにあたり、移動及び滞在期間中の市民交流は制限された。	(1)中止（次年度へ延期） (2)選手受入れは行ったが市民との隔離により、練習公開等は行えず、市内小学校とのオンライン交流を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
9	体育施設の利用に関する業務		中止	R2.1～R5.3	・天候や施設側の理由により使用できない場合、支払い済の料金を還付する ・無断キャンセル等があった場合、施設の利用制限を行う	・施設の休館を実施したため、すでに使用料を納付していた利用者へ料金の還付を行う必要が生じた。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため施設利用を控えたいとの申し出があった。	・施設予約者が事前に支払いを行った施設使用料の還付 ・新型コロナウイルス感染症対策のために利用をキャンセルした方に対し、利用制限を行わないよう運用の変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　　担当課：　公民館

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	公民館主催事業	○	中止	R2.5～R5.3	集合形式による講座の実施	（公社）全国公民館連合会のガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症対策を取り、公民館の運営について方針が示されたため	対面で実施していた講座をオンライン講座に変更し実施 また、規模を縮小し回数や定員を減らし講座を実施 全館で実施している文化祭を中止し、(R2,R3)サークル活動の展示など縮小して実施
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	船橋市公民館条例第15条の規定基づく公民館運営審議会の開催	○	中止	R2.4～R4.3	年5回開催している公民館運営審議会	新型コロナウイルス感染症対策として、集合形式の会議の中止または変更	感染拡大期は集合形式の実施から書面会議に変更
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	各公民館の集会室の利用定員数の変更		中止	R2.6～R3.9	各公民館の集会室等の定員数	新型コロナウイルス感染症対策として、船橋市における公共施設の基本的な基準や全国公民館連合会のガイドラインにより、対人距離を確保することの必要性による	対人距離を確保するため、定員を減らした
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　　担当課：　西図書館

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	図書館講座等の開催		中止	R3.3～	各図書館で課題解決に関する講座や読書に関するイベントを実施している。	令和2年10月に生涯学習部各施設におけるオンライン講座の方針が出され、新型コロナ感染症に伴い施設での人数制限・接触制限が行われるなど、利用や講座内容が制限されているが、引き続き生涯学習を推進することで地域課題を解決するために、オンラインを活用した講座を各施設で実施していくと示されたため。	・オンラインミーティングを活用した講座を実施
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	おはなし会等の開催	○	中止	R2.2～R5.3	おはなしや絵本の読み聞かせを通して子供たちに本の素晴らしさを伝える「本とおはなしの会」や、わらべうたや手遊び、絵本の読み聞かせを通して親子の触れ合いを深めながら絵本を楽しむ「えほんの会」を実施している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和2年2月から事業を中止した。令和2年10月に「市主催（共催）のイベント・事業の実施及び施設利用の基準等 について」が適用され、イベント・事業ごとに感染対策を定めたガイドラインを作成したうえで実施すると判断したことから、令和2年11月から縮小して再開した。	・わらべうたの動画配信を実施 ・R2.12に児童書のアドベントカレンダーを作成し、本の展示を実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　　担当課：　市民文化ホール

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	市民文化ホール及び市民文化創造館主催・共催事業	○	中止	R2.2～R3.3	文化芸術ホール事業基金を活用して、クラシック、ジャズ等の音楽、古典芸能、映画等の鑑賞機会を提供する。	令和2年2月25日発の政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受けて令和2年2月28日開催第6回船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて令和2年2月29日（土）から令和2年3月15日（日）まで市主催（共催）のイベント等の中止が決定された。その後も船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部各会議にて令和2年10月31日までは市主催（共催）のイベント等は中止するよう方針が出された。 （第38回の同会議で令和2年11月1日以降は各所管課が実施の判断をするよう変更になる。） 緊急事態宣言をうけて令和2年12月26日から休館及び市主催（共催）のイベント等を中止する。第43回の同会議で令和3月31日まで中止するよう決定。	文化ホールでは令和2年7月3日～8月26日、市民文創造館では7月16日～8月1日まで、中止となった事業日等を利用して新型コロナウイルスの影響で活動の機会が減っているアーティスト（プロ・アマ問わず）に、広いステージで楽器の演奏や練習等を楽しんでもらうため、ホールを無料で提供する事業を実施した。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	市民文化ホール及び市民文化創造館主催・共催事業		中止	R3.4～R4.3	文化芸術ホール事業基金を活用して、クラシック、ジャズ等の音楽、古典芸能、映画等の鑑賞機会を提供する。	第47回船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて4月1日以降は感染対策を徹底したうえで市主催事業の実施が可能になる。 令和3年3月19日に「緊急事態宣言解除後の1都3県における開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」を受け県より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」において令和3年4月1日以降は人数上限が5000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方となる。 しかし、令和2年9月19日から令和3年11月19日までは国による「イベント開催時の必要な感染防止策」に「区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討」とあるため、定員の半分で開催。	定員を半数にして実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	市民文化創造館 ちょっとよりみちライブ	○	中止	R2.2～ R2.10（中止） R2.11～ R2.12（縮小） R3.1～R4.3 （中止） R4.4～R4.9 （縮小・変更）	毎月第3木曜日に無料で様々なジャンルの音楽等をお届けする。 （当日先着250名）	No2同様。 R4.4.3以降は安全を考慮してR4. 9月まで延長。	当日先着順ではなく、電話による事前申し込み制とし、定員を半数にして実施。
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　　担当課：　郷土資料館

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	展示事業	○	中止	R2.2.29～R2.5.31	常設展示・企画展示の実施	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	展示事業	○	中止	R2.4～R4.3	常設展示・企画展示の実施	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	・閉館期間中は中止、開館中も企画展は会期を短縮。常設展・屋外展示、企画展ともに展示室内の人数制限やハンズオンの展示の中止等縮小して実施 ・ふなばし生涯学習チャンネルによる動画配信
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	展示事業		中止	R4.4～R5.3	常設展示・企画展示の実施	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	・タッチパネルを使用した展示の一部中止や手指消毒を行ってからのハンズオン展示（パズル）の実施 ・ふなばし生涯学習チャンネルによる動画配信
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	教育普及事業	○	中止	R2.2.29～R2.5.31	歴史散歩・古文書講座等	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	教育普及事業	○	中止	R2.4～R5.3	歴史バス見学会（中止）・古文書講座（中止）・地域史講座（中止）・歴史散歩（中止）・ワークショップ（中止）・文化講演会（縮小・人数制限）	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	・折り紙ワークショップは11月～折り方と折り紙を配布し、自宅での体験に変更 ・ふなばし生涯学習チャンネルによる「Webで古文書講座」等の配信 ・ザイタク（在宅）船橋調べ隊にてインターネットを利用した学習支援プログラムの実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
6	教育普及事業	○	中止	R3.4～R4.3	古文書講座（4～11月中止・12月～人数制限実施）・歴史散歩（中止）・講演会（縮小・人数制限）・歴史バス見学会（中止）・ワークショップ（中止）	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	・古文書講座を広い会場で実施できるよう公民館で行った（5,10月） ・ふなばし生涯学習チャンネルによる「Webで古文書講座」等の配信 ・「マップで巡る下総三山の七年祭り」を市ホームページにて配信
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
7	教育普及事業		中止	R4.4～R5.3	古文書講座（1回の人数を減らし、午前・午後2回に分け実施）・講演会（縮小・人数制限）	船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づく市の方針	・ふなばし生涯学習チャンネルによる「Webで古文書講座」等の配信 ・ザイタク（在宅）船橋調べ隊にてインターネットを利用した学習支援プログラムの実施
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
8	縄文コンテンポラリー展	○	中止	R2.7～8	夏休み期間中に館主催事業として縄文時代をテーマにした現代アート作品の展示等を実施する。	緊急事態宣言の発令状況を勘案し、来館誘導によりいたずらに感染者を発生させることを懸念し、中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

部名：　生涯学習部　　担当課：　青少年センター

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	街頭補導活動（地区補導）	○	中止	R2.4～R2.6 R3.1～R4.2	月に一度市内12地区で、補導委員それぞれが居住する地区別に補導活動を行っている。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補導委員は児童や生徒の保護者や高齢な方から構成されているため、活動を自粛した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
2	街頭補導活動（地区補導）		中止	R2.7～ R2.12 R4.3～R5.8	月に一度市内12地区で、補導委員それぞれが居住する地区別に補導活動を行っている。 （各地区ごとに運営する）	新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、補導委員の活動地域を居住する地区に限定したため。	・月二回活動を実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	街頭補導活動 （センター補導）	○	中止	R2.4～R5.8	月に一度市内の繁華街や総合商業施設など6か所で、補導活動を行っている。 （センター職員が運営する）	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補導委員の活動地域を最小限に抑えるため、活動を自粛した。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	船橋市青少年センター条例第4条に基づく船橋市青少年センター運営協議会		中止	R2.4～R4.3	青少年センターの適切な運営を図るため、年3回青少年センター運営協議会を行っている。	緊急事態宣言等の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮したため。	令和2年度第3回青少年センター運営協議会及び、令和3年度青少年センター運営協議会を書面開催とした。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
5	相談活動		中止	R2. 3～R2. 5	青少年及びその保護者、学校職員等の来所による相談を行う。	緊急事態宣言等の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮したため。	学校の休校措置等に合わせ、児童生徒の通所による相談活動は中止した。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
6	一宮ふれあいキャンプ	○	中止	R2.4～R4.3	市立学校に通う小学校4年生から中学3年生までの不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象とした2泊3日のキャンプ。	緊急事態宣言等の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮したため。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

担当課：監査委員会事務局

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	定期監査	○	中止	R2.4～R3.6	年に3回、定期監査を実施	・接触、密の回避	・1期（中断～2期の時期に再開） ・2期（3期の時期に実施） ・3期（中止） ・対面での聞き取りから書面での質問、回答に変更等
		○	縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
2	決算審査		中止	R2.6～R2.8	年に1回、決算審査を実施	・接触、密の回避	・対面での聞き取りから書面での質問、回答に変更等 ・事情聴取にリモート導入
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
3	財政援助団体等監査	○	中止	R2.9～R3.11	年1回、財政援助団体等監査を実施	・接触、密の回避	・2年間（R2～3）、監査を中止 ⇒監査の時期を逸するなど、後年への影響が大きいため、中止ではなく方法を工夫し継続すべきであった。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
4	工事監査	○	中止	R2.11～R3.1	年1回、工事監査を実施	・接触、密の回避	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
5	例月現金出納検査		中止	R3.5～	所管部署（病院局、市場、下水道総務課、会計課）が来庁の上、資料に基づき説明、質疑	・接触、密の回避 ・外職場の負担軽減	・Web会議システムの導入（現在も継続中）
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

担当課：農業委員会事務局

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	農水産祭　都市農業PR	○	中止	R2.4～R5.3	毎年11月、東武鉄道船橋駅コンコースにて、船橋産野菜の即売会を行っている。	法定業務ではなく、多数の人が集まる事業であるため、中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	農業モニター事業	○	中止	R2.4～R4.3	市内農家より農業モニターを募り、農政に対する意見、要望等を広く公正に聴取することで、農政に反映させる。	法定業務ではなく、多数の人が集まる事業であるため、中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				
3	審査会		中止	R2.4～R5.5	所有権移転や農地の転用の申請のあった土地に、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員計4名1班となり現地調査を行っている。	法定業務の遂行のため現地調査をする必要があり、中止することはできないが、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員で自動車に乗車すると、狭い車内で密となってしまうため。	・4名1班を密にならないよう、複数班・複数台に分けて移動
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	農業者年金	○	中止	R2.4～R5.3	農業者年金制度周知のため、対象者向け戸別訪問をJA職員と合同で実施	法定業務ではなく、感染症拡大防止の観点から中止とした。	
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

新型コロナウイルス感染症発生に伴い行った業務の見直し（中止・縮小・変更等）

部名：議会事務局　　担当課：総務調査課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	本会議及び予算決算委員会傍聴受付		中止	R2.5～R5.5	本会議及び予算決算委員会の傍聴を受付している。	新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたことを踏まえ、感染防止対策の徹底を図るため。	傍聴席が密にならないよう適宜空席を設け、全105席のうち32席を利用可能とした。
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	・小学生議会見学会 ・中学生高校生議会見学会・意見交換会		中止	R2.8～R4.8	議会の広報活動の一環として、小学3年生から高校3年生までを対象に、実際に議会に来てもらい、議会の仕組みのレクチャーや議場、議長室などの見学、児童・生徒と議員との意見交換を対面で行っている。	新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増したことにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたことに加え、会場が密になることから、感染防止対策を徹底することが難しい状況となったため。	対面（来場）形式を中止する代わりに、web会議サービス「Zoom」を使用して、議会の仕組みのレクチャーや議場、議長室などの見学、議員との意見交換をオンライン形式で実施した。
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				

部名：議会事務局　　担当課：議事課

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
1	令和2年第1回船橋市議会定例会	○	中止	R2.2～R2.3	・本会議運営 ・委員会運営	政府より、令和2年3月2日から学校の一斉休校の要請があったため、その対応をするにあたり、議会として配慮することがあれば申し出て欲しいと議長から執行部に伝えたところ、教育委員会の各部長から同年2月28日の本会議を欠席させてほしいと申入れがあったため、議会運営委員会で協議を行った。 なお、これに関連して自主的に質疑時間を短縮し、または質疑を取りやめた議員がいた。 また、各委員会の会議の運営について、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染症拡大防止に努める必要があると各委員長同士で話し合い判断された。	・令和2年2月28日の本会議の開会を中止 ・令和2年2月28日以降の市政執行方針及び議案に対する質疑について、質疑予定であった議員の一部取りやめ、または質疑予定時間の短縮を行った。なお、それらの議員の質疑時間は、次回以降の定例会に繰り越すこととした。 ・委員会傍聴の中止（令和2年3月2日から令和2年3月25日）
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				
2	令和2年第2回船橋市議会定例会		中止	R2.5～R2.6	・本会議運営 ・委員会運営	本会議及び各委員会の会議の運営について、緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染症拡大防止に努める必要があると議会運営委員会または各委員会において判断された。 なお、具体的な対策についても協議・決定し実施した。	・会期日程の短縮
		○	縮小				
			変更				
			その他（　　）				

No.	業務名	見直しの区分		期間	元の業務内容	見直した理由（経緯）	代替で行ったこと
3	船橋市議会定例会・臨時会		中止	R2.5～R5.3	・本会議運営 ・委員会運営	No.2と同様	【本会議】 ・本会議欠席基準の設定（令和2年第3回定例会以降） ・議員及び理事者の出席者数の制限（令和2年第2回定例会のみ） ・議場出席者・傍聴者のマスク着用 ・演壇、質問席、答弁席にアルコール消毒液の設置 ・議長席、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板の設置（令和2年第3回定例会以降） ・水差しの設置の取りやめ（議長席を除く） ・ペットボトル等の持ち込みを許可（発言予定者及び飲料はミネラルウォーターに限定）（令和2年第3回定例会以降） ・議場出入口の開放、可能な限り窓を開けて常時換気の徹底等 【委員会】 ・委員席の間隔を広くとる ・傍聴者の制限 ・マスクの着用 ・委員会室の出入口を常時開放し、可能な限り窓を開けて常時換気の徹底等
			縮小				
		○	変更				
			その他（　　）				
4	行政視察	○	中止	R2.5～R5.3	委員会における宿泊を伴う視察（毎年10月下旬～11月上旬）や日帰りでの視察（提案があれば調整してその都度）を行っている。	緊急事態宣言の発令状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、感染症拡大防止に努めるため、委員会ごとに協議を行い、中止等を判断したため。	・宿泊及び日帰りでの視察を行うかどうかは、市内や視察先の感染状況等を踏まえ、各委員会で判断することとした。その結果、令和2年度及び令和3年度の宿泊を伴う視察は行われなかった。
			縮小				
			変更				
			その他（　　）				

第５章

緊急事態宣言等による利用制限施設一覧

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
集会室施設 公民館等	青少年会館	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	青少年会館	利用制限	以下のとおり、部屋ごとの利用人数を制限 ・学習室：22人 ・集会室：47人 ・音楽室：利用中止（R2.11.7より再開、制限なし） ・会議室：15人 ・第1和室：16人 ・第2和室：17人 ・第1和室＋第2和室：34人 ・男性更衣室：3人 ・女性更衣室：3人	R2.6.16　～　R2.12.25	全館
	青少年会館	休館	R3.2.9～レクリエーション広場のみ利用可能	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	青少年会館	利用制限	以下のとおり、部屋ごとの利用人数を制限 ・学習室：22人 ・集会室：47人 ・会議室：15人 ・第1和室：16人 ・第2和室：17人 ・第1和室＋第2和室：34人 ・男性更衣室：3人 ・女性更衣室：3人	R3.4.1　～　R3.4.19	全館
	青少年会館	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 （レクリエーション広場を除く） 予約済み利用者に対しても、R3.4.1～R3.4.19間の人数制限を適用 18時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全館
	青少年会館	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	青少年会館	利用制限	R3.4.1～R3.4.19間の人数制限を適用	R3.10.1　～　R3.11.30	全館
	茶華道センター	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	茶華道センター	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	茶華道センター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 18時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	公民館	休館	公民館図書室・図書コーナーは3月16日～4月8日に一部サービス提供の臨時窓口を設置	R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	公民館	休館	公民館図書室・図書コーナーは利用可能	R2.12.26　～　R3.3.31	全公民館
	公民館	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 18時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全公民館
	公民館	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全公民館
	視聴覚センター	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	視聴覚センター	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	視聴覚センター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 17時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全館
	視聴覚センター	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	三山市民センター	休館	事務室のみ開室	R2.2.29　～　R2.4.15	全館
	三山市民センター	休館		R2.4.16　～　R2.5.31	全館

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
集会室施設 公民館等	三山市民センター	休館	図書室は一部サービス提供の臨時窓口を設置、事務室開室	R2.6.1　～　R2.6.14	全館
	三山市民センター	休館	図書室は利用可能、事務室開室	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	三山市民センター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 18時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全館
	三山市民センター	休館	図書室は利用可能、事務室開室	R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	市民活動サポートセンター	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	市民活動サポートセンター	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	市民活動サポートセンター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 平日18時まで、日曜・祝日：17時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全館
	市民活動サポートセンター	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	男女共同参画センター	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	男女共同参画センター	休館	図書貸出、相談業務は継続	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	男女共同参画センター	利用制限	開館は18時まで 相談業務は通常の時間帯で利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	全館
	男女共同参画センター	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	勤労市民センター	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	勤労市民センター	利用制限	新規の予約受付停止	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	勤労市民センター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 20時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	全児童ホーム	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	全児童ホーム	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	全児童ホーム	休館	電話相談を実施 （火曜～日曜の午前中）	R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	南本町・高根台 子育て支援センター	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	南本町・高根台 子育て支援センター	利用制限	電話相談及び事前予約による対面式の 来所相談は継続	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	南本町・高根台 子育て支援センター	利用制限	電話相談及び事前予約による対面式の来所相談は継続	R3.8.30　～　R3.9.30	全館
	母子・父子福祉センター	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	母子・父子福祉センター	利用制限	新規利用を停止。 既に実施が決まっている事業は感染症対策をして実施。	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
高齢者施設	全老人福祉センター	休館		R2.2.28　～　R2.6.14	全館 送迎バスの運行も休止
	全老人福祉センター	利用制限	浴室・機能回復訓練室の利用を停止	R2.6.15　～　R2.6.30	全館
	全老人福祉センター	利用制限	健康体操、自主事業、クラブ活動、レクリエーション活動および図書館の利用を停止	R2.6.15　～　R2.11.30	全館
	全老人福祉センター	利用制限	食事、カラオケの利用を停止	R2.6.15　～　R3.10.24	全館
	全老人福祉センター	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館 送迎バスの運行も休止

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
高齢者施設	全老人福祉センター	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館 送迎バスの運行も休止
	全老人憩の家	休館		R2.2.28　～　R3.10.31	全館
	高齢者ふれあいの部屋	休館		R2.2.28　～　R3.3.31	全館
	在宅医療支援拠点ふなぽーと	利用制限	相談は電話のみ受付	R2.12..26　～　R3.3.31	全館
	木村俊子記念船橋市学生会館	休館		R2.2.28　～　R3.3.31	全館
社会体育施設等	運動公園	一部休館		R2.2.29　～　R2.6.14	体育館 弓道場 トレーニング室
	運動公園	休館		R2.4.4　～　R2.5.31	庭球場 野球場 陸上競技場 自由運動広場 バスケットコート テニス壁打ち ディスクゴルフコース
	運動公園	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	トレーニング室
	運動公園	利用制限	新規の予約受付停止 予約済みの場合もやむを得ない場合を除き、 利用停止を要請	R2.12..26　～　R3.3.31	体育館 弓道場 庭球場 野球場 陸上競技場 自由運動広場
	運動公園	利用制限	19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	トレーニング室
	運動公園	利用制限	期間内19時以降利用分の新規予約受付停止 19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	庭球場 野球場 陸上競技場 自由運動広場
	運動公園	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	体育館 弓道場
	法典公園 （グラスポ）	一部休館		R2.2.29　～　R2.6.14	多目的ホール 体育レクリエーション室 和室 集会室
	法典公園 （グラスポ）	休館		R2.4.4　～　R2.5.31	庭球場 球技場 多目的広場
	法典公園	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	庭球場 球技場 多目的広場 多目的ホール 体育レクリエーション室 和室 集会室
	法典公園	利用制限	期間内19時以降利用分の新規予約受付停止	R3.4.20　～　R3.9.30	庭球場 球技場 多目的広場
	法典公園	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止	R3.4.20　～　R3.9.30	多目的ホール 体育レクリエーション室 和室 集会室
	総合体育館	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	総合体育館	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	トレーニング室 温水プール 浴室

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
社会体育施設等	総合体育館	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	メインアリーナ サブアリーナ リズムエクササイズ室 多目的室 弓道場 大会議室 小会議室 和室
	総合体育館	利用制限	19時まで利用可能 浴室は19時30分まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	トレーニング室 温水プール 浴室
	総合体育館	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	メインアリーナ サブアリーナ リズムエクササイズ室 多目的室 弓道場 大会議室 小会議室 和室
	武道センター	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	武道センター	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	武道センター	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	若松公園	利用制限		R2.4.4　～　R2.5.31	庭球場 野球場
	若松公園	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.1.9	庭球場 野球場
	薬円台公園			R2.4.4　～　R2.5.31	多目的広場
	小室公園			R2.4.4　～　R2.5.31	野球場 トラック広場
	夏見台近隣公園			R2.4.4　～　R2.5.31	多目的広場
	北習志野近隣公園	利用制限		R2.4.4　～　R2.5.31	庭球場 多目的広場
	北習志野近隣公園	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.1.9	庭球場
	高根木戸近隣公園	利用制限		R2.4.4　～　R2.5.31	庭球場 多目的広場
	高根木戸近隣公園	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.1.9	庭球場
	運動広場 専用可能なまちかどスポーツ広場	休館		R2.4.4　～　R2.5.31	高瀬下水処理場上部運動広場 行田運動広場 豊富まちかどスポーツ広場 高瀬町まちかどスポーツ広場
	運動広場 専用可能なまちかどスポーツ広場	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	高瀬下水処理場上部運動広場 行田運動広場 豊富まちかどスポーツ広場 高瀬町まちかどスポーツ広場

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
社会体育施設等	運動広場	利用制限	期間内19時以降利用分の新規予約受付停止 19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	高瀬下水処理場上部運動広場
	まちかどスポーツ広場	休館		R2.4.4　～　R2.5.31	
	北部清掃工場余熱利用施設 ふなばしメグスパ	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	北部清掃工場余熱利用施設 ふなばしメグスパ	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	北部清掃工場余熱利用施設 ふなばしメグスパ	利用制限	利用停止	R3.4.1　～　R3.10.24	娯楽室
	北部清掃工場余熱利用施設 ふなばしメグスパ	利用制限	19時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.8.29	浴場・プール フリースペース 食堂 休憩コーナー トレーニングルーム 軽運動室
	北部清掃工場余熱利用施設 ふなばしメグスパ	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
博物館・図書館等	市民ギャラリー	休館		R2.2.29　～　R2.6.14	全館
	市民ギャラリー	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	市民ギャラリー	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 20時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	図書館	休館	3月16日～4月8日は一部サービス提供の 臨時窓口を設置	R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	図書館	利用制限	平日の閉館時間を20時から19時に変更	R2.6.1　～　R2.6.7	全館
	図書館	利用制限	平日の閉館時間を20時から19時に変更	R3.1.9　～　R3.3.31	全館
	図書館	利用制限	平日の閉館時間を20時から19時に変更	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	大穴小学校市民図書室	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	高根小学校市民図書室	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	ふなばし三番瀬環境学習館	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	ふなばし三番瀬環境学習館	休館	一部オンラインワークショップのみ開催	R2.12.26　～　R3.3.31	有料スペース （常設展示ホール及びサイエンスラボ） 生物多様性情報室
	ふなばし三番瀬環境学習館	休館	一部オンラインワークショップのみ開催	R3.8.30　～　R3.9.30	有料スペース （常設展示ホール及びサイエンスラボ） 生物多様性情報室
	郷土資料館	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館（SL公開含む）
	郷土資料館	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館（SL公開含む）
	飛ノ台史跡公園博物館	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	飛ノ台史跡公園博物館	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館（史跡公園含む）
	市役所11階行政資料室	一部休館	利用制限 行政資料室における行政資料等の閲覧、有償頒布刊行物の販売を休止	R2.4.13　～　R2.6.29	全館

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
劇場･音楽堂	市民文化ホール	休館	ホール利用は6/15～ ･用途の制限･客席の間引き	R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	市民文化ホール	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	市民文化ホール	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 20時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	市民文化ホール	利用制限	･用途の制限･客席の間引き	R4.1.21　～　R4.3.21	全館
	市民文化創造館 （きららホール）	休館	ホール利用は6/15～ ･用途の制限･客席の間引き ･開館時間短縮(～17時まで)	R2.2.29　～　R2.5.31	全館
	市民文化創造館 （きららホール）	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	市民文化創造館 （きららホール）	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止 20時まで利用可能	R3.4.20　～　R3.9.30	全館
	市民文化創造館 （きららホール）	利用制限	･用途の制限･客席の間引き	R4.1.21　～　R4.3.21	全館
	プラネタリウム館	休館		R2.2.29　～　R2.6.5	全館
	プラネタリウム館	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	プラネタリウム館	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全館
公園等	大神保青少年キャンプ場	休場		R2.4.4　～　R2.5.31	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用の停止 日帰り利用を県内の団体･グループ･家族に制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：4団体&50名 第2キャンプ場：6団体&75名 第3キャンプ場：休場	R2.6.1　～　R2.6.18	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用の停止 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：4団体&50名 第2キャンプ場：6団体&75名 第3キャンプ場：休場	R2.6.19　～　R2.7.17	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用を「青少年を含む家族のみ」に制限 キャンプファイヤーの実施を制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：4団体&50名 第2キャンプ場：6団体&75名 第3キャンプ場：休場	R2.7.18　～　R2.11.6	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用を「青少年を含む家族のみ」に制限 キャンプファイヤーの実施を制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：8団体&50名 第2キャンプ場：12団体&75名 第3キャンプ場：休場	R2.11.7　～　R2.12.25	全施設

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
公園等	大神保青少年キャンプ場	利用制限	既に予約済みの利用を除き、利用停止 【予約済み利用者への制限】 ・宿泊可能団体を「青少年を含む家族のみ」に制限 ・キャンプファイヤーの実施制限 ・以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：8団体&50名 第2キャンプ場：12団体&75名 第3キャンプ場：休場	R2.12.26　～　R3.1.8	全施設
	大神保青少年キャンプ場	休場		R3.1.9　～　R3.3.31	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	キャンプファイヤーの実施を制限 テントを一人ひとつずつの使用に制限（家族は同一テント可） 第3キャンプ場での宿泊を制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：8団体&50名 第2キャンプ場：12団体&75名 第3キャンプ場：4団体&25名	R3.4.1　～　R3.4.19	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用を制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：8団体&50名 第2キャンプ場：12団体&75名 第3キャンプ場：4団体&25名	R3.4.20　～　R3.8.29	全施設
	大神保青少年キャンプ場	休場		R3.8.30　～　R3.9.30	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	テントを一人ひとつずつの使用に制限（家族は同一テント可） 第3キャンプ場での宿泊を制限 以下のとおり一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 第1キャンプ場：8団体&50名 第2キャンプ場：12団体&75名 第3キャンプ場：4団体&25名	R3.10.1　～　R3.10.29	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	テントを2.25㎡/人で利用するよう制限（同居家族を除く）	R3.10.30　～　R3.11.30	全施設
	大神保青少年キャンプ場	利用制限	宿泊利用の制限	R4.1.24　～　R4.3.21	全施設
	ゲートボール場	休館		R2.4.4　～　R2.5.31	習志野台・三山・本郷・南三咲・松ヶ丘
	ゲートボール場	休館		R2.12.26　～　R3.1.15	習志野台・三山・本郷・南三咲・松ヶ丘
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.2.22　～　R2.3.31	アンデルセンスタジオ
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.2.26　～　R2.5.31	童話館
	ふなばしアンデルセン公園	一部休館		R2.2.26　～　R2.7.17	食のアトリエ
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.4.4　～　R2.4.7	土・日曜日
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.4.8　～　R2.5.31	全施設
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.6.1　～　R2.6.28	土・日曜日
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R2.12.29　～　R3.1.15	全施設

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
公園等	ふなばしアンデルセン公園	利用制限	5月2、3、4、5日の入場制限 (5,000人) 日付指定前売券の購入が必要	R3.4.20　～　R3.9.5	全施設
	ふなばしアンデルセン公園	休館		R3.9.6　～　R3.9.30	全施設
	ふなばしアンデルセン公園	利用制限	土日祝日は日付指定前売券の購入が必要	R3.10.16　～　R3.11.28	全施設
	ふなばし三番瀬海浜公園	休館		R2.4.4　～　R2.4.28	庭球場 野球場 バーベキュー場
	ふなばし三番瀬海浜公園	休館		R2.4.29　～　R2.5.31	全施設
	ふなばし三番瀬海浜公園	利用制限	新規の予約受付停止 既に予約済みの利用を除き、利用停止	R2.12.26　～　R3.1.15	庭球場 野球場
	ふなばし三番瀬海浜公園	利用制限	土日祝日は日付指定で入場制限（上限5,000人）	R3.4.20　～　R3.7.11	潮干狩り
	ふなばし三番瀬海浜公園	休館		R3.8.2　～　R3.10.24	バーベキュー場
宿泊施設	一宮少年自然の家	利用制限	新規の予約受付停止 【備考】コロナ初期～R2.6.30までは、コロナでなく大規模修繕のため休所（全体の休所期間：R1.10.1～R2.6.30）	R2.7.1　～　R2.7.10	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	以下のとおり、一日あたりの最大利用団体数および人数を制限 ・R2.7：1団体&100名 ・R2.8以降：2団体&200名	R2.7.11　～　R2.12.25	全施設
	一宮少年自然の家	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	宿泊定員の上限を100名に制限 （ただし、船橋市内小学校の校外学習利用のみ上限144名）	R3.4.1　～　R3.4.17	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	宿泊定員の上限を120名に制限 （ただし、船橋市内小学校の校外学習利用のみ上限144名）	R3.4.18　～　R3.4.19	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	期間内利用分の新規予約受付停止（宿泊） 予約済みの宿泊利用者に対して以下のとおり人数制限 ・宿泊定員の上限120名 （ただし、船橋市内小学校の校外学習利用のみ上限144名） R3.8.2から野外炊飯場の利用停止	R3.4.20　～　R3.8.29	全施設
	一宮少年自然の家	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	宿泊定員の上限を120名に制限 （ただし、船橋市内小学校の校外学習利用のみ上限144名）	R3.10.1　～　R4.1.24	全施設
	一宮少年自然の家	利用制限	宿泊利用の制限	R4.1.25　～　R4.3.21	全施設
障害者施設	身体障害者福祉センター	利用制限	事業・イベントの休止 相談業務は実施	R2.4.1　～　R2.5.31	全館
	身体障害者福祉センター	利用制限	事業・イベントの休止 相談業務は実施	R2.12.26　～　R3.3.31	全館
	身体障害者福祉センター	利用制限	会議室等の貸出の期間内利用分の新規予約受付停止	R3.4.20　～　R3.8.29	全館

施設類型	施設名	制限の区分	利用制限の場合の内容 （時間短縮など）	制限を行った期間	対象施設
障害者施設	身体障害者福祉センター	利用制限	事業・イベントの休止 相談業務は実施	R3.8.30　～　R3.9.30	全館
その他	学校開放	休館		R2.2.29　～　R3.6.30	屋内
	学校開放	利用制限	R2.7.1～R3.9.30は小・中学生のみ利用可。 R3.1.9～R3.10.17は19時以降の利用停止や90分以内の活動等を要請。 ただし、R3.8.30～9.30は原則利用停止。	R2.7.1　～　R3.10.17	屋内
	学校開放	休館		R2.4.3　～　R2.6.14	屋外
	学校開放	利用制限	19時以降の利用停止や90分以内の活動等を要請。 ただし、R3.8.30～9.30は原則利用停止。	R3.1.9　～　R3.10.17	屋外
	船橋市リハビリセンター	一部休館	リハビリ事業のみ中止	R2.2.29　～　R2.6.30	リハビリ事業のみ中止
	船橋市リハビリセンター	一部休館	リハビリ事業のみ休止	R2.12.28　～　R3.3.31	リハビリ事業のみ中止
	船橋市リハビリセンター	一部休館	リハビリ事業のみ中止	R3.8.30　～　R3.9.30	リハビリ事業のみ中止
	プレイルーム （保健福祉センター内）	休館		R2.2.29　～　R2.5.31	
	プレイルーム （保健福祉センター内）	休館		R2.12.26　～　R3.3.31	
	プレイルーム （保健福祉センター内）	休館		R3.8.30　～　R3.9.30	
	農業センター	一部休館	市内農業生産者以外の利用を制限	R3.1.9　～　R3.3.31	全館
	総合教育センター	利用制限	研修室の利用人数を制限	R2.4.1　～　R4.3.31	
	船橋駅前総合窓口センター	一部休館	平日を9～17時までの開館時間の縮小。 第2・第4土日は、土曜日のみ9～17時まで開館。日曜・祝日は休館。	R2.4.20　～　R2.7.5	

新型コロナウイルス感染症に関する船橋市の刊行物（一部抜粋）

広報ふなばし　令和２年（２０２０年）３月１５日号　１・２面

広報ふなばし
令和2年(2020年) 3/15 No.1493 毎月1日・15日発行

新型コロナウイルス感染症
市内でも患者を確認 拡大防止に全力

3月11日から市独自でPCR検査を実施

PCR検査をはじめ、感染拡大防止に向けた市独自の取り組み

船橋市長 松戸 徹

相談の目安(3月9日現在。今後変更になる場合があります)

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある(解熱剤を飲み続けなければならない人も含む)
学校や会社を休み、外出を控え、毎日体温を測って記録してください。

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

●発熱が4日以上続く(糖尿病、心不全など持病がある場合や高齢者は2日)

すぐに相談

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎409-3127 受付時間:午前8時～午後8時(仕組休休も開設)
海外渡航歴の有無にかかわらず誰でも相談できます。感染の疑いが強い場合は、相談センターから医療機関を紹介します。

感染の疑いが強い場合 → 市が指定した新型コロナウイルス感染症に対応できる複数の医療機関へ
左記以外の場合 → 一般の医療機関へ
※いずれも相談センターの指示に従って受診してください

新型コロナウイルス感染症への市の対応

1月16日(木)	(国内で初めて感染症患者を確認)
24日(金)	市ホームページで情報発信を開始
25日(土)	保健所の相談窓口を、土曜日・日曜日も開設
31日(金)	(県内で初めて感染症患者を確認)
2月3日(月)	松戸徹市長を本部長とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
7日(金)	専用電話相談窓口を「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター」に変更し、検疫者・接触者相談センターの機能を追加
19日(水)	イベントの実施に関する基本的な考え方に基づき、イベントの中止・延期を決定
28日(金)	老人福祉センター等の公共施設を臨時休館に 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターの対応時間を拡充(午前8時～午後8時に)
29日(土)	公民館・図書館をはじめとする公共施設を臨時休館に
3月1日(日)	市内で初めての感染症患者を確認
2日(月)	市立小・中・高校と特別支援学校を臨時休業に 市立全54小学校で放課後ルームを開設
11日(水)	市独自でPCR検査を開始

ふなばし情報メールでも 新型コロナウイルスの情報を配信
右のコードを読み取り登録してください
(問合せ)コールセンター ☎0570-055-783

最新情報は市ホームページでご確認ください
新型コロナウイルス感染症の情報は日々更新しています。最新情報は市ホームページ(右コード)でご確認ください。

市内公共施設の一部は3月31日以まで休館しています
○全館休館⇒公民館、図書館、児童ホーム、船橋アリーナなど
○一部休館⇒運動公園、法典公園(グラスポ)など
■そのほか、イベントなどの最新情報は施設に問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

感染拡大防止に向けた行動をお願いします(詳しくは2面をご覧ください)

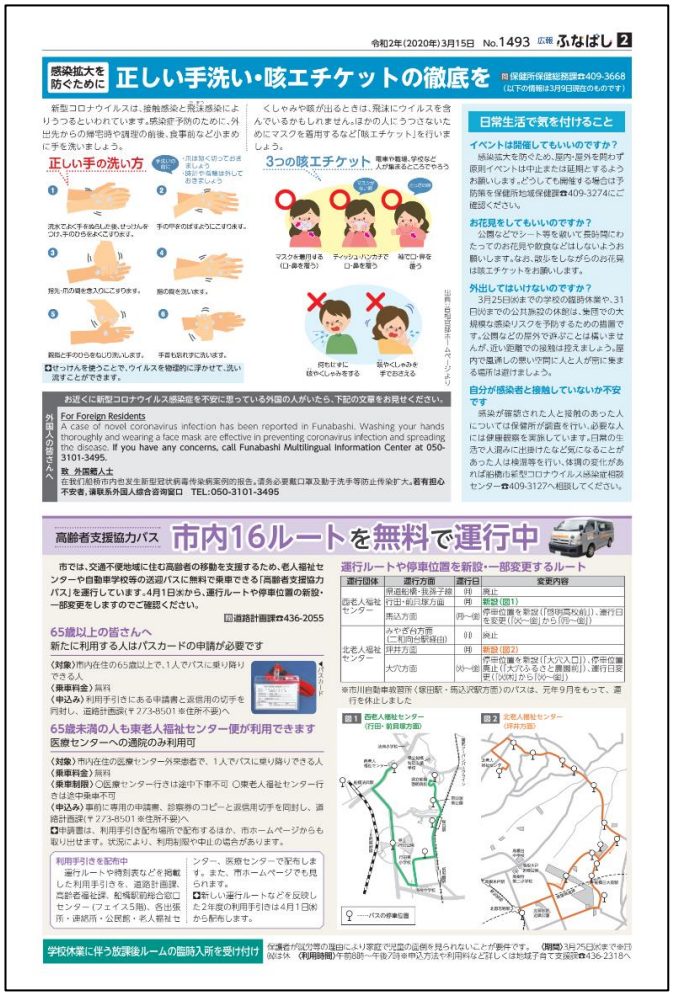

令和2年(2020年)3月15日 No.1493 広報ふなばし 2

感染拡大を防ぐために 正しい手洗い・咳エチケットの徹底を
問保健所保健総務課☎409-3668 (以下の情報は3月9日現在のものです)

正しい手の洗い方
3つの咳エチケット
日常生活で気を付けること
外出してはいけないのですか？
自分が感染者と接触していないか不安です
外国人の皆さんへ

高齢者支援協力バス 市内16ルートを無料で運行中
運行ルートや停車位置を新設・一部変更するルート
65歳以上の皆さんへ
65歳未満の人も東老人福祉センター便が利用できます
医療センターへの施設のみ利用可

学校休業に伴う放課後ルームの臨時入所を受け付け

令和２年（２０２０年）４月１５日号　１・２面

広報ふなばし

令和2年(2020年) 4/15 No.1495 毎月1日・15日発行

3面 自宅でふなばしシルバーリハビリ体操
4面「行革」で変わる船橋の未来 vol.9
5面 ひとり親家庭等の養育費確保をサポート
6面 2年度保育料が決定
10・11面 情報ひろば
12面 船えもんグッズの新商品

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/　携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/　フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ　人口 639,804人(41人増)　男 318,254人　女 321,550人　世帯 291,073(96増)　面積 85.62㎢　(令和2年3月1日現在)※増減は前月比

新型コロナウイルス

緊急事態宣言が発令されました！

うつらない、うつさない

落ち着いた行動で新型コロナに打ち勝ちましょう

無症状の陽性の人が確認されています！

換気の悪い 密閉空間　多数が集まる 密集場所　間近で接する 密接場面　避けましょう

熱が続く、熱が低くても強いだるさや息苦しさを感じたら

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター ☎409-3127へ
※必ず電話をしてから受診してください

心を一つにして、この難局を乗り越えましょう

全国で感染者数が急増する中、市内でも同様な状況にあり、特に感染経路が不明の方が増えています。また、市が開設している「北総育成園」での集団感染に伴う一括のPCR検査では、無症状感染者（サイレントキャリア）が６割というデータも確認されています。

今こそ、感染拡大防止のために、一人一人の行動が大切な時です。市といたしましても、引き続き市医師会をはじめ関係機関・団体と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

今まで私たちが経験したことのない緊急事態の中にあるという危機感を共有し、みんなで心を一つにして、この難局に立ち向かっていきましょう。

船橋市長　松戸　徹

市民生活に関わる市の対応は２・３面をご覧ください

令和2年(2020年)4月15日　No.1495　広報ふなばし 2

新型コロナウイルス

市民の皆さんの「命」と「生活」を守るために

日本中で新型コロナウイルスの感染が拡大し、4月7日には緊急事態宣言が発令されました。市内でも4月8日現在で39人の感染が確認されており、市では感染拡大防止と市民生活を守るために全力で取り組んでいます。現在、症状が表に出ない無症状の感染（サイレントキャリア）が多数確認されています。感染拡大防止のためには全国で一致協力して対応することが大切です。市民の皆さんには、引き続き不要不急の外出を控えるなど対策をお願いします。船橋市一丸となって、身近に迫った脅威を乗り越えましょう。

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409-1898

市医師会の協力のもと PCR検査を178人に実施

これまで県衛生研究所で検査を行っていましたが、市医師会と連携し、現在、市独自に市保健所で感染を判定するPCR検査を実施しています。市内医療機関の医師が検査を必要と判断したら、保健所と調整の上PCR検査を積極的に行っており、26日間で178人の検査を行いました。これにより、迅速で的確な対応が可能となっています。

▲市保健所で行うPCR検査

休業・失業した個人・世帯向けの「生活費用貸付制度」

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し生活に困窮する世帯に、生活費等の貸し付けを県社会福祉協議会が行っています。

緊急小口資金
〈対象〉休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸し付けを必要とする世帯　〈貸付額〉原則10万円以内（学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内）

総合支援資金
〈対象〉失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯※住居を有していることなど要件があります　〈貸付額〉○単身世帯⇨月15万円以内　○2人以上世帯⇨月20万円以内　〈貸付期間〉原則3カ月以内

〈相談・申込み〉市社会福祉協議会☎431-5877へ※要事前予約。県社会福祉協議会の審査あり

離職等により住居を失うおそれのある人へ 住居確保給付金

離職または自営業の廃業によって、住居を失ったりまたはおそれのある人に9カ月を限度として住居確保給付金を支給しています。詳しくは、保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」☎495-7111へお問い合わせください。

市立学校は5月6日(休)まで臨時休業

市立小・中・高・特別支援学校は5月6日(休)まで臨時休業としています。また、学校休業に伴い臨時放課後ルームの申請を受け付けています。※放課後ルームの申請方法や利用料など詳しくは地域子育て支援課☎436-2318へお問い合わせください

市が開設している「北総育成園」における新型コロナウイルス感染症患者の発生と市の対応について

知的障害者の入所支援等を行う北総育成園（香取郡東庄町）で利用者、職員、関係者合わせて110人（4月8日現在）の感染が確認されました。利用者の環境変化による負担を考慮し、入院治療を必要とする人以外は施設内で治療を受けています。

市では、施設の運営をお願いしている社会福祉法人と協議の上、市立医療センターの感染症専門看護師や市保健所の保健師、市職員を派遣したほか、ゴーグルやガウン等の物資も届けています。引き続き同園を管轄する香取保健所や県などと連携しながら、全力で対応を行っていきます。

〈問合せ〉障害福祉課☎436-2345

≫保険料等の納付が困難な人へ　猶予等のお知らせ

料金	猶予等の条件	問合せ
国民健康保険料	世帯主が事業または業務を休廃止したとき等	国保年金課☎436-2395
後期高齢者医療保険料	世帯主の死亡、長期入院、事業の休廃止、非自発的失業等により収入が著しく減少した	
65歳以上の介護保険料	生計中心者の収入が、長期入院、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少した	介護保険課☎436-2303
保育料	世帯の生計を主として維持する者の収入が事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した	保育認定課☎436-2329
下水道事業受益者負担金	災害・盗難その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められるとき	下水道総務課 ○負担金⇨☎436-2643 ○貸付金⇨☎436-2642
水洗便所化改造工事資金貸付金	災害やその他やむを得ない事由により借受人が資金を償還することが著しく困難と市長が認めるとき	

※収入によって減免制度の対象になる場合があります。詳しくは上記の各担当課へお問い合わせください
◘市税を納期内に納めることが困難な人に向けて、納付を猶予する制度があります。詳しくは債権管理課☎436-2246へお問い合わせください。
◘下水道使用料の支払いが困難な人は下水道総務課☎436-2643へお問い合わせください。

家庭で保育を行った場合の保育料等の減免

市では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月1日以降、自主的に登園しなかった日の保育料を減免します。なお、登園予定ではなかった日（私的な旅行や普段利用していない土曜日など）は含みません。
〈対象〉認可保育園等に在園している0～2歳児
〈申込み〉○認定こども園等に通園⇨4月17日(金)　○保育園等に通園⇨4月20日(月)までに申請書を保育認定課（〒273-8501※住所不要☎436-2329）へ
◘申請書は同課で配布するほか、市ホームページからも取り出せます。

相談の目安（4月8日現在。今後変更になる場合があります）

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある（解熱剤を飲み続けなければならない人も含む）
学校や会社を休み、外出を控え、毎日体温を測って記録してください。
▼
●発熱が4日以上続く（糖尿病、心不全など持病がある場合や高齢者は2日）
▼
●強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
市内の感染者の中には37.5℃より低い人の感染も報告されています。倦怠感等が続く場合は相談センターへ
すぐに相談

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎409-3127　受付時間：午前8時～午後8時（土日祝休も開設）
※言語・聴覚障害など電話での相談が難しい人はFAX409-2952へ
海外渡航歴の有無にかかわらず誰でも相談できます。感染の疑いが強い場合は、相談センターから医療機関を紹介します。

医療機関は複数受診しないでください

1人の人が同じ症状で複数の医療機関（同一診療科）を受診することが、結果的に感染拡大につながるおそれがあります。発熱や咳等の症状がある場合は、受診方法を事前に医療機関に確認し、受診時にはマスクの着用をお願いします。

≫市内公共施設の休館は5月6日(休)まで延長

公民館や図書館、運動公園などの市内公共施設の一部は、引き続き5月6日(休)まで休館します。
◘施設の休館は今後変更となる場合があります。

新型コロナウイルスの最新情報は市ホームページ（右コード）でご確認ください

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　緊急事態宣言が発令されました！」、

２面「新型コロナウイルス　市民の皆さんの「命」と「生活」を守るために」

令和２年（２０２０年）５月１日号　１・２面

広報ふなばし　令和2年(2020年) 5/1　No.1496 毎月1日・15日発行

6・7面 デジタルミュージアムがリニューアル
8面 5月12日は「民生委員・児童委員の日」
9面 ふぉっとニュース
10・11面 情報ひろば
12面 子ども記者85人が決定

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/　携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/　フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka
市のデータ　人口 640,695人(891人増)　男 318,635人　女 322,060人　世帯 292,392(1,319増)　面積 85.62㎢　(令和2年4月1日現在)※増減は前月比

新型コロナウイルス

ホテルを借り上げ 軽症者を受け入れ

病院と連携して患者を救う体制を作ります

市民の命を守り生活を支えるため 市独自に緊急対策を実施！

- 感染拡大防止のための医療提供体制の整備・充実
- 安全・安心な生活を守るための支援
- 市内の経済維持のための事業者支援

市民の皆さんへ　**緊急事態宣言発令中！**
ゴールデンウイークも不要不急の外出を控え、3つの密を避けましょう

①換気の悪い 密閉空間　対策 1時間に2回以上窓を開けて換気します
②多人数が集まる 密集場所　対策 スーパーのレジで並ぶときや飲食店では人との距離を保ちます
③間近で接する 密接場面　対策 「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫が飛ぶ」とされます。密接した会話は避けるか、マスクを着用

2～5面で新型コロナウイルスに関する市からのお知らせを掲載しています

令和2年(2020年)5月1日　No.1496　広報ふなばし　2

新型コロナウイルス

感染リスクの解消に向け 市独自でホテルを借り上げ

日本中で新型コロナウイルスの感染拡大が続き、4月17日に全国に緊急事態宣言が発令されました。市内の感染は4月23日時点で100人が確認されています。市では中等症・重症患者のための病床を確保するため、市独自に軽症者をホテルで受け入れる体制を作りました。また、検査体制の強化など、全力で対策に取り組んでいますが、感染拡大防止の一番の力は市民の皆さん一人一人の行動です。不要不急の外出を避け、可能な限り人との接触を減らしてください。

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409・1898

受け入れ病床の拡大に努め、命を守ります

市と市医師会は、新型コロナウイルス感染症の発生段階より協議を重ね、4月30日から、借り上げたホテルでの患者の受け入れを開始しました。今回の受け入れの理由は2つです。ひとつは中等症や重症患者の病床を確保し、確実に市民の命を守ることです。もうひとつは自宅にいる軽症者から家族への感染を防ぐことにあります。

現在、治療が必要な人は、市内の協力医療機関に入院していますが、収容できるベッド数に限りがあるため、軽症で病状が安定している人は自宅での健康観察を続けています。今後、軽症者は原則ホテル療養へ切り替えていきます。市医師会協力のもと医師や看護師等の医療スタッフが、ホテルで療養する患者の急な容態の変化にも対応します。

また、中等症以上の患者を確実に受け入れられるようにするため、市独自で受け入れ可能病床の拡大に取り組んでいます。的確な治療を受けられる環境整備を行い、市民の命を守ります。また、夜間・休日に帰国者・接触者外来を実施している医療機関へ支援を引き続き行っていきます。

PCR検査に「ドライブスルー方式」を追加

市では、これまでも市内医療機関の医師が検査を必要と判断したら、保健所と調整の上PCR検査を積極的に行ってきました。4月21日から感染症相談センターで症状や経過を聞きとり、検査が必要と判断した場合に医療機関を受診することなく検査が受けられる「PCR検査外来（ドライブスルー方式）」を追加しました。これは市医師会の協力のもと実現したもので、導入により医療機関の待合室での感染リスク低減や迅速な検査の実施が可能になりました。

検査の流れは、感染症相談センターで事前予約をした人に、会場へ自家用車で来てもらい、乗車したまま医師と看護師による問診・検体採取が行われます。これにより、今まで1日当たり40人程度だった検査人数が12人程度拡充されます。今後も必要な検査が行われるよう、体制を強化します。

▲模擬検査の様子

「北総育成園」の集団感染について

3月28日、市が開設する知的障害者の支援を行う北総育成園（香取郡東庄町）で入所者や運営法人職員等の集団感染が確認されました。市は看護師、保健師、事務職員等を派遣するほか、防護服、衛生用品等の物資供給を行っています。

4月中旬以降、陽性となった利用者が徐々に回復し、職員も職場に少しずつ復帰し始めました。市では当面の間、県と連携し継続的に支援を行っていきます。

なぜ人との接触を減らさなければいけないのか

船橋市長 松戸 徹

新型コロナウイルスに感染していても、発熱や咳等の症状がない健康に見える人(サイレントキャリア)について科学的なデータは積極的に示されていません。

海外でもサイレントキャリアについて多数指摘されていますが、市が開設している障害者支援施設「北総育成園」での集団感染発生で、施設の関係者やその家族を対象にPCR検査を実施したところ、無症状の人の28.1パーセントが陽性となりました。そのまま社会全体に置き換えることは科学的に難しいかもしれませんが、サイレントキャリアが高い確率で存在していることは否定できません。

知らないうちに感染している、また、気付かないまま誰かを感染させてしまう可能性があります。だからこそ今、人との接触を減らさなければなりません。

医療関係者をはじめ、大勢の人たちが命を守るために新型コロナウイルスと闘っています。その思いを支えるためにも市民の皆様の協力が必要です。一日も早く本来の社会を取り戻すために、可能な限り外出を減らして人との接触を控え、感染拡大を食い止めるための行動をお願いします。

保健所の体制を強化

2月に設置した新型コロナウイルス感染症対策保健所本部では、保健所内の職員約100人体制で相談窓口班、発生時対応班など、業務内容ごとに班体制で対応してきました。しかし、感染者数が増えて事務処理が増加しているため、市役所全体の事務の見直しを行い、同本部へさらに職員を派遣し、4月23日時点で187人体制で対策に当たっています。

相談センターにはすでに1万3000件を超える相談が寄せられ、多い日で1日400件以上の相談が寄せられています。電話回線を可能な限り増やし、保健師などを含め20人以上で対応しています。

▶保健所内にある感染症相談センターで対応する職員

相談の目安(4月23日現在。今後変更になる場合があります)

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある(解熱剤を飲み続けなければならない人も含む)
  学校や会社を休み、外出を控え、毎日体温を測って記録してください。
- 発熱が4日以上続く(糖尿病、心不全など持病がある場合や高齢者は2日)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
  市内の感染者の中には37.5℃より低い人の感染も報告されています。倦怠感等が続く場合は相談センターへ

すぐに相談

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎409-3127　受付時間:午前8時～午後8時(土日祝休も開設)
※言語・聴覚障害など電話での相談が難しい人はFAX409-2952へ
海外渡航歴の有無にかかわらず誰でも相談できます。感染の疑いが強い場合は、相談センターから医療機関またはPCR検査外来を紹介します。

妊娠している人へマスク配布

妊婦の新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、国が調達した布製マスクを月当たり2枚配布します。準備が整い次第、郵送または母子健康手帳の配布時にお渡しします。

新型コロナウイルスの最新情報は市ホームページ(右コード)でご確認ください

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　ホテルを借り上げ軽症者を受け入れ」、

２面「感染リスクの解消に向け　市独自でホテルを借り上げ」

令和２年（２０２０年）５月１５日号　１・２面

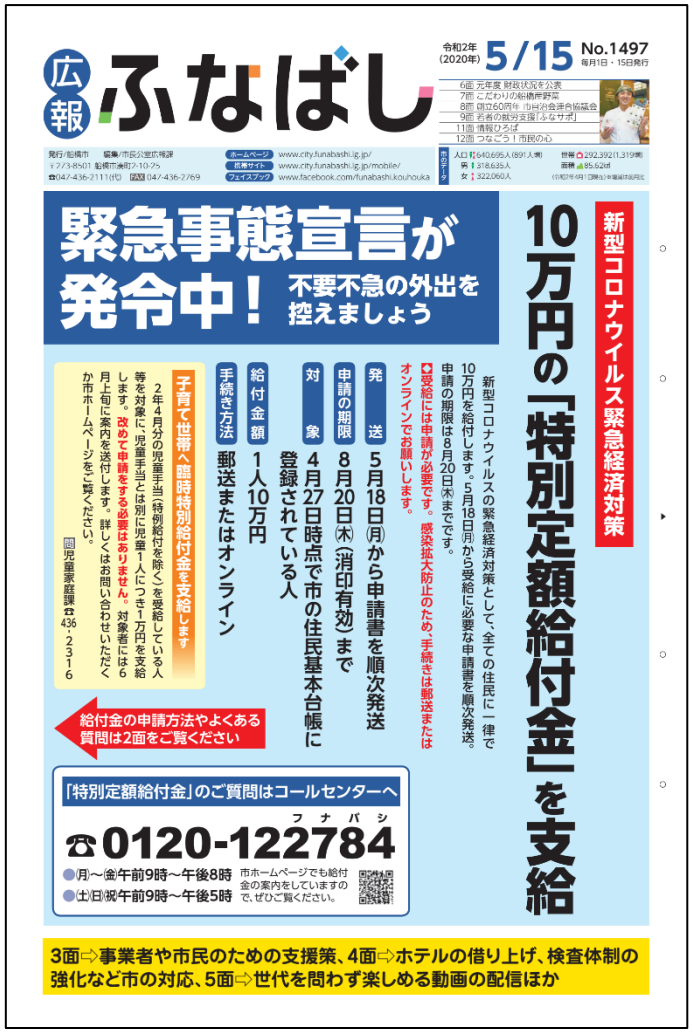

広報 ふなばし

令和2年(2020年) 5/15 No.1497 毎月1日・15日発行

6面 元年度 財政状況を公表
7面 こだわりの船橋産野菜
8面 朝立60周年 市民総会連合協議会
9面 若者の就労支援「ふなサポ」
11面 情報ひろば
12面 つなごう！市民の心

発行/船橋市　編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/
携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/
フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ
人口 640,695人(891人増)　世帯 292,392(1,319増)
男 318,635人　面積 85.62㎡
女 322,060人　(令和2年4月1日開始)年間純体制月比

緊急事態宣言が発令中！ 不要不急の外出を控えましょう

新型コロナウイルス緊急経済対策

10万円の「特別定額給付金」を支給

新型コロナウイルスの緊急経済対策として、全ての住民に一律で10万円を給付します。5月18日(月)から受給に必要な申請書を順次発送。申請の期限は8月20日(木)までです。

受給には申請が必要です。感染拡大防止のため、手続きは郵送またはオンラインでお願いします。

発送　5月18日(月)から申請書を順次発送

申請の期限　8月20日(木)(消印有効)まで

対象　4月27日時点で市の住民基本台帳に登録されている人

給付金額　1人10万円

手続き方法　郵送またはオンライン

子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します

2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している人等を対象に、児童手当とは別に児童1人につき1万円を支給します。改めて申請をする必要はありません。対象者には6月上旬に案内を送付します。詳しくはお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

問 児童家庭課☎436・2316

給付金の申請方法やよくある質問は2面をご覧ください

「特別定額給付金」のご質問はコールセンターへ

☎0120-122784（フナバシ）

●(月)～(金)午前9時～午後8時
●(土)(日)(祝)午前9時～午後5時

市ホームページでも給付金の案内をしていますので、ぜひご覧ください。

3面⇨事業者や市民のための支援策、4面⇨ホテルの借り上げ、検査体制の強化など市の対応、5面⇨世代を問わず楽しめる動画の配信ほか

令和2年(2020年)5月15日 No.1497 広報 ふなばし 2

10万円支給「特別定額給付金」

問 コールセンター☎0120-122784（フナバシ）

よくある質問、申請の流れをまとめました。分からないことがありましたらコールセンターへお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

DV被害により避難している人へ 給付金の相談はコールセンターへ

配偶者やその他親族から暴力(DV＝ドメスティックバイオレンス)を受け、住民票を前住所に残したまま船橋市に避難をしていても、所定の要件に当てはまる場合は船橋市で受給できる場合があります。詳しくはコールセンター☎0120-122784へお問い合わせください。

よくある質問

問 申請書はいつ届きますか？
答 5月18日(月)から順次発送しますが、市内約30万世帯に郵送するため時間を要します。5月中には全世帯へ到達する見込みです。

問 振り込みはいつになりますか？
答 6月上旬から振り込みます。受付開始当初は申請の殺到が予想されるため、振り込みには時間がかかります。

問 4月27日生まれの子は対象になりますか？
答 基準日の4月27日に住民基本台帳に登録されていれば給付の対象になります。4月28日以降に生まれた子は対象になりません。

基準日の前後に出生・死亡した場合

こんな場合は…		例えば…	給付金
出生	基準日より前	2年4月26日生まれ	もらえる
	基準日	4月27日生まれ	
	基準日より後	4月28日生まれ	もらえない
死亡(※)	基準日より前	4月26日に亡くなった	もらえない
	基準日	4月27日に亡くなった	もらえる
	基準日より後	4月28日に亡くなった	

(※)単身世帯の人が申請前に亡くなった場合、ご遺族等が代わりに申請して、給付金をもらうことはできません

問 世帯主の夫に代わって、妻の口座に振り込んでもらうことはできますか？
答 同一世帯の人または法定代理人は代理申請(受給)ができます。世帯主と代理申請者両方の本人確認書類を申請書の裏面に貼り付けてください。

問 夫と妻で別々の口座に振り込んでもらうことはできますか？
答 世帯単位で給付しますので、別々の口座に振り込むことはできません。

問 4月28日から船橋市に住んでいます。申請書はどこから送られてきますか？
答 原則、以前住んでいた市区町村(4月27日時点で住民基本台帳に登録されている市区町村)から送られてきます。送付の時期や手続き方法は船橋市とは異なる場合があります。

問 今後、引っ越しを考えているのですが、申請は船橋市でよいのですか？
答 引っ越し先が市内か市外かに関わらず、申請先は船橋市です。申請書が届く前に引っ越す場合は、郵便局へ転居届を出してください。

申請から給付までの流れ

感染拡大防止のため、手続きは郵送かオンラインでお願いします。

郵送申請の場合

市から世帯主に申請書、返信用封筒、案内文が届きます

●申請書に振込先の口座情報などの必要事項を記入する
●世帯主の運転免許証や保険証等、本人確認ができる書類のコピーと通帳やキャッシュカードのコピーを、申請書の裏面に貼り付ける

オンライン申請の場合

※署名同電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です

▲マイナンバーカードはプラスチック製、世帯主のものが必要となります

●政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から特別定額給付金の申請画面を開き、必要事項を入力する
●マイナンバーカードを使った電子証明書で本人確認をする
市からの郵便物を待たずに申請をすることができます。

いずれも市が申請内容を確認し、指定の口座に振り込みます。完了したら市から通知書を発送します。

振り込みは6月上旬から順次行いますが、受付開始当初は申請書の提出が殺到することが予想されるため、遅れる場合があります。

給付金を狙った詐欺に要注意！

新型コロナウイルスに便乗した不審な電話が相次いで確認されています。詐欺グループの犯人たちは、あらゆる手を使って皆さんの給付金を奪おうとしてきます。市や国の職員が「特別定額給付金」を給付するために ATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。

こんな電話にも要注意

市役所職員を名乗り「新型コロナウイルス対策の給付金が出るので、家族全員のマイナンバーを教えて欲しい」と電話があった。

不審な電話や郵送物が届いたら警察署へ

船橋警察署　☎435-0110
船橋東警察署☎467-0110
に相談しましょう。

▶自宅にいても必ず留守番電話の設定を

詐欺被害を防止する一番の方法は、犯人と会話をしないことです。留守番電話機能がある場合は、在宅時も設定して、必ず相手の電話番号やメッセージを確認してください。また、迷惑電話防止機能がついた電話機等をご活用ください。

振り込め詐欺防止装置を貸し出しています。詳しくは市民安全推進課☎436-3110へお問い合わせください。

【記載内容】１面「緊急事態宣言が発令中！不要不急の外出を控えましょう」、

２面「10 万円支給「特別定額給付金」、「給付金を狙った詐欺に要注意！」

令和２年（２０２０年）６月１５日号　１・２面

広報ふなばし　令和2年(2020年) 6/15 No.1499 毎月1日・15日発行

6面 各種がん検診・健康診査を再開
6・7面 情報ひろば
7面「市文学賞」の作品を募集
8面 船橋市ゆかりの方々からの応援メッセージ
船橋のハイビスカス

発行/船橋市　編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/
携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/
フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ
人口 641,344人(649人増)
男 318,898人
女 322,446人
世帯 293,406(1,014増)
面積 85.62㎢
(令和2年5月1日現在)

新型コロナウイルス
感染リスクは常に存在しています！

普段の暮らしで心掛けること

「3密」を避ける
❶換気の悪い 密閉空間
❷多人数が集まる 密集場所
❸間近で接する 密接場面

毎朝体温を測るなど体調を管理する

手洗いはこまめに

咳エチケットの徹底

市民の皆さんのご協力のおかげで5月12日から24日間連続で、新型コロナウイルス感染者がゼロでした。しかし、6月5日に新たに陽性患者が確認されました。感染のリスクは常に身の回りに存在しています。第2波を引き起こすかどうかは私たち一人一人の行動にかかっています。引き続き感染防止を心掛け、気を緩めずに取り組んでいきましょう。

応援メッセージが届きました
ふなっしーや「魔女の宅急便」の原作者・角野栄子さん、市船出身で現役Jリーガーの和泉竜司選手、杉岡大暉選手から市民の皆さんへエールが届いています。ぜひ8面もご覧ください。

ふなっしー
みんな元気なっしー？
船橋の"梨の妖精ふなっしー"なっしー
ようやくコロナも回復の兆しが見えて、感染者数も減ってきて、
これから普段の生活が取り戻せるかなって感じになってきたなっしな
これも皆さんの頑張りだと思うなっしー！
ここから先もどうか気を引き締めて、ソーシャルディスタンス（間隔）を取りながら、みんなで気を付けて過ごしてまいりましょうなっしなー！

©ふなっしー
※いただいたメッセージを一部省略、編集して掲載しています
◘市ホームページ（右コード）からもふなっしーのメッセージの動画が見られます。

◀市制施行80周年の平成29(2017)年に、ふなばし市民まつりのパレードに「目利き番頭船えもん」(左)と一緒に参加した「ふなっしー」

スマホをかざすとふなっしーのメッセージの動画が見られます
問広報課☎436-2012
スマートフォンなどから「COCOAR2」で検索し、専用アプリをインストール。アプリを起動し、このマークの写真にスマートフォンやタブレットをかざすと動画が見られます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ　2面⇨市内の公共施設の再開ほか、3面⇨新型コロナウイルスに関連した詐欺にご注意、4面⇨事業者や市民のための支援策、5面⇨「#食べよう船橋」

6月15日(月)が新聞休刊日となるため、本号（6月15日号）の「広報ふなばし」は1日早く、14日(日)の新聞折り込みでお届けします。
問広報課☎436-2012

令和2年(2020年)6月15日　No.1499　広報ふなばし 2

公共施設が順次再開
市民の皆さんの安全確保を第一に

市では、施設の再開に当たって、市民の安全を第一に考え利用の基準を作成しました。6月1日から市の公共施設が順次再開し、6月15日から公民館等が一定の制限を設け、利用できるようになりました。今後は段階的に制限を解除していく予定です。今号では新しい利用基準や利用に当たっての約束等をお知らせします。
問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409-1898

多くの施設が利用可能に

公民館やふなばしアンデルセン公園など多くの公共施設の利用が可能となりました。利用する際には、感染拡大を防ぐため従来の定員とは別に、利用できる人数が制限されている場合があります。

詳しくは、市ホームページ（下コード）をご確認いただくか、各施設へお問い合わせください。なお、市開催・共催のイベントは原則8月31日(月)まで中止します。

▲再開に向けて、人の手に触れる部分は消毒などが行われました

「利用するときの約束」施設の基準を作成しました

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、利用者に守っていただく基準を作成しました。利用の前にご確認をお願いします。

なお、利用に当たっては手洗い等の手指衛生、マスクの着用、咳エチケット等、個人の予防策の徹底をお願いします。

◘施設によっては使用した物品の消毒を利用後にお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

基本的な事項
○人との接触を避け、対人距離（1・5メートル）を確保する※整列等は1メートル間隔も可
○「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける
○飛沫感染防止のため大きな声での会話や応援等はしない
○施設の定員を見直し、必要に応じて入場制限を行う
○極力利用する時間を減らす。利用が重なる等、人が多いときは利用時間を短くする

施設利用者カード・利用者名簿を提出してください

利用者の健康状態等を確認するため、また、万が一感染者が確認された場合に利用者と連絡をとるため、個人利用時は施設利用者カード、団体利用時は施設利用者名簿（左上写真）の提出または、団体での1カ月間の保管をお願いします。

◘同カード・名簿は各施設に置いてあるほか、市ホームページからも取り出せます。

次の項目に一つでも当てはまる場合は利用できません
○37度以上の発熱がある、または平熱時よりも1度以上高い
○息苦しさや強いだるさの症状がある
○咳・咽頭痛などの症状がある
○過去2週間以内に感染が拡大している国や地域に訪問歴がある

〈団体用の名簿〉
〈個人用のカード〉

運動公園・学校開放のプール等は中止が決定

今年度は運動公園のプール、各小学校のプール開放や薬円台公園の徒渉池の利用は中止となりました。

◘今後2週間単位で、船橋市や東京都の感染状況や、施設の利用実態を評価しながら基準を見直します。また、利用できる施設を段階的に広げていく予定です。

ピカピカの1年生、ドキドキの入学式

6月1日から市立小・中・高・特別支援学校が再開し、2日と3日に入学式が行われました。

初めての入学式に緊張した様子の子どもたちでしたが、ようやく始まった学校生活に徐々に明るい笑顔が輝き始めました。

▲間隔を十分に空け「密」を避けた入学式

相談の目安（6月8日現在）

症状に不安や気になることがあれば まずはご相談を

比較的軽い風邪症状 続いたらすぐに相談（4日以上続いた場合は必ず）
かつ以下のいずれか
●高齢者
●糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人
●人工透析を受けている人
●免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人
●妊娠している人
すぐに相談
息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱など強い症状のいずれかがある
すぐに相談

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎047-409-3127　受付時間：午前8時～午後8時（土日祝休も開設）
※言語・聴覚障害など電話での相談が難しい人はFAX047-409-2952へ
※子どもは同センターやかかりつけ医に電話で相談してください
海外渡航歴の有無にかかわらず誰でも相談できます。感染の疑いがあると医師が判断した場合は、相談センターから医療機関またはPCR検査外来を紹介します。

3/11～　市内の新型コロナウイルスの感染状況や検査数

6月8日現在の船橋市居住患者の累計は125人です。

※新規陽性率（直近7日間平均）は結果判明日を含んだ直近7日間における、新規に感染が疑われる人を検査した数に対する陽性者数の割合

「広報ふなばし」を無料でお届け　ご近所やお友達にもお知らせください
新聞未購読世帯を対象に広報ふなばしをお届けするポスティングサービスを行っています。ご希望の人はお電話ください。　問広報課☎436-2012へ

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　感染リスクは常に存在しています！」、
２面「市民の皆さんの安全確保を第一に」

令和２年（２０２０年）７月１５日号　１・２面

広報 ふなばし

令和2年(2020年) 7/15 No.1501 毎月1日・15日発行

2・3面 新型コロナウイルス緊急対策を紹介
4面 第3弾「#食べよう船橋」
5面 県内初「キッズ・ゾーン」を整備
5~7面 情報ひろば
8面 子ども記者通信

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/　携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/　フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka
市のデータ 人口 641,303人(41人減)　男 318,867人　女 322,436人　世帯 293,431(25増)　面積 85.62㎢ (令和2年6月1日現在)※増減は前月比

市では新型コロナウイルス対策として、3つのポイントを中心に取り組んでいます。今回、国や県の補助対象とならない市民や事業者へ、市独自の支援策などを新たに実施します。今後も市民の皆さんの安心・安全な生活のため、市は全力で取り組んでいきます。(詳しくは2・3面をご覧ください)

新型コロナウイルス
市民・事業者を支援
緊急対策を実施

1 感染症拡大防止のための医療提供体制の整備・充実
NEW 病床確保のための支援を拡充 ほか
今までの取り組み 軽症・無症状者のためのホテルを市で確保　PCR検査外来(ドライブスルー方式)を追加 ほか

2 安全・安心な生活を守るための支援
NEW ひとり親世帯への臨時特別給付金
NEW 経済的に厳しい子育て世帯への臨時特別給付金 ほか
今までの取り組み 住居確保給付金の拡大　家庭学習支援のための環境整備 ほか

3 市内経済維持のための事業者支援
NEW 中小企業者等への事業継続支援
NEW タクシーを使った飲食店宅配支援(ふなばしデリタク) ほか
今までの取り組み 中小企業者等に対するテナント賃料助成 ほか

「船橋市(ふなばしし)」を合言葉に、新しい生活様式を実践しよう！
ふ 触れたら消毒、こまめに手洗い
な 並ぶときには間を空けて、買うものを決めてお店へ行こう
ば バスや電車は、マスクを着用。混雑は避けよう
し 食事は大皿を使わず、会話は控えめに
し 心身共に健やかに、自宅で筋トレ・ヨガを楽しもう

今年のふなばし市民まつり・船橋港親水公園花火大会は中止します　問ふなばし市民まつり実行委員会事務局(商工振興課内)☎436-2473

令和2年(2020年)7月15日 No.1501 広報 ふなばし 2

市独自　事業者へ
中小企業者等への事業継続支援
売上高が前年同月比で50パーセント以上減少している事業者に対して、国が「持続化給付金」を支給しています。市では、国の持続化給付金の要件を満たさない中小企業・個人事業主に、市独自で事業継続支援のための助成金を交付します。
〈対象〉2年6月までに市内に事業所を有し、法人市民税の確定申告を行っている中小企業または事業収入を得ている個人事業主(フリーランス含む)で、2年1月から申請前月までの売上高減少率が、前年同月と比べいずれか1カ月で、20パーセント以上かつ各月50パーセント未満　〈助成額〉右表参照　〈申込み〉3年1月15日(金)(必着)までに申請書類を商工振興課(〒273-8501※住所不要)へ※市ホームページからオンライン申請可　〈支給時期〉申請後1週間程度で支給　〈問合せ〉事業者向け助成金事務局(商工振興課内)☎436-3320
□詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

従業員数	給付額
0人~4人	20万円
5人~9人	30万円
10人~14人	40万円
15人以上	50万円

●持続化給付金の申請サポート会場を開設しています
国の持続化給付金のオンライン申請が困難な人は、船橋商工会議所に開設された「申請サポート会場」をご利用ください。
〈相談日時〉午前9時~午後5時※休業日あり
□事前予約が必要です(会場コード1217)。自動ガイダンス☎0120-835-130または、オペレーター対応☎0570-077-866へ。
※詳しくは船橋商工会議所ホームページ(右コード)をご覧ください

市独自　事業者へ
タクシーを使った飲食店宅配支援(ふなばしデリタク)
「#食べよう船橋」キャンペーンの拡大版として、テイクアウト商品を配達した際の配送料等をタクシー事業者に助成し、飲食店から3キロメートル以内のご自宅等に商品をお届けします。
〈期間〉9月30日(水)まで　〈問合せ〉商工振興課☎436-2473
□詳しくは、市ホームページ(右下コード)をご覧ください。
飲食店へ
参加を希望する場合は、本事業に登録してください。
タクシー事業者へ
〈対象〉市内に事業所を有し、本事業への参加登録をしたタクシー事業者　〈助成額〉○1回の配送当たり1000円　○保冷バッグ等備品購入費1台当たり上限2万円

市民の皆さんへ　4面で、ふなばしデリタクに対応しているお店を紹介しています。ぜひご利用ください！

市独自　事業者へ
中小企業者等へのテレワーク導入支援
テレワークを導入した中小企業・個人事業主に、導入費用の一部を助成します。
〈対象〉市内に事業所を有し、4月1日から3年3月15日までにパソコン・タブレット等の導入や通信環境を整備し、テレワークを実施する中小企業・個人事業主※常時使用する従業員が2人以上いること　〈助成額〉テレワーク環境整備費用の2/3を助成(上限40万円)　〈申込み〉3年3月15日(月)(消印有効)までに申請書類を商工振興課(〒273-8501※住所不要)へ※予算額に達し次第終了　〈支給時期〉申請後1カ月程度で支給　〈問合せ〉商工振興課☎436-2474
□詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

子育て中の人へ
ひとり親世帯への臨時特別給付金
子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯(児童扶養手当法に定める養育者を含む)に、臨時特別給付金を支給します。市児童家庭課で把握している人には申請書を7月14日に発送しました。届いていない人は、お問い合わせください。
〈対象〉○基本給付⇨次のいずれかの要件を満たす人①2年6月分の児童扶養手当を受給している人 ②公的年金給付等を受給していることにより、2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同等の水準となっている人 ○追加給付⇨①②の人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が大きく減少した人
□②③は、児童扶養手当を申請していない人も含みます。
〈支給額〉○基本給付⇨1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ○追加給付⇨1世帯5万円　〈申込み〉3年2月28日(日)(消印有効)までに、申請書類を児童家庭課(〒273-8501※住所不要)へ　〈支給時期〉①(基本給付)⇨申請不要で7月30日(木)支給予定 ①(追加給付)・②・③⇨7月15日(水)から申請書を受け付け、申請後3週間程度で支給
〈問合せ〉児童家庭課☎436-3316
□詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

市独自　子育て中の人へ
経済的に厳しい子育て世帯への臨時特別給付金
「ひとり親世帯への臨時特別給付金」の支給対象外となる、0歳~高校生等(※)のいる準要保護世帯等(経済的に厳しい子育て世帯)に対し、市独自で臨時特別給付金を支給します。詳しくは、お問い合わせください。
(※)平成14年4月2日以降に生まれた人、または一定の障害がある場合は20歳未満の人。就学していない人、就職している人も含む
〈対象〉①2年6月に就学援助制度の認定を受けている準要保護世帯
②就学援助制度の対象世帯と同等の収入水準で、2年6月中に住民登録のある0歳~高校生等のいる世帯
③家計が急変し、直近の収入が就学援助制度の対象世帯と同水準になっている0歳~高校生等のいる世帯
④0歳~高校生等のいる2年6月分の生活保護を受給している世帯
〈支給額〉①~③⇨1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ④⇨1世帯8000円　〈申込み〉3年2月28日(日)(消印有効)までに申請書類を児童家庭課(〒273-8501※住所不要)へ　〈支給時期〉7月15日(水)から申請書を受け付け、申請後3週間程度で支給　〈問合せ〉児童家庭課☎436-2568
□詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

悩みを抱えている人へ
LINEで相談 「SNS相談@船橋」
新型コロナウイルスの影響により心身の不調や生活での不安等がある人のために、専門カウンセラーによる、LINEを活用したメッセージのやりとりでの相談を行います。どんなことでも構いませんので、1人で抱え込まず、相談してください。
〈対象〉市内在住・在勤・在学の人
〈相談日時〉○(月)~(金)⇨午後5時~9時 ○(土)(日)(祝)(休)⇨午後1時~5時
※いずれも受け付けは終了30分前まで
〈期間〉3年3月31日(水)まで　〈利用方法〉右コードを読み取り、「SNS相談@船橋」を友だち追加
〈問合せ〉健康政策課☎436-2306
□他にも、電話や対面などの相談窓口があります。詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

●相談先が分からないときは「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるへ
さまざまな事情で生活に困っている「生活困窮者」へ自立への支援をしています。どこに相談したらよいのか分からない人など、まずはお問い合わせください。
〈所在地〉湊町2-8-11市役所別館1階　〈窓口開設日時〉(月)~(金)午前9時~午後5時※(祝)(休)を除く　〈問合せ〉☎495-7111 FAX 435-7100 Eメール circle@kazenomura.jp

上記以外にもさまざまな支援策がありますので、ご相談ください。詳細は市ホームページ(左コード)でもご案内しています。
□申請書類は各問合せ先で配布するほか、市ホームページからも取り出せます。

市のオススメアプリがまとめて見られる！ 市公式アプリ「ふなっぷ」　上記でオンライン申請が可能な手続きは、市公式アプリ「ふなっぷ」からもできます。そのほか、市からさまざまな行政情報も発信されるので、ぜひご利用ください。 問情報システム課☎436-2072

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　市民・事業者を支援　緊急対策を実施」、

２面「中小企業者等への事業継続支援」等

令和２年（２０２０年）８月１５日号　１・２面

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　感染が急激に拡大！」、

２面「新型コロナウイルス　うつらない、うつさないために感染対策の徹底を」

令和２年（２０２０年）１０月１５日号　１・２面

広報ふなばし

令和2年(2020年) 10/15 No.1507 毎月1日・15日発行

5面 ひとり親家庭等や経済的に厳しい子育て世帯を応援
7面 食欲の秋 今こそ栄養を考えるとき！
8面 地元の商店会で新しい発見！
9~11面 情報ひろば
12面 八木が谷中ギター部が日本一に

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/　携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/　フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka
市のデータ　人口 640,875人(280人減)　男 318,582人　女 322,293人　世帯 293,711(10増)　面積 85.62㎢ (令和2年9月1日現在)※増減は前月比

新型コロナウイルス　第4弾　緊急対策を実施
新たな日常に向けて

市では、これまで新型コロナウイルス陽性の軽症・無症状者のためのホテル確保や、独自に中小企業者等に対するテナント賃料助成などを実施してきました。今回、第４弾となる緊急対策では、学習用端末・電子黒板の整備や感染対策に対応した避難所運営のための間仕切り配備、市内店舗にキャッシュレス決済の普及・促進を図るための施策などを推進します。

電子黒板を活用し、1人1台の学習用端末を使った算数の授業※写真は坪井小(学校ICT化の推進)

キャッシュレス決済を導入する店舗に奨励金を交付(キャッシュレス決済の導入促進事業)

全ての避難所に間仕切りを配備(避難所備蓄品の配備)

図書館に予約した資料を利用者が職員を介さずに受け取れる「予約棚システム」を導入(図書館機能の強化)

新型コロナウイルスに関するお知らせ　2面⇨緊急対策の詳細 3面⇨市内の感染状況等 4面⇨県内初 下水道を利用して新型コロナを調査

令和2年(2020年)10月15日 No.1507 広報ふなばし 2

新型コロナウイルス　市民・事業者の皆さんの生活を守るため
第4弾 緊急対策

市では新型コロナウイルス対策として3つのポイントを中心に、市独自の支援策などを新たに実施。今回紹介するもの以外にも、さまざまな支援策があります。市民の皆さんの安心・安全な生活のため、今後も取り組みを続けていきます。

感染症拡大防止のための医療提供体制の整備・充実

患者受け入れ病床の確保のための支援

新型コロナウイルス患者を受け入れるために確保した病床の空床分と、院内感染防止のために休床とした病床分の経費を補助し、医療機関の支援を継続して行います。

また、夜間や休日に緊急で新型コロナウイルスの疑い患者の入院受け入れを行った医療機関に、市独自で協力金を支給します。

〈問合せ〉健康政策課☎436-2337

市独自 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金

新型コロナウイルスの拡大防止・収束に向けて、対象医療機関で業務に従事した医療従事者等に対し1人当たり10万円の慰労金を給付します。

〈対象医療機関〉市の依頼により帰国者・接触者外来を開設した医療機関、県が新型コロナウイルス患者の入院受け入れを割り当てた医療機関※市立病院は除く

〈対象者〉2月6日～9月30日に、10日間以上勤務した医療従事者等※委託業者・派遣労働者は除く

〈問合せ〉健康政策課☎436-2412

医療提供体制の継続

▶帰国者・接触者外来への支援　夜間・休日に帰国者・接触者外来を実施している医療機関へ、継続して支援します

▶PCR検査外来(ドライブスルー方式)の実施　車に乗ったまま検査が受けられる「ドライブスルー方式」を継続して実施します

▲ドライブスルー方式

▶軽症・無症状者のためのホテルを確保　適切な療養環境の提供と家庭内感染のリスクを軽減するため、継続してホテルを確保します

▶保健所本部の体制強化　患者搬送、検体輸送、疫学調査、病院調整を行う人員の確保などにより、組織の体制強化を図ります

〈問合せ〉船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898

市内経済維持のための事業者支援

市独自 キャッシュレス決済の導入促進事業

市内店舗のキャッシュレス決済の普及・導入を促進させるため、キャッシュレス決済を新たに導入した店舗に奨励金を交付します。

〈要件〉次の全てに該当する市内の店舗 ○事業者を通じてキャッシュレス決済を導入 ○当該店舗が1回以上キャッシュレス決済を利用

〈補助額〉1店舗につき2万円

〈問合せ〉商工振興課☎436-2472

□申込方法等、詳しくは同課へお問い合わせください。奨励金はキャッシュレス決済事業者を経由して店舗へ支払います。

事業者向けキャッシュレスセミナーを開催
〈日時〉11月13日(金)午後1時30分～3時　〈会場〉市役所6階602会議室　〈内容〉キャッシュレス決済導入促進奨励金の説明、補助金選定事業者の決済サービスの紹介ほか　〈対象〉キャッシュレス決済の導入を検討している市内事業者　〈定員〉先着20人※各事業者1人まで　〈申込み〉事前に商工振興課☎436-2461へ

安全・安心な生活を守るための支援

市独自 災害時の備えや情報発信の強化

避難所備蓄品の配備

避難所での飛沫感染を防ぐことに加え、各世帯のスペースを確保するため、災害時に避難所を区切る「間仕切り」を配備します。今回、3246区画(1区画:2メートル×2メートル)を購入し、全ての避難所に配備されます。

また、災害時の情報収集に必要なスマートフォン等を充電できるよう、「蓄電池」を避難所となっている小・中学校、公民館等に配備します。

〈問合せ〉危機管理課☎436-2033

災害時の情報配信機能の強化

災害情報の配信を迅速に行うため、避難情報や防災行政無線の放送内容をさまざまなメディアに自動配信できるようシステム改修を行います。システムを改修することで、SNS(フェイスブック・ツイッター・LINE)やふなばし情報メールへの自動配信に加え、土砂災害の危険性が高いエリアに住み登録を希望した人への自動音声による電話や、聴覚障害者へのファックスなど新たな情報配信が可能となります。

〈問合せ〉危機管理課☎436-2032

学校の学習環境の充実

学校ICT化の推進

市立小・中・特別支援学校の児童・生徒に1人1台の学習用端末を整備することで、感染対策等による休校時の活用に加え、1人1台の学習用端末と大容量の通信ネットワークを整備する国の「GIGAスクール構想」の実現を目指します。今回、新たに学習用端末を約1万4000台購入することで、必要な約5万台を確保します。また、小学3～6年生の普通学級と特別支援学級、特別支援学校の教室に電子黒板(808台)を導入します。

〈問合せ〉総合教育センター☎422-7730

翻訳機を貸与

市立小・中・特別支援学校に通う日本語指導が必要な児童・生徒に、コロナ禍での家庭学習支援等を行うため、200台の翻訳機を導入し、貸与します。

〈問合せ〉指導課☎436-2860

市独自 図書館機能の強化

中央・東・北図書館に「予約棚システム(※)」を導入し、図書館の利便性向上と感染症拡大防止を図ります。(西図書館は導入済み)

また、3年1月から開始する電子書籍サービスにおいて、語学や料理などの実用書、児童書といったコンテンツの充実を図ります。

その他、松が丘・飯山満・八木が谷の各公民館図書室・図書コーナーをネットワーク化することで、より充実した図書館サービスを行います。

(※)予約棚システム…予約した資料を利用者自らが受け取れるシステム。端末に図書館利用券をかざすと棚の番号が表示され、さらに受け取った資料を自動貸出機で借りることにより図書館職員の手を介することなく資料の受け取りができます

〈問合せ〉西図書館☎431-4385

市独自 バーチャル美術館の開設

文化・芸術体験を市民の皆さんに自宅で楽しんでもらえるよう市デジタルミュージアムを拡充し、インターネット上の美術館を開設します。清川家が収集・保存し、市に寄贈された「清川コレクション」を中心とした美術品をスマホやパソコンで気軽に鑑賞できるよう整備します。

▲椿貞雄「入江(伊豆風景)」

〈問合せ〉文化課☎436-2894

上記以外にもさまざまな支援策がありますので、ご相談ください。詳細は市ホームページ(左コード)でもご案内しています。

災害情報は「ふなばし情報メール」で確認を！　避難所開設情報など災害時の情報を携帯電話等に配信します。右のコードを読み込むかEメールfunabashi-joho@sg-m.jpに空メールを送信することで登録できます。問危機管理課☎436-2032

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　第４弾 緊急対策を実施　新たな日常に向けて」、

２面「新型コロナウイルス　市民・事業者の皆さんの生活を守るため　第４弾 緊急対策」

新型コロナウイルス感染症に関する船橋市の刊行物（一部抜粋）

令和２年（２０２０年）１２月１日号　１・２面

広報 ふなばし　令和2年(2020年) 12/1 No.1510 毎月1日・15日発行

3面 イオン株式会社と包括連携協定を締結
5面 子ども記者通信
6面 市職員の給与などを公表します
8~11面 情報ひろば
12面 船橋市出身の秋広選手がドラフト指名

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 ☎047-436-2111(代) FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/　携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/　フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka
市のデータ　人口 641,320人(414人増)　男 318,715人　女 322,605人　世帯 294,302(394増)　面積 85.62㎢ (令和2年11月1日現在)※増減は前月比

新型コロナウイルス
感染リスクが高い「場面」や「行動」の回避を

11月以降、市内で新規陽性者が急増し、幅広い世代の感染が確認されています。これから寒くなりますが、引き続き換気や手洗いなど感染対策の徹底と、国が示した「5つの場面」(左参照)を意識した行動をお願いします。(新型コロナウイルス関連のお知らせは2面をご覧ください)
問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409・1898

感染リスクが高まる「5つの場面」にご注意！

1. 飲酒を伴う懇親会等
- 飲酒の影響で注意力が低下する
- 聴覚が鈍くなり大きな声になりやすい

2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 長時間におよぶ飲食、深夜のはしご酒等は、感染リスクが高まる
- 5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなる

3. マスクなしでの会話
- マスクなしに近距離で会話をすると、飛沫感染のリスクが高まる

4. 狭い空間での共同生活
- 長時間にわたり、閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる

5. 居場所の切り替わり
- 仕事での休憩時間に入ったときなど、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある

寒い季節でも、感染予防のため換気を行いましょう

感染急拡大に危機感　感染対策にご協力を！

船橋市長　松戸　徹

市内では、11月に入り今までで最も速いペースで新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されています。市では、これまで医療体制の確保等を続け、12月からは高齢者・障害者施設に入所される方へのPCR検査を県内で初めて実施するなど取り組んできましたが、この感染の急拡大に大きな危機感を抱いています。

陽性者の多くを占める軽症や無症状の人であっても、容体が急変することがあり、医療体制を確保する必要があります。陽性者の増加は、結果として、重症化した人や他の病気で治療が必要な人のための医療体制を脅かすことになります。また、生活の基盤となる経済活動の停滞にもつながります。

市民の皆さまには、「マスクをつける」「手指消毒をする」「密を避ける」といった、基本的な感染防止行動を確実に続けてくださいますよう、お願いします。

これから季節のイベントが多くなり会食の機会も増えますが、会食は、国が発表した感染リスクの高まる「5つの場面」に当てはまる状況になりがちです。自分自身、家族、友人、そして社会を守るために、改めて感染対策を意識するように心がけてください。

市では、引き続き市医師会等と連携し、医療・療養体制を維持するとともに、生活に寄り添った支援を全力で実施してまいりますが、一人一人の行動こそが、感染の拡大を防ぎます。長く厳しい戦いが続きますが、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◘より詳細な市長メッセージは、市ホームページ(右コード)から動画等で見られます。

12月3日(木)~9日(水)は障害者週間。障害のある人への配慮や障害福祉サービスは4・5面で紹介しています

令和2年(2020年)12月1日　No.1510　広報 ふなばし 2

新型コロナウイルス
油断していませんか
新規陽性者が急増中！

11月以降、新規陽性者が急増し、事業者や学校で複数のクラスター(集団感染)が発生しています。これからの季節は人が集まる行事が多くなります。より一層気を引き締め、引き続き感染対策にご協力をお願いします。
問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409・1898

市内の発生状況

11月21日現在、市内居住者の陽性者の累計は887人で、急増しています。11月以降の新規陽性者を年代別に見ると、30代以下が約56・8パーセントで、依然として若い人の感染が多いですが、60代以上も約15・1パーセントと、幅広い世代での感染が確認されています。

感染経路が判明している人は約59・3パーセントで、そのうち家庭内感染(同居人を含む)が約45・8パーセントです。感染経路が不明な人(※)は約40・7パーセントで、そのうちマスクを外しての会話を伴う飲食等があった人が約49・4パーセントを占めています。

◘最新の市内における発生状況や感染傾向等は、市ホームページ(下コード)をご覧ください。

市内の新型コロナウイルスの新規陽性者数

引き続き、感染対策を

市では、市医師会と連携しながら、軽症・無症状者のためのホテルの確保等を行っているほか、重症化リスクの高い高齢者がいる施設等での感染を未然に防ぐため、県内で初めて、高齢者施設等の新規入所者等へのPCR検査を開始しました。

また、職場等で陽性者が確認された場合、クラスターを防ぐよう指導していますが、拡大防止のためには、皆さん一人一人の協力が不可欠です。**マスクの着用や手洗いをおろそかにせず、家庭にウイルスを「持ち込まない・持ち込ませない」を徹底しましょう。**職場や事業所では、ウイルスを室外に排出するために、空気の入れ替えを行うことがお客様や従業員を守ることにつながります。換気の設備が整っていない場合は、窓を常時少し開け、室温が18℃以上に保てるように換気しましょう。

事業者向け・家庭向けに、消毒・除菌の仕方や感染者が確認された場合の手順をまとめたパンフレットを作成しましたので、ご活用ください。
◘パンフレットは市ホームページ(下コード)をご覧ください。

相談の目安(11月21日現在)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、相談の流れが変更される予定です。関係機関と調整ができ次第、お知らせします。※発熱等の症状があり、かかりつけ医に受診する場合は、事前にかかりつけ医に電話した上で受診するようお願いします。

比較的軽い風邪症状
続いたらすぐに相談(4日以上続いた場合は必ず)
かつ以下のいずれか
- 高齢者
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人
- 人工透析を受けている人
- 免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人
- 妊娠している人

すぐに相談

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱など強い症状のいずれかがある
すぐに相談

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎047-409-3127
(月)~(金):午前9時~午後7時、(土)(日)(祝):午前9時~午後5時
※千葉県電話相談窓口では24時間相談を受け付けています(土日祝を含む)(12月4日(金)まで)☎0570-200-613 (12月5日(土)以降)☎03-6747-8414
※言語・聴覚障害など電話での相談が難しい人は FAX 047-409-2952へ
海外渡航歴の有無にかかわらず誰でも相談できます。感染の疑いがあると医師が判断した場合は、相談センターから医療機関またはPCR検査外来を紹介します。

※ニュースでよく見る用語を説明
濃厚接触者・感染経路不明者とは？

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている人のことを指します。保健所が個別に調査を行い、濃厚接触者に該当するかを判断しています。判断する重要な要素は、マスク着用等の必要な感染予防をしていたか、また距離の近さと時間の長さです。発症日2日前から、陽性者と手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策をとらずに15分以上の接触があった場合は、濃厚接触者と考えられます。また、感染経路不明者とは、濃厚接触者や行動歴を調査しても、どこで感染したのか判断できない人のことです。

さまざまな支援策を行っています　※詳細や、このほかの支援は、市ホームページ(右コード)をご覧ください

経済的に厳しい子育て世帯へ　家計が急変し収入が減少した人も対象です
- ひとり親世帯への臨時特別給付金　問児童家庭課☎436-3316
  〈対象〉児童扶養手当受給世帯等に対して5万円(第2子以降はプラス3万円、さらに収入減の場合はプラス5万円)
- 市独自 準要保護世帯等への臨時特別給付金　問児童家庭課☎436-2568
  〈対象〉0歳~高校生等のいる準要保護世帯等に対して5万円(第2子以降はプラス3万円)

生活を支える支援
- 住居確保給付金(家賃補助)　問住居確保給付金臨時窓口☎436-2339
- 生活保護制度　問生活支援課☎436-2360

事業者向け　申請期限が迫っているものがありますので、お早めに申請を！
市独自 ●キャッシュレス導入促進事業　●新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度　●テナント賃料助成金　●事業継続支援助成金　●テレワーク導入支援補助金　●利子と信用保証料の全額補助 など
●家賃支援給付金　●持続化給付金
問商工振興課☎436-2472

相談　一人で悩まないで
悩みや不安をＬＩＮＥで相談したい
●命とこころの相談窓口「ＳＮＳ相談＠船橋」
相談先が分からない
●「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる☎495-7111

利用者が増えることで感染拡大防止に！
新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードを！
▲iOS用　▲Android用
新型コロナウイルスの陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる厚生労働省のアプリです。「接触がありました」と通知が来た場合の対応等を市ホームページ(右コード)に掲載していますので、ご覧ください。

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　感染リスクが高い「場面」や「行動」の回避を」、

２面「新型コロナウイルス　油断していませんか　新規陽性者が急増中！」

令和３年（２０２１年）１月１５日号　１・２面

広報ふなばし
令和3年(2021年) 1/15 No.1513 毎月1日・15日発行

新型コロナウイルス 緊急事態宣言が再発令

あなたの行動が感染拡大を防ぐ!!

新型コロナウイルスの感染状況が深刻であることを踏まえ、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県を対象とした緊急事態宣言が国から再発令されました。市内の療養者数もこれまでの最大数の3倍の人数となる等、予断を許さない状況が続いています。不要不急の外出・移動を自粛し、感染拡大を防ぐ行動をお願いします（新型コロナウイルス関連のお知らせは2面をご覧ください）。

●マスクの着用、手洗い等の基本的な感染対策を必ず行う
●密閉・密集・密接の３つの「密」を徹底的に避ける
●5つの場面に要注意（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）

船橋市 新型コロナウイルス感染症 令和2年3月1日～3年1月6日 市内居住者の療養者数推移

1/7 緊急事態宣言が再発令

これまでの３倍以上 1/6 過去最大の療養者数356人

市内病床がひっ迫 市内の陽性者、療養者数の推移

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の公共施設が休館しています。また、市主催・共催のイベント・事業が中止となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和3年(2021年)1月15日 No.1513 広報ふなばし 2

新型コロナウイルス

過去最大のペースで感染が拡大

市では、軽症者等を受け入れるための新たなホテルを借り上げたほか、ワクチン接種班が可能となった際に、いち早く対応できるよう健康班にワクチン接種班を設置しました。緊急事態宣言が再度発令された、これ以上の感染拡大を防ぐためにも引き続きマスクの着用、手洗いの徹底など対策をお願いします。

船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898

市独自 新たにホテルを借り上げ 軽症者等を受け入れます

いち早くワクチン接種ができる体制へ

市主催・共催のイベント・事業は原則中止

市独自 新たな事業者向け支援を実施

やめよう コロナ差別

クラスターが発生した市立船橋高校にエールを送るため、「ふなばしがんばる食堂ネットワーク」がポスターを作成しました。同校の最寄り駅の JR東船橋駅をはじめ、各駅や店舗に掲示しています。

子ども記者 あたたかい気持ちをリボンにのせて

海神小学校 鈴木寛太くん

発熱、のどの痛み、咳などの症状があり受診したい（1月7日現在）

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター ☎047-409-3127

利用者が増えることで感染拡大防止に！ 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOAのダウンロードを！

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　緊急事態宣言が再発令　あなたの行動が感染拡大を防ぐ！！」、
２面「新型コロナウイルス　過去最大のペースで感染が拡大」

令和３年（２０２１年）２月１日号　１・２面

【記載内容】１面「医療崩壊を防ぐために船橋市一丸となって乗り越えましょう」、

２面「新型コロナウイルス　感染の拡大傾向が続く　一人一人ができる感染対策の徹底を」

令和３年（２０２１年）６月１５日号　１・２面

令和3年(2021年) 6/15 No.1523 毎月1日・15日発行

広報ふなばし

4面 千葉ジェッツふなばし 悲願のBリーグ初優勝！
6面 コロナ禍の熱中症予防
7面 壁を超えてオリンピアンからオリンピアンへ／ふなばし夏のボランティア体験
5~7面 情報ひろば
8面 船橋市長選挙・船橋市議会議員補欠選挙

発行/船橋市 編集/市長公室広報課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 ☎047-436-2111(代) FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/ 携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/ フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka
市のデータ 人口 642,745人(571人増) 男 319,114人 女 323,631人 世帯 297,225(900増) 面積 85.62㎢ (令和3年5月1日現在)※増減は前月比

新型コロナウイルスワクチン接種 65歳以上の人に

集団接種を開始

船橋市の新型コロナウイルスワクチン接種は、従来の各医療機関での個別接種に加え、新たに市役所と北部公民館で毎週日曜日に集団接種を開始します。**予約は6月22日(火)午前8時から**市ワクチンコールセンター(右下参照)への電話で受け付け、**接種は6月27日(日)から**です。

集団接種

接種会場の追加に向けて調整しています。最新の情報は市ホームページやふなばし情報メールで確認してください。 ◀ふなばし情報メールの登録はこちらから

日程

	1回目	2回目
1	6月27日(日)	7月18日(日)
2	7月 4日(日)	7月25日(日)
3	7月11日(日)	8月 1日(日)

※1回目の接種時に2回目の接種日時も確定します。2回目の接種は1回目の接種の3週間後に同会場での接種となります。8月以降のスケジュールは決まり次第お知らせします

時間
午前9時~正午、午後1時~5時
※予約枠の15分前に会場にお越しください

会場
①市役所11階大会議室(湊町2)
②北部公民館講堂(豊富町)
※車でお越しの人は、①は来庁者駐車場、②は特設駐車場(アンデルセン公園東臨時駐車場)をご利用ください(いずれも無料)

集団接種の予約方法 6月22日(火)午前8時から
電話で市ワクチンコールセンター(下参照)へ
※お手元に送付された接種券をご用意ください
※2回目のみの予約はできません
※接種会場での予約受け付けはできません

持ち物
接種券、本人確認書類(健康保険証や運転免許証など)、記入済みの予診票(下参照)

個別接種

会場
市内の医療機関169カ所(6月6日現在)
※かかりつけ患者のみに対応する医療機関を含む

個別接種の予約方法
接種券が届いたらかかりつけ医や居住地近くの医療機関に、直接電話やインターネットで

自衛隊 東京大規模接種センターおよび千葉県高齢者ワクチン接種センターでの接種を希望する人は、2面をご覧ください。

市ワクチンコールセンターの受付体制を強化
ワクチンの接種が始まり、電話がつながらない等、ご迷惑をお掛けしました。コールセンターが混み合っていることを受け、回線数を2倍以上に増やし、体制を強化しています。なお、一度かけてつながらない場合は、時間を空けておかけ直しください。

集団接種の予約(6月22日(火)午前8時から)およびワクチンに関する問い合わせは
船橋市新型コロナウイルスワクチン接種・相談特設コールセンター(市ワクチンコールセンター)へ
☎050-5526-1142 午前8時~午後5時 ※土日祝休を含む
かけ間違いが多く発生しています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
FAX 047-409-2952
Eメール corona-soudan@city.funabashi.lg.jp

予診票は公民館等で配布中
スムーズな接種のため予診票の事前記入にご協力をお願いします。予診票は、市ホームページ(右コード)から取り出せるほか、市公共施設(※)、接種する医療機関で配布しています。
(※)各出張所・連絡所・公民館、船橋駅前総合窓口センター(フェイス5階)、保健所健康づくり課、市役所(1階 母子健康手帳交付コーナー、3階 健康政策課)

令和3年(2021年)6月15日 No.1523 広報ふなばし 2

新型コロナウイルス ワクチン接種 実施中

引き続き感染対策を！

まん延防止等重点措置の期間が6月20日(日)まで延長された中、依然として陽性者が確認されています。市では、ワクチン接種の体制強化のため、集団接種を2カ所で開始し、さらに会場を追加できるよう準備を進めています。引き続き、感染の予防や不要不急の外出・移動の自粛にご協力をお願いします。

20・30代の陽性者が全体の5割以上！
6月6日現在、市内居住者の陽性者の累計は5285人で、現在の療養者数は下記のとおりです。
4月以降、グループでの会食による感染が多数確認され、若い世代の陽性者の割合が増加しています。また6月に入り、変異株として市内で初めて、デルタ株(旧呼称インド株)も確認されました。変異株は、感染力が強いといわれています。若い世代でも酸素マスクが必要となる中等症以上のケースが確認されており、油断はできません。年齢に関係なく、引き続き、会話時のマスク着用の徹底や、飲食時は会話を控える等、基本的な感染対策を実施してください。

市内居住者の陽性者の年代別割合

市内居住者の新型コロナウイルスの療養者数(6月6日現在)
96人 内訳 ○入院 42人 ○ホテル入所 37人 ○調整中(自宅療養中など) 17人

デルタ株等の検査も開始
市では4月12日から、変異株であるかのPCR検査を市独自で実施し、5月20日からは、変異株の中でもアルファ株(旧呼称英国株)の変異株であるかどうかの検査を実施しています。さらに、6月11日からはデルタ株等の検査も開始し、結果を公表していきます。変異株の早期発見により、感染拡大防止に努めていきます。
◘変異株の発生状況(毎週(水)に週ごとの集計結果を掲載)は市ホームページ(下コード)から見られます。

公共施設の利用を制限
まん延防止等重点措置実施期間の延長に伴い、引き続き、公共施設の利用時間等を制限しています。詳しくは市ホームページ(下コード)をご覧いただくか、各施設にお問い合わせください。

ワクチン接種後も感染対策の徹底を！
ワクチンは、発症や重症化を抑制するものなので、**接種したからといって完全に感染しなくなるわけではありません。**ワクチン接種後も引き続き、マスク着用や手指の消毒など、感染対策を継続しましょう。

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898

発熱、のどの痛み、咳などの症状があり受診したい(6月6日現在)
かかりつけ医や身近な医療機関がある(病院が休みのときはいいえへ)
はい → 医療機関へ必ず電話等で相談か受診の予約をする
いいえ → 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ
☎047-409-3127
月~金：午前9時~午後7時
土日祝休：午前9時~午後5時
※千葉県発熱相談コールセンター(☎0570-200-139)では24時間(土日祝休を含む)相談を受け付けています
※聴覚・言語障害がある人はFAX047-409-2952へ
※緊急を要する場合は、救急車を呼んでください(119番)。
発熱等がある場合は必ず救急隊に伝えてください
発熱等があることを必ず伝えましょう

新型コロナウイルスワクチンについて

現在市では、コールセンターが混み合っていることを受け、回線数を2倍以上に増やして対応しています。高齢者への必要なワクチン量は確保できていますので、一度かけてつながらない場合は時間を空けておかけ直しください。
また、万が一予約をキャンセルする際は、ワクチンの有効活用のためにも、個別接種の場合は、予約した医療機関へ、市の集団接種の場合は、市ワクチンコールセンター☎050-5526-1142(1面参照)へ必ず連絡してください。

■ワクチン接種のスケジュール 年齢は3年度末時点での満年齢で計算しています

対象		6月~8月
①医療従事者		2月22日~ワクチン接種開始
②高齢者	高齢者施設等の入所者	4月19日~ワクチン接種開始
	75歳以上	5月24日~ワクチン接種開始
	70~74歳	6月14日~接種券送付／個別接種は7月5日~
	65~69歳	6月21日~接種券送付／個別接種は7月5日~
③	高齢者施設等の従事者	5月中旬~接種
	基礎疾患のある人	接種は7月下旬を予定
④それ以外の人		接種は8月中旬以降を予定

市の集団接種は6月27日から接種開始

※ワクチン接種の進捗状況により、スケジュールは変更になる場合があります。③④については、詳細が決まり次第、広報ふなばしや市ホームページ等でお知らせします

■国・県でのワクチン接種を考えている人へ
1面でお知らせした市での集団接種・個別接種のほかにも、下記の会場で国・県によるワクチン接種を実施しています。**65~69歳の人で、下記の会場での接種を希望する人に、専用の接種券を送付します。市ワクチンコールセンターへご連絡ください。なお、この接種券は市内の医療機関では使用できません。**接種券の送付手続きをした後に、市内医療機関での接種に変更する場合は、スケジュールに沿って送付する接種券をお待ちください。

自衛隊 東京大規模接種センターでの接種
会場 大手町合同庁舎3号館(東京都千代田区大手町1-3-3※東京メトロ竹橋駅徒歩2分ほか)
予約の方法 インターネットまたはLINEから。詳しくは防衛省・自衛隊ホームページをご覧ください

千葉県高齢者ワクチン接種センターでの接種
会場 千葉市中央区蘇我コミュニティセンター(千葉市中央区今井1-14-43※JR蘇我駅徒歩5分)
予約の方法 県予約コールセンター☎0570-000-264へ電話またはインターネット、LINEから
※6月30日(水)まで受け付け。詳しくは県ホームページをご覧ください

◘このほか、企業等での接種も検討されています。

【記載内容】１面「新型コロナウイルスワクチン接種　65 歳以上の人に　集団接種を開始」、
２面「新型コロナウイルス　ワクチン接種 実施中　引き続き感染対策を！」

令和３年（２０２１年）８月１５日号　１・２面

広報ふなばし

令和3年（2021年）8/15 No.1527 毎月1日・15日発行

2面 新型コロナウイルス支援策
3面 低所得の子育て世帯に給付金を支給
4面 学校ICT革命 これが令和の教室だ!!!
5面 8月31日は「やさいの日」野菜を食べよう！
5~7面 情報ひろば
8面 船橋ゆかりの選手がオリンピックで大活躍

発行/船橋市　編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
☎047-436-2111(代)　FAX 047-436-2769
ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/
携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/
フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ　人口 644,980人（56人増）　男 319,418人　女 325,562人　世帯 292,693（184増）　面積 85.62㎢（令和3年7月1日現在）※増減は前月比

新型コロナウイルス 20～50代の陽性者が急増 命を守る医療体制がひっ迫

新型コロナウイルスの新規陽性者が、7月以降急増したことを受けて、再び緊急事態宣言が発令されました。現在市では、感染力が強く重症化しやすいといわれているデルタ株の新規陽性者が増えています。また、医療体制がひっ迫しており、これまでにないほどの危機的な状況です。新型コロナウイルスは年齢に関係なく、あなたや大切な人を苦しめます。

昼夜を問わず、不要不急の外出自粛を徹底するなど、いま一度、一人一人が命を守るための行動を取るよう、お願いします。

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898
この番号にかけても、ワクチン接種の予約はできません

市内居住者の新型コロナウイルス療養者数（※）の推移

140人（7月5日時点）→ 971人（8月5日時点）　1カ月で約7倍増加！

（※）入院・ホテル入所・調整中（自宅療養中など）を合わせた数

軽症という言葉を誤解していませんか？若い人でも症状が悪化する人が増加

これまで、若い人の多くは症状が軽い傾向にありました。最近では、発熱（39度前後）や下痢症状、水分や食事が取れない状態が続くことで、体力の消耗や脱水症状など全身状態が悪化し、入院が必要となるほど衰弱する人が目立ちます。

「自分は若いし、感染しても症状は重くならないだろうから大丈夫！」と思うのは禁物です！

感染しないためにはどうすればいい？

- マスクの着用
- マスクを外しているときは会話をしない
- 手洗いや手指消毒の徹底
- 密を避ける

8月16日(月)から ワクチンの個別接種の予約受け付けを再開

※ワクチン接種の予約方法は2面をご覧ください

ワクチン接種についての最新情報はこちらから
●市ホームページ
●ふなばし情報メール／市公式LINE ◀登録は左コードから
●市公式アプリ「ふなっぷ」 iOS用 Android用 ◀アプリのダウンロードは左コードから

ワクチン接種を受けた人へ

接種後に注射した部位の腫れや痛み、発熱等の副反応が起こることがありますが、通常数日以内でよくなります。症状が続く場合は、下記の副反応等専門相談窓口に相談してください。

千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口
☎03-6412-9326 ※24時間対応 土日祝休を含む
聴覚に障害がある人専用 FAX043-224-8910

ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

ワクチンは、発症や重症化を抑制するもので、**接種したからといって完全に感染しなくなるわけではありません。**また、人にうつしてしまうこともあります。

発熱、のどの痛み、咳などの症状があり受診したい（8月6日現在）

かかりつけ医や身近な医療機関がある（病院が休みのときはいいえへ）
- はい → 医療機関へ必ず電話等で相談の上、予約をする
- いいえ → 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センターへ

☎047-409-3127
月～金：午前9時～午後7時
土日祝休：午前9時～午後5時
※千葉県発熱相談コールセンター（☎0570-200-139）では24時間（土日祝休を含む）相談を受け付けています
※言語・聴覚障害がある人はFAX047-409-2952へ
※緊急を要する場合は、救急車を呼んでください（119番）。
発熱等がある場合は必ず救急隊に伝えてください

▲相談先に困ったときは

8月16日(月)以降 ワクチン個別接種の予約方法

直接、実施医療機関（※）に電話・インターネットで申し込みをしてください。また一部の医療機関は、市予約システム（右コード）・市ワクチンコールセンターで予約可能です。
（※）実施医療機関一覧は右下コードからご覧ください。
基礎疾患のある人は、かかりつけ医に相談の上、接種の申し込みをしてください。
▲市予約システム

■申し込み先
市内の医療機関176カ所（8月6日現在）
※かかりつけ患者のみに対応する医療機関を含む
医療機関一覧は郵送した接種券に同封してあります。また、市ホームページでも医療機関ごとの予約方法など最新の情報を掲載しています。詳しくは右コードからご覧ください。
▲医療機関一覧
※国のワクチン供給量に限りがあるため、市の集団接種は、当面の間再開しません

ワクチンに関する相談は

船橋市新型コロナウイルスワクチン接種・相談特設コールセンター（市ワクチンコールセンター）へ
☎050-5526-1142 午前8時～午後5時 ※土日祝休を含む
かけ間違いが多く発生しています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
聴覚に障害がある人専用 FAX047-409-2952 Eメール corona-soudan@city.funabashi.lg.jp

新型コロナウイルス 市民の生活を守るための支援策

市で行っているさまざまな支援を紹介します（8月6日時点）。このほかの市の支援策や国・県の支援制度については、市ホームページ（右コード）をご覧ください。

生活を支える支援

生活困窮者自立支援金	世帯に応じ月額6～10万円を3カ月支給（要件あり）／**申請期限：8月31日火（消印有効）**問新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎404-1455
住居確保給付金（申請期限を延長）	原則3カ月家賃相当額を支援※要件により再支給可／**再支給の申請期限のみ9月30日木（必着）**問住居確保給付金臨時窓口☎436-2339
緊急小口資金・総合支援資金を貸し付け	○2人以上世帯⇨最大80万円 ○単身世帯⇨最大65万円／**申請期限：8月31日火（必着）**問市社会福祉協議会☎431-5877
国民健康保険・後期高齢者医療加入の被用者への傷病手当金（対象期間を延長）	支給対象となる日数の給与の3分の2（その他要件あり）／**対象期間：9月30日木まで** 問国保年金課☎436-2395
国民健康保険料等の減免・猶予	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、65歳以上の介護保険料を減免・猶予 ○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料⇨問国保年金課☎436-2395 ○国民年金保険料⇨問国保年金課☎436-2282 ○介護保険料⇨問介護保険課☎436-2303
市税等の猶予	市税、保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、水洗便所化改造工事資金貸付金を猶予 ○市税⇨問債権管理課☎436-2246 ○保育料⇨問保育認定課☎436-2329 ○下水道使用料（2年12月請求分まで）⇨問下水道総務課☎436-2643※1月請求分以降は県営水道ホームページをご覧ください ○下水道受益者負担金⇨問下水道総務課☎436-2643 ○水洗便所化改造工事資金貸付金⇨問下水道総務課☎436-2642
生活保護制度	それぞれの世帯に応じて自立した生活ができるよう必要な援助を実施 問生活支援課☎436-2360

事業者向けの支援

市独自 中小法人等月次支援金	月額5万円を最大3カ月支給（要件あり）／**申請期限：12月15日水（消印有効）** 問商工振興課☎436-2472
市独自 船橋市地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業支援金	感染防止のため路線バス事業者およびタクシー事業者が実施した対策経費について支援金を交付／**申請期限：8月31日火（必着）**問道路計画課☎436-2055
市独自 新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度	感染防止対策に取り組む事業所を登録し、ステッカー・ポスターの提供や市ホームページで周知 問商工振興課☎436-2472
市独自 キャッシュレス導入促進事業	キャッシュレス決済サービス「タイムズペイ」の新規申し込みで、決済手数料率を優遇ほか 問商工振興課☎436-2472
市独自 「#食べよう船橋」キャンペーン	テイクアウトや出前に対応している店舗を市ホームページやSNS等で紹介 問商工振興課☎436-2473
市独自 中小企業融資利用者向け信用保証料の全額補助（条件あり）	年に1度、利子補給に合わせて信用保証料を市が全額補助 問商工振興課☎436-2475

その他

市独自 手続きに使用する各種証明書を無料で発行	新型コロナウイルスに伴う貸し付けや融資あっせん等の手続きに使用する各種証明書の発行手数料を無料に 問○戸籍住民課☎436-2270 ○税務課☎436-2202 ○国保年金課☎436-2395

相談

一人で悩まないで 命とこころの相談窓口「SNS相談@船橋」	SNSで公認心理師等の相談員にさまざまな相談が無料でできます問健康政策課☎436-2413（相談は右コードから）
「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる	さまざまな事情で生活に困っている等、どこに相談したらよいか分からない人のための相談窓口問「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる☎495-7111
子育て世代包括支援センター「ふなここ」	安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談に応じます。保健師・助産師・心理士等が一緒に対応方法を考えます 問相談専用電話☎411-8250
子育て支援センター	子育てのこと、出産のこと、どんなことでも相談できます。経験豊富な子育て支援コーディネーターが電話、オンラインで相談に応じます 問各子育て支援センター相談専用電話（南本町☎435-8333、高根台☎466-3633）

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　20～50 代の陽性者が急増　命を守る医療体制がひっ迫」、

２面「ワクチン個別接種の予約方法」等

令和４年（２０２２年）２月１５日号　１・２面

【記載内容】１面「新型コロナウイルス　あなたの行動が感染拡大を防ぐ！」、

２面「18 歳以上の人が対象　新型コロナワクチン３回目接種」等

令和４年（２０２２年）５月１日号　１・２面

【記載内容】１面「みんなが楽しく遊ぶために、しっかり感染対策しよう」、

２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（4 月 21 日現在）」

令和４年（２０２２年）８月１日号　１・２面

広報ふなばし　令和4年（2022年）8/1　No.1550　毎月1日・15日発行

2面　津波時の一時避難施設を拡充／医療センターへはかかりつけ医の紹介で
4面　馬込霊園正門等を終日開門します
5～11面　情報ひろば
6面　アンデルセン公園の魅力を再発見！
12面　ホームタウンNEWS

発行/船橋市　編集/市長公室広報課　〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　FAX 047-436-2769　☎047-436-2111(代)　船橋市の市外局番は「047」です

市のデータ　人口 645,820人（388人増）　男 319,446人　女 326,374人　世帯 296,460（380増）　面積 85.62㎢　（令和4年7月1日現在の常住人口。増減は前月比）

新型コロナ　新規感染者が激増！　基本的な感染対策の徹底を

感染力が強いとされる「オミクロン株BA．5系統」への置き換わりが進み、市内の新規感染者数は、6月下旬以降激増しています。コロナでの入院者や救急搬送が増え、通常医療や事故などの一刻を争う救急搬送にも大きな影響が生じています。軽症と診断されても、のどが痛くて飲食ができず、脱水症状などで衰弱する事例も増えています。夏休みやお盆の期間中は、親族などで集まる機会が多くなる時期です。自分自身はもちろん、家族や周りの人を守るためにも会話時のマスクの着用や3密の回避、手洗い・消毒、換気などの感染対策の徹底をお願いします。

市の特設ホームページ（下コード）では、症状が出たときの対応の仕方や、市内の感染者の発生状況（毎日更新）等をお知らせしています。

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898

市内居住の新規感染者数の推移（週当たり）

感染者・入院者が激増し、医療体制や救急搬送にも大きな影響が！

週	新規感染者数（人）
6月19日～25日	357
6月26日～7月2日	590
7月3日～9日	1,510
7月10日～16日	2,891
7月17日～23日	5,579（過去最多）

市内居住の療養者数（7月24日現在の速報値）6,802人　※速報値のため変更される場合があります

「軽症」という言葉に油断していませんか

軽症でも、高熱が出たり、のどの痛みから飲食ができず、脱水症状などで衰弱するケースが増えています。また、治療や療養が終わっても下記のような罹患後症状が長引く人も多く、油断は禁物です。

代表的な罹患後症状
- 全身症状：倦怠感、関節痛、筋肉痛
- 呼吸器症状：咳、喀痰、胸痛、息切れ
- 精神・神経症状：記憶障害、集中力低下、不眠、頭痛、抑うつ
- その他の症状：嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢、腹痛

一人一人ができる感染対策を
- 症状が出たら外出しない
- マスクを外しているときは会話をしない
- 手指衛生の徹底
- 熱中症に注意しながら定期的に換気を

喉の痛み・発熱・咳などの症状があり　新型コロナかもと感じたら…

電話をかける優先順位は1⇒2⇒3⇒4の順です。なお、緊急を要する場合は、救急車（119番）を呼んでください。

1. かかりつけ医
2. 発熱外来の指定医療機関（◀2千葉県発熱外来検索システム）
3. 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター ☎047-409-3127　(月)～(金)：午前9時～午後7時　(土)(日)(祝)(休)：午前9時～午後5時
   回線を増やして対応していますが、感染者急増により、電話がつながりにくい場合があります。ご迷惑をおかけしますが、時間を空けて、おかけ直しください。
   障害があり電話相談が難しい人専用 FAX047-409-2952
4. 千葉県発熱相談コールセンター ☎0570-200-139（24時間対応）

濃厚接触者・軽度の有症状者向け　無料検査キットの申込受付

「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」では、無料の検査キット配付の申し込みや陽性者登録をインターネットで受け付けしています。申請方法など、詳細は県ホームページ（右コード）をご覧ください。

若い世代を中心に感染が拡大しています。新型コロナワクチン接種のご検討をお願いします。詳しくは2面をご覧ください

令和4年(2022年)8月1日　No.1550　広報ふなばし　2

新型コロナウイルス関連のお知らせ（7月24日現在）

ワクチン接種（接種券が届き次第予約可能）

予約方法：市予約システムに参加していない医療機関の予約については、各医療機関の診療時間内にお問い合わせください。
- 市予約システム（右コード）
- 市ワクチンコールセンター（右記参照）

接種の予約・ワクチンに関する相談はこちら
市ワクチンコールセンター　毎日：午前8時～午後5時
☎050-5526-1142　おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
障害があり電話相談が難しい人専用　FAX050-3385-9928　E-mail covid-19.vaccine@funabashicity.jp

4回目接種

対象：60歳以上／18～59歳で基礎疾患がある人・重症化リスクが高いと医師が認める人・医療従事者等

罹患時の重症化を予防するための4回目接種を行います。接種を必要とする人が速やかに受けられるよう、3回目接種を受けた日から5カ月以上経過した18歳以上の全員に、接種券を順次発送しています。18～59歳の人で、接種可能か判断がつかない人は、かかりつけ医などにご相談ください。
4回目接種の対象となる基礎疾患については、接種券同封の「4回目接種のお知らせ」や市ホームページでご確認ください。

接種券の発送予定日

3回目を接種した時期	4回目の「接種券」発送予定日
～4年2月25日	発送済み
2月26日～3月1日	8月1日(月)
3月2日～8日	8月8日(月)
3月9日～15日	8月15日(月)
3月16日～22日	8月22日(月)
3月23日～29日	8月29日(月)

※8月29日以降も毎週発送予定

接種日程

○個別接種
市内の一部医療機関で受けることができます。個別の医療機関名は、接種券同封の医療機関一覧や市ホームページでご確認ください。

○集団接種　モデ…モデルナ社製　ファ…ファイザー社製

会場	開催日時	～8月6日(土)	7日(日)～	14日(日)～	21日(日)～	28日(日)～
イオンモール船橋（山手1）	毎日 10:00～19:00	ファ				
中央公民館講堂（本町2）	毎週(月)～(土) 9:00～20:00	モデ				
北部公民館講堂（豊富町）	毎週(日) 9:00～17:00	モデ	ファ	モデ	ファ	モデ
船橋アリーナ（習志野台7）	毎週(月)～(金) 10:00～18:00	モデ				

集団接種会場や、イオンモール船橋内の総合クリニック ドクターランド船橋へ、集団接種の問い合わせは行わないでください。

1～3回目接種については、市ワクチンコールセンター☎050-5526-1142へ問い合わせるか、市ホームページ（右コード）をご覧ください。

給付金等のお知らせ

申請期限が近づいています
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
生活に困窮し、一定の要件を満たす世帯への支援金です。支給対象となる可能性のある世帯には、順次、申請書類等を送付しています。申請期限は8月31日(水)ですので、受給を希望する人は期限までに必要書類を提出してください。
〈問合せ〉新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当 ☎404-1455

非課税世帯等10万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
対象となる可能性がある世帯について、確認書を送付しています。3年12月11日以降に船橋市に転入した人で、支給対象となる可能性がある人には、申請書を順次発送しています。確認書または申請書が届いており、受給を希望する人は、提出期限までに手続きしてください。
既に同給付金を受給した世帯については、対象外。
詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ（右コード）をご覧ください。
〈問合せ〉同給付金コールセンター☎0120-777-136

10月1日から紹介状のない人の初診加算料が変わります　医療センターへはかかりつけ医の紹介で

問医療センター医事課☎438-3321

高齢化が進む中、高度な医療を提供する病院と診療所・クリニックなどの「かかりつけ医」が連携し、切れ目のない医療を行っていくことが求められています。
こうしたシステムを推進するため、国により診療報酬が改定され、医療センターを受診する際、診療所・クリニックなどからの紹介状がなく初診でかかる場合（表①）や、医療センターから診療所・クリニックなどを紹介した後、本人の希望により引き続き同センターを受診する場合（表②）の加算料が変更されます。

表①非紹介患者初診加算料

	10月1日から	9月30日まで
医科	7700円	5500円
歯科	5500円	3300円

表②紹介済患者再診加算料

	10月1日から	9月30日まで
医科	3300円	2750円
歯科	2090円	1650円

▶身近な「かかりつけ医」を持ちましょう！
医療センターではかかりつけ医の先生と連携強化を図るため、連携医制度を作り、現在500施設以上の医療機関が登録しています。
気軽に受診して健康相談ができ、患者や家族の病状がよく分かり、親身になってくれるまちのお医者さん「かかりつけ医」をぜひ持ちましょう。

生命の安全を守るために　津波時の一時避難施設を拡充

問危機管理課☎436-2037

新たな津波一時避難施設を確保し、より確実に津波到達時間までの避難完了を目指すために、市は京葉瓦斯株式会社と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しました。
この協定により、南海神地区と西浦地区の皆さんの津波一時避難施設までの避難距離と時間が大幅に短縮されます。
松戸徹市長は締結式で「今回の協定で、船橋倉庫を津波時の避難施設に指定できたことで、市として非常に大きな力を得た。これからも災害に強いまちづくりのために、民間企業の皆さんと協力していきたい」と述べました。

◀写真左から：京葉瓦斯株式会社 羽生弘取締役社長、松戸徹市長

新たな津波一時避難施設
7月に竣工した京葉ガス株式会社 船橋倉庫（南海神1。左写真）を津波一時避難施設に指定しました。

津波発生時は可能な限り内陸へ
津波警報等発表時は、直ちに避難対象地域の外へ避難することを原則としていますが、津波の襲来に気付くのが遅れた人や、迅速に避難できない要配慮者等に対しては、緊急的に一時避難できるよう、公共施設や民間施設を津波一時避難施設として指定しています（右上標識）。各所に設置された誘導看板に従い、速やかに避難してください。
最寄りの津波一時避難施設について、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ（右コード）をご覧ください。

▲津波一時避難施設

【記載内容】１面「新型コロナ新規感染者が激増！基本的な感染対策の徹底を」、

２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（7 月 24 日現在）」

令和４年（２０２２年）８月１５日号　１・２面

広報ふなばし　令和4年(2022年) 8/15 No.1551 毎月1日・15日発行

2面 新型コロナワクチンのお知らせ
2面 南船橋駅前広場が8月30日(火)利用開始
3面 3年度 大気や水質などの測定結果
4面 放課後等の小学生が過ごせる憩いの場
5~7面 情報ひろば
8面 市船野球部が15年ぶりに甲子園出場！

発行/船橋市　編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 FAX 047-436-2769
☎047-436-2111(代)　船橋市の市外局番は「047」です

市のデータ　人口 645,820人(388人増)　男 319,446人　女 326,374人　世帯 296,460(380増)　面積 85.62㎢

新型コロナ　受診・検査体制がひっ迫！

問船橋市新型コロナウイルス感染症対策　保健所本部☎409-1898

感染者が急増しています。体調が悪くなったときのために、事前に対応を確認しておきましょう。

この紙面は8月5日現在の情報です　最新情報は右コードからご覧ください。

熱が出た／喉が痛い／咳がでる　新型コロナかも…

軽症者・無症状者は自宅療養が原則です
もしものために準備しよう
●食料品 療養期間10日分が目安※濃厚接触者待機期間は5日
●市販の薬(解熱剤など)

重症化リスクが高い
・65歳以上
・基礎疾患がある
・妊娠中(妊娠している可能性がある)　など

緊急の場合は救急車(119番)を呼んでください

電話をかける優先順位 1⇨2⇨3⇨4
1 かかりつけ医
2 発熱外来の指定医療機関 ※発熱外来のある医療機関は限られています
3 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター
☎047-409-3127
(月)~(金)：午前9時~午後7時
(土)(日)(祝休)：午前9時~午後5時
回線を増やして対応していますが、感染者急増により、電話がつながりにくい場合があります。ご迷惑をおかけしますが、時間を空けて、おかけ直しください。
障害があり電話相談が難しい人専用 FAX047-409-2952
4 千葉県発熱相談コールセンター
☎0570-200-139
(24時間対応)

重症化リスクが低い　・左記以外の人
対応の優先順位 1⇨2⇨3⇨4⇨5
1 市PCR検査キット（インターネットのみ）※県でも検査キットを配付中（右下参照）
2 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（詳細は左記3参照）☎047-409-3127
3 かかりつけ医
4 発熱外来の指定医療機関
5 千葉県発熱相談コールセンター（番号は左記4参照）

自分で購入した抗原検査キットで陽性だった人へ
病院を受診したい人は、事前に連絡のうえ、発熱外来へ行ってください。感染拡大を防ぐため、一般外来へ行くことのないよう、ご協力をお願いします。なお、陽性の確定診断が必要な人は、千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターで陽性者登録できる場合があります。申し込みや対象者等の詳細は、下コードをご覧ください。
問同センター専用コールセンター（陽性者登録）☎0120-829-125※毎日午前9時~午後6時

＼詳しく解説／
市独自で開始しました
医療機関に行かずに検査
1 市PCR検査キット
医療機関の負担を軽減するため、軽度の有症状者に向け、キットによる検査を開始しました。
❶市ホームページから申し込み
❷検査キットが届く
❸検体を自分でとって検査機関に送る（ポストに投函※切手が必要です）
❹結果がメールで届く　陽性の場合は自宅療養を開始
❺保健所からSMSで連絡が来る（健康観察が始まる）
配食サービスの利用やオンライン診療による薬の処方が可能な場合もあります。
（申込み）市ホームページ　毎日 午前9時15分~（1日当たり300件程度）

県でもキットの配付をしています
（申込み）県ホームページ（1日当たり2万件程度）※陽性者の登録は、別途本人が行う必要あり
市と県でキットを重複して申し込むのはお止めください。なお、それぞれ配付可能なキットの数は日によって変わることがあります。

病床・救急隊・コールセンターの電話回線の数を増やして対応していますが、受診・検査体制がひっ迫し、対応が困難な状況が続いています。医療体制・社会を守るためには、一人一人の協力が不可欠ですので、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

熱中症に注意しながら感染を防ごう　会話をするときはマスクを着用　効果的な換気

県が「BA.5対策強化宣言」を行いました　基本的な感染対策を徹底しましょう。また、高齢者や基礎疾患のある人、これらの人と同居する人は混雑した場所を避けるなど、感染リスクを減らす行動を心掛けてください。

令和4年(2022年)8月15日　No.1551　広報ふなばし 2

新型コロナウイルス関連のお知らせ（8月5日現在）

ワクチン接種　接種券が届き次第予約可能

予約方法　市予約システムに参加していない医療機関の予約については、各医療機関の診療時間内にお問い合わせください。
●市予約システム(右コード)
●市ワクチンコールセンター(右記参照)

接種の予約・ワクチンに関する相談はこちら
■市ワクチンコールセンター　毎日:午前8時~午後5時
☎050-5526-1142　おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
障害があり電話相談が難しい人専用　FAX050-3385-9928　E-mail covid-19.vaccine@funabashicity.jp

4回目接種
対象　60歳以上　18~59歳で基礎疾患がある人・重症化リスクが高いと医師が認める人・医療従事者等

罹患時の重症化を予防するための4回目接種を行います。接種を必要とする人が速やかに受けられるよう、3回目接種を受けた日から5カ月以上経過した18歳以上の全員に、接種券を順次発送しています。18~59歳の人で、接種可能か判断がつかない人は、かかりつけ医などにご相談ください。
4回目接種の対象となる基礎疾患については、接種券同封の「4回目接種のお知らせ」や市ホームページでご確認ください。

接種券の発送予定日　※9月12日以降も毎週発送予定

3回目を接種した時期	4回目の「接種券」発送予定日
~4年3月8日	発送済み
3月 9日~15日	8月15日(月)
3月16日~22日	8月22日(月)
3月23日~29日	8月29日(月)
3月30日~4月 5日	9月 5日(月)
4月 6日~12日	9月12日(月)

接種日程
○個別接種
市内の一部医療機関で受けることができます。個別の医療機関名は、接種券同封の医療機関一覧や市ホームページでご確認ください。
○集団接種
モデ…モデルナ社製　ファ…ファイザー社製
9月4日以降の予約受け付けは8月26日(金)午前8時から

会場	開催日時	~8月20日(土)	21日(日)~	28日(日)~	9月4日(日)~	11日(日)~
イオンモール船橋(山手1)	毎日 10:00~19:00	ファ				
中央公民館講堂(本町2)	毎週(月)~(土)※ 9:00~20:00	モデ				
北部公民館講堂(豊富町)	毎週(日) 9:00~17:00	モデ	ファ	モデ	ファ	モデ
船橋アリーナ(習志野台7)	毎週(月)~(金)※ 10:00~18:00	モデ				

(※)一部日程を除く
集団接種会場や、イオンモール船橋内の総合クリニック ドクターランド船橋へ、集団接種の問い合わせは行わないでください。
1~3回目接種については、市ワクチンコールセンター☎050-5526-1142へ問い合わせるか、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

ワクチン接種証明書のコンビニ交付を開始
問市ワクチンコールセンター☎050-5526-1142
「ワクチン接種証明書」が、一部コンビニ店舗のマルチコピー機でも発行できるようになりました。発行には、マイナンバーカードと、1通当たり120円が必要です。
（発行可能時間）午前6時30分~午後11時　（県内で利用できるコンビニ）セブン-イレブン※8月17日(水)から
海外用の接種証明書を発行するためには、国のワクチン接種記録システムに旅券情報の登録が必要です。コンビニでは旅券情報の登録ができませんので、事前に「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」または「市へ申請書を郵送」し、お手続きください。
アプリで発行した証明書を、画像としてスマートフォン等に保存できるようになりました。市に交付申請しなくても、保存した画像をコンビニやご自宅のプリンター等で印刷すれば、書面の接種証明書として利用できます。
証明書についての詳細は、市ワクチンコールセンターへ問い合わせるか、市ホームページ(右コード)をご覧ください。

（申請期限）8月31日(水)（消印有効）締め切りが近づいています！
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
問新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当 ☎404-1455
生活に困窮し、一定の要件を満たす世帯への支援金です。「緊急小口資金」および「総合支援資金」を借り終えた世帯等、支給対象となる可能性のある世帯には、順次、申請書類等を送付しています。受給を希望する人は、期限までに必要書類を提出してください。

8月30日(火)午前7時~
進化した南船橋駅前広場の利用開始
問駅前広場について⇨道路建設課☎436-2560　市有地について⇨政策企画課☎436-2101

市の南部に位置するJR南船橋駅の周辺には、大規模商業施設などさまざまな施設が立地しており、今後も船橋競馬場のリニューアルや千葉ジェッツふなばしの新たな本拠地となるアリーナの建設などが予定されています。
市では、JR南船橋駅南口にある市有地（約4.5ヘクタール）の土地利用について、7年度の整備完了を目指しており、まずは駅前広場の利用を、8月30日(火)午前7時から開始します。これにより、安全で快適な歩行空間が確保されるだけでなく、鉄道やバス、タクシーなど交通機関の乗り換えがスムーズに行えるようになります。また、電線類の地中化（右記参照）により良好な景観の形成や防災機能の強化を図っているほか、歩道には保水性舗装（右記参照）を行うことで、歩道の温度上昇を抑える効果が期待されます。
今後は、駅前広場周辺の道路や公共施設の整備に加え、民間事業者と連携しながら、便利な商業施設や緑豊かな広場空間の整備も行います。
駅前広場の整備を皮切りに、臨海部の玄関口として、さらに魅力あるまちづくりを着実に進めていきます。進化を続けるJR南船橋駅前に今後も注目です。

8月30日の利用開始に向けて工事が進む駅前広場（8月6日時点）

電線類の地中化　景観が向上するだけでなく、地震や台風の際の電柱倒壊による被害がなくなります。

保水性舗装　保水性舗装に使用する保水ブロックは、雨天時、まるで土のように水を蓄え、熱暑時にその水分を蒸発させ、打ち水のように周囲の気温を低下させる働きがあります。

2022年アフガニスタン地震救援金を受け付けています　9月30日(金)までに地域福祉課へ持参するか、郵便振替で下記の口座へ直接送金（窓口取扱いの場合、手数料無料）。他にも三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行への振り込みでも受け付け（別途手数料がかかる場合あり）。（口座番号）00110-2-5606（口座加入者名）日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）※通信欄に「2022年アフガニスタン地震救援金」と記入　問同課☎436-2313

【記載内容】１面「新型コロナ　受診・検査体制がひっ迫！」、

２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（8 月 5 日現在）」

令和５年（２０２３年）３月１５日号　２面、令和５年（２０２３年）５月１日号　２面

令和5年(2023年)3月15日　No.1565　広報 ふなばし 2

新型コロナウイルス関連のお知らせ

(3月8日現在)

市が発信する最新情報や、市内の感染者の発生状況(毎日更新)等は、市の特設ホームページ(右コード)からご覧になれます。

市の発信する情報について⇨船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898
ワクチン接種の予約・相談について⇨市ワクチンコールセンター☎050-5526-1142

マスク着用の考え方について

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

マスク着用は個人の判断が基本となりました

個人の主体的な判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、配慮をお願いします。
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

マスク着用が推奨される場面

高齢者など重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、以下の場面ではマスクを着用しましょう。

- 医療機関を受診するとき
- 感染拡大時に重症化リスクの高い人が混雑した場所に行くときもマスク着用が効果的です
- 高齢者
- 基礎疾患がある人
- 妊娠している人
- 医療機関・高齢者施設などを訪問するとき
- 混雑した電車・バスに乗るとき

○咳などの症状がある人、陽性者、同居家族に陽性者がいる人は外出を控え、通院等やむを得ず外出をするときには、人混みは避け、マスクを着用してください。

マスクの着用については、個人の判断が基本となりますが、引き続き「3つの密」の回避、「換気」等の基本的な感染対策をお願いします。

喉の痛み・発熱・咳などの症状があり 新型コロナかもと感じたら…

重症化リスクが高い人（65歳以上・基礎疾患がある・妊娠中）・小学生以下の子ども

電話をかける優先順位 1⇨2⇨3⇨4

1. かかりつけ医
2. 発熱外来の指定医療機関※発熱外来のある医療機関は限られています（▶自宅外来検索システム）
3. 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター ☎047-409-3127 毎日：午前9時～午後5時 障害があり電話相談が難しい人専用 FAX047-409-2952
4. 千葉県発熱相談コールセンター☎0570-200-139（24時間対応）

重症化リスクが低い人（上記以外）

新型コロナ抗原検査キットで自己検査

国の承認を受けた医療用、または一般用抗原検査キット（体外診断用医薬品または第1類医薬品のもの）を使って自己検査し、陽性の場合は陽陽性者登録センター（右コード）に登録をお願いします。

自己検査が困難な場合は、上記2⇨3⇨4の順にご対応ください。

○重症化リスクが低い人でも、自己検査の結果にかかわらず、つらい症状（息苦しさ、強いだるさ、高熱、関節痛など）がある人は、かかりつけ医等へご相談ください。

オミクロン株対応ワクチンの接種をご検討ください

新型コロナワクチン接種の詳細はコールセンターへお問い合わせください。※イオンモール船橋（山手1）の集団接種会場は、3月30日(木)でいったん休止します

予約方法
市予約システムに参加していない医療機関の予約については、各医療機関の診療時間内にお問い合わせください。
- 市予約システム（右コード）
- 市ワクチンコールセンター

☎050-5526-1142
毎日：午前8時～午後5時 ⚠おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

障害があり電話相談が難しい人専用
FAX050-3385-9928 Mail covid-19.vaccine@funabashicity.jp

消費生活センター発 不用品回収を依頼したら、高額請求された 問☎423-3006

事例 使わなくなったソファやテレビ台などを処分するため、ネット広告で見つけた「2カ月定額パック」という安価で回収作業を行う不用品回収業者に依頼し、作業当日不用品をトラックの荷台に詰め込んだ。定額なので追加料金はかからないと思っていたのに30万円を請求された。

センターから 広告では安価な料金でも、実際に作業を頼むと表示のなかった処分費や衛生費といった名目で高額な請求を受けることがあります。家庭の廃棄物を回収するには、市町村の「一般廃棄物収集運搬許可」が必要で、廃棄物を出すときには、「簡易可」の回収業者は利用しないでください。

違法な不用品回収業者に廃棄物を引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できません。

家庭ごみの処分方法は、市ホームページなどでご確認ください。

事例のように表示と違った高額な請求を受けたときは、ソーリングオフの適用対象となる場合もあります。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

全ての自転車利用者が対象 自転車用ヘルメットの着用が努力義務に 問市民安全推進課☎436-2290

道路交通法の改正により、4月1日以降、全ての自転車利用者について、ヘルメットの着用が努力義務となります。これまでは、13歳未満の子どもの保護者に対して「子どもにヘルメットを着用させる」努力義務が課されていましたが、自転車を運転する全ての人に対象が拡大されます。自転車乗車用中における交通事故死者の約6割は頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の被死率は着用時と比べて約2.2倍に跳ね上がります。

ヘルメットは転んだときや交通事故に遭ったときに、衝撃から頭部を守ってくれます。命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

①国民健康保険料（第10期）②介護保険料（第10期）の納期限は3月31日(金)です
問①国保年金課☎436-2395 ②介護保険課☎436-2303

令和5年(2023年)5月1日　No.1568　広報 ふなばし 2

新型コロナウイルス関連のお知らせ

(4月24日現在)

新型コロナ感染症が5月8日以降から「5類」に移行される予定です。これにより、陽性者登録や療養期間が不要となるなどの変更がありますが、引き続き感染対策にご協力ください。今号では、移行後の変更点を紹介します。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ(右コード)をご覧ください。
船橋市新型コロナウイルス感染症対策 保健所本部☎409-1898

5月7日までの相談先
船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター
☎047-409-3127 毎日：午前9時～午後5時
障害があり電話相談が難しい人専用 FAX047-409-6301
千葉県発熱相談コールセンター
☎0570-200-139（24時間対応）

新型コロナ感染症「5類」移行(5月8日から)による変更点

❶引き続き基本的な感染対策を

変更 療養期間
5類移行後は、療養期間がなくなります。以下の場合は外出を控えることが推奨されます。
●発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間となります。
●5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が解快して24時間程度が経過するまでとなります。

継続 マスクなどの感染対策
咳などの症状がある人、陽性者、同居家族に陽性者がいる人は外出を控え、通院等でやむを得ず外出をするときには、人混みは避けてください。この場合、マスクの着用が推奨されます。

❷医療提供体制

継続 外来
今後も県が外来の医療機関を指定し、公表する予定です。詳しくは県ホームページ(右コード)をご覧ください。

継続 入院
県による医療機関の病床確保が継続されます。

❸相談体制

継続 コールセンターの運営
当面の間、コールセンターは継続していきます。発熱等の症状があり、受診先の医療機関や自宅療養中の健康管理について、不安や相談のある人は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。コールセンターは、重症化リスクの有無にかかわらず利用できます。なお、5類移行後も電話番号に変更はありません。

●船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター
☎047-409-3127 毎日：午前9時～午後5時

❹医療費の公費負担

変更 外来
通常の保険診療（自己負担あり）となります。なお新型コロナ治療薬の公費支援は、引き続き実施します。解熱剤など、それ以外の治療薬や検査費については、各医療保険による自己負担が発生します。

変更 入院
自己負担が発生します。各保険者による高額療養費制度の利用が可能です。また、当面の間、自己負担限度額から最大2万円補助（申請不要）します。

❺自宅・宿泊療養者への対応

終了 陽性者登録
県の登録センターへの登録は、不要となります。

終了 配食サービス
サービスを終了します(5月7日分まで受け付け)。

終了 パルスオキシメーターの貸し出し
貸し出しを終了します。なお、5月7日分までにパルスオキシメーターの貸し出しを受けた人は、療養終了後に返却してください。

終了 宿泊療養ホテルの運営
市が運営する宿泊療養ホテルは、5月8日(月)をもって終了します。

終了 療養証明書の発行
5類移行後は、発行されません。ただし、5月7日(日)以前に発生届の対象となった人の療養証明書の発行は、5月8日(月)以降も継続します。詳しくは船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター(☎047-409-3127)にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

❻ワクチン接種 引き続き、無料で実施します

継続 高齢者や基礎疾患のある人等を対象に、「令和5年春開始接種」の接種券を、4月21日から順次発送しています。接種は、5月8日以降から始まり、すでに予約受付を開始しています。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

予約方法
●市予約システム（右コード）
●市ワクチンコールセンター
☎050-5526-1142
毎日：午前8時～午後5時 ⚠おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
障害があり電話相談が難しい人専用
FAX050-3385-9928 Mail covid-19.vaccine@funabashicity.jp

役立つ子育て情報が盛りだくさん！ 5～7年版「ふなばし子育てナビゲーション」を発行

問こども政策課☎436-2796

市の子育て支援サービス、各種相談窓口、保育園・幼稚園などの施設、医療機関の案内などを一冊にまとめた情報誌を発行しました。発行は約3年ぶりで、冊子サイズを持ち運びやすいA5号にしたほか、ふなっしーとのコラボも実現！妊娠期から役立つ情報が満載ですので、ぜひご活用ください。

（配布場所）こども政策課、地域子育て支援課、母子健康手帳交付コーナー（市役所1階）、各子育て支援センター・児童ホーム・保育センター・出張所・連絡所、船橋駅前総合窓口センター（フェイス5階）ほか※市ホームページからもご覧になれます

低所得の子育て世帯に給付金を支給

問子育て給付課☎436-3316

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して給付金を支給します。

（支給額）児童1人当たり5万円 （対象）下表のいずれかに該当する人

	対象	申込み	支給予定日
①	5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている	不要	5月19日(金)
②	4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の支給対象者		5月31日(水)
③	5年3月分の児童扶養手当受給資格者であり、公的年金等受給のため児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰を受けて家計が急変し、令和6年1年間の収入額が児童扶養手当受給者と同じ事情にある	要（★）	○受付開始予定日⇨6月5日(月) ○支給日：申請受け付けから約1カ月後
④	5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰を受けて家計が急変し、令和6年1年間の収入見込み額が児童扶養手当を受給している人と同じ事情にある		
⑤	①のほか、児童を養育する父母等で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である人と同じ事情にある		

（★）③～⑤の申請方法や対象等の詳細は、決まり次第お知らせします

【記載内容】３月 15 日号　２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（３月８日現在）」、
５月１日号　２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（４月 24 日現在）」

令和５年（２０２３年）５月１５日号　２面、令和３年４月「会話のスイッチ ON と OFF」ポスター

令和5年(2023年)5月15日　No.1569　広報 ふなばし 2

新型コロナウイルス関連のお知らせ（5月8日現在）

問 市の発信する情報について⇩健康危機対策課☎409・1898
ワクチン接種の予約・相談について⇩市ワクチンコールセンター☎050・5526・1142

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「5類」に移行されました。日常の感染対策や、体調不良時の医療機関への受診など、今後は皆さん一人一人の判断となります。ウイルス自体は依然として存在していますので、ご自身が感染しない、周囲の人を感染させないようにご注意ください。

5類感染症への移行を受けて

○入院時や外来の受診時には、医療費の自己負担が発生します
○市が独自に行っていた宿泊療養ホテルの運営は終了しました
○市の新型コロナウイルス感染症相談センターでの相談体制は、当面の間、継続します（左下参照）

公共施設における基本的な感染対策の考え方

市では、市内の公共施設における基本的な感染対策の考え方をまとめました。次の内容は、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も含めた基本的な感染対策として考え方を示すものです。新型コロナウイルス感染症について、市では今後も適切な注意喚起を市ホームページなどで行っていきます。

〈基本的な対策〉
○マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる
○手洗い等による手指衛生を促す
○（症状がある場合）発熱など、体調が思わしくない場合は、施設の利用を控えてもらう
◘各施設では、アルコール消毒液やパーティションの設置、換気などを継続します。

ワクチン接種

65歳以上・基礎疾患がある5～64歳の人等を対象とする「令和5年春開始接種」を、8月31日㈭まで実施しています。対象となる人には、4月21日に接種券を発送しましたので、接種を希望する人はお手元の接種券の案内に従い、お手続きください。
〈対象〉初回接種（1・2回目接種）を完了し、前回の接種から3カ月以上経過した65歳以上・基礎疾患がある5～64歳の人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人、医療従事者・高齢者施設従事者等　〈費用〉無料
〈接種場所〉個別医療機関、集団接種会場
◘基礎疾患がある人等で、接種券が届かない場合は、市ワクチンコールセンター☎050・5526・1142へご連絡ください。

〈接種券はなくさずに保管を〉
初回接種（1・2回目）を完了した5歳以上の全ての人を対象とする追加接種を、秋ごろに行います。8月31日㈭までの接種を受けない人は、大切に接種券を保管しておいてください。詳細は決まり次第、市ホームページや広報ふなばし等でお知らせします。

予約方法
市予約システムに参加していない医療機関の予約については、各医療機関の診療時間内にお問い合わせください。
●市予約システム（下コード）
●市ワクチンコールセンター
☎050・5526・1142
毎日：午前8時～午後5時
⚠おかけ間違いのないようご注意ください。
障害があり電話相談が難しい人専用
FAX 050・3385・9928
Eメール covid-19.vaccine@funabashicity.jp

市医師会インタビュー
5類への移行にあたって　換気や手洗いを継続して感染対策を
船橋市医師会 寺田 俊昌 会長

市医師会は船橋市と連携して、この3年間、市民の皆さんの命を守るため新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできました。長きにわたり医療体制がひっ迫し「本来あるべき医療ができない」状況が続きました。ワクチン接種や病床の確保、ドライブスルー方式でのPCR検査外来の開設など、重症化を防ぐためのさまざまな対応を実施し「チーム船橋」としてこの難局に立ち向かってきました。また、コロナ禍以前から、市内の医療機関同士で連携を強めてきたことが、市医師会による独自の診療所の開設にもつながりました。

5月8日から「5類」に移行され、市民の皆さんの感染対策が変わりました。マスクの着用は3月から個人の判断に委ねられていますが、医療機関や公共交通機関、商業施設など大勢が集まる場所や、高齢の人、基礎疾患がある人に会うときはマスクの着用が推奨されます。また、ワクチン接種は、周りの人たちに感染させないためにも有効と考えていますので、ご検討ください。

手指消毒や換気などの基本的な感染対策は、無理のない程度で実践してください。今後も、体調に違和感がある場合は、主治医やかかりつけ医にためらわず相談してください。市医師会は、これからも市と協力しながら、市民の皆さんの命を守ることを「使命」として、地域医療に取り組んでいきます。

発熱などの症状のある人、新型コロナ療養中の人

重症化リスクが高い人（65歳以上・基礎疾患がある・妊娠中）、小学生以下の子ども
電話をかける優先順位1⇨2⇨3⇨4
1 かかりつけ医
2 外来対応医療機関　▶2検索システム
3 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター
☎047-409-3127 毎日：午前9時～午後5時
障害があり電話相談が難しい人専用 FAX 047-409-6301
4 千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター
☎0570-200-139（24時間対応）

重症化リスクが低い人（上記以外）
一般的な疾病、体調不良と同様に、皆さんの判断で医療機関の受診、療養等を判断してください。診療等の相談や健康相談を希望する人は、上記3にお問い合わせください。
◘陽性者の登録手続きはなくなりました。

認知症高齢者を在宅で介護しているご家族へ
無理せず「やすらぎ支援員」のご利用を
問高齢者福祉課☎436-2352

市では、認知症高齢者を自宅で介護する家族が、介護疲れで休息が必要なときや外出するときに、有償ボランティア「やすらぎ支援員」を派遣しています。認知症の基礎知識や高齢者への接し方等を心得た「やすらぎ支援員」が、家族に代わって見守り等の支援をします。
〈支援内容〉見守り、話し相手、利用者の趣味活動の手伝い※おむつ交換等の身体介護は行いませんが、必要に応じてトイレへの誘導は行います　〈利用できる日時・回数〉㈪～㈮午前8時～午後6時※祝休日、年末年始を除く。週2回6時間まで　〈対象〉市内で65歳以上の認知症の人を在宅で介護している人　〈費用〉1時間200円※高齢者のみの世帯や市民税・県民税非課税世帯は1時間100円　〈申込み〉申請書等を高齢者福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイス5階）12番窓口、各出張所・連絡所へ※同課（〒273-8501※住所不要）への郵送も可。申請書等は上記申込先で配布するほか、市ホームページからも取り出せます

5年第1回市議会臨時会　5年第2回市議会定例会
問議会事務局☎436-3022 FAX 436-3013

市議会議員選挙に伴う第1回市議会臨時会は5月18日㈭に、第2回市議会定例会は5月29日㈪に開会予定です。
第2回市議会定例会の会期や審議日程などは、5月24日㈬の議会運営委員会で決定されます。
〈請願・陳情〉5月26日㈮午後5時までに受理されたものが第2回市議会定例会で審議されます　〈傍聴〉本会議は、所定の手続きを行い、傍聴できます。委員会は、委員長の許可を得て、傍聴できます※受付時間・傍聴可能人数等、詳しくは議会事務局にお問い合わせください　〈託児ルームの利用〉傍聴の際、生後6カ月から就学前までの児童等は、託児ルームを利用できます（利用日の7日前までに要予約。1歳未満児は利用日の10日前まで）　〈手話通訳の利用〉聴覚に障害のある人には手話通訳者を配置します（利用日の7日前までに要予約）
◘船橋市議会ホームページ（右コード）で、本会議および委員会の生中継・録画放送をするほか、審議日程などをお知らせしています。

オンライン申請もラクラク 市公式アプリ「ふなっぷ」
市からの情報をスマホにお届けするほか、オンラインで各種の手続きができる大変便利なアプリです。右のコードからダウンロード！　問デジタル行政推進課☎436-2072
▲iOS用　▲Android用

【記載内容】２面「新型コロナウイルス関連のお知らせ（5 月 8 日現在）」

「会話のスイッチ ON と OFF」ポスター（令和 3 年 4 月～）

Face to Health　No.1（令和２年 12 月）、No.2（令和３年３月）

新型コロナウイルス感染症対策　特別号 No.1

船橋市保健所が贈る情報誌

Face to Health

No.27【令和2年12月】

感染者が急激に増加しています！

感染リスクが高まる行動を避けよう！

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

場面③ マスクなしでの会話

場面④ 狭い空間での共同生活

場面⑤ 居場所の切り替わり

（出典）令和2年10月23日　第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

５つの場面に共通することは？

●マスクをつけていない
●大声でしゃべる
●人と人との距離が近い

感染拡大は、３密（密閉・密集・密接）を避ける、マスクをするなどの基本的なことをおろそかにしてしまうことが大きな原因です。

市保健所の調査データでは、感染経路が不明な患者のうち少なくとも約4割の方において、マスクを外しての会話を伴う飲食の機会が感染の原因であった可能性があります。

（※「感染経路が不明」とは、患者との接触歴がないことをいいます。）

新型コロナウイルスの感染経路

飛沫感染

咳、くしゃみ、会話などで飛び散る飛沫に含まれるウイルスが、口や鼻などの粘膜に直接触れることで感染します。

接触感染

感染者や保菌者、ドアノブなどの物品などについたウイルスに触れることで手にウイルスが付着し、その手で口や目を触ることで感染します。

新型コロナウイルス感染症対策　特別号 No.2

船橋市保健所が贈る情報誌

Face to Health

No.28【令和3年3月】

コロナの不安、これで解決！

この症状ってコロナ？
感染したらどうすればいい？
療養ってどうするの？
もう治ったから、自由だよね！？
よくある疑問の答えがここに！！

①この症状ってコロナ？

● 新型コロナウイルス感染症になると主に下記のような自覚症状があります。

発熱　咽頭痛　せき・くしゃみ　嗅覚・味覚異常

その他にも、頭痛、全身倦怠感、関節痛などの症状があります。

● 上記のような症状がある場合は通勤・通学・通園などを控え、かかりつけ医もしくは船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター　（☎047-409-3127）にご相談ください。
※症状等を考慮し、必要に応じて検査をご案内いたします。
※休業については勤務先等に確認してください。

【記載内容】No.1「感染リスクが高まる行動を避けよう！」

No.2「コロナの不安、これで解決！」

No.3（令和３年４月）、No.4（令和３年４月）

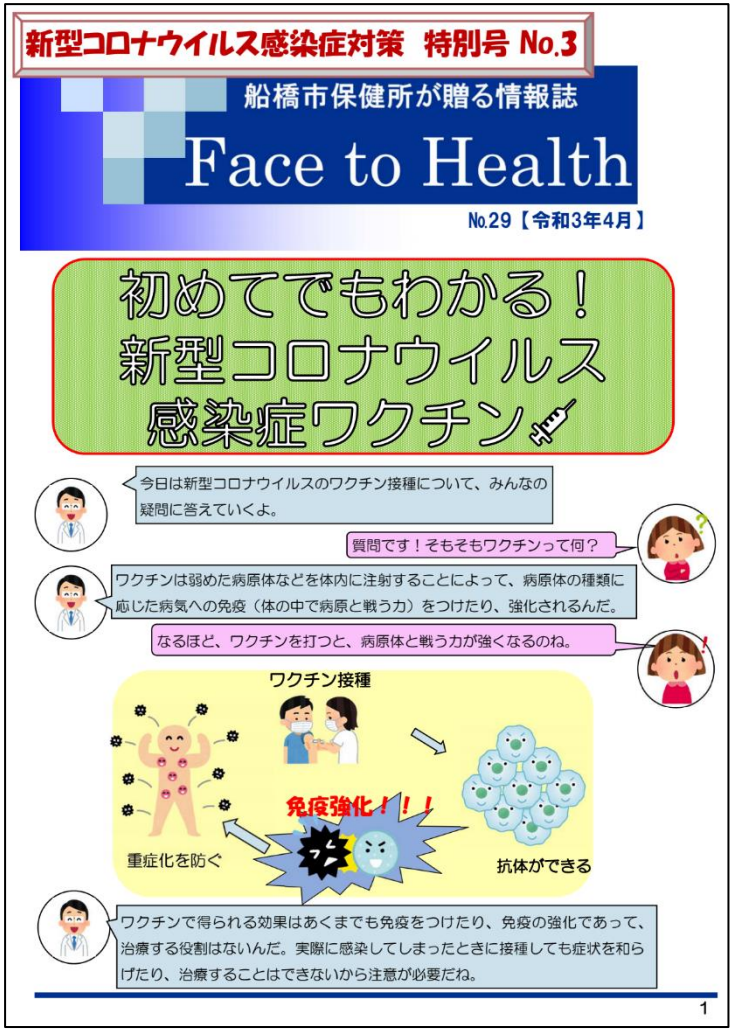

【記載内容】No.3「初めてでもわかる！新型コロナウイルス感染症ワクチン」

No.4「新生活のスタートや大型連休到来　人が集まる機会が増える今、改めて注意しよう！」

No.5（令和３年５月）、No.6（令和３年７月）

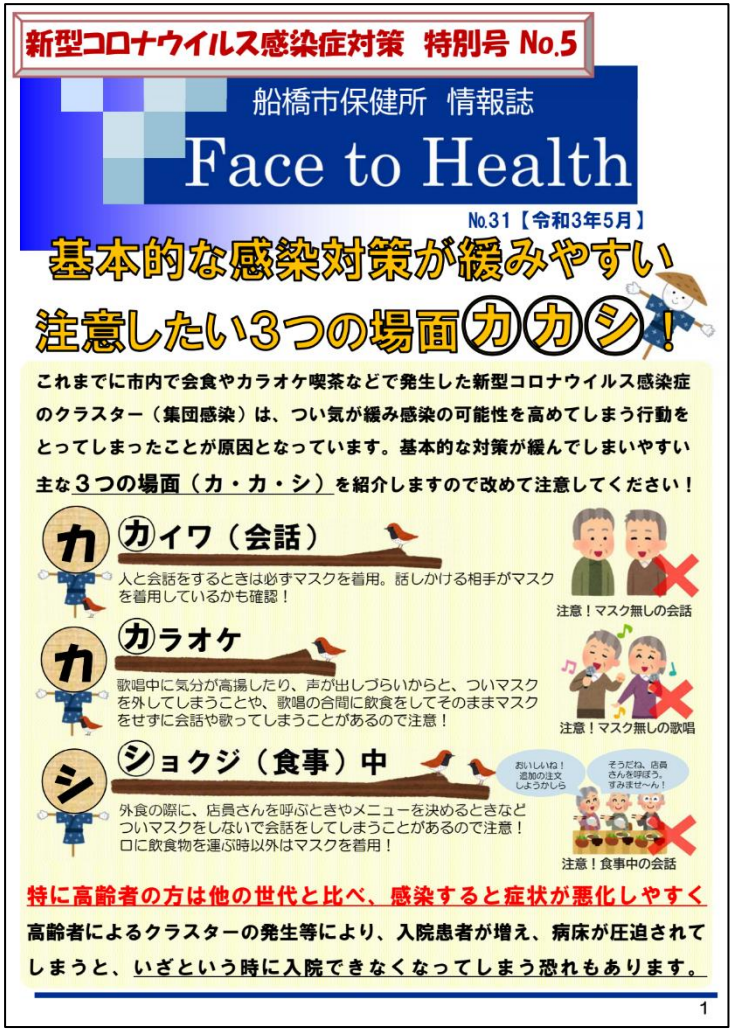

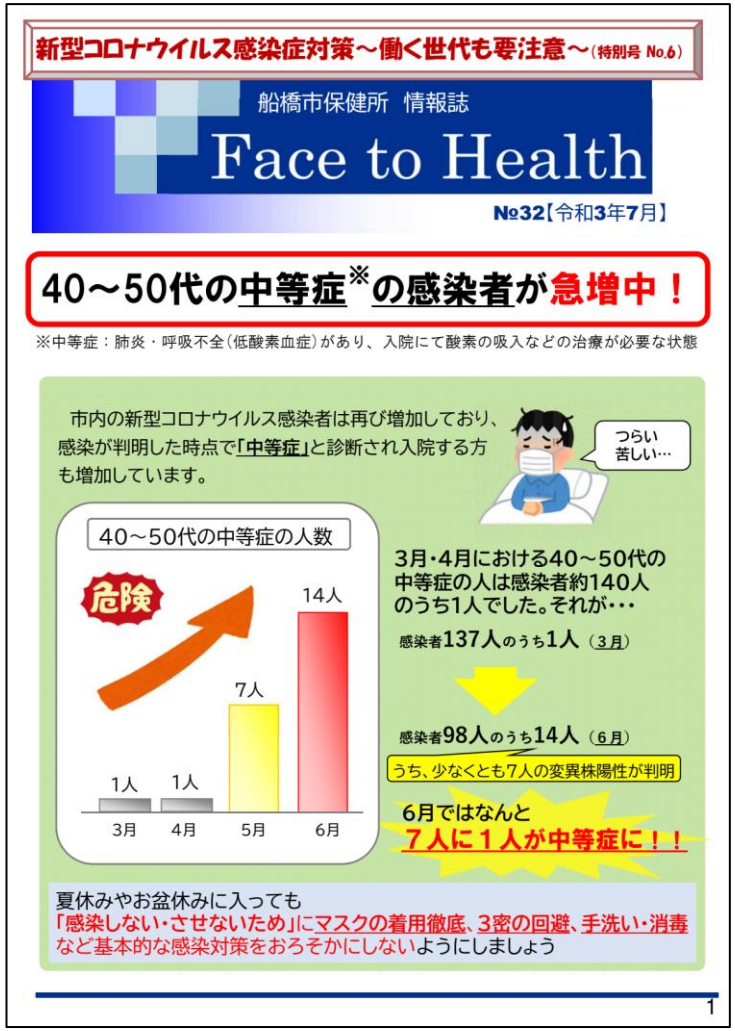

【記載内容】No.5「基本的な感染対策が緩みやすい注意したい３つの場面カカシ」

No.6「働く世代も要注意」

No.7（令和３年10月）、No.8（令和３年12月）

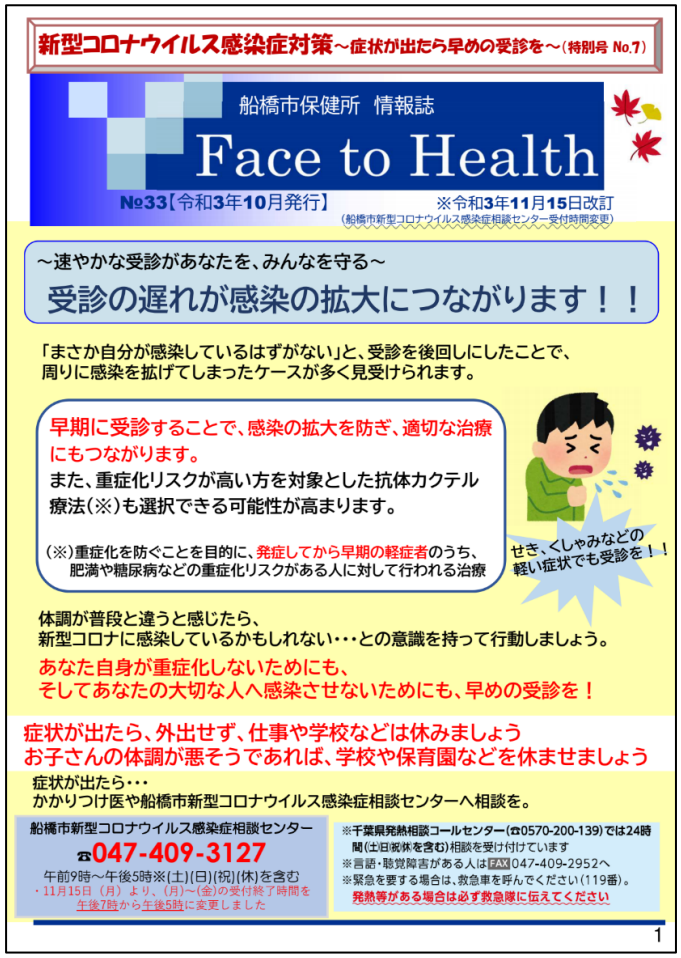

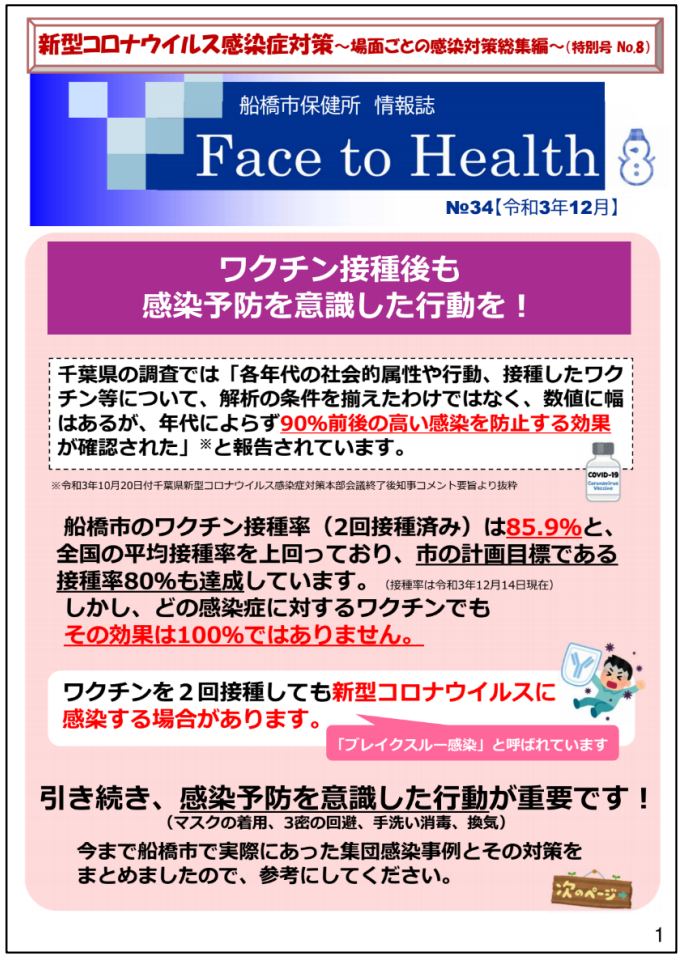

【記載内容】No.7「症状が出たら早めの受診を」

No.8「場面ごとの感染対策総集編」

新型コロナウイルス感染症に関する国・県への要望等

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請（令和２年４月１日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請

国においては令和２年３月２６日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、基本的対処方針の中で水際対策、まん延防止、経済対策、医療提供体制の維持等に関する方針が示されたところである。

一方で、地方においては一部地域における感染拡大の兆候、感染経路不明の患者の増加、経済活動の停滞、医療用資器材を始めとする物資の不足等により、依然として予断を許さない状況が続いている。

そのような中、今後予測される感染爆発（オーバーシュート）に対し、国民及び地方公共団体が安全・安心のもと的確に対処できるよう、医療提供体制の維持について、政府に次のとおり緊急に要請をする。

医療提供体制の維持について

・感染疑い者数や患者数が急増した際にも、可能な限りまん延の抑制を図るとともに、必要な疫学調査は継続し、感染経路やクラスターの発生等の把握に努めるため、周囲に対する感染性や、接触の度合い等の評価方法について、考え方をより詳細に示すこと。また、患者自身が行動や体調に関する情報を入力できるようなＩＣＴツールを開発し疫学調査や健康観察に活用する等、技術開発の推進や制度運用の柔軟化を図ること。

・感染疑いの方について保健所で安全にウイルス検体採取等の対応をとるため、エアテント（ドーム）、防護服、ゴーグル、防護マスク、防護手袋等必要な資器材の調達や人材支援を実施すること。

・患者数の急増に備え、さらに広域的な患者の搬送・収容策を検討するとともに、感染症病床以外の病床を一定率でプールしておく等、具体的な入院体制の強化策を講ずるとともに、医療機関に対して経済的支援を講ずること。また、医療体制の崩壊を防ぐため、感染不安者を含めた医療機関の適正受診のあり方や、無症状あるいは軽症者の入退院基準を再度整理し、国民に広く浸透するよう周知するとともに、院内で患者や接触者が発生した際の当該医療機関の業務継続方針や、臨時の医療施設や医療機関以外の患者受入施設の確保策について具体的な方針を示すこと。

・検査数の急増に備え、必要な試薬・資器材等を検査機関に安定的に供給していくこと。また、検査を担う専門職等は限られていることから、官民を問わず検査機関間で相互支援できるよう、全国的な人員の応援体制を整備すること。

・感染症対策における広域的対応について、新型感染症の発生に即時対応が可能な都道府県単位の公衆衛生組織等の設置を検討すること。

・保健所への医療的な相談数が急増した際でもより効果的・効率的に対応できるよう、民間の活力をさらに積極的に導入し、複数の自治体が共同で設置（委託）できるようなコールセンター体制を整備すること。

・ワクチンや治療薬の新規開発に向け、積極的に研究を推進するとともに、承認後に臨床現場での混乱が生じることを防ぐため、ガイドラインの整備や、必要に応じ具体的な接種体制の検討にも着手すること。

令和２年４月１日

中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望（令和２年４月13日）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

国は、新型コロナウイルス感染症への対策が危機管理上、重大な課題であるとの認識の下、４月７日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出し、首都圏では東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県が緊急事態措置を実施すべき区域とされた。

そうした中、各都県においては、既に同法第２４条第９項に基づく施設の使用停止及び催物の開催停止の要請を実施することが示されており、今後、一都三県が一丸となって感染拡大防止に取り組むとともに、営業自粛等に協力していただく中小企業への支援策を講じていくことが必要である。

また、既に、千葉県においても、感染経路の不明な患者が散発的に発生し、一部の地域では感染拡大の傾向が見られており、感染が拡大する東京都と近接し、都内との生活、経済活動に伴う往来が活発である各都市においては、今後さらに感染が拡大した際の医療体制の確保に強い懸念を抱くものである。

ついては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、以下のとおり、緊急に要望する。

１　施設の休業要請に伴う休業補償など中小企業への支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保について国に要望すること。

２　感染者の増加に備えた病床及び軽症者のための宿泊施設の確保等の取組みをさらに加速するとともに、これらを市独自で実施した場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画に位置付け、適切な財政措置を行うこと。

３　クラスターの発生場所、規模等について、迅速に情報を共有するとともに、的確にこれを公開し、それらの場所への外出の自粛要請を強力に行うこと。

令和２年４月１３日

千葉県知事　森田健作　様

千葉市長　熊谷俊人
船橋市長　松戸徹
松戸市長　本郷谷健次
柏市長　秋山浩保

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月14日）①

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急要望について

令和２年４月１４日

千 葉 県 市 長 会
千 葉 県 町 村 会

新型コロナウイルス感染症に関する
緊急要望について

令和元年１２月に中華人民共和国湖北省武漢市において集団発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各地で猛威を振るい、令和２年３月１１日には世界保健機関がパンデミックを宣言しました。

その後、国内においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催が一年延期となり、東京都内での感染者の急増や本県では福祉施設における集団感染が確認されるなど、感染拡大に歯止めがかからず、４月７日には、国による「緊急事態宣言」が出され、本県を含む７都府県が対象区域とされました。

このような状況の中で、マスクや消毒液等の生活物資は、依然として不足しており、また、商業施設や娯楽・遊戯施設等の休業、国内外の観光客の減少や各種イベント等の中止により、地域経済に重大な影響が生じ、住民の生活は不安定な状況となっています。

本県内においては、未だに令和元年房総半島台風等の大規模自然災害から復興半ばであり、このまま感染の拡大が続く場合、自治体の対応にも限界が来てしまいます。

ついては、下記の事項について、早急に措置していただきますよう強く要望します。

記

１　県と市町村の情報共有・緊密な連携について

（１）県民の不安感を払しょくするとともに、感染のまん延防止のため、国・県の対応状況や、感染の状況、感染予防の方法等、適切な情報を公開・提供すること。

-1-

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月14日）②

（２）各自治体や医療機関が感染者等に対し迅速かつ的確に対応するため、医療機関別の確保病床数・入院病床数・空病床数の随時開示、報道発表資料の自治体への即時提供、地域別・自治体別の感染者数や医療資材等の在庫状況などの情報を速やかに提供すること。

（３）市町村や医療関係者等と緊密に情報共有を行い、市町村の感染拡大防止対応策に繋がる詳細な情報（感染者、濃厚接触者の行動歴や経過観察者等）を積極的に提供すること。

（４）千葉県から公表されている「新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の発生について」において、「調査中」や「実施予定」と公表したものについては、その調査結果等を早期に公表することが、感染拡大の防止や予防の啓発に繋がることから、調査後や実施後の情報について、詳細かつ早期に公表すること。

（５）休業等による収入減少で生活に困っている世帯に対する「生活支援臨時給付金(仮称)」等、緊急経済対策の実施に際し、その支給事務等について、混乱や過大な負担が生じることのないよう人材の支援なども含め十分な措置を講じること。また、市町村の保健部門に専門的知見を有する人材の支援を図ること。

（６）県内全域への緊急事態措置を踏まえ、医療体制をはじめとする県内の統一した方向性・見解を発出すること。その中で、自治体により感染状況が異なることから、県が行う措置や対応は、地域や自治体ごとの実情や特性に応じた柔軟なものとすること。

（７）重症度に応じた医療提供体制を具体的に検討し、市町村に情報提供すること。

２　物資不足への対応について

感染対策に係る物品（救急・災害活動用等のマスク、手袋、感染防止衣、消毒用薬剤、救急カート、集団予防接種を行う際に必要な冷蔵庫等）について、次の措置を講じること。

①　住民に対する安定的な供給を確保すること。
②　県で備蓄している物品を配布すること。
③　消防機関等の行政機関及び医療機関、教育施設、社会福祉施設等に対して、優先的に購入できるようにすること。

３　小・中学校等の臨時休業等への対応について

（１）各自治体に差異が生じないよう、県が一斉臨時休校や学校再開についての統一的な見解を示すこと。

（２）令和２年３月１日付総行公第３４号（総務省自治行政局公務員部長通知）「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」により、学校の臨時休業の要請等に対応するため休暇を取得した職員の給料・報酬について助成を行うこと。

（３）テレビ放送などのメディアによる映像等を活用した、小学校１年生から中学校３年生までの学習支援事業を実施すること。

（４）学校再開に向けて教職員へのマスクや学校への消毒薬などを提供すること。

（５）市町村での対応が難しい遠隔授業など、県や地域で統一した教育環境の整備や方策を実施すること。

（６）夏季休暇を授業日とする場合には、期間中の教員研修の軽減や弾力的な運用をすること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月14日）③

４　医療・介護サービス提供体制の確保等について

（１）感染者の増加により医療供給体制の維持が困難な状況下において、県は主体的な役割を果たし、病床の確保や軽症者のための宿泊療養施設の確保、医療資材の確保や国への確保要請等、実情に合わせた対応を行うこと。

（２）医療機関に対する財政支援について

① 新型コロナウイルスの感染者を受入れる医療機関に対し、必要となる改修や物品、その他、院内感染防止のため消毒等の費用について、十分な財政支援を講じること。

② 医療機関の対応力の強化を図るため、民間医療機関の参入も促すよう、新型コロナウイルスに感染した患者の受入れに伴う一般患者の受入れ抑制や施設の休止等による収入の減少に対し、公立、民間の全ての医療機関を対象にする補償制度を構築する等、支援策の拡充を図ること。

（３）医療・福祉体制の強化等について

① 医師、看護師等の人材や医療品、医療資機材等の確保や配給、又は、専門人材の派遣や設備整備のための支援制度を早急に創設すること。さらに、感染患者の急増を踏まえた医療体制の確保について、具体的な拡充策を早急に示すこと。

② 病床確保のため、無症状や軽症者を受入れられるよう、国や県の施設、ホテル等の活用により宿泊施設等を確保し、医療処置を要する患者は医療機関で診る等、重症度に応じた機能分化を図ること。

③ 無症状の陽性患者の早期発見や別の疾患による不必要な隔離を避けるため、簡潔かつ迅速に感染を判定できるＰＣＲ検査体制の充実を図ること。

④ 感染患者の拡散を防ぎ対応力の強化を図るため、中等症の患者の受入れについては、各地の小規模な医療機関に分散させず、各医療圏域において、受入れ可能な医療機関に患者を集約させること。

⑤ 今後、感染者の大幅な増加を見据え、重傷者は感染症指定医療機関で受入れ、中等症までは、感染症指定医療機関以外の一般医療機関（公立病院等）で受入れることが予想されることから、ＰＰＥの確保が必須となるため、大至急、防護服やゴーグル、Ｎ９５マスク等を支給すること。

⑥ 医療・福祉サービス等の提供の際、感染拡大を防ぐため、生活保護受給者への対面調査を電話調査で可能にすることや介護認定に関し、審査会を開催せず、書面審査等で出来るよう弾力的な運用を可能とすること。

⑦ 介護職員の不安を解消するための情報を提供すること。また、障がい者などの区分認定や相談支援のプランニング及び自立支援医療等の期限について、延長や遡って認定する等の柔軟な対応をすること。

⑧ 厚生労働省からの通知では、訪問介護事業所は、訪問介護サービス利用者の家族が感染者となった場合でも、地域の保健所と相談のうえ、感染防止対策を講じ、必要なサービスを提供することとなっているが、事業所から対応を拒否されるケースが発生しているため、県内の事業所に対して指導を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月14日）④

５　地域経済対策について

（１）国の緊急経済対策に呼応し、補正予算等により、中小企業に対する「雇用の維持」や「事業の継続」に向けた支援を実施するとともに、テレワークやＩｏＴなどによる生産性向上や働き方の見直しへの支援を強化するほか、地域の実情に即した県独自の経済対策を講じること。

（２）企業の資金繰り対策に関する相談窓口の機能強化に伴う人員及び設備の増強等、窓口の機能を充実させるために必要な経費を助成すること。

（３）緊急経済対策の各種メニューの実施時期や事業内容についての詳細な情報を早期に決定し、支援を必要としている企業・事業者に分かりやすい形で周知すること。

（４）中小事業者に対し、効果的かつ確実な支援を早急に実施すること。

（５）事業者等への円滑な資金調達に関する県独自の支援策を創設すること。

（６）多くの店舗が営業を自粛することによって、出荷した作物の価格の低下や、作物の受入れ拒否などが想定されること、また、小・中学校の臨時休校に伴い給食で使用する作物が納品できなくなっている等により、減収した農業者に対し十分な所得補償を講じること。

（７）冷え込む地域経済活性化のため、プレミアム付商品券の発行や、中小企業に対する休業補償の実施、中小企業の運転資金借入金返済に充てるための給付金制度の実施及びふっこう割事業を継続するとともに、全ての者に一人当たり一律１０万円の給付を行い地域住民の生活支援を実施することについて国に働きかけること。

６　財政措置等について

（１）住民に対する緊急的な生活支援対策のため、徴収している税等の減免措置を行なう等、市町村が独自に行う取組に対して財政支援すること。

（２）新型コロナウイルス感染症対策として実施される経済対策等にかかる地方負担分の経費について、国の責任によって地方自治体の実情を踏まえた財源措置を講じるよう働きかけること。

（３）各自治体が物資を確保、配布をした場合には、財政支援を行うこと。

（４）新型コロナウイルス感染患者等の受入れなどに伴う、公立病院の経営状況の悪化に対する制度（補助金、地方交付税）を創設すること。

（５）緊急事態宣言に伴う各要請により発生した、保育所利用自粛に伴う保育料減免分及び学校給食費、学童保育所利用料に係る減収分などについて財政支援すること。また、今後、緊急財政対策の執行に付随する自治体の費用負担に対して十分な財政措置を行うこと。

７　その他

（１）クラスターの形成を抑えるため、営業の自粛を要請する企業の休業補償について、国に要請すること。

（２）企業に対して、不要不急の業務の縮小やテレワークの促進、時差出勤や時短勤務の拡大など、従業員の感染リスクを減少させる取り組みの実施を強く呼びかけること。また、これを契機として社会変革を一気に加速させるため、テレワークやＩｏＴなどによる生産性向上や働き方の見直しを働きかけること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月14日）⑤

（３）新型コロナウイルス感染症患者が死亡した際の葬祭事業者の協力体制の確立について、次の事項について措置を講じること。
① 県内の葬祭事業者が遅滞なく御遺体を受入れられるよう、葬祭事業者に対して協力要請を行うこと。
② 葬祭事業者が安心して安全に取り扱うことができるよう早急にマニュアルを整備するとともに、安全性の周知を図ること。
③ マニュアル整備のみならず葬祭に関わる複数の事業代表者を招き実地研修を行うことで、葬祭事業者が不安なく取り扱いできる環境を構築すること。

（４）市町村業務におけるバックオフィス及びテレワークの実施のためのガイドライン等を整備すること。

（５）令和２年国勢調査における準備業務に鑑みた実施の可否、調査方法の変更を国に働きかけること。

（６）「コールセンター」や「帰国者・接触者相談センター」への電話相談に対し、より迅速かつ適切に対応されるため、同センターの電話回線を増やすとともに、同センターにおいて対応される職員の教育や資質向上などの体制充実を図ること。

（７）本県を含む関東地方の緊急事態宣言対象地域では、施設等の休業要請が発出されたところだが、他都県と本県の要請内容が異なる業種については、本県への客の流入による感染の可能性も否定できない。要請の実効性を高めるため、休業補償等、支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保について国に要望すること。

（８）新型コロナウイルスのＰＣＲ検査で、陽性とされた傷病者と接触のあった消防（救急）隊員に対して、無症状であった場合でも優先的にＰＣＲ検査を実施すること。

（９）サーフィン、キャンプ等、屋外アクテビティの行動自粛については、該当する地域が広範であることや、屋内外を問わず県域を越えた行動自粛については、メッセージをより強く発信する必要があることから、あらゆるメディアを通じ県から関係各所へ要請すること。また、その要請について継続的に実施すること。

令和２年４月１４日

千葉県知事　森　田　　健　作　様

千葉県市長会長　鎌ケ谷市長　清　水　　聖　士

千葉県町村会長　東 庄 町 長　岩　田　　利　雄

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月22日）①

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急要望について

令和２年４月２２日

千 葉 県 市 長 会
千 葉 県 町 村 会

新型コロナウイルス感染症に関する
緊急要望について

国におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多岐にわたる政策を展開し、感染症拡大防止等にご尽力いただいているところですが、今回の新型コロナウイルス感染症を撲滅するためは、国、地方が一丸となって当該感染症に立ち向かうことが重要であるものと認識しております。

こうした認識のもと、住民に一番近い我々市町村では、地域住民の安全・安心の確保や地域経済の安定のため、懸命に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の陽性者は、増加しており、その対応や感染拡大防止、地域医療の健全化等の課題は山積しております。

一方、本県では、令和元年房総半島台風を始めとした自然災害の被害からの復興も道半ばの状況であることもご賢察いただき、市町村の取組の支援として、次の事項について、早急に措置いただきますよう強く要望いたします。

記

１　物資不足への対応について

感染対策に係る物品（救急・災害活動用等のマスク、手袋 、感染防止衣、消毒用薬剤、救急カート等）について、次の措置を講じること。

① 医療機関及び消防機関等の行政機関、教育施設、社会福祉施設等に対し、優先的な確保を図ること。
② 住民に対する安定的な供給を確保すること。
③ 国で備蓄している物品を供給すること。
④ 感染症対策に係る物品について、共同調達、販売斡旋等の施策を講じること。

－1－

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月22日）②

２　小・中学校等の臨時休業等への対応について

（１）遠隔授業が出来るよう児童生徒１人に１台の端末整備に加え、通信環境の整備、ソフトウェアやコンテンツ等の充実を図ること。なお、現在、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク等の整備を進めていることからも、同事業を活用した上で早期の実現を図ること。

（２）令和２年３月１日付総行公第３４号（総務省自治行政局公務員部長通知）「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」により、学校の臨時休業の要請等に対応するため休暇を取得した職員の給料・報酬について助成を行うこと。

（３）学校再開に向けて消毒用薬剤等の感染拡大防止の物品を提供すること。

３　医療・介護サービス提供体制の確保等について

（１）　医療機関等に対する財政支援について

①　新型コロナウイルス感染症対策に従事する医師、看護師等に係る危険手当や罹患の際の休業補償、その他、病床確保に係る経費等について財源措置を行うこと。なお、感染防止のため、確保した病床の一部が使用できなくなった場合でも、確保した全ての病床に対し、実情に合わせた額で補償を行うこと。

②　新型コロナウイルス感染者の受入れに伴う一般患者の抑制により、収入減少となった場合の公立、民間の全ての医療機関を対象にする補償制度等の構築及び対策終了後の機能回復に対し、財政支援を講じること。

③　新型コロナウイルス感染者の受入れに伴い必要となる医師や看護師等の人員、設備の整備や改修、物品の購入、その他、院内感染を防止する消毒等の費用について、公立、民間の全ての医療機関を対象に十分な財政支援を講じること。

④　感染拡大防止のため、外出の自粛や「３つの密」の回避が求められることにより、多数の介護事業者等の運営に支障が出ることが想定されることから、高齢者の介護等を続けられるよう財源支援を図ること。

（２）医療・福祉体制の強化等について

①　ＰＰＥ（防護着、ガウン、キャップ、ゴーグル、ファイスシールド、手袋、Ｎ９５マスク）、検体採取用のスピッツ、検体採取用綿棒（鼻咽頭用）、パラフィルム、人工呼吸器、検査試薬等を大至急、国で確保し、優先的に医療機関に給付を行うこと。

②　医師、看護師等の人材確保、医療品、医療資機材等の確保や安定供給、さらに専門人材の派遣や設備整備のための支援制度を早急に創設すること。また、院内感染の防止等、医療従事者の安全確保に万全を期すこと。さらに、住民が適切な医療提供を受けられるよう医療体制の整備を図ること。

③　今後の感染拡大に備え、入院病床及び軽症者等を受入れる民間施設の確保が必要となるため、民間施設の借り上げに対する支援やマンパワーの体制づくりを構築すること。

④　無症状の陽性患者の早期発見や別の疾患による不必要な隔離を避けるため、簡潔かつ迅速に感染を判定できる

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月22日）③

ＰＣＲ検査体制の強化を図り、積極的に検査を実施すること。

⑤　新型コロナウイルス感染者の退院の取扱いに関し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて　（一部改正）（令和２年４月２日健感発０４０２第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」によれば、感染者の退院には、２回のＰＣＲ検査で陰性となる必要があるが、この間、医療機関は新たな重症感染者の受入れができず、また、病床にも余裕がなくなり、医療崩壊につながりかねない。そのため、症状が安定した感染者はホテル療養等にして、重篤者が優先的に医療機関にて治療を受けられるよう早急にこの基準を見直すこと。

⑥　アビガン等の治療薬は現状では保険適応外処方となるため、早期の承認及び薬価収載を行うこと。

⑦　予防ワクチンの早期開発に全力で取り組むこと。

⑧　医療・福祉サービス等の提供の際、生活保護受給者への対面調査を電話調査で可能にすること等、感染拡大を防ぐための弾力的な運用を可能とすること。

⑨　介護職員の不安を解消するための情報を提供すること。

４　地域経済対策について

（１）企業の資金繰り対策に関する相談窓口の機能強化に伴う人員及び設備の増強等、窓口の機能を充実させるために必要となる経費を助成すること。

（２）住民の安定した生活を守るため、政府が示している支援策をはじめ、事業活動の自粛に伴う企業への損失補償や休

業補償、資金融資などの支援について、その内容や実施時期などの詳細を、早期に決定しかつ市町村や企業・事業者に分かりやすく示すこと。また、対象や手続きがより簡素で明確な支援策やオンライン申請の整備を推進すること。

（３）中小企業・小規模事業者や農業者等に対する幅広な支援（資金繰り支援強化、利子補給、助成金、給付金、休業補償、税負担の軽減等）を行い、事業継続に希望を持てる対策を講じること。また、それらの支援が市町村を通じて行われる場合は、迅速かつ効率的な事務執行が可能な制度とし、現場に支障がないよう配慮すること。

（４）大規模観光施設の休業に伴い、同観光施設の関連企業や宿泊施設においても売上が大きく減少している。また、屋形船事業者における風評被害や、飲食店における売上の著しい減少など、地域経済を支える中小企業等に対しても深刻な影響が生じている。そのため、貸付ではない中小企業等への新たな給付措置を早急に実施するとともに、休業補償や雇用の確保など、幅広く手厚い継続的な財政支援を講じること。

（５）業況が悪化した中小企業等に対する給付については、手続きの簡素化により速やかに資金繰りの支援を行うこと。また、支給要件については、売上高等の減少の割合に応じた段階的な給付を行う等、業況が悪化した中小企業等に逼く支援が行われるよう支給要件を見直すこと。加えて、新規創業者等の売上高の前年同月比較が困難な事業者に対して支援を行うこと。

（６）雇用調整助成金の申請については、申請に係る必要書類を極力減らす等手続きの簡素化を行うとともに、

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月22日）④

助成割合の更なる引上げを行い、感染症の拡大の抑止に取り組む中小企業等の負担軽減を図ること。

（７）地域経済活性化のため、プレミアム付商品券の発行や、中小企業に対する休業補償の実施、中小企業の運転資金借入金返済に充てるための給付金制度の実施及びふっこう割事業を継続し、地域住民の生活支援を実施すること。

５　財政措置等について

（１）住民に対する緊急的な生活支援対策のため、税等の減免措置を行なう等、市町村が独自に行う取組に対して財政支援を講じること。

（２）納税の猶予制度の適用を受けた場合、納期限の経過分が滞納扱いとなり借入等が困難となることから、金融機関へ借入が可能となるよう働きかけるとともに、地方税の納付期限延長等の対策も講じること。

（３）新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域経済対策については、すべての地方公共団体にとって喫緊の課題であり、多大な財政負担となることから、対策に要する経費を補填する補助金や交付金の制度の創設等、地方自治体の実情を踏まえた財政措置を早急に講じること。

（４）特定警戒の都道府県として指定された地方自治体の財政負担に対しては、対象地域以外の地方自治体と区別し、それぞれの実情に応じたかつ重点的な財政措置を講じること。

（５）特別交付税の算定対象について幅広く算定すること。

（６）乳幼児健診について、集団健診の中止により個別健診とした場合における市町村の費用負担の増加分について財政支援を講じること。

（７）短期間での生活支援金の給付を実現するためには、感染防止（オンライン・郵送など非対面による申請受付）を図りながら申請者に寄り添った対応が必要であることから、休日・夜間対応を要した際の超過勤務手当について交付金等による財源を措置すること。

（８）売上高が減少した中小企業等に対する固定資産税等の減免措置について、その減免税額相当分を補填するとともに、当該減免措置に係るシステム改修費等の経費についても、財政措置を講じること。

（９）学校等で感染者が出た場合の校内消毒等、感染症対策に要した費用の助成を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症に伴うキャンセルによる指定管理者等の減収分について財政支援を行うこと。

（10）緊急事態宣言に伴う各要請により発生した、保育所利用自粛に伴う保育料減免分及び学校給食費、学童保育所利用料に係る減収分などについて財政支援を講じること。また、今後、緊急財政対策の執行に付随する自治体の費用負担に対して十分な財政措置を行うこと。

６　その他

（１）市町村業務におけるバックオフィス及びテレワークの実施のためのガイドライン等を整備すること。

（２）新型コロナウイルス感染症の拡大・収束シナリオ及び経済予測（需給予測）について、時系列予測を３パターン（楽観、普通、悲観）程度示すこと。

（３）各種補助金を活用して行う「令和２年度事業予定の国庫補助事業」については、請負業者等の業務縮小や業務停止、予定資材の納入遅延、また、用地買収に伴う地権者との契約

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和２年４月22日）⑤

事務の遅延等により、予定していた事業が完了できないことが想定されることから、当該事業の遅延について特別な措置を講じること。また、令和３年度以降も引き続き影響がある場合は、見直し措置を講じること。

（４）生活支援金の支給にあたっては、適切かつ迅速に国からの直接給付により実施すること。また、この生活給付金だけでは生活が厳しい住民がいることからも、当初案の生活支援臨時給付金（減収世帯への３０万円の給付）についても引き続き検討すること。

（５）既存の制度（生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等）で支援対象となっていない外国人留学生等を含む全ての住民に対して、金銭的な支援を含め、生活をするために必要な支援を行うこと。

（６）新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査で、陽性とされた傷病者と接触のあった消防（救急）隊員に対して、傷病者が無症状であった場合でも優先的にＰＣＲ検査を実施すること。

（７）治療方法が確立されていない疾病である新型コロナウイルス感染症が爆発的な感染拡大となった場合を鑑み、市町村が行う地域住民の健康支援方法について、早急に「対応ガイドライン」を示すこと。

（８）県域を越えた行動自粛については、メッセージをより強く発信する必要があるため、あらゆるメディアを通じ継続的に要請を実施すること。

令和２年４月２２日

様

千葉県市長会長　鎌ケ谷市長　清　水　　聖　士

千葉県町村会長　東庄町長　岩　田　　利　雄

（緊急要望）国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について（令和２年４月24日）①

船保総第１１２４号
令和２年４月２４日

厚生労働大臣
加　藤　　勝　信　様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長　船橋市長　松戸　徹

（緊急要望）

国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について

新型コロナウイルスから国民を守るために、日夜ご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

非常事態宣言が全国に発令され、船橋市におきましても注意喚起と共に、独自のPCR検査の実施や医療崩壊を回避するための宿泊施設への軽症者受け入れ体制の構築等に努めているところです。

そうした中、外出の自粛要請が未だ徹底されていない状況があります。

これは、国民の新型コロナウイルスへの注意が高まっているものの、どの程度のリスク、危険性が日常の生活空間の中に存在するのかが具体的に示されていないことが大きな要因の一つと考えられます。

現在、様々な報道においては「軽症者からうつる」という何らかの症状がある人を想定したものが多く、何ら症状がなく健康に見える陽性者いわゆる「無症候性症例者」が一定の率で存在し、これが感染源になる危険性について、国として積極的な周知がなされていないことが注意喚起を漠然としたものにしている要因の一つになっていると思われます。

４月２２日の専門家会議の提言でもこの件については言及されていませんが、５月の大型連休の結果が今後の新型コロナウイルス対策の行方を大きく左右することとなることから、国民の行動が大きな効果を得るものとするため提言いたします。

＜無症候性症例者の実態のデータについて＞

日本では、発症していない健康と思われる人のPCR検査が検疫を除き実施されるケースがほとんどないために、無症候性症例者いわゆるサイレントキャリアがどの程度社会に存在するかは明確になっていません。

しかしながら、数少ない日本での事例の一つとして、ダイヤモンドプリンセス号で対象者全員の一括PCR検査が行われ、その結果、陽性者の半数近くがサイレントキャリアであることが国から報告されました。また、海外からの帰国者に対する検疫検査でも高い確率でサイレントキャリアが確認されていることが日々報告されています。

アイスランドでは国民の約５％にあたる17,900人を対象としたPCR検査が行われ、陽性となった人の５０％がサイレントキャリアであったという報告がなされています。（４月３日 CNN）。この他にも、海外でのサイレントキャリアについての指摘は複数あり、最近では米国空母で乗組員６００人以上が陽性と判明し、その内６０％が無症状であったと報道されていることはご承知のとおりです。

◎船橋市所管の「北総育成園」における無症候症例者は陽性者全体の５４．３％

船橋市が開設している障害者支援施設「北総育成園」で、３月２８日に集団感染が確認されました。これに伴って行われた入所者、職員、職員の家族２７１人を対象とした一括PCR検査では陽性者１１５人が確認され、そのうち無症候のサイレントキャリアは６３人で全体の５４．７％となり、他の事例と比較してもその占める割合はほぼ一致しています。

当然、特定の条件下での検査であり、社会にそのまま置き換えることはできませんが、他のデータと照らし合わせても無症候症例者が一定の割合で確認されている事実は、感染経路不明者の増加に対する要因となっている可能性は否定できず、国民に警鐘を鳴らす意味からも着目されるべきであると思います。

＜国民の行動に結びつく危険を「実感」できる情報の周知を＞

無症候性症例者について、現在のデータ量からは学術的に状況を示すことは難しいかもしれません。しかしながら、感染防止のために他の人との接触を極力減らすことが何よりも必要であると要請している今、効果を得る行動につなげるためには、一人でも多くの国民に自らが危険な状況にあることを実感できるデータを具体的に示すことが不可欠です。

日常の生活空間の下で、健康そうに見える人でも感染源となる可能性がある陽性の人が存在し、その割合は決して低いものではないことは示せると思います。

感染拡大を防ぐために、今、医療をはじめ、様々な分野の方たちが懸命に取り組んでくれています。各自治体においてもそれぞれの地域での取り組みを続けています。そうした中、大きな効果を得られるか否かは国民一人一人の行動にかかっていることは言を俟ちません。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動、接触が懸念される中、国民が具体的に危機感を共有できるようにするために、社会の中の「無症候性症例者」の存在を明示し、だからこそ可能な限り人との接触を避けることが重要であることを国民に対して早急に周知していただけるよう強く要望いたします。

（緊急要望）国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について（令和２年４月24日）②

船保総第１１２４号
令和２年４月２４日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
座長　脇田　隆字　様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長　船橋市長　松戸　徹

（緊急要望）

国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について

新型コロナウイルスから国民を守るために、日夜ご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

非常事態宣言が全国に発令され、船橋市におきましても注意喚起と共に、独自のPCR検査の実施や医療崩壊を回避するための宿泊施設への軽症者受け入れ体制の構築等に努めているところです。

そうした中、外出の自粛要請が未だ徹底されていない状況があります。

これは、国民の新型コロナウイルスへの注意が高まっているものの、どの程度のリスク、危険性が日常の生活空間の中に存在するのかが具体的に示されていないことが大きな要因の一つと考えられます。

現在、様々な報道においては「軽症者からうつる」という何らかの症状がある人を想定したものが多く、何ら症状がなく健康に見える陽性者いわゆる「無症候性症例者」が一定の率で存在し、これが感染源になる危険性について、国として積極的な周知がなされていないことが注意喚起を漠然としたものにしている要因の一つになっていると思われます。

４月２２日の専門家会議の提言でもこの件については言及されていませんが、５月の大型連休の結果が今後の新型コロナウイルス対策の行方を大きく左右することとなることから、国民の行動が大きな効果を得るものとするため提言いたします。

＜無症候性症例者の実態のデータについて＞

日本では、発症していない健康と思われる人のPCR検査が検疫を除き実施されるケースがほとんどないために、無症候性症例者いわゆるサイレントキャリアがどの程度社会に存在するかは明確になっていません。

しかしながら、数少ない日本での事例の一つとして、ダイヤモンドプリンセス号で対象者全員の一括PCR検査が行われ、その結果、陽性者の半数近くがサイレントキャリアであることが国から報告されました。また、海外からの帰国者に対する検疫検査でも高い確率でサイレントキャリアが確認されていることが日々報告されています。

アイスランドでは国民の約５％にあたる17,900人を対象としたPCR検査が行われ、陽性となった人の５０％がサイレントキャリアであったという報告がなされています。（４月３日 CNN）。この他にも、海外でのサイレントキャリアについての指摘は複数あり、最近では米国空母で乗組員６００人以上が陽性と判明し、その内６０％が無症状であったと報道されていることはご承知のとおりです。

◎船橋市所管の「北総育成園」における無症候症例者は陽性者全体の５４．３％

船橋市が開設している障害者支援施設「北総育成園」で、３月２８日に集団感染が確認されました。これに伴って行われた入所者、職員、職員の家族２７１人を対象とした一括PCR検査では陽性者１１５人が確認され、そのうち無症候のサイレントキャリアは６３人で全体の５４．７％となり、他の事例と比較してもその占める割合はほぼ一致しています。

当然、特定の条件下での検査であり、社会にそのまま置き換えることはできませんが、他のデータと照らし合わせても無症候症例者が一定の割合で確認されている事実は、感染経路不明者の増加に対する要因となっている可能性は否定できず、国民に警鐘を鳴らす意味からも着目されるべきであると思います。

＜国民の行動に結びつく危険を「実感」できる情報の周知を＞

無症候性症例者について、現在のデータ量からは学術的に状況を示すことは難しいかもしれません。しかしながら、感染防止のために他の人との接触を極力減らすことが何よりも必要であると要請している今、効果を得る行動につなげるためには、一人でも多くの国民に自らが危険な状況にあることを実感できるデータを具体的に示すことが不可欠です。

日常の生活空間の下で、健康そうに見える人でも感染源となる可能性がある陽性の人が存在し、その割合は決して低いものではないことは示せると思います。

感染拡大を防ぐために、今、医療をはじめ、様々な分野の方たちが懸命に取り組んでくれています。各自治体においてもそれぞれの地域での取り組みを続けています。そうした中、大きな効果を得られるか否かは国民一人一人の行動にかかっていることは言を俟ちません。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動、接触が懸念される中、国民が具体的に危機感を共有できるようにするために、社会の中の「無症候性症例者」の存在を明示し、だからこそ可能な限り人との接触を避けることが重要であることを周知することについて、専門家会議から国と報道機関に対して早急に提言していただけるよう強く要望いたします。

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について（緊急要望）（令和２年４月24日）

船商第595号
令和２年４月24日

経済産業大臣　梶山　弘志　殿

千葉県
船橋市長　松戸　徹

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について(緊急要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、国の緊急事態宣言が全国に発出されたことに先立ち7都府県に発出され、千葉県でも4月14日から国のガイドラインに沿った形で劇場や映画館、キャバレーやナイトクラブ、カラオケ、ネットカフェ、パチンコ店等に休業要請がありました。

船橋市においては、現在新型コロナウイルス感染者が 100 人に迫る勢いにあり、県の要請に基づき市内事業者の多くは営業時間の短縮や一時休業への協力を行っています。しかしながら、パチンコ店については大手チェーン店を除き、引き続き営業している状況にあり、他市、他県からも客が来場している状態であり、さらなる感染拡大を引き起こしかねない状況となっています。

このような状況の中でもパチンコ店が休業要請に従わず営業を継続している要因として、パチンコ店の多くは大手チェーン店を除けば中小零細企業であり、家賃や高額機械の維持費等の固定費が多くかかり、自転車操業のような厳しい経営状況にあるためです。

一方、要請に従い休業し資金繰りに支障をきたしたとしても、パチンコ店については信用保証対象業種から除外されており市町村の信用保証付き中小企業融資制度を利用することができません。

パチンコ営業に関して様々なご意見があることは重々承知しておりますが、パチンコ店で組織する遊技場協同組合では積極的に地域貢献を行い、地域社会の一員としての役割を果たしており、そのような業界に対して他の業種と同様の支援が必要と考えます。

国民の命を守るために営業自粛を徹底していただけるように、公的な金融支援が必要と考えますのでパチンコ店について信用保証対象業種への迅速な適用を緊急要望いたします。

船商第595号
令和２年４月24日

経済産業副大臣　牧原　秀樹　殿

千葉県
船橋市長　松戸　徹

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について(緊急要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、国の緊急事態宣言が全国に発出されたことに先立ち7都府県に発出され、千葉県でも4月14日から国のガイドラインに沿った形で劇場や映画館、キャバレーやナイトクラブ、カラオケ、ネットカフェ、パチンコ店等に休業要請がありました。

船橋市においては、現在新型コロナウイルス感染者が 100 人に迫る勢いにあり、県の要請に基づき市内事業者の多くは営業時間の短縮や一時休業への協力を行っています。しかしながら、パチンコ店については大手チェーン店を除き、引き続き営業している状況にあり、他市、他県からも客が来場している状態であり、さらなる感染拡大を引き起こしかねない状況となっています。

このような状況の中でもパチンコ店が休業要請に従わず営業を継続している要因として、パチンコ店の多くは大手チェーン店を除けば中小零細企業であり、家賃や高額機械の維持費等の固定費が多くかかり、自転車操業のような厳しい経営状況にあるためです。

一方、要請に従い休業し資金繰りに支障をきたしたとしても、パチンコ店については信用保証対象業種から除外されており市町村の信用保証付き中小企業融資制度を利用することができません。

パチンコ営業に関して様々なご意見があることは重々承知しておりますが、パチンコ店で組織する遊技場協同組合では積極的に地域貢献を行い、地域社会の一員としての役割を果たしており、そのような業界に対して他の業種と同様の支援が必要と考えます。

国民の命を守るために営業自粛を徹底していただけるように、公的な金融支援が必要と考えますのでパチンコ店について信用保証対象業種への迅速な適用を緊急要望いたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月22日）

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象区域について、国が東京都、北海道等の特例警戒都道府県を除く４２府県を解除したことにより、多くの国民は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」の道を歩み始めた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地方に残した爪痕は深刻であり、地域経済や住民の安全安心を円滑に取り戻すためには、依然として地方自治体のきめ細やかな支援が必要な状況である。

全国６０市で２，２３３万人の住民を抱える中核市は、圏域の中枢都市として近隣市町村を含めた保健・医療、経済・雇用、教育・文化等を推進する役割を担っており、新型コロナウイルス感染症という自然災害からいち早く復興することで、圏域全体の経済的な回復をけん引することが期待されている。実際に各中核市においては、厳しい財政状況の中でも地域の実情に応じた独自の支援を実施しており、近隣生活圏・経済圏の復興に向けて全力を上げて取り組んでいるところである。

一方で、国の緊急経済対策の中で示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）は地方の復活に向けた重要な財源であるが、今後の回復フェーズを見据えた際に額が大きく不足している。

ついては、中核市が地域経済及び市民生活の回復に向けて実効性のある対策を速やかに推進するため、臨時交付金をはじめとする地方への財政的な支援について、第二次補正予算の編成に反映していただくよう強く要請する。

【重点項目１】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法第４５条第１項の規定に基づく外出自粛や、同法第２４条第９項に基づく休業要請等に伴う措置として、国の支援措置とは別に、各自治体においては地域の実情に即した独自の給付金等を行っているところである。こうした取組の財源となる臨時交付金については、２０２０年度補正予算において１兆円が計上されているところであるが、緊急事態宣言期間の延長や住民ニーズの更なる高まり等により決定的に不足している。

臨時交付金の総額について、大幅に増額するとともに、収束後の消費の底上げ等を見据えた継続的な財政措置を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症という自然災害からの復興に対する交付金という性質に鑑み、財政力にかかわらず地域経済及び市民生活の回復に必要な額を措置すること。

（２）感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が大きな役割を果たすことを踏まえ、保健所設置自治体が感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう臨時交付金を重点的に配分すること。

（３）自治体の趣向を凝らした取組の財源として幅広く充当を可能とするとともに、遡及適用や複数年度にわたる事業活用等、弾力性が高く柔軟で事務負担の少ない制度設計とすること。また、必要な資金を早期に交付するなど自治体における財源確保への対策を講ずること。

【重点項目２】地方における税収減に対する財政措置について

地域経済の停滞による税収減や、社会保障関係の義務的経費の増加により、地方財政は極めて厳しい状況に置かれている。地方の安定的な財政運営のため、令和２年度の税収減対策として、地方交付税の前倒し交付や地方債の利子補填、減収補填債発行の対象税目拡充等、的確な財政措置を講ずること。

令和２年５月２２日

中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）①

新型コロナウイルス感染症対策

に関する緊急要請

中 核 市 市 長 会

令和２年５月２６日

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象区域について、国が全都道府県を解除したことにより、国民は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」の道を歩み始めた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地方に残した爪痕は深刻であり、地域経済や住民の安全安心を円滑に取り戻すためには、依然として地方自治体のきめ細やかな支援が必要な状況である。

全国６０市で２，２３３万人の住民を抱える中核市は、圏域の中枢都市として近隣市町村を含めた保健・医療、経済・雇用、教育・文化等を推進する役割を担っており、次の感染症流行の波に備えるべく、医療提供体制の充実や保健所の体制強化が求められているほか、新型コロナウイルス感染症という自然災害からいち早く復興することで、圏域全体の経済的な回復をけん引することが期待されている。

実際に各中核市においては、地域の実情に応じた独自の支援を実施しており、地域の医療・保健提供体制の充実や近隣生活圏・経済圏の復興に向けて全力を上げて取り組んでいるところであるが、地域経済の停滞による税収減や社会保障関係の義務的経費の増加等により十分な財源が確保できず、非常に厳しい財政運営状況である。

一方で、例えば国の緊急経済対策の中で示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）について今後のフェーズを見据えた際に額が大きく不足している等、地方への財政的、人的、制度的な支援は十分ではないと言える。

ついては、次の感染の波への備えとして医療提供体制や保健所の体制強化を図りつつ、中核市が地域経済及び市民生活の回復に向けて実効性のある対策を速やかに推進するため、主に令和２年度において緊急に対応が必要な項目について、国への要請事項をとりまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を早急に講じられるようお願い申し上げる。

令和２年５月

中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）②

提　言　目　次

１　地方財政への支援について　１～２ページ
（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
（２）地方交付税等について

２　経済・雇用対策について　３～８ページ
（１）継続的な経済対策の実施について
（２）制度融資における信用保証料・利子補給への財政支援等について
（３）事業者の雇用支援について
（４）特定求職者雇用開発助成金について
（５）持続化給付金について
（６）事業者に対する家賃補助について
（７）水道料金等への財政支援について
（８）休業協力金について
（９）公共交通事業者・物流事業者に対する支援について
（１０）農林漁業者に対する支援について
（１１）給食事業者に対する支援について
（１２）卸売市場に対する支援について
（１３）文化芸術・スポーツに対する支援について
（１４）公共施設の休止やイベントの中止等に対する財政支援について
（１５）福祉施設・事業所に対する支援について
（１６）観光事業者に対する支援について
（１７）商業団体に対する支援について
（１８）プレミアム付商品券等に対する財政支援について
（１９）キャッシュレス推進施策の延長・拡充について
（２０）各種支援の申請手続について
（２１）外国人に対する支援について
（２２）住居の確保について
（２３）新規学卒者等の再就職支援について
（２４）医療費の支援について

３　医療提供体制の確保、保健所の体制強化について　９～１２ページ
（１）医療提供体制の総合的な調整について
（２）医療機関への人的支援について
（３）医療機関への財政支援について
（４）地方の医療・保健に対する財政支援について
（５）保健所の体制強化について
（６）保健所の対応方法等について
（７）衛生用品の確保について
（８）検査について

４　教育・子育てへの支援について　１３～１６ページ
（１）ＩＣＴ環境整備、ＧＩＧＡスクール事業について
（２）給食等に対する支援について
（３）修学旅行に対する支援について
（４）ひとり親・貧困世帯に対する支援について
（５）その他、地方の教育・子育てに対する財政支援について
（６）衛生用品の確保について
（７）入試等について
（８）保育施設等従事者に対する支援について
（９）子ども・子育て支援交付金について
（１０）預かり施設の確保について
（１１）大学生に対する支援について

５　事業・事務の実施方法について　１７～１８ページ
（１）デジタルトランスフォーメーションの推進について
（２）国勢調査の延期等について
（３）事業実施の考え方について
（４）事業・事務の延期等について

６　その他、地方に対する支援について　１９～２２ページ
（１）国民健康保険料等について
（２）入院医療等に要する経費について
（３）保育料の減収に対する財政措置について
（４）公共工事費用に対する支援について
（５）地域における感染拡大防止について
（６）避難所における感染症対策について
（７）福祉施設・事業所に対する支援について
（８）介護事業者に対する支援について
（９）生活インフラ事業者に対する支援について
（１０）風評被害の抑制について
（１１）聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化について

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）③

Ⅰ　地方財政への支援について

（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

ア　新型インフルエンザ等対策特別措置法第４５条第１項の規定に基づく外出自粛や、同法第２４条第９項に基づく休業要請等に伴う措置として、国の支援措置とは別に、各自治体においては地域の実情に即した独自の給付金等を行っているところである。こうした取組の財源となる臨時交付金については、２０２０年度補正予算において１兆円が計上されているところであるが、緊急事態宣言期間の延長や住民ニーズの更なる高まり等により決定的に不足している。

　臨時交付金の総額について、大幅に増額するとともに、収束後の消費の底上げ等を見据えた継続的な財政措置を行うこと。

　加えて、新型コロナウイルス感染症という自然災害からの復興に対する交付金という性質と地方における中核市の役割の大きさに鑑み、財政力にかかわらず地域経済及び市民生活の回復に必要な額を措置すること。

イ　感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が重要な役割を果たしており、人的にも財政的にも負担が大きくなっている。保健所設置自治体が必要な施策を確実に実施できるよう臨時交付金を重点的に配分すること。

ウ　自治体の趣向を凝らした取組や国庫補助事業の地方負担分の財源として幅広く充当を可能とするとともに、令和元年度から繰り越した事業への遡及適用や複数年度にわたる事業活用等、弾力性が高く柔軟で事務負担の少ない制度設計とすること。また、必要な資金を早期に交付する等自治体における財源確保への対策を講ずること。

（２）地方交付税等について

ア　今後、地域経済の停滞による税収減や、社会保障関係の義務的経費の増加により、地方財政は極めて厳しい状況に置かれることから、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保に向けて、地方における歳入歳出の状況を適切に見込み、十分な地方交付税を措置すること。更には、令和２年度の税収減対策として、地方交付税の前倒し交付や交付金の拡充、地方債の利子補填、減収補填債発行の対象税目拡充等、減収に対する的確な財政措置を講ずるとともに、交付等の基本スキームについて早期の情報共有を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症への対応全般に関する財政措置は、不交付団体に多大な財政負担を強いることのないよう、交付税措置でなく地方創生臨時交付金等の制度で適切に措置すること。

イ　地方創生を目的とする「地方創生推進交付金」について、既採択事業のうち本年度分はコロナ禍により当初予定分の執行が困難なことから、来年度以降については、本年度の未執行分を上乗せし、補完する形で採択すること。

ウ　地方消費税交付金について、令和２年度地方財政計画で示された交付見込額からの減収分については、地方財政法第５条の特例債を認め、後年度における元利償還金については、１００％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ　各省庁において、既に令和２年度の補助事業の内示等が行われているが、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事業の再構築の必要があるため、内示済みの補助事業についても、事業の組み替え等の協議に柔軟に対応すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）④

２　経済・雇用対策について

（１）継続的な経済対策の実施について

ア　新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策について、新規採用者の内定取消や解雇、従業員の大量解雇、企業倒産等、国内各事業者への影響が甚大かつ深刻となっている。国においても実効的かつ国民にとって活用しやすい経済・雇用対策を迅速に実施するとともに、これに留まることなく、感染症収束後においても、事業者の事業継続や雇用の維持を下支え、落ち込んだ消費を喚起するための支援を実施すること。

イ　新型コロナウイルス感染症対策においては、科学的な見地に基づく現状分析について政府から明解に国民に説明し、その上で出口戦略等の政策判断を示すこと。

ウ　国が実施する支援策のうち、特別定額給付金のように地方自治体で事務を遂行するものについて、速やかに国民に必要な支援を届けるため、補正予算を成立させる前に自治体に向けて迅速かつ明確に補助スキームを示すとともに、事務手続の簡素化を図り事務負担を軽減すること。

（２）制度融資における信用保証料・利子補給への財政支援等について

中核市が実施する制度融資についても都道府県同様に、借り手が負担すべき保証料及び一定期間の利子を国が支援すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策として経営が逼迫する中小企業者が融資を受ける際の初期負担軽減を図るため、地方自治体が４月３０日以前に緊急的に実施した信用保証料の助成や利子補給等の中小企業者支援の施策について財政措置を講ずること。また、未曾有の国難の折、従前どおりの信用保証料の算定を見直し、保証料率の適正な引き下げを行うこと。

（３）事業者の雇用支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用を維持するため、やむを得ず休業させなければならない事業所が増加しているなか、国の「雇用調整助成金制度」は、手続等が複雑で支給までの時間がかかりすぎるという課題があることから、添付資料の削減、社会保険労務士等の専門家への依頼費用の助成等、申請手続の負担軽減と支給事務の迅速化を図ること。

イ　企業負担分の軽減による雇用維持を目的に独自の上乗せ支援等を実施している地域もあることから、地域の要請に応じて取組に必要な情報提供等に積極的に協力すること。

ウ　雇用調整助成金の助成率及び上限額を引き上げるとともに、制度の対象外となっている事業者にも必要な支援がいきわたるよう、制度の要件緩和や拡充、新たな支援制

度の創設を図ること。

（４）特定求職者雇用開発助成金について

現在、高齢者や障がい者等の就職困難者に限定されている「特定求職者雇用開発助成金」の対象労働者を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い失業した労働者を引き続き雇い入れる事業者も助成対象とすること。

（５）持続化給付金について

ア　「持続化給付金」について、国において申請支援相談窓口を更に充実させるとともに、国民に対し制度の内容や手続の周知を徹底すること。あわせて、事業者に迅速に支援がいきわたるよう手続の簡素化を図ること。

イ　新規創業者で前年の売上と比較できない場合や、事業収入の減少が基準に満たない場合でも資金繰りに窮している事業者等があることから、給付対象要件の拡充を検討するとともに、緊急事態宣言解除後も中小企業・小規模事業者等にとっては先行きの見えない状況が続くため、継続的な給付を検討すること。

（６）事業者に対する家賃補助について

休業等営業自粛や外出自粛要請により、売上が大幅に減少した事業者の事業の継続性を確保するため、家賃等の固定経費に対する中長期的な支援や支払猶予に係る法整備を講ずること。

（７）水道料金等への財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策として行う水道料金及び下水道使用料の減免に伴う財政負担について、市民生活や事業活動の維持は国の責務であるという観点から、国費での財政措置を講ずること。

（８）休業協力金について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置により、事業者に施設の使用停止や施設の営業時間の短縮による休業の協力要請をした場合の「感染拡大防止協力金」については、事業者の事業継続を下支えする重要なものであることから、地域間格差が無いよう、国の責任において財源を保障すること。

（９）公共交通事業者・物流事業者に対する支援について

ア　外出自粛の要請等に伴い、公共交通機関利用者は著しく減少しており、早期に収束したとしても需要の回復までには相当な時間を要することが考えられ、特に経営基盤

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑤

の弱いバス事業者やタクシー事業者においては収支状況の悪化により今後の事業の継続や路線の維持が困難になる状況が懸念される。国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持するため、民間事業者・公営事業者を問わず、公共交通事業者に対しより一層の支援策を積極的に講ずること。

イ　世界的な物流機能の停滞により、物流関係機関についても事業継続に影響が生じている。国民生活や経済活動を根幹的に支える物流機能を維持確保するため、物流関係事業者への支援策を早急かつ積極的に講ずること。

（１０）農林漁業者に対する支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響で外食等が自粛されたことにより、ブランド魚介類や和牛をはじめとする農畜産物等の消費が落ち込んでいる。漁業者は自主的に漁獲規制しているが、このような減収に対して補填するシステムを創出すること。

イ　新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント等自粛の影響で、花きの需要が冷え込み、価格低下を招いていることで、農家経営に重大な影響が及んでいる。花き生産者の安定的な市場出荷・販路の拡大を支援し、経営状況を改善させるため、輸送費等の支援策を積極的に講ずること。

（１１）給食事業者に対する支援について

ア　学校給食の休止により納入できなくなくなったパン・ごはんの提供委託事業者や農畜産物及びその加工品の取扱事業者に対する補償を行うこと。

イ　学校給食に関して、給食物資の供給並びに給食調理業務を受託している事業者について、学校の臨時休業に伴い売り上げが激減している一方、給食再開に向けた従業員の雇用継続に伴う人件費等の負担が増加し、経営を圧迫する危機的な状況が見受けられることから、学校給食を安定して提供するために、これらの事業者に対して必要な財政措置を講ずること。

（１２）卸売市場に対する支援について

卸売市場は住民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、卸・仲卸事業者は大幅な売上減となっても業務継続を図る必要があることから、公設市場においても民間の賃料と同様に卸・仲卸事業者へ施設使用料支払いの助成を行うとともに、法人税の減免等の税制上の措置を講ずること。

（１３）文化芸術・スポーツに対する支援について

ア　イベント等の開催自粛により、休業や公演を中止した芸術家及び文化芸術活動に携わる中小事業者等に対し、雇用の維持と劇場における文化活動の継続を支援するため、

休業中の損失補償制度を迅速に創設するとともに、再開後も当面の間、イベント主催者に向けて必要な財政措置を行うこと。加えて、演劇・音楽等の様々な興行が成り立つよう、事業活動やイベント等の自粛・再開の明確な基準や施設の柔軟な運用方法等を示すこと。

イ　地域に根差したプロスポーツチームが安心してプロスポーツを再開できるよう、関係するプロスポーツ協会等に対して必要な財政措置を講ずること。

（１４）公共施設の休止やイベントの中止等に対する財政支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大による公共施設の休止やイベントの中止等によって、指定管理者等の事業収入の減少や従業員の賃金補填、イベント主催者への返金等が発生した場合、これに伴う地方自治体の負担については、適切な財政措置を講ずること。

（１５）福祉施設・事業所に対する支援について

ア　介護保険及び障がい福祉サービスにおける通所・短期入所サービス等、利用自粛等による減収が生じている福祉施設・事業所に対する経済的な支援策を講ずること。

イ　新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見込めない状況の中、福祉施設・事業所の職員が発熱等で自宅待機となった場合でも、高齢者や障がい者には安定的に福祉サービスを提供することが求められている。福祉施設・事業所が、高齢者や障がい者等へ安定的なサービスを提供できるよう、人材確保に係る財源措置を講ずるとともに、終息後も雇用を維持できるような対策を講ずること。

（１６）観光事業者に対する支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の観光客の大幅な減少により、観光・宿泊・飲食・交通関連事業者への影響は甚大なものとなっており、既に多くの事業者は経営の危機に瀕している。このような観光業、旅客業等に対し、雇用を守り経済を継続するための減収補填策等の対策として、既に実施している持続化給付金等の支援策に加え、観光関連事業者への新たな支援や市独自の支援策への財政支援を講ずること。

収束後においては、今後予定されているＧｏＴｏキャンペーン事業のほか、これまでにない大胆な復興割や高速道路料金の減額等をはじめとした観光の需要喚起策を講ずること。あわせて、観光基盤の整備、大規模な海外プロモーション等、経済活動回復のための十分な支援策を人口・財政規模等による差異を設けることなく全国一律で行うこと。

イ　新型コロナウイルス感染症の影響で東北の観光復興対策事業が実施できない状態

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑥

となっているため、令和２年度が最終年度となっている「東北観光復興対策交付金」の期限を延長すること。

（１７）商業団体に対する支援について

商業団体が行う、集客促進、需要喚起、商業団体の体質強化に効果のあるイベント等取組に要する経費を助成する事業、商業団体の情報発信、マーケティング調査・分析費等の地域商業活性化事業に対し全額の補助を行うとともに、商店街等の公衆衛生向上のための取組や業種・施設の種別ごとに作成したガイドラインに沿った自主的な感染防止のための取組に対し財政措置を行うこと。

（１８）プレミアム付商品券等に対する財政支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者の支援と、感染収束後の地域経済活動の回復に向け、地域での消費需要を喚起するプレミアム付商品券の発行等の事業について、改めて必要な財政措置を講ずること。

（１９）キャッシュレス推進施策の延長・拡充について

２０１９年１０月１日から２０２０年６月３０日までの期間で実施している中小・小規模事業者向けのキャッシュレス導入支援等事業について、市民への消費喚起策として期間延長を行うこと。対象店舗でキャッシュレス決済を行った方に対し実施しているポイント還元については、消費喚起を促すために現行の５％から１０％に引き上げること。また、キャッシュレス決済端末の導入を促すために、店側の決済手数料については、実質２．１７％以下から引き下げること。

（２０）各種支援の申請手続について

ア　補助金、融資等、失業認定手続等の各種支援手続について、円滑な支援の実現と早期の認定、補助金・助成金の支給を実現するため、添付書類の省略等、更なる申請手続の簡略化を図るとともに、郵送申請の拡充、電子申請の導入等を進めること。

イ　特に電子申請については、申請時における感染拡大防止効果も高いことから、全国一律の申請書を用いて国がオンライン申請フォームを構築する、非対面型によるオンライン申請システム「Ｊグランツ」及び「Ｇビズ ＩＤ」の基礎自治体の利用を進める等の措置を講ずること。

ウ　国による新たな経済対策等については、事業者からの総合的な相談に対応するため、国が十分に回線を確保した上で各種施策を総合的・包括的に案内できるコールセンターを設ける等、省庁横断的な施策を紹介するガイダンスを行うこと。

（２１）外国人に対する支援について

ア　今後、非正規雇用や派遣等、脆弱な雇用環境下に置かれている外国人の雇用環境が急速に悪化することが懸念されることから、脆弱な雇用環境下に置かれている外国人の雇用環境改善に資する施策を実施すること。

イ　その他の支援施策実施にあたっても、外国人住民に配慮し、説明資料及び申請書等を日本語の公表と同時に多言語化するとともに、多言語での相談体制を構築すること。加えて、自治体による外国人向け一元的相談窓口の整備、運営のみならず自治体福祉部局や産業部局、危機管理部局等における多言語対応に対しても財政的支援を行うこと。

（２２）住居の確保について

ア　新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇や雇止めにより、住宅の退去を余儀なくされる市民に対し緊急入居用として公営住宅を確保・提供するにあたり、国の財政上の措置を講ずること。

イ　緊急経済対策により支給要件が緩和された「住居確保給付金」及びその支給や自立支援にかかる自立相談業務に要する経費についても、自治体に費用負担が発生しないよう、全額国費で負担すること。

ウ　公的賃貸住宅家賃対策調整補助金のうち、家賃低廉化に係る補助について、増額分を同一入居者への国費補助の総額（240 万円）の枠外とすること。

（２３）新規学卒者等の再就職支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、内定取消を受けた新規学卒者等に向けて自治体が行う再就職支援事業等に対し財政措置を講ずること。

（２４）医療費の支援について

新型コロナウイルス感染症陽性患者の濃厚接触者と判断され、保健所からの要請を受けて PCR 検査を受けることとなった対象者の医療費について、国が補助を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑦

３　医療提供体制の確保、保健所の体制強化について

（１）医療提供体制の総合的な調整について

医療崩壊を起こさないことを最優先として対策に当たるとともに、国民に対し、正確かつ分かりやすい情報提供に努めること。地域ごとに偏在性のある医療提供体制については、国・都道府県が一体となって強い指導力のもと、総合的に調整を図ること。

（２）医療機関への人的支援について

感染症患者への適切かつ安定的な医療提供体制を確保するため、医療機関において医療従事者に一定程度罹患者が発生した場合や感染症患者を受け入れる医療機関に常勤の呼吸器内科専門医がいない場合等において、医師や看護師等を派遣する仕組みを構築する等、人的支援体制を整備すること。

また、感染拡大地域では、一時医療崩壊を招く状況まで逼迫していたことから、第２波に備え、さらなる対応医療機関（入院病床）の確保と、都道府県の垣根を超えた医師・看護師等医療スタッフの派遣を国が指導し医療提供体制を確保すること

（３）医療機関への財政支援について

ア　新型コロナウイルス感染症入院患者の入院を受け入れた協力医療機関や指定医療機関では、一般病床稼働率の急速な低下による入院診療収益の減少のほか、外来診療制限、市民の受診控え等により医業収益全体が大きく圧迫されていることが、全日本病院協会等が実施した４月の利益率に関する調査からも明らかとなっている。収入が減少した協力医療機関・指定医療機関に対し前年同月の病床稼働率との差等から算出した減収分の補填をする等、経営を安定化させるための財政支援を図ること。

また、高齢者等は軽症であっても医療機関で入院加療を行うこととされており、感染症患者の増加によっては一般病床での患者の受入れをする場合には、院内感染防止等の観点から大きな負担が生じることが見込まれることから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合における診療報酬上の臨時的な取扱について対象範囲を拡大させること。

ＤＰＣ導入病院において、医師の判断により保険診療で実施したＰＣＲ検査の費用について、出来高による算定又は行政検査扱いによる公費負担とすること。

イ　空床確保に対する補助の拡充として、新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保の支援の基準額単価（上限@16,000円×空床期間日数）が実態とは大きくかけ離れたものとなっている。５月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第１版）」共通事項の問５で、補助上限額を超える部分について臨時交付金の対象と回答しているが、臨時交付金は地方が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための財源であり、緊急包括支援交付金の基準額単価の設定そのものを抜本的に見直すこと。

また、病棟単位で新たに陽性患者の受入を行う病院については、院内感染を防ぐため、少なからず空床を設ける必要がある。「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第１版）」新型コロナウイルス感染症対策事業の問１３において、新型コロナウイルス感染症患者等が入院することができない使用されていない病床については、病床確保の対象とならないと回答しているが、これらの病床についても空床補償の対象とすること。

また、必要な医療従事者を確保するため、一般の入院患者の受入れを制限し、やむを得ず空床となっている病床についても相当の補償を講ずること。

あわせて、通常医療を提供している病床から感染症患者の受入病床へ転換するにあたり、患者の転院等、相当の人手と日数を費やすことから、それらの準備段階の収益減についても減収分の補填をすること。

地域医療構想を感染症対策の観点から見直すとともに、必要な感染症病床等の整備に対する助成制度を創設すること。また、平時における感染症病床の柔軟な運用を認めるとともに、その維持について国の財源で手当する等支援策を検討すること。

ウ　新型コロナウイルス感染症患者等の受入に当たり、患者や他の医療従事者の安全を確保するため、医療従事者が着用する防護具の調達、入念な清掃や消毒作業、感染症患者との動線を分けるための施設改修等、通常よりも経費が発生しており、経営に多大な支障を及ぼすことから、当該費用をすべて補填すること。

エ　新型コロナウイルス感染症への感染の危険にさらされながら患者対応を行う病院、宿泊施設及びこれらの施設への搬送に従事する職員に対する特殊勤務手当等を含む人件費や、感染拡大防止のために厳格な基準に基づいて自宅待機とした職員の人件費に対する補助制度を創設すること。

今回の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当等の支給に要する経費については、地方公共団体の病院事業会計及び一般会計の財政運営に支障が生じないよう、国において必要な財政措置を講ずること。

「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」（令和２年４月１５日付け事務連絡）や都道府県の要請に応じて設置した、いわゆる地域外来・検査センター、ドライブスルー方式による外来診療等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３１条第１項の要請に基づくものとして、特措法第６２条及び第６３条の補償の対象とすること。

（４）地方の医療・保健に対する財政支援について

ア　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、保健所設置自治体である中核市が感染拡大防止に必要な施策を主体的かつ迅速に実施できるよう、中核市を直接交付の対象とすること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑧

また、医療崩壊と感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう保健所設置自治体に対し重点的に配分するとともに、既に着手済みの事業も対象とする等、交付対象事業の要件を緩和すること。 加えて特別交付税措置を含め、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずること。

イ　現在、医療現場の逼迫が深刻な状況になっており、都道府県では症状別病床の役割分担等の医療提供体制の確保に努めているところであるが、国においても医療提供体制の確保について、都道府県に対する支援を実施すること。

ウ　無症状者や軽症者への対応について、家庭内等での感染拡大や医療体制の崩壊を防ぐため、速やかに宿泊施設等の受入体制を整備できるよう早急に所要の財源措置を講ずること。

（５）保健所の体制強化について

ア　新型コロナウイルス感染症の患者の増加に対応するため、ＰＣＲ検査に特化した施設の設置や帰国者・接触者相談センターの人員体制の強化、検体輸送業務の民間委託化等、保健所の体制の更なる強化に必要な財政的支援を行うとともに、国においても電話相談窓口を拡充する等必要な支援を実施すること。

イ　保健所の体制強化に当たり特に専門職である保健師の確保が喫緊の課題となっていることから、国においては、保健所業務の外部委託先の確保等について健診関係団体等との連携強化を図り、より実効性のある人的支援を行うとともに、外部委託を実効的に進めるため、国や都道府県における一括契約や仕様書、契約書案を提示する等、外部委託に係る事務軽減を図ること。

（６）保健所の対応方法等について

ア　新型コロナウイルス感染症の確定患者となった者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき、入院勧告を行っているが、勧告に従わない者に対しての入院措置に関して具体的な方法を明記したものがないため、ガイドラインや通知等により示すこと。また、入院勧告等における事務処理について、全国共通の見解を示し、具体的な事務処理方法を通知すること。

イ　保健所が実施する帰国者への健康観察等を円滑に実施できるよう、検疫所は、収集した情報を迅速に保健所へ通知するとともに、帰国者に制度の趣旨を十分説明すること。

（７）衛生用品の確保について

ア　保健所や医療機関、地域外来・検査センター等における医療物資については、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95 マスク、保護めがね、フェイスシールド、

タイベック防護服、サージカルガウン等のほか、手指消毒エタノール等が必要不可欠である。現状では、オーバーシュートやクラスター発生時に医療提供体制を維持していく上で、すべての保健所や医療機関等において、これらの医療物資が十分にあるとは言えない状況にある。国においては、確保した数量及び配分先等について情報を開示したうえで、必要数の提供と安定的な生産・供給体制の確立を早急に実現すること。

イ　感染拡大に起因して流通状況が不安定となっている手術用の医療材料について、医療現場の感染防止対策を徹底した上で安定的かつ計画的な医療提供が可能となるよう、常に概ね３か月先までの必要数量が確保（供給）できる体制を構築すること。

ウ　マスクや消毒液、非接触型体温計等の感染拡大防止資機材については、災害時の避難所となる施設、老人福祉施設、介護施設、障がい者福祉施設、保護施設、生活困窮者一時宿泊施設、地域包括支援センター、自立相談支援機関、児童福祉施設、学校施設、放課後児童クラブ、インフラ維持の担い手及び緊急搬送を担う救急隊等に対して、国の責任において早急に必要数量を調達し配布する等、供給体制を強化すること。

（８）検査について

ア　新型コロナウイルス感染症の患者及び疑い患者等のＰＣＲ検査を確実かつ速やかに実施するため、各都道府県の衛生研究所や保健所設置市及び民間検査機関の検査体制の充実、都道府県の枠にとどまらない広域的・総合的な検査体制を構築すること。

イ　感染が疑われる方に対して確実にＰＣＲ検査を実施するため、不足している検査試薬、検査機器等の生産・供給が円滑に進むよう国において体制整備を進めるとともに、地方への財政支援の拡充を講ずること。

ウ　新たに開発される検査機器、試薬の認可について、薬事承認や保険適用の迅速な対応を図ること。また、より精度を高めた「抗原検査キット」を早急に開発、普及すること。

エ　無症状者の罹患状況や抗体保有状況等を把握し、集団免疫の評価等に資するほか、ＰＣＲ検査を補完する検査として診断に活用できるよう、抗体検査の実施体制を早急に整えること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑨

４　教育・子育てへの支援について

（１）ＩＣＴ環境整備、ＧＩＧＡスクール事業について

ア　児童生徒への端末の貸与、学校及び家庭でのネットワーク環境の確保、授業動画等の作成及び配信を可能にするシステムの整備等、児童生徒の遠隔での学習を保障するため、必要な財政措置を講ずること。また、ＩＣＴを活用し自宅に居ながら学べる環境等の実現を目指すため、ＧＩＧＡスクール構想により整備する学習者用端末についてＬＴＥ通信に対応する端末等を導入できるよう、端末整備に係る十分な補助単価の設定をするほか、運用に事実上必要となるＬＴＥ通信（モバイルルータを含む）利用に係る月額使用料、端末機器の初期設定費、保守管理、更新、学習用及び授業支援のソフトウェアライセンスやソフト保守、指導者用端末の購入、校内通信ネットワークの保守管理の費用、家庭の通信回線使用料等を含む各種経費についても財政措置の対象とする等、補助制度の拡充を図ること。

イ　高速かつ安定したネットワークを担保するため、現状支援の対象外となっている学校から外にあるインターネット回線の増強及びそれに係る回線使用料の増加に対しても、国庫支出金による財政措置を講ずること。

ウ　財政措置に関しては、複数年の執行を可能にする制度設計とすること。特に、既に着手している整備事業に対する財政的支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い資材の調達が全国的に困難になる等当該整備事業の進捗に支障を来たしていることから、繰越を認める等の特例的措置を講ずること。

エ　新型コロナウイルス感染症の拡大は、サプライチェーンにも影響を与えており、端末を始めとした情報通信機器が市場から枯渇するとともに、発注から納入までの期間が通常よりも時間を要するような状況となっている。自治体において必要な端末を着実に確保できるよう、国が全国の要望を取りまとめて民間事業者と調整を行うとともに、１人１台端末の納入完了予定日の後ろ倒しを可能にする等、整備完了時期について、柔軟に対応すること。

（２）給食等に対する支援について

ア　令和２年４月以降、学校設置者の独自の判断により、新型コロナウイルス感染症対策として学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行い、学校給食を休止する場合においても、学校給食費の返還等事業を補助対象とするとともに、地方自治体が独自に学校給食費の無償化等、学校給食費の支援事業を実施している場合においても、休止した学校給食費等に相当する経費について、引き続き補助の対象とし、全額を負担すること。

イ　児童・生徒の居場所確保のための「昼食」提供支援事業について、令和２年（2020年）３月２日に遡り、補助制度を創設すること。

（３）修学旅行に対する支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期に伴い発生する費用への支援が国において示されたが、その内容はキャンセル料が中心となっている。修学旅行実施に向け、実施時期や行先等の計画変更においても新たな費用が発生することがあるため、財政的支援策を充実させること。

イ　緊急事態宣言の期間延長に伴い、支援の対象となる期間を延長するとともに、修学旅行同様に宿泊を伴う学校行事等へ対象を拡大すること。

（４）ひとり親・貧困世帯に対する支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の休校に伴い、家庭での養育が余儀なくされている状況である。特にひとり親家庭においては、就労と養育の両立に困難を抱え、経済的影響を受けやすいと考えられることから、今後の経済状況や雇用状況を踏まえた継続的な経済的支援を行うこと。

イ　児童扶養手当等を受給する世帯に対し、自治体が独自に世帯ごと又は児童の人数に応じた上乗せ給付金を支給しているが、自治体間の格差も生じていることから全国一律の経済的支援を行うこと。国による支援を実施する場合、市民に対しスムーズかつ効果的な支給が行えるよう、児童扶養手当制度の運用実態を踏まえた支援制度とすること。

ウ　新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により、児童扶養手当の受給世帯と同程度まで所得が減少し、生活に困窮している子育て世帯に対しても経済的支援を行うこと。

（５）その他、地方の教育・子育てに対する財政支援について

ア　臨時休業中及び学校再開後の児童生徒の心のケアのためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校防止のための支援員の拡充に必要な人的・財政的措置の拡充及び創設を行うこと。

イ　国庫補助（10／10）である特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業（令和２年３月13日付 障発0313第５号）について、４月以降も３月同様に継続的に実施をすること。

ウ　DV被害の増加に対応できるよう、市におけるDV被害者や同伴児童等への支援にあたって連携・協働が不可欠な、地域の民間活動団体の機能強化を図るため、国において財政的支援策を講ずること。

エ　臨時休業中の特別支援教育支援員、学校図書館支援員等に関して、働く場の確保を

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑩

行うことによる人件費の増額について、財政措置の拡充を行うこと。

オ　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための活動自粛や休業要請等によって、家計急変による就学援助の認定数の増加等が見込まれることから、各自治体が単独で実施している準要保護者に係る支援についても十分な財政措置を講じ、国庫補助対象とすること。

（６）衛生用品の確保について

ア　消毒液、非接触型体温計については、学校施設等での調達に関する国庫補助はあるものの、一部省庁で実施しているような優先調達の仕組みがなく、学校施設、放課後児童クラブ、図書館や博物館、公民館、青少年教育施設等の社会教育施設、屋外運動場等の社会体育施設等においては入手困難な状況が続いていることから、これらの施設に対し、消毒液、非接触型体温計を必要な数量を速やかに配布できるようにするため、省庁統一して優先調達ができるような仕組みを構築すること。

イ　母子保健事業について、「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和２年４月 10 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・母子保健課）及び「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」（４月 27 日付け同局長）において、定期的な電話・訪問等での把握を求められているが、エタノールやマスクの入手が困難な状況が継続しているため、それらの各自治体への供給保障を行うこと。

（７）入試等について

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校期間が学校によって異なることから、中学入試、高校入試を受験する児童生徒に不利益が生じることがないよう、実施すべき学習内容の削減並びに次年度以降の回復措置及び入試の出題範囲や評価（学習、スポーツ、その他特色ある活動等）に対し、国としての方針を明確に示すこと。

（８）保育施設等従事者に対する支援について

緊急事態宣言の期間においても、保育所、放課後児童クラブ等は休業することなく業務を行っている。そのような状況の中、感染リスクを抱えながら日々業務にあたっている保育施設等従事者（保育士・看護師・管理栄養士・指導員等）の負担は計り知れず、加えて全国的な保育の人手不足も懸念されることから、保育施設等従事者を対象とした特別手当等の制度を新設すること。

（９）子ども・子育て支援交付金について

子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置分について、令和元年度に引き続き、国の負担割合を１０分の１０とすること。

また、「一時預かり事業」、「病児保育事業」実施施設等においては、利用児童数激減により、補助金額が大幅に減額となり、運営が成り立たないことが想定される。ついては、新型コロナウイルスの感染防止のための利用自粛による利用実績ではなく、当初計画していた人数で算定した補助基準額にする、過去３か年度の平均値を使用することを可能にする等、柔軟な対応を講ずること。なお、前述の内容に係る取扱いについては、あらためて通知やFAQ等を発出し、明確に示すこと。

（１０）預かり施設の確保について

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、養護が必要な子どもや障害のある子ども等を預かる施設が受入自粛や受入時間短縮を行っており、保護者に大きな負担がかかっているため、養護が必要な子どもや障害のある子ども等の預かり施設を確保・拡充すること。また、両親が患者として入院した場合等、子どもが濃厚接触者であっても適切に保護できるよう、受入体制を整備する取組に対して支援すること。

（１１）大学生に対する支援について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響により、親の収入または学生本人のアルバイト収入が減少し、大学等に在籍し生活を続けることに支障をきたしている。

国においては、高等教育の就学支援新制度及び貸与型奨学金で家計急変対応をとってきたほか、新たに学生支援緊急給付金給付事業を創設されたが、学生支援緊急給付金給付事業では、各大学等に対象学生の推薦枠が設けられる等、全ての希望する学生に経済的支援がいきわたらない恐れがある。ついては、各大学等に配分する推薦枠を撤廃する等、全ての困窮している大学生等に対して、確実に支援を行うとともに、必要な財源は国において確保すること。

イ　大学生等からの修学の継続等に関する相談について、各大学等において対応がなされているが、国の就学支援新制度や新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業の申請受付等によって、十分に学生の相談に応じられない状況が想定されることから、国においても修学の継続等に関する相談窓口を設置すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑪

５　事業・事務の実施方法について

（１）デジタルトランスフォーメーションの推進について

ア　情報通信技術の活用により自治体業務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、行政手続の完全オンライン化や職員のテレワークの実現を目指すこと。また、自治体が推進するにあたり、財政的及び技術的支援を行うこと。

イ　ＷＥＢ会議をパブリッククラウドで使用できるようにし、自治体においてはＬＧＷＡＮ経由で、業者等においてはインターネット経由でＷＥＢ会議ができる仕組みを早急に構築すること。もしくは、ＷＥＢ会議のサービスについて、ＬＧＷＡＮ-ＡＳＰへの参入を国から各業者に強く働きかけること。

（２）国勢調査の延期等について

ア　新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、第２波への懸念もある中で、調査員となることに不安を覚える市民が多く、成り手不足が深刻な自治体もある。令和２年国勢調査について、各市町村が万全の調査体制を確保できるよう各種支援策を講ずるとともに、各市町村の実情に応じ調査票配布や提出・報告期限等調査期間の延長を可能とすること。

イ　国勢調査を行う手法について、調査を介した新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、調査員を介さない郵送、オンライン回答等、安全な調査方法を検討するとともに、調査方法の変更によって各市に新たな経費が生じる場合は必要な財政的支援を講ずること。また、国勢調査が安全かつ円滑に実施できるようガイドライン等を整備し、国勢調査の重要性、採用した調査方法等の安全性について国民から理解を得られるよう、早い段階から、様々な媒体を活用して国民に周知すること。

（３）事業実施の考え方について

ア　各市において延期・中止している健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・がん検診・保健指導の健康増進事業や、母子保健法に定める集団で実施する健康診査について、実施の可否を判断する統一的な基準を定めること。また、事業実施の際の感染予防対策について、遵守事項を詳細に記したガイドラインを作成すること。

イ　保健事業における長期的な感染拡大防止対策を実施するにあたり、その対策に係る詳細な情報を提供するとともに、体制整備に係る人的支援をはじめ、資機材等の物的支援及び財政的支援を講ずること。

ウ　新型コロナウイルス感染症に関する事務における、個人情報の取扱い（支援事業における個人情報の目的外利用や外部提供等の可否・感染症予防法の観点からの市民への情報提供等）について、各地方公共団体における個人情報保護条例に判断を委ねるのでなく、法的措置を講ずること。若しくは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の措置として必要なものとして考え方を示すこと。

（４）事業・事務の延期等について

ア　社会福祉施設の指導監査に係る周期等を定める施行令・国通知等の取扱いの変更について、早期に周知すること。

イ　法令によって策定が定められている障害福祉計画・障害児福祉計画の策定スケジュールについて、１年程度延長する等の措置を可能とすること。また、国の基本指針の見直しで示された成果目標及び活動指標について、新型コロナウイルス感染症の影響を加味したものに見直すこと。

ウ　介護保険法では、３年ごとに、３年を１期とする計画の策定が義務付けられており、計画に基づき、介護保険料が設定される。来年度からが次期計画期間となるが、現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今年度中の策定が困難な自治体においては今期の計画の期間を１年延長する等の措置を可能とすることや、次期計画を策定した場合にも介護保険料を据え置ける財政措置や、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した者に対する保険料軽減措置を強化する等、市民生活に影響の出ないような対策を講ずること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑫

６　その他、地方に対する支援について

（１）国民健康保険料等について

ア　国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染する等した被保険者に対する傷病手当金については、同感染症の国内感染拡大を受けた緊急対応として、国が財政支援を行うものであるが、支給対象を被用者に限定している。しかしながら、自営業者やフリーランス等、様々な就業形態の被保険者においても休みやすい環境を整備することが必要であることから、国において支給基準を示し、財政支援の対象を拡大すること。

イ　国民健康保険については自営業者等の加入者が多いことで、今年度は徴収猶予や収納率の悪化等により、来年度は所得減少に伴う徴収すべき保険料（税）自体の減少により、国民健康保険料（税）の収納額の不足が懸念されることから、収納不足を補填し、国民健康保険財政の安定化を図るために交付金・貸付金制度の充実を図ること。

ウ　保険者努力支援制度における評価指標の一つである、特定健診・特定保健指導の実施率について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び医療確保のための事業自粛に伴う影響を考慮した評価とすること。

エ　令和２年４月９日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」において保険料減免への財政支援が示されたところであるが、当該被保険者が介護保険サービスの利用者である場合に、利用料の支払いにも困窮することが想定されることから、介護保険法第50条、第60条等に基づく利用者負担等の減免を実施する場合の財政支援について所要の措置を図ること。

（２）入院医療等に要する経費について

市が負担する、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に要する経費及び新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するための検査に係る経費について、その全額を国庫により負担すること。

（３）保育料の減収に対する財政措置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所、放課後児童クラブ等において、市からの登園自粛要請により、保護者が家庭保育に協力した場合の保育料減額分に係る市の歳入減については、国が全額財政措置を講ずること。

（４）公共工事費用に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による、公共工事受注者からの工事の一時中止の申し出について、受発注者の協議の上実施する工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、受注者による感染防止対策に必要となる費用等について、自治体の負担が大きいことから、国において国庫補助や臨時交付金の十分な財政措置を講ずること。

（５）地域における感染拡大防止について

ア　新型コロナウイルス感染症の影響により、自治体における衛生用品の使用頻度は格段に増加している。地域における感染症等の拡大を防止し、新しい生活様式を実践するため、マスク・手指用アルコール消毒剤・アルコール除菌剤・使い捨て手袋等、ウイルス感染防止に不可欠な物品について、市場への安定的な供給の確保を図るよう更にメーカーに対して支援を行うこと。

イ　検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船内で感染症のクラスターが発生した場合の対応については、市中で発生したケースと同様、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応するものとされている。しかし、大型クルーズ船における集団感染にはマンパワーが限られる地域の保健所では対応できないことが思慮される。また、多国籍の乗員についての様々なオペレーションに関する交渉や調整、クラスター調査等についても国の支援が必要となることから、国の主導のもと対応することを明記した法整備を行うこと。

（６）避難所における感染症対策について

避難所における新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策に十分な衛生環境の確保のためのマスク、手指消毒薬、体温計をはじめとする物資の配備について、必要な財源を恒久的に制度化すること。また、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策として、「三密」空間となることを避ける宿泊施設等を活用した避難所についても財政的な措置を講ずること。

（７）福祉施設・事業所に対する支援について

ア　消毒液のみならず、マスク、ガウンや非接触型体温計等の新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたって必要な資器材については、障害者福祉施設等に従事する職員等に対して必要数を速やかに配布できるよう、国において供給体制の確保に継続的に取り組むこと。また、これらの資器材の必要量の調査にあたっては、都道府県のみならず、福祉施設・事業所の指定権者たる中核市等へも確実に情報が行き渡るよう配慮すること。

イ　社会福祉施設等で感染者が発生し濃厚接触者となる職員の代替職員が確保できな

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和２年５月26日）⑬

かった場合でも、入所者の安全・安心が確保できるよう、代替職員を派遣調整できる仕組みを構築するとともに、応援体制の構築に取り組む事業者への支援を行うこと。

（８）介護事業者に対する支援について

介護サービスの継続支援について高齢者やその家族の生活を維持するために、十分な感染防止対策を前提とし、介護サービスが継続されるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

ア　要介護・要支援者が新型コロナウイルスに感染したことにより、必要な介護サービスを受けることが困難となった場合は、自宅での療養の継続が困難な場合もあることから、無症状又は軽症等については、介護の機能を持った無症状及び軽症者の宿泊療養のための宿泊施設を設置し、優先的に当該施設で受入れできるようにすること。

イ　介護施設等の施設・居住系サービスにおいて集団感染（クラスター）が発生した場合にもサービスの継続に必要な人員体制が維持されるよう、令和２年度国補正予算「社会福祉施設等の介護職員等の確保支援」の実施主体である都道府県に対し制度の活用を積極的に促すとともに、その他の専門職の派遣についても速やかに実施すること。

ウ　要介護・要支援者の同居家族等が新型コロナウイルスに感染していることが明らかとなった際は、重篤化のリスクが高い濃厚接触者の要介護者等に対し介護を行うことは困難である。残された要介護者等が生活を維持できるよう、適切な介護サービスが提供されるよう対策を講ずること。また、要介護・要支援者が濃厚接触者に該当した際は、14日間の自宅待機を待たずに優先的にＰＣＲ検査を受けさせることが可能となるよう、検査体制へのより一層の人的・財政的支援を行うこと。

エ　濃厚接触者等に介護サービスを提供するためには、担当職員を他の利用者と分ける必要があることから、他のサービス利用者との調整も必要となる。調整にかかる費用や、場合によっては他の利用者を断ることにより失われる通常の収入について、臨時的な介護報酬の取扱いに加えて、早急に必要な財政的支援を行うこと。

オ　介護現場で働く職員のメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知すること。

カ　新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、利用者等の生活に欠かせない介護サービスの継続的な提供に尽力している介護職員に対し、特別手当等を支給する等、処遇の改善を図ること。

（９）生活インフラ事業者に対する支援について

生活インフラ(水道・下水道、廃棄物処理関連)を支える事業者について、確実に防護服やマスク等がいきわたるよう、国の主導のもと必要な物品の確保を行うこと。

（１０）風評被害の抑制について

新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関、廃棄物処理事業者等については適切に業務を行っているにもかかわらず不当な扱いを受ける等、風評被害に苦しむケースが見受けられることから、これらの風評被害を最小限に抑えるため、関係省庁において広報の強化を図ること。

（１１）聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化について

遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業について、都道府県が積極的に進められるよう強く促すとともに、希望する市町村については実施主体となれるよう制度の拡充、支援の強化を図ること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）①

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急要望

令和２年８月２７日

千葉県市長会
千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

現下の新型コロナウイルス感染症は、千葉県においては感染者数が２，８００人を超え、県内の市町村では、住民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、全力で対策に取り組んでいるが、未だにその収束は見えていない。

病院や福祉施設、学校など様々な施設でクラスターが発生し、また、家庭内感染の増加、さらには感染経路不明者の割合も高くなっている。
「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の実践により、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくための取組が重要となっている。

医療機関等では、ＰＣＲ検査が必要な者がより迅速かつ円滑に検査が受けられるよう検査体制の強化を図っていく必要があるが、感染者の増加とともに、保健所や医療機関の負荷は高まっており、医療検査体制の維持にかかる人的・物的・財政的な課題が顕在化している。

このような中、今後の更なる感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくためには、県（国）と市町村が十分連携して、様々な課題に積極的かつ早急に取り組んでいく必要がある。

ついては、下記の事項について、早急に措置するよう強く要望する。

記

１　情報共有・連携等について

（１）感染者情報等の迅速な提供について
市町村が的確及び迅速に感染拡大防止に対処するため、感染拡大防止対策につながる詳細な情報（全ての感染者、

－１－

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）②

濃厚接触者の行動歴、学校・保育所等の所属、市町村別の陽性率や検査人数等）や医療等提供状況（ホテルや病院の稼働率なども含めた医療体制の逼迫度）について情報共有を行うこと。特に、市内勤務で市外在住の場合には、市町村が把握できないため、感染者の勤務先所在地について情報提供を行うこと。

（２）市町村単位での感染者状況の公表について
発災時における「災害」と「感染症」のふたつの難を避けるための「在宅避難」については、市町村の感染者（自宅療養者等）状況を伝えることで、その重要性や必要性の理解を深めることができる。ついては、災害時における在宅避難の重要性や必要性を発信するため、市町村単位での感染者状況（自宅療養者数等）を公表すること。

（３）新型コロナウイルス感染症患者の移送体制に係る消防と保健所との連携について
新型コロナウイルス感染症患者の移送については、保健所の業務であるが、感染者数の増加に伴い、消防が対応する事例が増えている。保健所の移送体制の構築には時間がかかっており、また、休日や夜間の連絡体制についても同様の状況である。このため、現場の滞在時間が延長し、患者の負担となっている状況等を解決するため、保健所を中心とする患者移送体制を至急構築すること。

（４）新型コロナウイルス感染症対策に関する人権擁護及び情報管理について
① 感染者への不必要な情報（特に学校の児童生徒）や憶測による噂が広まること等により、感染者や家族に対する不要な詮索や差別が生じ、感染症に係る善意の申出を潜伏又は遅延させ、疫学調査等の必要な対応を阻害している。そのため、特に職業等の個人の特定に繋がる内容の公表については、十分に精査すること。

② 県と保健所設置市で公表する情報に差異が生じているため、十分連携しながら公表内容を統一すること。また、保健所設置市が公表する情報において「調査中」の案件については、その続報が判明した場合、保健所未設置の市町村にも可能な範囲で即座に情報提供すること。

（５）臨時医療施設の設置について
臨時医療施設の開設により、設置する市の救急医療等に影響を及ぼす恐れがあるため、準備段階から当該市と十分に調整を図ること。

（６）テレビ会議の実施について
新型コロナウイルスに万全な対策を取るため、市町村長が内容を正確に把握できるよう対話による情報交換も必要となる。ついては、国及び県が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、県と市町村が、迅速でより緊密な情報共有を図るため、市町村長とのテレビ会議を実施すること。

２　医療・介護サービス提供体制の拡充等について
（ＰＣＲ検査の拡充、病院への財政支援、保健師の確保等）

【ＰＣＲ検査の拡充】

（１）ＰＣＲ検査体制の充実について
① 感染の拡大を防止し、住民の安心に資するよう、検査対象要件及び検査体制の拡充を図り、検査対象者を拡大すること。また、行政検査の対象でない者が検査を受ける場合、検査費用を軽減する措置を講じること。

② 検査を必要としている者が速やかに受けられるよう「地域外来・検査センター」を設置し、検査体制の確保や強化を図るため人的・財政的支援を講じること。また、検査可能な医療機関について、周知を図ること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）③

③　感染者が増加した際の迅速な対応や行政検査対象者の拡大に備えて、十分な人数の職員を確保するなど、保健所の体制強化を図ること。

④　高齢者等、重症化リスクの高い者と接する高齢者福祉施設等の職員が優先的に検査を受けられるよう、検査体制を整備すること。

【医療提供体制の強化】

（２）医療提供体制の充実について
　医療提供体制を確保するため、市町村と十分連携しながら、病床確保を進めるとともに、医師・看護師・保健師等の医療従事者を確保すること。

（３）宿泊療養施設等の確保について
　無症状や軽症者を受け入れる宿泊療養施設等の確保については、県内各地域において、それぞれ地域の実情を踏まえた必要数を確保すること。

（４）自宅療養の財政負担について
　宿泊施設以外、自宅での療養を開始する場合についても患者の健康観察や配食サービス等の市町村に人的・財政的な負担が生じることのないようにすること。

（５）要支援者が感染した際の対応強化について
　要支援者（障害者、認知症患者、精神疾患患者、妊産婦、新生児、小児、透析患者、要介護者等）が感染した際の受入先の確保が困難であるため、医療体制の整備を進めること。また、要支援者の家族が陽性となった場合の要支援者の受入先の調整や人材の派遣などについて各市町村の支援をすること。

－４－

【医療機関等への財政支援】

（６）医療機関等への財政支援について
　県、医療圏、市町村の連携のもとに、地域の医療提供体制の維持確保・強化を図るため、医療機関等への財政支援の拡充を図ること。また、感染への懸念から、利用控えが原因で減収となった介護サービス事業者や歯科医院を含む医療機関等の経営持続化のため、減収分に対する補償も合わせた支援を図ること及び感染症患者受入れのための空床確保に伴う空床補償の更なる拡充を図ること。

（７）疑い患者への対応強化と財政支援について
　疑い患者受入協力医療機関について、本県はいまだに同医療機関の指定がされていない。感染拡大防止の観点から様々な対応が求められる中で、必ず隔離が必要であることから「疑い患者専用病床」を確保しているにも関わらず、補助金は対象外となっている。また、陽性患者の有無に関らず多くの医療機関で業務負担は増加し、外来、入院ともに収益は減少している。ついては、病床確保が減収拡大の要因とならぬよう、同医療機関の指定を早期に行うとともに、減収分に対する財政措置を講じること。

（８）ＰＣＲ検査の検体採取業務に対する費用支弁スキームの構築について
　医療機関が保健所から依頼されて行うＰＣＲ検査の検体採取業務については、防護服の着脱や環境の消毒等を要することから、心理的・時間的な負担と医療資材に係る経費が生じているが、その検体採取業務に係る費用は支払われていない。通常の医療提供と並行して対応している医療機関への支援として、特に、ＰＣＲ検査の検体採取業務については、負担に見合う費用を支弁するスキームを至急構築すること。

－５－

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）④

【医療提供体制その他】

（９）感染症対策ＤＭＡＴの派遣について
　社会福祉施設や公立小中学校等のクラスターに対応するため感染症対策ＤＭＡＴを派遣すること。

（10）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について
　「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について、県内の感染者が増加している状況を踏まえ、給付の対象となる勤務の期間を延長し、７月１日以降の日についても対象とするとともに、都道府県からの役割設定の有無に関わらず、同じ業務に従事する医療従事者等への給付金額を平等にすること。

（11）医療資材の安定供給について
　①　住民を守るために必要となる衛生資材は、必要な時期に、必要な量を適正な価格で取得可能となるよう、需要と供給のバランスを総合的に管理し、物資不足が生じないようにすること。

　②　消防機関において必要となる医療資材（Ｎ９５マスク、防護服、手袋、人工鼻及びエタノール等）の確保が難しいことから、現在、医療機関優先となっている資材の供給について、消防機関も優先的に確保できるよう措置を講じること。

　③　医療機関において不足している医療資材（アイソレーションガウンやマスク等）の生産・安定供給について、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、必要な資材の安定供給に万全を期すこと。また、医療機関における院内感染を防止するための医療資器材の安定供給にも対応すること。

（12）高齢者施設及び障害者施設でのクラスター発生に伴う職員の人材確保について
　高齢者施設及び障害者施設でクラスターが発生した場合、施設利用者や職員に多大な影響を及ぼし、各施設でのサービスの低下が懸念される。施設でのサービスを維持するため、各事業所間の連携を図ることや、県施設協会等と連携し協力支援体制を構築するなど、職員の人材確保ができるよう県が主体的な役割を果たすこと。

３　地域経済に対する支援等について

（１）企業支援の継続及び生産性向上に向けた取組の強化について
　①　新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響や長期化を踏まえ、今後の企業における事業の継続などにつなげるため、既存の支援制度の延長や新たな支援策を講じるなど、県内企業のニーズへ的確に対応し、県内経済への打撃を最小限とするため、千葉県中小企業再建支援金の延長など、県内における継続的・機動的な支援策を講じること。

　②　経済の活力を支える雇用面においては、経済活動の停滞により多大な影響が生じることが懸念されるため、人材不足の業種への転職や業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の創出につながる新たな対策を講じること。

　③　ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、感染防止を契機とした社会変革を一気に加速させるよう、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、ＩＴインフラへの投資促進など企業におけるＩＣＴ環境構築を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）⑤

（２）中小企業等に対する支援について
　雇用調整助成金等の国が実施する事業者支援措置について、期間を延長すること及び支援の拡充を行うよう国に対し働きかけること。

（３）継続的な経済対策の実施について
　新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化に伴う地域経済の悪化や経済活動の縮小等により、影響を受けている事業者等の事業継続のため、継続的に経済対策を実施するよう国に対し働きかけること。

４　自治体の体制強化、財政支援等について
（市町村への財政支援等）

（１）地方税の減収を補うための財政支援について
①　地域経済を回復させるため市町村が独自に実施する事業に対し、財政支援を行うよう国に対し働きかけること。

②　今後の更なる感染拡大により新たな財政需要が生じる場合には、迅速に事業が実施できるよう十分に財政支援を行うこと。

（２）減収に対する財源措置等について
　新型コロナウイルス感染症により、かつてない大幅な減収が見込まれるため、令和３年度以降の安定的な財政基盤及び財源確保に関し、次の事項について措置を講じるよう国に対し働きかけること。
①　地方税収の大幅な減少による財源不足に対し、財政力に関わらず特別交付税等で補填するなどの財源措置を講じること。

②　財源確保のため、更なる減収補填の措置や減収補填債の対象の税目について、地方消費税等を含めるなどの拡充をすること。

③　減収補填債の算出方法について、令和元年度の実績額を基準として比較するよう、算出方法を見直すこと。

④　税収不足を補うため、市町村が後年度に負担を残さない財政支援をすること。

（３）地方財源の充実強化について
　新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれ、これにより減収等により財政運営が益々厳しくなることから、公平な財政支援策を講じるため、自治体の実情に配慮した交付税措置の見直しをするよう国に対し働きかけること。

（４）一般財源総額の確保について
　令和３年度以降も税収が大幅に減収となることが予想されるため、安定的な財政運営に必要となる地方交付税などの一般財源総額を確保するよう国に対し働きかけること。

（５）緊急包括支援交付金の活用に係る実施計画の早期決定について
　高齢者施設及び障害者施設でのクラスター発生に伴う職員不足を回避するための「人材確保」・「応援派遣に関する体制の構築」等について、具体的な取組指針が国から示されたが、これらの取組の財源となる緊急包括支援交付金の交付対象者は都道府県であり、同交付金の活用については、県の実施計画に計上するものを交付対象とするため、県の予算化や事業化の遅延により市町村の対応が滞らないよう至急決定すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和２年８月27日）⑥

（６）地方自治体への更なる財政支援等について
　緊急経済対策として国から交付されている地方創生臨時交付金について、次の事項について措置を講じるよう国に対し働きかけること。
①　同交付金の算定に当たっては，自治体の財政力によることなく、自治体の人口や感染状況等の合理的な基準により算定すること。

②　感染症対応の長期化が想定されることから、今年度以降も地方創生臨時交付金等の交付による切れ目のない財政支援を実施すること。

③　地域経済は予断を許さない状況のなか落ち込みの立て直しを図るため、新型コロナウイルス感染症拡大防止策や経済活動の回復も考慮し、地方創生臨時交付金を増額すること。

５　その他

（１）警察との連携について
①　繁華街における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、警察の繁華街パトロール活動等と連携を図り、接待を伴う飲食店などに対し、感染の拡大防止に向けた取組の徹底を呼びかけるなど対策を講じること。
②　県内の運転免許センターにおいては、免許更新等で多数の来場者があるため、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、抜本的な混雑防止対策を講じるとともに、講じた対策について、各自治体に対して速やかに情報提供を行うこと。

（２）外国人留学生等への支援について
　外国人留学生は、生活費を自分で賄っていることが多いが、感染症の影響で経営が悪化した就労先から十分な説明

を受けなく休職を強いられた留学生も数多くいる。帰国が困難な滞在者等については、在留期限等の規制が緩和されているものの、生活費を支援する公的制度がないことから、困窮に瀕している留学生等に対し生活費の支援を講じること。

令和２年８月２７日

千葉県知事　森　田　　健　作　様

千葉県市長会長　鎌ケ谷市長　清　水　　聖　士

千葉県町村会長　東 庄 町 長　岩　田　　利　雄

プール方式による検査手法の導入にかかる緊急要望（令和２年12月８日）

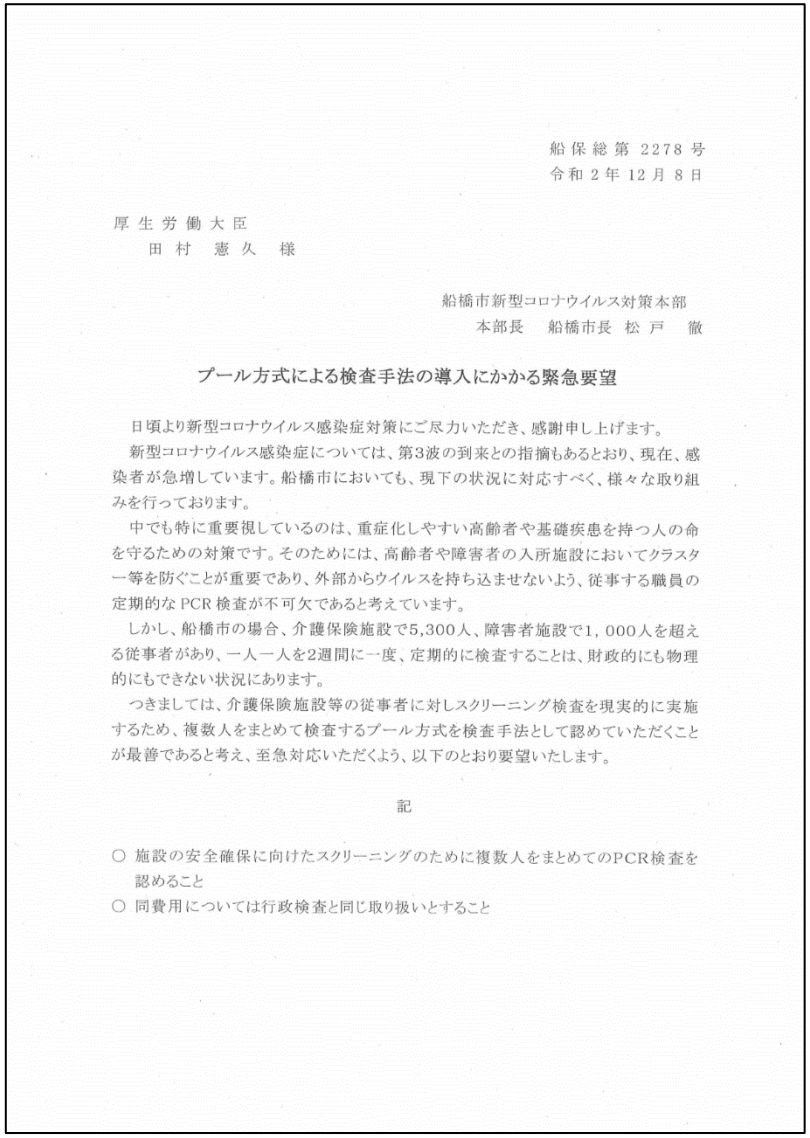

船保総第 2278 号
令和２年 12 月８日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長 船橋市長 松戸 徹

プール方式による検査手法の導入にかかる緊急要望

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、第3波の到来との指摘もあるとおり、現在、感染者が急増しています。船橋市においても、現下の状況に対応すべく、様々な取り組みを行っております。

中でも特に重要視しているのは、重症化しやすい高齢者や基礎疾患を持つ人の命を守るための対策です。そのためには、高齢者や障害者の入所施設においてクラスター等を防ぐことが重要であり、外部からウイルスを持ち込ませないよう、従事する職員の定期的なPCR検査が不可欠であると考えています。

しかし、船橋市の場合、介護保険施設で5,300人、障害者施設で1，000人を超える従事者があり、一人一人を2週間に一度、定期的に検査することは、財政的にも物理的にもできない状況にあります。

つきましては、介護保険施設等の従事者に対しスクリーニング検査を現実的に実施するため、複数人をまとめて検査するプール方式を検査手法として認めていただくことが最善であると考え、至急対応いただくよう、以下のとおり要望いたします。

記

○ 施設の安全確保に向けたスクリーニングのために複数人をまとめてのPCR検査を認めること
○ 同費用については行政検査と同じ取り扱いとすること

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和３年２月５日）①

新型コロナウイルスワクチン接種に関する
緊急要請

令和３年２月５日
中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、全国民を対象に順次実施することとされている。ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の収束に向け大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に対し、保健所機能を有する中核市が果たす役割・責任は非常に大きいものと考えている。

一方、全国６０市で２，２３３万人の住民を抱える中核市においてワクチンの接種体制を確立するに当たっては、ワクチン接種に関する具体的な情報と、多様な地域特性を踏まえた接種スキームを構築するための十分な支援が必要である。

これまで各都道府県と綿密な連携を図りながら万全に実施してきた新型コロナウイルス感染症対策と同様に、国民へのワクチン接種についても安全かつ円滑に実施できるよう、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要請する。

記

Ⅰ　ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

（１）ワクチン接種に必要となる費用について、とりわけ人口規模が大きく広域な中核市においては膨大な事務作業及び多様な経費が必要となり、実際の費用との大きな乖離が想定されることから、全国一律で負担金単価を引き上げること。

（２）負担金を超える部分に対する補助金について、広範な市域と多くの人口を有する中核市における必要経費は、国が示す上限額を大きく上回ることが想定される。今般、国における第三次補正予算の成立に伴い、補助金の上限額が一定拡大されたところであるが、各自治体が早期に接種体制の構築を行う中で負担の生じることがないよう、引き続き全額国費による財政措置を講ずること。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和３年２月５日）②

２　ワクチンの接種体制の確保について

（１）各自治体において円滑にワクチンの接種体制を構築するため、ワクチンの供給量や供給時期、モデルスケジュール、必要な様式等について、迅速かつ詳細に自治体へ情報提供すること。特に、ワクチンの供給量や供給時期等に変更があった場合は、速やかに自治体へ情報提供すること。

　ワクチン接種の有効性、安全性、アナフィラキシーショック発生時の対応方法等、ワクチン接種に関する具体的事項についても、自治体が関係機関等と情報共有することが出来るようなガイドライン等を示すこと。

（２）ワクチン接種の実施に当たり、市町村・医療機関の過重な負担とならないよう配慮するとともに、必要な備品（ファイザー製ワクチンの希釈用シリンジや針等）は国が調達し配送すること。

（３）自治体がワクチンの接種体制を確立するためには、医療機関等との連携が不可欠であることから、通常診療に影響が出ないよう、衛生用品の安定供給や新たに発生する経費の負担等、医療機関等に対し最大限の支援を行うこと。また、医療機関が集団接種に医師、看護師を派遣した際に、派遣元医療機関の通常診療に影響が出ることから、協力金等による財政支援を講ずること。

（４）ワクチンの接種体制構築について、これまで各自治体が医師会等と構築してきた体制を活用するため、現在示されている体制を基本としつつも、自治体の実情等にあった柔軟な体制を認めること。また、接種の方法についても、地域の実情等に合わせて接種順位を決められるようにする等、弾力的な運用を認めること。

（５）現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。

　また、医療人材の確保に当たり、非常勤の看護師等の勤務時間が増え、所得税法上の扶養控除を受けられなくなることが一つの障壁になっている。ワクチン接種に従事する者に対する租税特別措置法を至急整備する等により、医療従事者の経済的不利益が生じないよう配慮すること。

（６）中核市における保健所は保健所機能と本庁機能を兼ね備えており、ワクチンの接種体制構築や各種感染症の拡大防止に加え、行政サービスの提供も実施している。未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれず、対策の長期化が懸念される中、改めて保健所の体制・機能強化を図るよう、国において人材育成、体制整備の考え方や財政支援など更なる支援を行うこと。

３　ワクチン接種の推進に向けた環境整備について

（１）ワクチン接種を推進するに当たり、一人一人が個人の責任で接種の判断ができるよう、国民に対しワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスクなど、接種に関する十分な情報の提供や、ワクチン接種にかかる制度の啓発に取り組むこと。

　一方、接種率の公表は各自治体が自主的に判断して行うものであり、国として公表する場合は、自治体間の競争を誘発し、風評被害や住民に対する偏見を助長することがないよう、国全体や都道府県単位での公表とするなど、十分配慮すること。

　また、接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、接種を受けないことで日常生活において不利益を被らないよう、広報・周知を行うこと。

（２）多忙な職種においても確実にワクチン接種を受けられるよう、国として「新型コロナワクチン接種休暇」のような特別休暇の付与を産業界へ要請する等の環境整備を進めること。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和３年２月５日）③

４　ワクチン接種に係るシステムの運用について

ワクチン接種円滑化システム（Ｖ－ＳＹＳ）やマイナンバー連携による個人の接種記録管理システムに関して、更に詳細な情報提供を行うと共に、各自治体が構築を進めている予約受付システムとの連携をとれる仕様とする等、運用において自治体の新たな負担が生じないよう配慮すること。また、システムの運用や入力業務などの事務的な業務については、医師会の事務局等が一元的に実施することを可能とする等、医療機関等の負担軽減を図ること。

令和３年２月５日

中　核　市　市　長　会

緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望

（令和３年３月26日）

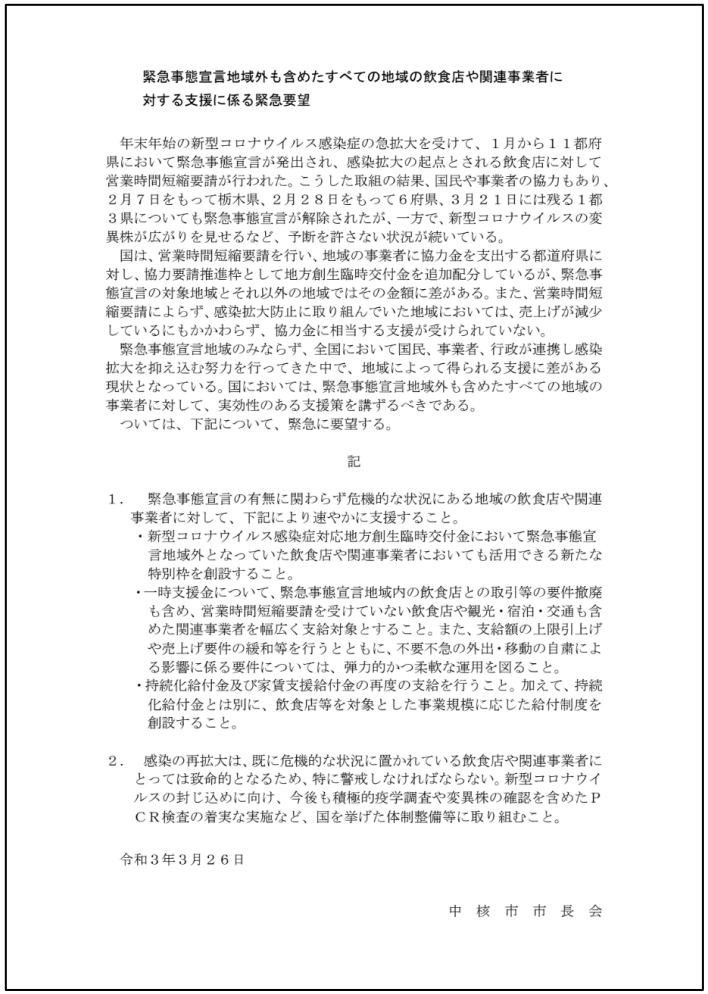

緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、１月から１１都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、２月７日をもって栃木県、２月２８日をもって６府県、３月２１日には残る１都３県についても緊急事態宣言が解除されたが、一方で、新型コロナウイルスの変異株が広がりを見せるなど、予断を許さない状況が続いている。

国は、営業時間短縮要請を行い、地域の事業者に協力金を支出する都道府県に対し、協力要請推進枠として地方創生臨時交付金を追加配分しているが、緊急事態宣言の対象地域とそれ以外の地域ではその金額に差がある。また、営業時間短縮要請によらず、感染拡大防止に取り組んでいた地域においては、売上げが減少しているにもかかわらず、協力金に相当する支援が受けられていない。

緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携し感染拡大を抑え込む努力を行ってきた中で、地域によって得られる支援に差がある現状となっている。国においては、緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の事業者に対して、実効性のある支援策を講ずるべきである。

ついては、下記について、緊急に要望する。

記

１．　緊急事態宣言の有無に関わらず危機的な状況にある地域の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外となっていた飲食店や関連事業者においても活用できる新たな特別枠を創設すること。

・一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。

・持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。加えて、持続化給付金とは別に、飲食店等を対象とした事業規模に応じた給付制度を創設すること。

２．　感染の再拡大は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的となるため、特に警戒しなければならない。新型コロナウイルスの封じ込めに向け、今後も積極的疫学調査や変異株の確認を含めたＰＣＲ検査の着実な実施など、国を挙げた体制整備等に取り組むこと。

令和３年３月２６日

中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について（令和３年４月13日）①

要　　望　　書

令和３年４月１３日

京葉広域行政連絡協議会

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について

京葉３市は、東京都と近接し、通勤や通学などの生活や経済活動に伴う往来が活発であるという地域特性から、これまで高い危機感を持ち各市独自の感染症対策に取り組むとともに、県に対し地域の実情に応じた柔軟な対応を求めてきたところです。

しかし、緊急事態宣言解除後、国を挙げて感染再拡大防止対策を講じている中、東京都では感染の再拡大の懸念や変異株の拡大が報じられており、特に、変異株については、子どもへの感染拡大の恐れや、３０代から５０代も重症化する傾向が指摘されていることから、さらなる対応の強化が求められます。

また、京葉３市の地域では新規感染者が急激に増加する兆しが見られており、こうした中、市民の命と健康を守り、地域経済への影響を最小にとどめながら、様々な課題に対応するためには、県を含めた広域的な連携をより密に図り、積極的かつ早急な対応が求められるところです。

ついては、下記の事項への対応について緊急要望いたします。

記

（１）県が行う新型コロナウイルスの感染防止等に係る各種対策については、県内全域で一律の実施とするのみならず、地域や自治体ごとの実情や特性に応じた柔軟な対応を図ること。併せて、地域単位での新規感染者の感染経路、重症度や変異株感染の状況、医療提供体制への影響など各自治体が活用できる情報を迅速かつもれなく共有すること。（市川市、浦安市）

（２）感染者数は先の緊急事態宣言期間を上回ることが懸念されるため、県において、病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者への対応など、医療提供体制の整備を強化するとともに、迅速かつ的確な入院調整等を行うこと。また、ＰＣＲ検査については、高齢者施設、病院、学校、保育所等で感染者が発生した場合には、引き続き利用者および施設の関係者に対する積極的なＰＣＲ検査を行うとともに、変異株に係る検査の拡大に向けて検査体制の強化を図ること。（市川市、浦安市）

（３）新型コロナウイルスワクチンは、感染症対策の大きな切り札であることから、配分に当たり、高齢者人口の比率のみならず、感染者数の状況などを考慮して行うこと。

また、国に対して、より一層のワクチンの確保と共に、自治体の接種計画が円滑に進むよう、自治体ごとの納品数や日程などの詳細を少なくとも３週間前に示すよう、強く働きかけること。

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について（令和３年４月13日）②

（４）変異株については、地域住民の注意喚起を促すため、個人のプライバシーに十分配慮した上で、現在の県単位の一括発表ではなく可能なエリアについては協議の上、自治体ごとの発表とすること。

令和３年４月１３日

千葉県知事　熊　谷　俊　人　様

京葉広域行政連絡協議会

会長　松　戸　　徹

船橋市長　　松　戸　　徹

市川市長　　村　越　祐　民

浦安市長　　内　田　悦　嗣

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加支援に係る緊急要望（令和３年５月７日）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による
追加支援に係る緊急要望

新型コロナウイルス感染症の変異株の急拡大を受けて、１都２府１県において緊急事態宣言が発出され、また７県においては、まん延防止等重点措置が出されている状況の中、全国の中核市では緊急事態宣言が発出されている地域などと同様に感染拡大防止対策や事業者支援に取り組んでいる。

また、３月２６日には「緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」を中核市市長会から要望し、飲食店や関連事業者などへの支援に活用できる新たな特別枠の創設をお願いしたところである。

こうした中、４月３０日の閣議において、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の創設が決定されたことは評価するものの、交付対象は都道府県とされている。

全国６２市２，２９５万人の住民を抱える中核市は、保健所を有し感染症対策の中心的な役割を果たすとともに、圏域の中枢都市として、飲食店をはじめ多くの中小事業者が所在している。広域的な観点で取り組む都道府県に対する支援に加え、中核市が地域の実情に応じ地域経済活動及び市民生活の維持・回復に向けて実効性のある対策を引き続き推進できるよう、下記のとおり要望する。

記

１．　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）において都道府県分とは別に、中核市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策に活用できる新たな特別枠を創設すること。

令和３年５月７日

中 核 市 市 長 会

「飲食業を始めとする地域経済を支える事業者への支援」及び「新型コロナウイルス感染症対策に関する財政措置の拡充等」に係る緊急要望（令和３年６月30日）

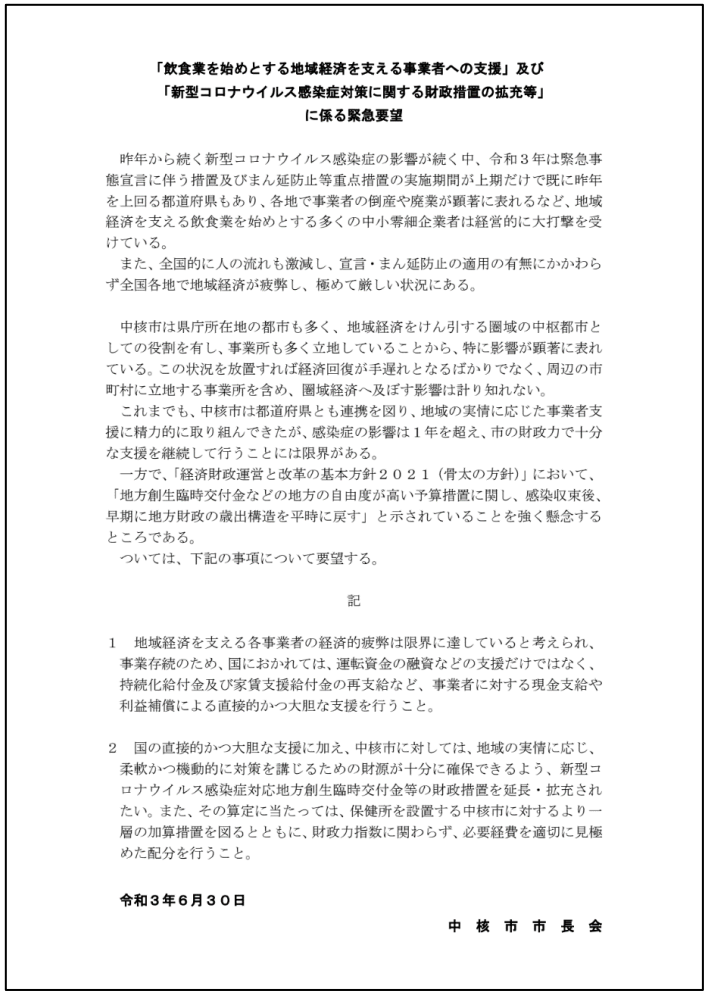

「飲食業を始めとする地域経済を支える事業者への支援」及び
「新型コロナウイルス感染症対策に関する財政措置の拡充等」
に係る緊急要望

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和３年は緊急事態宣言に伴う措置及びまん延防止等重点措置の実施期間が上期だけで既に昨年を上回る都道府県もあり、各地で事業者の倒産や廃業が顕著に表れるなど、地域経済を支える飲食業を始めとする多くの中小零細企業者は経営的に大打撃を受けている。
また、全国的に人の流れも激減し、宣言・まん延防止の適用の有無にかかわらず全国各地で地域経済が疲弊し、極めて厳しい状況にある。

中核市は県庁所在地の都市も多く、地域経済をけん引する圏域の中枢都市としての役割を有し、事業所も多く立地していることから、特に影響が顕著に表れている。この状況を放置すれば経済回復が手遅れとなるばかりでなく、周辺の市町村に立地する事業所を含め、圏域経済へ及ぼす影響は計り知れない。
これまでも、中核市は都道府県とも連携を図り、地域の実情に応じた事業者支援に精力的に取り組んできたが、感染症の影響は１年を超え、市の財政力で十分な支援を継続して行うことには限界がある。
一方で、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１（骨太の方針）」において、「地方創生臨時交付金などの地方の自由度が高い予算措置に関し、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す」と示されていることを強く懸念するところである。
ついては、下記の事項について要望する。

記

１　地域経済を支える各事業者の経済的疲弊は限界に達していると考えられ、事業存続のため、国におかれては、運転資金の融資などの支援だけではなく、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給など、事業者に対する現金支給や利益補償による直接的かつ大胆な支援を行うこと。

２　国の直接的かつ大胆な支援に加え、中核市に対しては、地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に対策を講じるための財源が十分に確保できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財政措置を延長・拡充されたい。また、その算定に当たっては、保健所を設置する中核市に対するより一層の加算措置を図るとともに、財政力指数に関わらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

令和３年６月３０日

中 核 市 市 長 会

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望（令和３年６月30日）

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、対象年齢を定め、順次実施することとされている。ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の収束に大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に向け、圏域の中枢都市としての役割を有し、保健所を設置する中核市が果たす責任は大きいものと考えている。

４月からの一般向け接種の開始後、これまでの間、国において接種の加速化を図るため、大規模接種や職域接種などを推進されている。中核市においても、国からの要請を受け、当初の予定を前倒し、接種の加速化を図るため精力的に取り組んでいるところであるが、実施に当たっての課題が山積している。

ついては、ワクチン接種を希望する全国民に対して安全かつ円滑に実施できるよう、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要望する。

記

１　ワクチンの安定供給について

国が示した方針に従って、７月末までに６５歳以上の高齢者への接種完了を目指し、医療機関の協力を得て、接種を加速している一方で、ファイザー製ワクチンについては、７月から供給量が減少し、８月以降の供給量が国から示されておらず、職域接種の申請増加等によりモデルナ製ワクチンの供給も不透明である。

今後、６４歳以下の方への接種が本格的に始まり、接種対象者が増えていくため、各自治体が混乱なく円滑な接種を行えるよう、ファイザー、モデルナのいずれのワクチンについても、自治体が求める必要量を確実に確保するとともに、接種の加速化や前倒しにも対応し、遅滞なく供給すること。

また、仮に十分な供給が困難な場合は、国の責任において、その状況と理由について国民に説明するとともに、接種計画に支障が出ないよう、具体的な配分時期及び配分量の見通しについて、早期に情報提供すること。なお、自治体はワクチンの必要数を適正に見積もり、要求していることから、要求量に基づいて配分すること。

２　ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

（１）各自治体においては集団接種や大規模接種、企業による職域接種など様々な取組を進めているところであるが、身近なかかりつけ医療機関で接種を受ける方も多く、今後も個別接種は大きな役割を担っていくと考えられる。

６４歳以下の市民に対する個別接種も着実に進められるよう、現在、高齢者の個別接種を促進するために実施されているワクチン接種対策費負担金による接種費用の上乗せや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による追加支援策について、希望するすべての方への接種が終了するまで期限を延長すること。

（２）接種事業は前例のない大規模事業である上、国の方針に従い、接種を加速化するため、各自治体が工夫を凝らし、集団接種を始め地域の実情に応じた取組を推進している。接種体制確保事業費については、自治体の負担が生じないよう、先例に基づいた補助対象経費の判断をすることなく、積極的な支援を行うこと。

３　職域接種について

（１）職域接種については、接種の加速化を図るための有効な方策の一つであることから、申請受付の再開時期を早期に示すとともに、希望する企業等に対して、申請承認やワクチン供給が滞りなく円滑に行われるようにすること。

（２）商工会議所等が中心となり、企業等に対する接種体制を構築する場合に、実施に向けての障壁とならないよう、必要となる経費については自治体による接種と同様に国が責任をもって全額負担すること。

（３）接種回数等の最低要件を満たさないため、職域接種を希望する企業等が実施できない場合があるため、自治体接種の実施に影響のない範囲で要件緩和を検討すること。

４　ワクチン接種に対する偏見や差別の解消について

接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、職場や学校、その他あらゆる場においてワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷は絶対に許されるものではなく、このようなことが生じないよう、国において全国的な啓発や相談窓口の設置を行うこと。

５　事業の推進に当たって

各自治体は、これまで国からの通知に基づき、計画的に接種体制を構築し、取り組んでいることから、方針等の見直しに当たっては、自治体向けに速やかに情報提供を行うとともに、自治体に対するこれまでの通知との整合性や自治体の準備状況を勘案し、現実的な内容となるよう、十分留意すること。

令和３年６月３０日

中　核　市　市　長　会

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望（令和３年10月６日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

中核市は、市民の命と健康を守るため、都道府県と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んできた。９月３０日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置がすべて終了したものの、引き続き全国的に予断を許さない状況が続いている。

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）について、国は、希望する全ての対象者への接種を本年１０月から１１月にかけて終えることを目指し、接種の加速化を推進してきたことから、各中核市は国の方針に対応し、地域の実情に応じた接種体制を構築し、接種の加速化を図ってきたところである。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、希望者へワクチンが行き渡る時期を見据え、ワクチン・検査パッケージや飲食店の第三者認証等を活用した行動制限の緩和についての考え方が示され、今後、国において、日常生活回復に向けた感染防止対策と社会経済活動の維持との両立に向け、具体的方策が議論されようとしている。

長引くコロナ禍からの出口戦略についての検討が進められることに期待をする一方で、制限を緩和することによる感染再拡大や、ワクチン・検査パッケージの導入によるワクチン接種を受けていない方への差別的取扱いの増加などが懸念されるところである。

ついては、新型コロナウイルス感染症対策や、検討に当たって留意すべき事項に関し、下記のとおり緊急に要望する。

記

１　新型コロナウイルス感染症対策について

（１）主要な医療資源を有している中核市が、都道府県と連携し、保健所の人員増を含めて、新型コロナウイルス感染症対策における地域医療体制を充実するための施策を積極的に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の補助対象事業の拡充など、一層の財政支援を行うこと。

（２）自治体が独自に行う無症状者に対する検査、医療機関等への各種支援に係る実施費用について、必要な財政支援を行うこと。

２　ワクチン接種について

（１）国の目標である早期接種完了を達成するため、ワクチン供給の前倒し及び増量を行うとともに、都道府県や職域・大学等での接種についても、更に促進すること。また、個別接種を促進するために実施されている接種費用の時間外・休日加算について、希望する全ての住民への接種が完了するまで継続すること。

（２）３回目の接種事務については、自治体の意見を十分に踏まえるとともに、スケジュールや対象者、実施手順を明確にし、速やかに情報提供を行うこと。

また、自治体の事務負担も考慮し、これまで示されていた事務手続きと整合性を図るとともに、契約事務等において弾力的な運用を可能にするなど自治体が円滑に業務を進められるよう事業スキームを構築すること。さらに、経費については、現状同様、全額国費とし、職員人件費についても国費の対象とするなど自治体の取組を最大限支援すること。

（３）３回目の接種の実施においては、住民の接種歴（１回目、２回目）等の把握を迅速かつ正確に行うことが必要であるが、現状では、住民登録がされている自治体のみに接種歴情報等が集約されているため、転居先の自治体はこれらの情報を把握できない状況にある。こうしたことから、３回目の接種に当たっては、他自治体がＶＲＳ等で保有している接種者の接種歴情報等を活用できるよう国が法整備などを進め、自治体が安全かつ円滑に接種券発送事務などを進めることができるよう見直しを図ること。

（４）ファイザー製のワクチンが減少し、各自治体において接種スピードが鈍化した反省を踏まえ、今後のワクチン供給については、数量が不足することがないよう自治体への供給計画を明確化すること。

３　ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた検討について

（１）「ワクチン・検査パッケージ」の実施については、ワクチン接種証明の有無により、過度に日常生活の制限を行うことは憲法に抵触する可能性もあることから、その要否について慎重に検討されたい。

実施する場合においては、ワクチン接種を受けていないことで日常生活に支障をきたさないよう、また、差別的な取扱いがされないよう、周知啓発及び相談体制を充実させること。

さらに、国民が必要な時に身近な場所で、気軽に受けることができるワクチン接種や検査体制の更なる充実に、国としても精力的に取り組むこと。また、様々な事情によりワクチン接種を受けることができない方もいることから、検査において個人負担を生じさせない制度設計を行うこと。

（２）「ワクチン・検査パッケージ」における接種証明については、国民・事業者の理解が得られるよう、適切に運用するとともに、その内容を周知すること。

（３）現在、海外渡航を目的に自治体で発行している接種証明書について、今後、デジタル化する方針が示され、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」では、国内での活用についても示されたところである。デジタル化の実施に向けては体制の整備や市民への周知などに時間を要することから、早期に運用指針や具体的な行程等を示すこと。また、自治体がその業務を担うこととなる場合は、自治体の負担とならないよう、制度設計を行うとともに、これまでの発行事務と同様に事務に要する経費について全額国が負担すること。

令和３年１０月６日

中　核　市　市　長　会

地域経済を支える事業者等への支援に係る緊急要望（令和３年10月６日）

地域経済を支える事業者等への支援に係る緊急要望

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和３年は全国的に緊急事態宣言に伴う措置及びまん延防止等重点措置の実施期間が長期に及び、飲食業や観光業を始め、地域経済を支える多くの中小零細事業者は経営的に大打撃を受けている。

また、全国的に人の流れも激減し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用の有無にかかわらず全国各地で地域経済が疲弊し、極めて厳しい状況にある。

さらに、事業者の経営困難に伴い、雇用関係が不安定な非正規労働者、特にひとり親家庭などが生活の危機に直面し、子どもたちの日々の食にも影響が及んでいる。

中核市は県庁所在地の都市も多く、地域経済をけん引する圏域の中枢都市としての役割を有し、事業所も多く立地していることから、特に影響が顕著に表れている。この状況を放置すれば経済回復が手遅れとなるばかりでなく、周辺の市町村に立地する事業所を含め、圏域経済へ及ぼす影響は計り知れない。

本年８月に示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の追加交付において、都道府県分とは別に新たに市町村分が交付されることとなったことは、中核市市長会としても要望してきたことであり、高く評価するところであるが、引き続き、国による力強い支援が必要である。

ついては、下記の事項について要望する。

記

１　地域経済を支える事業者の事業存続のため、国におかれては、運転資金の融資などの支援だけではなく、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給や月次支援金の継続給付など、感染症の影響を受けている事業者に対する現金支給や利益補償による直接的かつ大胆な支援を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、事業者がより活発に経済活動を実施できる環境整備や、新分野展開・業態転換等に果敢に取り組める支援策の充実を図ること。

２　長期化する緊急事態宣言等で不安定な雇用関係におかれる非正規労働者、特にひとり親家庭等生活に困窮する世帯に対し、現状に応じた社会保障制度の拡充を図るとともに、直接的生活支援策を講じること。

３　国の直接的かつ大胆な支援に加え、中核市に対しては、地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に対策を講じるための財源が十分に確保できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財政措置を延長・拡充するとともに、交付手続の簡素化を図られたい。また、その算定に当たっては、保健所を設置する中核市に対するより一層の加算措置を図るとともに、財政力指数に関わらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

４　「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」において、各分野における制限緩和の基本的方向性が示されたところであるが、具体化に向けた議論と併せて、事業活動の迅速かつ確実な回復に向けた強力な消費喚起策を実施すること。

令和３年１０月６日

中 核 市 市 長 会

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）についての緊急要望（令和３年12月14日）

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）についての緊急要望

１１月１９日に国が決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、１０万円相当の子育て世帯への臨時特別給付が示され、現在、第２０７回臨時国会では先行給付金を除く５万円相当のクーポンを基本とした給付事業費を盛り込んだ補正予算案が審議されている。このクーポンを基本とした給付については、経済対策において「地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする」と示されているところである。

クーポンによる給付は、消費喚起の効果が明確であり、地域商業の振興の観点で有効である一方、対象となるサービス・商品の範囲、利用店舗の設定など、事業に係る事務手続きが煩雑となる。また、迅速な給付を実現するという観点では、現金による給付が最適な方法と考えられる。

このように、給付方法は、様々な意見があり、また各地方自治体の実情も地域や自治体規模により異なることから、地方自治体自らが判断できることが望ましい。

ついては、下記の事項について緊急に要望する。

記

1　経済対策で示された、「５万円相当のクーポンを基本とした給付」については、条件を設けることなく地方自治体の判断で現金給付またはクーポン給付を選択できるようにすること。

2　現金給付については、先行給付の５万円の現金と併せて支給できるようにすること。

令和３年１２月１４日

中 核 市 市 長 会

市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の見直しに関する緊急要望（令和４年２月３日）

市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の
見直しに関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症の症例がわが国で最初に確認されてから、既に２年が経過した。中核市はこれまでの間、保健所設置市として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしてきたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上、新型インフルエンザ等感染症と位置付けられ、２類感染症相当としての対応が求められている。

各中核市は、保健所外も含めた全職員一丸となって、第５波までの感染の波を何とか乗り越えてきたが、現在、感染が急拡大しているオミクロン株については、感染力が強いことから、今回の第６波は、第５波までの感染者数を大きく超える爆発的なスピードで感染が拡大しており、保健所業務がこれまでにないほどひっ迫している。

オミクロン株について、世界保健機関は「免疫系を障害し、再感染やブレイクスルー感染のリスクは高く、高齢者や基礎疾患を有する人にとって重症化するリスクは依然としてある」とする一方、「鼻やのどなどの上気道の炎症を引き起こしやすく、他の変異ウイルスと比べて肺まで達して重症化するリスクは低い」という見解を示している。

こうした状況の中、第５波までと同様の対応を続けていると、重症化リスクのある方へのアプローチが遅れ、市民の命と健康を守れなくなる恐れがある。また、増加する軽症・無症状の感染者や濃厚接触者への対応いかんによって社会・経済活動が停滞し、市民一人ひとりの日常生活の維持もできなくなることが強く危惧される。

私たちは、保健所を設置する中核市の市長として、新型コロナウイルス感染症対策を持続可能なかたちで継続するとともに、市域の社会・経済活動を維持することで、市民の命・健康と、市民が安心して暮らせる社会とを、ともに守らなければならない。

こうした視点のもと、新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて、以下のとおり要望する。

１　オミクロン株はデルタ株に比べて病原性が低いという情報がある。病原性の低い変異ウイルスによる感染拡大期には、膨大な数となっているすべての陽性者に対して行う積極的疫学調査や療養支援のほか、感染症法に基づく就業制限や入院勧告、感染症の診査に関する協議会の審議・意見聴取を実施することは、保健所の対応職員を増員しても極めて困難である。ついては、積極的疫学調査や療養支援等を感染対策上科学的な意義をもって実施できるようにするとともに、対象については重症化リスクの高い方などに重点化し、国においてその統一的な基準について示すなど、限られた行政資源・医療資源を重症化リスクの高い方への対応に集中させることができるよう、制度設計を行うこと。

２　今回の第６波の課題を踏まえ、市民の命を守るための重点化を図る観点から、新型コロナウイルス感染症については、現在の感染症法で規定されている全数を直ちに届け出る扱いを見直し、新たな届出基準を策定すること。

策定にあたっては、重症化のリスク因子となる疾患等がある場合や、入院の必要性がある場合など、直ちに届出が必要となる場合を限定し、これ以外の無症状病原体保有者や軽症と診断された場合は、感染症法に基づく届出のあり方を見直すことも含めて検討すること。

令和４年２月３日

中 核 市 市 長 会

★　船橋市新型コロナウイルス感染症対応の振り返り　★

令和６年 11 月

発行：船橋市

編集：船橋市保健所健康危機対策課